武雄市史

下巻



流　鏑　馬

（武雄



塚崎城古図



住吉城古図

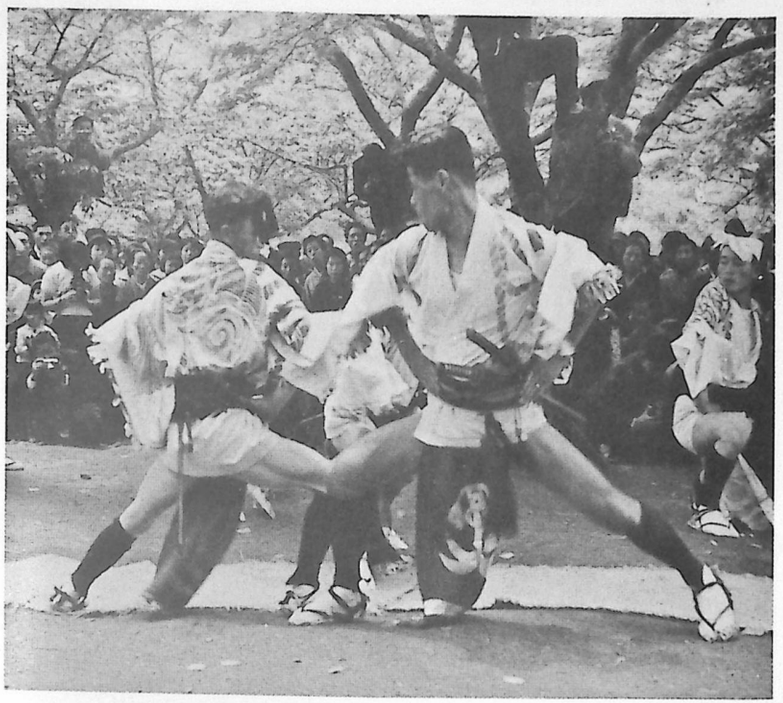

荒　踊　り



くどづくりの民家

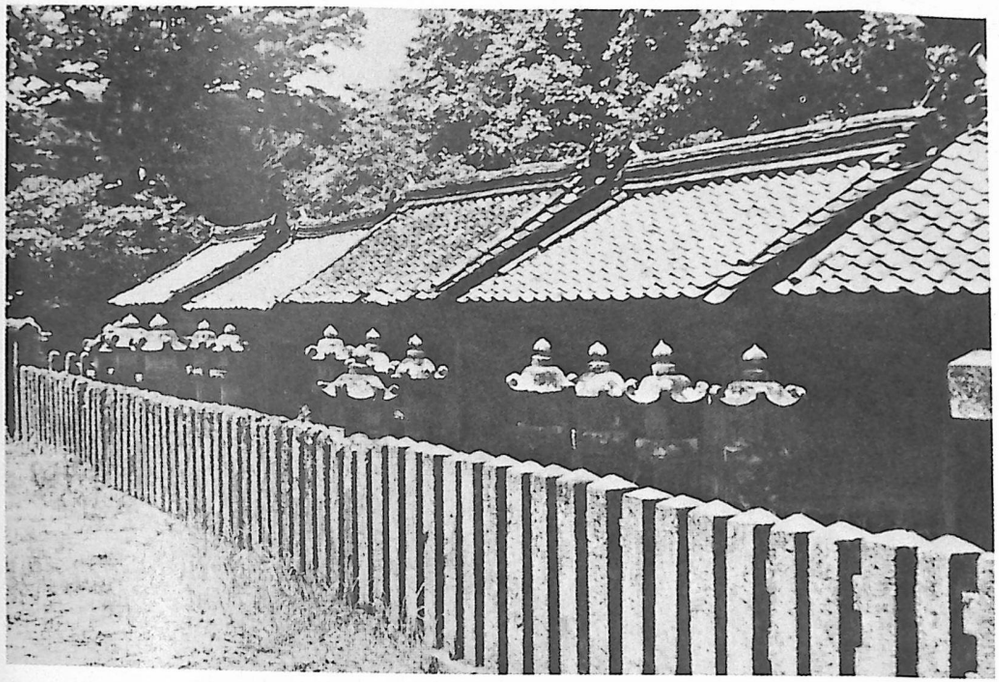

鍋島家歴代の霊屋



月舟の筆跡

例言

一、本書は武雄市史上・中・下三巻のうちの下巻として、民俗・古跡と伝統・人物の三編のほか、雑集の一編、都合四編を収めた。

各編の執筆者は、次のとおりである。

民俗編	眞名子磯夫
古跡と伝統編	中島平一
人物編のうち三、各界に活躍した人々	中島平一
雑集編のうち二、原始杵島文化	中島平一

以上のほか、次の諸項は故石井良一の遺稿である。

人物編のうち一、中世末期・近世初期における後藤家歴代

二、武雄の旧家

雑集編のうち一、武雄近世史における諸問題

一、巻末に武雄市史年表を付載した。第一・二巻の通史執筆者がそれぞれ執筆した時代分を担当作成した。

一、文中の人名は、参考ないし典拠として掲出した論文・編著の執筆者名をも含めて、すべて敬称を省略させていただいた。

一、故石井良一遺稿は、かつて同氏の遺著『武雄史』に掲載されたものの一部である。特殊な文語体で書かれているところは一般の理解を容易にするために、若干文体を改めた。

一、雑集のうち、〝原始杵島文化〟は、原始時代に武雄盆地を中心として成立した政治圏ないし文化圏の存在したことを主張しようとする試論であって、自然、本書上巻の原始時代・古代一両編の記述と内容的に齟齬するところのあることをことわって置く。

武雄市史　目次（下巻）

例言

民俗編

一　総観……二
二　生産……四
(一)　生産暦……四
(二)　仕事と用具……五
(三)　仕事着……七
三　食事……九
(一)　毎日の食事……九
(二)　特別食……七
四　住居……三
(一)　家屋……三
(二)　かまど・いろり……三
五　社会生活……六
(一)　共同生活……六

(二) 組と講……一三三
(三) 一生の儀礼……一三五
六　交易と運搬……一六六
(一) 交　易……一六六
(二) 運　搬……一七三
七　行事と芸能……一七六
(一) 年中行事……一七六
(1) 煤たたき……一七六　(13) 四月八日……一九五　(25) 八　朔……二一五
(2) 正月の餅搗き……一七七　(14) 川　祭　り……一九六　(26) 供　日……二一六
(3) 歳の晩……一七九　(15) 花　見……一九七　(27) 亥の子祭り……二一三
(4) 正　月……一八一　(16) 弁財天祭り……一九八　(28) お日待ち……二一四
(5) 七日正月と鬼火たき……一八三　(17) 五月節句……二〇〇　(29) 神待ち……二一六
(6) もぐら打ち……一八五　(18) 田祈禱とサナボリ……二〇一　(30) お　祭　り……二一七
(7) 十五日の力餅……一八八　(19) 七夕祭り……二〇三　(31) 初湯の式……二一三
(8) 二十日正月……一八九　(20) 雨　乞　い……二〇五　(32) お逮夜とお誕生日……二一三
(9) 節　分……一九〇　(21) 虫　追　い……二〇七　(33) 武雄神社の歩射祭り……二一四
(10) 花いり祭り……一九一　(22) 夏　祭　り……二〇八　(34) 朝日小学校の席書会……二一五
(11) 彼岸ごもり……一九三　(23) お　盆……二〇九　(35) だご念仏……二一六
(12) 桃の節句……一九四　(24) 若木の盆綱引き……二一三　(36) 兵庫祭り……二一四

(37) 大日の前田祭り……二一三　(38) 足軽祭りと戦争祭り……二一四　(39) 大山路のなます祭り……二一五
(二) 郷土芸能……二一八
(1) 荒　踊　り……二一八　(5) 太鼓浮立……二二一
(2) 舞い浮立……二二三　(6) 豊年三助踊り……二二三
(3) 面　浮　立……二二六　(7) 相撲とり踊り……二二五
(4) 鐘　浮　立……二二九
八　民間信仰……二二七
(一) 石造物……二二七
(1) 六地蔵石幢……二二八　(6) 肥前鳥居……二三〇
(2) 太神宮碑……二二五　(7) 狛　犬……二三一
(3) 庚申塔……二三二　(8) その他の石造物……二三四
(4) 道祖神……二三五
(5) 猪鹿塔……二三七
(二) 俗　信……二三〇
(1) 気象に関する俗信……二三一　(5) 衣・食・住に関する俗信……二三三
(2) 死・霊に関する俗信……二三三　(6) 社会一般に関する俗信……二三四
(3) 身体と起居・動作に関する俗信……二三五
(4) 吉凶・縁起に関する俗信……二三九

九　史話・伝説……三三五
(一)　史　話……三三五
(1)　武雄神社の霊感……三三五
(2)　柏岳の戦いと繁昌の薬師堂……三三八
(3)　日鼓城の悲劇……三三九
(4)　丹州堀の由来……三三一
(5)　白石弥五郎と心巴和尚……三三三
(6)　矢筈と前田備前守利清……三三五
(7)　広福寺と伊達政宗……三三七
(8)　加藤清正と後藤家信……三四一
(9)　亀屋の窯場と萩原の狩場……三四四
(10)　地中に埋っていた日本最初の大砲……三四五
(二)　伝　説……三四九
(1)　武雄の地名伝説……三四九
(2)　景行天皇の八十女討伐と雪女……三五一
(3)　武雄温泉……三五四
(4)　淀姫ものがたり……三五六
(5)　真根子と伏戸神社……三五八
(6)　役の行者不動尊像を爪彫りする……三六〇
(7)　行基御船山に入る……三六一
(8)　柏姫と鎌倉水……三六四
(9)　祇園社と山王社……三六五
(10)　鎮西八郎為朝と川古……三六七
(11)　黒髪山の大蛇退治と万寿姫……三六九
(12)　曽我兄弟の石塔婆……三七三
(13)　赤いまま十三塚の悲劇……三七五
(14)　潮見川の河童……三七七
(15)　八並さんの塔……三七九
(16)　貴船神社の雨乞い……三八〇
(17)　円満寺の下馬落し地蔵……三八一
(18)　荒踊り領主の難を救う……三八三
(19)　山の精霊と円応寺……三八五
(20)　草野御前……三八八
(21)　甘久の閻魔王と蓮葉の地蔵さん……三九〇
(22)　宮本武蔵と静馬の仇討ち……三九三
(23)　十八夜観音……三九五

古跡と伝統編
一　古城砦趾……三〇七
二　神社と寺院……三一七
(一)　神　社……三一七
(二)　寺　院……三二九
(三)　広福寺の寺宝……三四四
(四)　第二次世界大戦と梵鐘……三四七
三　古窯跡と陶業……三四八
(一)　武雄の古窯跡……三五〇
(二)　武雄領の窯業の推移……三五三
(三)　受け継がれた技術……三六六
(四)　むすび……三七〇
(24)　鐘つけ道広……三七七
(25)　関取〝松浦川〟……三八八
(26)　犬切谷の由来……三九〇
(27)　湯の谷とびくんさん……三九三
(28)　剣の達人、佐々木平馬……三九三
人　物　編
一　中世末期・近世初期における後藤家歴代……三七一
(一)　後藤職明と純明……三七一

(二) 後藤貴明……三七六
(三) 後藤家信……三八三
(四) 鍋島茂綱……三八八
二　武雄の旧家……三九三
(一) 潮見城主……三九三
(二) 橘氏の支族中村氏……四二五
(三) 富岡城主とその後胤……四四七
(四) 中野の磐井城主……四五三
(五) 芦原領主……四五九
(六) 武雄姓と後藤姓……四六四
三　各界に活躍した人々……四六九
雑　集　編
一　武雄近世史における諸問題……四八五
(一) 武雄領の石高と村名……四八五
(二) 武雄領の歳入歳出……四九三
(三) 知行と軍容……五〇六
(四) 軍役に従事せぬ知行取り……五一五
(五) 社寺の知行……五三一

二　原始・杵島文化……五三五
(一) 武雄地方の遺跡と遺物……五三五
(二) 武雄地方の部族……五五〇
(三) 武雄地方の所属国……五五六
(四) 大和朝廷への服属……五五九
年　表
おわりに
編集後記

民俗編

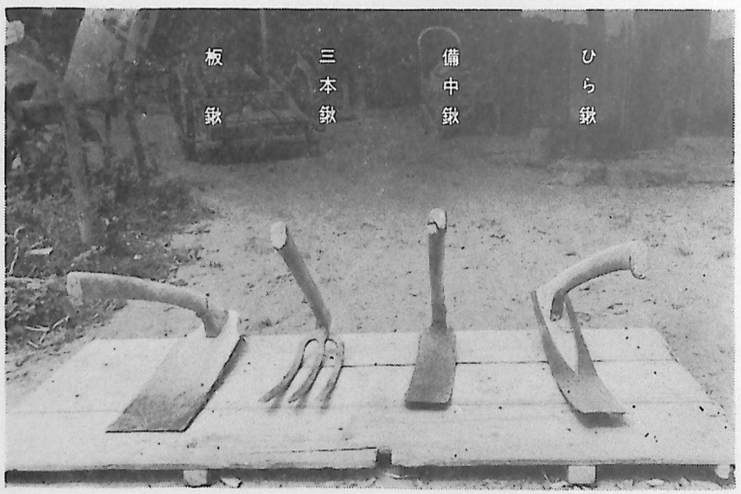

はじめに

永く続いた封建時代が終わって、明治の新時代に入ったとはいっても、この地方、特に農村部の庶民の生活には、都会の急速な変化をよそに、明治末期まで封建時代の遺風が強く残っていた。また、現武雄市の区域は、歴史的にはいろいろの変遷があったが、藩政時代に入ると旧武雄領と旧蓮池領に分れ、一部には両者が入り混った、いわゆる三部所村もあった。しかし、同じ鍋島藩に属していたので、その人情・風俗など庶民の生活には大した相違はなかったようである。

こういうことから、ここに取り上げる民俗関係は、明治二十五年前後から明治末期頃までを調査の時点として、古老たちを訪問して得た記録であるが、その記述は各地区の調査結果を羅列する方法を採らず、武雄町川良（かわら）での調査を根幹とし、それに各地区の特に異なったものを肉付けするという方法を採用することにした。そして、その調査項目は、大体昭和三十九年度に佐賀県が行なった民俗資料の緊急調査のとき採用した項目にならうことにした。ただし、年中行事、民間信仰と石造物、郷土芸能、伝説については、地域と時代にとらわれず、市内に存在するもの（なかには既に滅びたものもある）をできるだけ多く採録することに努めた。したがって、民俗編全般としてみるときは、その記述に繁簡の差があって、統一を欠くそしりは免れないと思う。

訪れた古老は、岸川房太郎氏（明治五年生まれ）をはじめ男女あわせて三十数名に及び、そのうち既に他界された方も七名を数える。いちいち氏名は省略させて貰うが、これらの人々に深甚の謝意を表する次第である。

一　総　観

地理　川良は武雄町の北部に位置し、東北は朝日町中野・甘久に、西は武内町真手野に、南は八並に接している。北と西は山に囲まれて、東南がひらけ、民家はその山麓から南の平坦部に拡がっている。主たる農耕地（田原）は東に延び、その東南には杵島山を望む。水田を潤す宗庵川は、ほぼ部落の中央を西から東へ流れて田原に及び、六角川に合流する。気候は温暖で、雪や霜も割合に少ない。県道（武雄―伊万里）が部落の中心を貫通し、市道・里道も縦横に走っていて、駅にも近く便利である。また保育所・小学校・中学校などの教育施設も部落に接した所にあり、市街地にも近いため、純農村として栄えてきた川良部落も、終戦後は急速に住宅地として発展し、現在は非農家が大部分を占めるようになった。

農村の常として最近まで封建性が強く、したがって団結力が強かった。通婚圏は大体杵島郡西部（旧武雄領の範囲）であったが、明治の半ば頃からその範囲はしだいに拡大していった。また水利や山林関係で甘久・小楠・八並・富岡とは親密な関係にあり、それは今も変わらない。

歴史　平安末期、後藤氏（江戸時代から鍋島姓を名乗る）がこの地方を領有して以来、ずっと後藤氏に属していた。桃山時代までは甘久村に包含されていたが、江戸時代の初め川良村として独立した。明治六年に大小区制が施かれると、第三十三大区第一小区に編入され、富岡村に属した。明治二十二年市町村制が施かれると武雄村に編入され、同三十三年武雄町と武雄村が合併して武雄町となり、大字富岡字川良となる。昭和二十九年町村合併で武雄市が生まれ、武雄市武雄町大字富岡字川良となり、今日に至っている。

主たる生産

【種別】農業（平地水田豊沃地帯と山麓園芸地帯）

【沿革】古くから稲麦中心の農業を営み、畑には麦のほか甘藷・雑穀・野菜類を栽培してきたが、終戦後は麦や雑穀の栽培は漸減し、稲作中心の農業に変わってきた。養蚕も一時は盛んに取り入れられたが、終戦後は全く姿を消してしまった。最近は山麓地帯を主に果樹（蜜柑）の栽培が始められ、肥育牛の飼育もぼつぼつ始まって、米・蜜柑・畜産を基幹とする農業形態が作られようとしている。

【規模・資源等】田四十二町余、畑八町余、平均耕作反別六反、地味は、平地は豊沃、山麓地帯の水田はやせている。収穫―米は反当七～八俵（明治初期は平均四俵位だった）、麦は三～四俵である。



ぞうり作り

副業・兼業その他　副業として取り立てるほどのものはないが、農閑期には男女とも土木工事その他の日雇労働に出かけるものが多い。耕作反別

戸口動態

年次	人口	戸数	農業	商業	工業	その他
明治二十四年		一〇五				
明治四十年		一〇〇	七八	〇	三	一九
昭和　十年	六八四	一二八	七九	二	一九	二八
昭和三十九年	一、五二二	三四〇	八六	一四	七	二三三
昭和四十五年	一、九一七	四五八	八六	一七	七	三四八

が少ないので、兼業農家が増加してきた。その大部分は勤め人である。季節的な仕事として、冬の薪取りがあったが、プロパンガスの普及で姿を消しつつある。また明治時代までは夜なべも盛んで、ぞうりやわらじ作り、縄ないなどをしていたが、大正時代から少なくなり、今は全くないといってよい。

二　生　産

(一)　生産暦（旧暦）

月 ＼ 種類	稲	麦	粟、そば	年中行事
一月				正月、おねぶたき（七日）、もぐら打ち（十四日）、二十日正月
二月	種籾漬け	麦ふみ		花いり（十五日）、川祭り、彼岸ごもり（中日）
三月	苗代作り			三月節句（三日）、花見
四月	田打ち 草入れ	麦刈り 麦こぎ 麦打ち		弁財天祭り（第二巳の日）
五月	田植え	収納		節句（五日） 田祈禱
六月	草取り（一番草、二番草、三番草）		粟種蒔	天神様夏祭り（二四日）
七月	油さし ひえ取り		そば種蒔	七夕祭り（七日）、お盆、若宮社夏祭り（二六日）
八月	虫追い			八朔節句（一日）、虫追い、彼岸ごもり（中日）
九月	稲刈り		粟収穫	供日（二三日）
十月	稲こぎ 籾干し		そば収穫	神待ち（晦日）、亥の子祭り
十一月	籾すり	麦まき（正月に入ってからも蒔いていた）		お日待ち（一五日）、収穫祭り（古賀単位）
十二月				餅つき、歳の晩

(二)　仕事と用具

(1)　稲　作

旧暦二月の彼岸がくると、種漬け川（小さい堀）を干してごみをあげ、古叺（かます）などで作った苞（つと）に稲の種籾を入れて、川に漬ける作業をした。これを種漬けといって、今年の稲作準備の始まりであった。これは種の発芽をよくするのがおもな目的であるが、今日のように温湯消毒の方法もなかったので、悪い種籾を腐らすために、一か月もの長い間漬けておいたものである。種漬け川は古賀毎に専用のものがあった。

三月下旬になると、のうとこ（苗床＝苗代）作りが始まる。まずひらが（鉄で作った身の長い鍬）で耕し、いたが（先だけに鉄を張った平たい幅の広い板の鍬）で平らにして、肥料にたるごえ（人糞尿）をかける。それをしばらく干したあと、水を張って種をおろした。苗代は八尺の広さに作った。今日のような四尺苗代が作られるようになったのは、明治四十年頃からである。また、種をおろした苗代にやきぬか（籾殻を焼いたもの）をかぶせる、からまき（水を張らないで播くこと）という方法が採用されるようになったのは昭和以後のことである。

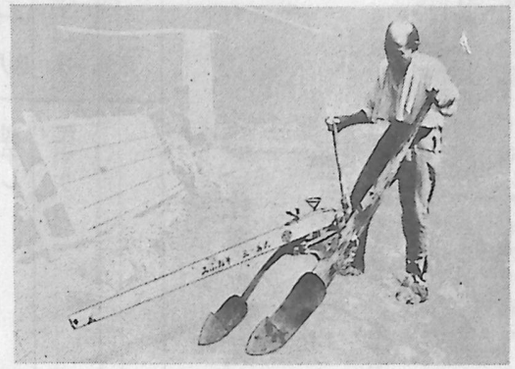

すき（二段耕）

旧四月から五月上旬にかけて田植え準備の田打ちが始まる。まずひらがで三枚重ねに耕して畝を作り、その間（じゃこ）に草を入れて石灰をまく、次にひらがで畝の土を細かにして草の上に切り返す、切り返したあとにも草を入れ石灰をまいて、田一面を平らにする。田植え直前になると、田に水を張って、しろかきをする。これで田植えの準備は完了するわけである。

田に入れる草は、最初のを一番草といい、次に切り返したあとに入れるのを二番草と呼んでいた。当時は草と石灰が唯一の肥料であったが、草は原野から刈り出したし、石灰は高橋で仕入れ、おおこ（天秤棒）で担って

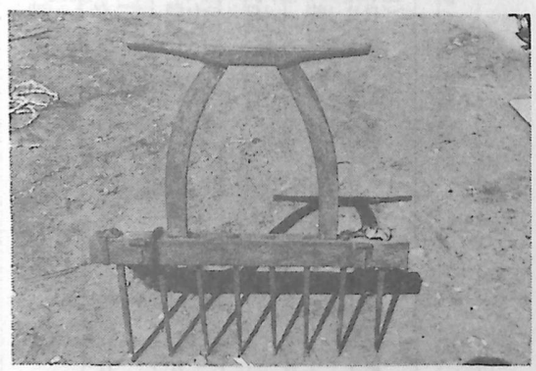

まぐわ





さんた

運んだものである。明治二十八年鉄道が開通してから鯡（にしん）の肥料が入ってくるようになり、後では化学肥料も使用されるようになったが、刈り草を入れる施肥の方法は、大正時代まで続けられていた。

当時この地方では、牛馬で田を耕すと米が取れないといって、すべて人力で行なったものである。牛馬が耕耘に使用されるようになるのは、明治末年頃からであり、それも初めのうちは馬が主であった。牛馬が使用されるようになると、犂（すき）を使って鋤起こし、鋤返しがなされ、まぐわでしろかきがなされるようになって、仕事は早くなり、楽になった。最近は農業も機械化が進んで、畜力利用の耕作もすっかり姿を消し、六十年の歴史にも幕がおろされた。

旧の五月中旬になると、十日間ぐらいかかって田植えが行なわれた。田植えの苗は、さんた（竹で輪を作り、紐で網の目に編んだ平らなもの）にのせ、天秤棒で両方に担って運んだ（あとではいにゃあてぼを使うようになる）。当時



田植え

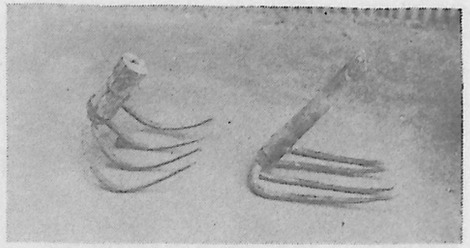

がんづめ(左)と うちこみ(右)

の田植えは、苗代に種をおろしてから五十日もたった苗を、後ずさりして植え、田植え綱なども使っていなかったので、今の正条植えとちがい、乱雑なものであった。正条植えが普及するのは大正に入ってからである。

六月に入り、田植えから十日位たつと、田の草取りが始まる。一番草は、爪の弯曲した、柄の短い雁爪(がんづめ)で掘り起こしていたが、これをにじいぼいといった。掘り起こしが終わると、手でこすって一面を平らにする。その後二番草、三番草取りをするが、二番草以後は、手で掻いて草を取るので、これは田かすりといった。土用のうちは「田の根が浮くごとかすれ」といわれ、爪が痛くなるほどかすったらしい。田の草取りの雁爪もにじいぼいからうちこみに変わり、田ほい機械（除草機）となり、最近は除草剤が使用されるようになって、田の草取りの労力は省かれることになった。当時歌われていた田の草取りの唄が残っている。

一　おえもおえたもんたん　ひむしろとなぎとよ
　　ひむしろとなぎで　ふたしとる
一　腰のいたさよ　畝(せ)まち田の長さ



除　草　機



稲　刈　り



稲の横小積と四方小積

四月五月の　日の長さ
一　お天道さんなぁひやぁらしめす　かんかん蟬ゃおらぶよ
　　もうにゃあ　おろんたちもあがりどき
一　そなたその道　わしゃこの小径(こみち)
　　さきで会いましょ　話しましょう

田の草取りが終わって七月になると、稗(ひえ)取り、油さしが始まる。油さしというのは、螟虫を駆除する方法で、菜種油を椀に入れ、棕梠の毛で作った筆のようなもので、ピッピッとふって回ったものである。遅い人は八月の彼岸頃まで油さしをしていたという（当時はしんがれ取りはしなかった）。

稲の害虫駆除には、油さしとは別に、村中こぞってやる虫追い行事が行なわれていた。むしうえである。八月に五日とか一週間とかの期間を決めて行なうのであるが、村中の人がそれぞれ大きな松明(たいまつ)を持って、氏神様に勢揃いする。一同松明に火をつけると、宰領が〝なむまいだ〟と唱える。小鐘がチッカンカンとたたかれる。これを合

図に一同は〝なむまいだ〟を唱えながら、小鐘を先頭に列を作って氏神社を出発し、田んぼ道を下って、二キロばかり下の大塚（通称三本松）まで行ったものである。

旧の九月に入ると稲刈りが始まる。当時は黒早稲・紅早稲という品種があって、三十日も早く収穫できたから、これを作る人も多かったらしい。晩田は供日（九月二十三日）すぎから刈りだした。薄鎌（鋸鎌の普及は昭和二十年頃）で根刈りした稲は、一両日乾燥させて根元を結い、稲小積みにする。刈った稲は十握り前後を一束に結って、うって（大手？）といい、これを十束ずつ積んだから、十小積（とこづみ）といっていた。あとではこて（小手？）二、三握り）に結って、積み方も横小積みにするようになったが、現在のように四方小積みが流行しだしたのは、昭和になってからである。うってに結った稲を、女は六―八束、男は八―十二束位を天秤棒で担って家に運び、鉄のせんばでこぎ落したものである。大体一段分をこぎ落すのに、五人で一日仕事だった（当時の米の反収は四俵位）。せんばが足踏み回転脱穀機に変わるのは昭和七、八年頃からである。

こぎ落した籾はとうみ（唐箕）にかけて選別し、ねっぷくに拡げて、外庭で天日で乾燥させる。干しあがると、

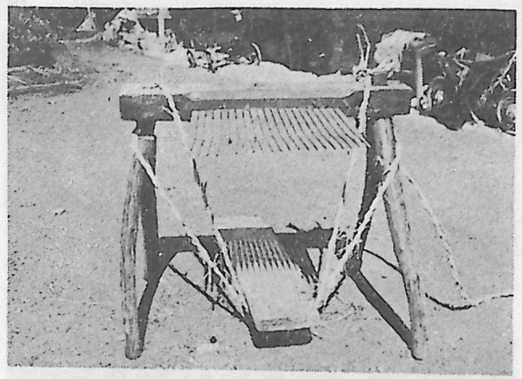

せ　ん　ば
（稲こぎ用、目がこまかい）

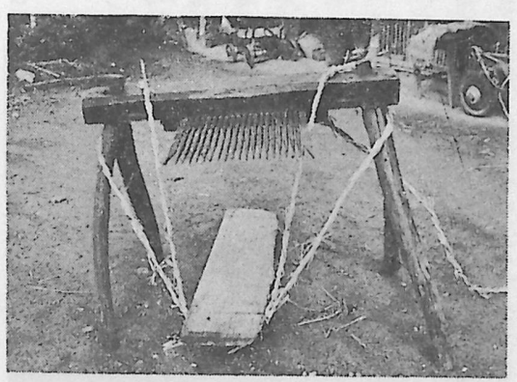

せ　ん　ば
（麦こぎ用、目があらい）

とうすで摺る。籾摺りしたものは、またとうみにかけて籾がらをとり、なおおろしでおろして（後にはまんごくを使うようになる）、玄米に仕上げるのである。仕上げられた玄米はとうら（俵）につめられ、しかたという道具で、ひょうたん形に作られた。現在のように叺に入れるようになったのは大正になってからである。

玄米は木臼に入れ、なでぎね（大きい横杵）で搗いて白米になしていたが、明治十八年頃水車小屋ができたので、だんだんこれを利用する人が増えた。しかし、夜なべに家で搗く人も多く、大正時代まで続いていた。

師走の十三日が仕切り（年度がわり）であったから、米の取り入れも、それまでには全部の作業が終わるように努力したものである。



とうみ



ねっぷく

―備考―　草を刈る草切り場は、三ヶ村（川良、甘久、小楠）または五ヶ村（川良、甘久、小楠、八並、富岡）共有の原野が主であったが、村単独の原野も相当面積あり、これらは入会地になっていた。草刈りの季節には、朝早く起きて、朝茶うけを頬張りながら入会地の原野に出かけ、草を一荷刈って帰ってから朝食をとり、また出かけて昼前に一荷、昼から一荷、都合一日に三荷の草を刈り出したものである。しかし、原野に遠い甘久や小楠などの人たちは一日二荷刈りが普通だった。草刈りのことはこやし切い



なでぎねともちつきぎね

といっていた。

草は当時の百姓にとって大切な肥料であったから、入会権のない他村のものが盗み切りでもしようものなら、見つけしだい、その刈り取った草は取りあげ、ひどい目にあわせたものである。また、草刈りは重労働ではあったが、娘も出かけることがあり、楽しみもあったらしい。

東川登町内田部落は、北が広く、南が狭いので、南によった大野原には原野がなかった。そこで大野原の人たちは、袴野部落から、いってんはしご、にい堂、赤石、萩原、二つ石などに跨がる一帯の原野を、年に米一俵で借りうけて草刈りをしていたということである。この一帯の原野は大正末年から昭和の初めにかけて杉が植林され、今日では立派な山林になっている。

藩政時代、上野村、小野原村、上滝村、川上村、川古村、本部村、黒岩村などを三部所村と呼んで、この村々には蓮池領と武雄領が入り混っていた。田や畑など収穫のあがるところが蓮池領で、山林、原野、山つきの畑などが武雄領であった。したがって、これら三部所村の百姓は、田に入れる草や馬に食わせる草は武雄領の原野に頼らなければならなかった。この間の事情を物語る恰好な古文書が、川上の善福寺に保管してあり、参考のためそれを要約すると次のようである。

「川古郷（蓮池領）の中野川内村（若木町川内）、川上村の百姓は、従来から田に入れる草や馬にやる草は武雄領の原野から刈り取っているので、毎年村中でお金を貰きあわせて、原野を差配している武雄の庄屋に、春見舞として酒肴を差し出してきました。ところが、この二村はもともと貧乏村である上、近年の不作続きで百姓は非常に困っており、僅かばかりの春見舞の貰銭も出し得ない有様です。といって今まで続けてきた春見舞を止めてしまえば、草刈り場を失うことにもなりかねません。聞くところによりますれば、本部村その外の村々には、春見舞の費用を藩から出して貰っておるそうでございますので、その村々同様われわれの村にも、春見舞の費用を藩から御支出下さいますよう伏してお願い申しあげます。」

という中野川内、川上両村の庄屋から大庄屋の牟田市郎次への陳情書である。当時の農民たちにとって、草刈り場がいかに大切であったかがわかる。

(2) 麦作

麦は稲の取り入れがすんだ十一月下旬から、遅い人は正月すぎまで播いていた。麦はほとんど畑に作ったが、畑はまずひらがといたがを使って耕す。耕すときは必ずうめごい（埋め肥）を入れる。うめごいは稲作のときと同様、原野などから刈ってきた草が主であったが、豆がらなども入れていた。耕したあとはならして（平らにして）むねを切る。そこを踏む。草が腐るとひっこむからである。そして種をおろす。種はこぞうけ（小さいざる）とか枡に入れて播いた。種をおろすと、また踏んで、うわごい（人糞尿）をかけ、土をかぶせるのである。

中耕はしたが、土入れはしなかった。麦踏みはせいぜい一、二回程度で、全然しない人もいた。春になると、ゆかのり（下水などの土を、床の下に入れて乾燥させたもの）を、肥料として麦にふりかけた。ゆかのりを作るときは、ゆい（いいともいった）するのが常であった。

旧暦四月の中旬から五月上旬にかけて、麦の取り入れが始まる。麦を刈るのは薄鎌だった。小麦は、小麦たたきといって、家の戸口などに三方にわらむしろを張り、木臼を逆さにして、これに小麦をたたいて実を落すのである。裸麦は竹のせんばでこぎ、こいだ穂先はねっぷくに干し、鬼歯でたたき、また臼に入れてなでぎねで搗いて実をおとした。落した実は篩や箕で選別し、叺に入れて保存したものである。

―備考―大豆は、からはしといって、竹で作った道具を片足に挟んでこいだ。こいだ莢は干して、鬼歯でたたいて実にした。



黒牟田の窯場で

(3) 黒牟田の窯業

黒牟田の窯業は約三百七十年前、慶長の頃帰化した朝鮮の陶工宗伝一族によって始められたといわれている。それ以来、窯の火は燃えつづけ、その製品は日常の生活用品から宗教用具にいたる広範囲にわたり、肥前一円の庶民に、黒牟田焼の名で親しまれてきた。明治の初め頃は黒牟田の戸数五十戸、十二の窯元があったが、昭和に入るとしだいに衰微して、今は丸田兄弟が伝統を守り、新時代の民芸陶器に精進しているだけである。

採取してきた陶土は作業場の土間にひろげて、石塊や木の根などの混入物を取り除け、かわこぎ舟（ねり舟）に入れ、水を含ませて一夜おく。これを足で踏んだり、木槌でたたいたりしてこねる。こねた土は、粘りを強めるために木べら（たたきべら）でたたいてねりあげる。それを削り鎌で少しずつ削って不純物を取り除き、適当の分量に分けて、土間の上で棒状にこねる。

棒状の粘土はロクロの上に積みあげ、ロクロを回して成型する。この際、吊り具を使用し、最後にたたき木で内部の凸凹を修正する。できあがったものは皿板にのせて陰干しにし、窯に入れて七百度程度の温度で一昼夜素焼きする。このとき使用する道具は、とちみ（成型したものを窯に入れるときのせる台）、たて（原型の積みあげをたすけ、倒れないようにする焼物）、ちゃす（窯の中で原型がくっつかないようにはさむもの）、とん張り（焼きあがりに倒れるのを防ぐもの）である。素焼きには釉薬（ゆうやく）を塗り、再び窯に入れて本焼きにするのであるが、このときは千二百度程度の高温にする。釉薬の原料は、目のない擂鉢（すりばち）に入れて、先に素焼きをつけたすりこぎですって微粉

にし、水を加えて塗るのである。

燃料の薪は、部落を取りまく三方の山が領主から与えられていたので、山きいさん（専門の山師で他部落のもの）に伐採させ、窯元に、納入させていた。

明治三十五、六年頃までは、窯元には「土こなし」に女中さんを二、三人雇っていた。彼女らは夜なべに、かの粉（かなへだ）を擂鉢ですってかなや（黒薬の原料）を作る仕事をしていた。そのとき歌う作業唄が一つだけ残っている。

〽かなやすりすり
窯焼きさんの嫁に
ないそくのーて恥をかく

(4) 高瀬の竹細工

今から百七十年程前、西川登町高瀬（こうぜ）に田地も持たない貧困者が数人いた。彼等はどこで技術を身につけたのか、竹細工業を始めた。これがこの地方に竹細工業が導入された最初といわれている。高瀬は農地の少ない関係もあって、それからは竹細工を稽古し、農業のかたわら副業として、この仕事に従事する人が年々増加した。これはまた神六部落にも広がっていった。

明治二十年頃には問屋ができて、生産、仲買、小売りの制度が確立するし、日清、日露の戦役には軍需品としての注文も殺到して、販路は拡大されていった。そして明治四十二年には西川登村竹細工組合が誕生、これに加入した業者は百五十戸、職人は五百人を越えた。組合では技術の向上と品質の統一に力を注ぎ、その結果名声は高まり、全盛時代を現出した。しかし、戦後はビニール製品に押されて販路は縮少し、そのうえノリ竹の需要増大で竹材が

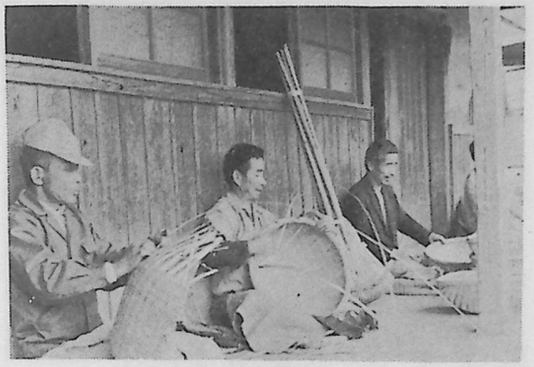

高瀬の竹細工
（共同作業場）

騰貴して採算がとれず、竹細工業は今や瀕死の状態である。

明治時代の竹細工は専ら家内工業であった。男がその日の仕事に見合うだけの竹を竹へごに加工する。女がそれで笊類を編む、男がそれの仕上げをする、という簡単な工程であるが、腕一本に頼る作業であるだけに、その技術を修得するには六年はかかるとされていた。小学校卒業と同時に弟子入りして、徴兵検査のとき弟子ばなれするのが普通で、この技術を身につけると、田地三反分の値打ちがあるといわれたものである。

作業用の道具としては、竹へごを作るのに使う「竹割り包丁」と呼ぶ鉈だけで、あとは腕であるから、一番大事にしたのは腕であった。仕事は重労働ではないが、朝六時から夜十二時まで働くというように、労働時間は非常に長かった。

材料の竹は「木六、竹八」といわれるように、旧暦八月、新暦十月から一月までの間が一番性がよいので、この期間に一年間使用する竹を伐採したものである。竹は近くにあるものを使用していたが、周辺の七竹が大正三年に枯死、全滅したので、以後組合に竹材購入主任をおいて、他から移入するようになった。

生産される笊類は三十六種類の多きを数えた。家庭用としては、味噌こし、野菜入れ、米洗い、びわぞうけ（枇杷の形をした笊）、果物入れなど、農業用としては、まんごくざる、いにゃあぞうけ、輸送かご（いにゃあかご）、箕、おろしなど、工業用としては、ほげ、まつばかき（がらかき）、角ぞうけなど、漁業用としては、だんべー（魚入れ）などがあった。

製品は小売人が行商に持って歩いたが、はじめは品物を両方に分けて肩担いにし、後では車力を利用するようになった。販路は佐賀県、長崎県が主で、福岡県には北部に少し出す程度であった。

㈢　仕事着

部位＼性別	男（農）	女（農）
頭・顔	手拭のほおかむり（たまには編笠）	手拭の姉さんかむり
手	素手	素手（たまには手甲）
上体	袖の長いじゅばん	袖の長いじゅばん
下体	ももひき	腰巻と脚絆
足	素足（山などに行くときは草鞋）	素足（山などに行くときは草鞋）

※雨降りには菅八笠をかむり、簔を着る。



つのむすび

雨などが降って滑る心配のあるときは、つのむすび（ぞうりの半分位の大きさで、はな緒を角の形に結んだもの）をはいて出かけるが、田畑に入るときは素足になった。

仕事着は夏冬の区別なく一様であったが、冬は綿入れのぽいしん（ちゃんちゃんこ）を着る人もいた。仕事をすると暖まるので、厚着の必要はなかったのである。

草刈りが始まる前に、木綿を織って、染屋（くらや）で染めて、じゅばんとももひきを作っていたが、破れると

繕い繕いして、一年中一着ですましたものである。

（黒牟田の窯業）

性別	男（陶工）	女
部位		
頭・顔	鉢巻き、頬かむり	
手	何もつけない	
上体	とっぽ袖のはんてん	ねじとっぽの短かい着物
下体	夏―ももひき 冬―膝まである腹巻ようのもの	二巾前掛け
足	素足、窯炊きはぞうり	

（高瀬の竹細工）

性別	男	女
部位		
頭・顔		
手	素手	素手
上体	ねじとっぽ	ねじとっぽ
下体	ひざかぶせ（ぼろぎれ）	ひざかぶせ（ぼろぎれ）
足	素足	素足

※大正時代になると。男女とも帆木綿でうわっぱいを作って着るようになり、ねじとっぽもひざかぶせも不用になった。

三　食　事

㈠　毎日の食事

着物に晴れ着とふだん着があるように、食事にも祭りや年中行事その他のハレの日のものと、何でもないふだんの日のものとがある。昔は塩鯨、塩鰯などは常の日もたまには食べたが、無塩ものの魚らしい魚は、お祝いや祭礼のときなどに限られていたように、ハレの日の食事と常の日の食事の区別は、時代をさかのぼるほどはっきりしていた。ここにとりあげるのは、常の日の食事である。

(1)　食事のとり方

食事は一日三食を原則としたが、重労働をするときなどは四食のこともあった。平素の食事は大体次のようなものであった。

あさめし（朝食）＝ご飯、味噌汁、漬物。

ひやがい（昼食）＝大体朝食と同じだが、たまには焼き鰯などがついた。

ばんめし（夕食）＝夜も大体朝食と同じだが、たまには鯨と野菜の煮しめや焼き鰯などもついたし、だご、だご汁、うどん、そばなどの代用食も時々作った。

朝茶うけ＝前夜の残りのだごとか、塩をつけた冷飯のおむすびなど。朝早くから仕事をするときは、これを頬張りながら出かけたものである。

中のみ＝五月に人を頼んだときは、昼食と夕食の間に、必ずお茶とだごを出した。

弁当＝弁当の場合は、塩をつけた握り飯に、漬物か梅干しをそえるだけで、味噌漬けをいれるのは上等の部とされた。

黒牟田の窯場では、食事は常時四食で、

あさ茶うけ（朝起きて仕事にかかる前）

あさがい（朝食）

ひるめし（昼食）

ばんめし（夕食）

と呼んでいた。そして窯焼きさんには、毎晩だいやみ（晩酌）一合がついた。

(2) 主食

今日、主食といえば米の飯であるが、戦前までは米の飯は白飯（しろめし）といって、ハレの日のものであった。この地方は米は割合に豊富ではあっても、できるだけ米を節約するために、まぜ物をして食べるのが一般の傾向であった。麦飯、粟飯が主であったが、これら穀物のほかに、ありあわせの野菜類を入れる場合もあった。また冬はよくおじや（雑炊）も作られた。佐賀の茶ガユといわれるが、この地方ではあまりカユは作らなかった。

麦飯　米四割、麦六割位の割で混ぜたもの。米と麦を半々に混ぜるのはよい方で、むらには二軒しかなかったという。麦飯には、裸の丸麦を煮て、一晩水に浸しておき、翌日それを米と混ぜて炊いたものと、裸麦を挽き臼でひき割ったもの（ひき割りといった）を、米と混ぜて炊いたものとの二通りあって、前者は単に麦飯といい、後者をこごめめしといった。

粟飯　粟のあるときは、米一升に粟二合五勺位の割で、粟飯も炊いた。

ぼうぶな飯　ご飯にかぼちゃを入れたもので、大根ずし（ご飯に大根を小さく刻んで入れたもので、これには芋の子を入れることもあった。これをずうめしともいった）、牛蒡のまぜ飯、竹の子飯、はぎな飯なども季節季節に作っていた。

おわさぎ　おわさぎ（おじや＝雑炊）はおもに冬の夕食に作ったが、残飯に白菜その他の野菜を入れ、餅のあるときは、餅を入れた。冬の寒夜に身体を暖めるには恰好の食物だった。

(3) 代用食

代用食はほとんど粉食で、小麦、そば、きびなどが原料である。原料を挽き臼でひいて粉にしていたから、手数がかかって、そんなにたびたび作るわけにいかなかったが、水車屋を利用するようになってからは、二日おき位に作るようになった。

うどん　うどんを作るときは、小麦粉をだごこねばち（すり鉢の目のないもの）に入れて、水を混ぜてこね、それを延べ板の上にのせて、のべ棒で薄く延ばす。また折り曲げて延ばす。これを何回か繰り返して、最後にそれを折り曲げ、包丁でうどん状に切る。だし汁の煮あがったところにそれを入れ、醤油で味をつける。普通のうどんと違う点は、ゆで汁を捨てないことである。

だご　小麦粉をこねるのは、うどんの場合と同じだが、だごを蒸すときは、かめごしき（あとではかんごしき）を使った。だごの種類には次のようなものがあった。

イ、あんだご―小豆あん、とんまめあんを用いたが、砂糖は使わず塩で味つけするのが普通であった。

ロ、ふうかぶいだご―さつま芋を適当の大きさに切り、こねた粉で包んだもの。

ハ、石垣だご―さつま芋をさいの目に小さく刻んで、少し柔らかくこねた粉と混ぜて作ったもの。

いでだご　小麦粉をこねて小形の円盤状にしたものを、熱湯の中に入れて煮る。煮あがっただごには味噌をつけて食べた。あとでは徐々に黒砂糖が使われるようになった。

だご汁　つんきいだご汁ともいう。これは小麦粉を水でこね、小さくちぎって、だし汁の中に入れ、味噌で味をつける。かぼちゃを入れることもあるが、これをぼんたんだご汁といった。

かんだご　さつま芋を薄く切って干し、これを粉にして作る。

きびだご　これは沢山は食べられなかったという。きびは畑のふちなどに作っていた。

そばきり　そばをうどん状に切って、だし汁の中に入れて煮る。作り方はうどんの場合と同じである。

そばねえ　そば粉を熱湯でねって食べるのであるが、残ったときは、だごに作って焼いて食べた。東川登地方では、そば粉を熱湯でねったのをそば湯といい、そば粉に芋を入れてねったのをそばねえといって区別していた。

そうめん　そうめんは小麦と交換するのが普通で、これをゆでて水につけ、ごま醤油で食べるのが一般であった。これを冷やしそうめんといい、お盆を中心にした夏の代用食であった。そうめんはまたうどんのように、なすびや水芋などを入れて煮て食べることもあった。それをにゅうめんといった。

いも　さつま芋を蒸して、少し塩をふりかけて食べた。

こうせん　麦が穫れると、これをいって、挽き臼でひいて粉にしたもの。この粉を茶椀などに取り、黒砂糖を混ぜて、熱湯でねって食べるのである。

―備考―飢饉のときは、笹の実がなるといわれるが、明治二十五、六年頃飢饉があったときも笹の実がよくなり、この実を挽き臼でひいて粉にして、だごを作って食べたといい伝えている。

明治初年頃までは、かんね葛の根をさらして粉にし、これでだごを作って食べていたという。近くは終戦後の食糧難時代にも利用されていた。

(4) 副食物（しゃあ）

味噌汁　これは毎日、しかも朝、昼、晩食べる家が多く、季節季節の野菜を実にした。だしにはしらす（にぼし）が使われていたが、味噌汁にはだしを入れない家が多かった。とくに朝は精進するのが普通だったから、朝だけは生臭さをさけた。味噌汁のほかに、たまには醤油汁も作った。汁物のことをおつけといい、味噌汁を味噌のおつけといった。

魚類　塩いわし、鯨をたまに食べる程度であったが、夏から秋にかけては、川魚はよく食べた。鮒や鮴（なまず）は竹串にさして焼き、それをわらのつとにさして天日に干し、当分の間保存していた。

肉類　ほとんど食べなかった。しかし佐世保に海兵団ができて、そこで食べるようになってから、ぼつぼつ食べだした。海兵団ができたのは明治二十二年である。藩政時代は、四つ足、二足は食わぬものといって、家畜は一切食べなかった。牛馬や犬猫、鶏等が死ぬと、丁寧にする人は法華経を書いて屍体と一緒に埋めていたと伝えられている。

おにじめ　野菜類を醤油で煮つけたもので、たまには鯨を入れた。

でんがく　なすび、かぼちゃ、里芋、大根などの野菜を、味噌を濃くして煮たもので、鯨を入れると鯨のでんがくといった。

その他　ごましょい（野菜をゆでてごま醤油であえる）、およごし（味噌であえる）、なます（胡瓜や大根などを用いる）、きらずにじめ（おからを油でいため、ねぎなどを小さく刻んで入れ、醤油で味をつける）、つくいじゃあ

（米酢を作った粕をすって、蝶形に切った大根を混ぜたもの。芋のおかずにした）、ごま塩などがあった。

漬物（つけもん）　百本漬け（たくあん）、たかな漬け、なっぱ漬け、梅漬け、らんきょう漬け、さんびゃあ漬けなどがあるが、らんきょう漬けはお盆のお茶うけにとっておいたものである。この他、なすびの味噌漬け、たまには昆布を味噌に漬ける家もあった。

とうこう　当時は各家庭で醤油を仕込んでいたから、絞った粕に、こしょう（唐辛子）、蜜柑の皮、ごまなどを混ぜて、醤油のみ、とうこうを作って、一種の保存食にした。醤油のみは汁ものであり、とうこうは天保銭型に作った乾物である。

野菜

イ、生野菜―大根、牛蒡、かぶ、ほうれん草、ふだん草、たか菜、からし菜、いもんこ（里芋）、なすび、きゅうり、かぼちゃ、とうが、など。

―備考―山崎くよさん（竹下町、明治十二年生まれ）の子供の頃、野菜の歌が流行していたという。「ちや（ちしゃ）では大根、人参、牛蒡、なすび、こしょう、から芋、たか菜に千本菜にふだん草、しん菊、ほうれん草、はぎな、せいせい（せり）」

ロ、乾燥野菜―大根のひば、大根のかんころ、かんつけ、たこんてなどがあった。

大根のひばは、大根の葉をゆでて切って、川につけてあくを抜き、それを干して、五月の野菜にとっておいたものである。これは味噌汁の実に使ったり、ひば飯といって、ご飯に炊き込むこともあった。かんころは、大根を小さい短冊型に切って干し、保存する。おにじめにしたり、ご飯に炊き込んだりした。これをかんころ煮じめ、かんころ飯といった。かんつけは、大根を薄く切って、それにたこの足のような切り目を入れ、薄い塩水に

二、三日漬けて、縄にはさんで干す。干しあがったらかめなどに密封して保存する。これを水にもどして小さく切り、醤油につけて漬物がわりに食べる。たこんては、かんつけと同じように切り、塩水につけないで干したもので、お煮しめに使った。

ハ、山菜―わらべな（わらび）、つわ、蕗（ふき）、山芋などがある。わらべなは、味噌汁の実にしたり、煮しめにも使った。禅宗では、お盆用として、これをゆでて干して保存する。つわも五月の野菜にするために、山に取りに行き、ゆでて干して保存していた。

(5) 調味料

味噌　春と秋、こうじのよくつく頃、大豆と小麦で作った。個人で搗く人もあったが、茶講古賀で寄って搗くのが一般であった。搗く杵はちょっかん杵といって、柄のない中程の小さくなったものを用いた。ぶげんしゃ（分限者＝金持ち）は三年味噌といって、三年位ねかしたものを使用していた。これは使用量が少なくて経済的だからである。

醤油　これも春と秋のどちらか、こうじのよくつく頃作った。大豆と小麦が原料であるが、とん豆（蚕豆）で作るのがうまいといって、とん豆で作る人もいた。

だし　しらす（にぼし）を用いた。お客のときなどは、鰹節を用いる家もあった。だしを入れると生臭いといって、全然使わない人もいた。

その他　塩、酢、こしょうなどがある。こしょうは貰うものではないといって、他家のものも黙って取ってよいことになっていた。

(6) 食事の場所

食事はうらえでした。戸口から入ったところをおもてといい、次の間のゆるい（いろり）のある部屋である。冬はゆるいを囲んで食べる家が多かった。



かめごしき

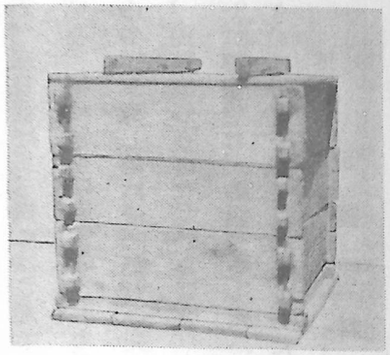

かんごしき

(7) 炊事と食事の用具

1 炊事用具

はんずう甕（水がめ）、ひしゃく、鍋、釜（ともに鉄の鋳物で、大・中・小がある。鍋には吊り柄のついたのがあり、これをつい鍋という）、きいばん（まな板）、包丁（野菜包丁、魚を料理するでば包丁がある）、すり鉢、すりこぎ、だごこね鉢（すり鉢の目のないもの）、のべ板（戸棚の戸を利用する家も多かった）、のべ棒、味噌こし（竹製）、かめごしき（土器製のこしきで、三十年頃からしだいに姿を消し、あとは木製のかんごしきに代わる）、こぞうけ、洗いぞうけ、柄つけ（柄が一本ついた手桶）など。

黒牟田では、鍋・釜とも鉄製のものは使用せず、自家製の素焼きの土鍋、土釜を使っていた。

2 食事用具

食器は焼物であったが、汁椀だけは木製の塗物を使う人も稀にはあった。食事のときは、各人とも足の短かい四角なお膳を用いた。ただし、結婚したときは、婿・嫁とも当分の間は高膳を使わせたものである。高膳は客用であった。ぶげんしゃは箱膳を用いた。

飯びつは、普通は木製の白木のものを、客用には塗物を用いた。これをめしつぎといった。冬はご飯が冷えないように、めしつぎをつぐら（わらで作った保温器）に入れておいたし、夏はめしそうけ（竹製の丸ざるようなものに吊り柄をつけたもの）に入れ、布をかぶせて、涼しいところに吊しておいたものである。ご飯をもるのはめししゃくしといって、木製のしゃもじを使い、汁をつぐときはきゃあじゃくしといって、貝殻に竹の柄をつけたものを使った。



めしそうけ

(二) 特別食

ハレの日には特別の御馳走を作ることが今も一般の習わしである。これは、このハレの日に特別の御馳走を神に供え、人も共に食べる（共同飲食する）ことによって、その祭りの庭に会したすべてのものが、心を一つにして結合し、新たな生命力を身につけるという思想にもとづくのである。このハレの日の食物として一番多く作られるのが餅であり、赤飯であり、だんごであった。

(1) 赤飯

もち米に、あらかじめ堅めにゆでておいた小豆を混ぜて、かんごしきで蒸したものを、せきはんとかこわいいとい

う。うるち米に小豆を混ぜて炊いたものは小豆めしであり、小豆の代わりにささげを入れて炊いたのはささげめしという。このように赤飯には、こわいいと小豆めしの二種類があるが、ともに祝いのときに用いられる。

こわいいは各家庭とも五月節句と秋の供日には必ず作ったが、供日にはこれに栗を入れた「栗めし」を作る習わしが今に続いている。その他子供が生まれたとき、建家のとき、結婚式、病気全快祝いなどの目出度い日に作られる。そして神棚にはごっくさん（小さい円錘形）に作って供え、それをさげると、家族全員が少しずつもいでいただいたものである。

こわいいが、親類などを呼んで祝うときとか、配りものにするときに作られるのに対し、小豆めしは、自分の家だけで内輪で祝うような場合（家族の誕生日とか入学祝いなど）に作られたようである。ある家では、毎月の一日と十五日の朝は、必ず小豆めしを炊いて神仏に供える風習があったし、曹洞宗では盆の十四日の夕食にはささげめしを祖霊に供える風習がある。

(2) 餅

正月、三月節句、盆の三回は必ず各家で餅を搗いたものである。正月には中流以上の農家では一俵以上の餅をつき、家によっては二俵も三俵も搗いていた。正月餅は大体正月の月に食べ終わっていたが、寒の水に漬けて保存することも行なわれていた。甕に寒水を入れて餅を漬け、水が悪くなると取りかえ取りかえする。六月一日に、この水餅を食べると、身体が丈夫になるといって、それまで水餅にして保存する風習があった。餅は正月、三月節句、盆のほか

1　家を新築するとき―建家（棟上げ）の日に、小さい紅白の丸餅を作って、投げ餅にする（ひとぎ餅）
2　お日待ち

3　むこうつき（第一回の誕生日）
4　結婚のときの三つ目餅（嫁の家に持って行く）
5　十月の亥の子祭り
6　法事のとき（小さい丸餅＝おごうさん）

などに搗いたものであるが、もち米を沢山持っている家は随時搗いていた。

餅の作り方　正月餅は、餅搗き加勢といって、親戚の者が家を回って、数人で威勢よく搗いたものであるが、たまには仲間が寄って搗く場合もあった。もち米をかめごしきで蒸して、これを石臼（木臼を使う人もいた）に入れ、四、五人の搗き手がもちつき杵（小杵）を振りあげて搗くのであるが、最初は押して米をつぶし、ねばりが出ると、ぺったんぺったんと搗く。しばらくすると、折り手がそれを中央に集めて裏返す。搗き手は杵に水をつけてまた搗く。これを数回繰り返して、搗きあがると、臼から出して、餅取り粉をまぶした板戸などに乗せて、餅の形を作る。

正月は大小の鏡餅や小さい丸餅、あん餅を作った。あんは小豆あんと、いもあんの場合があった。小さい丸餅は神仏への供物用である。また荒神さん用として特になまこ餅を作った。一臼の餅を二つの大きい鏡餅にするときは、二つ取りといい、三つに作るときは三つ取りといった。正月餅は全部大小の丸餅にしていたが、もろふたなどを使って作る箱餅は、大正末年頃から流行しだしたものである。正月は普通の白餅のほかに、粟餅を搗く家も多かった。かめごしきに、下に米、上に粟を入れて蒸し、もち米と粟がよく混じるように搗きあげるのである。

三月節句には、ふつ餅（よもぎ餅）を作った。ふつ餅は、搗きあがった白餅に、蒸したふつを入れて、よく混じるまで搗き返すのである。このとき作るのは、小豆のあん餅だけである。

餅をつくと、「湯とい餅」にして食べる風習があった。搗きたての餅を、こぶし大の大きさにちぎって、熱い湯

に入れる。各人はこれを取り出して、醤油などをつけ、両手で長く延ばしながら一気にすすり込むのである。

餅の配り方　正月には、嫁の家と近い親戚には、鏡餅一重ねに、柿・蜜柑と手拭などを添えて、年玉として配っていた。嫁の家には最初の正月だけは二重ね贈り、嫁の家からも一重ね返ってくる習わしだった。東川登町袴野の二又では、贈ってきた二重ねの餅を古賀の戸数だけの数に切り、「婿さんの餅」といって、古賀の全戸に配っていた。また、へこ息子、きゃあふ娘（結婚するまで）も、へこ親のところには餅を持って行った。これも鏡餅一重ねである。

三月節句のふつ餅は、重箱に入れ、桃の花を添えて、町方とか非農家の親戚に配っていたし、亥の子の餅は、「取ったい、やったい、亥の子の餅」といわれていたように、菊の花を添えて、親戚はもちろん近所にも必ず配ったものである。

(3)　ぼたもち

もち米とうるち米を混ぜて炊いたご飯を、すりこぎで搗いて半分ぐらいの餅になし、それを握り飯大にまるめて、小豆あんをまぶしたものである。もち米とうるち米の混合割合は、七・三とか半々とか、好きずきであって一定していない。ぼた餅のことをおはぎともいう。ところによっては、ご飯を餅のように搗いて作るのをぼたもちといい、搗かずに御飯のまま握って、あんをまぶしたのをおはぎといって区別するところもある、小豆あんのかわりに、黄粉をまぶすきごぼたもちを作ることもあった。

ぼたもちは、さなぼりのときよく作られたし、祝いごとのあるとき餅のかわりに作ることもあったが、主として精進のとき、たとえば彼岸とか命日などに作ったものである。

ぼた餅のことを「隣知らず」「釜ほぐい」「白河夜舟」ともいった。（竹下町山崎くよさんの話）ぼた餅は、餅のように臼で搗かないから音がせず、隣家にわからないので「隣知らず」であり、御飯を炊いたまま釜の中で搗きつぶすから「釜ほぐい」である。夜舟に乗っていると、いつしかふらふら眠ってしまい、いつ港についたかわからない。ぼた餅も隣の家でいつ搗いたかわからない。この「搗いた」という言葉と港に「着いた」という音が通ずるところから、「白河夜舟」としゃれたのであろう。

(4)　だんご

だごはハレの食べ物というよりも、むしろ代用食として常時食べていたが、夏のぎおんのときはハレの食べ物として、特に小豆あんに砂糖を入れて作り、百姓外の町方などにも配っていた。これを「ぎおんだご」といった。（だごの作り方、種類などについては、21ページ代用食の項参照）

秋の彼岸ごもりは、むらでやる以外に古賀古賀でもやっていたが、このときは各家庭から米を持ち寄り、これを粉にして、鼻の形をしたはなだごを作っていた。

―備考―この外、ハレの食べ物として、特にそのときだけ作るものに次のようなものがある。

1　持ち寄りなど集会のときは、焼き鯖をほぐして入れた牛蒡めしを作っていた。米だけの飯もしろめしといってハレの食であった。

2　三月節句には、せりと田螺のおよごしを作った。

3　供日には、甘酒と鮒のこくい（鮒と大根を漉し味噌で長時間煮たもの）を作った。

四住居

(一)家屋

川良は北と西が山である。その山麓から里にかけて農家が点在し、二、三軒の東向きの家を除いては、ほとんどすべてが南向きであった。日当たりのよいことを第一条件にしたためであろう。

屋根の形は、佐賀平野などに多く見られるくど造り(コの字型)が圧倒的に多く、次は寄棟造りである。屋根の一方が前方または裏側に張り出したかぎ型のものが数軒と、片側は裏側に、片側は前方へ張り出したかぎ型(Z字型)のものが一軒残っているが、この種のかぎ型作りがくど造りに先行したもののようである。屋根は麦わら葺きである。以前は庇(ひさし)も下屋も麦わら葺きであったが、明治の末から大正の初めにかけて瓦にかわり、今では麦わら葺きの下屋や庇は見られなくなった。また、明治の末までは



くど造り
(コの字型)

瓦葺きの家は僅かに五軒で、他は全部麦わら葺きであったが、最近はわら葺きを瓦葺きに改造したり、わら葺きにトタンなどの鉄板を被せることが流行して、昔のままの麦わら葺きの家は非常に少なくなった。

母屋は大小の差はあるが、一方は仕事場としての土間を広くとり、他の一方が部屋になっている。間取りは田の字型で、おもて、うらえ、座敷、納戸の四部屋からなる。土間のさき(北側—裏側)に下屋をおろして、かまや(炊事場)があるのが普通であるが、本屋の北角にかまやを設けた家もあった。壁は荒壁で、縁のない家もあり、あっても外縁(濡れ縁)が多かった。縁が一般につけられるようになったのは、ひさしを瓦葺に改良する頃からといわれる。

土間のことをにわといい、表口と裏口に出入口があった。屋外の庭をほかにわといって、農作物の乾燥場(ほしば)として広く取ってある。座敷に面した一隅にはこにわ(小庭)があって、樹木を植え、



かぎ型
わら葺きに鉄板をかぶせてある

家によっては地の神様などを祀ってある。そして外庭のさき（南）には自家用の野菜を作るせんじゃあ畑があった。

井戸は家の東南（巽）にあった。山つきの家には、自然の湧水を利用した井戸が裏にあったし、川つきの家は川の水を利用した。朝早く川の水を汲んで、はんずう甕に入れておき、一日の飲料水として使用したのである。現在では井戸は炊事場の近くに掘る人が多く、巽の方向に井戸が残っているのは数軒にすぎない。

風呂のある家はぶげんしゃといわれた何軒かで、風呂桶は木風呂が多く、なかには石を使って作った立派な石風呂も使用されていた。各家庭に風呂がなかったのは、当地には温泉があり、しかも無料で入れる湯壺があったので、これを利用したからである。今日では風呂を持たない家はないといってよいが、農家が自家用風呂を作るようになったのは、大正十二年に無料湯の縮小問題をめぐって起こった温泉会社と周辺部落民との間の紛争以後のことである。温泉周辺以外の部落では、風呂が利用されたが、以前は古賀単位の共同風呂（もやあ風呂）が多く、輪番で風呂を湧かし、男女混浴であった。

小屋（納屋）は、母屋から少し離れた南西（土間が西側にある家）か東南（土間が東側にある家）にあるのが古い形であったが、あとでは土間のある方に、母屋と並べて庭続きに作るようになり、今では古い形を残している家はみられない。小屋

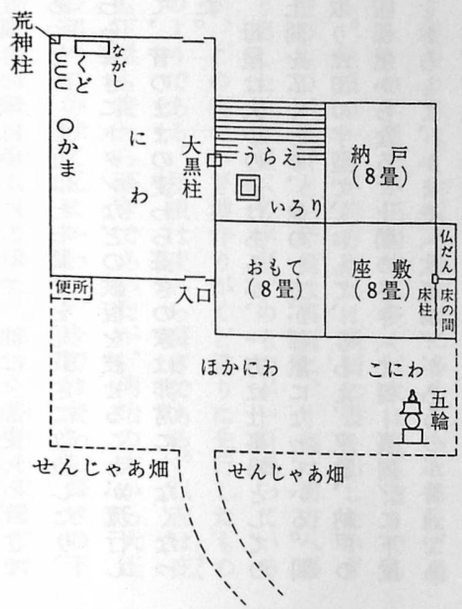

武雄町川良　富永安雄氏宅見取図

150年以上前の建築といわれる。屋根形はZ型である

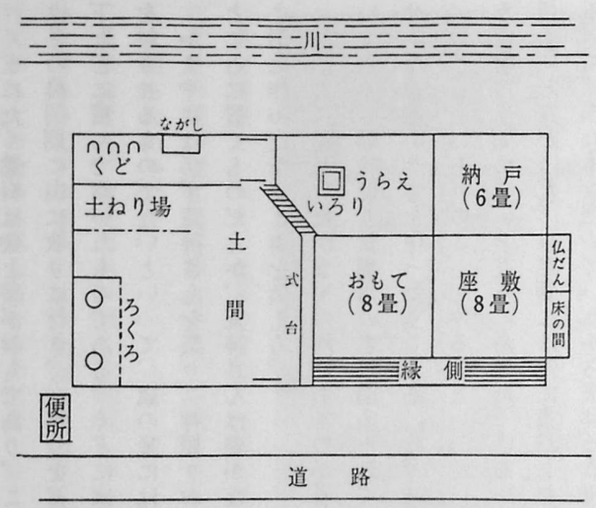

武内町黒牟田　江口藤三郎氏宅見取図

（明治20年頃の建築）

の一隅には唐臼が据えてあった。牛馬が飼育されるようになると、小屋に下屋をおろして畜舎にしたり、独立の畜舎を建てるようにもなった。

黒牟田部落は中央に川が流れ、その川に沿って道が走っており、道の両側に家が建っている。屋根形は寄棟造りが多く、くど造りの屋根もみられる。屋根は麦わら葺で、農家と同じく土間が作業場となっているが、農家の土間より広く、明かりとりの作業窓が作られている。しかし、山裾が迫っているため、間口が広く、奥行が比較的短かい。窯は別棟で山の傾斜面を利用して作られていた。

(二)　かまど・いろり

かまど　かまや（炊事場）は、庭（土間）の一番奥の裏口に近いところにあって、そこには大概大・中・小三つのかまどが据えてあり、かまどのことをくどといった。くどは赤土で作った土のくどであったが、明治末年頃から

切石を使った石くども作られるようになった。これが平素湯をわかし、おかずを煮、飯を炊くのに使うもので、この他に大きいかまどがあって、味噌や醤油を作るときの豆を煮るとか、餅を搗くときの米を蒸すとか、祝儀や法事のときなどたくさんの飯を炊くときなどに用いられた。これをかまといった。かまには大きい平がまを用い、竹で編んだかまぶたをかぶせた（花嫁にかまぶたかぶせをするのはこれである）。かまは七十センチぐらいの丸味をおびた四角形で、高さは六十センチぐらいである。くど、かまには煙突がないので、天井は真黒くすすけていた。

くどにたく燃料は柴と薪がおもであり、これを総称してたきもんといい、薪のことを割れ木といった。たきもんは冬の農閑期に山に取りに行き、一年分を蓄えておいたものであるが、たきもん小屋のある家は少なく、普通は軒下などに積んでおいたものである。くどには煙突がなく燃えが悪いので、よく火吹き竹が使われた。火吹き竹は年を越させるものでないといって、歳の晩には燃やし、正月には新しいものを使ったものである。

かまやには必ず荒神さんを祭り、神棚をおく柱を荒神柱という。荒神さんは、盗人でも誰でも叱れるように高いところに置くものだとか、荒神さんは姿がないなどともいっていた。正月には他の神とちがい、荒神さんにはなまこ形に作ったなまこ餅を供える。

ながし（流し）はかまやの隅にあるのが普通で、これをゆどのといった。ゆどのにははんずうがめ（水甕）がおいてあり、朝晩使う炊事用の水が溜められていた。ゆどのの使った汚水をためるために、外側に甕をおいたり、せせいなぎという堀を作ったりしてあった。せせいなぎに溜った汚水は畑作の肥料に使われていた。

いろり　いろりのことをゆるいといっていた。入口を入ると、最初の部屋をおもてといい、その次のうらえという部屋の土間に近いところにあった。ゆるいには、竹と木で作った自在鉤（じじゃあかぎ）を使うだけで、他には何も使わなかった。自在鉤には常に茶だしをかけ、また吊り鍋で、おかずやうどんなどを煮るのにも使われた。ゆるいには割れ木をたいていたから天井は真黒くすすけていた。



自在鉤と火棚
黒牟田丸田正美氏の六角堂

ゆるいを使わないときとか、寝るときは、堅い木の燃えさしを灰に埋めて火種にしたもので、一年中ゆるいの火を絶やさないように心掛けていたのである。くどをたくときは、この火をつけ木に移して柴につけたものである。

ゆるいは冬期の暖房用であり、一家だんらんの場所であるばかりでなく、食事の場所にもなり、来客接待の場所としても利用されていた。ゆるいの座は、土間に面した座を横座といって、家長が座る。北側に茶道具を置いていたから、そこを茶ねんじゃといって、主婦の座とした。その他の座には名称はなく、序列もなかった。「横座に座れば米一俵」などといって、横座には家長以外は決して座らなかった。

黒牟田では、横座の向い側（土間寄り）をねこ座と呼んでいた。ねこ座は、猫がうずくまるところといい、主婦の座であった。ゆるいには自在鉤のほかに、自在鉤の中ほどの位置のあたりに、竹製の火棚が吊してあった。火棚は天井へ火の粉があがるのを防ぐだけでなく、ゆるいの火を利用して物を乾燥させるのに役立ったものである。ゆるいに自在鉤と火棚があるのが古い姿かもしれない。

五　社会生活

(一)　共同生活

藩政時代から永く続いてきた村は、明治二十二年の町村制の実施によって、新しく生まれた行政単位の中に包含されて、その一部となり、行政単位としての村ではなくなった。しかし、その後も一般にはむらという呼び名が用いられ、農村では現在でもそう呼ぶところが多い。ここでもこのしきたりに習って、現在の部落（区）のことをむらと呼ぶことにした。

(1)　むらの仕組み

1　むら全体の世話は区長（明治二十年代頃は、むらのことを部といい、区長のことを総代といっていた）がしていたが、他に役員として評議員（当時は委員といった）がいて、むらの行事や区費の査定などおもなものは、区長と評議員が相談して決めていた。区長の下に散使（さじ）をおき、散使は区長を助けて、諸伝達や公役の割り当て、その他の走り遣いをするのが役目であった。散使に用事があるときは、区長は小鐘をカン、カンと二声ずつ断続して打ち鳴らして散使を呼び、用を命じていた。これを散使鐘といった。区長の報酬は年に米十俵、散使は五俵と決められ、むらの倉庫（くら）（後出）から出されていた。

むらの総会のことをこくわい（穀割り）といった。こくわいは正月上旬（十二月決算であったから）に、区長の家に各戸から一人ずつ集まって開かれ、決算報告がなされ、区費の割り当てがなされ、行事などの協議がなされ、

夕食が出されていた。昔は米をすべての勘定の基準にしていたし、総会では決算報告や区費の割り当てなど勘定が主であったから、これをこくわいと呼んでいたらしい。こくわいのほかに、そんちゅうより（村中寄）というのがある。これは区長と役員だけで決めるわけにいかない重要な事項などが発生したとき開かれるもので、むらかたにうたせる（村人の意見をきく）ための臨時総会である。こくわい、そんちゅうより、彼岸ごもりなど、むらの人を集めるときは、その時刻になると、中鐘をコン、コン、コンと三声ずつ打ち鳴らして、合図したものである。これを寄せ鐘といった。

むら全体で実施する仕事には、各戸から一人ずつ出ることになっており、これを公役といった。公役には道修理、溝修理などの土木工事のほか、毎年きまって実施するものに、むら山払い、国県道掃除、溝さらえ、秋道作りなどがあった。公役に欠席したものは、でふたい（不参加賃）として、むらの公役賃銀と同額を支払わねばならなかったし、女とか子供が出た場合は、六合建てとか七合建てといって、四合なり三合の不足分を出すことになっていた。むら全体でやる必要のない仕事には、順番などきめて、何人かを指名して使役した。これを戸廻（まわ）しといって、この場合はむらで決められた公役賃銀が支払われた。

2　むらは山口、山ノ上、山下、舘（たち）、馬場、三田（さんだ）の六つの古賀に分けられ、頭にこの地名をつけて、たとえば山口古賀などと呼んでいた。各古賀には天満宮、観音さん、薬師さん、権現さんなどを祀ってあり、夏は燈籠かけを、秋は彼岸ごもりを、冬はお祭り（収穫祭り）などをして親睦をはかっていた。お祭りのときは祭り田からの収入がその費用に充てられ、彼岸ごもりには各戸から米を持ち寄って、これを粉にして鼻だごを作り、欠席者や赤ん坊にまで、古賀全員に配られていた。種漬け川の川干しや盆道作りも、古賀の共同作業であり、古賀に不幸があると、各戸から米を五合ずつ貰（ぬ）いて助け合っていた。また古賀は、大正九年頃からむらの原野を借りて、共同植林も始めている。

3　古賀はさらに上古賀、中古賀、下古賀などに細分されていた。この小古賀は五、六軒単位で構成されていて、これを茶講古賀と呼んでいた。先祖などの命日には、古賀の人を呼んで、だごや簡単な精進料理などを出し、お茶を飲んで故人の追憶話や世間話に花を咲かせたものである。これを茶講といって、おもに主婦が出席した。茶講古賀の家に不幸があれば、古賀の人は真先きに駆けつけて世話をし、葬式の日は二人ずつ出て加勢をした（場合によっては隣りの小古賀からも一人ずつ加勢することもあった。石つき、建家、屋根の葺きかえなどの手伝いはもちろん、急病の場合の医者への連絡なども茶講古賀の者があたることが多く、茶講古賀は相互扶助の組織体であった。そこで、祝儀、不祝儀には必ず茶講古賀の人を呼ぶのが習わしであった。

少し時代は下るが、大正四年制定の、川良区組合条例というのが残っているので、参考のため記しておこう。

武雄町川良区組合条例

第一条　区内ニ本籍ヲ有シ若クハ居住シ区内ノ負担ヲ分任スルモノハ区有財産及営造物ヲ共用スル権利ヲ有ス但転入出ノ者ハ此限リニ非ス

第二条　特別ノ規定アル区有財産及営造物ニ付テハ総会ノ決議ヲ経権利義務ノ有無ヲ確定ス

第三条　区ノ協議会ハ左ノ二種ニ分ツ

一　職員会

二　総　会

第四条　職員会ハ区有財産及営造物其他主タル事件ノ行為ニ関スル事項

第五条　総会ハ区有財産及営造物ヲ共用スル権利義務並ニ重大ナル事件ニ関スル総テノ行為

第六条　区長ハ事件ノ軽重ヲ考察シ協議会ヲ招集スベシ

第七条　処務便宜ノ為左ノ職員ヲ置ク

一、区長及代理者　　各壱名

二、幹事　　弐名

三、評議員　　拾四名

四、衛生組長及副組長　　各六名

五、散使

区長ハ幹事ヲ兼務スルコトヲ得ズ

第八条　職員ノ任期ハ左ノ通リトス

一、区長及代理者ノ任期ハ満弐ケ年トス

二、幹事ノ任期ハ満四ケ年トス

三、評議員ノ任期ハ満弐ケ年トス

四、衛生組長及副組長ノ任期ハ満弐ケ年トス

五、散使

但各項共再選スルコトヲ得

第九条　区長ハ区務ヲ統轄シ区ヲ代表ス

代理者ハ区長故障アルトキ之レガ代理ヲナス

第十条　区長及代理者ハ総会ニ於テ互選シ投票ノ最モ多数ナルモノヲ当選者トシ之レヲ町長ニ報告スベキモノトス

投票ノ数同数ナルトキハ年長者ヲ以テ当選者トス

其他ノ職員ハ前項ニ倣ヒ当選者ヲ定ム

第十一条　幹事ハ区有財産及営造物其他事件ノ軽重ニ関セズ総テノ行為ニ参与シ協定若クハ監督ノ任ニ当ルモノトス

第十二条　評議員ハ区有財産及営造物其他主ナル事件ニ参与シ協定スルモノトス

第十三条　衛生組長ハ流行病ニ罹リタルモノアルトキハ之レガ防疫患者ノ運搬其他区内ノ清潔検査ノ執行等衛生上諸般ノ事項

ニ従事スルモノトス

組長故障アルトキハ副組長之レガ代理ヲナス

第十四条　散使ハ区長ニ属シ庶務ニ従事ス

第十五条　区長ノ担任スル事務ノ概目左ノ如シ

一、区内ノ議決ヲ経ベキ事件ニツキ其議案ヲ発シ及其議決ヲ執行スルコト

二、歳入出予算及決算ノ編成ニ関スル事件

三、財産及営造物ヲ管理スルコト

但特ニ管理ヲ置キタルトキハ其処務ヲ監督スルコト

四、区費及夫役ヲ賦課徴収スルコト

五、公簿証書ヲ管理スルコト

但特別ノ規定アルモノハ此限ニ非ズ

六、其他区内ノ協定ニヨリ区長ノ職権ニ属スル事件

第十六条　区長ハ翌年ノ歳入出予算書ヲ其年十二月末日迄ニ評議員会ニ提出シ之レガ協賛ヲ経総会ニ報告スベシ

年内ノ歳入出決算並ニ基本財産ノ収支決算書ハ総会招集前ニ於テ評議員会ニ提出シ之レガ協賛ヲ経総会ニ報告スベシ

但総会ハ翌年一月十日以内ニ招集スベシ

第十七条　区費及夫役ノ徴収ハ翌年一月三十一日限リトス

第十八条　幹事・評議員・衛生組長ハ名誉職トス

第十九条　収益ノ為ニナセル金穀ハ基本財産トシテ維持スベシ

但特別ノ事情アルトキハ評議員ノ決議ヲ経テ増減スルコトアルベシ

第二十条　営造物ヨリ生シタルモノハ総テ特別基本財産トス

第二十一条　特別基本財産ノ管理ハ特ニ区長及幹事ノ共通責任ヲ有スルモノトス

公簿証書ハ幹事ノ保管トス

全部又ハ一部ノ返済ヲナシタルトキト雖区長ハ直ニ之レヲ幹事ニ提供スベシ

第二十二条　肥料購入及県町税納入ノ目的ヲ以テ各組合ヨリ特別基本金ノ内ヨリ貸付方申出アリタル時ハ区長及幹事ハ当時ノ情況ニ鑑ミ適当ノ貸付ヲ為スコトアルベシ

第二十三条　特別基本金貸付ハ組合ニ限ル其組合ハ共同連帯ノ責ニ任ス

区長及幹事ヨリ時勢ノ変遷ニヨリ抵当物件ノ提供ヲ通告アリタルトキハ速ニ之レガ手続ヲ為スベシ

返済期限内ニ於テ其義務ヲ終了セザル組合アリタルトキハ其組合ニ対シ弐ケ年間貸付ヲ停止ス

但一組合ヘ貸付金高ハ壱百円ヲ超ルヲ得ス最モ特別ノ場合ハ此限リニ非ズ

第二十四条　公益ヲ目的トスル事業ノ貸金ニ充当スル為特別基本金ノ内ヨリ貸付方申出デ確実ナル抵当物件ヲ提供シタルトキハ区長及幹事ハ事実ノ内容ヲ精査シ確実ト認メタルトキハ之レガ貸付ヲナスコトアルベシ

第二十五条　基本財産ノ内蓄積米ハ第一条ノ権利ヲ有スルモノニ対シ貸付米ヲナスコトアルベシ

但一人ニ付参俵壱俵京桝四斗入以内トス

第二十六条　蓄積米貸付ノ方法ハ区長幹事立会ノ上適当ノ処理ヲナスベシ

第二十七条　蓄積米ハ売却其他処分ノ程度如何ヲ問ハズ評議員会ノ議決ヲ経之レガ処分ヲナスベキモノトス

第二十八条　夫役又ハ現品ハ時価ヲ準率ト為シ金穀ニ換算シテ賦課スベシ

夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ当リ又ハ代人ヲ出スコトヲ得

但一人前ニ相当セサルモノト認ムルモノハ理事者ノ協定ニ任ス

青年団ヘ入団ノ者ハ総テ一人前ニ相当シタルモノトス

第二十九条　共有山林下払各戸出夫負担之事
但当日不参ノ者ハ壱日金参拾銭提供スベシ
第三十条　国県道掃除出夫ハ春秋二季大般若組合ニ区分シ各輪番ノコト
里道改修ノ分ハ同時ニ之レガ修理ヲナスベシ
但当日不参ノ者ハ金参拾銭差出スベシ一人前ニ相当セサルモノト認ムルモノハ理事者ノ協定ニ任ス
第三十一条　時勢ノ変遷ニ伴ヒ一部又ハ全部ノ更正ヲ要スルトキハ評議員会ノ議決ヲ経更正スルコトアルベシ
第三十二条　本条例ニ該当セサル事項ハ町村制ニ準拠ス
附　則
第三十三条　本条例ハ大正四年分ヨリ施行ス

(2)　年齢層による組織

1　若者組

十八歳から入会し、結婚すると脱退していた。小学校を卒業した十五歳から入るようになったのは大正以後のことである。若者組は個人の家を借りて若者宿とし、夜になるとそこに出かけて行き、提供された一室で寝泊りした。若者組はひかいといって、よく共飲共食をしていたが、新参者は炊事当番や走り遣いをさせられたものである。組の頭を若者司といって、この人がすべてを命令し、統制をとっていた。宿には盆・正月に贈物をした。

若者組の任務は、むらの祭りとか、神待ち行事などのとき、それを主催するのがおもなものであった。また、浮立を稽古し、荒踊りを練習して、これらの郷土芸能を継承するのも、若者組の大きい役目となっていた。ぎおんや神待ちなどには、徹夜して浮立をしていたが、これをとうやといい、その翌日は慰労をかねてひかいをしたもので

ある。花見のときは、同じ家に一週間以上も寝泊りして、飲食を共にし、連帯感、共同意識とともに英気を養っていた。若者組に入ると、むらから一人前として認められ、公役のときも大人扱いであった。

明治三十五、六年頃から、若者組は浄円寺の小屋に移り、そこの和尚さんが習字などを教えてくれた。これは、むらに青年団の集会所（青年倶楽部）ができた明治末年まで続いた。青年団が誕生すると、若者組は青年団となり、若者司はその支部長になった。若者組は青年団になる以前は、真友社（中野）、善進社（東真手野）、尚進社（西真手野）などのような呼び名を持つものも多かった。

2　中老組（妻帯者の壮年）

3　老年組

ともにお日待ちとか、花見のとき寄る程度であった。

4　三夜待ち仲間

若者組に入る年頃になると、同年輩の者が十名程度の組を作って、三夜待ち仲間を構成した。したがって、むらには幾つもの仲間の組が存在する。これは親睦をはかるのが目的で、毎月二十三日の夜、亭主の家に集まり、共飲共食して夜遅くまで話に花を咲かせるのである。亭主は輪番で受持ち、米は各人から二合五勺ずつ貫き、酒と肴は亭主持ちというのが一般のやり方であった。三夜待ちは、二十三夜の月の出を待つ、昔の月待ち行事の名残りであろう。お日待ち行事もこの仲間でしたし、毎月積立てた金で一緒に旅行することもあった。これは一生つき合うもので、仲間が結婚すると謡をあげて祝い、仲間に不幸があると、香典として米一俵を供え、仲間の者が中心となって葬式加勢もした。三夜待ちのやり方は今も昔と変わらない。

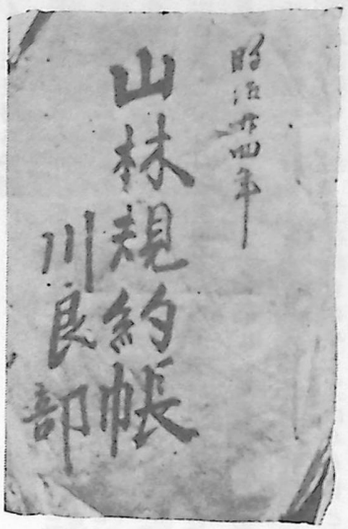

明治24年の山林規約帳

(3) 入会地と共有林

「仕事と用具」の項で書いたように、以前は草が唯一の肥料であり、五月には田に入れる田草を刈るのは大事な仕事であった。この草を刈るところは原野であり、この原野は入会地になっていた。原野はむら単独のもののほかに三か村（川良、甘久、小楠）共有のもの、五か村（川良、甘久、小楠、富岡、八並）共有のものもあった。原野はおもに草切り場として利用されたが、雑木の自生地も少しはあったから、冬は燃料の薪取り場にもなった。原野が入会地としていつ頃から設けられたかは不明である。しかし、藩政時代からあったであろうことは、「小楠村の萱場（草切り場）は殿様が決められた」という古老たちの言い伝えから明らかのようである。

入会地としての原野のほかに、むらには共有林がある。これはむらの人たちが共同で植林養殖して、むらの財源にしようというものである。そして、この共有林もまた、むら人たちの連帯感、共同意識からの所産であり、むらの組織を強める紐帯でもある。共有林はいつ頃から生れたか、これまた明らかでないが、原野に植林して共有林とするケースが多く、田草を使わないようになる大正末期から共有林の増加が目立って多くなったようである。共有林には区有林、古賀有林のほかに、三か村共有林、五か村共有林もある。共有林の規約としては最初のものと思われるものがあるので参考のため記してみよう。

共有山林規約証　川良部

共有山林ハ植物ヲ蕃殖セシメ以テ利用厚生ノ基ヲ鞏固ニシ部内富殖ノ源ヲ養成セント欲シ規約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一条

共有山林トハ字内ノ子大石谷ヨリ西並字鍋倉松桧植場ニ限リ此規約ヲ締結スル者トス

第二条

共有山林ハ猥リニ伐木スルヲ得ス若シ部内協議ヲ経ス伐木シタル者ハ伐木取揚ゲノ上違約金トシテ金弐円ヲ出サシムル事

但鍋倉共有山ニ限リ肥料ニ供スル下草ハ此限リニアラズ

第三条

第二条ニ定メタル違約金ヲ出シタル者再ヒ伐木シタル者ハ伐木取揚ノ上該違約金ニ壱円ヲ加増シ出金セシメ且交際ヲ絶ツ事

第四条

第二条第三条ニ定メタル違約ヲ犯シ該金収入シタル金員ハ山林監守人ノ給料其他共有山林ニ係ル一切ノ費用ニ補充スル者トス

第五条

共有山林ハ当部内ニ本籍ヲ定メタル者ニシテ記名ノ人員ヲ以テ植物ヲ養成ス故ニ他ヨリ入籍シタル者ハ時価ヲ見積リ総割合高ノ一ヲ出金セシメタル上共有人員ニ加名スルモノトス

但本籍ノ者当部内ニ分家ノ者ハ直チニ共有権ヲ有ス尤共有人家族ノ二男以下ノ男子ニシテ在住十六才以上ノ者ハ人夫ヲ要スルトキニ限リ出夫スル義務有ル者トス

第六条

第五条ニ定メタル加入金収入シタル時ハ共有山林蕃殖ノ資本ニ供スルタメ確固タル銀行ニ預ケ置クモノトス

第七条

共有人員ノ内若シ他部ヘ転籍スル者アルトキハ共有ノ資格ハ消滅シ該人員除名スルコト

第八条

共有人員当部内ヨリ全戸他所ニ寄留スル者アルトキハ該寄留シタル月ヨリ満参ケ年間ハ共有ノ資格ヲ有スト雖モ該年期経過ス

ルトキハ第七条ノ例ニ依リ処分スルモノトス

但本条全戸寄留ノ者年期経過スト雖モ部内ニ代理者ヲ置キ共有山林ニ係ル諸般ノ事ヲ処弁スル者ハ此限リニアラス

第九条

共有山林世話係五名ヲ置キ該事業ニ係ル諸般ノ事ヲ司シム

但当分部内総代並委員ヲ以テ之ニ充ツ

第十条

共有山林荒廃ヲ防キ蕃殖養成スル為メ監守人壱名ヲ置キ監督セシムル者トス

第十一条

監守人ハ毎度十二月部内共有人ノ内年令弐拾五才以上ノ者多数ノ投票ヲ以テ撰挙スル者トス而シテ前任者ヲ再撰スルモ妨ナシ

但給料ハ撰挙会ノ都度之ヲ定メ当撰者ノ任期ハ参ケ年トス

第十二条

監守人ハ毎年旧十一月一日ヨリ翌年二月十五日迄共有山林ヲ巡回シ定日外ト雖モ可成巡視スヘシ万一第三条第四条ノ違反者アルトキハ所持ノ機具並伐木取揚ノ上直チニ世話係リニ通報スヘシ

前条々山林規約定締シタル証トシテ左ニ記名調印スル者也

明治二十四年

淵　久一 ㊞

以下百四名記名捺印

(4) 水利と水番

法的な水利組合ではないが、三か村（川良・甘久・小楠）共有の溜池が二か所あり、この溜池の水がこのむらむらの大部分の水田を潤している。そのために、灌漑用水路の分岐点には、水の配分をするための設備がしてある。各むらの水番人は話し合って、水の落し方（落す水の量）、その時期などを決める。そして、それをふうつう（溜池の管理者）に連絡して、水を落して貰うのである。また、各むらの水番人は、むら内の田に水が公平に回るように、稲作期間中は毎日見回りをする。しかし、ときどき個人が勝手に我田に水を引くので、問題を起こすこともあった。



灌漑用水路の分岐点

ここには水の配分をする設備（溝分け）がしてある。左の4分の1は甘久へ、右の4分の3が川良、小楠の田圃へ流れる（川良天満宮横）

水番人の任務は重いが、水番人は水に対する絶対の権力者でもある。したがって、水番人の選定はむずかしい。むら中の水路に明るく、むら人から信頼される人でなければならない。水番人は毎年田祈禱のときまでに決められ、その給料も年に米何俵分として、米の時価で決められる。各耕作者は、水掛け料として、むらで決められた反当たりの金額を作付面積に応じて支払い、その集まった金から水番人の給料は支払われるのである。

(5) ゆ　い（労働交換）

これをいいといい、加勢をうけたときは、賃銀で払わないで、必ず労働で返済する（いい返し）やり方である。田を耕すときとか、田植えのときとか、その他特に忙しいときだけはいいをやる人もあったが、きまっていいをするというのではなかった。ただ麦の肥料としてゆかのりを作るときだけはいいをする習わしであった。現在はほとんど行なわれていないといってよい。



標柱
郷倉には「川良村無盡蔵之標」という標主が建っていた

領主には三斗につき三升の利息を払っていた。一割である。むらはこの米をきっかもんにまた貸しする。そして三斗につき一斗の利息をとるから、旧領主に支払う三升を差し引いて、むらには七升残ることになる。こうして溜った米が多くなると、あとではむら自体の米が貸せるようになったのである。そこでむらでは明治二十一年に、米を入れるための倉庫（郷倉）を新築した（この米倉庫はあとでは消防小屋として利用され昭和三十四年まで建っていた）。明治三十年頃にはこの倉庫には百俵以上の米が入ったし、同三十八年頃には三百俵ばかりにふえたという。この頃になると利息も安くなって四升になっており、最後には三升になったといわれている。

この決済は師走十三日で、必ず現物で返済しなければならなかった。人によっては十三日に返して、十四日にはまた借りていたという話もある。当時の百姓（大部分は小作人）がいかに困窮していたかがわかるようである。この倉の米から区長へ十俵、散使へ五俵の報酬を払っていたことは既に述べた。

ところが、この三百俵近くもあったむらの米も、明治の終り頃になると皆無に近い状態になっていた。明治三十八年むらに赤はら（コレラ）が大流行して、その蔓延防止の衛生費にこの米が使われたし、明治四十年六月一日の

(6) 貸米制度

むらには米を貸す制度があり、出来秋まで米がない人は、むらの米を借りて食いつないでいた。しかし、その利息は非常に高く、明治三十年頃までは三斗借りると四斗返さねばならなかった。この制度はいつからできたか明らかでないが、明治になってからしい。はじめは武雄の旧領主からむらが米を借りてきた。旧

早朝、内の子溜池の堤防が決壊したので、その修繕費にこの米が当てられたためである。その後もこの制度は細ぼそと続けられていたが、終戦後は自然消滅してしまった。

―備考―最近鍋島家から出てきた文書の中に、「明治八乙亥一月改、米金拝借根居帖」というのがあり、旧領主が米の貸付けをしていたことがわかる。その中から一つを抽出する。

川古村
小川三太夫

一米四拾七石七斗壱升七合

但国枡石詰ナリ利息壱割ニシテ米価上下不拘亥暮ヨリ丑暮迄三ヶ年割返納証書ノ通リ

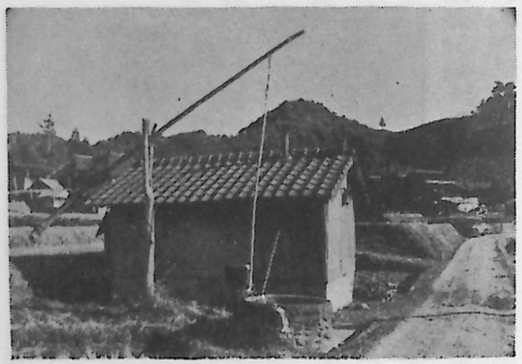

若木町本部山中の共同風呂

(7) 共同風呂

温泉周辺以外のむらでは、もやあ風呂（古くはもやあもん風呂）という共同風呂が多く使用された。もやあ風呂は共同浴場という実用面のほかに、お互いの安否を知り、その日のできごとや農作物の成育状況などを語り合う情報交換の場所であり、交際の場でもあった。共同風呂は、古賀の各戸が輪番でこれを湧かし、掃除をすることになっており、男女が同一の浴槽で混浴したものである。

共同風呂も共有林や茶講古賀組織などと同じく、古賀の人たちの連帯感、共同意識の所産であるが、衛生面、風紀面はともかく、戦後農村社会

が大きく変容して、古賀の連帯感、共同意識がゆるんでくると、共同風呂も急速にその姿を消していった。現在も残っているところは若木町に多く、御所、川内、原、本部山中などにある。



壺湯の共同風呂

(8) 夜回り

明治時代から消防の組織があったのは、本町、宮野町、新町（以上を湯町といっていた）、松原（明治四十二年から）だけで、川良に消防組織ができて手押喞筒が備えられたのは、昭和になってからである。消防の必要なことはもちろんだが、消防の有無にかかわらず大事なことは火事を起こさないことである。「盗人は財産の一部しか持っていかないが、火事は全部持っていくから火事は起こさないように」といって、火元には非常な注意をしていたようである。そしてそのために、むらでは火事の起こりやすい冬の間は古賀毎に火番制を作って、火の用心を呼びかける夜回りをしていた。しかしこれも永続きせず、また何年かおいて思い出したように行なわれるという状態であったらしい。

明治三年（一八七〇）七月十一日の未明、朝日町高橋の中心街に大火があって、二十六軒が焼失した。そこで町民は話し合って、六体の火伏地蔵を建てるとともに、火番組合を作って四、五人一組の輪番制で毎夜町内の夜回りをすることを決めた。夜回りは明治四年四月から始められ、それ以来一日も欠かすことなく、毎晩十時と十二時頃になると、火番夜回りの〝火の用心〟の声が拍子木の音とともに深夜の町かどから聞えてくる。この火番制は、一・八メートルの火番板に火番組合員の氏名を書いたものと拍子木を、火番長が翌朝次の当番火番長に申し送る仕組みである。夜回りが始められてから昭和四十六年三月末でちょうど百年になるが、落雷による火災のほかは、失

火、放火による火災は一回も起こっていない。町内の子供たちは〝拍子木と火の用心〟の声に守られて育ち、青年時代、壮年時代は毎晩交代で夜回りをしてきたために、町内の融和はよく、町内の運営もよくできていると古老たちはいう。

(二) 組と講

(1) 組の用具

結婚式や葬式のような大勢の人が寄る場合には、それに応じた什器類が必要である。ぶげんしゃで、それらの什器類を持っている人が近くにいるとしても、必要の都度、誰でもがそれを借りるというわけにはいかない。このようなとき、共用の什器があれば皆が助かる。こういうことから、むらではほとんどの古賀が共用の用具を備えつけている。たとえば、三田の下古賀では、はんじゃあ（飯台）、茶わん・皿・飯びつ・茶だしなど五十人ぐらいの接待ができるように昔から用意してあった。

これらの用具はいつ頃購入されたか不明であるが、焼物は三田下古賀と大書しただけの厚手で、相当旧式になったので、終戦後買いかえられたし、飯台も折りたたみ式になった。そして、これらの用具は、それを使用した家が次の使用者があるまで責任をもって保管することになっている。

(2) 講と用具

講はこれを大別すれば、信仰的な講と経済的相互扶助の講に分けられる。

1 信仰的なもの

信仰的な講には伊勢や太宰府のような神社、寺院を対象とするものと、定期的に寄り合って信仰行事をもち、講員同志の親睦をはかる講とがあった。

伊勢講　伊勢太神宮に参拝することを目的に結成された信仰上の団体で、江戸時代に相当流行したようであるが、明治の終り頃ともなれば、伊勢参りのかわりに、太宰府とか祐徳院にお参りするようになり、伊勢講とは名のみになってしまった。それでも明治半ばまでは、たまには代表がお伊勢参りに出かけることがあったが、このときは講仲間だけでなく、むら中からざっしょう（餞別）をして送り出した。そしてお参りした人は神札や土産物をむら中に配ったものである。武雄町八並の諏訪神社には、明治三十八年まで昔のままの伊勢講があったことを証する記念碑が建っている。（民間信仰と石造物の項参照）

女講　中老の主婦だけで構成され、毎月五厘ずつ積立てて、輪番で代表が一週間がかりで太宰府にお参りをしていた。

茶講　親や祖父母、子供などの命日には、茶講を催し、夕食後古賀の人たち（おもに主婦）に集まってもらい、仏前に燈明をあげてお経を唱え、そのあと茶菓子と簡単な精進料理を出して、遅くまで話に花を咲かせていた。

この外に庚申講も江戸時代にはあったようだが、明治以後川良にはあったことをきかない。しかし、武内町真手野の上古賀には大正十三年建立の庚申塔があるから、市内には四十年ぐらい前までは庚申講があったことがわかる。（民間信仰と石造物の項参照）また市内のあちこちに天神講、薬師講、観音講、大師講などがあった。

このような講には、礼拝のための掛軸や代参を記録する帳簿その他供物用の用具なども用いられたと思われるが、今日残っているものはない。

2 経済的なもの

経済的なものとしては頼母子講があり、これもその目的によって二つに分けられる。一つは講親を救済するために行なうものであり、一つは物品購入を目的に組織されるものである。ただ単に講というのは、経済的に困った人を救うために組織された頼母子講のことで、これをきっかもん助けといっていた。経済的に困った人があれば、その仲間の人たちからその人を講親として頼母子講を仕立てて貰い、講員各自の出し合う第一回の掛金全部を講親にやるのである。第二回目からは入札か抽籤によって（相談による場合も多かった）一人ずつ取り、講親は毎回講の会場として自宅を提供し、酒食を出していた。

講の掛金や人数は一定せず、掛金は一円二十銭、三円くらいが普通であったが、なかには十円という高額のものもあった。落札したときは保証人二人を立てるが、金額の大きい講では抵当物件を入れることになっていた。むらにはこんな頼母子講がたくさんできたので、一時は講のためにむらが倒れはしないかと心配されたほどだったという。

物品購入を目的に組織されたものには、蒲団講とか畳講というものがあったが、あまり流行せず、明治の末頃には姿を消していた。講には必ず記録類があったが、古く行なわれた記録類はほとんど棄却されて、残っていない。

㈢ 一生の儀礼

(1) 産前

1 腹帯祝い

妊娠六か月になると、伯叔母から三尺の布（あとでは晒木綿）を贈って貰い、産婆さん（こぜおんぼさん）に締

めて貰った。これを腹帯祝いといって、戌の日が選ばれた。犬のお産は軽いといって、安産を願う心からであった。これは産後も一か月位は締めていた。

2 願かけ

多久の西の原大明神（おりんさん）に安産の祈願に出かけて行ったものである。一人で出かけることもあったが、むらで同じ年にお産をする者同志が、一緒に出かけるのが普通だった。出産がすむと、願成就に赤い布をあげていた。

(2) 誕生と生育

1 出産

お産は納戸でした。お産のときは産鍋（お産のときだけ使う茶鍋）で炊いたふたきと、おかずは塩だけであった。三日経つと、よくあくを抜いた牛蒡の味噌汁を少量与えられた。三週間経つと普通食になったが、鰯や油揚げなどの油ものは、百日たたないと食べなかった。お産のときは親戚・古賀うちから、飴がたなどを持って見舞に行ったが、それも初産のときに限られていた。

2 名付け祝い

生まれて七日目に、産婆さんと手伝い人（なかには古賀の人も）を呼んで名付け祝いをしたが、ご馳走は赤飯と、なますぐらいのものであった。

3 日晴れ

生後、男は三十日目、女児は三十三日目に、日晴れといって、産婆さんと親戚を呼んでご馳走をする。このとき、嫁の実家からは産衣を、親戚からは自家織りの着物を贈った。母親は児に晴れ着を着せて氏神様に宮参りをする。またこの日、お産見舞を貰った家には、紅白の餅になますを添えて配っていた。

4 初節句

男児は五月の節句、女児は三月節句に、それも初子のときだけ親戚を呼んで祝った。鯉のぼりを立てるようになったのは、明治二十年頃からという。雛人形を贈ったり、飾ったりするのは、ごく最近からの流行である。

5 むこうつき

第一回の誕生日を迎えることを、むこうつきといい、男の児にはわらじ、女の児には草履をはかせて、産婆さんが「祝い目出度」の歌を歌いながら児に餅を踏ませる。その後で、男児には小刀、算盤、筆などを並べ、女児には物指し、はさみ、筆などを並べて、そのどれかを取らせる。取ったものによって、男の児は将来軍人になるとか、商人に向くとか、学者になるとかいい、女の児が物指しやはさみを取ると裁縫が得意になるなどといっていた。終わると、産婆さんが麻糸で餅を切る。包丁で切ると子供が怪我するといって、麻糸で切るのだという。切った餅は、煮小豆をまぶして、親戚や茶講古賀に配られる。この餅は、焼いて食べると子供がやけどをするといって、決して焼いては食べなかった。児の履く草履やわらじは母方から作って贈ったものである。

6 帯とき

第二回目の誕生日を帯ときといって、親戚から帯を贈った。あとでは親類が共同で着物を贈るようにもなったという。七・五・三の祝いはしていなかった。

(3) 成　人

1 若者仲間入り

十八歳になると、若者組に入った（小学校を卒業した十五歳から入るようになったのは、ずっと後のことである）。仲間入りには別に何もしなかったが、他村から下男などに来ている者が入るときは、一升買っていたという。若者組に入ると、むらの共同労働などでは一人前として扱われた。これが成人としてむらに認められる最初であり、今の成年式にあたる。黒牟田では、仲間入りすると、むらの若者を家に呼んでご馳走をしていた。

2 弟子ばなれ（黒牟田）

陶工になるためには、弟子として六、七年修行することが必要であった。弟子入りの時は何もないが、弟子ばなれする時には、主人が着物一重ねと道具一式を贈っていた。

(4) 結　婚

1 嫁貰い

明治初年まではむらうちの結婚も多かったが、明治も中頃になれば村外婚が多く、村内婚は非常に少なくなった。そして、当時は見合い結婚よりも親と親との話合いで婚約する風習であったから、仲人も骨折るし、結婚当日まで相手の顔を知らないことも稀ではなかった。

嫁を貰うときは仲人を立てる。なこうどともちゅうにんともいう。仲人は二度も三度も出かける。やっと親と親が承諾して婚約が整うと、仲人は婿方から嫁方に酒と肴を持って行く。このとき持って行くのは、一升一鯛（一生一代）といって、酒一升と鯛一尾に決まっていた。仲人と嫁の両親はその酒・肴で酌み交わす。これをかためという。

2 お茶（結納）

つぎに婿方から嫁方にお茶を贈る。このときは、仲人と婿方の母が行くのが普通であったが、婿が同行することもあった。お茶は、着物、帯、傘、下駄などに、昆布（子産婦）、麻の緒（共に白髪）、木炭、塩、末広をひろふたにのせ、それに酒・肴をつけて差出すのである。そこでご馳走が出て、結婚式の日取りが正式に決められた。

3 娘ぶんみゃあ

お茶がきて、娘が嫁に行く前に、本客にならない親戚、古賀、友だちを呼んで馳走をし、お茶の披露をする。これを娘ぶんみゃあといい、お茶びらきともいった。

4 祝　儀（結婚式）

祝儀の日は、箪笥、長持ちを、近親者が担って、長持ち唄を歌いながら婿方の家に届ける。嫁は両親、親類と一緒に家を出（遠いときは中宿といって、婿方の近くの家に休息し）、時をはからって婿方に行き、式が行なわれる

（夜八時すぎ）。式は本客の親戚の者だけで行なわれ、三・三・九度の盃、親子の盃、親類の盃が終わると、祝宴に移る。宴は夜明け頃まで続くのが普通だった（嫁は納戸にあがり、納戸で三・三・九度の盃をすまし、式場で婿の下に座る、という形式をとるところもあった）。



おはぐろつぼ
（武内町円楽寺所蔵）

〈付〉　迎え火、釜ぶたかぶせ

嫁が婿の家にくるのは夜であるが、婿の家の近くまでくると、婿の仲間が道にわらを焚く。道いっぱい焚くので通れない。燃え終わるまで、付人たちは火にあたるし、嫁は袖で顔をかくして燃え終わるのを待つ。これを迎え火といった。いよいよ入口にくると、婿の仲間が釜ぶたを持ってかくれていて、嫁が敷居をまたぐと同時に、釜ぶたをかぶせる。一人が裾を引く。一人が釜ぶたかぶせの口上の唄を歌う。これを釜ぶたかぶせといった。

5　披露宴

祝儀の翌日は披露宴で、本客以外の親類、古賀、友人、知己を招いた。嫁はその都度紹介され、客は謡を三番あげ、祝い唄を歌って祝宴をうけた。古賀の人にはこの時衣裳開きをした。

6　三つ目

祝儀から三日目、新郎、新婦は揃って嫁の実家に行き、歓待される。このとき持って行く餅を、みつめ餅といった。

7　はぐろ（かねつけ）

鉄漿（かね）の製法は、鍛冶屋から金屑を貰って器に入れ、それに飴がたを入れて、一か月ほどおくとできた。かねは七か所から貰ってつけたものである。はぐろは独身者でないというしるしであったから、嫁に行く時からつけた。

8　眉そり

赤児には眉を見せてはいけないといわれていたので、女は子供を産む前に、眉を剃っていた。

〈付〉　おっとい嫁ご（ぬすび嫁）

これは相思の仲の場合に行なわれたもので、今日の自由結婚にあたる。仲人が二度も三度も嫁貰いに行くが、娘の親がどうしても承知しないときは、男女がしめしあわせておいて、娘が風呂敷包みを持って歩いてくるところを、男の家に連れてくるのである。それから仲人が入って、それを調整するのだが、それが大変だった。どうしても親が承知しないので、心中する者もいたという。このおっとい嫁ごは、明治三十年頃まで、たまにはあったといわれる。

(5)　厄　　年

厄年は男女とも七歳と十三歳、その後は男は二十五歳、四十二歳、六十一歳、女は十九歳、三十三歳、三十七歳とされ、特に男の四十二歳と女の三十三歳は大厄の年とされていた。そのため戦前までは、正月にその年齢に達した。

た人のある家では、早くその厄難の年から逃れるように、二十日正月に少しばかりの餅を搗いて、年取り直しをする風習が残っていた。また男の四十二歳のときは仲間で厄入り祝いをする風習があり、厄入りの人には仲間から米一俵ずつ贈っていた。貰った人も、次に厄入りする人には同じだけを贈ったので、一種の講掛けのようなものになっていた。武内町上古賀には昭和二十五年までこの風習が存続していたという。また厄入りのときは仲間の者が本人に馳走をし、厄晴れのときは本人が仲間たちに馳走をする習わしのところもあったらしい。

(6) 老　後

1 還暦祝い（六十一歳）

六十一歳になると、親戚を呼んで祝いをした。子供たちは赤のちゃんちゃんこと赤兵児を贈った。これをがいいわゃといっていたが、この祝いをする人は稀であった。

2 八十八の祝い（米寿）

当時八十八まで生きる人はめったになかったが、生きれば必ず祝いをした。この祝いには親類や古賀の人たちを呼ぶが、本人は赤い着物を着た。そして、白紙の短冊に八十八と自筆したものを、盃や紅白の餅と一緒に、親戚、古賀に配った。その頃は字の書けない人も多かったので、何日も何日も字の練習をする人もあった。

(7) 葬　送

死亡者があると、古賀の人たちが駆けつけて、親類への連絡その他の世話をした。

1 と　ぎ（通夜）

死亡した夜は、坊さんがきて枕経をよみ、親類、古賀、知己などが寄ってとぎをする。とぎは夜十一時すぎまで行なわれ、参加者にはお茶とめさまし（菓子）が配られた。

2 葬　式

死んだ翌日葬式を出すが、当日が、友引に当たると、その翌日に延ばした。葬式の日は、親類、古賀、仲間の人達が加勢にきて、穴掘りから葬式道具一切の工作、食事などすべての世話をした。このために古賀の一番近い家が営所にあてられた。また、古賀の各戸からは、香典として米五合ずつを貰いて、葬式の参列者その他の食事にあてた。近い親戚は、米一俵といって、香典として米一俵を供える風習もあり、今に受け継がれている。葬式は土葬で、かめ棺を使った。棺を四人で担いで行く道具をあげこしと呼んだ。

3 三日参り

葬式の翌日、身うちの者はお布施、永代料などをもって、お寺にお参りする。

4 法　要

それから七日目毎の前夜には、初七日（はつなんか）から六七日（むなんか）まで、坊さんと近くに住む親類を呼んで茶講をし、古賀には配りものをする。四十九日（七七日）には親類、古賀、加勢人を呼んで法要をする。百か日には、また茶講をした。一周忌には親類全部と古賀を呼ぶが、三年忌からは近い親類と古賀を呼ぶだけである。その後は七年、十三年、十七年、三十三年、五十年の年忌をするのが普通である。

家を新築するときの石つき、棟上げ（たちえ）の日は、親類、古賀、仲間の人たちが加勢に行った。

1 石つき

石突棒の四方に綱をつけ、大勢の人がこれにつかまり、音頭取りに合わせて石つき唄を歌いながら、棒を打ちおろして、柱の立つ場所の基礎固めをした。

2 棟上げ

棟上げのときは、加勢人には端を赤く染めた手拭が配られ、加勢人はこの手拭を冠ったり、鉢巻きにして手伝った。棟上げが終わると（大概夕方になる）、集まった人に紅白の餅が家の上から投げられた。この餅の中には一厘銭を入れたものがあり、これを取り当てると縁起が良いといって喜んだ。これをひとぎ餅といった。ひとぎ餅は、子供ばかりでなく、大人まで拾いにきたものである。

(9) へこ親・へこ息子

男の子には兵児（ふんどし）、娘にはきゃあふ（腰巻）を贈って、仮親になる風習は古くからあった。贈った方をへこ親といい、貰った子をへこ息子、きゃあふ娘と呼んでいた。へこ親・へこ息子の親子関係は、はじめは武家の元服と同じく十三歳から十五歳前後に結ばれていたと思われるが、明治も初期を過ぎる頃には、六、七歳の幼い頃から成立するようになっていた。そして、この親子関係は、子供だけでなく、親同志も親戚のつきあいになっていたので、親類の少ない人は、競ってへこ息子を作り、また有力者をへこ親に頼みこむようにさえなっていた。農村には、まだ封建時代の遺風が濃く残っており、むら内の勢力関係は、親類の多寡に大きく左右されていたからである。しかし、この親子関係を結ぶ習わしは、大正の半ば頃を境に、急速に衰えていった。

この親子関係には、一つのしきたりがあった。へこ息子は、へこ親が生きている間、正月には鏡餅一重ねを持って挨拶に行き、へこ親が死ぬと、近親同様、香典に米一俵を供えた（きゃあふ娘は嫁入りするとこの関係は切れた）。へこ親は、正月十四日には「餅ぶんみゃあ」といって、へこ息子、きゃあふ娘を呼んで馳走をし、彼等が結婚するときは、結婚道具一式を買ってやるのが習わしであった。

【箪笥、長持ち唄】

この唄は、荷が嫁の実家を出る時の唄、道中唄、婿の家に着いたときの唄からなっており、道中では所望されたり、着いたときは唄のやり取りなどがなされるので、即興的な歌詞も多い。その一部は

一、嬉し目出度の若松様よ
　枝も栄えて葉も繁る（家を出るとき）
一、わたしゃ立ちます　ご両親さまよ
　永のお世話になりました（同）
一、箪笥、長持ちゃ七竿、八竿
　中のご衣裳は綾にしき（道中）
一、唄の所望なら三升徳利提げて
　それでよいなら歌います（道中、所望された時）
一、こなたお庭に胡麻の木植えて

胡麻が栄えて五万石（婿方に着いた時）

一、潮は満ち込む　舟走りこむ
　　簟笥、長持ちにないこむ（同）
一、簟笥、長持ち受け取るからは
　　二度と再び帰しゃせぬ（受け取る時）

【祝儀唄】

一、嬉し目出度の若松様よ
　　枝も栄えて葉も繁る
一、こなた座敷は祝いの座敷
　　鶴と亀とが舞い遊ぶ
一、とどけとどけ末までとどけ
　　末は鶴亀五葉の松

【釜蓋かぶせの詞章】

こなたの嫁さん花嫁さん、入り来るところお祝い申す。ヤーレござった花嫁さん、お手引き婆さんちょいとお待ちくだしゃんせ。わしゃ大阪三丁目あたりの者でござんすが、ちょいと長崎見物下りがけ、向う通れば包丁、まな板、まな柱、はっと立ち寄れば、こなた婚礼の真最中、こなた南無三法大荒神さまより、釜蓋かぶせよとの仰せつけ、釜蓋かぶせる道は知らねども、ざーっとあさぎでかぶせます。ところ天がひょうせきになろうとも、豆腐がすけ石になろうとも、枯木に花が咲こうとも、大盤石が水に浮こうとも、げっついっつはなしゃんすな。嫁さんここがあなたのおりどころ、嫁と姑はつなぎ船、千石船のかないかり、神武天皇はじめとし、結びしゃんした出雲の神の縁じゃもの、もしも不縁で出て行かしゃんすその時は、裏の口からなりませぬ、表の口からなおなりませぬ、げんのじょうではなけれども、納戸のさまより、八寸歯の下駄ふんで、蛇の目のか

ら傘ぱらりと拡げて、出て行かしゃんせ。

（ここで傍の人が所望、所望という）

所望、所望とあらば、何にたとえてほめましょか、花にたとえてほめましょか、人にたとえてほめましょか、花にたとえてほめたなら、立てば芍薬坐れば牡丹、歩む姿は姫百合の花とござります。人にたとえてほめたなら、髪は烏の濡れ羽色、口もとじんじょで鼻高く、目はぱっちりときまりよく、ほど高からず低からず、たてから見てもたて美人、横から見ても横美人、四方八方しびれ美人とござります。鶴は千年、亀は万年、浦島太郎は八千年、こなたの嫁さんは万々年のご逗留なれど、釜の蓋かぶって五百八十年のご逗留と申します。

【石つき唄】

数限りなくあり、一日中歌うから即興もの、借り歌が多い。

一、今日は日も好しノー　今日は日も好し石つき始め
一、第一番にはノー　第一番には大黒柱
一、こなた亭主はノー　こなた亭主は福ある亭主
　　家は新築ノー　家は新築末繁昌
一、あなた百までノー　あなた百までわしゃ九十九まで
　　ともに白髪のノー　ともに白髪のぉのはゆるまで

六　交易と運搬

(一)　交　易

(1)　物々交換

世は早くから貨幣経済時代に入っていたが、多くの農村には物々交換の旧習が明治の末期までも残っていた。農村から出すものは米が主であり、求めるものは食料品の塩干魚類や日用雑貨などであった。そして、これらは村に廻ってくる行商人によって交換されることが多かった。米一升と塩いわし三斤半―四斤位（二・一～二・四キロ）が交換されていたし、黒牟田焼の、茶出し一個も米一升と交換されていた。黒牟田の陶器は約五十パーセントが物々交換だったというから、製品の半数は農村に流れていたと思われる。

(2)　行　商

1　他所（よそ）からの行商

魚類は高橋から売りにきた。塩干ものばかりで、いわし、鯨が主であった。たまには伊万里からくることもあった。黒牟田からは土びんなどの日用品を、振分け荷物にして時々売りにきたし、富山方面からの薬売りも年に一、二回入れ薬（家庭配置薬）に廻ってきた。箒売りも顔を出していた。

その他、しんごや（箕の先き修理）、桶たん（桶、樽の輪がえ）、ふうそう（鍋、釜の修理）、下駄の歯がえ、きせるの竿がえなどの修理人も廻っていた。桶たんは、竹林のある家では竹と修理代を交換することもあった。

2　他所に出かけた行商

農家では野菜などはおもに自家用として作っていたので、物を売りに行くことはほとんどなかった。でも、たまには野菜、柿、蜜柑などを売りに出かける人もあり、出かける先は武雄や高橋の町であった。黒牟田には隣り部落の平古場から野菜売りに出かけていた。明治の初め頃、川良から白石方面につけぎを売りに行き、米と交換していたという話があるが、当時つけぎがそこで製造されていたのか、他所から仕入れていたのか、わからないのは残念である。

(3)　店

むらには店はなかったし、鉄道が開通する以前（明治二十八年五月五日開通）は、武雄の町にも店らしい店はなかったので、客をするとき、祝儀、不祝儀などの買物は必ず高橋に出かけたものである。

高橋は新堀という河港を持っていたので、江戸時代から県の西部地方における商業の中心地として栄えてきた。鉄道が開通して駅が武雄に設置されると、高橋の商業的地位は、徐々にではあっても武雄に浸食されていくのは避けられなかった。それでも大正十年頃まで、高橋には呉服店が五店、魚市場が二か所も存在していたほどで、いぜん商業の中心地であった。

高橋には小売を兼ねた卸売商店も多く、取り引きは大村、長崎方面にまで延びていた。卸売としての商品仕入れは、一応、武雄の運送店（武雄には運送店が四つあった）に入れ、運送店から小売店に転送、配達させる方法を取

っていた。一方、高橋に行けば何でも揃うといわれたように、商店は軒を並べ、あらゆる種類の商品が売られていた。客寄せの方法としては、市のほかに、十二月二十五日から正月五日までの年末・年始の大売出し、盆は一日から十五日までの盆大売出し、田植え後のさなぼり大売出しと、年三回大売出しが行なわれていた。大売出しの景品としては、箪笥、米、木炭などが用意され、米俵は三十俵ほども積み上げるという豪華なものであった。

商取り引きは卸、小売とも現金取り引きはほとんどなく、盆、正月の二回払いであった（商取り引きだけでなく、医者などへの支払いも同じであった）。

高橋から他所へ出かける行商としては魚類だけであったが、各地の供日市には大八車を引いて出かけたものである。

(4) 市

1 五日市

高橋には三百年ほど前の寛文年間から毎月五と十の日には市が立って賑わっていたが、明治の頃から五の日だけになった。そして大正の末までは、五日、十五日、二十五日の三回川端に露店の市が立っていた。販売される品物は、鮮魚、塩干物その他の食料品、日用雑貨、反物などであった。

2 盆市

毎年八月十日（旧暦時代は七月）、高橋には盆市が立っていた（今も）ので、盆の買物には高橋まで出かけたものである。盆市に子供がついて行くと、砂糖をくれる店があったらしく、ある老婆（明治十八年生まれ）は、子供

のときは砂糖なめゃあ行くといって、盆の買物には親について高橋に行ったものだ、と述懐される。

3 供日（くんち）市

武雄供日の前日、即ち十月二十二日（旧暦時代は九月二十二日）には松原に供日市が立った。魚類、焼物、竹細工、農機具など諸々の店が軒を並べていたので、農家の人たちは、ここで一年中の日用品や農機具などを買ったものである。ぶげんしゃは、かなやま（鰤）という魚をこの市で買って帰り、家の庭に吊さげておいて、必要なだけ切って食べる習わしがあった。

高橋でもこの日、川端に供日市が立っていた。

(5) 無人商売

路傍に杭を立て、これに草履（ぞうり）や草鞋（わらじ）などを吊し、また竹の銭筒に○を五個書いて（五厘の意味を現わす）吊しておくと、需要者は表示されているだけの代価を銭筒に入れて、必要な品を買い取ったものである。柿、蜜柑なども皿に盛って台に並べ、つけぎ等に代価を現わす○を書いて台の上におけば、自由に取り引きがなされていた。この人無し商いは、僅かの商売に人手を煩わす必要もないところから、明治の半ばまではよく見受けられたが、佐世保に海兵団ができて（明治二十二年）、他県人の往来が頻繁になると、代価を払わずに盗み去る者が増加したので、自然消滅してしまったという。

ところが、お隣りの嬉野町には今でもこの人無し商いが行なわれている。国道三十四号線沿いの嬉野町今寺には、秋になると湯練り柿（渋柿を湯で練って甘くしたもの）の人無し商いがお目見えする。この通りは藩政時代から交通量が多く、その当時からの伝統を受け継いでいるのである。物珍しさも手伝って、通りすがりのドライバー

たちが車を止めて買い求めている光景がよく見られる。

(二) 運搬

明治時代までは、田舎の道路は整備がおくれ、畜力利用も少なく、運搬用の車も発達していなかったので、一般の運搬はほとんど人力であり、天秤棒を使う肩担いがその大部分であった。

(1) 人力運搬

1 手提げ

小さくて軽いものは、ほとんど手に提げて運んでいた。祝儀や法事などの土産物、親戚や近所に配る餅などは、重箱に入れたり、お膳にのせて、風呂敷に包み、手に提げて運んだ。茶講古賀などに配りものをするときは、お膳にのせ、それに風呂敷をかけて、両手にかかえて運ぶこともあった。

2 肩かつぎ

米俵や材木、竹などを運ぶときは、肩にかついで運んでいた。藩政時代、武雄から米を伊万里の倉庫に運ぶとき、元気な者たちが一俵ずつ肩にかついで運んだという話が残っている。また、遠いところに行くときなど、荷物が多いと二枚の風呂敷に分けて包み、それをタオルでくくり合わせて肩にかけ、振分け荷にして運ぶ姿もよく見受けられた。



いにゃかご



こえ桶（たんぼだあ）

3 背負い

屋根瓦をふせるときは、L型の背板に土をのせて、背負って運んだ。それ以外は幼児を背負うくらいであまり用いられなかった。

4 肩担い

農作物の籾、麦、藷、野菜などは、いにゃかご、いにゃてぼ、かがいなどに入れて、おおこ（天秤棒）の両端に吊して、肩で担って運んだ。下肥もたんぼだあ（肥桶）に汲み取り、両方に吊して運んでいた。稲、わら、草、薪などは、とがいおおこ（両端のとがった天秤棒）の両端を、束ねた荷に突きさして、肩に担って運んでいた。

肩担いの一種に、なかいにゃというのがある。これは石や砂利、土など重い荷を運ぶとき用いられる方法で、運ぶ荷を担い棒の中央に吊して、二人で運ぶのである。このとき用いられる担い棒は、丈夫な丸太であり、石は籐（とう）かずらや縄で吊し、砂利や土などはもっこに入れて運んだ。



かがい

肩担いの道具としては、おおこ（天秤棒、さきの尖ったものと、肩に当る部分が平たくなっていて、両端にすべり止めがついたものの二種類）、もっこ（縄で方形に編んだもの）、かがい（わらを編んで丸く浅く作る）、いにゃかご（竹へごで作ったもので蓋がある）、いにゃてぼ（竹へご製の丸底になったもの）、たんぼだあ（肥桶）、水桶などがある。

(2) 車力運搬

明治二十五、六年頃、川良部落には荷車がはじめて一台、松尾才八氏の家に入ってきた。これを一回一銭の使用料で貸していたという。一般農家に自家用として荷車が使われだしたのは、農道などが改修されだした大正の中頃からである。そして、それもやがてもっと手軽で堅固なリヤカーの普及によって、しだいに姿を消していった。道路が整備され、さらに新しい動力運搬車が盛んに使用されるようになって、今ではもうリヤカーの姿も見ることができなくなってしまった。

馬車（運送馬車）が現われるのは明治の末頃からで、百姓のかたわら副業として行なう人が多く、馬車引きさんと呼んでいた。これもトラックの普及で、戦後急速に衰え、今日では見ることができない。

(3) 畜力運搬

明治維新前後までは、武雄領内には相当数の馬が飼育され、運搬用のうせ馬として使用されていたようであるが、明治の新時代とともに急速に衰微し、明治二十三、四年頃は、市の東部では運搬に使ううせ馬は中野村（朝日町中野）に一頭いただけだったらしい。鞍の両側に袋をつけたもの（これをぶいという）を馬に乗せ、これに荷を入れて運んでいたという。

その後うせ馬は増えはしたが、大したことはなく、明治の末頃から馬を耕耘用に飼育するようになると、秋の穫り入れ時には、その馬を稲の運搬などに使うようになった。そして、農耕用として牛が馬に代わってくると、農作物の運搬も牛を使うようになったが、今はもうそれもみられない。

以上のように平坦部では、牛馬を利用する畜力運搬はあまり行なわれなかったが、山間部では盛んに行なわれたものである。殊に若木町の御所、永野、川内や西川登町矢筈などのように坂の多い山間部落では、三十年ぐらい前まで行なわれていた。農作物はもちろん、木炭の運び出しには欠くことのできない運搬方法であった。山から大きい材木を下す場合には、どうびきといって、牛馬に引かせたものだが、今でも馬を使ったどうびきがたまにはみられる。

(4) 黒牟田の場合

黒牟田の焼物は、はじめ人力で運搬されていたが、明治二十年頃からは馬が使用されるようになった。あじろ籠を馬の鞍にくくりつけて運んだが、一駄のあじろ籠の数は十二個であった。当時の製品は、大きい順から大きょう、中きょう、小きょうという青、黒の土びんで、あじろ籠一個に大は九個、中は十二個、小は十七、八個を入れていた。

黒牟田から製品を搬出するときは、七曲を越え、川古谷から戸坂峠に出、高橋の新堀まで馬で運搬し、新堀からは舟で六角川を下り、熊本、八代方面に出していた。馬で運搬する範囲は、長崎県大村市、杵島郡白石町、福岡県柳川市附近までであり、平古場部落の農家の人たちが農閑期を利用して、運搬に従事していた。

七　行事と芸能

(一)　年中行事

(1)　煤(すす)たたき（煤払い）

昔は家の大掃除は、一年に一回新年を迎える準備として行なっていた。これを煤たたきといって、十二月下旬のある日が当てられていた。近世になって衛生思想が発達してくると、大掃除は年一回でなく、春とか秋にも行なわれるようになり、近くは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）など国の法律によって行なうようになったから、煤たたきをする家はしだいに少なくなっていくようである。それでも農村部落では、この年末の煤たたきを法律による大掃除よりも入念に行なって、昔のように正月を迎える準備の第一段階にしている家もまだまだ多いようである。これは、一年間のほこりをきれいに払いのけた清潔な場所で、新しい気持で、歳神さまを迎えたいという敬けんな心のあらわれであろう。

煤たたきは、二メートルくらいの女竹か、小さい男竹のさきに笹をつけた笹竿で、座敷から台所まで、家中の天井や柱や壁など、一年間にたまった煤を落して回り、それから部屋の隅々まで入念に掃除するのである。神棚も仏壇もきれいに拭きあげられる。煤たたきがすむと、人びとはすがすがしい気持ちになって、おのずと正月を迎える心構えができるというものである。用のすんだ竹は小屋などにおいて、最後は薪にするのであるが、地方によっては煤たたきの道具には、お神酒や供物をあげる風習も残っている。正月に飾る門松やうらじろなども、煤たたきの

この日に山から取ってきたものである。

家を開け放しにして、姉さんかむりの母親と頬かむりをした男の子が煤たたきをしている風景は、もう町では見られない、農村だけの風物詩になってしまったようである。

(2)　正月の餅搗き

餅搗きの杵の音がきこえだすと、正月気分が横溢してきたものであるが、今は機械で搗くところが多くなって、昔のように杵の音もあまり聞かれなくなってしまった。餅搗きは早いところは二十五日頃からはじまっていたが、農家では二十八日が搗き始めであったようである。餅搗きは親戚の者が寄って搗く場合が多く、たまには仲間同志で搗いて回るとか、隣り近所で寄って搗く場合もあった。今は餅を搗く量も少なくなったが、明治初年頃までは中流以上の農家は必ず一俵以上搗いていたらしい。餅は石臼で搗くのが一般であり、杵は樫の木で作った小さいものを用い、これを〝餅搗き杵〟という。

餅は若い男が四人ないし五人で搗くのが普通であった。蒸したもち米（せっかん）が臼に入れられると、まずこれを杵で押し合うようにして潰す。大体潰れると、杵に水をつけて交互にペッタン、ペッタンと搗き始める。杵にねばりつくようになると、搗くのを止める。外の一人が手に水をつけて、餅を臼の中にひっくり返す。搗き手はまた杵に水をつけて搗く。これを何回か繰返して餅にするのであるが、最後の搗きあげのときは、搗き手が「ヤァー」と喚声をあげる。四人から五人の男が、交互に杵を振り上げて、力いっぱい搗くリズミカルな動き、杵がぶっつかることもなく、あるいは緩く、あるいは急になる杵の音、餅搗きは数人の力が渾然と溶け合う集団動作であり、力の溢れた男性的な芸術でさえあるといえる。

搗きあげられた餅は、餅とり粉または片栗粉をまぶした板戸などに取りあげて、としとくさんの餅をはじめ大小



餅　つ　き
（養護老人ホーム杵島向陽園で市役所職員たち）

の鏡餅や小さい丸餅、あん餅などに作られる。ただ一つ、荒神さんに供える餅だけは、なまこ型に作られる。餅がちぎられると、女も子供も餅まるめに加勢する。昔は餅は全部丸餅にしていたが、もろふたなどを使って箱餅を作るようになったのは、大正末年頃からのことである。

正月は普通の白餅の外に、粟餅を搗く家も多かった。かんごしき（こしき）に、下に米、上に粟を入れて蒸し、もち米と粟がよく混じるように搗くのである。この粟餅も年々少なくなってきた。

餅搗きは正月を迎えるための大きい行事であり、文字通り忙しい一日ではあったが、親戚の人たちが集まって語り合う親睦の日にもなっていた。餅は一粒一粒の米が渾然一体となってできあがることから、一族のもの、部落のものが、力を合わせて、丸く仲よく暮していく象徴とされていた。その餅を搗き終わって、夕食の膳を囲んで酒を酌み交わすとき、人びとの語る言葉は軽く、笑いは家中に拡がって、餅そのものの団らん融和のひとときでもあった。機械文明の発達は、このようなほほえましい素朴さと伝統を抹殺する。

この地方には、一風変った餅の食べ方がある。〝湯とい餅〟といって、搗きたての餅を、こぶしの大きさにちぎって、熱い湯の中に入れる。各人はこれを取り出して、こしょうを入れた醤油などをつけ、両手で延ばしながらすすり込むのである。座ったりして上品にこれを食べることはできないので、庭に立ってすするのであるが、上手な人は見事な手さばきで、長く延ばしながら一気にすすりこんでしまう。

また正月の餅は水漬けにして、長く保存することも行なわれていた。寒の水を入れた甕に餅を漬けておき、水が

悪くなると取りかえ取りかえしたものである。六月一日にこの水に漬けた餅を食べると、身体が丈夫になるといって、よく子供に食べさせたものである。こんな風習も今ではもうすっかり無くなってしまったようである。

(3) 歳の晩

一年の境目である大晦日と年越しの行事を〝歳の晩〟と呼んでいる。大晦日は正月を迎える最後の準備に忙しく、大体次のような飾りつけをする。

家中の神様や仏様はもちろん、平素世話になる鏡や机、それに農家では鍬や枡、臼などにも、うらじろとゆずり葉を敷いて、餅と柿、蜜柑を供える。平素は神様には榊、仏様には花をあげるが、正月だけは神仏とともに松竹梅をあげる。床の間にはおめでたい軸物をかけ、三宝に白紙、昆布、うらじろ、ゆずり葉を敷いて、その上に一重ねの鏡餅と柿、蜜柑を飾る。その横には、大きい平鉢に白米一升を盛り、白米の中に葉のついた白蕪を立てたものを供える。昔はこれに木炭も立てていた。家によっては海老や栗、橙も供える。この床の間が、としとくさん（歳神）の座になるわけである。

門松は根のついた小さい松を戸口の両方の柱につけるのが普通になったが、昔は外庭の門口に二・五メートルくらいの松の木を、根元を割木で囲んで、両方に立てたものである。これを年木といって、今よく見かける神社などの門松と同じ形のものであった。今では門松は正月の飾りもののように考えられがちであるが、もともとは正月にこられる歳神さまの依り代だったのである。

東川登町の農家では、田や畑にもお供えをする習わしがあった。これを鍬入れといい、家の近くの田や畑を少し掘って、そこに餅と柿、蜜柑を入れて埋め、その上に樫の木の枝を立てておいたものである。これは農神をお迎えするためであろうし、地に埋めるのは鳥獣の被害を防ぐためであると思われる。これもこの日の仕事であった。

飾りつけがすんで夜になると、神仏には燈明をあげる。昔は〝かわやの神さん〟といって、便所にも燈明をあげていたが、今はやる家はないようである。夕食の食膳には白飯、お頭つきの魚、なますがついていた。これはこの夜をハレの日とした名残りであろうか。また夜は、必ず運そばを食べた。年越しそばといわないで運そばというのは、来年は運が開けますようにという呪(まじな)いである。

食事が終ると、いろり（ゆるい）に菊の枯れ枝をたき、一家全員あたったものである。この火にあたると、過ぎし一年の災厄をすっかり払いのけて、来年は健康な身体になるといいきかされていた。また歳の晩は早く寝ると白髪になるといっていましめられていたから、除夜の鐘をきくまでは床に入らないで、話をきいたり、餅をやいて食べたりして起きていたものである。これなどは歳神さまを迎えるために厳重な物忌をして、この一夜を眠らずに起き明かしていた名残りと思われる。今はテレビの紅白歌合戦を視ていると、知らないうちに十二時になるが、昔はそんなものはなく、除夜の鐘をきくまで起きているのは、子供にとっては大儀であった。女たちは、正月の三日間は料理からのがれるために、おせち料理を作るのに夜遅くまで台所で働いていた。

歳の晩は夜遅くまで雨戸を締めず、座敷は開け放しにしておく風習もあった。としとくさんは福を持ってこの夜こられるのであるが、どんな用事があって遅くなるかもわからないので、遅くなっても迎えいれるためであった。そして正月の朝は雨戸を遅くまで開けないのは、歳神さんに少しでも長く滞溜していて貰いたいからであった。また火吹き竹は年を越させてはいけないといって、歳の晩には必ず燃やしたものである。今はその理由も忘れられているが、新しい年の新しい神聖な火を起こすのに、古い火吹き竹を使うのは、火の神聖を穢(けが)すと考えられたからではなかろうか。

大晦日は勘定日でもあった。昔の取り引きは現金取り引きはほとんどなく、盆と暮の二回勘定であり、そのうちでも暮の勘定がやかましかったので、大晦日には子供たちも勘定払いの使いにやられたし、夜遅くまで勘定取りに

歩く人の姿が田舎でもよく見受けられたものである。

(4) 正　月

正月の迎え方には一定の方式はない。正月の朝は一家揃ってハレの着物を着て、神仏に礼拝をしてから、屠蘇を飲み、雑煮を食べて新しい年を迎えるというのが一般のやり方であるが、ここに、ある家の例をとってみよう。正月の朝は一家揃って、座敷で新しい年を迎える。晴れ着を着て、年長順に床の間のとしとくさんに礼拝し、順々に応接台に並ぶ。並び終ると、一斉に「おめでとうございます」と挨拶する。まず屠蘇の盃が年長順に回される。一巡すると最後にまた家長がいただいて納める。それから柿と蜜柑が配られ、またお茶とお菓子が出される。お茶を飲み、お菓子を食べ終ると、座を移して、ご馳走の並んだ食膳で雑煮をいただく。このとき並べられたご馳走は、数の子、鶏肉を使った里芋、蓮根、人参などの甘煮、黒豆、田作り、ナマス、キントンなどである。男はこれを肴に酒を酌み交わす。

雑煮の作り方は、家により、ところによって違う。だしには、鶏肉を使う家、煮干、あご（とびうお）、鰹節などを使うところもあるが、昔は昆布も必ず使ったものらしい。それに入れる材料は、白菜と切り餅だけの家、白菜の外に里芋、大根、人参などを入れる家もある。味つけは醤油である。雑煮にこのようないろいろのものを入れるのは、神に供えた神餅(くもつ)を分ち食べる直会（ノーリャー）の名残りと思われる。雑煮を食べる箸は、栗の木で作ったものを用いる。これをクイヤーバシといって、クイヤー（暮し向き）がよくなるようにという縁起をかついだものである。

元旦には若水といって、食物を炊くのも、お茶をわかすのも、顔を洗うのも、井戸から汲みたての水を用い、手拭もひとりひとり新しいのを貰っていた。また終戦前までは元日には、つとめて氏神様に参詣するという風習もあ

った。早い人は除夜の鐘をきくとすぐ出かけていた。武雄町周辺では朝四時頃から武雄神社に参詣し、帰りに温泉の初湯に行く人も多く、元旦の温泉は大繁盛だった。こんなに早く氏神様にお詣りするのは、大晦日の晩は神社などに宮ごもりをしていた古い習わしの名残りと思われる。東川登町袴野では、部落を六つに分け、元方になった人たちは、大晦日の午後から貴船神社に集まって、年木を立て、鳥居に大きい竹を立てる。そして、二升ばかりの餅をついて、元旦の早く神社に供え、参詣にきた人にそれを分け与えたという。また元日の朝は雨戸は遅くまで開けないし、箒も使わないという風習もまだ残っている。これは福の神であるとしとくさんが早く帰っていかれないようにとの願いと、としとくさんを掃き出さないためといわれている。

正月には鏡餅と手拭などの年玉を持って、親戚に挨拶廻りをする〝はつい〟は、今も昔と同じく行なわれているようだが、昭和に入った頃から生活の合理化とか、虚礼廃止が叫ばれだしたので、部落内では親戚回りを廃止して、三日に部落内の親戚のものが持ち寄りをすることにしたところもある。以前は嫁の家に最初の正月ハツイするときは、二重ねの鏡餅を持っていき、嫁の家ではそれを古賀の戸数だけに切って、〝舅さんの餅〟といって配る風習のところもあった。年玉には扇子を用いることが多く、男の子には弓矢、女の子には羽子板や毬などをやったものだが、今ではこれらの年玉はみられなくなった。したがって正月には男の子は弓矢遊びを、女の子は振り袖姿で羽根つきをする風景が見られたものだが、今はこんな子供の遊びも全く見られなくなってしまった。

最後に付け加えておきたいことは、昔といっても終戦前頃までは、雑煮を食べると年を重ねるといって、正月行事は年重ねの行事でもあったということである。年齢は満年齢で数えるのが合理的であるのに、あえて正月に年を重ねることにしたのは、正月の行事は歳神さまを迎えて心を新たにする。いわゆる霊魂の更新に重点がおかれていたので、年を更新することによって、なおいっそう具体的にその認識を深め、発奮の資にしたのではないだろうか。数え年の年齢法をとったのは、日本人のすぐれた知恵のあらわれと思われる。

(5)　七日正月と鬼火たき

正月の七日、まだ明けやらない朝の静寂を破って、ポトッ、ポトッと竹のはぜる音がきこえてくる。鬼火たきが始まったのである。この地方では鬼火のことをオネブと訛る。明治の半ばまでは、鬼火たきは家庭だけでやる部落、子供たちだけで鬼火小屋を作って集団でやる部落、この両方を併用していた部落などいろいろであったが、今では家庭だけでやる部落と、子供だけでやる部落とにはっきり分かれた形で残り、それも年々少なくなっていくようである。

家庭でやる場合は、家の前の外庭とか、前の道角などに、前日から集めておいた竹小積みに火をつけるのである。シュッ、シュッ、ポトッと大きい音をたてて竹は勢よく燃えあがる。東の家でも、西の家でも鬼火たきが始まる。西の小高い丘の家からも火があがる。あちらこちらからあがる火は、白じらと明けかけた朝空に赤々とうつし出され、田舎でなければ見られない冬の朝の風物詩である。竹をたき終わると、火を家に運び、この火で餅を焼いて、まず神仏に供え、それから家中の者も食べるのである。



鬼火たき
（武雄町上西山）

鬼火小屋を作って集団でやる鬼火たきは、子供たちの行事である。前日の六日、子供たちは大小さまざまな竹や雑木などを切ってきて、田圃の中とか、道傍の広場などに鬼火小屋を建てる。その中にいろりを切って、その夜はそこで餅をやいたり、果物を

食べたりして夜を明かし、七日の早朝、この小屋に火をつけて鬼火たきをするのである。生の竹、それにわらも多く使った小屋であるから、これが燃えるときは、焔は天高く舞い上って空を真赤に染め、竹のはぜる音は四方にひびき渡る。子供たちはこの火で身体をあぶり、餅をやいて食べるが、これは災難を払うまじないとされている。若木町皿宿では、鬼火たきは子供だけでなく、青年も参加して、六日の夜は他家の里芋などを盗み掘りして、これをこの小屋で煮たり焼いたりして食べていたといわれている。東川登町二又では、子供たちが鬼火たきの火を各家庭に配って回り、家庭では切り餅を子供たちに与えるという。

鬼火たきの火でやいた餅を神に供え、人も食べる習わしは、遠い昔の私たちの祖先が、年の始めに屋外で神聖な火をたき、これで食物を調理して神に供え、人びともここで一緒に食べていた火祭り行事の遺風ではないかと思われる。また鬼火たきの燃え残りの竹を門先きに立てると魔除けになるとか、鬼火たきをしているところを回って、三か所で暖まると、その年は風邪をひかないとかいっていたが、これらはすべて神聖な火が悪魔（霊と肉の）を取り払うという信仰が生んだものと思われる。

七日正月には七草がゆを食べて、無病息災を祈念することも全国的に行なわれていたようであるが、この地方には七草汁を作る習わしが残っている。七いろの草の名は「セリ、ナズナ、オギョウ、ハコベラ、ホトケノザ、スズナ、スズシロ、これぞ七草」と語呂よく読みこまれているが、今ではそれがどの野菜であるかも知らないままに、家々では七つのちがった野菜を入れた七草汁を作って食べる。そしてその汁を茶碗などにとって、これに両手の爪をつけ、そのあとで爪を切ると、その一年間は流行病にかからないといわれている。

七日正月の行事ではないが、鬼火たきのすむ七日までは竹をたくことを禁じている家があり、また一月中は梅の木や柿の木をたかない家もある。これら禁忌のもつ意味は、今日ではもうすっかり忘れられている。

(6)　もぐら打ち

正月十四日の晩のもぐら打ちは、子供の行事として今でも農村部落には残っている。この日子供たちは早目に夕食をすまして、二メートル程のピョピョする弾力性のある木や竹のさきに、わら束をしばりつけた竿を持って、定められた場所に集まり、暗くなるのを待って、もぐら打ちに出かける。

訪れた家の門口で、代表が「もぐらを打たせてください」と呼びかける。中から「どうぞ」という声がかえってくると、子供たちは環を作って祝言を唱えだし、それに調子を合わせてバタン、バタンと地面をたたく。一打、一打に力を入れて打つ音のひびき、それはほんとにその家に幸が打ち込まれていくような力強さを感じさせるが、打つ子供たちも、その家に幸福をもたらす小さい訪問者だと信じこんでいるようである。家の人は歌の終わるのを待って、「ご苦労さま」と声をかけ、餅とかお金を与えるのである。こうして家々を廻って貰った餅やお金は、その夜平等に分配することもあり、翌日一緒にぜんざいなどを作って楽しむこともある。

武雄町川良では、明治三十年頃までは、十四日の昼間は年寄りと童（わらべ）が、新築した家と新嫁を貰った家を廻って、もぐら打ちをしていた。夜は青年たちが同じく新築した家と嫁を迎えた家を廻ってもぐらを打ち、それから座敷にあがってお謡をあげ、酒の馳走になり、大きい鏡餅を貰っていた。貰った餅は一緒に寄って食べていたが、余ったのは水餅にして保存し、いろいろの会合のとき食べていた。また朝日町中野では、明



もぐら打ち
（武雄町川良にて）

治の末年頃までは次のようなやり方をしていたらしい。青年団の前身に真友社という若者組があったが、この真友社の若者たちが子供を連れて新築した家と新嫁を迎えた家を廻った。訪れた家の門口で、子供が先払いの役をつとめ

今年十四日のもぐらをもって祝い奉る
米が千俵、塩が千俵、大豆が千俵、合わせて三千俵
東の方から西の方まで三百間の蔵を建て、大判、小判、よろずの宝積みこんで、貧乏小僧たたき出せ

と口上をいう。口上が終わると、若者たちがバタン、バタンともぐら打ちをし、「こなたの嫁さんのお尻が太うなるように」と唱えて、またバタン、バタンとたたく。それから一同は縁側から座敷に上って、お謡をあげ、鏡餅とお祝儀を貰って帰る。貰った餅はぜんざいなどにして食べたものである。

新しい年を迎えたある一夜、遠い土地から訪れてくるまれびと（貴い人、すなわち神様）の声によって、その一年が幸多かれと祝われることを期待していたのは、日本人の古い信仰であった。正月十四日の夜、または十五日の夜に、みの笠をつけたり、頭巾をかぶって顔をかくしたりして、村の若い衆や子供たちが、家々を訪ねて歩く行事は全国的な習わしであった。これこそこのまれびとの姿だったのである。

私たちの郷里のもぐら打ちは、もともとは地中にこもる悪霊を追い払って、幸を求めようとする信仰からきたものと思われるが、それが前述のまれびと信仰と結びついて、今日の形になったのではないだろうか。すなわちもぐらが土を掘り返して農作物を荒さないように、もぐらを打って、豊作を祈念するという具体的な形をとり、そしてそれは同時に各戸に幸をもたらす訪問者の役もかねるように変化してきたものと思われる。もぐら打ちの祝言は、ところによって違っているが、市内に残っている二、三を掲げてみよう。

十四日晩なあ　もぐら打ち

こなたのご家（いえ）の栄ゆるように
祝おう　祝おう　よんでござあ
西はかめ（金？）蔵　東は塩蔵
打って打って　おまってよんでござあ
鶴は千年　亀万年　浦島太郎は八千年
こなたの旦那さんは万々年
祝おう　祝おう
（新嫁の家では最後の一節を〃こなたの花嫁さんは万々年〃と唱える）

（武雄町川良）

十四日晩のもぐら打ち
西　東　北　南　米蔵　金蔵　塩蔵
打って打ったてますように
祝い申そう
銚子出すかん　餅出すかん
銚子も餅も取い出しやい
祝い申そう　かね申そう

（武内町真手野）

今年正月十四日のもぐらを持って祝い奉る

栗が千石　大豆が千石　小豆が千石　合わせて三千石
乾の角から三百間の蔵を建て、大判、小判、よろずの宝を打ち込んで、貧乏小僧をたたき出せ
おかちんのよこても　ふとかとふとかと

（橘町片白）

十四日の晩のもぐら打ち
ヤーレ福にゃー　ヤレ福にゃー
ここのうちは福ばっかい

（西川登町庭木）

また十四日は十四日節句といって、へこ親はへこ息子、きゃあふ娘を呼んで、餅ぶんみゃあ（振舞い＝馳走）をしていた。

(7)　十五日の力餅

松を飾っておく期間を松の内といって、元日から七日までのところもあるが、この地方は十五日までである。十五日には神社の年木（門松）を取り払い、各家庭でも門松を取りはずし、神仏にあげてあった松も榊や花と取り換えられる。墓にあげた松は、松倒しとか、松引きとかいって、十四日に取り払うところが多い。

十五日の朝は白飯を炊き、その上に餅をふかして、その餅を神仏に供え、人も食べる風習が、この地方に僅かに残っている。これを〝力餅〟といい、また〝餅ばしら〟と呼ぶところもある。なぜ十五日の朝こうした蒸し餅を作

るのか、そしてそれを力餅というのはなぜか、その由来はもう忘れられている。人の生命に力を与える神秘な霊力を持つ食べ物として、餅が用いられる場合は多いようである。この地方で、初誕生日に餅踏みをさせる餅を、餅踏み餅とか、力餅とかいうのも、餅の霊力にあやかって、その子が力強く元気に育つようにという願いから出たものといわれている。この十五日の力餅も、いよいよ松の内も終って、平常の仕事と取り組むに当たり、餅の霊力にあやかって、元気で力強く働けるようにという願いから出たものかもしれない。

この日の夕食には、としとくさんの餅（お飾りの鏡餅）を用いて、ぜんざいを作って食べる家も多かったが、今はきかない。

(8)　二十日正月

二十日正月という名は残っているが、今は特別の行事をする家は少なく、せいぜい雑煮を食べる程度である。しかし戦前までは、厄年の人がいる家では、この日少しばかりの餅をついて、年とりなおしの式をする家が多かった。今は満年齢で数えるようになったので、年齢と正月は関係ないが、以前は年齢は数え年でいい、正月に年を重ねていたから、年齢と正月は切り離すことはできなかった。厄年も正月元旦から始まっていた。厄年は厄難のある年とされていたから、早くこの年から逃れたいと念願するのは人情である。そこで厄年の人は、この年だけは正月を二回迎え、年齢を早くすすめることによって、厄難を逃れようとしていたのである。

厄年といわれる年齢は男女とも七歳、十三歳、その後は男子は二十五歳、四十二歳、六十一歳、女子は十九歳、三十三歳、三十七歳とされていたようで、特に男の四十二歳、女の三十三歳は一生中の大厄とされていた。

またあるところでは、九のつく年齢の者がいる家でも、年とりなおしをしていた。九は苦に通ずるところから、苦労の年とされていたからである。武内町真手野地方では、旧正月に年とりなおしをする家があったようである

が、これは太陽暦を採用するようになってからのことであろうし、その以前は二十日正月にしていたと思われる。

二十日には恵比須祭りをするところも多い。東川登地方では、この日大黒さんと恵比須さんにそれぞれお膳を供え、それには白飯、ナマス、鯛がつけられていた。そして、その日その家を最初に訪れた人に、その供物を差上げる習わしがあり、そうすると、その年はその家は栄えるといっていた。高橋町では正月二十日に恵比須祭りをする古賀と、十二月二十日にやるところとあったが、今は全町十二月二十日に統一されている。正月二十日の恵比須祭りは、その組のものがある家に集まって行なうのであるが、それは商売繁盛の祈願と新年宴会を兼ねたものであった。

(9) 節　分

節分は立春の前の日をいうから、季節の変り目にあたる。太陽暦になった現在では、立春も節分も二月初めにくるので、特に季節の節(せち)を感ずることは少ないが、昔の農民たちにとっては、明日から春になるという輝かしい希望の日であったにちがいない。節分は旧暦では、閏年以外は元日から七日正月の間にくることが多かったので、他の日の行事といっしょになって、節分の本来の行事が何であったか、はっきりしないといわれている。この地方でも「今日は節分」といって、春の来るのを喜ぶ言葉として使われている程度であった。

しかし、この日に行なわれる行事には、邪霊、災厄を除く呪術的なものが多く、戸口に鰯の頭や柊(ひいらぎ)の枝などを下げていたのは全国的にみられたし、この地方とて例外ではなかったようである。これは鰯の頭や柊の枝を焼いて、その香りで目に見えない邪霊とか、日常生活や農耕に害のある虫を追い払っていた呪(まじな)いの名残りかと思われる。

今は節分といえば、豆まきの代名詞みたいに思われているが、これも鬼という心の邪霊を追い払う呪いなのである。九世紀の頃、平安時代に大変迷信がはやって、鞍馬山の鬼が京都に入ろうとしたので、豆をまいて鬼の目をつぶしたという話があった。これが節分に豆をまくようになった始まりで、そのために「鬼は外、福は内」と唱え言をいって、豆をまくようになったと、もっともらしく話されている。

四、五十年前までは、この地方では豆まきはしていなかったようである。鬼を打つ行事は、神社で「追いやらい」として行なわれ、主として都市を中心に拡がっていった。それが今日ではこの田舎にまで入りこんで、子供の行事となってしまった。夜になると、子供は炒った大豆を枡や箱などに入れて、「福は内、鬼は外」と大声で唱えながら、各部屋のすみずみまでまいて歩く。そして自分の年と同じ数だけ豆を食べると、流行病にかからないとか、災難からまぬかれるとかいって、年の数だけ豆を食べる習わしになった。農家以外では、武雄名産の豆菓子（美人豆、麗人豆）を大豆の代用として用いる家が多く、この日は豆菓子の大売出しも行なわれているようである。



節分（小鳩の家保育園）

(10) 花いり祭り

二月十五日は〝花いり祭り〟とも〝花いり十五日〟ともいって、各家庭では朝から大きいひら釜の下にどんどん

火をたく。釜があつくなると、籾つきの米（昔はくろ餅というもち米をよく使った）やとうもろこしを入れ、わらで作ったかき回し棒で、パチ・パチはぜるのをおさえおさえしていると、やがて米やとうもろこしは花のように白くひらいて、釜いっぱいにふくれあがる。これを〝花〟といって、まず仏様に供え、家の者も食べる。これを食べると災厄と病魔からのがれるといわれている。

花いりは、このように各家庭でやるところと、部落や古賀のある家に集まって、共同でやるところとある。この朝、女たちは餅米やとうもろこしを持って、営所になった家に集まり、つぎつぎに花をいりあげる。いれた花は各々の家に持ち帰って、仏様にお供えする。営所になった家では、お茶を出す程度であるが、昔は米を持ち寄って、ご馳走などを作り、歌や踊りの余興などを出しあって楽しんだところもあったらしい。

〝花いり祭り〟がいつから始まったかわからないが、お釈迦さまが亡くなられた二月十五日には、ちょうどとうもろこしのいりたての花のような小米花（こごばな）が咲き乱れていた。そして悲しみのあまり世の中が灰白色になってしまったという伝説があるところから、仏教とともに印度から伝えられたのではないかともいわれている。

(11) 彼岸ごもり

暑さも寒さも彼岸までといって、われわれには春の来るのを待ち、暑さから逃れることを待望する気持ちがある。彼岸は春分と秋分を中心として、その前後三日ずつ、合わせて七日間を指していう仏教の言葉である。彼岸には各寺院では説教があり、庶民はお寺詣りをして説教をきく。家庭では彼岸だごを作って仏前に供え、墓参りをする。また彼岸の中日には、古賀単位に各戸からお金を貰き合わせて、巡礼さんの接待をする風習もある。

一方、農村部落には、春分と秋分の日に彼岸ごもりをするところも多い。彼岸ごもりは、その言葉のひびきから、仏教に関係のあるような感じをうけるが、仏教には全然関係ない純然たる農民の行事である。彼岸ごもりは春

分・秋分の日に行なうから、ずっと昔は春ごもりとか、秋ごもりなどの名で呼ばれていたに違いないが、仏教が庶民の間に浸透してくると、その日が彼岸の中日に当たるところから、いつとはなしに彼岸ごもりと呼ぶようになったと思われる。

彼岸ごもりはむら（部落）の行事として行なわれている。この日、昼すぎに寄せ鐘がコン・コン・コンと鳴らされると、農家の人たちは氏神様のお堂に集まって、酒座を開く。区長が挨拶をして、お神酒をいただき、お謡が三番あがると酒宴に移り、四方山の話に花が咲く。一応酒が終ると浮立が始まり、荒踊りなども奉納される。

春分・秋分は昼と夜とが同じ長さの日で、季節の動きを知る重要な日であり、陰暦では二月と八月にきていた。二月は農民にとっては農耕開始の時期であり、八月は秋の穫り入れ前の季節であって、ともに重要な月であった。この重要な月の重要な日にお祭りをするのは、私たちの遠い祖先の人たちにとっては、大事な行事だったのである。そして、春のこもりは、農耕生活に入る前の物忌みであり、その年の豊作を祈る予祝的意味も多分に含まれていたであろうし、秋のこもりは、稲作に感謝する霜月祭りに先行する長い物忌みでもあったと思われる。

秋は部落の彼岸ごもりとは別に、古賀古賀で、行なうところもあった。各戸から二合五勺の米を持ち寄って、これを粉にひき、はなだご（鼻の形をしただんご）を作って、各戸に人数だけのだごを分けてやったものである。これを〝だごこもり〟といって、この風習は戦前までは残っていたが、最近はすっかりすたれ、はなだごを作る意味も忘れられてしまった。

彼岸ごもりはしないが、土用ごもりをする部落や、彼岸ごもりも土用ごもりもやる部落がある。東川登町二又部落は、彼岸ごもりはしないが、五月と七月の二回土用ごもりをする。五月は土用入りの一日目、七月は三日目である。二回とも南権平翁宅が営所となり、部落の家族全員が集まる。酒は部落から出るが、肴は各人持ち寄りで、お謡があげられて酒宴が開かれる。同町内田地区は彼岸ごもりも土用ごもり（七月）もやるし、西川登町庭木は土用

ごもりだけで、それも村役と古老たちだけでやるらしい。

(12) 桃の節句

三月三日の桃の節句は、陰暦が廃止されてからは一月遅れの四月三日に行なうようになった。四月三日は戦前までは神武天皇祭の日であり、武雄の町は温泉の上の桜山に祭ってある神武天皇社（一般には柄崎神社という）のお祭りで大変な賑いだったので、この日の節句はその陰にかくれた格好であった。また戦後は、この日を中心に春の温泉祭りが繰り拡げられるので、節句の感じがぴったりこないのは戦前と同じである。

とはいっても、節句の行事が行なわれなかったというのではない。農村部落では、この朝家ごとにふつ餅（よもぎ餅）を搗いて神仏に供え、ご馳走の一つに芹と田螺のおあえを作って祝ったものである。そしてふつ餅は重箱に詰め、桃の花を添えて、町の親戚などに配っていた。餅を搗いて、ご馳走を作って、それから節句を祝うので、朝昼兼用の食事になることが多かった。ゆっくり家で節句を祝った農家の人たちは、昼頃ともなれば神武天皇祭に町へ出かけたものである。

三月節句は一般には雛祭りと呼ばれているように、雛人形を飾る風習は古くから行なわれていたが、この地方ではなぜか雛人形は飾っていなかったようである。桃の花が咲く季節だから桃の節句といったり、端午の節句を男の節句というのに対し、この日を女の節句といったりして、餅を搗き、ご馳走を作って祝う程度であった。それでも初めて生れた女の児の初節句のときだけは、親類を呼んで簡単なお祝いをしたものである。最近はだんだん雛祭りをするようになって、女の子のいる家では立派な雛人形を飾るようになってきた。殊に初めて生まれた女の児の初節句には、嫁の里から雛人形を贈り、婚家ではこれを飾り、嫁の両親や仲人、親類などを呼んで、盛大な祝宴をする風習が拡まりつつあるようである。

雛人形の起こりはみそぎに使う形代で、これにけがれをつけて流すのだといわれている。昔は家々で手作りした質素な人形を飾り、節句がすむと川や海に流していたようで、今でも〝流しびな〟といって、三日の夕方供物といっしょに川に流す風習を残している地方がある。庶民の間で用いる雛人形が今日のように立派なものになり、毎年飾ったあとで、大切にしまっておくようになったのは、明治以後のことだといわれている。

なお、雛人形には菱餅を供えるというが、その形は五月節句のちまきと同様、心臓を形どったものだと説く人もある。武雄社本記には、三月三日には菱形の蓬餅および黄酒をお供えし、神楽を奏すると出ているが、われわれ庶民の家でも、古くは菱形のふつ餅を作って、神仏に供えていたかもしれない。県下でも雛に菱餅を作って供える風習のところは多い。

(13) 四月八日

四月八日はお釈迦様の誕生日の花祭りで、この地方では専ら仏教の行事が行なわれている。各寺殊に禅寺では、お釈迦様の像を本堂の入口などに持ち出して飾り、甘茶を作って供える。善男善女はお寺に出かけ、お釈迦様に甘茶をかけてお詣りし、そのあとで甘茶をいただく。甘茶は八大竜王がお釈迦様の産湯に使ったという伝説から、お釈迦様に甘茶をかけたり、甘茶を飲んだりするようになったといわれている。

お寺にお詣りした人たちは、サイダー瓶などに甘茶を貰って帰り、仏様に供え、家中のものもそれを分けて飲み、また蚊帳などに吹きかけていた。甘茶を飲むと、その一年間は病気にかからないし、災難除けになるとかいっていたし、吹きかけると、その品物には虫がつかないといっていた。しかしこの風習もだんだんすたれていくようで、瓶をさげて甘茶を貰いに行く子供の姿は、もう見られなくなってしまった。

昔はこの日、婦人会などが「甘茶でカッポレ」を踊って町に繰り出し、町は大変賑わっていた。この日は米粉で



種　漬　け　川
武雄町川良の三田古賀にある通称「三田川」

作った饅頭がよく売られていたし、ところ天もこの頃から店頭にあらわれだしたものである。今は広福寺から、紙と竹で作った白象を、幼稚園の児童たちが町を引いて回る稚児行列が出される程度で、昔のような賑いはみられなくなった。

(14) 川　祭　り

今から六、七十年も前までは、稲の種籾は、旧暦二月の彼岸がくると、古叭などで作ったつとに入れて川に漬けるのが習わしであった。そしてそれも一か月もの長い間漬けていた。この種籾を漬ける川（小さい池）のことを種漬け川といって、昔から各村の古賀古賀は、大概専用のものを持っていた。

種籾を漬ける時期になると、決まった日に、各農家から一人ずつ、桶（今はバケツ）や板鍬やスコップなどを持って集まり、古賀の種漬け川を干し、ごみをあげて清掃する。そして漬けた籾が浮かないように、重しにする大きい木や石などを用意しておく。清掃が終ると、一同は古賀の籠り堂などに集まって、川祭りをする。いくらかの酒と簡単な肴が用意される。肴はその池から獲った川魚を煮たもので間に合わせる場合が多い。東川登町大野原のように、この日水神様にお神酒をあげて、水神祭りをするところもある。

昔はこれを〝種がし祝い〟ともいっていたが、今は川祭りと呼ぶところが多い。今日では種籾を湯で消毒するので、昔のように長く漬けておく必要もないが、今でもこの川干しの行事は続けられ、五月の初め頃、行なわれている。そのやり方は昔も今もあまり変らない。この川干しが今年の稲作の第一歩であるところから、今年も豊作であ

りますようにと祈念するお祭りなのである。

(15) 花　見

稲の種籾漬けも終わって、いよいよ苗代作りにかかろうとする頃、農村には花見をする風習があった。これを〝のうとこ祝い〟ともいっていた。のうとこは苗床の訛ったもので、苗代のことである。

昔は種籾は三十日も川に漬けていたから、種漬け後はしばらく暇であったが、やがて苗代を作り、それに種をおろすと、すぐ忙しい田植えの準備にかからなければならなかった。明治の末期頃までこの地方では、牛馬を耕耘に使うと米が穫れないといって、忌み嫌っていたから、田を耕すのはすべて人力であった。人力で田を耕すときは、ひらがで三枚重ねに打ち、その間に原野から刈ってきた草を肥料として入れるのである。田を打つ、遠い原野から草を刈ってきて田に入れる、という仕事は非常な重労働の連続であった。この長い間の重労働を開始する前の暇な時を利用して、身体を作り、英気を養うために、花見が行なわれていたのである。

花見は若者組、中老組、老年組に分かれて行ない、若者組は一週間も、あるいはそれ以上も、中老組、老年組でも二日か三日は続けていた。そして若者組は、あとでまた〝さんにょう〟（計算＝勘定）といって、三日くらい続けるのが普通であった。若者組は多いときは二十人も三十人もいたし、この多人数が一軒の家で一週間もの間寝食を共にするのであるから、小さい家では間に合わない。こんな場合は、若者司という若者組の宰領が、大きい家に交渉して、宿を貸して貰っていた。

各人は米や野菜、豆腐などを持ち寄って、馳走を作っていたが、馳走といってもでんがくくらいのものだし、酒は自家製だったから、金はあまりかからなかった。酒の自家製が禁止になった後は、四斗樽を据えて飲むようになった。朝からいっしょに飲んで、食べて、話して、それに飽きると勝手に昼寝をし、思い思いに温泉にも出かけて

いた。こんなにして一週間もとぐろを巻くのだから、身体の休養にはなるし、人間関係は親密になるし、共同生活の習慣は養われるし、村を背負って立つという責任感の涵養にも役立っていた。しかし、この花見も、物価の高騰による会費の増大がおもな原因となって、一週間が六日になり、五日になるという具合で、その日数は少なくなっていった。そして、その後は自然に衰微の傾向をたどり、今では純農村部でも青年たちが、二日か三日花見をやるところがいくらかある程度で、他は大概一日ですますのが普通になったようである。

武内町の黒牟田部落にも、四月の頃花見をやる風習が明治の中頃まであった。当時黒牟田は陶器の生産地として栄えており、ここの人たちは、窯業に関係のある仕事にたずさわっていて、農業をやる人はいなかった。それなのに、ここでも農村と同じ頃、飲食をともにする花見が一週間も続いていた。そして、ここの花見には、黒牟田の山野に草刈りに来る他部落の農民たちを必ず招待していたということである。その昔、窯業が栄える以前には、黒牟田にも農業をやる人たちがいて、その農民たちがやっていた花見が、いつとはなしに窯やきの人たちに受け継がれたのではないかと思われる。

(16) 弁財天祭り

農村部落では、五月の第一または第二の巳の日に、弁財天祭りをするところも多い。この日農家の人たちは、各自ご馳走を作って弁財天に登り、携えてきた馳走を弁財天に供えて、今年の稲作の豊穣を祈り、広場で車座になって、お互いの馳走を分け合って会食する。ぼた餅あり、すしあり、肉の煮しめあり、特別に酒の肴を作ってくる気のきいた人もあって、車座の中はご馳走で一ぱいになる。部落によっては、この日の料理は個人で作るのでなく、当番に当たった古賀の人たちが一括して作るし、武内町真手野のように各戸からもち米二合ずつを貫き合わせて、これで餅を搗いてお参りするところもある。酒は部落から振舞われるのが一般である。一応、酒座が終ると、青年

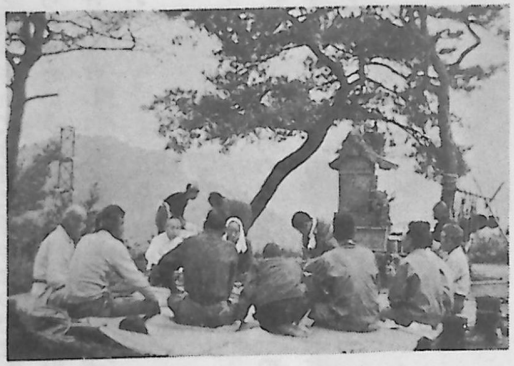

弁財天祭り（武雄町川良）

たちがかつぎあげた鐘や太鼓で浮立を奉納する。鐘の音は夕方まで部落にひびき渡る。昔は子供もこの祭りに参加し、今を盛りと咲きほこる山つつじを手折って土産にしたものである。

日本の農民たちには、山の神は春には山から降りて田の神となり、収穫のすんだ秋には山に帰って山の神になるという農神去来の信仰が古くからあった。五月の巳の日といえば、ちょうど田の仕事の開始時期にあたるので、農民たちはこの日弁財天に今年の稲作の豊穣を祈って、田の神として里に降りてきて貰うお祭りをしたのであり、この祭りが済むと、一斉に田の仕事にかかる風習の名残りをとどめているようである。今でも三養基郡基山町にある荒穂神社では、農家の人たちが五月一日から一週間、斉祭りをするが、この七日間はどんなことがあっても、人はもちろん牛馬も田には入れない。そしてこの祭りがすむと、一斉に田の仕事にかかるといわれている。

弁財天が農神（田の神）として信仰されることについては、次のようなことが考えられそうである。わが国は古くから稲作栽培をする農耕社会であったから、瑞穂の国といった古代から農神を祭る風習はあった。文献によれば、古代社会では農神として宇賀能美多麻や屋形豊宇気姫などの名がみえ、農神は女神とされていたのである。十二年に一度、申の年に行なわれる神埼郡神埼町仁比山の仁比山神社（通称山王さん）の御田祭りは、平安時代から伝わり、五穀豊穣を祈る御田舞いで有名であるが、その御田舞いの歌詞に「吉祥天の御宝より福負う男も参りたり」というのがあって、吉祥天が農神として信仰されていたことがわかる。農神は女神とされていたことから、吉祥天がこれに習合し、のち同じ女神である弁財天が吉祥天

と混同されて今日に至ったのではないかとも考えられる。あるいはまた、弁財天ははじめ河の神として八臂の像が作られたというから（佐和論研究「日本密教」六〇頁）弁財天は農業に最も関係の深い水の神であり、かつ女神であるところから、直接農神に習合したのかもしれない。いずれにしても、女神であることが日本古来の信仰に習合したことには間違いない。

(17) 五月節句

五月節句は男の節句とか、端午の節句といって、旧暦五月五日の行事であった。太陽暦になってからは、他の行事と同じく一か月遅れの六月五日に行なっていたが、ごく最近は新暦の五月にやるところが多くなったようである。

昔は五月は季節の変り目にあたる物忌みの月であり、特に田植えという一年中でもっとも重要な月とされていた。節の変り目に、特別の料理をして神に供えるから、節供（せっく）という字が使われるようになったといわれるが、この地方でも明治の中頃までは、農家ではこの日必ず餅を搗いて神に供えたものである。

今では鯉幟りは、五月節句にはなくてはならないものになっているが、この地方で鯉幟りを立てるようになったのは、明治二十年頃からといわれている。鯉は元気もので、出世の魚とされているから、男の子の象徴とされるのは当然のことである。初めての男の児が生れると、最初の五月節句には、嫁の里から鯉幟りを贈って子供の成長を祈るし、貰った方では、嫁の両親や仲人、親類などを呼んで祝宴を張る風習ができだしたことは、三月節句の場合と同様である。五月の風を一ぱいはらんで、空高く浮いている鯉の元気な姿、その鯉の姿そのままに、子供の成長を祝うこの日の行事は、実にほほ笑ましい美しい風習である。最近はまたこの地方でも、五月人形を飾る家が多くなったようである。



五月の鯉幟り（武雄町下西山）

この日飾る五月人形の始まりは、神送りをする神の形代であり、五月幟りは神を招くための招ぎ代（おぎしろ）の変化したものらしいといわれているように、五月節句はもともと日本的な行事だったのである。これを端午の節句というのは、中国の影響をうけたからである。端午の端はハジメ、午はウマである。古代中国では五月の最初の午（ウマ）の日に行なっていた行事だったのであるが、いつとはなしに七夕（七月七日）や重陽（九月九日）と歩調をあわせて、五月五日と同じ数字の重なる日に変化したのだといわれている。

今はあまり見うけられないようだが、五月節句には軒先きに菖蒲と蓬（ふつ）を挿したり、風呂に菖蒲を浮かして菖蒲湯にしたりしたものである。菖蒲は尚武に通じるし、その葉は刀に似ているところから、武士道が尚とばれた頃、近くは軍国主義はなやかなりし時代は、縁起をかついでいたようであるが、菖蒲は昔から病魔を払う薬草とされていたのである。また蓬は災厄をはらい、長寿を与えてくれるものと信じられていたのである。

(18) 田祈禱とサナボリ

稲作の豊穣を祈願する田祈禱は、部落の田植えが大体終わった頃をみて行なわれるから、何日と決まった日はなく、年によってその日は決められる。この日、村（部落）の役員は朝から区長宅に集まって、田植え関係の賃銀が不公平にならないように、その年のその部落の農耕賃銀を公定し、また田の水が公平に配分されるように、見張りを

して回る水番人を選定する。そしてその結果は、田祈禱の行なわれる氏神様のお堂などに張出して、一般に披露される。この公定賃銀によって、個々の農家はその年の田の鋤起こし、代かきなどの農耕賃銀や田植え賃銀を精算するのである。

昼すぎ集合合図の寄せ鐘が鳴ると、農家の人たちは氏神様などに集まって、いよいよ田祈禱が始まる。西川登町の各部落では必ず神主に祝詞をあげて貰うし、武内町真手野では山伏にお祓いをして貰っていたように、昔はどの部落でも厳かな神事をしていたと思われるが、今は区長が挨拶をして神酒が回され、お話があげられる程度の簡単なところが多い。酒と肴は部落の費用で賄われる。酒座が一段落すると、青年たちが運んできた鐘、太鼓で浮立が奉納される。庭木部落では、昔浮立の盛んな頃は女、子供もお祭りに参加していたし、婦人会が踊りなどを奉納することもあったらしい。

この行事をこの地方では田祈禱というが、佐賀地方ではサナボリと呼んでいる。サナボリはサノボリの訛りで、サの神すなわち田の神が、植付けの終わるのをみて、帰り上る日と信ぜられていたので、田の神を送る祭りが本来の姿だったのである。それが転じて田植え仕舞いの祝いとなり、休みの日となり、村の行事として豊作祈願の性格を帯びてきたといわれている。この地方でもサナボリといって、家々でやる風習が残っている。田植えがすむと、家に祭ってある荒神様や竈神様に苗をあげ、団子や牛蒡飯などのご馳走を作って、田植え加勢にきた人たちを招いて祝うのが例であるが、ぼたもちを作って加勢人の家に配るところもある。このように、この地方では個人的に家々でやる田植え仕舞いの祝いがサナボリであり、村中で団体でやる豊作祈願を田祈禱といっている。

(19) 七夕祭り

七夕祭りは七月七日の行事であるが、これも一か月遅れの八月七日に行なわれる。六日に子供たちはタナバタ紙を短冊に切り、それに字が上手になりますようにという願いをこめて、七夕天の川とか、家族の名前その他思い思いの字を書く。また心の願いごとを書くと、その願いがかなえられるともいわれ、いろいろの願いごとも書く。女の子は裁縫が上達するようにと、タナバタ紙で着物の型などを作る。その他いろいろのものを作って、竹笹に結びつけ、庭先きに立てる。そして、七日の朝も早く起きて、蓮や里芋の葉にたまっている露をとり、それで墨をすり、また短冊に書いて、前日の笹に添加する。この露ですった墨で字を書くと、字が上達するといわれる。今は竹笹は六日に立てているが、以前は六日に大体の準備をしておいて、七日の朝立てたものである。

武雄町では武雄公民館の主催で、昭和三十六年から公会堂で子供の七夕祭りが行なわれており、今ではもうすっかり年中行事として定着したようである。八月七日の朝、各部落の子供クラブの子供たちは、前日から用意したいろいろのきれいな飾り紙を、二十本の竹笹に結びつけ、公会堂と集会所の二階のベランダに

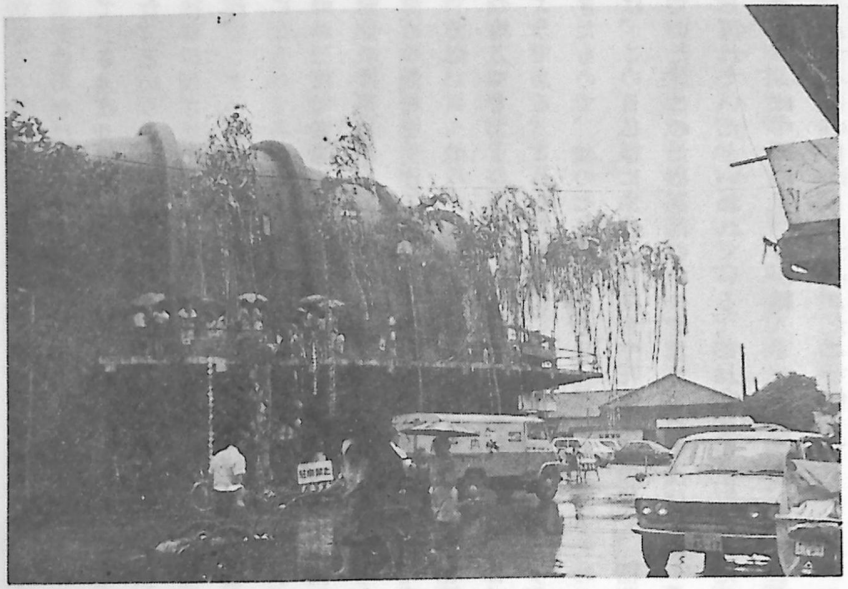

武雄町子供クラブの七夕祭り （公会堂にて）

立てる。それから公会堂でいろいろの催しものがあって、子供たちは楽しい半日を過ごすのである。

天の川をはさんで牽牛（ヒコボシ）と織女（ヒメボシ）が住んでいた。二人は結婚したが、あまりに仲がよすぎて、さっぱり仕事をしない。そこで天帝が二人を切り離して、一年にたった一日、七月七日の夜を会合の日にきめた。というのは中国からきた伝説で、わが奈良朝時代には乞巧奠（キッコウデン）という星祭りになって、盛んな行事がなされたと伝えられている。この伝説から、今では七夕祭りといえば牽牛、織女の星祭りであると思いこまれてしまったようである。そしてわれわれは、二人を会わせるために、この日雨が降らないことを願いたい気持ちになるのであるが、農業国であったわが国では、これとは逆に水を願う日であったようである。タナバタの日には雨が三粒でも降るものだとか、タナバタ雨は短冊が流れるほど降ればよいといわれていたことからも、このことは充分に推察されるようである。水と農業生産は切っても切れないもので、この日は人の身体も田畑も、水によって清めの儀礼を受ける日として、農民にとっては大切な意味をもつものと考えられていたといわれる。

また、「タナバタの朝、髪を洗うと、美しく黒くなる」といって、この朝女は必ず水で髪洗いをする風習が、この地方でも大正の初期までは存続していたし、この日には必ず水浴する日であったと伝えるところも九州には多いようである。これらのことは、身につけたけがれ、すなわち悪霊の働きを払いすてて、身を清めるという信仰からきたもので、盆の七日前のこの日、祖霊を迎えるためのきよめが必要だったからだと説かれている。武雄町川良には、この日仏様にあげる燈明台や花立てその他を、稲苗の根を束ねたもので洗い清める風習が明治の末頃まで残っていた。このため部落の中央を流れる川の洗い場は、それらの器物を洗う人でいっぱいになり、川には油がぎらぎら流れていたといわれている。これなども祖霊を迎えるための七日前の準備だったと思われる。こうみてくると、タナバタは中国の星祭りが輸入される前から、日本古来の行事として存在していたことが知られるようである。

タナバタの日は、タナバタだごを作って、タナバタさんにはだごと西瓜などをあげたものである。昔はタナバタ

の日は他家の西瓜をとっても、とがめてはならないといわれていた。またこの日は、同年輩の子供たちが、米二合五勺を持ち寄って、昼は川に魚獲りに行き、それを料理して夕食をし、夜は飴湯などを作って楽しんでいた。これをタナバタひかいといって、子供だけでなく、青年は青年同志で、大人は大人同志でもやっていた。ひかいというのは、米とか金銭を出しあって飲食することで、昔は若者組などは、何かあるとすぐひかいをしたものである。

(20) 雨乞い

水稲を主とするわが国農業では、何よりも水が大事にされていた。夏旱ばつが続けば水争いが激しくなり、我田引水という諺まで生んだが、結局は神の力によって雨を降らせて貰うより他なかったから、雨乞い祈願は大昔から行なわれていた。千二百年ほど前に書かれた肥前風土記の神埼郡船帆郷の条には、船の沈石（いかり）に使っていた石が四個あって、その中の二つは子孕み石であり、あとの二つは雨乞い石であると出ているし、東川登町袴野の貴船神社は雨乞い祈願のために勧請されたといわれているように、この地方でも早くから雨乞い祈願が行なわれていたことが知られる。

明治から大正にかけてはよく雨乞いが行なわれていた。旱ばつが続くと、各町毎に、または大字毎に農村部落は協議して、塩水汲みをした。塩水汲みというのは、農民たちが小さい竹筒を二本作って、朝日町高橋の新堀まで出かけて潮水を汲み、一本は町の氏神社に供え、一本は部落の氏神社にささげて雨乞い祈願をすることである。それでも雨が降らなければ氏神社で祈禱をすることもあり、また御船山の端岳に登ったり、黒髪山に登って祈禱をすることもあった。それでもなお雨が降らないときは、各部落は辻登りといって、高い山に登り、三日三晩籠って笛、鐘、太鼓の浮立をする。このときは山伏などを頼んで祈禱をしたものである。これがこの地方で大正時代まで行なわれた雨乞い祈願の一般のやり方であった。



牛島大明神
旱ばつのときはこのご神体が宗庵川に持ち出されて「牛さん洗い」という雨乞い祈願がなされる

若木町では以前は潮汲みもしていたが、今は竜王さんから貰い水をする行事が行なわれている。菅牟田部落から眉山に登っていくと、部落はずれから十五分ぐらいのところ、眉山の中腹に竜王さんが祭ってあり、そこに一年中枯れることのない清水が湧き出ている。農民たちは竹の筒二つを作って、ここに登り、この清水を汲んで、その一つを町の氏神社伏戸神社に供え、一つは部落の氏神社に捧げて雨乞い祈願をする。部落では浮立を繰り出して奉納する。

武雄町川良では、旱ばつが長く続くと、まず最初にとられる雨乞いは〝うしさん洗い〟という行事である。舘古賀に祀ってある牛島明神のご神体（自然石）を近くの宗庵川に運び、水をかけて、ごしごし洗ったり、お互いが水をかけあったりする。昔はこの行事は女ばかりでやっていたが、最近は男も加わるようになった。なぜ女ばかりでやっていたのか、そのいわれはわからない。ご神体に水をかけて洗うというのは、神をいじめる仕草で、神を怒らして雨を得る方法と思われる。うしさん洗いの雨乞いでも効き目がないときは、宗庵川の源である内の子溜池に祭ってある竜宮さんまで出かけて行って、雨乞い祈願をしたものであるが、最近はうしさん洗いをした足で竜宮さんまで出かけて行くこともあるようである。うしさん洗いや竜宮さん祈願でも雨が降らないときは、部落ぐるみのお籠り雨乞い祈願をする。柏岳の秋葉神社や弁財山の弁財天社に部落中の人がお籠りして、笛、鐘、太鼓の浮立をする。辻登りである。このお籠りは大体三日三晩続けられ、途中で雨が降りだしても中止することはない。

東川登町内田では辻登りの一般のやり方の外に、昔は薪を持ち寄って山に登り、千把たきもしていたといわれて

いる。

(21) 虫追い

今はもうすっかり忘れられようとしているが、今から六十年ほど前の明治の末頃までは、農村では虫追い（むしうえ）という行事が行なわれていた。むらの人たちが揃って松明（たいまつ）をつけ、鐘などたたいて、田圃道を村外れまで歩いて、稲の害虫を駆除するというものである。

稲の害虫が発生する夏の頃になると、五日とか一週間とかの期間を決めて、虫追いの行事が行なわれていた。農家の人たちは、思い思いに竹や木で作った松明を持って、氏神社に勢揃いする。一同松明に火をつけると、宰領が「なむまいだ」と唱える。小鐘がチッカンカンとたたかれる。これを合図に人びとは「なむまいだ」を唱えながら、小鐘を先頭に列を作って、氏神社を出発し、田圃道を下っていく。村はずれまでいって、また引き返すのであるが、暗夜の空にくっきり映し出される行列は夏の夜の風物詩であった。いよいよ結願の夜になると、小鐘だけでなく、大きい鐘も持ち出され、鐘浮立をしながら下って行く。村境では一しきり浮立をし、酒が酌み交わされる。武雄町川良、小楠、朝日町甘久の三部落の耕作田の大部分は、同一地域に共存しているので、結願の夜はこの三部落が一緒になることがよくあった。そして、その帰りには、甘久と川良は浮立の勢合（せえやあ）をやったものらしい。武雄保健所の前を通っている旧県道の宗庵川の橋の近くで、両村の鐘浮立の競争である。笛吹きは笛の音が味方によくきこえるように、高台に昇って吹く。鐘方はその笛に合わせて、鐘も割れよとばかり力いっぱいたたく。相手はより高いところに上って吹く。鐘はより高くたたかれる。こうして、鐘の音は天にもとどけとばかり、浮立を張り合ったということである。

古くは、害虫による稲の被害も疫病などと同じく、その背後には悪霊が存在すると考えられていた。虫追いの行

事は、害虫の霊に祈願して、害虫をこの火に誘い寄せて、村うちから（人の世から）連れだして貰おうとするものであった、武内町真手野では、西の角から笛を吹き、鐘をたたき、松明を振り、やあやあいいながら田原の土手を下り、いたち川の下流で、虫流しといって、火をたいていたという。この虫流しというのが、害虫を村から追い出す仕草であると思われる。

(22) 夏祭り（ぎおん）

日本人は古くから農耕を生業とする民族であったから、稲作の初めには豊作を祈願する春祭りを、秋の取り入れが終わると、それに感謝する秋祭りを行なってきた。しかし、夏祭りは、この春秋の農事関係の祭りとはちがった系統に属し、疫病や害虫などの災害の除去に重点がおかれ、風流や山車（だし）などを伴う都会的なものとして発達してきたようである。風流などの最初の用途は、疫神を退散させるための神具であったろうし、それが都会的感覚で華麗さを競うようになり、夏祭りは見物するものとなってしまったといわれる。

このような夏祭りが農村に受け入れられたのは、夏は作物が病害虫に悩まされる時期であり、農業とも無関係ではなかったからである。そして、ここでも夏祭りは面白いものだと解し、農村の娯楽と考えられるようになった。この地方では、高橋の恵比須社の夏祭り以外には山笠などを繰り出したところはないようであるが、農村の村々には賑やかな浮立を伴なう夏祭りが行なわれている。六月十四日（今は七月十四日）京都の八坂神社の祇園祭りと同じく、各地の祇園社の夏祭りがトップを切って、夏祭りの幕をあけるのである。祇園社の夏祭りをぎおんというのは、京都と同じく祇園祭りのことであり、祇園社以外の神社の夏祭りも、一般にぎおんと呼ぶのは、祇園祭りからきた呼び名と思われる。

ぎおんは七月から八月にかけて村むらの神社で行なわれるが、ここには武雄町小楠の祇園社を取り上げることにしよう。七月十四日がお祭りである。まず十一日に注連縄飾りが行なわれる。十三日には昼すぎから村の若者たちが鐘や太鼓を神社に運び、高張り提燈をかかげて、祭りの準備をする。村の人たちは夕方から神社に集まり、浮立をして、とうやをする。いよいよ祭りの当日、夕方になると、武雄神社の神主がきて、厳かな式典が行なわれ、参詣人が押しかける。神事がすむと、浮立が始まり、またとうやをする、というのが昔からのやり方であったが、今は当日の神事も昼前に行なわれ、参詣者も少なく、とうやも行なわず、夜の十一時頃には終わりにするようである。昔は隣りの川良村の若者たちが、鐘や太鼓を持参して祭りに参加することもあったらしいし、参道には〃のぞき〃や綿菓子などの露店が並び、近郷近在の老若男女が押しかけて、夜遅くまで非常な賑いであった。

娯楽とてなかった昔の農村のことであるから、ぎおんにお詣りして、鐘を打ち、太鼓をたたくことは、若者たちの唯一の楽しみであり、女や子供たちは、浴衣がけで団扇を片手に、それを見るのがまた楽しかった。ぎおんの夜は、庶民の家では〃ぎおんだご〃を作って、親戚、知人を呼ぶ習わしがあったから、ばんこを外に出して、夜空を伝わってくる浮立の鐘の音をききながら、焼酎を酌み交わす大人たちの姿もよく見かけられた。このように、ぎおんは若者にとっても、子供にとっても、また大人にとっても、楽しい夏の夜の行事であった。若者たちは、他村のぎおんに出かけて、笛吹き競争をしたり、浮立に参加したり、たまには血気にはやって喧嘩をすることもあった。昨夜はあちらの村から、今夜はこちらの村から、ぎおんの浮立の鐘の音が静かな夜空にのってひびいてくるのを聞くのは、夏の夜のまたとない心の慰みであった。

(23) お盆

八月十三日、座敷に盆棚が作られ、祖霊が迎えられて、十五日までの盆行事がはじまる。ただし、真宗の家では、初盆のとき以外は盆行事は行なわない。それは一月にお逮夜と一週間の精進をするからだといわれている。盆

棚には先祖の位牌を飾り、盆花や供物を供える。盆花には桔梗とほおずきはつきもので、供物は板付菓子、こうさく菓子、それに西瓜や瓜、梨、葡萄などの果物が一般であるが、とうもろこしや茄子などの野菜をあげる家もある。

お盆には素麺に線香や蠟燭などを添え、御仏前と書いた供え物を持って、親戚の仏様にお詣りして廻ったものだが、今は本家と初盆の家にとどめる人が多い。初盆の家には十三日の夕方までに、盆提燈に供物を添えて届けるのが例であったし、初盆の家では盆棚のある座敷に、贈呈者の名前をつけた提燈をさげて、夜遅くまでお祭りをしていた。古賀の人たちも連れだってお詣りをし、茶菓子などをつまみながら、新仏の思い出話などして過ごしたものである。提燈が座敷いっぱいさげられた光景は盛観であり、お詣りの客の目を楽しませたものだが、今日では提燈をあげるのはごく近い親戚のものだけで、その他の人は実用向きの品物を供えるようになったので、昔のように座敷いっぱい提燈をさげる家は少なくなった。

盆客には簡単な酒肴が出される。今はビールを出す家も多いが、昔は粕焼酎が用意され、特に下戸のためには砂糖焼酎も用意していたから、女、子供もいただいたものである。肴は奈良漬け、ラッキョウ漬け、焼きするめ、たらと茄子の煮付けなどが普通であった。

精霊さまにあげるお盆のご馳走は、宗派により、また家によって違うようであるが、禅宗（曹洞宗）のある家では、次のようにその献立が決まっている。

十三日の夕　米粉で作った平たい小さなだんごを大皿に盛ってあげる。このだんごは、塩も砂糖もいれない小豆だけのあんこをまぶしたものである。お伴人（無縁仏）には毎食の料理は里芋の葉にのせて、盆棚の横にあげる。これは下げても食べないで捨てる。

十四日の朝　この朝から九人分の御膳（一膳を二人で共用）を用いる。食器も小さい専用のもので、箸も萩の茎で作る。白飯に、豆腐・わらび・大豆・なす・牛蒡の味噌汁、梅干し、なすの味噌漬け、型つき味噌。

十四日の昼、冷し素麺と奈良漬け、素麺をつける汁は蜜柑の葉を煮出したもの。

十四日の夕、塩を入れないささげ御飯、かぼちゃの味噌汁、おきゅう（胡麻の葉に似た野草）の葉の味噌あえ。

十五日の朝、餅（餅の代りにおはぎを用いることもある）、冬瓜の味噌汁、冬瓜のなます。

十五日の夕、昼は抜きにして、夕方早目にあげる、白飯に、揚げ豆腐・こんにゃく・なす・南瓜・牛蒡・馬鈴薯・昆布・麩の煮しめ、根芋（水芋の根）の味噌汁

十五日の夕方には、日が西に傾くか傾かない頃から、家中のものが揃って仏様を送って行く。線香だけの家もあり、線香と供物を持って行く人もある。また、墓まで送る人もあれば、墓の見えるところまで送る人もある。高橋の人たちは、昔は精霊さんへの供物は新堀に流していたという。一種の精霊流しであろうか。大正時代までは、武雄小学校裏の墓地は、十五日の夜になると、無数の提燈がさがって壮観だったが、今はそれも見られなくなってしまった。

戦前頃までは、精霊さんがこられるとき恐がられるからとか、目を突かれるからといって、胡瓜垣は盆前には取除けたものだが、今はこの風習はなくなった。精霊さんが来られるとき、歩きよいようにと、古賀単位に道の草を取って掃除をする「盆道作り」は今でも八月一日に行なわれている。そして大正の頃までは、八月になると縁側に盆提燈をさげ、盆がすんでも八月中はそれを続けていた。八月一日に盆道を作り、八月中盆提燈をさげておく風習は、八月中は盆行事をしていた古い遺風かとも考えられる。

今ではお盆といえば、仏教の行事のように思われているが、今日残っている民間の盆行事のうちには、仏教以外の日本古来の行事が痕をとどめているようである。盆客へ出すご馳走にするめやたらが用いられること、盆礼と同時にお中元としてするめ、たらなどをやる風習は、精進を重んずる仏教の考え方では割り切れないものである。また盆礼に行ったときの挨拶でも、初盆の家には「お寂しいお盆でございましょう」というが、一般の家では「結構

なお盆でございます」というのは、もともとは正月と同じ祖霊祭りの日であったことの名残りではないかと思われる。

㉔ 若木の盆綱引き

戦前まで若木町の各部落では、盆の十五日の晩、綱引きが行なわれており、それは最大の年中行事でもあった。この綱引きには、多久からも、朝日町の川上方面からも、武内町の真手野からも青年たちが応援に出かけてきて、夜遅くまで賑わったものである。ところが戦争が激しくなると、若人が少なくなり、綱を作るわらも不足してきたので、つぎつぎに廃止されていった。それでも皿宿と御所の両部落では、戦後の昭和二十七、八年頃までどうにか続いていた。

こうして若木の綱引きも、遂に絶滅してしまうのではないかと心配されていたが、昭和四十三年、御所に綱引きを復活しようという話が持ちあがり、部落の力を結集して、同年八月十五日見事に綱引きを復活した。昔は毎年綱を新しく作るのが習わしであったが、これからは綱が使える間は古いのを使うというのが異なるだけで、やり方は昔と変らない。

若木の綱引きは、いつ頃から始まったかわからないが、わが国では初めは神を祭る神事として、またその年の吉凶を占う年中行事として、非常に古くから行なわれていた。そして東日本では一月十五日の小正月に、西日本では盆綱引きとして、盆の十五日に行なうところが多いようである。綱引きは部落が上と下とに分かれて、総出で引き合ったり、二つの部落の間で勝負を決めるのが普通で、勝った方には神が引き寄せられて、その年は豊年、豊漁になると信じられていた。また綱引きをして仏の出立を送るというところもあり、御所の古老たちは、盆の十五日の晩は地獄の蓋が開くので、地獄に落ちている人を引きあげるために、綱引きが行なわれたといい伝えている。この



盆綱引き（若木町御所）

ように、昔は信仰と結びついた行事であったが、時代が下ると競技の性格のみを残すことになり、更に今日のようにレクリエーション化されたものに変ってしまった。

御所の綱引きは、部落のほぼ中央に当たる県道で行なわれる。綱は中央部が周一・五メートルもある大きさで、長さは三十メートルぐらいもあり、中央の大きい部分には小さい手綱もついている。この大綱が県道に横たえられ、上（東）に青年と中老組が、下（西）に幼年と祖父組がついて、音頭取りの音頭に合わせて引き合うのであるが、綱引きが始まる前に、暮方から子供たちが、東は中山部落に、西は上宿方面まで出かけて、綱引き唄を歌ってくる。ちょうど少年たちが帰ってくる時刻を見はからって、青年や老人たちも集ってくるし、見物人もぞろぞろ寄ってくる。

それぞれ綱につくと、提燈を持った青年が綱に乗ったり、綱の側に立ったりして、提燈を振りふり、朗々と綱引き唄を歌いはじめる。そして囃子が終ると、音頭取りの音頭に合わせて、エイヤサ、エイヤサのかけ

声も勇ましく綱を引き合う。しばらく引くと、一時休む。また歌を歌って引き合う。これを何回も何回も繰り返すのである。やがて他部落の人たちも応援にやってくる。上の青年、中老組には東の部落のものがつき、下の幼年、祖父組には西の部落の人たちがついて応援する。エイヤサ、エイヤサのかけ声が夜空に高くひびき渡って、いよいよ高潮してくると、見物人の中から綱につかまる人も出てくる。妻君たちの中には中老組危うしとみて、夫君方に加勢して一生懸命引く人もあって、ほほ笑ましい情景がかもし出される。こうして綱引きは夜遅くまで続くが、応援者が多いだけに、下の幼年、祖父組がいつも優勢だという。

唄は非常に多く、即興もの、他の歌の文句を借りたものなど、さまざまである。そのいくつかをあげてみよう。

○盆の綱引きぁ　どなたさんもご苦労
　ご苦労ながらも面白や
　　エイト　エイト　サートコユウチャ
　　エイト　エイエイト

○春の始めに鶯(うぐいす)啼いて
　梅の小枝に巣をかけた（はやし略）

○古いわらじを　そまつにゃするな
　もとはお米の親さまじゃ

○向うは八天辻　淀川つつじ
　夜はつぼみで朝ひらく

○親の意見と　なすびの花は
　千に一つのあだもない

○揃ろた揃ろたよ　若い衆がそろた
　稲の出穂よりまだ揃ろた

(25)　八　朔

旧暦の八月朔日(ついたち)を八朔(はっさく)といって、〝田ほめ〟や〝風祭り〟をするところは多く、この日を八朔節句とも呼んでいる。今は一月遅れの九月一日をこの日に当てている。この時分は稲の出穂期に当たるところから、秋の稔りの豊かならんことを祈念するとともに、いわゆる二百十日の台風を警戒する時でもあるので、田ほめや風祭りをしてきたのである。

鹿島から白石地方にかけては、風日といって、二百十日の前夜に氏神社などにこもり、燈籠をかかげ、浮立を奉納して、風をさけ、豊作を祈念するとうやが行なわれていた。鳥栖地方には、田ほめという豊作祈願の行事があって、九月一日の夕方、お膳にお酒とお煮しめをのせて田に運び、田圃にござを拡げて酒を酌み交わす。これは稲の成育状況をほめたたえ、田の神に豊作を祈願する行事である。

この地方でも、この日を八朔節句とか、風ごもりとかいって、仕事を休む風習は一部に残っている。節句というから、稲の生産暦からみて、この日を一つの折目として、神祭りをして供物を供え、神とともに馳走をいただいていたにちがいない。また風ごもりというから、昔は仕事を休んで氏神社に集まり、浮立などを奉納して、風害のないよう祈願して、とうやをしていたのかもしれない。今日ではこの日、農家の人たちは、あるいは個人で、あるいは部落揃って、北方町志久の稲主神社の風祭りにお詣りして、台風をのがれて風害がありませんように、稲作が豊穣でありますようにと祈願する風習が残っている。以前は稲主神社から豊年万作のお札をうけてきて、田に立てた

ものだが、今はこの風習はみられなくなった。東川登地方では、八朔節句は休む日であったから、この日を利用して同年会などが催されていた。武内地方でもこの日は休み、年寄りたちは灸すえに出かけたものである。

(26) 供日

この地方では秋祭りのことを供日（くんち）と呼んでいる。重陽の節句の九月九日に秋祭りをする風習があったから、尊んでお九日といったのが供日、宮日という字をあてるようになったという説があるが、秋祭りはもともと旧暦十一月頃行なわれていた収穫祭りを、繰り上げて九月に行なうようになったといわれているように、供日という呼び名は神に新穀をお供えする日ということであると思われる。供日は太陽暦になってからはほとんど十月に行なわれ、十九日の潮見神社、二十三日の武雄神社、二十四日の黒尾神社（今は十一月十一日）、二十九日の黒髪神社の供日には流鏑馬（やぶさめ）も奉納されて賑わっていた。供日の起源は神社によって異なるが、ここでは武雄神社の概略を記することにしよう。

寿永二年（一一八三）平家は源氏に追われて西国に走った。源頼朝は弟の範頼に平家を討たせたが、悪戦苦闘で戦果があがらない。そこで頼朝は密使をやって、武雄神社に平家追討を祈願した。十月のある日、武雄社の池から白鷺が飛び立って、平家を四国に追いやった。翌春の檀の浦の合戦にも鷺が源氏を守護した。このことを知った頼朝は、深く武雄社の神徳に打たれ、翌文治二年（一一八六）の三月、武雄社の神官らに教書を送って戦勝を深謝した。そしてまた、九月には後鳥羽天皇の勅使藤原基氏と鎌倉の使者天野遠景をやって、武雄社に戦勝を報告させた。彼等が武雄に着いたのは九月二十一日であった。領主後藤宗明は神主守門と打ち合わせ、二十三日に彼等を導いて武雄神社に参詣し、神事が終わったあと、流鏑馬を奉納して神慮を慰めた。これが武雄神社の秋祭り（武雄供日）のはじまりである。

この文治二年の祭事を記念して、そのときの形式にのっとり、毎年十月二十三日（旧暦時代は九月）に武雄神社の秋の祭典が行なわれている。

昔はこの月の十一日に神殿の前には大注連（しめ）がおろされ、また東は馬神峠、西は桟敷峠、南は俵坂、北は本部村の北境、東南は志田原にも注連を張るのが恒例であったが、いつの頃からか（朝鮮征伐の頃からともいわれる）本宮の外、上下宮と三所の鎮祭、野間の谷口、四十九重に張るようになった。二十一日には八並村の坂本屋敷（今は八並公民館）に注連が張られる。祭りの前日の二十二日には馬場観（ばばみ）といって、馬を走馬大路に走らせ、夜になると宵の祭りという前夜祭が行なわれる。



武雄神社の流鏑馬

二十三日、神主は神前に供物を供え、祝詞をあげ、神楽を奏する。ちょうどこのとき勅使と使節の一行が到着して参詣の儀式が進められる。式がすむと、射手が馬に跨って馬場を三回疾駆する。これを馬場透（ばばとう）という。馬場透がすむと、神輿が浮殿に行還御する。このとき、射手は神馬に乗って社殿を回ること一回、また文馬（あや）に乗りかえて四周する。これを堂回りという。押し寄せた参拝人は、馬が通るたびに歓声をあげ、それが山野にこだまし、天に沖して、感激はその極に達する。いよいよ馬場大路で射礼（流鏑馬）が行なわれる。一人の若武者の射手が、燃えるような緋の衣を着け、頭には風雅な綾笠をいただき、背には目も醒めるような真紅の幌を負って、いななく若駒に跨って馬場に姿をあらわす。華弓を横たえ、手綱を放ち、扇のあがるのを合図に、さっと鐙（あぶみ）をたたいて疾風の如（ごと）くこれを駆使して、一の的を射、二の的を射、三の的を射る。一番が終わったのである。

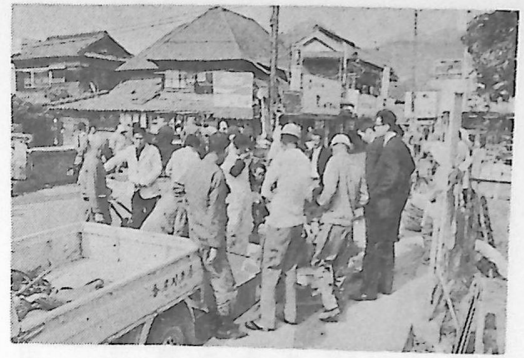

供日市一ふなや鯉が売られてる（市役所附近）

これを御神の的という。さらにこれを繰返すこと四番、これを領主の的という。（今は氏子総代の数だけは的を射ることになっているので、番数が多くなっている）射礼が終わると神楽が奏せられて、ここに全部の祭事は終るのである。勅使、使者、射手らは再び騎馬で帰路につく。彼等が武雄社にくるのを〝上り馬〟というのに対し、これを〝下り馬〟という。

流鏑馬を見物しようと押しかけた万余の参拝人は、これが終わると町に向って流れていく。そして〝下り馬〟が湯町にさしかかると、群衆は手をあげ、手拭を振り、さては青竹で馬を追うなどの習慣があって、無事に通り抜けることは容易ではなかった。この行事中、勅使や使者の落馬は咎められないが、射手が落馬すると、割腹してその不覚をあやまる慣例になっていた。川良部落に射手塚というのがあるが、落馬した射手たちを葬ったところといわれている。また矢の立った的は、村々に持ち帰って、氏神様に奉納し、火魔除けの守りにしたものである。

一方、庶民の間では二十二日に松原町を中心に供日市が開かれる。子供の独楽（こま）が売られ、鮒をはじめ馳走用の魚類が並べられ、また焼物、竹細工、農機具類などの日用品がせられて、非常な賑いを呈する。昔は農家の人たちは、この供日市で一年中の日用品を調達していたという。また祭りの日には〝栗めし〟といって、栗を入れた赤飯を蒸し、ご馳走の一つに〝鮒のこぐい〟を作るが、甘酒もまた供日にはつきものの飲み物である。供日は秋の豊年祝いでもあったので、親戚や知人を交互に招待する機会として利用されていたが、この習わしは今日でも変らないようである。

〈付〉　宵の祭りとゼンショウボウ

宵の祭りは甘久村（朝日町甘久）がつとめるが、以前はその前に伝ガサ（ゼンショウボウ）の御倉方行きという儀式が行なわれていた。宵の祭りは坂元某が主催したので、以後坂元の子孫が代々これを掌っていたが、後では庄屋が、そして今は区長が主催する。九月一日（今は十月一日）は御神酒作り、十一日は薪切り、十七日は御神酒米、、御供え餅米および飯米搗き、そして二十二日は納米竹札作りと注連縄張りをして、伝ガサの御倉入りを行ない、終わって宵の祭りとなるのである。

伝ガサというのは勅使が下向するとき従いてきた伝令のようなものであろうか。文治二年の宵の祭りの後のことである。伝ガサが酒に酔いつぶれて、富岡村の天神崎で寝込んでいたので、花島村の某が助けて甘久まで送り届けたという酒豪であったが、またなかなかの強情者でもあったらしい。この伝ガサの役は、甘久村の若者の中から紋服を新調した者（結婚前後の者）を選ぶのであるが、選ばれた者はいやだといって逃げる。村の若者衆が追っかけて無理矢理に捕え、庄屋の前に引きずって行って推せんする。庄屋は筆を取って名前を書きとめ、伝ガサが決定されるのである。このとき、花島村から使いの者がきて、伝ガサに御倉方行きを催促する。しかし、一回ではきかない。三回、四回、七回半目に注連縄を三尋（ひろ）ばかりなってきたので、やっとききいれ、餅一重ねに御神酒と股（また）大根二本を土産にして、これを花島の者に負わせて御倉方に出かけて行くのである。

倉役人もさるもの、伝ガサの強情を知っているので、何回案内を乞うても出て来ない。数十回呼ばれて、やっと出てきて玄関にあげる。あげはしたもののお茶も出さなければ火鉢も出そうとしない。伝ガサが煙草ものめないといって、火鉢を催促する。何回か催促されて持ってきた火鉢は、いつ使ったかわからないくらい蜘蛛の巣と塵だらけで、灰の中には赤い蜜柑の皮が入っている。火の気一つないから取り換えてくれと要求する。取り換えられた火鉢にも火はなく、トウガラシが二、三本赤く光っているだけである。何回か取り換えて、やっと真物（ほんもの）の火鉢が出さ

れると、今度は伝ガサがのみもしない大きい煙管で火を砕いたり、啖を吐きかけたりして火を消す。消しては求め、また消しては変えさせて困らせる。いよいよ飲食物が出されると、ゼンショウ(無理難題をいうこと)が始まって、ないものばかりをねだる。出さないわけにもいかないので、大蛇の目玉を希望されると柿を出し、鬼の角を所望されると、これは小鬼の角だといって栗を殻のまま与える。酒になる。伝ガサは何回も何回も大きい椀に酒をなみなみとつがせ、床の掛物や接待人の頭といわず着物といわず、ところ構わず振りかけ振りかけ乱暴の限りをつくす。でも接待の人は我慢しなければならない。飲むだけ飲み、乱暴するだけ乱暴して、さあ帰ろうと伝ガサが駕籠を要求すると、破れ駕籠が持ち出される。こんなものに乗れるかといって、それを揺り壊し、何度も何度も変えさせる。役人もこれではかなわないから、御紋付きのピカピカの駕籠を与えると、「やれ嬉しや」とこれに乗る。駕籠かきが四人でかつぎ上げるが、ぶらぶら横に振るだけで歩こうとしない。

「この駕籠かきでは、とても遠路は走れまい」

そう思った伝ガサは乗馬を請求する。持ち出されたのは馬は馬でも木馬である。

「これは上方辺では子供が遊ぶのに使うものだ。生きた馬を出せ」

とまたまた苦情をいう。ようやくにしてきれいに飾った乗馬が引き出されると、彼はこれに乗って、意気揚々と引きあげて行くのである。宿方(今の市役所前)の所まで来て下馬するのであるが、ここで伝ガサの大役は終って、帰路についたということである。どういう理由かわからないが、この儀は明治維新の頃から廃止になったという。

―備考―伝ガサをゼンショウボウというのは、その渾名であり、この地方で無理をいって困らせる子供のことをゼンショウボウというのと同じであろう。「佐賀の方言」によれば、ゼンショウは「分限ヲ越エテオゴリ高ブルコト」とか、「長上、目上ノ人ヲシノイデオカス」とかいう意味をあらわすセンジョウ(僭上)から転訛したものだろうといわれている。

これで昼の式は終り、夕方になると村人たちは庄屋に集まって簡単な式をあげる。昔から伝わっている一反五畝の明神田で作った米を炊き、酒肴を出すのであるが、肴にはそぎ大根に塩をかけたもの、鰯二尾、それに野菜汁である。式が終わると村人たちは行列を作って武雄神社へと繰り出すのである。

行列は人数に制限はないが、役付きの人は羽織、袴で、おのおの提燈を手下げる。外に高張り提燈三組、松明一荷、御酒および御供え餅一荷、提燈傘一荷、御初米(各戸から一袋)と青竹(小男竹の約一メートルもの)二締め、米、青竹、肴を入れた長持ち二棹がこれに続く。一行が武雄神社に到着すると、神官十人と真紅の衣を着た女神子二人が神前に並ぶ。庄屋が持ってきた菰の莚がその前に敷かれて、一同が座ると、三三九度の式が始まる。酒器は直径〇・三メートル位の片口徳八で、猪口はかわらけである。肴は鰤のなます、御神楽大根(方一・五センチ位のもの)二切れ、芋の子煮しめである。式の間神楽が奏せられる(今は神官の数も減じ、神楽もない)。終わると村人一同は御神酒と御供え餅をいただき、青竹を杖づいて囃したてる荒踊りを舞い、また行列を作って帰路につくのである。帰路につくとすぐ歌が歌いだされ、その歌に合わせて、多くの人たちが一棹の長持ちを青竹で叩きながら、徐々に拝殿入口から馬場を下り、松原、湯町を通って甘久への道を辿る。その道々で歌う歌は次の通りである。

一、拝殿の出口
　ドロロドンドンと鳴る神は、ここは桑原世もおじぬ
二、御庭石畳
　沖にドンドと鳴る瀬にやおじぬ、鳴らぬ小川の瀬にゃおじる。
三、第一石段

とても能(よ)くば清水に、花の八坂(やさか)を見下して

四、横馬場

これまでもきこしめされた、きこしめされた

五、第二石段

ここは石原小石原、心して差せ長刀(なぎなた)

六、橋ぎわ

ここは山崎胡麻(ごま)どころ、油しめきの音ばかり

七、橋の東

若い衆は寺しのぶ、寺の若い衆はすみかなる

八、下宮の西

なんとさいたる枕箱、夜中夜中に目をさます

九、下宮の前

ここは川端川柳、水の出はなになびきする

一〇、下宮東

沖のとなかに茶屋たてて、上り下りの舟まねく

一一、本御門

ここのからすはいなからす、金は持たずにかほかほと

ここから町を出るまでは、この歌を繰り返し繰り返し歌うが、町を出はずれると次の歌をうたうのが例である。

鎌倉の源太の娘の、ちゅうほうよしのたなばたさん、一つじゃ父さんに離れて、二つじゃかかさんに離れ、三つで姉さんにはなれて、四つで兄さんにはなれ、五つで糸撚(よ)り染めして、六つで機(はた)をおり、七つで筆取りぞめして、八つで法華経よまいた、

九つで嫁と定めて、十でわが宿もたいた、十一で天竺(てんじく)あねさん九十九やみの布二反染めてくんさい、肥前の国の紺屋(くうや)さん、そみゅうこたいつでもそみゅうが、何のかたつけてそみゅうか、後ろにゃ丹後のつり舟、前には八つの帆柱、片袖じゃつきかねつかせて片袖にや玉手箱、玉手箱あけ見たれば、隠居さんとたなばたさんと寝てござる、やようやようやよどんのすそのほころびやだがぬおか、ちゅうほうよしのたなばたさん。

村に帰ると、庄屋で帰り祝いがある。酒に南瓜の南京汁（カナヤマの骨を入れて）で労をねぎらい、終わって各自家路をさして散ずるのである。

一般にはこの宵の祭りの行列を、その歌の囃しの言葉から、「エイトウ、エイトウ」と呼んでおり、夜中の帰りを待ちわび、歌声がきこえてくると戸外に飛び出すありさまであった。その朗々たる歌声と、佳趣なる節回しは傾聴に値するものがある。

(27)　亥の子祭り

旧暦十月の第一亥の日には、亥の子祭りといって、農家の家々では新しく穫れたもち米で餅を搗いて、神様に供え、また菊の花などそえて親戚や近所にも配ったものである。そこで、この日は「取ったい、やったい、亥の日の餅」といって、親しまれていた。今もこの日には餅を搗く家はあるが、だんだん少なくなる傾向にあるようである。

亥の子祭りの由来については、今はもう忘れられようとしているが、武雄町川良のある農家の老婆はこう話してくれた。「猪は子供を十二匹も産むが、全部丈夫に育つといいます。うちの子供もそれにあやかって、健やかに育つようにお祈りする祭りである」と。なるほど亥は猪であり、子(ね)から数えて十二支の十二番目に当たるところから、十二支の数字だけをこれに附会して、子供の成長を祈る祭りにしたのかも知れない。そして、本来の意味は忘

れられたにしても、このように解することによって、子の成長を希う親心を刺激して、この祭りが盛んだったのかもしれない。

東松浦郡厳木町や伊万里市波多津町では、この日イノコサマが帰ってこられるといって、庭の臼の上に箕をおいて、重ね餅（あるいは赤飯）をのせ、ささやかな馳走を供え、燈明をあげて夜を迎えたという。イノコサマが帰ってくるというのは、田の神さまが田から帰ってくるということで、この田の神様に感謝してお祭りをするのが、亥の子祭りの本来の姿であったろうと思われる。田の神様は春には山から田圃に降り、秋には仕事を終えてまた山に帰るという農神去来の信仰は、昔から日本人が持っていた信仰であった。この地方では五月の巳の日に弁財天の祭りをするところは多いが、この日が田の神が田圃に降りられる春の日に当たろうし、この十月の亥の日が田の神が仕事を終えて山に帰られる日であるから、餅を搗いて田の神を家に迎え、お祭りをするというのであって、農と祭りが一致したうつくしさがうかがえるようである。

子供たちが亥の子石で家々の庭先きを打って回るとき歌うわらべ唄に、次のようなのが島原地方に残っている。

十月亥の日にゃ餅をつく
餅をついても客がない
亥の神様を客にして
わたしも相伴いたしましょう

(28) お日待ち

十一月十五日は、お日待ちといって、農家の人たちはお日様に感謝してお祭りをする。田畑のすべての作物は太陽の恩恵によって成長するし、人間はその作物を食べて生存する。お日様こそは農家にとっては神そのものであっ

た。一年中の農作業がほとんど終わったこの日、農家の人たちはハレの食物を天道様に供え、自らもこれを食べて、一年中の御苦労を天道様に感謝し、自らも仕事から解放される喜びを分ち合う日にするわけで、太陽神信仰の痕跡を残した行事である。

お日待ちの〝待ち〟というのは、「傍にいる」というのが本来の意味というから、この一日は天道様と一緒にいて、天道様をお慰めしようという、私たちの祖先の人たちの敬けんな心から出たお祭りであったと思われるが、後にはこの〝待ち〟は日や月の出を待つことだと考えられるようになって、今日のお日待ちも、日の出を待つ行事に変っているようである。この祭りは旧暦の十一月十五日に行なっていたのを、太陽暦になってからも一か月遅れとしないで、そのまま十一月十五日を引き継いで行なう行事である。

お日待ちは、三夜待ち、伊勢講、天神講など、その名称はちがっても、その仲間の人たちが年齢別に集まって行なうのが一般であるが、若木町皿宿や武内町長谷のように家庭の行事としてやるところもある。仲間の人たちは、十四日の晩から当番に当たった家に、米を持って集まり、豆などを煮て食べたり、酒を酌み交わしたりして夜を過ごす。朝の四時頃にはもう火を起こして、日の出る前に餅を搗き、それを大きい鏡餅にして、小豆をまいた箕にのせ、太陽の出る方向に供える。そして、あとでそれを仲間の数だけに切って、いっしょにいただくのである。仲間が多い場合は二臼も搗いて、一臼分は〝湯とい餅〟というすすり餅にして、みんなで食べることもあったらしい。この朝の行事がすむと、仲間たちは昼も夜もいっしょに飲み食いして一日を過ごすが、ところによっては二日も三日もこれを続けるところがあった。何日も続けることは、お日待ちとはいっても、実質的には一年の農作業を終わった仕事納めの慰労休みであろう。

お日待ちのご馳走の材料にするため、他家の畑に出かけて行って、野菜を貰ってくる風習があちこちにあった。貰うといっても、耕作者の許しを得るわけではなく、よくできているのを選んでは大根、白菜、ねぎなどを勝手に

盗ってくるのである。耕作者の側でも「うちの野菜はよくできているから、取っていくんだろう」ぐらいで、小言一つういう人はいなかった。また「この日は天道様がお休みになる日だから洗濯物は干してはいけない」といって、女たちはこの日洗濯をしなかったものである。

(29) 神待ち

旧の十月は神無月（かんなづき）といって、神々が出雲に集まられる月とされていた。そして、神様はその月末の晩遅く帰ってこられるといって、十月三十日の夜は徹夜で神様を迎える神待ちの行事を行なっていた。太陽暦になってからは、この行事も一か月遅れの十一月三十日の夜行なわれるようになった。地方によっては、神々の出発をお上り、帰来をお下りなどといって、神送り、神迎えの宮ごもりをするところも多いようだが、この地方では神々の出発のときの神送りの行事はなく、帰来のときの神迎えの宮ごもりとして神待ち行事が行なわれるだけである。



神待ちの迎え火たき
（武雄町川良天満宮）

この日、青年たちは昼すぎから村の山に出かけ、大きな松の木などを切り出して、氏神様に運び、日が暮れかける頃から、神殿の真正面に当たる庭のところで、それをもやす。これが、神様この火を目標にお帰りくださいという迎え火になるわけである。浮立の音が薄暮の空にきこえてくる。夜になると、村中の老若男女が氏神様に出かけて、この火を囲み、神様は今年は幾組の縁結びを授かってこられるだろうかなどと話がはずむ。婦女子たちは、大

概十一時頃ともなれば帰って行った。大人たちは、お堂にこもって酒を酌み交わし、浮立などして一夜を氏神様で過ごしていた。このように浮立などして徹夜で宮ごもりすることを〝とうや〟といっていた。若木町皿宿では十二時頃神主がきて祝詞をあげる。それから浮立をし、酒を飲んで、とうやをする習わしであった。とうやをした青年たちは、その翌日慰労のためひかいをして仕事を休んだものである。

この夜は、あちらの村の氏神社からも、こちらの村の氏神社からも、また遥か向うの氏神社からも、迎え火の火が赤々と燃え上って天を焦がし、浮立の音は鳴りひびいて、付近一帯は火と浮立の一大楽園といった光景を呈する。初夜の頃は浮立の音も一時小止みになるが、夜も更けて丑満頃ともなれば、また勢のよい浮立の音がきこえ、迎え火は一だんと大きく燃えあがる。神様の帰来の時刻が近まったことを意味するのだろうか。夜が白じらと明ける頃まで火はたかれ、浮立も続けられる。そして夜明けとともに、神待ちの宮ごもりも静かに解かれていく。朝になると氏子たちの神詣りが始まる。

最近の農村は青年が少なくなったせいもあって、神待ち行事も非常に簡略になった。燃やす木も少なく、お詣りする人は僅かで、十二時頃までで終わりにする部落が多くなったようである。こんななかにあって、西川登町庭木神社だけは、とうやをする風習を残している。武雄町下西山では、神待ち行事を子供の行事として続けている。いつ頃から子供の行事になったかはっきりしないが、終戦までは小学校の高等科二年までの生徒だけでやり、今は小学生と中学生の受け持ちである。ただしとうやだけは大人の役だったらしい。朝日町繁昌や武雄町上西山では、神ならぬ薬師堂で神待ちをする。神仏習合の遺風であろうか。

(30) お祭り（収穫祭り）

農村部落では、秋の取り入れがすんだ十一月（新暦では十二月）の中、下旬にかけて、収穫祭りが行なわれてい

た。そして、これを単に〝お祭り〟と呼んでいた。お祭りは古賀に祭ってある神仏に新穀の御飯などを供えて、古賀単位でやるのが普通であったが、部落（昔の村）の氏神様を中心に、部落全体が同じ日に古賀単位にやる場合もあり、二回も三回もお祭りをする例も少なくなかった。例えば、ある古賀では十一日には明神さんの、十八日には観音さんのお祭りをし、二十一日の部落の氏神さんのお祭りもするという具合である。

お祭りは収穫感謝の祭りであるから、祭る神は農神にちがいないが、実際は田の神とは限らない。そして、それも神様だけでなく、薬師さん、地蔵さん、観音さんなどの仏様にも及んでいる。神仏習合の名残りと解すべきであろうか。

お祭りは、当番にあたった家に、古賀の全戸の全員が集まって、その日一日飲食をともにして、作神に感謝し、団らんの一日を過ごすのであるが、たまには一戸から一人だけ参加するしきたりの部落もあった。お祭りは米搗きから始まっていた。お祭りの前夜、古賀の大人たちは当番の家に集まって、今年祭り田で穫れた米を、臼でコットン、コットンと搗いて白米にする。そして祭りの当日は、朝早くから女たちがその家で炊事にかかる。朝食の用意ができると、神仏に御飯とおかずを供え、各家庭に通知する。古賀の全員が集まってくる。朝食が始まる。学校のある日は、学童たちには早目に食事をさせ、弁当も持たせてやる心遣いもなされていた。こうして、朝、昼、晩の三食を共にするのであるが、今は昼と夜の二回のところが多い。

お祭りの費用は、部落または古賀にある祭り田から穫れた米が当てられていた。祭り田は、部落または古賀によって、その面積に大小の差があったから、祭り田を多く持ったところは盛大にやるし、少ないところはつつましくやっていたようである。若木町本部山中のように祭り田を多く持っていたところは、一週間もぶっ通しで、いろいろの名のお祭りをやっていたということである。

東川登町二又の氏神様は天照皇太神宮である。幕末の頃、南権平翁の祖父の方が、警備の一員として長崎沖の島

に詰めておられるとき、熱病にかかられた。ところが、神を信仰して全快された。祖父は神徳に感謝し、慶応元年に天照皇太神宮を奉祀して二又の氏神とし、祭り田も寄進された。それから二又では十二月九日にお祭りをするようになったといわれている。

西川登町神六部落のお祭りは古い形式を今に残した珍しい行事である。お祭りは氏神の神六神社を中心に区長の主宰で行なわれる。部落を上と下に分け、その各々をまた五つの祭り組に分けて、輪番でその年の行事を行なうのである。上のしめもと（もとかた）に当たった組は、神への供物の準備をする。蜜柑、干柿、山芋、野老（山芋の一種）、米のだんごの五種類をそれぞれ五十個ずつ用意し、それを一本一本の竹串に刺して、十本ずつ一つのわらたばに刺す。一種類十本ずつのわらたばが五組、都合二十五組のわらたばができるわけである。これを二十五膳と呼ぶ。この外に米の粉で作ったこぶし大の平たい生のだんご三個と供米、神酒も用意される。

下のしめもとに当たった組は、前夜営所に集って注連縄を作る。当日は昼頃、区長、神主、じゃあさん（中心になって世話する役？）が組の男たちといっしょに部落を流れている神六川に出かけて清めをする。神六颪の寒風にさらされながら冷たい流れにつかっての禊である。このとき、両親の揃っている若者の一人が、川の中で神に供えるごっくさんの米を研ぐ、そしてその若者がその米を炊きあげることになっている。禊をすました男たちは注連縄を持って神社に出かけ、鳥居に注連飾りをして神事の用意をする。

注連飾りがすむと昼食になる。上、下の各組もそれぞれの営所に集まって、昼の宴が開かれる。大体昼食が終



神前に二十五膳などの供物を供える
（西川登町神六神社のお祭り）

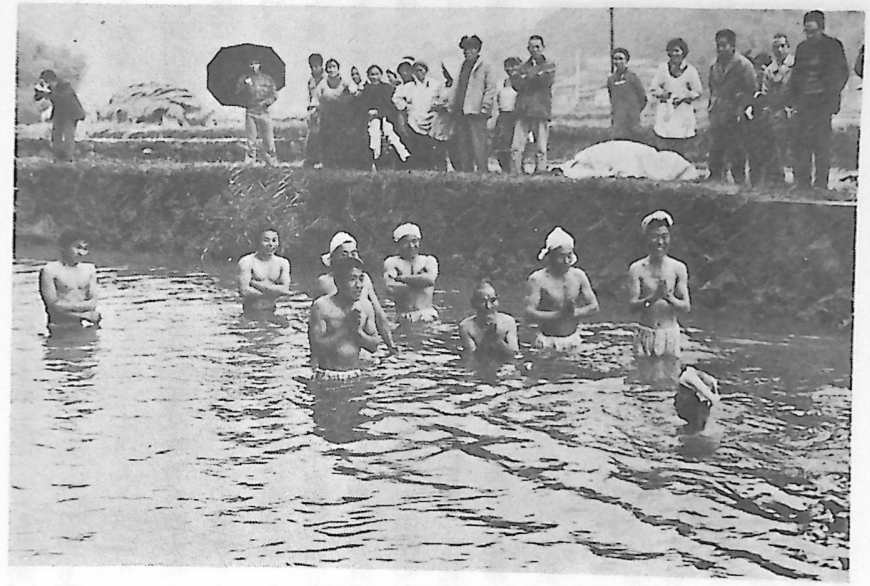

神六川のみそぎ

わった頃を見計らって、午後二時頃、上で用意された二十五膳はもろふたに入れ、神酒、供米、生だんごとともに神社に持ち込まれ、神前に供えられる。下からはごっくさんが注連縄を巻いた飯櫃に入れて供えられる。

やがて部落の男たちが神社に詰めかけて、神事が始まる。神事は約一時間続けられ、神事が終わると、しめもとの人たちは神前に行き、供えてあった二十五膳を参列者に撒き与える。参列者は競ってそれを取る。二十五膳のことをひとぎとも呼んでいる。ひとぎはしとぎの転訛で米の粉で作った餅で神前に供えるものであるが、これが供物全部を代表した呼称になったのだろう。神酒、ごっくさん、生だんごも全部に配分されて、昔ながらの神と共に飲食するなおらい(直会)が展開されるわけである。なおらいがすむ頃、境内では青年の世話で相撲の余興などもあり、このときは女、子供も見物にやってくる。

この行事はいつから始まったかはっきりしないが、神六神社が創始されたのは今から三百八十余年前の天

正十五年であるから、それ以来のことであると信じられているようである。以前は十二月(旧暦時代は十一月)の丑(うし)の日(月に二回あるときは最初の丑の日、三回のときは真中の丑の日)に行なっていたが、終戦後西川登町では矢筈は十一日、高瀬は十三日、神六は十四日、庭木は十五日にお祭りをすることに決めたので、その後は神六では十二月十四日に行なわれている。お祭りは上、下各五組、都合十組に分かれて、組毎に各戸が輪番で営所になり、組の者は老若男女全部が営所に集まって、昼と晩の二回飲食を共にするのであるが、その費用は、区有の祭り田が各組に分け与えられており、それからの収穫が当てられる。

終戦後は部落や古賀で農地を持つことが禁止され、祭り田はほとんど個人に解放されたので、費用捻出の途がなくなり、お祭りを廃止したところもある。祭り田は地頭その他の有力者が寄進した例が多く、心温まる伝説的ないい伝えをもつものも多いが、その祭り田が消滅し、お祭りも消え去ろうとしていることは寂しい限りである。

(31)　初湯の式

武雄温泉の歴史は古く、千二百年ほど前に書かれた日本最初の地方誌「肥前風土記」の杵島郡の条に、「郡(郡役所)の西の方に温泉の出るところがあるが、岩が非常に険しいので、人があまり行かない。」と記されている。これが今の武雄温泉である。それから四百年ほど後の元永元年(一一一八)武雄第二代の領主後藤資茂が初めて武雄に下ってきて、丸限山に居館を構え、温泉に手を入れてから面目を一新したといわれている。

仁治三年(一二四二)聖一国師円爾は中国の宋に留学しての帰り、武雄温泉で静養していた。時の領主第八代の後藤直明は深く国師に帰依し、自分の別館のある丸限山一帯の地を喜捨して、国師に広福寺を建立させた。そのため温泉は広福寺の境内となり、広福寺の管理下におかれることになった。国師は温泉に浴して静養すること七、八か月、国師は年の始めの正月元日の朝、お経をあげてお湯を清め、一般浴客とともにその恩恵にあずかりたいと、

初湯の式（湯開き）をはじめた。これが今日に伝わる湯開きの起源といわれている。

正月元日の朝、東の空もまだ明けやらぬ午前四時、広福寺の住職は正装をまとい、傍僧（貴明寺さん）や弟子坊主たちを連れて、温泉にやってくる。昔は「殿様の湯」であったが、今は貸切り湯になっている「亀の湯」に、一重ねの鏡餅と柿、蜜柑が三宝に飾られている。その前で坊さんたちは大般若経のお経をあげ、お経がすむと、しゃもじのような型をした大きい棒で、湯をよく掻きまぜる。お経の功徳を浴槽いっぱい広げる意味であろうか。そして、和尚さんを先頭に坊さんたちが初湯に湯浴みする。つぎに湯太夫（今は温泉会社社長）が入浴して、その後で一般浴客に解放される。以前は一番上等の湯（亀の湯）の式がすむと、弟子坊さんたちが手分けして、すべての浴室にお経をあげて廻っていたが、今は省略されている。式が終ると、坊さんたちはのうりゃあ（直会）の席にすわり、柿、蜜柑を貰って帰山する習わしである。



初湯の式

温泉は寺領になり、領主のものになり、国のものになり、温泉組のものとなって、その管理者は変っても、初湯の式は中絶することなく受けつがれ、七百年以上もその伝統を守りつづけてきた行事である。

(32) お逮夜とお誕生日

毎年一月十五日は開祖親鸞上人の御正忌に当たるので、真宗の信者たちは、お逮夜といって、檀家寺にお詣りして説教をきき、遠方の人はその夜は寺に泊っていた。そして、翌十六日も説教があって、お詣りした檀家の人たち

全部に、昼食の馳走が出ていた。十六日のことを〝おざ〟といい、おざの馳走作りは、檀家の人が組を作って、輪番であたることになっている。このことは今日も細々と続いている。

また真宗の家では、一月九日から十六日までの一週間は、精進食をとり、朝晩の二回、家族全員数珠を手にして、仏前で南無阿弥陀仏を奉唱して礼拝していたものである。しかし、この風習は太平洋戦争の激甚期頃からすたれ、これを伝える家は珍しくなったようである。

若木町中山は、戸数僅かに二十戸の小さい部落であるが、その全部が真宗の門徒であり、揃って朝日町川上にある円照寺の檀家である。この中山部落には、お逮夜の十五日の晩、子供たちが部落内の全家庭を廻って、仏様に礼拝をする行事が続いている。この晩子供たちは、学校入学前の幼児の組と、小学生の男女別の組、中学生の男女別の組、都合五組に分かれて、部落内の家庭全部をつぎつぎに訪れ、仏前に額ずいて、用意してきた紐つきの一厘銭を投げあげ、南無阿弥陀仏を奉唱して、お逮夜の挨拶をする（幼児組だけは、夜道は危ないので、日の暮れないうちに廻る）。各家庭では、子供の数だけの菓子やキャラメルなどを用意しておいて、子供一人ひとりに分け与える。子供たちにとっては楽しい正月行事の一つである。以前は菓子でなく餅を与えていたので、子供たちは行事が終わると、一軒の家に集まって、貰った餅で汁粉やぜんざいなどを作って食べていたという。

また、五月二十一日は親鸞上人の誕生日に当たるので、中山部落の人たちは部落公民館（以前はお宮のお堂）に集まって、上人の誕生日を祝って酒盛りをし、浮立などをする。以前は地獄極楽の掛軸をかけて、これを拝み、またときには円照寺の和尚さんを呼んでいたが、今は掛軸もなく、和尚さんを呼ぶこともなく、酒盛りと浮立だけになった。これをお誕生日と呼んでいる。

五月二十一日といえば、農家では苗代作りの直前にあたり、いよいよ田圃の仕事が忙しくなる頃である。そこで部落でやるいろいろの土木工事なども、この日までには完了するように段取りされており、完成した工事の落成式

も、このお誕生日を兼ねて行なうことになっている。大きい工事などが完成したときは、市長や関係者などを招待して、餅を搗いて祝うこともあるようである。このように、お誕生日は公役による部落の仕事と、個人の仕事とのけじめをつける境目になり、田の仕事を始める出発点になるわけである。

お誕生日の行事は、いつ頃から始まったかはっきりしない。円照寺の谷川住職の話では、真宗で一般にお誕生会をやるようになったのは、明治に入ってからであるが、中山部落のお誕生日の行事は、それよりずっと前からやっていたということである。中山の隣り部落の御所は、二、三軒が曹洞宗で、残りは全部真宗であり、菩提寺が信行寺と厳教寺の二寺に分かれている。この部落では真宗だけで、誕生講をやり、信行寺と厳教寺の和尚さんを交互に呼ぶそうである。

西川登町庭木でも一月十五日の晩は、子供たちが各家を廻って仏前にお詣りをし、鼻だごや豆の茶うけなどを貰っていたが、戦争が激しくなった頃から廃されたという。

(33) 武雄神社の歩射祭り

武雄社本紀は、「武雄神社は最初は御船山の端岳にあったが、天平七年（七三五）に伴行頼が神託によって、今の高等学校の位置に遷した。このとき、主神武内宿禰とともに仲哀天皇、神功皇后、応神天皇、武雄心命を併祀し、武雄五社大明神と称して本宮とし、同時に上宮と下宮を設けて、三宮を完備した。ここに武雄社の社基が確立したので、行頼は盛大な遷座祭を行ない、神殿に猪、兎などを供え、的を設けて射礼を行なった」と、歩射祭りの起源を述べている。

そして、またその歩射祭りの条には、「毎歳正月十七日を恒例とする。月の二日に神主は諸曹らを率いて山神の祠に詣でて、狩り祭りを行なう。七日に初めて狩をして獣を追う。神主以下郷里の武人がこれに従事する。祭りの

日には、獲った猪の雌雄二匹、兎一匹、鵠鳥（雉子）二羽、鯛二尾を拝殿に供え、射礼を行なう。的を東北に設け、射手は二人、射ること六番である。射終わると猪を解き、神饌を供え、神肉を献上して、そのあとで余った肉を神主始め参詣人に賜う。神饌は領家に奉り、また氏子たちにも分ける。この祭礼は遠く行頼の代から行なわれている。」と祭りのやり方を載せている。

このように武雄神社の歩射祭りは千二百年以上の伝統をもつ行事であるが、今日では非常に簡略化されて、狩り祭りをして猟をすることもなく、供物も種類が少なくなっている。また太陽暦が採用されてからは、一か月遅れの二月十七日に行なわれるようになった。

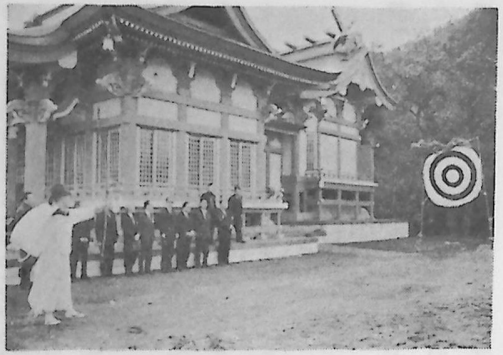

武雄神社の歩射祭り

この日の午後二時頃、神殿に兎、野菜、果物などを供えて神事が行なわれ、式が終わると拝殿で参詣者に神酒が振舞われる。このとき、供えてあった兎が持ち出され、参詣者はその毛を抜き取って家に持ち帰る風習がある。この毛を家の神棚に供え、残余の毛を財布に入れたり、着物の襟に縫い込んだりして、肌身離さず大事にしていると、その一年間は病気にかからないし、怪我もしないという無病息災のまじないになるといわれているからである。

神酒をいただいてから、的射の式に移る。参道に立てられた直径約二メートルの大的を、第二鳥居のある階段の上から神主が的射をする。放たれる矢は六本である。距離は大体三十メートルぐらいである。（二年前から的は神殿の北側に設けられるようになった。）本来射手は二人だったのであるが、いつしか一人になり、北島運平という人が最後の射手を勤めてい

たが、二十数年前亡くなってからは、神主が射手を兼ねるようになった。経済上の理由によるらしい。的射がすむと、参詣人は競って大的を破り、中の竹を取り合う。この竹を竈の上に置くと火魔除けのまじないになるという。この的射の式が終ると、一般の参詣人は家路につくが、各部落の氏子代表たちは、拝殿に引返して、酒肴の馳走になる習わしである。

弓術は昔から神事の一つとして行なわれ、年占いの意味ももっていた。弓射には騎射と歩射があり、前者は流鏑馬として、後者はびしゃの名で残り、村々の祭りに行なわれている。武雄神社では、秋の供日には流鏑馬が、二月十七日には歩射があり、この両者が一つの神社に残っているのは、全国的にも珍しいことである。

(34) 朝日小学校の席書会

朝日小学校には明治八年（一八七五）創立以来、九十八年の長い歴史をもつ席書会という行事が続いている。席書会というのは、全校児童が各自の教室で、決められた大文字を書いて成績を競うもので、家から下書きなどを持ってくることは許されない。大文字を書くことから、この行事を長い間大文字会といっていたが、大正の頃から席書会と呼ぶようになった。大文字会の由来ははっきりしないが、古老の話では、学校創立前まで朝日町には寺小屋式の塾が二つあって、ここでは年一回「大文字書き」という行事を行なっていた。これを学校に引き継ぎ、学校創立を記念して第一回としたそうである。だから大文字会は九十八年の歴史をもつといっても、実際はもっと長い伝統をもつ行事ということができる。

大文字会は釈迦の誕生日である四月八日に行なわれていたが、明治三十三年五月十日に、大正天皇の御成婚式が行なわれたので、これを記念するため五月十日に改められ、たとえその日が日曜日に当たっても、この日を変更することなく、今日に及んでいる。この日は、児童の父兄はもちろん町民多数のリクリエーションの場としても利用

され、各自弁当持参で学校に集まり、児童の作品を中心に、幼なかりし頃を追憶しあう楽しい一日であった。この習わしは日中戦争の頃からなくなったが、大文字会に寄せる町民の関心は少しも変っていない。

大文字の題材は、長い間学年毎に一定していたが、いつの頃からか毎年変えるようになり、大正時代は、一年生は「ハナ」、二年以上は教育勅語の中から取っていたそうである。昭和十五年の題をみると、

一年　ハナ
二年　大ヤシマ
三年　日本男子
四年　天地生気
五年　柳色深雨中
六年　竜池望五雲
高一男　長生殿裏春秋富
高一女　菜の花や月は東に日は西に
高二男　踏花月惜少年春
高二女　五月雨のふりのこしてや光堂

であったが、終戦後の昭和二十二年になると

一年　はな
二年　たねまき



朝日小学校の席書会



席書風景

三年　麦あき苗取り
四年　日本国新憲法
五年　平和の国新日本
六年　自由平等秩序規律

と変って、教育方針の変化をはっきり感じさせる。

席書会も九十八年の長い歴史の間には、いろいろの迂余曲折があった。席書会は金がかかるとか、筆を使うのは時代遅れだとかいう理由で、廃止を唱える声が出たこともある。また大戦中物資が欠乏して、紙が手に入らなかった二、三年の間は、ある文房具店の好意で、児童数だけの半紙を手に入れて貰い、その半紙一枚を使った小文字会に切りかえて、どうにか伝統を守り抜いた苦難の時期もあった。席書会に使う紙も、一年生は半紙一枚、二年は二枚、三年以上は三枚をついで書いたこともあるし、ある期間は半紙一枚に一字ずつ書いてつなぎ合せていたこともあった。また審査も初めは学校の先生が行なっていたが、公平を期するため、旧武雄高等女学校(現在の武雄高校)の先生に頼むことになり、ついで旧佐賀師範学校(現在の佐賀大学教育学部)の先生も委嘱して、現在は二人で行なっている。

なお、席書会終了後、朝日町の全区長は町民を代表して、本校職員の一年間の児童教育の労を謝する意味で、簡単な小宴を開くのが創始当時からの慣例になっていたが、今は催されていない。

(35) だご念仏

東川登町大野原部落には、毎年七月十日(旧暦時代は六月十日)に行なわれる〝だご念仏〟という行事がある。この日、部落の四つの古賀が輪番で当番になり、当番に当たった家に、四十戸の戸主の男たちが米四合を持ち寄り、お昼に精進料理を作ってお祭りをする。これが終わると、男たちは地蔵堂(俗に庵寺と呼ぶ)に出かける。部落中の全部の老若男女も、お祭りがすむ時刻を見計らって、地蔵堂に集まってくる。一方、主婦たちは古賀毎に、昼からある家に集まり、新しく取れた小麦粉でゆでだご(ゆでた平べったいだんご)を作り、それを飯そうけ(竹で作った飯びつ)に入れて運び、地蔵さんに供える。



だご念仏

部落中の人たちが揃うと、お堂に九メートルもある大きい数珠(じゅず)が輪にして拡げられ、集まった人たちが、輪の外側にも内側にも座って、数珠につかまる。数珠の珠は小さいのが直径三センチぐらい、大きいのは六センチぐらいで、珠の数は五百六十九個、材質は桐であるが、長い伝統を物語るかのように、珠は手の脂肪で黒光りがしている。司会者の古老が地蔵さんの前に座って、十五センチくらいの小さい鐘をカンカンとたたいて合図をすると、みんなはナムマイダ、ナムマイダと念仏を唱えながら、数珠を手から手に回す。大きい珠が回ってくると、それを頭の高さにあげて拝む、数

珠が三回まわると、数珠は子供の手で堂の中央に手繰り寄せられ、しばらく休憩する。それからまた三回まわして休み、また三回まわして終わりになる。都合三、三が九回まわすのである。念仏が終わると、供えてあっただごをいただいて、婦女子は家路につき、男たちはまた当番の家に集まって、夕食を共にする。

この行事は百万遍の念仏行などといって、中世以来全国的に流布した純粋な宗教行事であったが、いつしかその由来は忘れられて、悪霊を踏み鎮め、追いやる念仏踊りや大念仏と同様、悪疫退散のまじないであると信じられているようである。八十歳（昭和四十年）になる古老の話では、明治二十三、四年の頃、この地方にごんてつ（腸チフス）が流行したとき、この大きい数珠を四つに切り分けて、四つの古賀ごとにだご念仏を行なって、疫病退散の祈念をしたというし、戦前までは、だご念仏に参加するとその年は病気にかからないといって、他所に働きに出かけている家族のものまでも呼び寄せて、参加させていたということである。現在でも部落の人たちは、これに参加することによって、悪疫からのがれると信じきっているようで、他部落から嫁（かたず）いてきた女たちも、二、三年もすると、すっかりそう信じこんでしまうそうである。

七月十日といえば、いろいろの疫病が流行しだす時期であるし、農民たちは田植えが終わった解放感から、不摂生になりがちな危ない時期でもある。昔は疫病が流行すると、為政者たちは何千という僧侶を一堂に集めて、疫病退散の読経をさせたということが歴史に出ている。仏の力で疫病を退散させようとしたわけである。この地方でも、むかしこの季節に何かの伝染病が流行したので、村の人たちが仏の力にすがって、病気を退散させようと、これを始めたのかもしれない。

なお、大野原のほかに大谷、西光寺、大山路など旧内田村の部落にも数珠念仏が残っている。これらの部落では、一定の日にこれをするのではなく、土用ごもりのとき、この行事をやることになっている。

(36)　兵庫祭り

潮見川は毎年洪水をもたらして、橘町の三法潟や永島付近の農民たちを悩ましていた。この潮見川を改修して、洪水をふせぎ、新田を開拓したのが、成富兵庫茂安である。茂安は潮見川の流れを変え、茂手には石井樋を設けて、水道を疎通し、その水を沖田・永田（沖永）、二俣にも灌（そそ）ぐようにした。これによって開拓された水田は、当時千二百石といわれ、二俣の荒蕪地が新田に拓かれたのもこのときといわれている。この工事は何年かかったか判然としないが、完成したのは寛永二年（一六二五）で、茂安の没する十年前であった。



大乗経王一千部之塔　（通称兵庫の墓）

茂安はこの改修工事の期間中、長泉寺を宿舎にしていた。その縁故で、長泉寺には茂安の位牌と過去帖が残っており、本堂前の墓地には、宝暦三年（一七五三）建立の「大乗経王一千部之塔」があって、この塔を通称「兵庫の墓」と呼んでいる。

潮見川改修工事の完成によって、三法潟の農民たちは安心して田を耕し、安楽に日を送ることができるようになったので、茂安の命日に当たる九月十八日には兵庫祭りをして、茂安の徳をたたえることにした。昔はこの日、恩恵にあずかった三法潟の農民たちは、家毎に神



成富兵庫茂安の位牌

酒をあげ、わらで作った〝兵庫皿〟に供物を盛って供え、酒を酌み交わして楽しんでいたというが、いつしかこの遺風もなくなり、今日兵庫祭りが残っているのは二俣部落だけである。

九月十八日、二俣部落の人たちは、「兵庫の墓」にお詣りして、長泉寺に集まり、餅を搗いて、男は湯とい餅を、女、子供たちは汁粉などを作って食べていた。このお祭りのやり方は、大正の初期まで続いていたが、今は区長はじめ区の役員だけが長泉寺に出かけてお祭りをするようになった。また春秋の彼岸には、二俣部落の人たちは潮見神社にお詣りする途中、茂手の石井樋のところで浮立をし、帰りには長泉寺に立ち寄って、「兵庫の墓」の前で浮立を奉納する慣例になっている。

なお、茂手の石井樋には、一部におつぼ山の神籠石の列石が使用されている。神籠石が発見される以前は、鎮西八郎為朝がおつぼ山に城を築こうとしたという伝説があって、井樋に使った列石も為朝が集めたものだと信じられていた。そのため小野原の八郎神社のお祭りには、大正の初期頃までは、納手・大日・沖永・二俣の諸部落からは、戸毎に金八厘ずつを燈明料として拠出していたといわれている。

(37) 大日の前田祭り

成富兵庫茂安が潮見川を改修し、茂手に石井樋を設けて、千二百余石の新田を拓いてから、百数十年たった頃、橘町大日、納手方面は灌漑用水が不足して困っていた。これを知った前田伸右ェ門は、上野村に玉島溜池を築造したが、それでも水の調節ができなかったので、武雄領内にある池の内溜池を嵩上げして、水の問題を解決しようと決心した。

当時の池の内溜池は、武雄領永島村、花島村の専用であり、武雄領主の御猟場でもあったので、他領（蓮池藩）である大日、納手のために嵩上げすることは、非常に困難な問題であった。しかし、伸右ェ門は根気よく交渉を続け、工事費の分担、用水使用量の配分、潰れ地の補償など、こまごまの取り決めをして、文化五年（一八〇四）嵩



前田伸右ェ門肖像画（掛軸）

上げ工事を見事成功させ、大日、納手方面の水不足を解決してくれた。嵩上げによって埋没した潰れ地に対しては、大日村から田地二町六反余、納手から三町一反余が永島村に提供された。その田地は今でも上代地、下代地の名で残っている。また伸右ェ門は三反七畝余の田地を大日村に寄附した。

前田伸右ェ門は享保十七年（一七三二）藤津郡塩田津に生まれ、家伝の俵改め（移出米の検査役）から身をおこし、藩士に列せられ、文化八年（一八一一）に没した。享年八十歳であった。その翌月、大日の村人たちは相談して、伸右ェ門の功績を永久に伝えるため、石祠を建て、毎年命日の十一月八日（今は一か月遅れの十二月八日）をお祭りの日に決めた。

この日、大日の区長宅の床の間には、翁が裃をつけた肖像画の掛軸を掲げ、その前には翁が生前愛用していた刀を飾り（今はない）、今年とれた新米で餅を搗いて供える。そして塩田町在住の伸右ェ門の子孫の人を招待する。区長は子孫の人と大日社境内に祀ってある前田祠に参詣し、このあと区長宅の肖像画の前で、お祭りの酒席が設けられる。この式が終わって、子孫の人が帰られると、寄せ鐘を合図に、村人たちが公民館に集まって、お謡いなどをあげてお祭りの酒座が開かれる。このときの肴には、前田家から贈られた供物のつと、かまぼこやいっこっこうなどを披らくのが例であった。



弓組の足軽祭り

(38) 足軽祭りと戦争祭り

明治維新まで武雄領では、その防備のために足軽二十五名を一組とした十三組を組織して、要所、要所に分散常置していた。東川登町宇土手に三組、内田に一組を常置して大村方面の防衛に当て、山内町三間坂に二組（最初三組だったが一組を花島へ分離）を置いて伊万里方面に備え、朝日町中野と武雄町川良に各二組を配置して佐賀、桃川方面を防ぎ、武雄町永島、花島、武雄の各一組は鹿島方面を押えるという態勢がなされていたのである。

このうち宇土手の足軽は、弓組、槍組、鉄砲組の三つから組織されていたが、この各組二十五人の足軽たちは、組毎に組員が輪番でヤドになり、毎年十二月九日、それぞれのヤドに集まって、親睦会を催してきた。これを足軽祭りといって、今でもその子孫の人たちによって受け継がれている。しかし、今日では他に転出したり、子孫が絶えた家もあって、二十五人揃った組はなく、各組とも十数人に減少している。そして、この会合に出席するのは大概男の戸主であるが、ある組では男の都合がつかず女ばかり集まるという珍しい場合もあったらしい。

この祭りには別に決まった儀式などのしきたりはなく、昼から各ヤドに集まって飲食を共にするのであるが、その目的は親睦を深め、団結を強固にするためであったと思われる。祭りの費用は、各組に五畝強（約五アール）の足軽田という祭り田があって、そこからあがる収入によって賄われていた。この足軽田は、戦後個人名義にはなっているが、実質的には昔と同じ足軽田として実在している。この五アールからの収入を、年一回この祭りのときだけに使うのであるから、ご馳走は贅沢に作っていたらしい。そのため、この祭りのことを一名〝おごい祭り〟ともいっていた。

足軽祭りはいつ頃から行なわれているか明らかでないが、槍組には文化二年（一八〇五）からの記録が残っており、書類は木箱に入れて保管されていて、次々に当番の家が引き継ぐことになっている。この記録からみると、足軽祭りは百六十六年以上も前から続いていることがわかる。

明治元年（一八六八）の羽州戦争（戊辰の役）に、武雄領主鍋島茂昌は最新式の装備を誇る精鋭一千余人を従えて出征し、非常な武勲をたてた。このとき、小隊長松尾蔵人将行に引率されて出征した川良組の足軽たち（出征者二十名、留守役五名）は、毎年秋の九月のある日、小隊長の松尾家に招かれて、戦争祭りを行なっていた。

これは遠い奥羽の地で生死をともにした同志の辛苦を犒（ねぎら）うため、凱旋記念に催されたのがその起源と思われるが、その後も毎年催されることになり、その名も戦争祭りと呼ぶようになったのである。そして、この会合は小隊長松尾蔵人氏が逝いても、その子孫に受け継がれ、足軽たちもその子、その孫と代は代わっても招かれて、永く松尾家で催されてきた。しかし、招かれる子孫の人たちは、いつまでも松尾家にお世話になるのは気がひけるというので、十数年前からヤドを輪番制で受け持ち、費用も分担することにして、開催日も九月の第一日曜日と決められた。

川良の天満宮境内に「摩利支尊天」とした羽州戦争凱旋記念碑が建っている。これには小隊長松尾蔵人の名を中心にして二十五名の足軽の名が刻んである。この碑は最初松尾屋敷に建てられていたのを、乞うて川良に移したと伝えられている。この日、組員たちは、まずこの記念碑に参拝して、昼からヤドに集まり、飲食を共にしながら先祖の労苦を偲んでいた。しかし、子孫が絶えたり、他に転出するものが多く、出席者が少なくなったので、昭和四十三年を最後に百年の歴史に幕がおろされてしまった。

(39) 大山路のなます祭り

今から四百四十年前の享禄三年（一五三〇）正月、島原の有馬仙岩は大軍を率いて、武雄領主後藤純明の立籠る黒髪山の住吉城に攻めてきた。城は遠巻きにされ、陥落寸前に追いこまれた。純明は背水の陣をしき、勝ちを黒髪神社に祈って、正月十六日、白水原の敵の本陣に夜襲をかけた。虚をつかれた有馬勢はわれ先にと退却した。

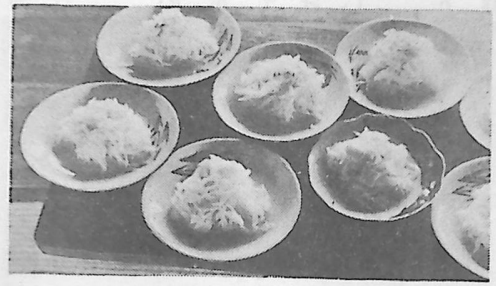

なます

逃げる敵を追う一隊が東川登町大山路に差しかかったとき、敵の姿はもうほとんど見えなくなっていた。昨夜からの戦闘で緊張していた兵士たちは、安心のためか、急に空腹と疲労を感じだした。兵士たちはここで休憩することにした。このとき休憩したという場所は、今に伝承されている。慌てたのは大山路の里人たちであった。突然のことだから、馳走を用意する暇がない。しかし、戦勝は祝ってやらなければならない。里人たちは急いで畑に走り、大根を引き抜いて、お祝いにつきものの大根なますを作った。その時としては、これが精いっぱいのご馳走であったろう。ご馳走はできたが、大勢の兵士たちに出す箸がない。誰いうともなく、山からしだ（鬼へご）を切ってきて、箸を作った。兵士たちは、里人たちの真心こめた大根なますを肴に、祝杯をあげて喜びあうのであった。



現権大松老

それから大山路の人たちは、この日を記念して、毎年ある家に集まって、へごの箸で大根なますをつつきながら、酒を酌み交わす習わしになったという。これが長い間続いていたが、いつの頃からか、農作物の豊穣を感謝する収穫祭りもかねるようになり、期日も十二月十一日（旧暦時代は十一月十一日）に変更された。そして老松大権現が勧請された寛政十年（一七八九）からは、ここのお堂で行なわれるようになったといわれ、今日まで続いている。

大山路の五十八戸は、これを数組に分け、十一、二戸のものが輪番でその年のもとかた（元方＝当番）を勤める。元方になった主婦たちは、権現社の境内にある公民館に、それぞれ七、八キログらいの大根を持ち寄って、前日からお祭りの準備にかかる。そして、当日は昼すぎから部落の全員が権現社に集まって、神事のあと、お堂で大根なます一皿を肴に、へごの箸を使って酒を酌み交わし、なごやかに昔を忍び、豊作を祝いあうのである。お堂には部落民全部は座れないので、ここには戸主の男たちをおもにして、残りは公民館を利用する。公民館の方は実に賑やかで、新婚の夫婦には、大根で男女の陰部を作り、それに赤い色までつけて、男には女の、女には男のそれを皿にのせて出すという余興まで飛び出して、一同キャッ、キャッ笑いこける場面なども以前にはあったという。

(二) 郷土芸能

(1) 荒踊り

荒踊りは旧武雄領だけに伝わる勇壮活発な踊りで、武雄の代表的郷土芸能である。戦前までは約二十部落に伝承されていたが、戦後農村青年の都市流出で後継者難に陥り、現在行なわれているのは数部落にすぎない。このうち朝日町中野、東川登町宇土手、西川登町高瀬(こうぜ)の三部落のものは、昭和三十五年三月県の重要無形文化財に指定されたが、さらに昭和四十六年四月には高瀬の荒踊りが国の無形文化財に指定され、記録作成の選択に選ばれた。

荒踊りは一名足軽踊りともいわれていたように、旧藩時代は足軽など下級武士をおもに踊られていた。牟田悌一編著「浄天公附近世武雄史談」には次のように書いてある。

「荒踊ハ屯田兵村ノ特有ノ踊デアル。屯田兵村ト云ヘバ昔ハ平戸押トシテ三間坂ニ三組七十五人、大村押トシテ宇土手ニ二組五十人、中野、内田ニ各三組七十五人ノ足軽ヲ屯田サシテアツタガ、後塩田押トシテ三間坂ノ一組ヲ花島ニ移サレタ。其他ノ村ニモ若干足軽ハアルガ、上記ノ五ケ村程多クハナイ。上記ノ武士ハ両刀ヲ差シ鈎附捕縄(カギツキホジョウ)ヲ持ツテ居タ。他ノ村デハ其丈ケ多人数ノ武装ガ出来ナカツタ。夫レデ荒踊ニ緊要ノ武装ノ関係カラ屯田兵村ノ特有ノ踊トナツテ居タノデアル。」

そして、この足軽組が明治維新前後には十三組に組織替えされて、次のように配置されていた。

「今足軽の配置をみるに一組を二十五人とし十三組あり、宇土手に三組、内田に一組を常置し大村方面の防備をなさしめ、三間坂に二組を置きて伊万里方面に備へ、中野二組、川良二組は佐賀方面を押ゆると共に川古方面の防備に充てた。花島、永島、武雄の各一組は鹿島方面の防備に備へたものである」(石井良一著「武雄史」一二七頁)

したがって荒踊りもこれら足軽組のいた村々が伝承するようになったもので、これらの村々では戦前まで荒踊りが踊られていた。このように明治維新を迎えるまでは、荒踊りは足軽組の屯田していた村々が主として踊っていたのであるが、維新後はこれらの村々以外でも踊られるようになり、高瀬の荒踊りは宇土手から習ったといい伝えられているし、武内町真手野には女荒踊りまで出現したのである。このように盛大になったのは、明治維新にさいし、戊辰の役の羽州戦争に出征した武雄の精鋭たちが凱旋したとき、領内こぞって盛大な祝賀の宴が張られ、この踊りが催されたことによるといわれている。



真手野の女荒踊り

⊠ 起源

荒踊りの起源説として口碑に伝えられるものは次のとおりである。

1 源頼朝が武雄神社に平家追討の祈願をして勝つことができたので、文治二年(一一八六)使者をやって武雄神社に戦勝を報告させた。このときの儀式のやり方が、武雄供日に受け継がれているが、その宵の祭りの儀式の最後に、青竹を杖づいて囃したてる荒踊りを奉納する場面がある。今日の荒踊りはこれに端を発す

るという説、

2　平家が壇の浦で敗れた後、その一族の公達たちが世を忍んで武雄に落ちてきた。領主は彼等を人里離れた山内町船の原に忍び住ませた。杵島郡は平清盛の大功田があったところだから、その縁故をたどってきたのであろうが、この公達たちは酔えば「カンコ、カンコ」と神子踊りを踊ったという。この神子踊りの仕組が荒踊りに非常によく似ているところから、これが荒踊りに転化したという説、

3　享禄三年（一五三〇）島原の有馬仙岩が武雄領主後藤純明の居城黒髪城（住吉城）を攻めたとき、純明は夜襲をかけてこれを破り、東川登町宇土手で大勝を博した。その戦勝祝いに、宇土手原で武士たちが即興的に踊り狂ったのが、その起源であるという説、（笹川考草に「浄円様（純明）陣尾御勝利の砌足軽共踊りあざり申候是即荒踊なるべし」とある。）

4　有馬仙岩は武雄を窺うが、なかなか攻めることができない。そこで、永禄六年（一五六三）仙岩は武雄領主後藤貴明（たかあき）を島原に招待し、その宴中密かに貴明を討つ計画をたて、招待の使いをたてた。貴明はその計画を知らないので、行くことを承諾した。たまたま島原にいた武雄出身の僧がこの謀略を知り、貴明に中止方を注進した。剛気の貴明は「行かずんば恐るるに似たり、我先ず彼を謀らん」と、屈強の軍兵二百五十人を選んで、これに揃いの花衣裳を着せ、大小二刀を帯びさせ、踊り子に仕立てて、約束の日より十日早く島原に乗り込んだ。そして、おもむろに荒踊りを舞いながら中庭に繰り込ませ、貴明が見物に出てきたところを、踊り子隊が中に巻込み、悠々と舞い続けて退出した。その踊りに寸分の隙もないので、敵



宇土手の荒踊り

は遂に討つことができず、貴明は無事武雄に帰り、難を免れたのである。このことは笹川考草、後藤通鑑などが記しているもので、これが荒踊りの起源とする説、

5　小貳氏の一族で有馬仙岩の女婿である須古の平井経治が、貴明と和睦した後、貴明を須古に招待した。貴明は経治の心を疑って、上記の舞踊をして難を免れたときのことだという説もある。

6　秀吉の朝鮮征伐に従軍した後藤家信が凱旋したとき、宇土手の足軽と三間坂の足軽を東川登町袴野の白木谷（?）に集めて踊らせたのが始まりだとする説、

7　寛永十四年（一六三七）切支丹騒動の島原の乱に出征した鍋島茂綱が凱旋したとき踊らせたのが始まりだとも伝えている。

以上のように、荒踊りの起源についてはいろいろの説があるが、いずれも決め手となるような資料は残っていない。一般には戦勝祝いに武士たちが宇土手原で即興的に踊ったという3の享禄三年説をとる人が多いようである。しかし次のようにも考えられそうである。

武雄神社に奉納される荒踊りは極めて素朴なものであり、享禄三年宇土手原で踊ったのも恐らくこれに類したものであったろうが、このような自然発生的とも思われる踊りが、その後神子踊りに範をとって形ができたもので、今日のようなキマリキマリにキリッとした武道の型を取り入れたのは、貴明が島原を訪問したときからであろう。これを要するに、荒踊りは一朝一夕にしてできたものでなく、永い年月の間に徐々に完成されたものであろう。そして、宇土手に残る荒踊りの巻物からも想像されるように、



高瀬の荒踊り



出演を待つ踊り手たち

秀吉の朝鮮征伐の頃はすでにその型は完成されていたものと思われる。

◎構成

荒踊りは各地とも幾分の違いはあるが、その構成はほぼ共通で、踊り手、囃子方、謡い手の三者からなる。

踊り手　踊り手はもっしょとかきからなる。もっしょは踊り手の指揮統率者で、模師匠、諸主将、猛将などの字があてられ、先頭に立つものをさきもっしょ、後押しをあともっしょという。さきもっしょは三人のところと二人のところがあり、あともっしょも二人のところと一人のところがある。藩政時代はともに侍格のものが当たっていたらしいが、今は踊り手の中の練達の人が当たるのが普通である。宇土手には以前はさきもっしょの三人は士族出であって両親健在のものという制約があったが、今はこの制約はない。中野のもっしょも足軽組の左右両組のものから選び、その左組のものが第一もっしょを勤めていたという。

もっしょは上に白の長袖の尻切れ胴衣を着て、下には短かい白のパンツをはき、黒脚絆、白足袋、わらじ

がけで、男帯をきりりと締めて化粧前垂れをさげる。紫木綿の鉢巻きを前で結び、腰には赤房（宇土手は紫）の鈎索（かぎつな）をつけて大小二刀を差す。胴衣と前垂れには模様があるが、各地とも異なる。胴衣は宇土手が鳳凰に桐、背中の紋は日の丸、高瀬が鳳凰に下り藤、背中の紋は十六弁の菊花、中野はさきもっしょが鳳凰つがいの組合せ、あともっしょは孔雀、川良が藤の花に背中が松に月である。前垂れは宇土手はさきが上り竜、あとがほら貝、高瀬は浪に鯉、中野は獅子にぼたん、川良は猛虎といった具合である。

もっしょ以外の踊り手をかき（垣）といい、もっしょを中心にして円陣形に人垣を作る踊り手である。かきのいでたちは大体もっしょと同じだが、鉢巻きは白（宇土手は赤）、胴衣、前垂れの模様が違い、腰には一刀だけを差す。宇土手のかきは以前は赤鉢巻きに赤褌（ふんどし）で、褌の前部を長目に垂らしていたが、今は白パンツ、前垂れに改められている。かきの人数には制限はないが、普通三十人前後である。明治維新頃までは足軽組の二十五人が単位だったのか、川良では最近まで二十五名分の衣裳が用意されていた。

囃子方その他　囃子方としては笛四、五人、大太鼓一人、モリャーシ三―五人、鉦は大小七個で四十人前後がこれにつき、それに奉行三人（または警固二人）、旗持ち一人がつくのが普通である。宇土手、高瀬にはこの外にかんばん（看板）持ち二人が加わる。

笛方は陣笠をかぶり、紋付、袴（高瀬は裃（かみしも））を着て、白足袋にぞうりをはく。モリャーシ方は五色の色紙を結びつけた編笠をかぶり、大太鼓方は赤熊（しゃぐま）をかぶって赤または白のたすきを着流す。奉行は紋付、袴に陣笠をかぶり、白足袋にぞうりをはいて杖を持つ。旗持ちと鉦（鐘）につく人はモリャーシ方と同じ編笠をつける。

かんばんは花傘の一種である。宇土手のは最上段に日の丸の大扇を、その下に瓢箪をさかさに取付け、その下に三本菖蒲（日本刀の作りでこれをあらわす）をつけ、その下には金の馬連（ばれん）を三段に取り付け、それに瓢箪の蔦、花、葉をつけるという五種の組み合せである。高瀬のは紅白の布を巻いた長い竹竿の先端に竹ひご十数本を四周に



高瀬のかんばん

垂らし、これに造花をつけ、中心には盃と瓢箪を取り付け、その上に扇面と三本の剣を立てたものである。これをもっしょ姿の二人の者が持つ。この二人はもっしょの補欠ともいうべきもので、万一の場合はすぐ交替する役目がある。

謡い手　荒踊りが踊られる間は囃子を入れないので、謡い手にはモリャーシや鉦につく人などが兼務することが多い。

◇所作

荒踊りの所作は地区によって多少の相違がある。笛、鉦、太鼓の囃子に合わせて、踊り子たちが舞いながら場内に現われてくる。即ち、さきもっしょ、かき、あともっしょの順に一列縦隊で、両手両足を左右に開いて、左右の踵を交互に軸として左右に向き回りながら手先きのみで踊って進むのである。これを振込(ふりこ)みとかうちこみという。振込みながらさきもっしょを中にかきが円陣を作り終わると、鐘衆が円内に入ってきて、一番鐘と二番鐘の担い手は、互いに鐘を吊してある丸太棒を他の組の丸太棒に乗せかけて、相手の組をつぶし合うという雄壮な一場面が展開される。これを勢合い（せーやあ＝競合い）という。この勢合いの間踊り手は四散するが、勢合いがすんで踊り手の体形がもとのように整えられると、囃子の浮立が始まる。浮立が終わると荒踊りに移るのである。

踊りはまず神の前の式から始められる。さきもっしょだけが土下座してやるところと、全員が立ったままお辞儀するところがある。それが終わると、第一もっしょの合図で、二人相対して、または三人三角形になって胡蝶の舞うがごとく、また身をこなして静止するかとみると、また飛鳥のように花やかに舞い込む。一段落すると、第一もっしょの「シーッ」という合図で、かきの一隊も勇ましく立ち上り、足をふんばり、右手は腰にあて、左手を斜め上

に真っすぐ伸ばして大きく空(くう)を描く腕鉾の動作を左右交互に行なう。そして第一もっしょの合図で、歌に合わせて踊りが始まる。踊りはゆるいテンポで、もっしょを中に、かきがそれを取り巻いて輪を作って舞うのであるが、詞章は踊り手以外の謡い手によって歌われ、踊り子は囃子のところだけを唱和する。次いで腕鉾、歌、踊りと繰り返されていく、中途で水つけの式があり、最後はさきもっしょ、かき、あともっしょの順で踊りながら退場するが、宇土手、高瀬ではあともっしょの第一が一人残って、飛鳥のごとく飛んでは力強く舞い続ける。まさに棹尾の見せ場である。あともっしょが退場すると、機を移さず一斉に浮立がはやされて幕となるのである。

踊りは舞踊的要素の濃厚な中に、キマリキマリにはキッと気構えるところ、寸分の隙もなく、武人の踊りの面目躍如たるものがある。これは居合いや武道の型を取り入れたもので、能舞のヒラキ、サシコミ、ウチコミなどが武道の型から出たのと同じであろうが、荒踊りは特に防衛的場面に利用されたことから、これが著しいと思われる。

荒踊りには三番叟、銭太鼓、綾竹などの踊り浮立の曲目が附随して演出されることもある。

荒踊りは、各部落とも春秋の彼岸ごもりとか、田祈禱、氏神様の祭典などに奉納されていたし、旱魃のときは雨乞い祈願としても臨時に奉納されていた。また町村の祝祭典や記念行事のときも特に余興として繰り出され、最近は観光宣伝に利用されて、市外、県外に出かけることも多い。

鈎索問答(かぎつなもんどう)　最後に付加しておきたいことは、川良には荒踊り「鈎索問答」というのがあったことである。鈎索問答というのは、踊り手が腰につけている鈎索の由来を問答の形で説明したもので、荒踊りは必ずこの問答がなされてから踊られるのが慣例であったが、現在は廃絶している。公の場では昭和四年武雄小学校の校舎落成式のとき催されたのが最後であるが、終戦後も川良天満宮での奉納のときやられたことがある。この問答がいつから始まったのか、なぜ川良にだけ存在するのか、その理由はわからない。問答は次の通り、

問　もし、もの問いましょう
答　何を問わしゃる
問　御手前　腰の廻りにて　いこう華やかにござる
答　左程はなやかにござるまじ　私腰の廻りにて　不審とはしござぁるか
問　なかなかその通り　ご不審がござる
答　何にご不審
問　さげいでさせられたるは三尺縄と見受けます　その三尺縄の因縁を承わるでござろう
答　私　未だ師匠へ　ようたんれんをつかまつらず　ぜっひ聞こうと思召すなら　師匠所へ吹きつけましてござろう
問　お手前縄に　師匠までとは及ぶまじ
答　然らば不文字ながら　あらまし開いて聞かせ申さん
そもそも此の三尺縄と申するは　古　天照皇大神宮　この海にいでさせ給う　これほど広き大海に島がのうては叶うまじ　島立ちゅうぞと思召して唐天竺に渡らせ給う
大いなる舟を浮かし　天のさかほこさしおろし　この海に出でさせ給う　鉾の先きにてかかるものこそ一つなし　ここやかしこと探させ給う　浜の真砂につきあてたり　さては浅瀬と引きあげ給う　それより泡吹きつけ泡かたまりて　それによって日本なぁ淡路島とは申す儀にござぁる
古　天照皇大神宮　いざなぎ　いざなみ皇子多く　人間繁昌すれども日本街道なし　役行者　それを悲しみ道立ちゅうぞと思召し　小鬼　善鬼　悪鬼二人に荷を負わせ　葛城山に登らせ給う
七尺四分の枝を切り　一尺二分は切ってのけ　天棒とまかりなり　その余り六尺二分とござぁります　日本な　それ二は

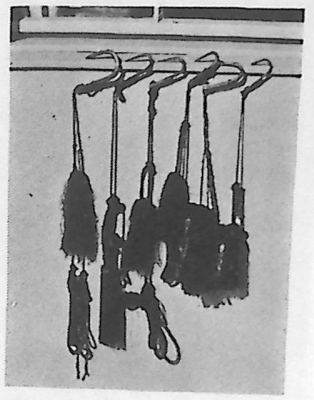

鈎索

い二間道とは申す儀にござぁる
白縄　間竿　算盤取り持たせ　峯々道をわたり　一里三十六町と定め　元は峠　駄賃　人足等もその時定めたる儀にござぁる　東国　中国まではあらためたり　東国にては越前の国こうとうの宮　役の行者　じゅうぢうの母さんごへいさんござぁる時　右白縄血に染み　血ひき縄とは申す儀にござぁる　関東にては陸奥の国　中国にては伊勢の国　西国にては肥前の国神埼郡の内　縄四万八筋は　縄取村には収めたる儀にござぁる　その処　縄取村とは申す儀にござぁる
その残り　三尺三寸なぁ私腰にさげ出でましてござぁる
問　まがりは如何に
答　まがりと申するは　めしゅうとという悪人をつるがための　まがりでござる
問　二つの穴は如何に
答　二つの穴と申するは　日天子　月天子と譬喩なされてござる
問　ふうたいは如何に
答　ふうたいと申するは　不動尊火焔と譬喩なされてござる　四寸のつぼは竜頭　打止め六寸は竜の剣さきと譬喩なされてござる
問　縄尺は如何に
答　縄尺なきとは申すれども　三尋　五尋　七尋　九尋　十二尋　十八尋と切り給う
三尋は三世の菩提身と譬喩なされてござる
五尋は五智の如来と譬喩なされてござる
七尋は七部法華経八巻と譬喩なされてござる
九尋は九品浄土と譬喩なされてござる
十二尋は十二天薬師如来と披露なされてござる

十八尋は百八煩悩と譬喩なされてござる
名はきよらい　これまでとは思えたり
問　大儀御苦労で御恵承伝えなされてござる
以上

これについて佐賀大学の黒木俊弘教授は、「荒踊り鈎索問答」なる小冊子で、問答の字句の解釈をしたあと、次のように述べておられる。

「―以上問題として残る部分が少なくないが、問答の全体には検討しなければならぬ貴重な内容を含んでいる。『荒踊り』は、武雄藩（邑）のみに存在し伝承されている舞踊で、その政治的、防衛的意味から、踊りは非常に武術的動作を加味しているものである。これが開始されるのが、この鈎索問答であるところにも看過できないものがある。

以前から聞きつたえていたこの鈎索問答は、山伏問答又はこれに類するものと思っていたが、予想のとうり、山伏に関するものであることが、この内容から判明した。それは、役行者や葛城山のこと、又、修験道で尊崇する諸神諸仏や経典が出ているのでも証明される。鈎索そのものも、不動明王が左手に持つものであるし、これが問答されることによって荒踊りが開始される慣行は、山伏が諸芸能の開始に不可欠の伝承行事司祭の傾向と一致してもいる。」

☒歌詞

荒踊りの歌詞は各地区とも異なっている。藩政時代武雄領は里、山内、川登の三つの行政区画に分かれていたが、山内に属していた三間坂、真手野、川登に属していた宇土手、内田、高瀬の歌詞には、同一のものがいくつか混在しているのに対し、里に属していた中野、川良の歌は、これらと全く趣の異なるものである。これは荒踊りの成立が同一でないことを物語るものかも知れないが、今後の究明にまちたい。ただ里に属していた花島の歌には、その足軽組が三間坂から分かれてきた関係で、三間坂の歌詞と同じものが多い。

歌詞は意味の不明なものも多く、口伝される過程でかなりくずれていることがわかる。しかし、中には近世上方

で流行した歌詞を取り入れたものもあって、現在この地方にだけ残る貴重なものもあるといわれる。次に現在歌われている数部落のものをあげてみよう。

（中野、川良）

一　春の始め　音に鶯の　梅の古木　コニ羽を休む　ヘヤヨイヨササ　初音あげんな　冬の名残り　ヤッササ　ヘヤヨイヨササ　囀えや一声　この小鳥　ヤッササ　さえや一声　オニこの小鳥　サァチャンチャン　サァチャンチャン　アァヘイヘイアァヘイヘイ　ヘイヘイヘイヘイ　ヘイヘイヘイ　サァチャンチャン　サァチャンチャン　サァサァサァ　チャンチャンノヘイッ

二　夏になりた　早や谷川の　つつじ　椿　ねに卯の花よ　枝を交えて咲き乱れ　花はやさしな　われが心にくらぶれば　われが心にくらぶれば（ハヤシは一に同じ）

三　われが若い衆よ　おりや都わたりが　胸にまわった　ヘヤヨイヨササ　茶屋のおかかが　つきィねだらいましたか　ヤッササ　ヘイヤヘイ　ヘイヤヘイヘイヘイ　ヘイヤヘイッ

四　万事打ちすて　出て繁る　松山いわしゃんとせ　唐も日本も　酒の浮世じゃと　世間が　（ハヤシ三と同じ）

（宇土手）

一　恋の心は　誰故候の　ソッコイ　あのます女郎の　ます女郎のふりかかる　ヨイヨイ　寝てもさめても忘れがたなよ　ハアトト　トト　トトトト　スットト　エーイ　エーイ　エーイ　ハァトッチャン　トッチャン　トッチャン　トッチャン　トッチャン　トッチャンノエイッ

二　渕は瀬となる　身はいつまでも　ソッコイ　情の末の　情の末の言の葉を　名残り忘れな　われも忘れな　（ハヤシ一に同じ）

三　山寺に参りてみれば　稚児たちの　しょくに手をかけ　筆をたよりと　トトトトト　スットト　エーイ
　　エーイ　エイ　ハァトッチャンチャン　トッチャンチャン　トッチャン　トッチャン　トッチャンノエイ
　　ッ
四　(垣越しに)かきぐしに　花折る稚児の　手をみれば　お手の光か　花のうつりか　花のうつりか　(ハヤシ三に同じ)

差踊り

一　祝い　ソレサァ　正月かどの松　いつも変わらぬ　ときわや　まあこのときわや　まあこのはつとせ　アーヘイヨー　アーヘイヨ
二　きぬじょう　ソレサァ　まいりをする人は　身をも清めて　こうりゃまあこの　こうりゃまあこの
三　(先ず)まあずう　ソレサァ　日の出は東山　月はまあこの　月はまあこの　はつとせ

又

一　御代は　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　御代はめでたの　氏神様よ　氏神栄えて　宮茂る　(あともっしょ二人で)
二　淀は　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　淀の川瀬のあの水車　誰を待つやらくるくると　(同上)
三　松の　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　松のはしごに　月見れば　しばし曇りて　のちさゆる　(あともっしょの最後の人が歌って踊る)

(高瀬)

一　伊予高浜の浮直谷の　ヨイヨイ　浮直谷の白(しら)さずま　ヨイヨイ　何が一夜(いちや)を明くる　オッソレ　オッソレ　変わるべし
　　アアトントン　エイエイ　エイエイエイエイ　エイエイエイエイ　エーイエーイエイ　アアトッチャン　トッチャン　トッチャン　チャンチャンノエイッ
二　直盛川(なおもり)のもみじ流る　ヨイヨイ　もみじ流るる　明(あき)らにの　ヨイヨイ　何がこの世をあくる　オッソレ　オッソレ　変わるべし　アートントン　(はやし同じ)
三　山寺に参りてみれば　稚児たちの　ハァしょくに手をあて　筆をたよりに　筆をたよりに　アートントン　チャントントン　チャントントントン　チャントントントンノ　トントントントン　トッチャン　トッチャン　チャントッチャンノエイッ
四　垣越しに　花折る稚児の　お手みれば　お手の光か　花のうつしか　花のうつしか　(はやし三に同じ)

差踊り

五　宿入りふりて子供寄せ　アーソコイソコイ　路銭貰いし彼の郡助は　主(しゅ)の梅若たずねる心中
六　彼のくせ(国姓爺?)んや和となりて　アーソコイソコイ　夫婦もろとも浜辺にいでて　しぎと蛤(はまぐり)貝取る心中
七　彼の源の頼光は　アーソコイソコイ　大江山なる鬼人の退治　それについての花見の(心中?)しんりゅう
八　御世(ごよ)は　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　御世はめでたの氏神様よ　氏子栄えて　村茂る　(あともっしょ二人で)
九　五尺　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　五尺手拭(てぬぐ)りゃ中染めわけて　誰にくりゅうやら　宿におけ　(あともっしょ二人で)
一〇　淀の　イヨナンサ　エイエイソラ　淀の川瀬のあの水車　誰を待つやらくるくると　(最後のあともっしょが一人で舞う)

(真手野)

一　恋の心は　誰故候の　イヤソコイ　あの松女郎の　ふりかかる　寝てもさめても忘りゅう　イヤソコイ　忘れじ　ヨイヨイサァ　ヘイヘイ　アヘイヘイ　アヘイヘイヘイヘイ　ヘイヘイヘイヘイ　ササァサァサァサ　ヒチャンヒチャンノヘイッ
二　渕は瀬となる　身はいつまでも　イヤソコイ　情の末の　情の末のことのはを　名残り忘りゅう　名までも　イヤソコイ　忘れじ　ヨイヨイサ　(はやし一に同じ)

三　御代(ごよ)は　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　御代はめでたの　氏神様よッサ　氏子栄ゆる町しげる　ハルタンノ　つづけ　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　つづけつづけと末までつづけッサ　末は鶴亀　五葉の松　ハルタンノ　ハハハヘイノヘイッ

四　松の　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　松の葉ごしに　月が見ゆるッサ　しばし曇れど　のち晴るる　ヘイヤヘイッ

五　宇治は　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　宇治は茶どころ　イヨ縁どころッサ　娘やりたし　婿ほしゅし　ハルタンノ　佐渡と　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　佐渡と越後は　すじむかいッサ　橋をかけます　船橋を　ハルタンノ　ハハハヘイヤヘイッ

六　橋の　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　橋の下には　鵜(う)の鳥がさ　鮎(あゆ)をくわえて　はなしゃせぬ　アヘイヤヘイ

七　舟の　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　舟のやぐらに　小松を植えてッサ　松に帆かけて　客を待つ　ハルタンノ　淀のイヨナンサ　イヨエイエイソラ　淀の川瀬の　あの水車ッサ　誰を待つやら　くるくると　ハルタンノ　ハハハヘイヤヘイッ

八　きじのめんどりゃ　小松の下でッサ　ひよこ育てて　ちよちよと　（はやし六と同じ）

九　雨の降るときぁ　みの着てござれ　しゅすの羽織は　目にかかる　（はやし六と同じ）

（花島）

一　恋の心　おわかれ故候の　ソコイナーノ　松女郎の　松女郎のふりかかる　寝てもさめても　忘れがたな

二　渕は瀬となる　身はいつまでも　ソコイ情の末の　情の末のことのはも　名残り忘れ　船場でも忘れ

差踊り

一　富士の　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　富士の裾野にゃ　うずらがふけるの　なんとふけるか　立寄りきけばの　ヒヤルーダンノ

二　御世は　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　御世はめでたの　天下もよけるの　ことにわが国にゃ　なおよける　ヒヤルーダンノ

三　佐渡と　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　佐渡と若狭は　すじ向いの　橋をかきゅよりゃ　船橋の　ヒヤルーダンノ

四　橋の　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　橋の下には　うの鳥がの　あゆをくわえて　はなしゃせんとの　ヒヤルーダンノ

五　五尺　イヨナンサ　イヨエイエイソラ　五尺手拭りゃ　中染めわけの　誰にくりゅよりゃ　宿におけ　宿がよければ　名はたたぬの　ヒヤルーダンノ

(2)　舞い浮立

舞い浮立は笛、鐘、もりゃーし（締太鼓＝地囃子という）の伴奏で、舞いながら大太鼓を打つもので、大太鼓中心の浮立ということができる。舞い浮立は踊り浮立というところもあり、佐賀県の東部を除いた各地に分布している。武雄市内では旧武雄領内が主で、昔からの曲目がよく伝承されているのは、武内町真手野と梅野だけで、ほかの数部落に三番叟、銭太鼓、綾竹などいくつかの曲目が残っている。

舞い浮立の起源は、はっきりしないが、笹川考草に

「浄功様（武雄二十六代領主鍋島茂明）江戸参覲の砌り三州岡崎を御通り被遊浮立と申す土地の踊を御忍にて御覧有之御機嫌不斜御帰国の上家来御差立にて伝受せしめられ候」

とあり、これが武雄地方の舞い浮立の始まりとされている。茂明が佐賀本藩第六代鍋島宗教の江戸参勤に随従したのは宝暦十年（一七六〇）であるから、今から二百十年程前に岡崎から導入されたことになるが、それが当地でいろいろ工夫されたり、唐津、嬉野方面の踊り浮立と影響しあったりして、今日のような形になったのではなかろうか。曲目の中にある本囃子（御神(ごじん)）というのは、武雄二十八代の領主鍋島茂義（浄天公）の作で、公自ら太鼓を打って舞ったことから始まるといわれ、これを踊るときは麻の裃を着けることになっている。

舞い浮立の曲目は、藩政時代は三十三囃子といって、三十三種類あったらしく、御家中寄（武雄領の里、山内、



詰太鼓



真手野の舞い浮立　御神

川登三係りの村々が一堂に寄り合うこと）のときは、三十三囃子の曲を吹奏していたという。現在真手野、梅野に残っている曲目をあげると次のようである。しゃぎい、道行き、三くずし、討入り、本囃子（御神）、太鼓据え、男三番叟、女三番叟、岡崎、ようたろう、白囃子、猩々、笹の才三、浦島太郎、鬼浮立、武者浮立、志賀団七、江戸、矢浮立、二十四孝、銭太鼓、一本あや、二本あや、馬浮立、花笠、恵比須、蛇、獅子、奴、奈須与一、猿、狐忠信、詰太鼓、打出、ながし、である。しかし、この曲目全部をやるには時間がかかることと、笛も踊りも全部できる若い人がしだいに少なくなったことから、最近では、しゃぎい、道行き、討入り、御神、太鼓据え、三番叟、岡崎、二十四孝、銭太鼓、恵比須、一本あや、奴、詰太鼓、打出などがおもに舞われており、その順序は御神、三番叟の順にはじめ、他の浮立に及ぶことになっている。演芸大会などのときは、時間の関係から、たとえば御神、討入り、詰太鼓というように三曲が選ばれるのが普通である。真手野では以前は御神を舞う人は格式の高い家柄の人を選ぶことになっていたが、今はそのしきたりはない。

舞浮立の仕組みの大要は次のようである。

笛吹き　陣笠をかぶり、紋付、袴をつけて、上座につく。その人数は不定で、第一位を頭笛という。

地囃子　もりゃーし五、六個を竹竿に挿んで、二人でこれを持ち、打ち

方は編笠の上に五色の紙を切り裂いて結びつけ、片肌を脱いで、赤や青などのたすきを着流す。

鐘打ち　鐘は直径約一メートルから三十センチ位まで七個あって、一番鐘以下二番、三番としだいに小さくなり、一番小さいのをチッカンカンという。チッカンカンとその上の二個は必ず笛に合わせて打ち、他の鐘はこれに合わせ、大きい程間隔をおいて交互に打つ。鐘打ちも五色の色紙をつけた編笠をかぶる。

大太鼓　直径一メートル位のもの一個で、これにつくのが主役である。踊りの種類によって衣裳も変わり、一人でやるもの、二人でやるもの、数人でやるものなどがある。例えば、御神は麻の裃を着て、白の鉢巻きをうしろに長く垂らし、三宝においたばちをいただいてから踊るし、三番叟は日月の立烏帽子（たてえぼし）をかぶり、長袖の白衣に袴をはいて踊る。笹の才三は色紙をつけた青竹を持ち、白の鉢巻きで踊るし、武者は刀で渡り合うというようなものである。

なお、真手野では神社などで奉納する場合、一の鳥居から打入るときは、笛を先頭に、一、二、三番鐘と鐘の大きい順に続き、次に地囃子、大太鼓の順に進む。一番鐘、二番鐘はそれぞれ五、六メートル、三、四番鐘はそれぞれ四、五メートル位の桧丸太にさげ、五、六十人の青年がそれぞれに分かれて、肩に担って進むのであるが、神前の少し手前で、荒踊りのときと同様、一番鐘と二番鐘、三番鐘と四番鐘は勇壮な勢合い（せーやあ＝競合い）を演ずる。ついで神前の広場につけば、笛は上座に、鐘を左に、地囃子を下座に、大太鼓を中央に据えて、舞い浮立を始めるのである。終わると帰路につき、途中有志の家々に打入りしながら区長宅（昔は庄屋）に帰って行く。

真手野の舞い浮立が盛大になったのは、鳥越の師匠山口恒作氏（弘化四年生まれ）の努力の賜であるとして、真手野部落ではその功績を永遠に記念するため、石で刻んだ大太鼓を山口氏の墓地に建設した。その遺跡は現在鳥越公民館前の墓地に残っている。また梅野の舞い浮立も山口恒作氏の伝授によるものといわれている。

高瀬や宇土手では、荒踊りに附随して、三番叟、銭太鼓、綾竹などが踊られるが、もともとは舞浮立として独立

して踊られていたと思われる。この場合、高瀬ではこのうち銭太鼓と綾竹は、最近から女が踊ることになっている。

(3) 面浮立

面浮立は鬼の面をつけて踊ることから出た名前で、浮立の中では最も代表的なものとして知られている。面浮立は佐賀県では佐賀市以西の佐賀郡久保田町、小城郡芦刈町、三日月町から杵島郡に延び、特に鹿島市や藤津郡地方に多く残っている。わが武雄市にも歴史は浅いが、東川登町袴野、武雄町永松で踊られており、武雄町永島には女面浮立がある。

面浮立の起源は、はっきりしないが、戦国時代からではないかといわれている。起源説は細別すると十指を数えるほどであるが、これを大別すると、中国の大内軍が肥前に攻めてきたときとする説と、豊後の大友勢が来攻してきたときとするもの、また豊臣秀吉の朝鮮征伐のときとするものの三つになるようである。しかし、面浮立がこのように戦争と直接関係があるとは考えにくいので、むしろ雨乞いや悪疫退散、五穀豊穣などを目的に発生した芸能であろうと考えられるようになってきた。

袴野に伝わっている面浮立の起源説も、右の中の一つで次の通りである。今から約四百年前、神埼郡目達原で豊後の大友宗麟と肥前の龍造寺隆信が大軍をあげて交戦した。そして大友軍の中にあった勇敢な騎兵隊のために龍造寺軍は一敗地にまみれようとした。このとき、龍造寺の客分であった鍋島の豪族鍋島平右ェ門清久が、自分の一族郎党に鬼の面と赤熊(しゃぐま)をつけさせ、陣鐘、陣太鼓の音に合わせ、関声(ときのこえ)をあげて敵軍大友の騎兵隊の中に突入したところ、騎兵隊の馬がこの異様な装束に驚いて浮足だったところを、龍軍は機を逸せず反撃に転じて大勝利を得たのである。この戦勝の祝宴のとき、鍋島方は一様に鬼の面を冠り、鐘、太鼓、笛の音に合わせて踊り抜いたのが、面浮



東川登町袴野の面浮立

立の起源というのである。ところが、袴野に面浮立は悪魔を払い、禍を去り福を招き、五穀豊穣、家内安全を祈念する踊りであるという一説があることは注意してよいと思う。

袴野の面浮立の踊り子は鬼の面をつけ、紺木綿のハッピに白のももひきをはき、黒の手甲、黒の脚絆をつけ、白足袋にわらじがけである。ハッピには裾に潮の散る模様を、背中には赤房を染め抜いてある。ハッピの上に緒のたすきをかけ、モリャーシ（小太鼓）を腹のところに吊し、両手にモリャーシをたたく小さいバチを持ったいでたちである。これを「かけうち」といって、十八人か二十一人である。この外に赤と青の面をつけた親面という二人の先導役がおり、これはモリャーシを吊らないでささらを持つ。

道中は旗、親面、かけうち、鐘打ち、大太鼓の順に進み、笛吹きは前後と中程に分散してつく。場内に入り、踊りの場につくときは（ふみこみという）囃子方は一方にかたまり、踊り子は二人の親面を先頭に、かけうちがその後ろに三列縦隊に並び、親面のささらの

合図で、笛、鐘、大太鼓の伴奏に合わせて踊る。踊りはモリャーシを軽く打ちながら、上下の躍動を中心とした力強いものである。

踊る曲目は、ほうがんどう、神の前、新浮立、知輪ずくし、夜神(雁?)導き、ほうがんどうくずし、直ばやし、水重ね、村渡し、尾の嶽の十種類であるが、全部を踊ることは滅多になく、普通は直ばやし、水重ね、村渡し等の曲が用いられる。ほうがんどうと神の前は踊りの場への出入りのときの曲で、入るときはほうがんどう、神の前、出るときは神の前、ほうがんどうの順である。なお面浮立の人数は四十人程度で、戦前までは鐘打ちは女が勤めていたが、戦後は男に変更された。

袴野の面浮立は、明治三十九年、貴船神社社殿の改築落成記念に、藤津郡塩田町大草野から師匠を招いて導入したのが始まりである。その後日露戦争凱旋祝賀式、村役場の建築落成祝賀式に踊り、その他各種の神事や祝賀式に出演した。初めて村外に出たのは昭和十年十月二十四日、武雄神社の千二百年祭式典のときである。戦時中一時中断したが、終戦後は二年か三年毎に袴野区の風願成就(神事)に踊っている。そして昭和四十三年八月二十一日袴野面浮立保存会を組織し、初代会長に中尾増雄氏が就任、今日に及んでいる。

武雄町永松の面浮立は、明治二十一年(一八八八)八月、藤津郡能古見村浅浦(現鹿島市)から師匠を呼んで導入したのが始まりである。富岡天満宮の拝殿正面に面浮立の絵馬が掲げてあるが、これは面浮立を富岡(永松は富岡の中)に導入したときの記念ではないかと思われる。

永島には女面浮立がある。女面浮立というのは珍しい存在であるが、男性のものと比べて踊りの区切り区切りに力強さの足らないのはやむを得ない。永島の面浮立は七十年程前(明治三十三、四年頃)永松の原(名不明)という人を師匠に呼んで習得したもので、中年婦人を対象に、最初からレクリエーションとして始められたといわれている。

(4) 鐘浮立

鐘浮立は、踊り手や行列などの風流を伴わないで、鐘を中心に、笛、太鼓などの楽器だけを使ってやる浮立で、囃子そのものが独立して浮立をなすものである。鐘浮立は舞い浮立の囃子と同じく、大小五～七個の鐘と、大太鼓一、もりゃーし(締太鼓)三～五個、笛四、五本の楽器からなる合奏楽である。鐘の大きいのは直径九十センチくらいのものもあり、これを一番鐘という。それから二番、三番と番号の増加するほど径は小さくなり、小鐘(チッカンカン)は径二・五センチくらいである。

鐘の打ち方は鐘の大小によって緩急がある。チッカンカンとその上の二つは必ず笛に合わせて打ち、他の鐘はこの小鐘に合わせ、大きいものほど間隔をおいて交互に打つのであるが、それぞれの鐘の音色が異なっているので、極めて音楽的である。したがって、舞い浮立、面浮立、天衝(てんつき)舞などが「見る浮立」であるのに対し、鐘浮立は「聞く浮立」ということができよう。



鐘　一番鐘と二番鐘

鐘浮立は杵島郡、武雄市に最も濃厚に残り、藤津、西松浦地方にもかなり分布していたが、多くの鐘は戦時中に金属回収で供出されたので、そのまま廃絶したところもあって、戦前のように盛んではない。現在の鐘はほとんど戦後再製されたもので、以前のものより小さいのが一般である。鐘浮立は春秋の彼岸、田祈禱、ぎおん(夏祭り)、雨乞い、神待ちなどに奉納される。この場合は、二つの三脚に渡された大きい丸太棒に鐘を大きさの順に吊し、大太鼓は台に、もりゃーしは二本の竹竿にはさみ、腰の高さに立てて演奏するのが普通である。

鐘浮立の曲目はいくつあるかはっきりしない。旧武雄領地方の鐘浮立は舞い浮

立から独立したといわれるように、笛の曲目は舞い浮立の三十三曲目のうちから奏せられ、昔は相当数の曲が吹かれていたが、現在ではどこの部落でもその数が少なくなっている。これなども浮立の衰微を物語るものであるから、保存対策を早く講ずる必要があろう。鐘の打ち方もところによって多少の相違がみられる。

鐘浮立は見せる浮立でないので、衣裳は派手でなく、白石地方では黒のハッピに白鉢巻き、わらじ脚絆の勇ましい姿が多いが、この地方では別に決まった衣裳はないようである。しかし、昔は晴れの舞台に出るときは、舞い浮立と同じように、笛吹きは紋付、袴または袴を着て陣笠をかぶり、鐘打ちは短冊形に切った五色の色紙の房を編笠の頂きに結びつけ、大太鼓打ちは赤熊を冠ったり、後鉢巻きをし、もりゃーし打ちは前鉢巻きを締め、大太鼓打ちや大鐘打ちはおもしろおかしく踊りながら打ったものである。

鐘浮立の起源もはっきりしない。佐賀市鍋島町蛎久の鐘浮立は、千数百年前、竜樹菩薩像が漂着したのを祭って始められたと伝えられているが、大体鎌倉時代の末頃とみられている。杵島郡北有明地方では、鐘浮立が独立して演奏されるようになったのは、かって干拓の堤防が決潰したとき、終夜怒濤と悪戦苦闘して暁を迎えるときの激励の鐘から起こったといわれている。武雄地方の鐘浮立は、岡崎浮立を導入した宝暦以後に、舞い浮立から独立して演奏されるようになったものと考えられ、特別の動機があったとも思われない。娯楽としてあまりなかった当時のことであるから、舞い浮立のように踊りや衣裳などの心配もいらず、笛、鐘、太鼓だけで楽しめるという気軽さから、鐘浮立が盛んになったのではなかろうか。今日残っている鐘の銘には安政六年（若木町川内）、元治元年（川良）などがみられる。

鐘浮立のもう一つの形式は、同じ大きさの同じ音色の鐘を同時に打つもので、面浮立や天衝舞などの浮立につくのはこれである。しかし、この種の浮立は、衣裳が美しく、踊りが伴って、鐘はその伴奏の役をつとめるものであるから、厳密には鐘浮立とはいえない。むしろ見せる浮立として、それらの芸能の方に分類すべきであろう。前記

鍋島町蛎久の鐘浮立というのもこの類で、四キログラム位の鐘を二十個ばかり揃え、それに女の綾竹二十人、笛六人、大太鼓一人、もりゃーし十人の六十人ほどの組を作り、大太鼓の上に天神の像をのせて練り歩くものである。

(5)　太鼓浮立

太鼓浮立は皮浮立とも一声浮立ともいわれる。鐘浮立が鐘を中心に太鼓類の伴奏で行なわれるのに対し、太鼓浮立は笛の外は大太鼓、もりゃーし(締太鼓)、つづみ、大胴（大皮）の四種類の太鼓だけから構成されており、皮で作った楽器だけで演奏することから、皮浮立という名も出たのである。一声というのは、能の大太鼓に合わせて、各太鼓がいっせいに打ち出すことから生まれた言葉で、一声浮立は能の楽方から派生したものといわれ、曲目は「まくい」と「きいもん」の繰り返しで行なわれる。まくいはまくりの音便で、狂言の幕合いをつなぐための音楽といった意味があるらしく、打ち出し、打ち止めのハヤシをして、前後の締まりをつけることになっている。きいもんはきりものの音便で、能の切能（尾能）すなわち五番目物のことで、普通猩々、大江山、船弁慶などが演じられる。

このように、太鼓浮立は能楽と密接な関係のある一声浮立から出たものであるが、武雄市内に残っている太鼓浮立には、鹿島市小船津や杵島郡北方町などで演じられる「まくい」と「きいもん」を繰り返す一声浮立のように、能楽から派生したというはっきりした痕跡はみられない。しかし、橘町大日には、まくり、では（出羽）など能楽の笛の吹き方の区別を示す言葉が残っているし、大日、沖永、二俣の太鼓浮立は下潟浮立といって、北方のそれに似ていることから、この三部落のものは北方方面の一声浮立の流れをくむものと思われる。

この三部落とそれ以外の部落の皮浮立には、そのハヤシに幾分の相違がみられ、笛の曲目も同一ではない。大日には、やじゃー、しょうろうへんぼー、どんぽうひゃあろー、まくり、では、さんば、ほうがんどう、など皮浮立



橘町大日の皮浮立

だけに用いる曲名が残っているが、川良ではおもに鐘浮立と同じ曲目の笛が吹かれる。ただし、皮浮立は鐘浮立にくらべハヤシのテンポが早いので、それに合わせるために、その曲をくずしたもの、たとえば銭太鼓くずし、岡崎くずしといったものが奏せられる。つまり、鐘浮立のときの笛の吹き方は習子の楷書にあたり、皮浮立の笛は草書に当たるというわけである。

皮浮立は笛三人、大太鼓一人、もりゃーし三人、つづみ三人、大胴一人というように、十人内外の組で演奏するのが普通で、大太鼓ともりゃーしは台に据えて打つ。皮浮立も鐘浮立と同じように「見る浮立」でないから、いでたちも決まったものはない。大日が芸能大会などに出演するときのいでたちは、全員一様に、黒のハッピに黒のズボンを着け、素足でぞうりをはいて、頭には鉢巻を無雑作に前で結ぶという地味なものである。

市内には皮浮立が単独で存在する部落はない。鐘浮立のあるところには大概皮浮立もあって、戦前までは両者が併存する部落が多かった。神社などで浮立を奉納するときは、先に鐘浮立を続けてやり、最後に皮浮立で締めくくっていた。今でも大日部落の浮立が彼岸などで潮見神社に行くときは、吹きあげ（最初に吹く曲）の笛が吹かれて出発し、道中は道行きの笛に合わせて道浮立をしながら進み、神社に着くととぢたという曲が奏でられる。それからしばらく休憩して、鐘浮立を始める。鐘浮立が何番か続けられると、最後に皮浮立をして奉納浮立を終わる。そしてくるときと同じ順序で帰路に着くのである。

市内に残る皮浮立は、特に芸能大会などに出演するとき以外は、単独で演奏されることはほとんどなく、大概は鐘浮立と組んで、しかも浮立の締めくくりの役目を果たしている。皮浮立はリズミカルなテンポの早いハヤシで、見物人を惹き付けるキビキビした男性的な魅力があって、締めくくりの浮立に適しているからである。

(6)　豊年三助踊り

武雄地方には地頭祭りといって、地主の家では料米が納め終えられたとき、小作人たちを呼んで、その年の豊作に感謝する祭りが行なわれていた。この年貢納めの祭りには必ず豊年三助踊りがまず踊られ、その後で酒宴が開かれていたといわれている。豊年三助踊りは市内各地で踊られていたらしいが、現在この踊りが残っているのは市内では武雄町川良だけである。

この踊りの起源ははっきりしないが、俵に米をはかり込む動作をするところから、昔の労働歌から祝いの踊りに転化したものであろうといわれている。今から四百年ばかり前の天正八年（一五八〇）、龍造寺隆信は家督を長男の政家に譲って、須古城に隠居した。しかし隠居とは名ばかりで、万事は隆信の指揮監督のもとにあったから、肥前はもとより、筑前、筑後の豪族たちも御機嫌伺いにしばしば来訪していた。その際の宴会の余興に、この豊年三助踊りが喜ばれたので、それ以来これが一般に流行しだしたといわれている。

三助踊りが残っているところは、杵島郡大町町小通り、白石町東郷、北方町十三塚などであり、歌詞は地区によ



川良の豊年三助踊り

ってかなり違っている。川良の三助踊りは、これらの地方の踊りとは少し趣きを異にしているし、歌詞も短かい。揃いのハッピに膝小僧の出る白パンツと白足袋をはき、きりりと向こう鉢巻きをした婦人たちが、ツウマスとトカギを持った人と俵を持った人とが二人一組になって、幾組も揃って踊るのである。

三味線と太鼓の音に合わせて

〽当年な　当年な　万作年で

を繰り返し繰り返し歌いながら、ツウマスをかついだ人と俵をかついだ人が一列に並んで両方から出てくる。位置につくと、二人が向かい合って、問答形式の歌に合わせて、米を俵に入れる所作をする。

〽当年の恵方から　大豆も小豆も　はかりごめ　はかりごめ　はからいた料米は一石一斗一升一合一さつまで　はかりおさめ　これをお家におさめて

三助さん　なんぢゃいな

西の蔵から出しかけやい　東の蔵にゃ入れかえやい　俵口切って出しかけやい　そんなら目出度う出そうだん　そら出せ　そら出せ

三助さん　なんぢゃいな

昨夜も這うて　また這うかん　嚊持たずにゃ這われんたん　今年の暮れにゃ　お前望みの尻切れ嚊ない世話しゅうだん　そんなら目出度う這おうだん　それ這え　それ這え

三助さん　なんぢゃいな

そんなら目出度う帰ろうか　そんなら目出度う帰ろうだん

これを二回繰り返して終わり、〽当年な　当年な　万作年で　を繰り返しながら退場するのである。歌の文句は方言がたくさんはいった郷土色豊かなユーモラスなものであり、踊りは単純な動作の繰り返しであるが、素朴で明るい響きをもった歌と踊りであり、観客を楽しませてくれる。以前は娘さんたちも踊っていたが、今は既婚の中年の婦人が中心となって、これを承け継いでいる。

(7)　相撲取り踊り

相撲甚句に合わせて、女性が力士の土俵入り姿をして踊るのを相撲取り踊りといって、県の西部に盛んである。市内では現在朝日町甘久だけに踊られているが、以前は隣りの川良でも踊られていた。相撲甚句が一般に流行したのは、力士が地方巡業に出かけるようになった江戸末期頃からで、相撲取り踊りもその頃から始められたものと考えられている。甘久の相撲取り踊りはいつ頃導入されたかはっきりしないが、大町方面から師匠を呼んで稽古したという話も残っており、明治以後ではないかと思われる。

踊りの服装は、メリヤスのもも引きと丸首シャツをつけて、首には手拭をまき、黄色のまわしに、思い思いの力士の名前を織り込んだ化粧まわしをつける。人数に制限はなく、普通二十名前後の婦人が輪を作って踊るが、歌い手は輪の外で歌い、ハヤシの部分を全員で歌う。踊りはところによって多少の相違があって同一ではない。甘久の



甘久の相撲取り踊り

踊りは単調で、手を打って三歩進んでは、あとに一歩ずつ左右にさがる動作を繰り返すだけである。踊りが終わったところで、輪の中に臼が持ち込まれ、祝い目出度の歌に合わせて、餅つき踊りが踊られる。つき終わると、用意してきたほんとの餅が投げられて、相撲取り踊りは締めくくられることになっている。

歌は明るいリズムをもっているが、踊り手が中老婦人ばかりであり、激しい動きもないので、他の芸能にくらべ、地味な感じをうける。この踊りは民芸大会などに出演するだけでなく、もともと中老婦人のレクリエーションとして始められたものであるから、いろいろの会合でも、最後には相撲甚句でも歌いましょうかといった身近なものであったようである。またこの踊りは地を固める意味を含んでいることから、新築祝いにもよく踊られている。最近では古賀病院の新築を祝って踊られたという。

相撲甚句の歌詞は、数え唄形式のものなど多種多様で、即興的に作るものも多いが、ここには甘久で歌われる代表的なものと、最近作られた武雄甚句の二つを

記してみよう。

そろたえ　揃いました　関取りさんが揃うた　ドスコイ　ドスコイ　ドスコイ

〽ああー　祝いめでたの小庭の池によ　ドスコイ　ドスコイ　ドスコイ　船が三ばいはいり込む　先なる船のお荷物は　七福神の乗り合いで　次なる船のお荷物は　金銀財宝積んである　あとなる船の乗り合いは　恵比須さんが竿をさし　大黒さんがかじをとる　さあさ押せ押せ床の間に　上から鶴が舞いくだる　下から亀が浮き上がる　鶴と亀とのお盃　はあーこんなめでたいことはない　ドスコイ　ドスコイ　ドスコイ

武雄甚句

そろたえ　揃いました　関取りさんが揃うた　ドスコイ　ドスコイ　ドスコイ

〽ああー　武雄湯の町甚句でいえばよ　ドスコイ　ドスコイ　ドスコイ　二千余年の湯のけむり　たえぬ湯の香はほのぼのと　花のたよりをいうならば　桜ほんのり紅つけて　色もひと刷け桜山　御船ヶ丘の梅林に一目千本虹が立つ　つつじ花咲く萩の尾の二人で歩く恋の道　お国じまんをいうならば　茶器は黒牟田、弓野かま　野立てする娘が美しい　杵島の山につつまれて　昔を語る神籠石　神功皇后船とめし　みふねの山のめぐりには　名所旧跡数多し　湯の町武雄に足とめて　うれしたのしや旅の夢よ　ドスコイ　ドスコイ　ドスコイ

八　民間信仰

㈠　石造物

民間信仰の対象として、また信仰記念碑としての石造物は、個人の屋敷廻りから、路傍、神社、寺院の境内など



甘久の相撲取り踊り

踊りは単調で、手を打って三歩進んでは、あとに一歩ずつ左右にさがる動作を繰り返すだけである。踊りが終わったところで、輪の中に臼が持ち込まれ、祝い目出度の歌に合わせて、餅つき踊りが踊られる。つき終わると、用意してきたほんとの餅が投げられて、相撲取り踊りは締めくくられることになっている。

歌は明るいリズムをもっているが、踊り手が中老婦人ばかりであり、激しい動きもないので、他の芸能にくらべ、地味な感じをうける。この踊りは民芸大会などに出演するだけでなく、もともと中老婦人のレクリエーションとして始められたものであるから、いろいろの会合でも、最後には相撲甚句でも歌いましょうかといった身近なものであったようである。またこの踊りは地を固める意味を含んでいることから、新築祝いにもよく踊られている。最近では古賀病院の新築を祝って踊られたという。

相撲甚句の歌詞は、数え唄形式のものなど多種多様で、即興的に作るものも多いが、ここには甘久で歌われる代表的なものと、最近作られた武雄甚句の二つを

記してみよう。

そろたえ　揃いました　関取りさんが揃うた　ドスコイ　ドスコイ　ドスコイ

〽ああー　祝いめでたの小庭の池によ　ドスコイ　ドスコイ　ドスコイ　船が三ばいはいり込む　先なる船のお荷物は　七福神の乗り合いで　次なる船のお荷物は　金銀財宝積んである　あとなる船の乗り合いは　恵比須さんが竿をさし　大黒さんがかじをとる　さあさ押せ押せ床の間に　上から鶴が舞いくだる　下から亀が浮き上がる　鶴と亀とのお盃　はあーこんなめでたいことはない　ドスコイ　ドスコイ　ドスコイ

武雄甚句

そろたえ　揃いました　関取りさんが揃うた　ドスコイ　ドスコイ　ドスコイ

〽ああー　武雄湯の町甚句でいえばよ　ドスコイ　ドスコイ　ドスコイ　二千余年の湯のけむり　たえぬ湯の香はほのぼのと　花のたよりをいうならば　桜ほんのり紅つけて　色もひと刷け桜山　御船ヶ丘の梅林に一目千本虹が立つ　つつじ花咲く萩の尾の二人で歩く恋の道　お国じまんをいうならば　茶器は黒牟田、弓野かま　野立てする娘が美しい　杵島の山につつまれて　昔を語る神籠石　神功皇后船とめし　みふねの山のめぐりには　名所旧跡数多し　湯の町武雄に足とめて　うれしたのしや旅の夢よ　ドスコイ　ドスコイ　ドスコイ

八　民間信仰

㈠　石造物

民間信仰の対象として、また信仰記念碑としての石造物は、個人の屋敷廻りから、路傍、神社、寺院の境内など

に散在していて、枚挙にいとまない程である。この中には観世音、えびす、大黒、水神、地神、不動明王なども含まれるが、ここではこの地方特異というか、特に目をひくと思われるいくつかのものを取り上げることにした。

(1) 六地蔵石幢

民間信仰の遺物として、この地方に多く見られるのは六地蔵石幢である。路傍に、墓地に、またお寺の入口などに、風雨にさらされながら、ぽつんと立っている六地蔵の姿は、素朴であり、ほほ笑ましい風物詩でもある。

その構造は、円筒形の石の六面に地蔵尊六体を彫造して、竿石の上の台座に安置し、笠石を冠せてある。竿石は二本継ぎで、下部が肥大化して、生け込みになっているものが多い。これは肥前鳥居の構造と軌を一にしており、ローカル色豊かな肥前系石造物の一つである。六地蔵石幢は、幢心に経文を刻む石幢から発達したものであろうといわれている。



武雄町上西山慶雲寺跡にある六地蔵

地蔵菩薩は「お地蔵さん」とか「地蔵尊」とか呼んで、庶民に最も親しまれている仏様である。地蔵尊は菩薩でありながら、頭には一本の髪も残さず、丸く剃った円頂であり、身体にはいわゆる地蔵袈裟を着けており、普通にみる僧侶の姿と同じである。そして右手に錫杖を持ち、左手に宝珠を持った立像が最も多く、現実界と冥界との境に立って、冥界に行く衆生を救済するという性格が強調されている。

「地蔵という名の起こりは、地は万物を生ぜしめるものであって、種子をまけば生長して、葉、花、実を作り出すように地は偉大な功力を蔵して

いる。これと同じく、この菩薩はすべての衆生を救済する偉大な功力を蔵すること土地のようである所から、その名が起こった」といわれる（望月信成・佐和隆研・梅原猛著「仏像―心とかたち―」一九四頁）。そして、この偉大な功力を蔵する地蔵は、釈迦寂滅後、彌勒菩薩が再びこの世に示現して、衆生の救済に当たるまでの期間を、釈迦から委嘱をうけて、六道に現われてよくその功力をあらわすとされている。その能化の姿が、地獄、餓鬼、畜生、修羅、人、天の六地蔵として表現されるのである。

この地方の地蔵信仰は、いつ頃から始まったか明らかでない。市内には路傍の石仏として単体地蔵と六体地蔵が併存するが、その造立年代は六地蔵の方が古い。このことから、この地方では先ず六地蔵信仰が普及し、やがて、地蔵信仰が塞の神や子安神信仰と習合して、単体地蔵信仰に移行したのではないかと思われる。すなわち、地蔵信仰は、まず彌陀信仰、浄土信仰と結びついて、六地蔵の形で導入された。そして、六道に配した六地蔵尊を一石に示現した六地蔵石幢が、信仰対象として最も便利なところから、これが流行したのではなかろうか。

六地蔵信仰は室町時代に入ってから盛んになったといわれているが、市内で一番古いのは、若木町皿宿の大永元年（一五二一）であるから、この地方に六地蔵信仰が導入されたのも、室町時代末期とみるべきであろう。そして、六地蔵石幢は一五〇〇年代、殊に一五五〇年代に大部分が造立されていることから、六地蔵信仰は室町時代末期にぱっと開花してぱっと散った感じで、その隆盛期間は非常に短かかったように思われる。

現在までに調査したところでは、市内にある六地蔵石幢の数は七十基であるが、まだ十基ぐらいはあるのではないかと思う。その分布も武雄二十四、朝日九、若木十三、武内六、西川登三、東川登一、橘十四で、大体全域に亘っている。そのうち年記の明らかなものは四割強の二十九基で、高橋の火伏地蔵を除いては、大永元年（一五二一）から天正十年（一五八二）までの一五〇〇年代のものばかりである。時代区分的にいえば、大体室町時代末期の戦国時代に当たる。そして、六地蔵の造立されている場所は、二、三の真言宗に関係のあるところを除くと、禅



武雄第18代の領主後藤純明の墓碑
六地蔵石幢で、「月湖浄円居士」と刻まれている

寺の周辺か、路傍でも元禅寺跡と思われる周辺が圧倒的に多い。武家は禅宗に多く帰依していたことから考えると、この時代の六地蔵信仰は武家中心であって、一般庶民にまでは浸透していなかったのであろうか。今後の研究にまちたい。

竿石には造立銘を刻んだと思われるが、これまた判読できないものが多く、石質粗軟で文字の痕跡さえ見られないものもいくつかある。文字の読みとれるものの中では、逆修善根、銀室妙金信女（十八代領主後藤純明室）のような逆修塔が一番多く、秀岩追善供養のための大乗妙典一千部塔、その他脱苦衆生、二世安楽、後生善処などと刻んであり、いろいろであるが、浄土信仰と結びついたものが多い。

六地蔵として扱ったものの中には、次のような特殊なものがある。

1　領主の墓碑

武雄町川良の浄円寺墓地に、武雄第十八代の領主後藤純明の墓碑として六地蔵石幢が立っている。二・三メートル余の姿のよい石幢であるが、二本継ぎの竿石の上部に「月湖浄円居士」、その裏側に「天文二十三甲寅年三月」と刻んである。六地蔵石幢を墓碑とした例は珍しく、しかも権力者である領主の墓碑としては型破りのようであるが、何となく庶民的な感じがして、親しみがもてる存在である。

2　六地蔵・六観音像

武内町多々良の地蔵堂横の路傍（今は大明神社境内に移転）に、天文二十年代造立の六地蔵、六観音石幢が立っている。地蔵、観音合体の信仰は、鎌倉時代中期頃から行なわれたといわれているが、この地方にも地蔵、観音合体信仰があったことを物語っている。

3　庚申供養塔としての六地蔵

東川登町南永野の羽根木神社にある元亀二年（一五七一）造立の六地蔵には、庚申供養と刻まれており、庚申塔としては市内最古のものである。三尸（さんし）の害を防ぐことを六地蔵に祈る信仰のあったことを物語るもので、この地方の庚申信仰は、最初こんな形で入ってきたのであろうか。



六地蔵・六観音
（多々良大明神社境内）

4　七地蔵

武雄町広福寺下、若木町皿宿、武内町多々良公民館入口の三か所に、七体地蔵石幢がある。多々良の七地蔵は、石工が間違えて刻んだという口碑もあるが、六体は六道に配した地蔵尊であり、あとの一体は造立者が自己の安楽以外の特殊な願いをかけるための尊像として添加したのではなかろうか。皿宿の七地蔵は火伏地蔵と刻んであり、火防ぎ地蔵としての一体を加えたものと考えられる。



六地蔵板碑　（朝日町川上）

5　二基で六地蔵

橘町小野原公民館入口に、一基には地獄、餓鬼、畜生の三道に配した三尊を、一基には修羅、人間、天上の三道に配した三尊を、それぞれ三面に彫造し、二基で六地蔵を示顕したものである。造立は最も新しく、昭和四年である。

6　六地蔵板碑

六地蔵石幢ではないが、朝日町川上の宮司山入口の路傍に、六地蔵板碑が立っている。屋根形の笠石をのせた三角形の自然石で、上半部の上段に座像一体、下段に持物をもった立像五体の仏を半陽刻し、下半部には中央に妙心禅尼、その左右に宥実敬白と陰刻してある。これは草野御前の侍女お仙の墓で、上段は草野御前、下段の五体はお伴人を現わし、妙心禅尼はお仙の法名であると土地の人はいっている。いずれにしても、このような六地蔵は珍しい。年記名がないのと、磨滅のはげしいのが気がかりである。

〈付記〉　単体地蔵の石像は、江戸時代に入ってからのものが多く、年記銘の明らかなものでは、円応寺下の天和三年（一六八三）が初見のようである。地蔵は子安神信仰と習合して、子育地蔵、子安地蔵としても信仰されているが、この地方の単体地蔵は、この信仰とともに現われたかのように、いぼ地蔵、夜泣き地蔵、泣きびすさん、寝小便地蔵などの名で親しまれ、子を持つ親の信仰が深いようである。最近は交通事故で命を失う人が多いところから、交通禍から人命を守ろうと、身代り地蔵を建てることが流行し、市内でも三か所に建てられている。

なお、円応寺下の疣（いぼ）地蔵と、八並石塔の夜泣き地蔵は、福やかな童顔の持主で、美術的にも価値が高いといわれ

ている。



武雄町八並石塔の〝夜泣き地蔵〟



武雄町上西山、下山入口にある〝身代り地蔵〟
昭和41年秋、武高一年迎秀則君がマラソン練習中ここで交通事故で死去したので、上西山の人たちがこれを建てて交通事故から人命を守ろうと祈念した

年記の明らかな六地蔵

年号	西暦	所在地
大永元年	一五二一	若木町皿宿小学校東北
天文七年	一五三八	武雄町本町温泉上
天文九年	一五四〇	武雄町川良赤尾薬師堂
天文九年	一五四〇	若木町下村秀岩寺横参道
天文十二年	一五四三	若木町皿宿三ッ角
天文十二年	一五四三	武雄町花島玉垂社下
天文十七年	一五四八	武雄町上西山旧街道
天文二十年	一五五一	武雄町上西山慶運寺跡
天文二十年	一五五一	朝日町北上滝高峰寺入口
天文二十年	一五五一	若木町御所どんもと
天文二十三年	一五五四	朝日町中野八幡社西県道傍
天文二十三年	一五五四	武雄町上西山慶運寺跡
天文二十三年	一五五四	武雄町川良浄円寺墓地
天文二十三年	一五五四	武雄町川良方立石
天文二十四年	一五五五	武雄町川良浄円寺墓地西
天文二十四年	一五五五	武雄町八並石塔
天文二十四年	一五五五	武雄町上西山慶運寺跡
天文二十一年	一五五二―五五	武内町多々良大明神社

弘治二年　一五五六　武雄町川良円応寺下
弘治三年　一五五七　若木町本部山中大日如来堂
弘治三年　一五五七　朝日町甘久甘久川傍
永禄元年　一五五八　武雄町武雄武雄神社射手堂
永禄四年　一五六一　橘町片白長宝寺入口

造立年不明のもの

武雄町川良浄円寺墓地
〃　川良舘崇福寺跡
〃　川良山ノ上長弘寺跡
〃　桜町安竜院入口
〃　蓬莱町広福寺
〃　蓬莱町広福寺下
〃　下西山山王社
〃　花島聖権寺山西麓
〃　花島玉垂社下
〃　小楠薬師堂
朝日町川上淀姫社
〃　甘久えんま王
〃　中野観音堂
〃　南上滝光明寺入口
永禄六年　一五六三　若木町下村秀岩寺入口
元亀二年　一五七一　東川登町南永野羽根木神社
天正三年　一五七五　武雄町下西山山王社
天正十年　一五八二　橘町南片白公民館入口
明治三年　一八七〇　朝日町高橋橋傍

朝日町南上滝路傍
若木町御所どんもと
〃　御所どんもと
〃　御所寺屋敷南
〃　川内福寿院入口
〃　川古皿宿
〃　下村清水俣
〃　下村秀岩寺
武内町多々良公民館入口
〃　真手野東禅寺入口
〃　真手野曽部石
〃　西梅野海正原田圃中
〃　梅野長谷
西川登町小田志墓地

西川登町高瀬万寿観音
〃　高瀬万寿観音
橘町潮見菊池経直墓地
〃　潮見長泉寺
〃　潮見長泉寺
〃　郷ノ木阿弥陀堂
〃　南樽崎旧大辻炭坑南
橘町大日大日如来堂
〃　南片白公民館入口
〃　片白長宝寺墓地
〃　鳴瀬観音堂
〃　上野北墓地
〃　上野新古賀堤傍

この外に南片白バス停留所の精米所側に六地蔵が二基あったが、須古村馬田の光吉眼科医院に売られて移されたという。

（尾崎清翁の話）

(2)　太神宮碑（伊勢講碑）



川良円応寺下にある伊勢講碑

六地蔵石幢とともによく目につくのが、伊勢講さんと呼ばれる太神宮碑である。これは伊勢参宮を目的に結成された伊勢講仲間が、その記念のために建てたものである。路傍に建てたものもあるが、多くは社寺の境内に建っている。伊勢講とはどんな組織であるか、民俗学辞典の説明を引用してみよう。

「伊勢講＝伊勢参宮を目的に結成された信仰上の団体。参加者を講員といい、お伊勢参りの路銀（講銭という）を積立て、

その共同出資のもとに籤によって代表者を順廻りに派遣するので、代参講という所もある。講員は一家の主人（戸主）である場合が多いが、なかには戸主権を譲った老人の場合もある。代参は多くは春の農仕事の前か秋の仕事じまいの後であり、また二年参りといって年末年始にわたるものもある。出発に際しては、全講員はヤドに集まり、天照皇太神の掛軸を床の間に掲げ礼拝してから、当人を正座に据えて宴を張り、村境まで見送る。帰参のときも村境まで坂迎えをし、ヤドで神札やみやげが講員一同に贈られ、酒宴を催すというのが一般の仕方であった。そのヤドは当人の家の場合もあり、また村の社の拝殿などの場合もある。本来は個人の信仰心に基づいて結成されるものだから参加は自由であるべきだが、その信仰圏が村組織と相重なり合っている場合が多いのは、伊勢信仰の強度と深度とを示すもので、この点他の代参講、遊山講などとその性格を異にしている。」（民俗学辞典二六一二七頁）



高橋天満宮にある伊勢講碑

このような伊勢講の講員が、全部代参を完了したとき、その記念のため建てたのが、太神宮碑（伊勢講碑）である。このいい例としては、武雄町八並の諏訪神社に明治三十八年造立の碑がある。碑面には「天照皇大神」、その左側面に「明治三十八年三月伊勢講仲間記念之為メ建之」と刻み、台石の正面と左右両面には代参年と氏名が彫ってある。



武雄町八並諏訪神社にある
明治38年建立の伊勢講碑



その台石に刻まれた年度別代参者名

明治三十三年参宮
前田卯平
松尾甫吉
川内佐助
藤井辰三
永古川定左ェ門
青木弥作
島山田判九郎
岡富青木末吉

全三十四年参宮
中島清作
原田勝三
山下儀一

全三十六年参宮
松尾純一郎
前田友太郎
宮副円行

全三十七年参宮
岩瀬鉄一

全三十八年参宮
岩谷卯三
前田岩之允
山口嘉一
山口祐一
都知木弥助
山口平八
大島浅吉
諸岡浅吉

この台石の代参年から、この太神宮碑は明治三十八年全講員の代参が完了すると同時に、その記念のために建てられたもので、太神宮碑はこのように代参完了後に建てられるのが慣例であったことが知られる。

ついでに、明治三十七年に代参した前田岩之允氏の筆になる「伊勢参宮記載簿」という道中記があり、参宮の往復道中の模様がよくわかるので、抄録してみよう。

第一日（旧二月二十六日）
午前八時三十七分武雄駅発、佐賀見物、太宰府天満宮参拝、武蔵野温泉、博多着、博多泊り

第二日（二十七日）
午前六時五十八分博多発、十一時門司着、十二時乗船

第三日（二十八日）

午后五時多度津着、汽車で琴平へ、一泊
第四日（二十九日）
金比羅神社参詣、十二時琴平発、善通寺（弘法大師誕生地）下車、三時半多度津着、夜九時半乗船
第五日（三十日）
午前六時半大阪着、案内人を雇い市内見物、一泊
第六日（三月一日）
午前八時難波駅発、十二時高野口着、午后五時金剛三昧院着、一泊
第七日（三月二日）
午前八時より参詣、十一時発、午后五時橋本着、夜九時奈良着、一泊
第八日（三月三日）
午前七時より市内見物、十時半奈良発、午后四時山田着、泊り
第九日（三月四日）
午前八時より外宮、内宮参詣、泊り
第十日（三月五日）
午后一時二十五分山田発、馬場下車、午后八時半大津三井寺下着、一泊
第十一日（三月六日）
早朝三井寺参詣、九時川船で京都へ、十時半京都着、案内人を雇い市内見物、一泊
第十二日（三月七日）
九時より東西本願寺、午后一時五〇分発で大阪へ、三時梅田着、一泊
第十三日（三月八日）

午后三時大阪より乗船
第十四日（三月九日）
船中
第十五日（三月十日）
午前六時四〇分門司着、七時発列車で博多へ、午后一時半博多発、三時半武雄着
費用
交通費　十二円七十四銭、宿泊料その他　六円八十八銭五厘、土産代　五円九銭一厘、計二十四円七十一銭六厘（当時の米価、一俵四円位）
土産物
お札、掛物、風呂敷、数珠、煙草入れ、その他

私が現在までに調査した太神宮碑の数は市内で六十一基、その大部分が自然石を利用した文字塔であり、他に太陽を表象する円形の切石を使った文字塔がある。その文字のあらわし方は、天照皇太神宮としたものが一番多く、その他天照皇太神、天照太神宮、天照大神、太神宮、南無天照皇太神宮、南無伊勢天照皇太神宮など一定していない。そして、この碑には、ほとんどといってよいくらい講仲間の名が連記してあるが、その仲間の名称のあらわし方も、講中、講衆、講衆中、講結衆、講会結衆、伊勢講仲間等々であり、ただ氏名だけを刻んであるのも多い。

右六十一基の太神宮碑のうち造立年号の不明なのは五基だけである。一番古いのは西川登町高瀬の松尾神社にある寛永十一年（一六三四）である。これを年代別に大別すると、一六〇〇年代前半期のもの三基、後半期のもの二十二基、一七〇〇年前半期のもの十四基、後半期のもの十一基、一八〇〇年前半期四基、後半期一基、一九〇〇年代一基となっている。伊勢講は室町時代から始まったといわれるが、この地方に入ってきたのは江戸時代になって

からとみるべきであろうし、その隆盛期は江戸時代初中期の百五十年間位である。その後しだいに衰えたとはいえ、明治時代までは、ほそぼそと続き、今日でも伊勢講の名で定期的に親睦会をやる仲間はまだ各地に残っている。

太神宮碑に刻んである講仲間は、すべて姓と名を有するものばかりで、名のみを有する一般庶民のものは見当たらない。藩政時代の伊勢講は、武士階級や僧侶など特権階級の間にだけ普及して、百姓、町人など一般庶民にまでは及んでいなかったのであろうか。今後の研究にまちたい。なお、このことは庚申塔についてもいえるようである。

太神宮碑一覧

年号	西暦	所在地
寛永十一年	一六三四	西川登町高瀬松尾神社
慶安二年	一六四九	武雄町小楠祇園社
慶安三年	一六五〇	朝日町中野通称伊勢神宮
慶安四年	一六五一	武雄町小楠祇園社
寛文二年	一六六二	東川登町内田大谷
寛文四年	一六六四	若木町川内福寿院の手前
寛文四年	一六六四	武内町梅原武内神社
寛文九年	一六六九	橘町潮見潮見神社茶畑
寛文九年	一六六九	武雄町八並諏訪神社
寛文十一年	一六七一	武雄町花島玉垂社
寛文	一六六一―七三	武雄町上西山五輪山
延宝二年	一六七四	若木町山中大神宮
延宝三年	一六七五	若木町下村若木支所うら
延宝六年	一六七八	武雄町八並諏訪神社
延宝七年	一六七九	武雄町蓬莱町広福寺
延宝八年	一六八〇	朝日町黒尾黒尾大明神
天和四年	一六八四	東川登町南永野焼山
貞享三年	一六八六	武雄町小楠薬師堂
元禄二年	一六八九	若木町川古伏戸神社
元禄四年	一六九一	橘町鳴瀬鳴瀬神社
元禄四年	一六九一	朝日町北上滝八幡社
元禄五年	一六九二	東川登町郷の原祇園社
元禄五年	一六九二	東川登町北永野浄泰寺
元禄九年	一六九六	武内町黒牟田
元禄十三年	一七〇〇	朝日町南上滝
元禄十三年	一七〇〇	東川登町内田天満宮
宝永二年	一七〇五	朝日町川上淀姫社
宝永五年	一七〇八	武雄町川良元崇福寺跡
宝永七年	一七一〇	武雄町川良円応寺下
宝永七年	一七一〇	武内町赤穂山円正院西
享保四年	一七一九	朝日町高橋天満宮
享保四年	一七一九	武雄町上西山五輪山
享保六年	一七二一	武内町梅原武内神社
享保十三年	一七二八	朝日町北上滝八幡社
元文四年	一七三九	西川登町庭木観音堂
寛保二年	一七四二	東川登町内田大山路老松権現社
延享元年	一七四四	武内町梅原武内神社
延享二年	一七四五	武雄町花島玉垂社
宝暦四年	一七五四	西川登町小田志祇園社
宝暦五年	一七五五	朝日町高橋天満宮
宝暦七年	一七五七	東川登町袴野貴船神社
宝暦十年	一七六〇	橘町鳴瀬鳴瀬神社
宝暦十二年	一七六二	朝日町中野通称伊勢神宮
明和七年	一七七〇	朝日町中野通称伊勢神宮
安永二年	一七七三	武雄町竹下町坊所跡
天明四年	一七八四	朝日町甘久天満宮
天明四年	一七八四	武雄町溝ノ上観音堂
天明七年	一七八七	東川登町袴野貴船神社
寛政六年	一七九四	朝日町高橋天満宮
寛政十三年	一八〇一	東川登町宇土手正一位神社
文政七年	一八二四	武雄町永島通称伊勢講さん
文政十三年	一八三〇	武雄町武雄武雄神社
天保十二年	一八四一	武雄町下西山山王社
明治三十一年	一八九八	武内町梅原武内神社
明治三十八年	一九〇五	武雄町八並諏訪神社
年号不明		朝日町高橋天満宮
〃		朝日町北上滝八幡社
〃		橘町鳴瀬観音堂
〃		橘町鳴瀬鳴瀬神社
〃		武雄町永島通称伊勢講さん



庚申塔（右；川良・元崇福寺前　中，左；納手・天満宮境内）

(3) 庚申塔

中国の道教に三尸（さんし）説というのがある。人間の身体の中には上、中、下三尸の虫がいて、昼夜の別なくその人の行動を監視している。そして六十日毎にめぐってくる庚申（かのえさる）の晩には、人間が眠っている間に、そっと身体から抜け出して天に昇り、天帝にその人の罪状を報告する。天帝はその罪状によって、重いものは命をとり、また寿命を縮める。したがって庚申の日には、夜は眠らないで過ごさなければならないというのである。

これがわが国に伝入されたのは奈良時代の初めといわれ、平安時代には庚申の夜を徹夜で謹慎する守庚申が行なわれ、貴族の間では庚申の御遊といわれる盛大な遊芸娯楽が行なわれていた。これとほぼ同趣旨の庚申待が一般庶民の間で行なわれるようになったのは室町時代からで、最も隆盛をきたしたのは江戸時代であるといわれる。

このように庚申待が庶民の間に拡がりだした室町時代の末頃になると、「庚申待供養」の塔を建てることが行なわれるようになった。それには庚申待を略して申待とも書かれてい

るところから、申が猿の信仰と結びつき、更に猿は猿田彦命とも結びついた。そして江戸時代も初期を過ぎると、庚申信仰結衆の指導的役割をつとめていた僧侶たちによって、三尸の害を防ぐことを青面金剛（しょうめんこんごう）に祈るという信仰形態が成立され、青面金剛は庚申塔の主尊として現われてくる。

庚申信仰として最も顕著なことは、徹夜して明かすということである。この日は夕刻から当番のやどの家に集まり、青面金剛や猿田彦などの像を画いた掛軸を掲げ、般若心経その他の経典を読誦し、飲食を共にして、「話は庚申の晩」といわれるように、四方山の話で夜を明かした。そして、その夜は夫婦の同衾を禁忌とするところが多く、この日妊娠した子は盗人になるなどといって戒しめていた。講は一家の主人で構成するのが一般であるが、女が出席してもよいところ、あるいは女だけの講もあったようである。そして、結衆が成立したときとか、何年か信仰行事を続けたときの供養として、庚申塔が建てられたものと思われる。

この地方の庚申塔は、関東地方や九州でも大分県の例のように、主尊像を彫刻したものは少なく、ほとんどが自然石を利用した文字塔である。市内で発見した庚申塔二十三基のうち、東川登町南永野の羽根木神社にある六地蔵を主尊とした一基を除いては、すべて文字塔であり、庚申の文字を使ったもの十六基、猿田彦神としたもの四基、青面金剛と彫ったもの二基である。そして武雄町川良の元崇福寺跡と同永松の富岡天満宮にある二基からは、男子だけでなく女房、母、娘など女性も参加していたことが読みとられる。

庚申信仰がこの地方に入ってきたのは、室町時代も終わりに近い頃で、江戸時代初期に普及し、大正時代まで続いているが、特に隆盛をきたした時代はないようである。年号の一番古いのは、前記東川登町羽根木神社の六地蔵石幢で、その竿石に「庚申供養、元亀二年（一五七一）」という造立銘がある。庚申塔としては、白石町川津の陽興寺前にある元亀二年の「謹奉刻調六地蔵諸檀一会庚申講衆寿位」の碑とともに、県下で最古のものではないかと思われる。三尸の害を防ぐことを六地蔵に祈るという形で、この地方に庚申信仰が入ってきたのであろうか。一番



「庚申供養当元亀二天〇〇」の造立銘のある六地蔵（東川登町永野羽根木神社）

新しいのは、武内町真手野上古賀にある大正十三年建立の塔であり、庚申信仰は五十年程前まで生きていたことを物語っている。

武内神社にある大正三年造立の塔は、碑面には「猿田彦大神」とあるのに、台石には「伊勢参宮同社中参詣者」として女性を含む十三名の氏名が刻んである。女性を含んでいることから、庚申講仲間の造立と思われるが、この時代になると、庚申講も遊山講などのように、信仰よりも親睦的性格が強くなり、全員揃ってお伊勢参りをしたというのであろうか。あるいは庚申信仰と伊勢信仰の習合であろうか。特異な存在である。

庚申塔

年号	西暦	碑銘	所在地
元亀二年	一五七一	庚申供養	東川登町永野羽根木神社
天正十二年	一五八四	庚申講衆	橘町大日大日如来堂前
慶安三年	一六五〇	庚申講	武雄町川良元崇福寺跡
慶安三年	一六五〇	庚申講	東川登町永野浄泰寺
慶安四年	一六五一	庚申講	武雄町永松天満宮
承応三年	一六五四	庚申	橘町鳴瀬鳴瀬神社
承応	一六五二―四	庚申	橘町南片白公民館入口
寛文四年	一六六四	庚申	朝日町北上滝八幡宮
宝暦三年	一七五三	庚申結衆	武雄町川良浄円寺西
寛政七年	一七九五	大青面金剛	橘町納手天満宮
文化十二年	一八一五	庚申尊	橘町鳴瀬鳴瀬神社
文政九年	一八二六	庚申〇〇	朝日町中野観音堂
天保三年	一八三二	猿田彦大神宮	橘町納手天満宮
嘉永四年	一八五一	庚申尊	朝日町高橋天満宮
安政六年	一八五九	猿田彦太神	朝日町高橋天満宮
明治五年	一八七二	庚申	武雄町蓬萊町広福寺下
明治二十三年	一八九〇	庚申	武内町赤穂山公民館
明治三十六年	一九〇三	猿田彦大神	東川登町南永野文殊堂
大正三年	一九一四	猿田彦大	武内町梅原武内神社
大正十三年	一九二四	庚申	武内町真手野上古賀
年代不明		青面金剛	〃
年代不明		庚申講	武雄町川良崇福寺
年代不明		庚申講	武雄町川良円応寺下
年代不明		庚申尊	武内町赤穂山円正院西



道祖神（武内町海正原公民館裏）

(4) 道祖神

この地方には道祖神を祭ったところは少なく、市内でもあまり信仰されていなかったようである。

道祖神は、塞（さえ）の神ともいわれているように、外部から侵入してくる悪霊や悪疫を、村境や峠、辻などで防いでくれる神として祭られていたのが、本来の姿であった。それが、いろいろの信仰が入ってくると、それと習合して、あとでは道案内の神となって道行く人を守り、また生産神となり、男女和合の性の神となり、縁結びの神に転化していったのである。そして、現代の人は、道祖神といえば単にセックスの神と思うようになり、本来の意味は忘れられようとしている。

全国的にみると、道祖神は関東地方から中部地方に多いといわれ、自然石に道祖神と彫った文字塔と、手を取り合ったり、抱き合ったりしている男女二神を彫ったものとがあり、変わったものとしては、男女二神の彫像の下にセックスの姿態を彫ったものもあるという。この地方では、自然石そのままで祭ってあるのが多く、素朴な農民たちが、石そのものを塞の神として信仰していたことを物語るかのようである。



道　祖　神（武雄町武雄区平原）

武雄町では北の川良と南の武雄区に、しかも同じ地名の平原というところに祭ってある。川良のそれは県道武雄金石原線から福原に通ずる林道の分岐点近くの小松氏宅の裏にあり、赤松の下に高さ六十センチ程の扁平な自然石がそのままの姿で祭ってあるが、道から少し入った位置にあるので人目につかない。以前は今の位置より二メートル程下にあったらしい。武雄村の道祖神は、国道三十四号線から少し入った萩の尾園の西にあり、ここのご神体も自然石そのもので、川良のそれより小さく、四十センチくらいの高さである。

道祖神を祭ってある川良の平原は川良村の村はずれで、真手野村（現武内町真手野）へ越える昔の道が峠にさしかかるところであり、武雄村の平原も村はずれで、永野村（現東川登町永野）へ越える峠にさしかかるところで、両者は好一対をなしている。昔のあるとき、武雄の北と南に、塞の神として、また行路の神として道祖神を祭ったのではないかと考えたくなる。

川良の道祖神は昔のままのたたずまいで祭られているが、武雄村のそれは、ご神体の左右に五十センチ位

の男根と女陰が立ててある。これはあとで奉納されたもので、塞の神から性の神への転化を物語るもののようである。そして、この道祖神の裏に当たるところを少し切り開いて、約一・六メートルのセメント製の隆々たる男根が立ててある。これは西川登町の弓野人形組合が建てたもので、昭和三十六年六月十一日とあり、奉納者である組合員の㋑㋺㋩㋥㋭㋬㋣の七つの商号が刻んである。これが立てられたため、ここの道祖神は、すっかり性の神になった観があり、この地方でも道祖神のもつ本来の意味は忘れられてしまうかもしれない。

鳴瀬神社の神殿の左側に、天満宮、水神、八大竜王などと並んで、道祖神の小さい石祠がある。これは鳴瀬のあちらこちらにあった神々を合祀したとき移したものといわれ、もとどこに祭ってあったのかわかっていない。

武内町海正原にも道祖神がある。公民館裏の山の中に、木の間に埋もれたようにして、四十センチ位の自然石が立っており、左右に女陰の形をした石と男根と思われる石が並んでいる。これは明らかに道祖神であるが、里人たちはもうその存在を忘れようとしている。武内町では大正五年に、町内に祭ってある神々を武内神社に集めたが、ここの道祖神は自然石で神の名の表示がなかったので、そのまま存置されたのであろうし、鳴瀬神社のそれは、道祖神と刻んであったので、移されたものと思われる。

東川登町宇土手の山中にも道祖神を祭ってあったという。現在はご神体はなくなっていて、祭ってあった位置もわからないが、その付近一帯を今でも道祖神と呼んでいる。

(5) 猪鹿塔

県内には、いくつかの鳥、獣、魚類など動物の供養塔が残っているが、市内にも猪鹿塔という供養塔がある。猪鹿塔は藩政時代の領主の狩猟場だったところに建ててあり、その狩猟場で射止めた猪などの数が百とか二百など、ある数に達したとき、まとめて供養した記念に、時の領主が造立したものであろう。

猪鹿塔と書いて、ししん（の）とうというのは、昔食べられる肉をしし（宍）といったことから、この地方では食肉に供した獣のこともししといって、猪や鹿をその代表としていたからであろう。またこの種の塔を供養塔というが、供養というのは、動物を殺してもわざわいをしないようにとの趣旨で、仏教以前の古い思想から出たものであるらしい。

現在までに私が知り得た猪鹿塔は、市内に五基あり、いずれも猪が多く棲息していたと思われるところに立っている。殊に一千碑の立っている若木町御所は、近くの多久市に猪鹿（ちゅうろく）という部落があるくらいだから、最も多く棲んでいた地域と思われる。猪鹿塔は次のように建っているが、造立の趣旨をよく現わしているのが御所の塔であるから、これを最初に掲げよう。

一、若木町御所の堤の下の雑木林の中に立っており、高さ八十五センチの自然石に、次のような碑文が刻んである。その表には





若木町御所にある猪鹿塔の表と裏

享保十三戊申歳

猪
一千碑　銃殺猪鹿臻爰数満一千
鹿　故建石碑以貽後世者也

二月二十日

とあり、裏側に「五尺二寸五分之母猪」とある。ここで一千頭目の猪を射止めたが、それは五尺二寸五分（一・五九メートル強）の母猪であった。その供養のため石碑を建てて後世に伝えるというのである。

一、武内町東真手野上古賀の宇土谷にあるのは、高さ七十センチの自然石で、表に「猪鹿二百誌石　享保三戊戌年潤十月廿日」裏に「三尺七寸五分猪」とある。

一、若木町本部山中の武内と境の山にある大きい松の根元に立っているのも、高さ七十三センチの自然石で、表に「猪鹿三百誌石享保五庚子年十二月朔日」裏に「三尺七寸猪」と刻んである。

一、武雄町下西山の稗（ひえ）の浦にあるのは、高さ六十センチの角石で、表に「猪鹿四百　享保七壬寅年五月十五日」裏に「五尺七寸五分猪サキ」とある。猪サキの意味はわからない。

一、武雄町川良の大般若木にあるのは、高さ八十センチの荒けずりの角石に「猪鹿一百誌石　天明四甲辰年二月十七日」とあり、裏には何も刻んでない。

一、このほかに若木町川古山中と本部九十九谷（つくも）、武内町黒牟田と内田にも猪鹿塔があるときくが、まだ調査の機会を得ずにいる。

ついでに、狩猟に関する遺跡御立目（おたちめ）について記しておこう。旧鍋島家の蔵書の中に「元治元子年、御狩倉並御立山調子帖　里山内」という冊子がある。これには旧村毎の狩倉（狩猟場）と御立目の場所が載っており、たとえば川良村の条に

一、柏岳山御狩倉　右御立目　立分地、一ノ井手、員徳越、廻り急路

が出ている。現在川良の区有林で桧山になっている立分地の中腹に、二坪ほどの平坦地があって、四方に石垣がしてあり、一段高くなっている。ここを御立目と呼んでいる。狩猟のとき、ここに殿様が立っておられて、勢子たちがここに獲物を追い込んでくると、それを射止められたところという。家来が射止めても、今のは殿様の弾が当たったといって、殿様の手柄にしたという話もある。御立目という名は、本部山中、袴野、宇土手その他あちらこちらに残っている。

(6) 肥前鳥居

武雄神社には、石造の鳥居が三基建っているが、第一と第三鳥居はいわゆる「肥前鳥居」であり、第二鳥居は明神鳥居移行型である。肥前鳥居は、室町時代末期頃肥前に発生したローカル色豊かな石造文化の一つで、県内では天正十三年（一五八五）の杵島郡有明町稲佐神社のものが最古のものといわれ、江戸時代初期に最盛期を迎えているようである。

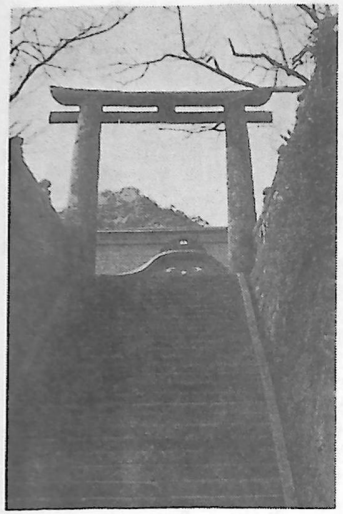

武雄神社の第三鳥居

肥前鳥居の特色としては、①笠木と島木が一体化している。②木鼻が流線型になっている。③笠木、貫、柱とも原則として三本継ぎである。④柱の下部が極度に肥大している。⑤柱と亀腹が一石になって、生け込みとなっている。ことなどがあげられる。

武雄神社では第三の鳥居（社殿の前、石段を登りつめたところ）が、肥前鳥居の特色を最もよく現わしていて、年

代も一番古い。元和三年（一六一七）第二十一代の領主鍋島茂綱が再建したもので、木鼻のそり方といい、柱の下部のふくらみといい、実によく素朴な美しさを示現している。次に古いのが第一鳥居で、寛永十八年（一六四一）二十二代の領主茂和の再建になるものである。第二の鳥居は寛文十二年（一六七二）武雄十兵衛頼続（二十代家信の四男）が建立したことになっている。この鳥居は笠木と島木は明神型で、その他は全部肥前鳥居型で、肥前鳥居から明神鳥居への移行型として、珍しい存在である。

橘町鳴瀬の鳴瀬神社の第二鳥居も肥前鳥居である。貫が二本継ぎになっているのは、貫の石質が異なることから、後の修復によるためと思われるし、亀腹の周りもセメントで補強されていて、原型は大分乱れている。造立は明暦三年（一六五七）である。

(7) 狛　犬

狛犬は、犬とも獅子ともつかぬ顔で、一名唐獅子とも呼ばれ、中国の漢時代に皇帝の陵前に設けた石獅子の系統をひくものと考えられている。狛犬は、口を開いた雄の阿と、口を結んだ雌の吽を一対として、社前に配するのが習わしであり、邪悪が神に近づくことを防ぐのが、本来の意味であったろうといわれている。

日本で狛犬が造立されたのは、平安時代からといわれ、県下で一番古いのは、文明四年（一四七二）寄進された小城町須賀神社の狛犬で、県内では唯一の室町時代における石造狛犬の遺品であろうといわれている。市内では西川登町神六の神六神社にある天和二年（一六八二）造立のものが最古のもののようである。三十五センチの小型のものであるが、一角をかたどったと思われる三角な頭と、鼻と口を思いきり大きく造顕した顔、そして半肉彫りの前肢を垂直に立てた形は、素朴そのものである。吽像に天和二壬戌年十月吉日、阿像に神六村住人前田助左衛門と線刻してある。これはローカル色に富んだ肥前狛犬として高く評価されている。

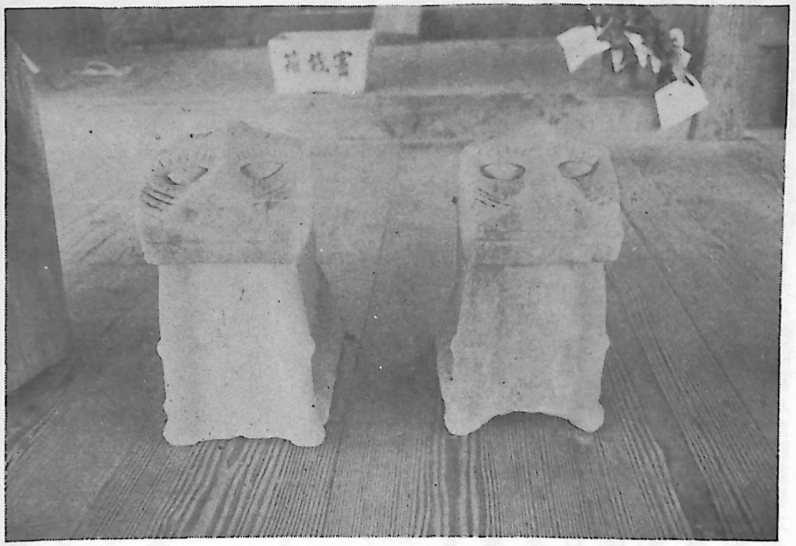

天和２年造立の狛犬　（西川登町神六神社）

朝日町黒尾の黒尾大明神にも約五十センチの一対の狛犬が神殿に配してある。年記銘はなく、吽像が阿像よりも大きく、その形も異なっている。吽像はその造形が神六神社のそれと非常によく似ていて素朴であり、同時代のものと思われる。阿像は形といい、彫りといい、曲線的であって、横からみると好一対という感じがしない。壊れたか紛失したので、どちらかが後

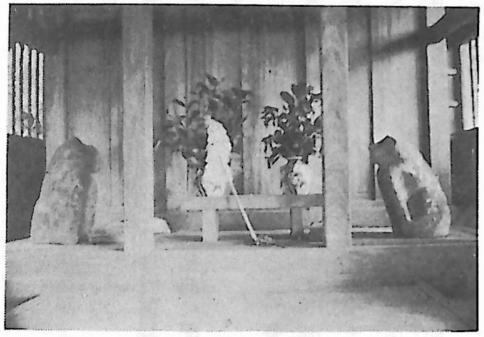

狛　　犬　（黒尾大明神）

で補足されたものであろうか。

これらに似た狛犬は、朝日町中野の磐井八幡社、同川上の淀姫神社、同北上滝の上滝八幡社にも、また東川登町袴野の貴船神社にもある。磐井八幡社の阿像は首のところで割れ、吽像は頭の上半分が壊れているが、ともに頭部が極端に大きく、前肢を垂直にしたユーモラスな形をしている。淀姫神社のは吽像一個だけで、神橋の傍の木の下に風雨にさらされながら淋しく前肢をついて座っている。上滝八幡社のは僅か十五センチ前後の小型で、拝殿西側の角石の上に捨てられたように据えられている。貴船神社のは神殿にあり、三十八センチ位で、両者の形は異なり、吽像は四角張った形をしている。これら一連の狛犬には年記銘がなく、製作技術の巧拙はあっても、その素朴さの点から、神六神社のそれと相前後して造立されたものであると思われる。そして、この小型のものは、神社にいまだ拝殿が作られず神殿のみがあった時代に、神殿前に配されていたのかも知れない。

今日では社前に狛犬を配しない神社はないくらいだが、それらは形式化が目だち、台石にのせて拝殿前に奉納してある。これは神社に拝殿が作られるようになった後に、それに似合うように大型化したものと思われ、その大部分は明治以後の造立である。そして、それは狛犬本来の信仰よりも社前の装飾的傾向が強くなり、人に迫るものを欠いてきたように思われる。これらの中にあって、貴船神社の神橋の傍にある狛犬は文化元年（一八〇四）の造立で、力強く迫力に富んだ見事なできばえであり、大型化の先駆をなすもののようである。この外明治以前のものとしては、橘町の鳴瀬神社に万延元年（一八六〇）造立のものがある。



貴船神社の文化元年造立の狛犬



下西山山王社の猿を配した狛犬

狛犬は唐獅子が主であるが、山王の猿、稲荷の狐など、関連する神の使者を配したものもある。武雄町下西山の山王社の狛犬も猿で、雌雄と思われる二組が拝殿前の石段の上と下に配されている。上の一対は弘化五戊申年（一八四八）の寄進で、桃の枝を持っており、下の一対は昭和七壬申年に奉納されている。共に山王社の大祭の年である申年の寄進である。

(8) その他の石造物

1 宝塔

武雄町八並に総高二・七二メートルの大きい石造宝塔が建っており、曽我兄弟にまつわる伝説があることから、通称「曽我兄弟の石塔婆」と呼ばれ、附近一帯を石塔（いしどう）といっている（伝説〝曽我兄弟の石塔婆〟の項参照）。宝珠の上部が少し欠損しており、塔身や基礎に子どもの悪戯のあとはあるが、下三段の段型を持つ天笠など、全体の調和が実によくとれていて、重厚な感じを受ける堂々たる石造物である。塔には何の彫刻もなく、造立銘もはいっていないので、正確な造立年代はわからないが、室町時代初期の作ではないかといわれており、市の文化財候補にもあがっている貴重な遺品である。

「大正十三年二月七日、時の内務省臨時調査員の荻原仲三郎氏と内務省嘱託の田沢金吾氏が、この宝塔を調査して、非常に優秀なものとの折紙をつけられ、保存費を支給された」という記事が、大正十三年編さんの「武雄町史蹟名勝其他調査書」に載っているが、そのときの報告書も記録も残っていない。

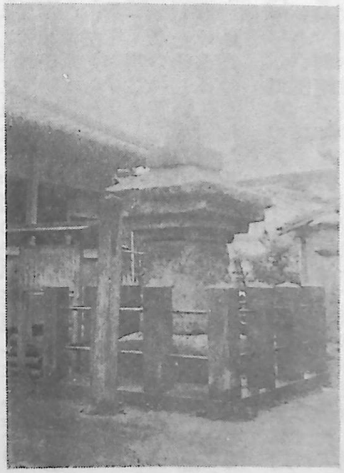

八並の石塔婆



馬渡秀岩夫(右)妻の宝篋印塔

2 宝篋印塔

若木町川古の秀岩寺に馬渡甲斐守俊明（法名、秀岩俊明）の墓碑といわれる宝篋印塔がある。総高一・六メートルで、これには次のような文字が彫刻されている。

正面　塔身に　秀岩　基礎に俊明
向かって右側　塔身に　馬渡甲州
向かって左側　塔身に　天文癸巳
裏面　塔身に　十一月念六日

そして塔身の四面には上部に種子が刻んである。

天文癸巳は天文二年（一五五三）であり、その十一月二十六日が死亡の日であるから、この塔が造立されたのはおそらくその翌年であろう。幾分力強さに欠ける点はあっても、よく保存された塔で、均斉のとれた優れた遺品であるとともに、造立銘を有する室町時代末期の宝篋印塔として注目に値する。

秀岩の塔と並んでその左側に小型の宝篋印塔が建っている。これは秀岩の奥方の碑といわれているが、この塔はその姿も何となく不均斉で、弘治四年（一五五八）に造立されたものである。これらのうしろに小型の五輪塔が八基並んでいるのは、秀岩と一緒に戦死した家臣の塔であると伝承されている。

3　五輪塔

垂木つき屋根をもつ五輪塔　武雄町八並の諏訪丘に、通称「八並さん」といって、里人たちから崇められている五輪塔がある。これは、中国の元が来寇した弘安の役に、領主後藤氏明について従軍し、戦死した八並邑主某の墓といい伝えられている。



通称「八並さん」といわれる垂木つき屋根をもつ五輪塔

高さ約一・四二メートルで、火輪すなわち屋根には垂木を彫刻した珍しいもので、空・風輪が少し小さい感じはするが、均斉のとれた落ちつきをみせている。水輪には四面に種子が刻んであり、地輪の一面にも文字が刻まれているが、判読できない。紀年銘らしいものもない

が、室町時代前期の作ではないかといわれている。ところどころに欠損のあるのは、昭和四十二年のはじめ、誰かの悪戯で、この丘から転がり落されたときできたもので、今はブロックの囲いをして保存されている。この左右に小型の五輪塔が並んでいるのは、八並さんの家族の墓といわれている。

一石造五輪塔　武雄町川良の元崇福寺墓地に、一石で作った五輪塔がある。五輪塔は地輪（方形）、水輪（円形）、火輪（三角形）と風・空輪（半月形と団形）を別々に刻んで組み立てるのが普通であるが、このように一石で作った五輪塔は珍しく、県下にもその例は少ないといわれている。



一石五輪塔
（川良元崇福寺墓地）



仮称「宝塔式五輪塔」
上西山「五輪山」にあるもの

一石五輪塔は、その構造上の制約のため一般に小型とされているが、ここのもその例に洩れず小型で、総高僅かに五十六センチ余にすぎないが、三角形の火輪には曲線的な美しさをもった可愛いい遺品である。造立銘も何もないので、造立年代はわからないが、崇福寺がここに創建されたのは、元和三年（一六一七）とされているから、それ以前の作ではないと考えられる。

宝塔式五輪塔　五輪塔に宝塔の相輪を採り入れたと思われる珍しい五輪塔が市内二か所にある。これを宝塔と呼ぶか、五輪塔とするか、見解の分かれるところと思われるが、ここには仮に宝塔式五輪塔と名づけ、五輪塔の中に入れることとする。

その一つは、武雄町上西山の通称「五輪山」と呼ばれる小丘にある。総高約一・五メートルで、地輪の三面は土と木の根に巻き込まれていて、その全容は一面からしか見えないが、均斉のとれた美し

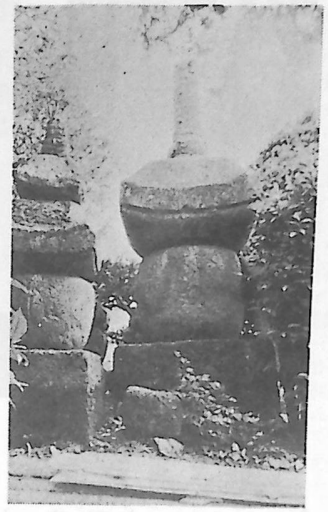

宝塔式五輪塔
川良「富永安雄方」にあるもの

さをもつ塔である。水輪の四面に種子が刻まれているだけで、他に文字など刻んだ痕はみられず、紀年銘のないのが惜しまれる。「五輪山」の由来ははっきりしないが、聖一国師が仁治三年（一二四二）に広福禅寺の末寺として創建した光厳寺の墓地跡ではないかといわれているから、この五輪塔は鎌倉時代末期か室町時代初期のものかもわからない。

いま一つは、武雄町川良山ノ上古賀の富永安雄氏方の小庭にある。同じ型の大小四基の五輪塔が立っており、大きいのは二・一〇メートル余、小さいのでも一メートル以上ある。今は庭木が大きくなって、全体が見にくくなっているが、よく均斉のとれた堂々たるものである。四基ともに水輪に一字ずつ種子が刻んであるだけで、造立年はわからないが、五輪山のそれと同じ頃のものであろうか。これらの塔は、昔川良の館古賀辺からここに移されたといわれ、また平戸からの落人の墓で、明治維新前までは平戸から馬に乗って、偉い人がお参りにきていたともいい伝えられている。

有耳五輪塔　武雄町下西山の円満寺墓地に、約一メートルの有耳五輪塔が二基並んでいる。これは慶長五年（一六〇〇）十月二十日、柳川の役で戦死した牟田外助、助九郎兄弟の墓で、外助の塔は完全な姿で保存されているが、弟助九郎



牟田外助、助九郎兄弟の墓

のそれは四か所とも隅飾りの耳が破損している。

この両塔には、各輪に上から順に妙法蓮華経と一字ずつを刻み、それぞれの地輪には経の字の左右に慶長五庚子十月二十日牟田外助、同じく牟田助九郎の名が刻まれている。五輪塔に隅飾りの耳を設けるようになったのは、宝篋印塔の屋根の影響であろうといわれ、それが現われるのは、室町時代後期の天文年間（一五三二～一五五四）頃からであろうと推定されている。この五輪塔の耳は、その初見的なものよりやや大きく、頭でっかちで、素朴さに欠ける感はあるが、市内では造立銘のある遺品として貴重な存在である。この墓地の違った場所にも、牟田兄弟の塔と殆んど同じ大きさの有耳五輪塔が二基並んでいるが、造立銘は見当たらない。県文化館発行の「石の歴史」によると、慶長十二年の有耳五輪塔があることになっているので、あるいはそれかとも思われる。

4　領主の御霊屋と三重塔

川良の円応寺には、武雄第二十代の領主後藤家信以後代々の領主夫妻の墓所が二か所にあり、その古い方を「西の御霊屋」、新しい方を「東の御霊屋」と呼んでいる。領主夫妻の墓は、各代毎に一つの霊屋に納められ、その霊屋が整然と並んでいる。その墓石はほとんどが有耳五輪塔であるが、画一的で、角張っており、特に取り上げるほどのものではない。

その中にあって、二十一代茂綱の墓碑は大きい三重塔で、西の御霊屋で異彩を放っている。総高約三メートル、その手法には幾分固さがあるが、屋根のそりも美しく、よ



三重塔　墓の綱島茂第21代の領主鍋

く均斉のとれた堂々たるものである。塔には一層に「徳叟浄賢居士」と法号が陰刻されているだけで、何となく清楚な感じを受ける。この塔の造立年については次のような記事がある。「はじめ逆修大石塔が造立されていたが霜の害で壊れたので、茂紀（二十三代）が宝永二年（一七〇五）に造替えた」と（相州茂和様譜）に書いてある。

西の御霊屋の西側には鍋島一門の墓が多く、茂綱の三重塔と同じ感じを受ける寛永九年（一六六九）の武雄主馬頼章や延宝三年（一六七五）の武雄掃部頼長（家信の曾孫）の二重塔をはじめ、いろいろの型の墓碑がいくつかある。宝塔の変形と思われるもの、宝篋印塔から有耳五輪塔への移行型を思わせる銀室妙金（十八代純明室）の陰墓など、興味あるものが多い。

(二) 俗信

人の生活、殊に農漁業に従事する人にとって、天候が一番の関心事であることは、今も昔も変らない。飛行機やレーダーによる気象観測も、ラジオ、テレビなどによる天気予報もなかった昔の人たちは、長い間の経験によって、自然現象や動植物の状態から天候を予測していた。そして、このようにして蓄積された知識が、親から子、子から孫へと伝承されていたのである。今日でも年老いた人たちは、その知識によって天候を予測するのである。

これは、前兆（原因）によって応（結果）を予見する方式である。この前兆には自然現象や動植物の状態のほか、夢や幻覚（げんかく）のような心理作用に基づくものもあり、これらの現象が、後に起こる人事現象や自然現象と因果関係を結びつけて説かれるようになったのである。そして、一方では、この予測される結果を実現させまいとして、いろいろの禁忌や呪法、祈禱が行なわれるようにもなるのである。

このようにして生まれた俗信の中には、単なる連想思考から導かれたと思われる非科学的なもの、不合理なものも多く、社会に甚だしい実害を与える迷信のようなものも含まれる。しかし、またそのうちには、気象予測の中に「秋の夕焼けは翌日快晴の兆」などというのがあるように、久しい間の自然観測から蓄積された民間知識ともいうべき科学的なものも含まれている。そしてこれらは雑然として常民の生活の中に深く根をおろしていたし、その一部はなお今日も残存している。この地方の俗信の中には、全国的なものも、この地方の風土に育った特有なものもある。次に列挙するものは、その一部である。（筆者採集のもののほか、昭和十年、佐賀県立武雄高等女学校発行の「郷土の民間信仰集」による。）

(1) 気象に関する俗信

1 風・雲などの自然現象によるもの

- 雲が東北に走るときは雨になる
- 雲が西南の方向に走るときは大風の兆
- 西が曇れば雨、東が曇れば風
- 北風は雨が降らない、南風は雨になる
- 朝焼けは雨となる
- 秋の夕焼けは翌日快晴の兆
- 朝虹が立つと天気が悪い
- 夕方虹が立つと天気がよくなる
- 月が傘をかぶると翌日は雨

○夜星が多く出ると翌日は晴天
○日和が蒸し暑いときは雨になる
○霜が早く融けると雨になる
○武雄温泉の湯が急に熱くなるときは雨の前兆
○柏岳に雲がかかれば雨の兆（武雄町川良）
○雲仙岳の方角に土手雲が出ると雨になる（東川登町郷の原）
○汽車の音が澄んだ音をたててよく聞えるときは雨になる（郷の原）
○夏の朝曇りは後晴天となる
○便所の臭いがひどいときは雨の兆

2　動物の動作によるもの

○蟻が自分たちの穴を塞ぐときは翌日は雨
○猫が耳を（顔とも）撫でるときは翌日雨
○青蛙が木に登る（鳴く）と雨が降る
○蓑蛙（みのがえる）が出ると雨
○池の鯉がよく飛び、また水面に浮かび出るときは雨が降る
○蟬が家に飛び込むと大風になる兆
○はぶ蚊（せせ―）が群飛ぶときは雨の兆
○赤とんぼが群飛すると天気がよい

○鶏が夕方早く鶏舎に入ると翌日は天気がよい
○鶏がいつまでも鶏舎に入らないで、餌を拾うときは翌日は雨

3　その他

○硯を逆さにして墨をすると雨が降る
○旱天のとき竹筒に潮汲みをして氏神様に捧げると雨が降る
○旱天のとき高い山に登り、鉦、太鼓などを叩くと雨が降る
○御船山の端岳に女が登ると雨になる
○鍋の尻に火の粉がついておれば翌日は天気がよい

(2)　死・霊に関する俗信

1　動植物による死の象徴

○尺取り虫から全身を尺取られると死ぬ
○梟（ふくろう）が夜啼くと死人がある
○小庭の松の木が枯れると、その家の主人が死ぬ
○小庭に梨の木があると、その家の妻が早死する
○三りんぼうの日に柿の木から落ちると死ぬ
○優曇華（うどんげ）の花が咲くと大事な人が死ぬ

2　起居・動作による死の象徴

- 足袋をはいたまま寝ると早死する（また親の死に目にあえぬともいう）
- 夜、爪を切ると親を失う
- 鼻血のついた紙布を道などに捨て、それを狐が舐めると死ぬ
- 写真に三人写ると真中の人が早死する
- 旧塚崎城跡の石門のところで転ぶと三年のうちに死ぬ
- 同じ年生まれの子どもと動物が一緒に家におると、どちらかが早死する

3　死に対する禁忌

- 死者の着物を作るときは物指しを使わない
- 死んだ人を拭いてやる湯を湧かすときは、蓋をしないで湧かす
- 友引きの日には葬式は出すものでない
- 葬式の帰りは他の家に寄らずに帰る
- 葬式から帰ると、入口で塩を体にふりかけ、漱(うがい)してから上にあがる
- 死んでから三日目に、その人が不断着ていた着物を北向きに竿に干し、着物が乾く間のないように水をかける（三日目に火の山を通るから熱くないように）
- 四十九日の供養は三月(みつき)に亘ってはならぬ
- 死んだ人の家族の者は一年間（三年とも）神に参ってはならない
- 死人があればその家族は四十九日までは髪を洗わない

- 北に枕を向けて寝ると死人枕といって嫌う

4　霊・神仏に関するもの

- 盆には胡瓜の棚を取払っておかないと、精霊様が躓(つまず)かれる
- お盆に仏壇の前に裸で行くと仏様が逃げられる
- 盆に泳ぐと地獄に引込まれる
- 盆の十六日にえんま王に参詣すると地獄にいかない
- 柳の木が家の裏にあると幽霊が出る
- 百日たたない赤ん坊に鏡を見せると魂が抜ける
- 神棚は北向きにしない
- 初なりの茄子は水神様にあげる
- 丑の刻参りの人が人に見られると願が叶わない
- 悪いことをすれば地獄に行く

(3)　身体と起居・動作に関する俗信

1　健　康

- 正月七日の鬼火たきの火で餅をやいて食べると体が丈夫になる
- 七日正月の七草汁を吸うと病気しない

- 土用の丑の日に鰻を食べると元気になる
- 土用の中の日に温泉に入ると丈夫になる
- 端午の節句に菖蒲風呂に入ると病気しない
- 大晦日の晩、菊の枯枝をたくと病気しない
- 御神輿をくぐると丈夫になる
- 桑の木箸で食べると中風にならない
- 歯が抜けたとき、上歯は湯殿に、下歯は屋根の上に投げると、歯並びがよくなる
- 子どもが弱かったら、観音様に名を変えてあずけると丈夫になる
- 病気の流行するとき、南天と杉と稲を一緒に吊しておくと病気にかからない（なんでもすぎたというまじない）

2　病気と治療

- 赤い精霊蜻蛉（とんぼ）をとるとトラホームになる
- 火鉢に爪を入れると病気になる
- 蜜柑を火鉢に入れると盲目になる
- 盃でお茶を飲むと中風にかかる
- 臍（へそ）の黒いところを取除くと腹が痛む
- 不動様の水で眼を洗うと眼病がなおる
- 歯の痛い時は薬師様の石で撫でるとよい
- 耳が痛むときは地蔵様の竹の筒で吹けばよくなる

- お多福風邪にかかったら、わら苞（つと）を二つ作って、朝早く人に見られないように、これを担って行って川に捨て、後見をしないで帰ってくるとよい
- 目に物貰いができたときは、人に見られないように、小庭の小石を起こし、それをまた元のように伏せておけばよい
- 地蔵様に豆をいってあげると疣（いぼ）はとれる
- 疣に茄子の汁をすりつけて、人の知らない中に土中に埋めておけばよくなる
- 足に痺（しびれ）がきれたときは、額に唾を三度つけるとよい
- 蜂に刺されたときは歯糞をつけるとよい
- 薬草は土用に採って日蔭干しておくと大変よく効く
- 丑の日にお灸をすえるとよくきく

3　結婚と出産

- 荒神様の餅は結婚前の人は食べてはいけない（食べると遅く嫁ぐ）
- 食事のとき場所を変えると、変えた度数だけ嫁ぐ
- 赤飯にお茶をかけて食べると結婚の日に雨が降る
- 小さいときから便所の掃除をよくする人はよいところに嫁ぐ
- 十九歳で嫁ぐと一生不幸
- 丙午（ひのえうま）の年生まれの女は亭主を見倒す
- 火を二人で吹くと双児を生む



円応寺の下にある〝いぼ地蔵〟
（豆をいってあげると、いぼがなおるという）

- 井(どんぢり)で食事をする（水を飲むとも）と目の大きい子どもが生まれる
- 縫糸の結び玉を他人に作って貰うと難産する
- 妊娠中に小犬や小猫を貰うと死産する
- 多久の西ノ原大明神（おりんさま）にお詣りすると安産する
- 正月に数の子を食べると子どもを多く生む
- お産のときは一人で産婆を迎えに行くものでない

4　起居・動作

- 七夕の朝、髪を洗うと黒く長くなる
- 七夕のとき朝露で字を書くと上達する
- 梅の種子を天神様に供えると字が上手になる
- 正月元日は福の神が逃げるので雨戸を早く開けてはいけない、また箒も使わない
- 水泳に行くときは神様にあげた御飯を食べて行けばよい
- お客に早く帰って貰いたいときは箒を逆に立てる
- お客がおるときは箒ではかない
- 川で小便すると罰があたる
- 野良などで立小便するときは、唾を吐いてから用を足す
- 洗濯物を干す時は竿の大きい方から通す
- 夜、手と足の爪を一緒に切るものではない

- 夜、家の中で口笛を吹くと泥棒が這入る
- 晩、子どもが火弄びをすると寝小便をする
- 御飯を食べてすぐ横になると牛になる
- 蜂に逢ったときは口笛を吹くと刺さない
- 蛇を指さすと手が腐る
- 箒を担ぐと背が高くならない
- 寝ている人の枕元を通ってはいけない
- 狐から化されたら唾を眉毛に三度塗ってみる
- 雷が鳴るときは麻の蚊帖を吊って中に這入っておればよい

(4)　吉凶、縁起に関する俗信

1　吉（縁起がよい）

- 朝起きたとき蜘蛛(くも)（こぶ）が眼の前に下ってくると縁起がよい
- 夜、蜘蛛が出ると「喜ぶ」で縁起がよい（また夜の蜘蛛は親の死に目にあっても殺せともいう）
- 茶柱が立つとよい事がある
- 大晦日の晩、長く戸を開けておくと福が来る
- 鳥居の上に石を乗せるとよい事がある



鳥居の上に石がのっている　（武雄町川良天満宮）

- 部屋の中に小鳥が飛び込んでくると幸福がくる
- 室内に蜻蛉が這入ってくると幸福がくる
- 四つ葉のクローバを採ると幸福がめぐってくる
- 男が女の髪道具を拾うと縁起がよい
- 夢で身を斬られるとよい事がある
- 蛇の夢をみると縁起がよい
- 初夢に一富士、二鷹、三茄子の夢をみるとよい事がある
- よい夢をみたときは、三日間人に話さないとよい事がある（悪い夢をみたときは友達に話すとよい）
- 雪の多い年は豊作

2 凶（縁起が悪い・忌日）

- 梅干が腐るときは何か不幸なことがある
- 夜雌鶏が鳴くのは不吉の兆
- 烏が鳴くと縁起が悪い
- 外出するとき下駄の鼻緒が切れると不吉の兆
- 病室に四号、九号は嫌う
- 夜蜘蛛が出ると不吉な事がある
- 名前に季節の名をつけるとよくない
- 晩に耳の垢をとると宝を失なう

- 井戸に金物が入るのは不吉
- 鏡を割るとその人の身の上に不吉なことがある
- 正月元日には刃物を使ってはならぬ
- お盆のとき出てくる赤蜻蛉は取ってはならない
- 家の中に鼠がいなくなると不吉の兆
- 月の三日と七日は旅立ちするものでない
- 三日泊りはせぬ（三晩泊って帰らねばならない時は何か自分の所持品を置いて帰る）
- 鍬は柄を前の方に向けて持つものではない（死人の穴掘りのときだけそうする）

(5) 衣・食・住に関する俗信

1 衣

- 新しい着物を初めて着るときは天満宮（荒神さんとも）に参詣する
- 子どもの着物は戌の日に裁つと体が丈夫になる
- 着物を作りかけて年を越させるものではない（年を越させた着物を着ると不幸がある）
- 洗った着物は一度たたんでから着る
- 着物を干すときは前身を北に向けるものではない
- 着物は夜干してはいけない
- 夕方下駄をおろすものではない

・履物は畳の上から穿いておろしてはいけない（葬式のときだけ土足であがるから）
・丑の日と申の日には着物を裁つものでない
・お日待ちは天道様が休まれる日だから洗濯物を干すものでない
・着物は左胸に包むものでない
・新しい着物を北向きになって着てはいけない

2 食

・茗荷を食べると物忘れする
・葱を食べると頭がよくなる
・梅と鰻、柿と蟹漬けは合食
・むこうつきの餅踏みの餅は刃物を使って切ってはいけない、また焼いて食べてもいけない（怪我、やけどをするから）
・毎日梅干しを一つ食べるとその日の災難をのがれる
・香の物は一切れ（人切）、三切れ（身切）を盛るものでない
・食物を箸から箸に渡して食べてはならぬ（火葬場での骨拾いと同じで縁起が悪い）
・魚の骨が喉にかかったらご飯を丸呑みする
・家の人が旅出している時は蔭膳をすえる
・正月元日は昼を抜きにして夕飯を早目にする（一年中日暮しをしないように）
・御飯の上に箸を立ててはならない

・大晦日には運そばを食べる

3 住（家運）

・朝日の射さない家は栄えない
・便所が東方（北とも）にあると悪い
・鬼門を清潔にしないと不幸が続く
・家よりも高い木があると不幸が続く
・小庭に葛類を植えるとその家を巻き倒す
・平屋だったところを二階建てにするとその家は栄える
・南天の木が栄えると家が繁昌する
・屋根の上に草が生えると家が衰える兆
・家の出入口に大木があるとその家は繁昌しない
・家の庭を通り越されるようになっている家は栄えない（人から踏みつけられる）
・三りんぼうの日に家を建てると家が倒れる
・燕が家にいるとその家は栄える
・供日の流鏑馬の馬が門口に入るとその家は栄える
・潮が満ち舟が入り込む夢はその家が繁昌する兆
・家の戸に熊蜂の巣をかけておくと魔除けになる
・北向の家は栄えない

(6) 社会一般に関する俗信

1 火事

- 蛍が家の中に飛び込むと火事がおきる
- 喧嘩の夢をみると何処かで火事がある
- 宵の中に鶏が鳴くと火事がおきる
- 夜、鶏の鳴き真似をすると火事がおきる
- 犬が立ち吠えすると火事がおきる
- 武雄神社の秋祭りの流鏑馬で矢を射た的を持って帰ると火除けになる
- 家の中に蚤がいると火事がおきない
- 女は火事見に行くものではない

2 戦争



武雄神社秋祭りの流鏑馬の的
矢が立っている的を持ち帰って家におくと火除けになる

- ほうき星が出ると戦争の兆
- 師走に雷が鳴ると戦さの前兆
- 戦争に行くとき申年の梅を持って行くと無事に凱旋する
- 戦争に行くとき懐にナタ豆を入れておけば弾が当たらない
- 千人針の布を腹に巻いておると戦死を免かれる
- 出征のとき貴明(たかあきら)大明神にお願をかけておけば戦死しない
- 戸坂峠の秀岩塚に祈願すると無事凱旋する

九 史話・伝説

(一) 史話

(1) 武雄神社の霊感

源氏に攻めたてられて都落ちした平家は、長年にわたって掌握していた瀬戸内海の豪族や武士たちの水軍を結集することに成功し、遠く九州方面にまで力を振うようになっていた。水軍を持たない鎌倉の源頼朝は、弟の範頼を陸路山陽道を西下させ、平家の穀倉である九州を突かせようとした。だが、関東からの補給路はあまりにも遠く、範頼は悪戦苦闘していた。

これを知った頼朝は密使をやって、武神として知られている武雄神社に戦勝を祈願した。神主守門の祈禱が朝夕

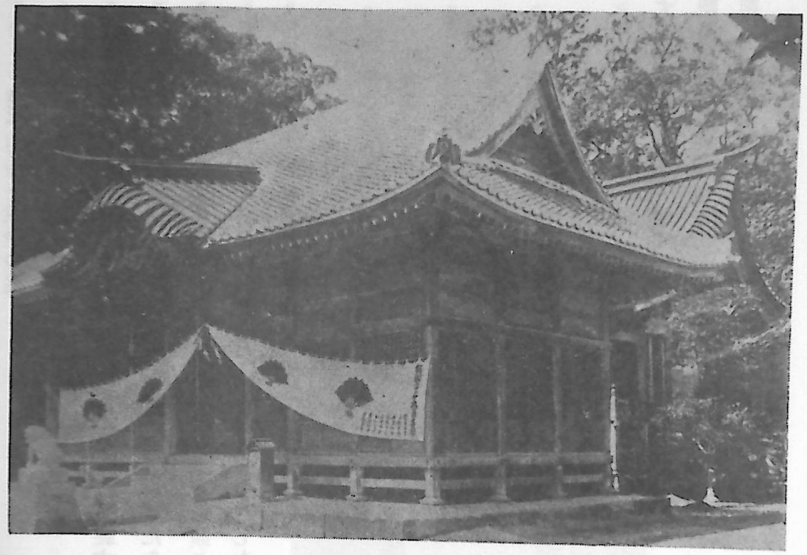

焼失前の武雄神社

行なわれるようになった。十月のある日、御船山が震動して神殿に光が輝いた。そして社前の池から神鷺が東北に向かって群れ飛んでいった。神官は

「これはめでたいきざしだ。平家が倒れるのは火を見るよりも明らかだ」

と賀し喜んだ。

その頃、平家は安徳帝を奉じて太宰府にいたが、豊後の緒方惟栄が源氏に寝返ったことを知り、一たん肥後山鹿の塁に入り、そこからまた豊前の柳が浦に移っていった。ある日、幾百とも知れない白鷺の群れが、企救の松原に飛んできてばたばた騒いでいた。平家はこのありさまを遠くから眺めて、てっきり源氏が白旗をひるがえして迫ってきたものと思いこみ、大慌てにあわてて、舟に帆をあげ柳が浦から四国の讃岐に逃げていった。

翌文治元年（一一八五）の春、源平は壇の浦で最後の決戦をした。武雄領主後藤宗明と武雄神社神主守門は範頼に属して軍功をたてたが、この戦にも白鷺が飛んできて源氏を援護した。当時の人たちは、白鷺は武

雄神社の象徴であると信じていたから、二度にわたる白鷺の出現は、武雄神社の霊感によるものであることを疑うものはなかった。太宰府の雑掌惟之はこのことを詳しく鎌倉に報告した。頼朝は深くその神徳にうたれ、翌文治二年の三月、武雄神社の神官らに教書を送って戦勝を深謝し、神社には庄園を寄進した。また九月には後鳥羽上皇の勅使左大弁藤原基氏と鎌倉の使節内舎人天野遠景をやって、武雄神社に参詣させた。

鎌倉幕府が成立して約九十年後の文永十一年（一二七四）、蒙古人の元という国が、日本をその属国にしようと、三万七千の大軍を派遣して、対島、壱岐を荒らし、博多に押し寄せてきた。しかし、ある夜台風が起こって、敵船はほとんど沈没し、元軍は目的を果たすことができないまま引き揚げていった。

民人たちはほっとしたが、朝廷や幕府は元が再び攻めてくることを予想していたので、博多の海岸には六里（二十四キロメートル）にわたる石塁を築き、全国のおもだった神社仏閣には敵国降伏の祈願がなされた。このとき、後宇多天皇は武雄の広福寺にも護国の祈願を捧げられ、「祈禱」という勅額を賜わった。また天皇は武雄神社にも御綸旨を賜わるし、将軍惟康親王からも御教書が下されたので、神主は日夜敵国降伏の祈禱に励んでいた。

果たして元は七年後の弘安四年、再び十四万の大軍を二手に分けて北九州に来襲した。日本軍が小舟で敵船に斬り込んだりして、大いに防戦につとめている時であった。七月二十九日の昼頃、武雄神社の上宮から紫の旗が三流れ上ったかと思うと、西北に向って飛び去っていった。里人たちはそれを仰ぎ見て、神感に打たれない者はなかった。ちょうどその夜から翌八月一日にかけて、大風が起こって海は荒れに荒れ、敵船は沈没して、溺死する者は夥しい数である。わが軍はこれに乗じて、散々敵を打ち破った。上宮の神は、神功皇后の三韓征伐に先導を勤めた底筒男、中筒男・表筒男の三神である。当時の里人たちは、この三神が三流の旗となって飛行し、元軍を征するため大風を起こしたと信じていた。



繁昌の薬師堂

(2) 柏岳の戦いと繁昌の薬師堂

南北朝の頃、武雄領主後藤光明は南朝方を支持して、孤忠を守っていた。九州探題今川了俊の弟仲秋が武雄に攻め入った。そして文中元年（一三七二）、柏岳、烏帽子岳の戦いがあった。猪熊城と盤井岩には、南朝方の後藤光明と菊池武政の軍が陣しており、柏岳と烏帽子岳には、北朝方の小武頼澄と今川仲秋の軍が拠っていた。そして、朝日町繁昌の地が最も激しい衝突の場所であった。戦いは一勝一敗、容易に勝負は決しなかったが、北朝方は南朝方の勢に押されて、とうとう烏帽子岳に閉じ込められてしまった。

こうなると、一番困るのは水である。谷に下りられなくなった北朝方には、飲み水も、御飯を炊く水もない。飲み水のかわりに木の葉を噛んだ。米は焼いて食べた。戦う苦しさより水のない苦しさは堪らないことだった。白米で馬を洗う真似をし、柄杓（ひしゃく）で水を飲む格好を見せた。水があるように見せかけ、弱身を見せまいと頑張っても、一滴の水も飲まない日が四日、五日と続くうちには戦う気力もにぶっていった。遂に仲秋、頼澄は兵を収めて、霞立つ春の山路を、東の方綾部城へ引き揚げていった。烏帽子岳の頂上にある米搗き場という平地には、そのとき焼いた米が、今でも草の根から沢山発見されるという。

この戦いで最も激戦の場所だった繁昌の里には、敵味方の区別もつかないまま、戦死者の屍が積み重なって、葬る人もなく放置されていた。里人たちは目をそむけ、鼻をつまんで、そこを通ったが、その多くは病みついたり、

中には死んでいく人も出るという不吉なことばかりが続くようになった。里人たちは戦死者の祟りに違いないと心配し、戦死者の屍を手厚く葬り、冥福を祈るため薬師如来をそこに勧請した。これが今の繁昌薬師堂である。



日鼓城の悲劇

(3) 日鼓（ひつつみ）城の悲劇

潮見城第十三代の城主渋江公勢（きんなり）の時代が、渋江三百二十年の間ではその勢力が最も盛んだったときである。彼杵の大村純伊（すみこれ）は高来の有馬貴純に領地を奪われて、流浪の生活を送っていた。公勢は大村に救いの手を延ばして、有馬から失地を回復してやった。それほどの実力があったから、近隣の諸大名はことごとく公勢の輩下になっていた。松浦岸岳城主波多隠岐守興信、塚崎城主後藤職明、藤津城主原越後守、吉田城主吉田右馬太夫、白石城主白石道勝、多久城主多久太郎、須古城主平井らは、それぞれ公勢に人質を出していた。この人質には、波多、後藤、原、吉田の四家は女子を、その他は男子を出した。公勢は四人の女子を愛して、男子三人、女子二人を生ませた。嫡子は澄明といって、後藤職明の息女に出生したが、後藤に世継ぎがなかったので、職明の養子にした。これが塚崎十八代の領主後藤純明である。

二男は吉田右馬太夫の娘が生んだ公政で、三男は波多隠岐守の息女が生んだ公親である。公勢は波多の娘を正室とし、三男を惣領と

して渋江下野守公親と呼ばせていた。年長の公政をさしおいて、三男の公親を惣領にしたことで、憤怨の念やるかたなく悶々の日夜をあかしていた公政の生母は、わが子公政に渋江家を相続させたい一念から、遂に吉田家から付添ってきた家臣と密議して、公親を殺害しようと企て、心ひそかに時の来るのを待っていた。

時は大永七年(一五二七)、公勢は若木町の日鼓城—八幡岳と眉山の裾野の合したところ—にいた。一点の雲もない麗らかな春の日であった。あの山、この岡に咲いた山桜ははや散って、葉桜となっていたが、城内の八重桜は今を盛りと咲きほこっていた。公勢は公政、公親の二人の子と中庭で蹴鞠に打ち興じていた。遊びがすんで、三人が打ち揃って広縁に腰を下したとき

「喉がかわいた。早く飲物をもて」

と、少年公親がいった。

「畏りました」

と、急いで立ち上ったのは公政の乳母であった。公政の生母と乳母は、この好機をはずしてはと、かねて用意していた毒薬を入れて葛湯を作り、乳母が持っていった。公親が取ろうとすると、父の公勢が横取りして飲み、残りを公親に渡そうとすると、今度は公政が取って、一息に飲みほしてしまった。あっと青くなったのは、乳母と吉田家の側近たちだった。でも間に合わない。やがて公勢と公政は苦しみだし、公政は多量の血を吐いて悶死した。公勢は毒にあたって、むざむざ犬死にするのを無念に思ったが、もはや再起は覚束ないと諦め、苦しい中にも近習に命じて甲冑を着け、長刀を杖づいて、一族郎党を集め

「公勢の運命は遂につきた。わたしは死んでもこの城を守るつもりだ。わたしの死骸は、この姿のまま日鼓山の頂上に葬ってくれ。あとに残る公親は弱年だから、みんなで力を合わせて助けてやってくれ」

と、いい終わって、従容と死についた。時に公勢は齢七十、公政十七歳、公親は僅か十三歳であった。

日鼓山(八幡岳)の頂上に、もうほとんど形もさだかでない土饅頭の墓がある。これが公勢の墓といわれ、戦前までは、伊万里市大川町田代部落の人たちは、毎年「渋江さん詣り」といって、この山に登り、香華を手向けていたといわれている。

(4) 丹州堀の由来

武雄の領主後藤純明は世を去り、貴明が領主となった天文の終わり頃から、島原の有馬仙岩は藤津郡を攻略して、しばしば貴明の領域長島庄に押し寄せてきた。貴明は一族郎党を集めて、その対策を協議した。

「有馬は大敵ですから油断はなりません。もともと長島庄は渋江の所領でしたから、旧領主渋江公師を呼び寄せ、長島庄を与えて、潮見城を守らせるならば、旧部下も馳せ参じましょうし、武雄は安全でしょう」

という意見が出た。貴明はじめ一座のものも妙案だとこれに賛成した。

永禄二年(一五五九)七月十八日、公師に帰参の使いが出された。さきに公師は日鼓の居城が落城して肥後の山鹿に走り、父公親は佐賀にいたが、父子は喜んで求めに応じ、武雄に来て貴明に対面した。貴明は

「有馬の軍勢がときどき塩田から長島に出張ってきます。長島庄はもともと貴殿の所領であるから、これを治め、潮見城に寄ってこれを防ぎなさい」

といって、潮見城を修理して、公師、公重の兄弟を在城させ、花島に島山城を新築して、父の公親を住まわせた。公師は貴明の処遇に感激し、娘を人質として忠誠を誓った。

永禄三年九月十九日、自ら潮見明神の子と名乗るものが現われて、青稲を噛み、あばれ回りながら

「われは恭けなくも潮見大明神であるぞ。和光の塵に交って天降ってきて、数百年この方渋江氏を守護し続けている。しかるにいま潮見の城中には鉄砲を備え、これを飛ばして人を殺そうとしている。潮見城の穢れである。敵が

押し寄せてくれば神力で撃退してやるぞ。急いで鉄砲を城外に持ち出さないと、家はたちどころに滅びてしもうぞ」

と、汗水たらして口走っていた。公師、公重の兄弟は

「たとえ神のお告げであろうとも、此処は大敵を引きうける所であるから、鉄砲を持ち出してはならない」

といって、きき入れない。父の公親は

「これは祖神のお告げである。疑ってはならない。叛いてはならない」

と、言い張って、鉄砲を全部城外に運び出してしまった。

有馬方は潮見城攻略の機会を窺っていたが、潮見城には渋江氏の旧領種ヶ島から伝来した鉄砲を蔵している。有馬方には鉄砲がない。何とかして鉄砲を城外に持ち出させないことには、勝つことができない。有馬は時の潮見神社の神職提川某に賄賂を送って、渋江方を欺いたのである。

鉄砲が城外に運び出されると、時を移さず九月二十一日、有馬丹後守純宗を大将に、西右京を副将とした三千余騎の軍勢が、夜陰に紛れて潮見城に押寄せ、明け方には完全に城を取り巻いてしまった。不意をつかれた城中は上を下への大騒ぎである。城外にいた者も馳けつけ、火花を散らし戦ったが、多勢に無勢、いよいよ旗色は悪くなるばかりである。公重はとうとう戦死した。公師もいよいよこれまでと、具足を脱ぎ捨てて自害しようとした。そのとき不動寺但馬が駆け寄って

「自害は早い、何処の国なりと落ちのびなさい」

と、引き立てたので、三岳鬼源右ェ門が敵の小旗を持って敵を欺き、主従六人敵の中を通り抜けて武雄へ落ちていった。この激戦で敵の副将西右京も討死した。

一方、武雄の貴明は潮見城の急を聞くや、手兵を率いて有馬軍の後方から押し寄せた。敵の大将有馬丹後守は、自ら士卒を指揮してこれを迎え撃った。貴明は東を撃ち西を突き、左に回り右に転じ、敵の軍列を破って押し進むので、丹後守もこれを防ぐことができない。この時、白鷺が飛んできて、貴明の軍旗竿に止った。武雄の軍勢は

「これは武雄神社の援助である」

と、士気ますます振いたったが、敵の戦意は衰えるばかりである。そこに武雄の大軍が馳せ集まって、平野は一面兵士で埋まる程になった。丹後守は兵を励まして戦ったが、士気既に衰えて抗することはできず、丹後守は遂に討死してしまった。大将を失った有馬の残兵は間道から松浦方面に逃亡して戦いは終わった。

城下の堀を、里人たちは丹州堀と呼んでいた。丹後守がこの堀を隔てて戦うこと数合、そして、この堀の傍で討死したから、丹州堀と呼ばれるようになったといわれている。丹後守純宗の墓は潮見神社下宮の北にある。

(5)　白石弥五郎と心巴和尚

永禄三年（一五六〇）十二月、後藤貴明は須古城主平井経治と橋下村芦原で戦って大敗した。貴明が馬に鞭打ち、単騎で退却してくる。須古の猛将白石弥五郎が、これも単騎で追ってくる。二人の距離は縮まらないまま、塚崎城に近ずいてきた。このとき、武雄社神主敬門の弟右馬大輔資門は三の宮にいたが、時ならぬ蹄の音に、外に飛び出してみると、領主が追われているではないか。「すわ一大事」と弓を取り出し、狙いをつけて、追手の白石弥五郎目がけてひゅーと射立てると、矢は的を外れず、見事弥五郎の胸を射抜いた。不意を打たれた弥五郎はどっと馬から落ち、戦死を遂げた。貴明は危うく一命を助かった。弥五郎の屍は、あとで戦死の場所、三の宮の下手に手厚く葬られた。そして、この墓は今日もなお彼の武勇を称えられながら、田圃の一角に淋しく立っている。

一方、須古の一軍は勝ちに乗じて、花木甚左ェ門、筒井某を先頭に、塚崎城目がけて追撃してきた。川良浄円寺の心巴和尚は、この情報をきくや、半鐘を早打ちに打ち鳴らした。早鐘は村にひびき渡り、田圃に出ていた百姓足軽たちは、鍬を捨て、おっ取り刀で馳せ参じた。心巴和尚は先代領主純明の甥で、もともと武芸に達していたの

で、法衣の袖をまくり上げ、長刀をひっ下げて

「われ出家の身ではあっても、主家の難は防がねばならぬ」

と、百姓百余人を引き連れ、甘久村坂本の館に出陣して、敵を迎え撃った。寄せ手の大将花木甚左ェ門は

「われこそは平井方先手の大将花木甚左ェ門なり、法衣の僧こそ敵の大将と見付けたり。いざ来れ、勝負せん」

と、大音声あげて挑戦してきた。和尚は

「ふーん、花木とや、花木は拙僧が引導をわたすときの葬式道具じゃ、丁度いい、引導わたしてやるからかかってこい」

と、悪たれ口で答える。かんかんになった花木は「うぬっ」とかかってきた。互いに死力を尽しての奮戦数合、遂に和尚は花木の首級をあげた。かくするうちに、塚崎城からの援軍も馳けつけたので、須古勢は花木ら戦死者の屍を打ち捨てて退却した。



白石弥五郎の墓

川良と甘久の境の田圃の中に、三つの塚があった。花木甚左ェ門と筒井某と他の一人の戦死者を葬ったところで、花木塚とも大塚(おうつか)とも呼ばれていた。三つの塚にはそれぞれ松を植えて、菩提を弔った。里人たちは、この塚の草木を切ると祟りがあるといって、手をつける者がなかった。松の木は繁茂して大木になった。これが後に武雄名所になった三本松で、田圃仕事に出た農民たちの唯一の休息所であったが、不幸にも三本の老松は、昭和十八年松喰虫のため枯死してしまい、今は子松が一本残っているだけである。

―備考―大塚というのは、古墳時代の墓を意味するらしく、明治以前に盗掘されたと伝えられている。天井石と思われる大きい石が三個、今でも転がっている。



(6)　矢筈と前田備前守利清

戦国の世、斯波氏の一族前田備後守利勝の三男に、備前守利清という者がいた。彼は若くして織田信長に仕え、忠勤を励んでいたが、天正十年（一五八二）信長が本能寺で明智光秀に討たれたので、浪人になった。浪人となった利清は、御多聞に洩れず家来数人を連れて諸国を流浪し、ある年肥前国唐津に上陸した。そして、しばらく唐津に滞在していたが、ここにも彼等を落着かせる適当な場所が見付からなかった。利清らはまたあちらこちらを歩いたすえ、俗界を遠く離れた山里、矢筈に辿り着いた。

矢筈神社

昔は矢筈のことを雲の上といい、矢筈の人を雲上人と呼んでいたが、西川登町矢筈はそれほど高い山の上にある部落である。北には平家の落武者たちが潜伏して、「神子踊り」を伝えたといわれる山内町船の原があり、南は明治維新まで西目の番所があった神六で、神六の南の庭木は、庭木隼人(はやとのすけ)佐藤原宗顕が雲州から移ってきて住みついた所である。この付近は山また山

で、交通不便な奥地であったから、他国からの落武者たちが隠れ住むのには恰好の場所であった。

矢筈の里人たちは利清らを暖かく迎えいれた。利清は前身をあかすこともなく、下界を見下しながら静かな生活を続けていた。静かな環境は彼の心も静かな境地に導いていく。

「乱世とはいえ、一族はそむきあい、昨日の味方を今日は敵として戦っている。信頼できる者は一人もいない。こんな乱世に、自分を偽らずに生きる術は……」

彼は静かに考えれば考えるほど、弓矢取る身が情なく感じられ、遂に彼は修験道に入る決心をした。三年の修行を終えた利清は、勇誉という名の山伏になって、再び矢筈に帰ってきた。勇誉は里人たちの帰依を得、すすめる人があって里の娘と結婚し、里人たちと溶け合った幸福な毎日を送っていた。



どんさん塚

その頃、矢筈には里人たちの心の拠りどころとなる適当な場所がなかった。そこで、彼は唐津の鏡大明神の分霊を奉祀し、矢筈を神体とした矢筈神社を創建した。これが今日の鎮守矢筈大明神であり、矢筈を祭ったことから矢筈という名が生まれた。彼はまた隣村の神六の人たちからも請われて、矢筈神社と同じように矢筈を神体とし、唐津の鏡大明神の分霊を奉祀して神六神社を建立した。こうして勇誉は長らく矢筈にあったが、のち大草野に転出して、十六善神の社司になった。そして彼の子孫が代々同社の社司を勤めていた。十六善神は領主後藤貴明が祭祀料や殿宇を寄進して、保護を加えていた程の神社であったが、昭和六年に西松浦郡北波多村本行院に移転した。

神六部落の中央の田圃の中に、通称「どんさん」と呼ばれる塚がある。これは神六神社を創建した備前守利清の

墓とも、利清の従者の墓ともいわれている。

(7)　広福寺と伊達政宗

―付・重文〝四天王〟―

宋への留学から帰った聖一国師弁円は、武雄に温泉のあることをきいて、仁治三年（一二四二）春、静養のため武雄にやってきた。武雄第八代の領主後藤直明は深く国師に帰依し、その別邸のあった丸隈山一帯の地を寄進して、国師を開山として仏殿を建立した。これが今日の広福寺である。

聖一国師は武雄に滞在すること僅かに半歳、秋には筑前の崇福寺に去ったが、国師が諸国を行脚するに及んで、広福寺と武雄温泉の名は全国に宣伝された。そしてまた、広福寺には二世、三世と次々に名僧がその住職を勤めたので、寺運は盛んになり、参禅するものは九州はもちろん、上方地方の名門にまで及んだ。太政大臣藤原道家の三男亟相実経は田園五十町を本寺に寄進したし、地方では塚崎領主、富岡領主、中野領主らも田園を寄進し、肥前国臨済宗の冠主であった。元寇の役のときは後宇多天皇は敵国降伏の祈願をされ、「祈禱」の勅額と広福護国禅寺の名を賜わって、定額寺（じょうがくじ）となった。定額寺というのは、古代の寺格の一つで、国家が公認した寺のことである。

創建当時丸隈山と寺の間は廊下で続き、丸隈山に庫裡と鐘楼があった。山門は本町と宮野町の分岐店である札の辻、今のみどり屋の前に立っていた。この山門が廃止になったのは延宝年間（一六七〇年代）と記されているから、今から三百年程前のことである。今日でこそ温泉通りは旅館、商店が軒を並べて、非常に賑やかであるが、当時は山門から広福寺までの山谷の間には、無量寺と温泉があるだけであった。山門の前面には約二反歩ばかりの竹林があり、林の外は溝が回らしてあったというから、本町の四つ辻、糸屋呉服店附近までは一面の竹林であったと思われる。

今の旅館春慶屋は無量寺という雲水寮のあった跡で、諸所からやってきた雲水たちは、この寺で旅装を解き、寝泊りしたものである（無量寺は後に黒髪山の末寺となり、岩泉寺と改めた）。温泉はもちろん境内であった。一月一日の初湯に広福寺の住侍が読経して入浴する初湯の式は、当時から始まったもので、今日も継続されている。最初に発達したのは内町で、民家七十戸と末寺十一庵が建ち並び、一番繁栄していた。寺の境内であったから内町と呼んでいた。

境内は数町四方に及び、末寺二百を数える程寺運が盛んであった広福寺も、南北朝時代から応仁の乱、戦国時代と乱世が続くと、京師との檀縁は全く絶え、領主後藤氏の檀恩に浴するのみとなった。そして元亀元年（一五七〇）春には火災にかかり、また天正二年（一五七四）には再び兵火に遇って、大小の堂宇は焼失し、仏像、綸旨以下の古文書は灰燼に帰した。それにまた文禄年間には秀吉が朝鮮征伐のため、諸方の社寺から戦費を調達したから、広福寺もその例に洩れず、本寺の仏像、経巻、法器、家具はほとんど没収されて、寺運は急速に衰微していった。

聖一国師の諸国遍歴によって、武雄温泉が全国的に有名になったことは既に述べたが、秀吉の朝鮮征伐中、名護屋在陣中の諸将はつぎつぎに武雄温泉にきて、つれづれを慰めていた。秀吉が天正二十年（一五九二）六月十八日、外来の湯治者は土地の者に難題をかけてはならない、という温泉の掟を定めたのも、諸将らが温泉を荒さないためであった。

伊達政宗も陣中つれづれなるままに、畠山貞政と連れだって武雄にやってきた。ある日二人は入浴後、桜山を歩きながら広福寺の方に回った。寺は火災にかかったまま復興もできずに放置されていた。通りかかった小僧をつかまえて問答すると、小僧は

「豊公朝鮮征伐のため、当寺の仏像、法器などはもちろん、梵鐘までも徴発されました。修理など思いもよりません」

と答えた。二人は寺の衰微をその目で見、復興のできない理由をその耳できき、ほんとに気の毒に思った。そして寺の復興の一部にと、おのおの銭三貫文を喜捨した。

時の住職別宗和尚は、領主後藤家信について朝鮮に出征していたが、凱旋後このことをきいて感泣し、地方を托鉢して浄財を集め、また領主家信も穀五十石の田地を寄附したので、慶長二年（一五九七）新たに仏殿を造営することができた。

広福寺の鐘楼の傍に一本の柿の老樹がある。これを胡椒柿（こしょうがき）といって、一本の木に大きさのちがった二種類の柿の実がなる珍しい木である。小さい実が丁度胡椒（＝唐辛子）のように細長い形をしているので、胡椒柿と命名されたのであろう。原木は聖一国師が宋から帰国するとき杖として持ってきたもので、梢（こずえ）を下にして立てられたのが根づいたものだとの言い伝えがある。大正十一年（一九二二）十月に東京農科大学教授農学博士原熙氏に調査してもらったところ、これは日本特有種でな



広福寺の胡椒柿

く、確かに支那種であることを証せられたと、武雄町史跡名勝其他調査書は記している。

〈付記〉　重文〝四天王〟

広福寺の釈迦堂には、国の重要文化財の木像四天王立像が、釈迦如来像を真中にしてその守護に当たっていた。しかしこの釈迦堂は防火設備がなく、保存上危険が感じられたので、昭和四十五年秋、工費四百五十万円でコンクリート製の収蔵庫建設に着手、翌四十六年二月完工した。ところが、そのときの文化庁の調査で、四天王像の破損が想像以上にひどいことがわかり、同庁の指示で京都国立博物館に依頼して修復することになった。修復に要する費用百四十六万円という。

四天王像で四体が揃っているのは珍しく、持国、増長二天王は躍動的であり、多聞、広目二天王は静けさがよくあらわれている。

持国天……高さ百三十九センチ、左手を腰にあて、右手に剣を持っている

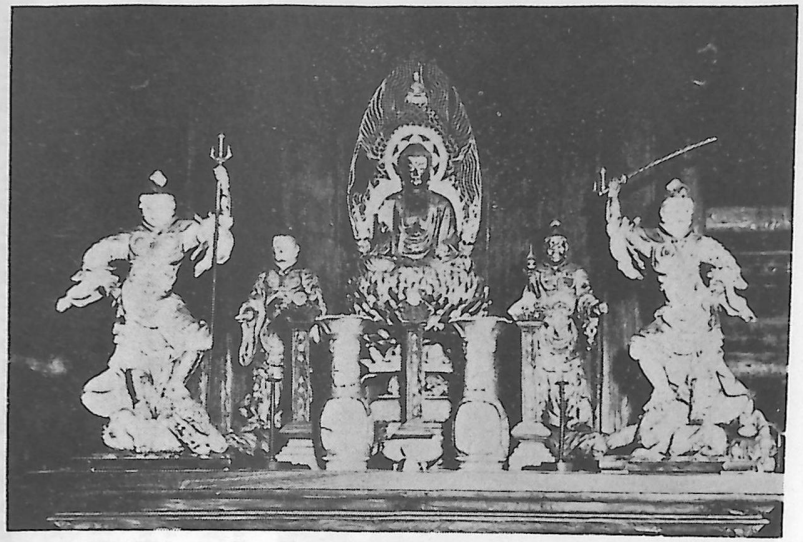

四天王時代の釈迦堂釈迦如来像

増長天……高さ百三十九センチ、右手を腰、左手に三げきを持っている

多聞天……高さ百三十五センチ、右手に宝塔、左手に三げきを持っている

広目天……高さ百三十三センチ右手に筆、左手に経巻を持っている

製作の年代や仏師名はわからないが、その彫刻などからみて、今から約七百四十年前の鎌倉時代のものといわれ、寺伝では有名な運慶の作となっている。鎌倉時代の天部像の中でも、彩色をよくとどめていて、保存のよい点では県下最高級であり、鎌倉時代の特色をよくあらわしている点では、九州でも代表作に推されている。四天王像は大正四年（一九一五）三月旧国宝に指定され、終戦後昭和二十五年重要文化財に指定替えになったもので、大正五年に修理がなされていたものである。

(8)　加藤清正と後藤家信

後藤家信は秀吉の朝鮮征伐、慶長の役にも従軍した。慶長二年（一五九七）十二月、加藤清正は蔚山（うるさん）城を守っていたが、明（みん）の大軍に包囲されて、籠城を余儀なくされていた。明けて慶長三年正月五日、敵の大軍が動きだした。蔚山城の陥落は時間の問題と思われた。鍋島直茂、黒田長政らの諸将は、清正救出について鳩首協議した。しかし名案は浮かばない。家信もその席にいたが、低い声でいった。

「敵が旗を動かしているのは、総攻撃のしるしではありません」

これを聞いた黒田長政が

「そう申されるからには、何か根拠でもあってのことであろう。承わりましょう」

という。家信は言おうとしない。側から鍋島直茂がしきりにすすめるので、家信は

「明軍が蔚山城を包囲してから大分永くなります。大軍は長期の遠征には堪え得ないと申します。私が昨日高い



浄泰寺

ところから敵陣を偵察しましたところ、炊事の煙りが少なくなっております。敵が動いているのは、蔚山城を総攻撃するためのように思われますが、実は退きかけているのです。いま一挙にこれを急襲すれば、勝利は疑いないと思います」

と、意見を述べた。直茂が「そうだ」と即座に賛成した。長政始め居並ぶ諸将もまた賛成したので、翌六日を期し、鍋島、黒田の軍が主力となって、明の大軍を攻撃することになった。

旧の正月六日といえば、朝鮮は寒冷骨に徹する時である。鍋島軍は先陣を承わって進んだ。城の近くまでくると、大きい池があって、厚い氷が張っている。馬が進まない。このとき、紫の旗が飛んできて、家信を誘導するようである。家信は、ふと心に思った。

「郷里武雄社の神は、異賊降伏の霊神である。これはきっと武雄神が私を助けて下さるしるしだ」

勇気百倍した家信は、大池に馬を乗り入れ

「者ども続け」

と叱咤した。家信の率いる武雄の一隊は、あれよあ

れよと他の諸将が見守るうちに、氷の池を渡り、敵陣に突入して行く。肥前の軍勢がこれに続く。明の大軍は動揺して、退却を始めた。このとき黒田を始め諸将の軍勢も突撃して、潰走する敵を数里の外まで追いやった。清正は九死に一生を得た。

ある日、清正は家信に会って

「君の策は実に奇にして妙である。今日私が命を完うし得たのは、全く君のお陰だ」

と、再生の喜びを謝し、秘蔵の太刀備前兼光一口と鉄砲三十挺を贈った。これから二人の交際は非常に親密になり、清正は自分の幼名を家信の末子（武雄十兵衛頼続）に与えて、牛童丸と呼ばせた程である。



隆信寺の山門

二人は度々往来して旧交を温めていた。ある年、家信が病気で東川登町永野の館に引籠っているとき、清正は飯田角兵衛一人を連れ、虚無僧姿に変装し、一管の尺八を携えて、家信を慰問した。この清正の微行には誰も気付かず、玄関に出た小姓はお布施をやった程だった。清正は、家信の実父龍造寺隆信が、島原の陣で無惨な戦死を遂げたことを、気の毒に思っていたので、その冥福を祈るため、一寺を建立するよう家信にすすめた。永野村の南谷にある龍造山隆信寺は、こうして創建されたのである。

清正は慶長十六年（一六一一）六月二十四日、熊本で逝去した。家信は清正の死を非常に悲しみ、その恩を謝し、冥福を祈るため、若木町川古の清浄の地に清正寺を建立した。かつて清正が家信を訪れたとき、川古へ狩猟に案内し、宿泊したという縁故があったからである。家信は元和八年（一六二二）永野の館で死んだ。妻室の槌市は、夫の菩提を弔うため、館

を寺とし、家信の法名浄泰をとって寺号とした。これが今日の浄泰寺である。

(9) 亀屋の窯場と萩原の狩場

文禄二年（一五九三）の夏、秀吉の朝鮮征伐に従軍していた諸将がぞくぞく名護屋に帰ってきた。後藤家信の船もその中にあった。船からあがってくる武雄の将兵たちのあとから、広福寺の別宗和尚と陶工宗伝の一族たちが続いていた。

武雄に着いた宗伝一族は、広福寺の門前の一舎で旅装を解いた。三十六歳の宗伝は深海新太郎と日本名に改め、一年ばかりここに滞在して、陶土を求めて近郷を歩いた。そして、東川登町内田に良土が見つかると、家信は土地を与えて彼等をそこに住まわせた。皿屋の谷に窯場ができて、煙が立ちのぼるようになったのは、それから間もなくのことであった。宗伝は最初に抹茶茶碗と香炉を焼いて、茶碗は領主家信に、香炉は広福寺の別宗和尚に贈呈した。寺僧たちはこれを新太郎焼きといって重宝がっていた。

宗伝らは内田の三か所に窯場を作って、茶碗、皿、向付、香炉などを焼いていたが、たまたま武内町の山間部落内田や黒牟田に窯場に適した場所が発見されたので、宗伝は陶工たちを連れて武内へ移っていった。あとには里人たちが高麗神（こまがみ）と呼ぶ鮮人の墓と、火の消えた窯場だけが淋しく残っていた。これは内田の皿屋に開窯してから五年後の慶長四年（一五九九）のことであった。

宗伝一族の主流は、こうして武内町に移って行ったが、一部の陶工たちは東川登町袴野の甕屋（かめや）や西川登町庭木、塩田町大草野にも移っていった。甕屋ではおもに甕を焼いていたので、甕屋という地名が生まれたのであるが、今は亀屋と書いている。その頃、亀屋の東方二又の山の中復に、萩原という領主の猪狩りの猟場があった。亀屋の甕焼きは年とともに盛んになって、窯場から上る火は夜空を赤々と染めるようになった。これに反して、萩原の猪は

年々少なくなって、不猟が続くようになった。領主鍋島茂和は、猪が出てこないようになったのは、亀屋の窯場の火を怖がってのことに違いないといって、亀屋の窯を西川登町の弓野と小田志及び塩田町志田の三か所に分窯させた。

(10) 地中に埋っていた日本最初の大砲

昭和十年秋のある日、旧領主鍋島家の家扶津山彦七氏が邸内庭園のつつじの手入れをしていた。西南隅の大きいつつじに肥料をやろうと、一鍬、二鍬入れたとき、かいんと金属性の音がした。

「おや、何だろう」

津山家扶は夢中で土を掘り起こした。錆びた小銃が出てきた。「まだ何かあるぞ」花咲爺よろしく、掘り起こすと、出るわ出るわ、多数の小銃と刀剣、それに十八門もの大砲が弾丸と一緒に出てきた。小銃や刀剣類はほとんど腐蝕していたが、大砲は皆原型を保っていた。大砲は半分が鉄製で、半分が青銅製であった。青銅製の中に三門の臼砲があり、その中の一つに、長さ五十八センチ、口径二十センチのモルチール砲があった。その砲身の表面上部には鍋島家の家紋〝抱き銀杏〟を銀でちりばめ、下部には

「一八三五年（オランダ年号）日本における最初の鋳造」

とオランダ語で刻んであり、裏面には

皇国莫臼（モルチール）氏児開基

高島四郎兵衛　源　茂紀

高島四郎太夫　源　茂敦

日本砲術家、従来未知放之造之

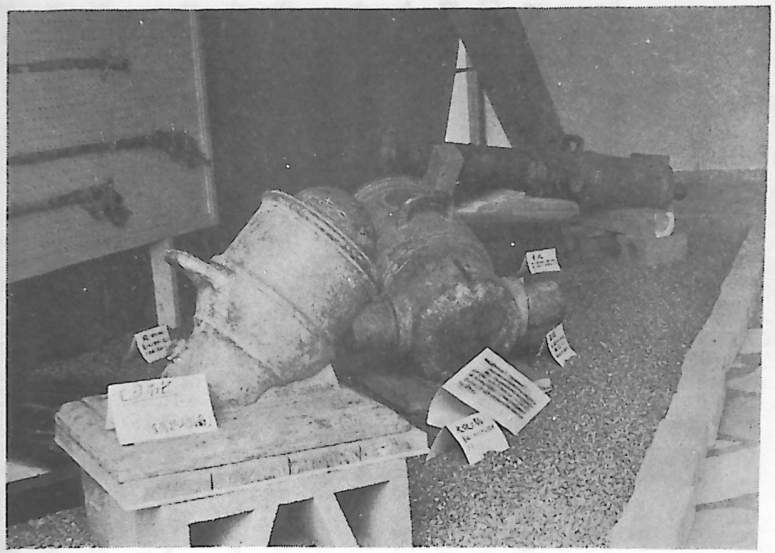

現存している大砲、中央が銘入りの臼砲

天保六年乙未七月令鋳法門人嶋安宗八鋳之

と彫ってある。

―備考―モルチールは臼砲のことで、発明者「モルチニス」の転訛したものである。高島四郎兵衛源茂紀は秋帆の父であり、これを銘したのは敬意を表したものであろう。

一八三五年（天保六年）は大砲が掘り出された昭和十年から数えてちょうど百年前にあたる。日本で日本人の手で最初に鋳造された大砲が、ちょうど百年後に発見されたということは、何か奇しき運命のようなものを感ずる。この日本最初の大砲が鋳造されるまでには、武雄第二十八代の領主鍋島茂義のなみなみならぬ情熱が払われているのである。

茂義は文政五年（一八二二）十一月一日、まだ二十三歳の部屋住いの身でありながら、佐賀本藩の請役に任ぜられた。請役というのは、藩の総理大臣に該当する執政のことで、藩の最高責任者である。天保元年（一八三〇）の夏、茂義は佐賀藩が担当している長崎防備の状況を視察するため長崎に出張した。そしてそのときオランダ屋敷を訪問し、そのきもいりで、長崎

に碇泊中のオランダ軍艦を見学した。茂義は見学中に火打銃に目をつけ、その性能の優秀さを知ると、さっそく長崎の商人竹林祐作に火打銃五百挺を注文した。茂義は天文十一年（一五四二）以来の種子島の火縄銃では将来の軍用には適しないことを痛感していたからである。

翌天保二年注文した火打銃がオランダから到着したので、予備軍医の一オランダ人を調練の師範に招へいして、元武雄高等女学校のあった場所で調練を始めた。調練は順調に進んで、その年の秋にはオランダ人の指導で、山内町鳥海の椿原の原野で発火演習をした。これがわが国で行なわれた最初の野外発火演習であった。

火打銃調練の効果が非常によかったので、茂義は洋式武器研究の志をいよいよ燃えあがらせた。そして第二に着目したのが大砲であった。たまたま長崎町年寄の高島四郎太夫秋帆が唯一人の西洋砲術家であることを知り、天保三年八月、家臣の平山醇左ェ門を砲術研究のため高島の門に入れた。茂義は執政の要職にあって、自ら学ぶことができなかったからである。しかし茂義もまた誓書を送って門人となり、平山が伝習したことを筆記して報告させ、これで研究を進めていた。

こうして得た知識をもとに、天保五年の初め、茂義は大砲の鋳造を試みた。鋳造は平山醇左ェ門が担当し、二の丸で鋳立てられたが、試射の成績は良好でなく、負傷者まで出して失敗に終わった。しかし茂義の大砲鋳造に対する熱意は却って高まっていった。同年九月茂義は砲台検閲のため長崎に出張したのを機会に、自ら高島秋帆を訪ね、直伝を受けた。そして知行三千石の客分として秋帆を武雄に招へいすることに成功した。三千石といえば当時の武雄の知行八千六百石の三分の一に当たる破格の高禄であり、この一事からも洋砲鋳造に対する茂義の勇断と熱意が窺えるようである。

この年の十一月、鳥毛の立槍と挟み箱を先頭に、黒塗りに金の金具をつけた美しい駕籠（かご）の大名行列が御船山の塚崎城に入ってきた。見物人は道路の両側を埋めつくして、その壮観さに見入っていた。これが高島秋帆が茂義の招

へいに応じて、客分として武雄に赴任してきたときの光景である。

秋帆の居室は城内の公邸内におき、また西田小路の東端に下屋敷を与えた。秋帆は武雄の家臣たちを指導して、二の丸に反射炉と鋳物場を作り、天保六年七月長短二門の大砲を鋳造した。そして秋帆の監督で試射が行なわれた。野戦砲「ボンベン」の台場を東川登町南永野の羽根木神社の境内に築き、臼砲「モルチール」の台場は浄泰院の下の路傍に設け、東南の張琴山を目標にした試射であったが、見事な成功をおさめた。これが日本人の手によって日本で最初に作られた大砲が放った第一声であった。

―備考―大宅由耿著「郷土隠史肥前の軍事と風教を語る」十二頁に「抑も臼砲の我国に伝来したのは、島原の乱後、即ち寛永十六年（一六三九）長崎和蘭商館長「フランソア・カロン」が幕府の命により平戸に於て三門の臼砲を鋳造したのを以て始めとする。此の中一門は現に東京遊就館に保存されてある。」とあるし、「史都平戸」五一頁には「蘭人は元和元年（一六一四）既に白浜にて黄銅砲を鋳造し……」とある。この両記事からすれば、高島が作った臼砲は日本で最初に鋳造されたものにはならないが、日本人の手によって、日本で最初に作られた大砲というところに価値を認めなければならない。

こうして大砲の鋳造に成功した武雄は、つぎつぎに大砲を作り、三十年後の戊辰の役には、奥羽の山野でその威力を発揮し、〝武雄の大砲〟といって、敵方に大きな恐怖を与えていた。このような大砲がなぜ地下に埋められていたのであろうか。明治維新がなると各藩の所有していた武器は国有になった。しかし各藩ともその武器を全部は出さなかった。武雄の武器も相当数手許に残されていた。そうするうちに明治七年（一八七五）佐賀の乱が起こった。東京から長崎に上陸して帰省途中の憂国党主島義勇は武雄に立ち寄って、旧領主鍋島茂昌に武雄も佐賀と行動をともにするよう説いた。しかし武雄は島の誘いには応じなかった。それでも最後には六十四名を佐賀に派遣する羽目になってしまった。戦いが終わると、政府は武雄の武器を調査することになった。多数の武器があっては政府の疑惑を招くにちがいない。茂昌は手持ちの武器の大部分を急いで土中深く埋めたのである。そして茂昌は明治五

年から六年にかけて、武器は全部佐賀武庫に引き渡したと釈明した。佐賀武庫は佐賀軍に占領されて、武器は四散していたので、茂昌の言うことを確かめるわけにいかない。武雄は佐賀出兵に対する謝罪状を書いて、罪人は出さずにすんだのである。

こうして埋められていた武器は六十年後の昭和十年に発掘されたのであるが、第二次世界大戦が最終段階にきた昭和二十年の春、金属回収を免れるため、日本最初の大砲は、青銅製の大砲二門と共に、またまた地中に埋められたのである。そして昭和三十六年夏再び発掘され、昭和四十五年七月武雄市の重要文化財に指定されて、市の収蔵庫に保管されている。

(二)　伝　説

(1)　武雄の地名伝説

武雄という地名は、いつ頃どういうことから出たのであろうか。日本で最初にできたといわれる地方地誌に「肥前風土記」という本がある。その巻頭に次のような意味のことが書いてある。

「はじめ肥前国は、肥後国と合わせて火の国と呼んでいた。昔、崇神天皇のとき、肥後の国に土蜘蛛のウチザル、ウナザルという二人の酋長がいた。その勢力は強く、天皇の命令に服従しないので、朝廷は健緒組（たけおくみ）をやって征服することにした。健緒組は二人を討ち滅ぼし、その足で国を巡視して回った。八代郡白髪山まできたとき日が暮れたので泊った。すると、その夜大空で火が燃え、しばらくして火は降ってきたが、この山にかかってもまだ燃え続けていた。

健緒組は賊を滅ぼしたこととあわせて、この不思議な火のことを奏上した。天皇は

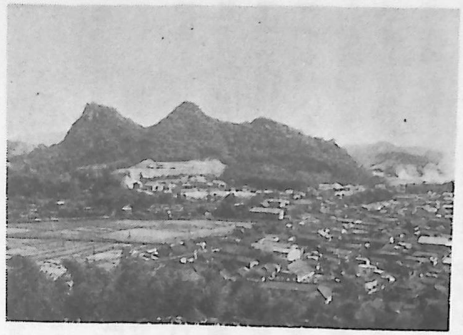

丸山公園より御船山を望む(昭和38年)

〃火の降りてきた国であるから、これからは、火の国ということにしよう〃とおっしゃって、健緒組の武勲をたたえ、火の君健緒組という名を賜わった。そして、彼を火の国に遣って、そこを治めさせることにした。」

そこで健緒組は火の国に下って、今の武雄の地に落着き、火の国を治めていた。健緒組がいたので、この地を健緒といい、それが武雄となったといわれている。

また、こんな伝説もある。神功皇后が三韓征伐から凱旋して、筑前で産後の養生をしておられると、ある夜夢枕に

「西の方三日行程のところに武雄の霊泉があります。これに浴みされると回復が早いでしょう」

と、神のお告げがあった。皇后はさっそく武内宿禰の先導で武雄に来られた。武内宿禰は、前に土蜘蛛八十女の残党を征伐しながら武雄にきたことがあり、武雄は父君を祭るにふさわしい霊地と思っていたので、この機会に御船山の頂上に、父君武雄心命をお祭りした。里人たちは、武雄心命の名をとって、この周辺を武雄と呼ぶようになったというのである。

武雄の地名伝説はこのように二説あるが、実際には武雄という地名はいつ頃から用いられていたであろうか。武雄社本記や武雄社の古文書によると、武雄神社は遷座された千二百年前から武雄宮といわれ、武雄という名が用いられていたし、神主は始祖伴行頼以来、姓を武雄といっていたから、その当時から武雄社周辺は武雄村と呼んでいたと思われる。しかし、一般にはこの地方一帯は、長い間武雄といわず、塚崎と呼ばれて、武雄村はその中に包含されていたようである。

大昔の頃、この地方は御船山の麓まで有明海の潮流が逆流する入江であったといわれている。それは御船山の東南麓や武雄高校の敷地から多くの貝化石が出土したことからも想像される。またこの周辺一帯には、至るところに古墳が散在しており、遠い昔から文化の花が咲いていたことを物語っている。当時新しかった墓は人目をひいたに違いない。塚崎の「塚」は「墓」であり、「崎」は「海岸」を現わしている。塚崎の名が出たのは、もっともと思われる。塚崎は初め「墓崎」と書かれ、それが「塚崎」となり、最後に「柄崎」の字に変わっている。

明治六年大小区制が布かれたとき、塚崎領四十八か村は十八か村に統合され、旧武雄町周辺は武雄村、富岡村、永島村の三つになって、長い間呼び慣らされた塚崎の名は姿を消した。そして明治二十二年市町村制が施行されると、この三村は武雄町と武雄村の二つになった。でも、まだ一般には柄崎という名が親しまれ、柄崎温泉、柄崎郵便局、柄崎病院などの名称はその後も残っていた。それが一般世間から武雄と呼ばれるようになったのは、明治二十八年五月五日、九州鉄道が開通したとき、駅名を柄崎とせず、武雄としてからのことといわれている。明治三十三年武雄町と武雄村が合併して武雄町となり、そして昭和二十九年四月一日、武雄、朝日、橘、若木、武内、東川登、西川登の一町六か村が合併して武雄市が誕生し、今日に至っている。

(2) 景行天皇の八十女討伐と雪女

大和朝廷がようやく近畿地方を平定して、日本統一への大きい歩みを踏み出したころ、九州の北部には土蜘蛛(つちぐも)、南には熊襲(くまそ)という一族が、それぞれ強力な小国を形成していた。私たちの地方一帯には土蜘蛛八十女(やそめ)という一族が住んでいた。八十女は九州北部に多い女王国の酋長の一人で、四隣にその名をとどろかした女丈夫だったから、何度かの大和朝廷の降伏勧告にも応じなかった。そこで景行天皇は九州親征の駒を進められたとき、八十女らを討つために、わざわざ有明海を渡られた。

その頃の有明海は、今の六角川が武雄市の方に深い入江をなしていた。空は高く晴れて、水平線の彼方まで見おしのきく秋の日であった。景行天皇の水軍が満ち潮にのって、威風堂々有明海から西へ進んでいた。大町の福母辺でそれを遠見した一人の若者が、八十女らの首長に知らせようと走ってきた。

「天皇の船がやってきます。おびただしい数のようです。」

八十女らは、こんなこともあろうかと予期していたので、さっそく天皇を迎え撃つ準備にとりかかった。ある舟には兵士を舟底にかくし、その上に枯草を積んで、薪舟に仕立てた。ある舟には釣糸を垂らし、また網をもたせて、漁舟を装わせた。そしてあちらこちらに散らしておいて、篝火を合図に、一斉に天皇の水軍を取り囲み、天皇を討つ計画である。

たまたま、志久津彦という若い里人が八十女らの計画を知って、ひそかに天皇に上奏した。天皇は

「こちらこそ八十女らをだまし討ちにしてやろう」

と、志久津彦らにたのんで、沢山の篠矢を用意させた。皇軍は秋の日をいっぱいうけながら、なおも入江をさかのぼっていく。天皇の計画を知らない八十女らは、時を見計らって篝火を打ち上げた。薪舟や漁舟はあちらからもこちらからも天皇の舟を取り囲もうと寄ってくる。薪を捨て、漁網をかなぐり捨て、正体をあらわした敵舟が、まさに包囲体勢を作ろうとしたときである。東南から強い風が突如として吹きだした。天皇がこの神風を利用しない筈がない。将兵に命じて篠矢を敵舟めがけて投げつけたからたまらない。八十女らの舟はたちまち火災を起こし、煙りにまかれて七転八倒する敵兵の姿が、あかあかと火に照り出された。天皇はすかさず屈強の兵士を敵の中央に斬り込ませた。ときの声は入江を圧し、八十女らの舟は赤い焔をふいて海底深く沈んでいく。屍は強風に流されて、石坂、赤坂の海岸を埋め、潮は朱に染まった。

そのとき、真白い身体の女が突如として現われ、累積した死体をかきわけかきわけ陸に這い上ったとみるまに、

一目散に西の方へ逃げだした。天皇の部下が追跡するが、女は白い髪を振り乱して走り、なかなか追いつけない。里人たちの助けをかりて、やっと連れてきた。女は背丈が二メートル余りもあり、身には木の葉の衣をまとい、足には葛の靴をはいて、頭髪と身体は雪のように真白である。天皇が

「お前も八十女の一族か」

とお尋ねになると

「妾は深山の大雪が、積って女と化した雪女です」

と答えた。天皇は

「妖女妖鬼というのはお前のことであろう。私のいうことに従わず、無垢の人民を苦しめる悪者にちがいない」

といって、雪女を斬るよう命ぜられた。雪女は天を仰いで号泣し

「妾に何の罪がありましょう。何故に妾を殺そうとするのですか、妾を殺すなら殺してごらんなさい。妾は末の末の世までもこの土地を怨み、五穀を枯らし、人民を殺してみせます」

と、髪を振り乱してのろったが、兵士たちは剣を振りかざして雪女に斬りつけた。雪女は氷が打ち砕かれるように、一滴の血も流さず溶けて水になって消えてしまった。

風はいつの間にか止んでいた。静かな波の上を天皇の水軍は西をさして進んでいった。やがて陽が沈むころ、天皇の船は朝日町上滝の海岸に泊っていた。船をつないだ杭（かし）の穴から冷水が湧き出て、小さい島ができた。天皇はこれをご覧になって

「ここはかしましま郡と呼ぶことにしよう」

とおっしゃった。杵島郡というのは、かしましまが訛ったものだといわれている。

(3) 武雄温泉

「肥前風土記」をみると、その杵島郡の条に

「郡の西の方に温泉の出るところがあるが、岩が非常に険しいので、人があまり行かない」

という意味の記事が載っている。この温泉が今の武雄温泉である。肥前風土記は天平年間の作といわれているから、武雄温泉は今から千二百年以上も前から知られていたことがわかる。

武雄温泉はどうして発見されたか、その伝説が二つ伝わっている。



温泉通りから温泉楼門を望む

一

昔々、米守（よなもり）という役人が住んでいた。里人たちは、そこを米守（よなもりのみょう）名と呼んでいた。米守名に巨岩奇岩の聳え立つ深い谷間があった。そして、毎日毎日一羽の白鷺が飛んできては、その谷間に降りて行くのが見られた。不思議に思った一人の猟師が、ある日、白鷺の降りたところに近ずいてみると、白鷺は小さい流れで傷ついた脛（すね）を洗っていたが、人の気配に驚いてぱっと飛び立ち、南の森に逃げていった。猟師が水に手をつけると、水は温かい。猟師が流水に沿って、草木を踏み分け踏み分け登ってゆくと、岩間からこんこんと温泉が湧き出ていた。里人たちは、この地を米守名温泉里（ゆのかり）と名づけ、温泉を白鷺の湯と呼ぶことにした。それから白鷺は武雄温泉の象徴とされ、白鷺の停った森は鷺の森と名づけられた。鷺の森には鷺明神を勧請して、小さい祠が建てられた。今の温泉通り、武雄デパートの南にある鷺田神社がそれである。

二

神功皇后は三韓征代からお帰りになって、筑前で皇子をお産みになり、静養の日を送っておられた。ある夜、夢枕に神童が現われ

「ここから三日で行かれる西の方に、三つの奇岩が峨峨と聳えた山があります。その北の小さい山の麓に、温泉の出る岩間があります。この湯は大変な霊泉で、これにご入浴になれば、ご回復も早いでしょう」

と告げた。皇后はお目覚めになると、早速武内宿禰を呼んで、夢の告げをお話しになり、武内の先導でお出かけになった。

皇后の一行は陸路を南下し、有明海を船で西に進んで行く。三日目の夜が明けると、行く手に三つの峰がもやに浮かんで見えてきた。

「見えた、見えた。あれが夢のお告げの山だ」

皇后はご満悦のようである。船人たちは元気が出る。船足は早くなって、陽が中天にかかったとき、船は山の西側にある繋船岩（つなぎのいわ）につながれていた。皇后の一行は疲れをいやす間もなく、夢の告げの場所に急いだ。現場に着くと、温泉の噴き出ている岩間はすぐ見つかった。皇后は早速ご入浴になった。入浴の爽快さは何ともいえない。皇后は、来る日も来る日も湯治を楽しんでおられた。ある日、皇后は渇（かわ）きを覚えられた。しかし、近くには水がなかった。皇后は携えておられた小刀の柄で、地をお突きになった。こんこんと冷水が湧き出した。これが有名な神功水で、四季絶えることなく冷水を湧出して、長い間浴客に親しまれていたが、昭和の初め頃から枯れて、今はその跡が寂しく残っているだけである。

(4) 淀姫ものがたり



淀姫神社（朝日町川上）

神功皇后の御妹に淀姫というお方がおられた。姉妹といっても、淀姫は皇后を母のように慕っておられたので、皇后が九州遠征の旅に出られると、堪らなく寂しくなった。姉君を慕う乙女心のやるせなさ、姉君のあとを追って、淀姫はとうとう九州の地まで下ってこられた。しかしそのときは、姉君がすでに朝鮮に征かれたあとであった。姫は筑紫に滞在して、皇后の帰りを待つより仕方がなかった。やがて皇后は凱旋されたが、病気静養のため武雄温泉に回られたという知らせが届いた。姉君に会いたい一心は、姉君の病気を心配する心に変わって、淀姫は取るものも取りあえず、武雄へと旅立つのであった。

時は三月半ばであった。慣れない旅路をさまよいさまよい、ようやく辿り着いた朝日町川上には、丸山の山桜が色も鮮やかに咲き乱れていた。姫は、しばしここで旅の疲れをいやし、都の春を忍んでおられたが、この地が気に入られたのであろう、ここに仮の御所を定められた。

皇后を訪ねられた淀姫は、姉君が入浴後の散歩ができるまでに回復しておられるのをみて、非常に喜ばれた。皇后の喜びも一方ではなかった。姉妹が話しながら桜山を見やると、老松が枝を垂れている。奇岩が並び立っている。空は一点の雲もなく青く澄みきって、麗らかな春の陽が射しこんでくる。話は都のことなど、尽きることを知らない。陽が沈んでも二人の語らいはまだ続いていた。それから、春風が心地よく吹いてくる天気の日には、皇后と淀姫の散歩姿が桜山に見られるようになった。

しかし、楽しい姉妹の生活も長くは続かなかった。皇后はすっかり病気がいえて、都へ帰られることになったが、今度は淀姫が病床の身となったからである。姫は皇后と一緒に都へ帰りたいとは思うものの、病気が治るまで皇后を引きとめるわけにはいかない。姉妹は泣く泣く別れを惜しまねばならなかった。あとに残った姫は、一人寂しく温泉に身を養っていたが、病気は重くなるばかりだった。そして、ついに都を思い、姉君を慕いながら、二十二歳の若い身で黄泉の客となったのである。御付人は一人で途方にくれたが、都へ奏聞するとともに、村の樵人を呼んで、仮御所の裏の小高い山に姫の亡骸を葬り、また廟を建てて、姫の冥福を祈っていた。しかし、この付人も一人で都に帰るのは面目ないと思ったのであろうか、ある日、廟に向かって合掌し、その場で割腹して果ててしまったのである。桓武天皇（五十代）の御妹松代姫は西下の途次、淀姫の古事をきいて、ここに壮厳な神社を建てられた。これが現在の朝日町川上にある淀姫神社と伝えられている。

〈付　記〉

武雄温泉上の桜山にある淀姫神社は、武雄第二代の領主後藤資茂が温泉の鎮守として建てたもので、淀姫が入浴後の散歩のとき休憩した場所であろうと伝承されている。また、川上の淀姫神社の氏子たちは、鯰は捕りもしなければ、食べもしないという風習をもっている。神功皇后が三韓征伐に出かけられるとき、豊玉姫（淀姫社の祭神）は鰐の背に乗って竜宮に行き、満珠と干珠を持ってきて皇后に渡した。皇后はこの玉によって、多くの敵船を撃沈された、という伝説がある。鰐は淀姫社の使者であり、鯰は鰐の眷属であるとされていることからこの風習が生まれたのである。この風習は、温泉上の淀姫神社の氏子である本町、新町、宮野町の町人の間にも、明治末年頃まであったといわれている。



伏戸神社

(5) 真根子と伏戸神社

応神天皇の九年四月、武内宿禰を筑紫(九州)に遣して農民を監察させたとき、武内の異母弟の甘美内宿禰がざん言して

「武内宿禰は前まえから天下を望んでおります。いま筑紫におるのを幸い、三韓を招いて、その貢物を自分のものにしております。これは疑いもなく、天下をわが物にしようとする下心からです」

と申しあげたので、天皇は人を遣って武内宿禰を捕えさせることにした。このことを知った武内は

「自分は誠心誠意、君と国とに尽しているのに、二心あるとは何ということだ。罪もないのに、どうして死なれようか」

と嘆息したが、身の危険を知って、難を壱岐国に避けた。そのとき、壱岐国に壱岐直の祖先である真根子という者がいたが、彼は武内の人となりをよく知っており、その顔や身体つきが武内宿禰に非常によく似ていた。真根子は

「武内宿禰は景行天皇以来、三代の天皇に仕えた大忠臣である。いまざん言によって危地に陥っている。この大忠臣を死なせてはならない。幸い自分は武内に似ているというから、身代りになって救ってやろう」

と決心し、密かに武内を隠すことにした。やがて逮捕使がやってきた。真根子は彼等に向かって

「自分は武内宿禰である」

と自ら名のり出て、従容として縛についた。逮捕者たちは疑わない。彼等は真根子を拘引して都に上る途中、大町町福母で休憩した。真根子は道みち

「自分はほんとうの武内宿禰でないから、朝廷に引かれていけば、その真偽はすぐ見破られるにちがいない。そうすれば、また武内は追われ、事は面倒になるだろう」

と、考えてきたので、逮捕使に向かって

「自分は武内の身代りである。都に上ればすぐ殺されるだろう。千里の道を苦労して行って殺されるよりも、苦労せずして今死んだ方がよい」

といい放ち、その場で剣を抜いて自殺した。逮捕使たちは、真根子の亡骸を皮籠に入れて、壱岐に送り返すことにした。ゆくこと三、四里、若木町川古の里まできたが、重くて重くて、それ以上運ぶことができない。やむなく真根子の屍は、清浄の地を選んで葬ることにした。あとで真根子の死を知った武内宿禰は、非常に悲しみ、その屍に伏して、しばし泣き悲しんでいたが、やがて筑紫を逃れて朝廷に参上し、無実を弁解した。天皇は武内宿禰と甘美内宿禰の二人をお召しになり、盟神探湯の裁きをされたところ、武内宿禰は勝って、青天白日の身となった。

朝廷は特に真根子の仁忠を嘉して、真根子の息、小経見躬を火の国に封じられた。のちその子孫が長く川古にいたが、遂に廟を作り、真根子の霊を奉祀した。これが今日の伏戸神社である。伏戸というのは、剣に死した屍の意味だともいわれ、また武内宿禰が真根子の屍に伏して悲しんだことだともいわれている。

真根子を葬った場所は、伏戸神社の東方の山を深く入った約一キロメートルのところにある周囲五百メートル程の大塚が、それであるといわれ、この辺を「づうめき」と呼んでいる。里人たちは胴埋地の転訛したものだろうといっている。また川古という地名は、皮籠が河古となり、川古に転訛したものだといわれている。

―備考―盟神探湯とは、大昔、事の正邪を判ずるために、神に誓って熱湯に手を入れさせたことで、正しいものはやけどをしないが、不正なものはただれるとされたものである。

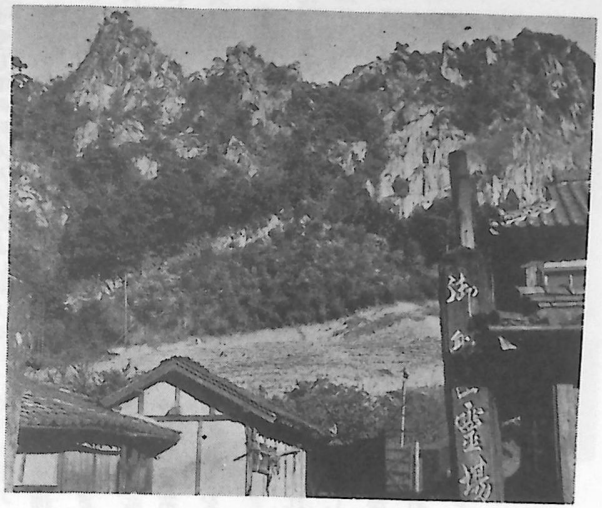

御船山不動尊像への入口

(6) 役の行者不動尊像を爪彫りする

修験道の祖といわれる役の行者小角は、西国九州も巡歴した。ある日、彼は武雄の御船山に入って、三峰を跋渉していた。その夕方、宮崎の大きい屏風岩に、夕陽がさんさんと当たっているのが見えた。彼は心に叫んだ。

「おう、これは霊岩だ」

日の暮れるのを待って、彼は屏風岩によじ登った。そして心を静め、おもむろに右手の爪で、堅い岩肌に彫刻を始めた。彫刻刀で木に彫刻するように、爪は岩に深い筋を刻んでいく。夜が深まるにつれて、彼の仕事のテンポは早くなった。東の空が白んだ頃には、巨大な不動尊像と両側立童子像の三体が完成していた。朝日がさん然とその尊像を照らし出した。里人たちは、一夜のうちに現われた不動尊像を見上げて、ただただ不思議に思うのであった。

長い間、里人たちは役の行者を尊崇し、不動尊に深い信仰を寄せていたが、世が戦国の時代ともなれば、お詣りに行く余裕もなくなったのであろうか、荒れるがままに放置されて、岩は苔むし、樹々は繁茂して道は消え、その後はこの尊像は見ることができなくなってしまった。こうして里人たちも、いつとはなしに不動尊のことは忘れていた。たまたま四十数年前（大正の終わり頃）この宮崎に山火事があって、焼跡の断崖面に、忽然として不動尊像

が現われた。見上ぐるばかりの大岩いっぱいに、躍動的な不動尊像と両側立童子像の三体が刻んであって、その身長実に二十三メートル余、その雄大にして壮厳なること、眼を見張らさせるものがあった。この山火事は、不動尊像が世に出るために起こされた神の火であるといい、里人たちは役の行者の神力を、いま目の前にまざまざと見せつけられる思いであった。

不動尊像が刻まれてから約百年後、僧空海は唐へ渡るとき、御船山の三社に参拝し、この不動尊にも旅の無事を祈願した。唐から帰るとき、海が荒れて、船は危うく沈みそうになったが、空海は不動尊を念じつづけ、やっと沈没を免かれ、船は筑前の津に着くことができた。空海は黒髪山へ登る途中、この不動尊にお礼参りをしたと伝えられている。



(7) 行基御船山に入る

天武天皇の大宝三年（七〇三）春のある夕方のことであった。大勢の農民たちに取り巻かれながら、年の頃三十四、五の仏僧が御船山宮崎の屏風岩の方にはいっていった。そして屏風岩に刻まれた不動尊を見上げていたが

「おお、これは役の行者小角の彫られた不動尊に違いない。この山は霊山である」

と私語し、あらためて御船山を見なおすのであった。この僧こそ行基だったのである。行基は雲

仙から大村を経て武雄にきたのである。

その夜は近くの農家に旅装を解き、翌日御船山を踏破して、西の岳宮崎の巨岩に目をつけ、ここを教化の道場にしようと決心した。それから行基は、毎朝白鷺の湯に身を清め、ここに出かけてことことのみを動かした。二日たち三日たつうちに、巨岩には六十センチ余りの薬師如来像の一体が彫りあがった。行基は押し寄せてくる農民たちの話をきき、仏法を説きながら第二の尊像の彫刻にかかった。こうして次々に薬師如来像が示現され、十二体が完成したのは、肌に涼を感ずる初秋の頃であった。薬師岩が完成して間もなくのことである。武雄神社の神主伴行頼は行基に薬師如来像の彫刻を懇望した。行基は神主の申入れを受け入れ、高さ二メートル余の木像を刻んだ。この像は朽ち果ててはいるが、今なお神社の射手堂に残っている。



川古の大楠

秋空が高く晴れ渡ったある日、行基は朝日町中野、川上を布教して川古の里に入った。遙か西の方に大樹が目についた。近ずいてみると、樹齢二千年と思われる大楠で、樹身は空洞になって、十数人を容れる程の広さである。絶好の道場を見出した行基は、この洞穴に起居して農民たちの済度にとりかかった。また樹身の南面に、等身大の観世音半身像を刻み、その頭部には身につけていた五・五ミリの錫銅製の六臂観音像をはめ込んだ。

―備考―六臂観音像は明治維新の神仏混淆禁止のとき、時の神主が山伏に命じて削り出させ、半身像の顔も削ってしまった。削り出した山伏は三か月もたたないうちに、喀血して死んだと伝えられている。六臂観音像は現在は大楠の傍に安置してある。大楠は大正十三年三月二十八日、県の天然記念物に指定された。根回り三十三メートル、根と幹との境目の周二十一メートル、高さ二十五メートル、枝張り東西二十六メートル、南北三十三メートルといわれる。

行基が川古から引き返して、川良村赤尾にさしかかったとき、一人の老婆が水桶をさげて来るのに会った。水はどこから汲んでくるのかと尋ねると、老婆は

「向うの谷川から汲みます。この辺は水がないので、少しの旱ばつでも作物が枯れてしまいます」

と答えた。行基は気の毒に思い、老婆の家の傍に、錫杖で井戸を掘ってやった。また川良の仏谷にあった大楠で、薬師像と観音像を作り、薬師像を赤尾に、観音像を甘久の金剛庵に安置した。そして言った。

「旱ばつのときはこの薬師如来に祈願しなさい。きっと雨を降らしてくれます」

と。上西山を歩いていたときも、水不足の話をきいて、薬師如来像を刻んでやった。

御船山を中心とした布教は続いたが、気にかかることが一つあった。それは端の岳の西側にある三つの洞窟をそのまま放置しておけないということであった。ある夜弟子たちと相談して、三つの洞窟に五百羅漢を安置することを決めた。のみの音がまた晩秋の空高くひびいてくるようになった。弟子たちも師にならって、せっせと手を動かしたので、月余にして五百の羅漢像ができあがり、三つの洞窟に安置するまでになった。羅漢には釈尊を併置する習わしになっていたので、行基は第三窟の奥の岩壁に、後光をつけた釈尊像三体を彫りつけて、ここの仕事を完了した。

御船山での仕事が終わったので、また布教の旅に出かけた。小田の宿では、十歳になる少女の悲しい話をきいて馬頭観音像を刻み、須古では水堂に道場を開き、聖観世音像を刻んで本尊とした。それから鹿島に行き、再び御船山に帰りついたときは、新緑滴る初夏の候であった。御船山に入山以来一年三か月、行基はいよいよ武雄を後に、伊万里を指して旅立った。彼の後には数百の農民たちが続いていた。

(8) 柏姫と鎌倉水

太政大臣藤原良房の娘明子は、文徳天皇がまだ皇太子でおられたとき妃となり、天皇が、即位された八五〇年に惟仁親王を生んだ。天皇は前に虎の女静子に惟喬親王を生ませておられたが、親王は非常に総明であられたので、皇太子には惟喬親王をすえたいと思っておられた。しかし、良房や明子は惟仁親王を皇太子に望んだ。こうして、両皇子のどちらを皇太子に立てるか、なかなか決まらない。明子の妹の柏姫も甥の惟仁親王が可愛くて、皇太子には是非惟仁親王をと望むのであった。

ある三月の朝早く、柏姫は二、三の供を連れて、こっそり京都の町を出ていった。懐しい京都の山々が段々遠ざかってゆくのを、姫は涙で振り返ったが、「甥のために」と思うと勇気が出るのであった。行先きは日頃信心する九州の香椎の宮である。慣れない旅路はか弱い女の身には苦しく、筑前の香椎、豊後の英彦山とお参りをすませて、筑後の高良山に着く頃は、もう姫の足はおもりがついたように重くなって動かない。お供の人は

「姫様もう京都に帰りましょう。姫様の気持はきっと神様に通じていましょうから」

と、高良へのお参りを止めたが、

「いいえ、高良だけはすまして帰ります」

と、その決心は動かない。高良の山坂は険しく、姫の息づかいはだんだん苦しくなるようである。登りつめてお参りをすますと、姫は真っ青な顔をしてばったりと倒れてしまった。「姫様、姫様」、やがて気がつかれた姫をかかえて、お供の人たちは京都へ帰ることもできず、当時保養地として知られていた武雄温泉で静養するため、川良の大徳寺（今の円応寺は大徳寺の跡に建てられた）に身を寄せることにした。

しかし、旅の無理はもう取りかえしがつかないくらいになっていた。温泉に浴みして静養しても、身体は日毎に



柏岳中腹にある柏姫御陵

弱っていくばかりであった。姫の口からは、懐かしい惟仁親王や京都のことがもれるようになり、それもやがて聞けなくなると、姫の両まぶたは悲しく閉じられてしまった。お供の人たちは、泣く泣く姫の亡骸と、姫が大事に持っていた鏡を柏岳の中腹に葬った。そして廟を建てて、雲居と呼ぶことにした。この山を柏岳とも鏡山とも呼ぶようになったのは、この時からという。

一一八六年、源頼朝は平家追討の戦勝報告のため、使者を武雄神社に参拝させたが、このとき柏姫の墓陵にも烏帽子を奉納し、浄水を献上させた。この浄水を汲んだところを鎌倉水といって、円応寺の西南、武雄から武内に通ずる県道の左側に現存する。どんな旱ばつにも枯れることなく、四季を通じてこんこんと清水が湧き出で、行人の渇きをいやしている。

(9) 祇園社と山王社

内舎人後藤章明は、累年の功績によって、わが塚崎庄の地頭に任ぜられたが、中央の任務に追われて、とうとう当地には赴任しなかった。章明の嫡男資茂が元永年中（一一一八～一一二〇）に初めて領地塚崎にきて、米守名温泉里の丸隈山に居館を構えた。資茂は塚崎に赴任するとき、祇園、山王の二霊を鎧の両袖に奉持してきて、鎮守の神として居館の東西に祭った。

東は鬼門にあたる岩富名（小楠村）に祇園社を祭って、祇園林と呼び、西は岩次名（下西山村）に山王社を祭って、比叡山と名づけた。祇園社の例祭は七月十四日で、この地方の夏祭りの先駆をなす祇園祭りで賑わったもので

ある。山王社の例祭は四月の第二申の日で、十三年目毎に大祭が行なわれる。これを御田祭りといい、五穀豊穣を祈念する祭典であり、田打ち、種蒔き、代踏み、田植えなどの式が厳かに行なわれる。

祇園社は素鵞神社ともいって、祭神はスサノオノミコトである。ある夏の朝、スサノオノミコトが麻畠を散歩しておられると、一匹のきれいな蝮（ひらくち）がどぐろを巻いているのが目にとまった。ミコトはそれを掌にのせて観賞しておられたが、蝮は何と思ったか、ミコトの掌に噛みついた。短気で気の荒いミコトは、烈火のように怒って、蝮を地に投げ捨て

「これから後は、この村には決して住んではならない」

と、大きい声でどなられた。その威光に恐れをなした蝮は、風を切ってどこともなく姿を消してしまった。それから後、この村には一匹の蝮も住まなくなった。村人たちはミコトの徳をたたえて、その後は麻を作らないことにした。また、祇園社境内の土を持ち帰って、屋敷回りにまいておけば、蝮が寄りつかないといい、蝮に噛まれたときは、この神社に祈願すると全快が早いといって、毎年二月の彼岸から八月の彼岸までは参詣者が多かったといわれている。



祇園社の小楠



下西山の山王社

昔は上西山、下西山を合わせて西山村といい、山王社はその氏神であった。今の山王社は黒髪山の末寺寿福寺の跡に、文政二年（一八一九）改築されたのであったが、昭和四十三年春にまた再改築された。昔、道徳山一帯には猪が多く、毎年秋になると猪が山から出てきて畑の作物を荒した。農民たちは、困り果てて、猪狩りを領主に願出たが、領主の狩場という理由で許されなかった。といって、領主も放っておくわけにもいかず、道徳山にどんぐりを植えることにした。猪はどんぐりの実を食べて、畑を荒さないだろうという計らいからであった。果たしてどんぐりはよく育ち、猪の害は少なくなった。その後、どんぐりの木は十三年毎に伐って、山王社の御田祭りの費用の一部に充当するようになった。

(10)　鎮西八郎為朝と川古

源為義の八男為朝は、剛勇ではあったが、余りに乱暴を働くので、若い身で鎮西の地九州に追放された。しかし、九州でも彼の乱暴は一向におさまらず、自ら鎮西八郎為朝と名乗って、各地を濶歩していた。わが武雄の地にも彼の足跡は延びていた。

永暦元年（一一六〇）の頃、為朝は橘町小野原の靫山（うつぼ）に居を構えていた。先年発見されたおつぼ山神籠石のあるところである。神籠石が発見される以前は、その列石は、為朝が城の石垣を築くために集めたものだという伝説があった。うつぼ山でも為朝は所かまわず乱暴狼藉を働くので、困り抜いた里人たちは、為朝の監視を仰せつかっていた領主後藤助明に鎮撫方を申し出てきた。領主は何回となく頭を低くして、乱暴をしないように頼むのであったが、為朝には馬耳東風も同然であった。領主はついに意を決して、「人里はなれた山の中に押しこめるより仕方がない」と、その居所を若木町川古の山里に移すことにした。

新しく川古の居館ができあがると、若林淡路守を警固として、為朝をここに移した。為朝はかえってこの新居を

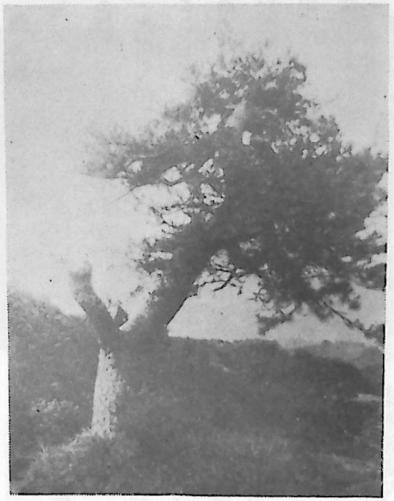

ありし日の弓掛けの松

喜び、自分の居館を「御所」と呼んでいた。御所の前には幽谷が拡がり、北には雄大な八幡の俊峰が聳えて、彼の精力のはけ場所としては、絶好の環境だったからである。八幡岳は深い谷も森林もない山で、中腹には一連の岩石が断崖をなして、鉢巻きをしたような格好にみえる。太古この地方は海であって、この岩の断崖のところが、寄せては返す波打ち際であったといい伝えられている。八幡岳は東は多久、北は相知、西は伊万里、南は武雄の境界地点で、海抜七六四メートル、全山草原におおわれた平和郷で、展望の点では佐賀県随一といわれている。頂上の展望は北東に作礼、天山、さらに遠くは筑紫山脈が展開する。西は伊万里湾、佐世保湾を望み、黒髪山の天童岩は小さい存在にしか見えない。南は有明海、多良、雲仙を遠望し、快晴の日は大阿蘇の噴煙も望まれる。若い為朝は八幡岳がすっかり気に入った。そして、天気の日にはこの山に登って、浩然の気を養うのであった。

御所ではさすがの為朝も里人たちには乱暴を働かないし、里人たちも為朝の館を尋ねて、彼の武勇伝を聞くのを楽しみにしていた。しかし、それも長くは続かなかった。無聊の為朝は、最初のうちこそ喜んで里人たちを迎えていたが、月日がたつにつれ、彼等の来訪がうるさくなってきた。

「お前たち百姓の身で、今後この陣屋の中には一歩も踏み入ってはならない」

と、いい渡して、大きい椋の木に並べて鳥居を建て、柵のかわりにした。

そろそろ素性を現わしかけたとき、領主助明の懇請で、為朝は黒髪山の大蛇退治に出かけることになったのであ

る。八人張りの重藤の弓から放たれた矢は、うなりを発して大蛇を射止めた。為朝はまた御所に帰ってきた。そして、愛弓を一本の松に掛け、弓矢八幡に大蛇退治の成功を感謝し、あわせて武運の長久を祈願した。この松は為朝の〝弓掛けの松〟といって、御所部落の西端、黒髪山の天童岩を真向こうに望む水田の中にある五坪ほどの小丘に立っていた。この老松は先年、松喰虫に蝕まれて枯れてしまった。

川古の上に「御所」という部落がある。御所の椋の木橋の付近を「鳥居ばえ」と呼び、鳥居ばえの川上にある永野部落の下の幽谷一帯を、総称して「陣屋」と呼んでいる。これらは為朝が住んでいた昔を忍ぶに足る地名といわれている。

(11)　黒髪山の大蛇退治と万寿姫

仁平二年（一一五二）九月九日、武雄第三代の領主後藤助明が重臣を真手野の館へ招いて、重陽の節句（菊の節句）を祝っているとき、有田郷の百姓が三人連れでやってきた。

「有田の里白川の池に、この秋の初めからとても恐ろしい大蛇が住んで、土地の者を悩ましております。七俣の角を振りながら、黒雲に乗って黒髪山に飛行し、天童岩を幾重にも捲き立てて火を吐きますので、その火のために命を失うものが沢山出ております。そのため、この頃では皆表戸を閉じて外出を見合わせ、色づく秋の稲さえ刈り取ることもできない有様です。どうか、一刻も早くこの大蛇を退治して、民の不安を取り除いて下さい」

と、身ぶるいしながら哀願した。これを聞いた助明は不審には思ったが、民の愁いを放っておくわけにはいかない。早速その翌日、二千余人の家来を引き連れ、黒髪山を遠巻きにして、大蛇の出現を窺っていたが、何の変わった様子もなく、白川の池にも小波が立っているだけで、遂に大蛇は姿を見せなかった。助明は止むなく軍勢を真手野に引き揚げることにした。

しかし、その後も大蛇は村に出没して、里人たちを悩まし、田畑を荒すとの噂はあとを絶たなかった。助明はその都度軍勢を繰り出すが、空しく引揚げるばかりだった。助明はこのことを朝廷に上奏した。そして、追放の身を川古の御所に養っていた鎮西八郎為朝と協力して、大蛇を退治するようにとの勅命を下して貰った。助明は為朝を先頭に、家来六千余人を引き連れて白川に押し寄せ、池や周囲の峰々を取り囲んで、大蛇の出現を待っていたが、大蛇は奥深く潜んで、今度も姿を現わさない。四海にその名を鳴らした強弓の為朝も、ただ腕を拱ねいて、なす術を知らない有様であった。助明が重臣を集めて対策を協議しているとき、一人の里人が現われ

「出没自在、変化の通力をもつ大蛇を討ち取るのには、尋常一様の人業ではできますまい。思いまするに、池の水面に高い水棚を構え、艶かに着飾った美女をその上に座らせておけば、きっと大蛇は現われるでしょう。その時、大勢の者が一斉に雨霰と射立てれば、さしもの大蛇も難なく討ち取ることができましょう」

と献策して、いずこともなく姿を消してしまった。助明は

「昔、久米の仙人は虚空を飛び歩く通力をもっていたが、小川で洗濯する女の白い脛を見て、たちまち通力を失ったというではないか。ましてや畜生の大蛇のことであるから、自分の蛇道も忘れて、水棚の上の美女に目がくらみ、姿を現わすにちがいない」

といって、この献策こそ神の霊示であろうと非常に喜んだ。そして早速領内の隅々まで触れを回し、要所要所には高札を立てて、犠牲になる美女の募集を始めた。

西川登町高瀬の里に、松尾弾正之助吉道という侍が住んでいた。彼は武勇並びない後藤資茂の重臣であったが、奸臣のざん言で君側を遠ざけられ、この山里に謹慎の身を忍んでいた。ところが、ふとした病魔におそわれ、三年前に世を去ってしまった。あとには万寿と呼ぶ十六歳の姉と、弟の小太郎と、母の三人が残された。母は悲嘆のあげく盲目になり、小太郎は幼かったので、万寿は一人で家の暮しを支えていかなければならなかった。万寿は健気

にもわが家を再興させたい一念から、昼は山に薪を求め、田畑に嫁菜を摘み、里では村人の子守りや洗濯を手伝い、夜は手馴れない細工物に、身を粉にして働いたが、か弱い乙女の細腕では、その収入は僅かでしかなかった。たまたま山からの帰り道

「恩賞は望み通り、大蛇退治の人身御供になる女を求む、領主」

という高札が目にとまった。万寿は悲しくもその犠牲になり、わが家を再興しようと、決心を固めるのであった。家に帰った万寿はきびしい声でいった。

「小太郎、お前は姉さんのいうことは、何でもきいてくれますね」

小太郎は姉のただならぬ顔色をみて

「そりゃ聞くけど……、でも姉さん何かあったの」

と尋ねた。万寿は大蛇退治の高札のことを詳しく話して、こういった。

「小太郎、家を再興するのは今です。私が人身御供にゆくことが家を再興し、お前を世に出すことです。人間は一度は死ぬものです。だまって姉さんをやって下さい」

「いやだ、いやだ、姉さんが行くなら僕が行く。姉さんは残ってお母さんに孝行してください」

小太郎はきかない。万寿の顔は蒼白になり、小太郎の目には涙が光っている。万寿は遂に小太郎を納得させた。母に話せば反対するに決っている。万寿は寝ている母に心で暇乞いをした。そして、そっと戸を開け、暁を告げる鶏の声をあとにしながら、住み慣れた高瀬の里を立ち去るのであった。

万寿は静かに領主の前に進み出た。さすがの助明も、万寿の殊勝な申し出に一掬の涙を催し、人身御供だけは取り止めたい衝動にかられたが、領民多数の命を守るためには、一人の犠牲は止むを得ないと、心を持ちなおすのであった。やがて白川の池の汀には高さ十メートル程の水棚が作られ、朱丹の色も美しく彩色された。棚の上にはご

ざが敷かれた。十二単衣の綾錦の着物を着て、黒髪は後に束ねて下げ、化粧をこらして、座に着いた万寿の気高くも美しい容姿。そして、両手では水晶の数珠を爪繰りながら、法華経の普門品の偈を読誦し、今を最後と覚悟をきめて、静かに眼を閉じた姿のいじらしさ。声なき風はそよそよと彼女の鬢のほつれを撫で、鬼神をも泣かす武士の目にも涙が漂っていた。

待つ間もなく、黒髪山の一角に黒雲が浮かんで、腥い風がさっと吹いてきた。そして池の面に二つ三つ大波が打ったかと思うと、渦の中からむっくくと大蛇の首が現われた。その恐ろしさ。七俣の角を振り、鱗を逆立て、眼は雷光のように閃めかし、二メートルばかりの紅蓮の舌を巻き出して、水棚の上の万寿を窺った。領主助明がすかさず三人張りの弓に十三束の矢を番えて、ひゅーっと放つと、見事に大蛇の眉間にはっしと突き立って、血煙りが上った。不意を喰った大蛇は火の如く怒り、波を蹴立てて、万寿を一呑みにせんと立ち上った。そして水棚に迫ろうとした一刹那、八郎為朝が八人張りの重籐の弓に十五束八寸口の矢を番え、満月のように引き絞って丁と放つと、矢は唸りを生じて大蛇の右眼を貫いた。傷ついた大蛇が池の一面に紅の血潮を吹き飛ばして暴れ回るところを、大勢の将兵が一斉に雨霰と射立てたから堪らない。大蛇は遂に池中深く潜んでしまった。

しばらくして、池の水が引きだした、と思う間もなく、大蛇は再び水面に浮かび出で、鎌首を打ち振り、血水を吐き、大浪のうねりを立てながら動きだした。今は早や昇天の通力も失ったのか、その全身を現わし、火を吐きながら、竜門の岩をめざして逃げていった。助明は取り逃しては家門の恥と、将兵を励まして追いかけた。二か所に大疵を負って弱り果てた大蛇が、岩頭で息を継ごうと立ち止ったところを、また雨霰と射立てたから、大蛇は堪らなくなって、谷底へ落ちてしまった。

そこに梅野村の海正坊という座頭が通りかかった。彼はかねがね助明に恩顧を蒙っていたが、盲目の身では大蛇退治に馳せ参ずることもできず、せめて物音だけでも聞いて後世の語り草にしようと、白川を指して出かけていっ

たのである。しかし、盲目の悲しさ、道に迷って、あちらこちらを迷い歩き、竜門の岩屋の下を通りかかったとき、岩頭からすざましい音を立てて大蛇が転がり落ちてきた。海正坊はびっくりしたが、そこは盲目の感の鋭さ、大声をあげてうめき立てるところを、座頭は飛び退って身を構え、懐剣の九寸五分をずらりと引き抜き、ここぞ急所の喉であろうと、ずさりと突き刺してえぐったので、さしもの大蛇も遂に最後のとどめを刺されてしまった。盲人蛇におじず、とはこのときのことをいったのであろうか。

人身御供に身を捨てながら、幸運にも大蛇の毒牙からまぬかれた万寿と、姉の安否を案じて駆けつけていた小太郎は、領主助明の前に呼び出された。そして、万寿は少なからぬ褒美と莫大な黄金を下賜され、小太郎は亡き父吉道の旧所領に高瀬の地を加増して召し抱えられ、松尾弾正之助吉春の名を賜わった。高瀬の万寿観音は万寿姫を祭ったところであり、松尾神社には小太郎を合祀してある。



万寿観音

(12)　曽我兄弟の石塔婆

安元二年（一一七六）天城山の巻狩りで、曽我兄弟の父河津三郎祐泰が従弟の工藤祐経に暗殺された。幼い兄弟は、母の再婚さきの曽我祐信のところで、武芸をはげみ、父の仇討ちの機会を待っていた。たまたま、十七年後の建久四年五月、富士の裾野で源頼朝が巻狩りをやることになり、仇敵工藤祐経もこれに参加することを知った曽我十郎祐成と弟の五郎時致は、夜陰に乗じて祐経

の陣営を襲い、首尾よく父の仇を討つことはできたが、陣中は騒然となって、兄弟は衆に囲まれてしまった。兄の十郎祐成は仁田忠常に殺され、弟の五郎時致も御所の五郎丸に捕えられ、やがて鎌倉の牢屋の露と消えていった。

十郎の許婚者であった大磯の虎御前は、仇討ちの結果をきいて、悲嘆の涙にくれていたが、遂に意を決して、黒髪をぷっつり切り落し、兄弟の冥福を祈るため信州にのぼり、善光寺で尼になった。それから比叡山に移ったとき、ここの聖命上人を開基として、肥前国小城の里に西国一の岩蔵寺が建立されたことをきいて、九州へ旅立った。虎御前はその途次、四国と中国にそれぞれ石塔婆を建て、兄弟の冥福を祈った。いよいよ九州に足を踏み入れると、武雄は藤原氏の子孫が治めている源氏にゆかりの地であることを知り

「第三の石塔婆は武雄の地に……」

と、旅の疲れの重い足を武雄へ運んだ。そして、清浄な地を求めて、八並に大きい石塔婆を建立した。これが武雄町八並にある石塔婆で、この付近を石塔と呼んでいる。

虎御前は、十郎祐成が父の仇を討つ機会を狙い、悶々の心を遊里に慰めていたとき、相思の仲となった舞姫で、大磯の虎と呼ぶ白拍子であった。当時の白拍子は、女としての教養を一通り身につけていたが、虎御前は特にすぐれた教養の持ち主であった。彼女は武雄に供養の塔を建てて兄弟の冥福を祈った後、目ざす小城の岩蔵寺に行き、ここに長らく滞在して、供養のための写経をした。岩蔵寺には今でもその写経本が四十数帖残っている。

八並の石塔婆は建設当時の姿そのままのように見えるが、これにも自然の悪戯があった。文政十一年（一八二八）子の年の大風といわれる大暴風がやってきたとき、この大きい塔の天笠が、沖天高く吹き飛ばされた。そして、塔の中から一個の石びつが出て、その中に納めてあった巻物ようのものが、風のまにまに飛び散っていった。里人たちは手を触れると祟りがあるといって恐れ、散るに任せて収集する者がなかったので、巻物ようのものはちりじりに消え失せてしまった。

大正十三年二月、時の内務省臨時調査員荻野仲三都氏と嘱託田沢金吾氏がこの石塔婆を調査して、非常に優秀だとの折紙をつけ、保存費が支給されたという記録がある。

(13)　赤いまま十三塚の悲劇

源頼朝が死んでから、鎌倉幕府の実権は北條時政が握っていた。三代将軍源実朝は、鎌倉の鶴岡八幡宮で右大臣任官の拝賀式をすまして帰るとき、社前の石段で、頼家の遺子公暁に暗殺された。

右馬頭源頼茂は大内の守護職を勤めて、非常な信望があったが、実朝の殺害されたのは頼茂が将軍になるために企んだものであると、ざん言するものがあった。かねがね政権を幕府の手から奪いかえそうと思っておられた後鳥羽上皇は、すかさず頼茂の館である昭陽館を近衛の兵に包囲させた。頼茂は源宗実、藤原近仲らと仁寿院に逃れ、火を放って自殺しようとした。その時大江河内守俊之が

「いま自刃したのでは身の証が立ちません」

と頼茂を救出して九州に逃亡させた。

頼茂は肥前国杵島郡志久村夕路木谷（北方町志久）に身を隠し、名を木元夕路木と変えた。しかし、無一物で都を落ちてきた頼茂は、その日から生活に困った。彼は寺小屋を開いて付近の子女たちに手習いを教え、妻は村人の針仕事や洗濯物の手伝いなどして、苦しい生活を続けていたが、妻は余りにも変わった生活と無理をしたのがもとで、七人の幼児を残してこの世を去っていった。子どもの世話まで一人でみるようになると、貧しさはますますひどくなるばかりである。自分は食べないで子どもにだけ食べさせることもあった。米も買えない時さえあった。でも頼茂はじっと歯をくいしばって、生活苦と闘っていた。

当時の志久の里は塚崎庄の穀倉であり、鎌倉の御家人になっていた武雄第五代の領主後藤大和守清明が治めてい

た。秋の刈り入れが始まって百姓たちは豊年を喜んでいたが、たまたま紅稲（俗にトウボシという）九十三把がなくなるという事件が起きた。代官は与力、村吏などに犯人捜索を命じたが、一向に挙がらない。そこで百姓をしていない木元夕路木が怪しいということになって、代官岩永勝意は村吏十二人を連れて、木元の宅に押しかけた。丁度そのとき、夕路木は川に魚取りに出かけて留守であったが、子どもたちは家で遊んでいた。村吏が

「今日どんな御飯を食べたか」

ときくと

「今日は御飯は食べておりません」

と大きい子が答えた。村吏は悪事を隠すために、子どもたちにも言い含めてあると思い

「じゃあ、何を食べているか」

と詰めよった。一番小さい児が

「赤いまま食べたよ」

と言った。代官らはいよいよ紅稲の犯人は木元夕路木と断定し、その帰りを待つことにした。やがて夕路木が川魚を下げて帰ってきた。代官は彼を捕えて訊問したが

「絶対に取った覚えはありません」

という。しかし、代官は許さない。

「では、その証はどうして立てるか」

と迫ってきた。夕路木は思い切って前身を明かそうかと思ったが、九州まで落ちて来て、この赤貧洗うが如き生活の恥を曝したくはなかった。そこで憤然として

「子どもたちの腹を切り開いて証を立ててみせましょう」

と言いきった。

そして、奥から愛刀を持ち出し、涙ながらに子どもたちにわけを言い含めた。子どもたちはただうなずくだけである。もはや眼には涙がない。鬼になった夕路木は、大きい子どもから順々に七人の子どもの腹を断ち切った。しかし、どの子どもの胃袋にも一粒の米粒とてなく、小さい川蝦の赤く煮られたのが、消化されないまま残っているだけであった。かたずを呑んで見守っていた代官と村吏たちの顔は、みるみる蒼白になっていった。立派に証を立てた夕路木は一言もいわず、自らもまたその刀で腹かっ切って死んでいった。時に貞応二年（一二二三）九月九日であった。

やがてこのことが大江河内守俊之の耳に入り、朝廷に訴願したので、朝廷はこの事件の究明を九州探題に命じた。領主後藤清明は善後策を講じ、取り調べに当たった代官岩永勝意以下村吏十三人に切腹を命じた。

その後志久村一帯は災厄ばかり起こって、米が稔らない年が続いた。村人たちは夕路木の祟りだと恐れおののいていたので、清明は木元父子を祭ることを朝廷に奏請した。朝廷では木元父子を倉稲魂命（うかのみたまのみこと）とともに、稲主大明神として祭るようにとの勅命を下した。これが今の稲主神社で、災厄除け、米穀豊穣の祈願にはきめがあるといわれている。また十三人を葬ったところが、十三塚の地名として残っている。

(14)　潮見川の河童

橘町潮見神社の第一鳥居の東側の畑の中に誓文石（せいもん）というのがある。昔から潮見川には河童（かっぱ）がいて、人畜や作物に害を与えていたので、茂手の石井樋から浮橋（潮見神社の南、今は架橋になっている）までの川には、水難防除の誓文がかけてあった。

「河童よ、この石に花が咲く時が来れば、お前に人間をくれてやろう。花が咲かない間は決して人間に害を及ぼ

してはならない」

と、神社の宮司と潮見川の河童が誓文を取り交したというのである。河童が潮見川に住みついたのは、橘氏との関係からである。

「橘諸兄の孫に兵部大輔島田麿という人がいて、宮中に仕えていた。その頃、春日大明神を常陸国鹿島から今の奈良の三笠山に移すことになって、島田麿がその工事の奉行を仰せつかった。ある日、大工の棟梁（とうりょう）が九十九の人形を作って、大工の秘法でまじないをしたところ、人形に火がついて、風がさっと吹きつけたかと見る間に、人形はたちまち子どもの形に変わってしまった。子どもたちは夏は川底にもぐって石を引き上げ、冬は山へ行って木を伐り出すなど、神通力を働かせて精を出したので、この大工事も意外に早く完成した。工事が終わったので、棟梁は九十九の人形を削って、全部川に捨てた。しかし、人形はほんとうの人形になりきらず、工事の時のように自由に動き回って、人や家畜に害を与えて里人たちを苦しめた。今の河童というのがこれである。このことを時の天子様称徳天皇がおききになり、工事の時の奉行であった兵部大輔島田麿をお召しになって、急いで河童の禍をなくすようにとの詔を下された。兵部大輔は詔を奉じて現場に行き、〝河童よ、天子様が大変心配しておられるから暴れてはいけない〟と、川の中や川辺一帯に触れたので、河童どもはおとなしくなり、それから後は害を与えないようになった。それから、河童の主人は兵部大輔という意味であろうか、河童のことを兵主部（ひょうすべ）というようになり、河童は橘氏の眷属（けんぞく）になった。また大工の弟子ともいうようになった（北肥戦誌）。



河童の誓文石　（橘町潮見）

こうして、河童は橘氏に仕えるようになったが、橘諸兄の十五代の孫橘公業（きんなり）が嘉禎三年（一二三七）長島庄に移ってきたとき、河童も従いてきて、潮見川に住むようになった。ところが潮見川に来てからまた暴れるようになったので、誓文を取り交わしたのである。そして、石に花が咲くまでは河童はおとなしくしているのである。潮見城の下の渡江水神は河童を祭ったところであり、潮見神社宮司毛利家には、水難防除の呪文として左の歌が残っている。

兵主部よ　約束せしは　忘るなよ
川立つおのし　跡はすがはら

この地方では、川に泳ぎに入るとき、この呪文を唱えると、溺れることはないといわれている。

(15)　八並さんの塔

今から七百年ばかり前の弘安四年、中国の元が十四万の大軍を二手に分け、再びわが北九州に押し寄せてきた。この弘安の役には、武雄領主後藤氏明も部将の中野後藤十郎定明父子らとともに出征し、恩賞を賜わった。

八並の邑主某も氏明について従軍した。彼は敵陣深く斬り込んで奮戦また奮戦、三人目の敵を斬り倒そうとした瞬間、乗っていた白馬が石につまずいて転び、そのはずみで邑主は馬から転がり落ちた。すかさず敵の青竜刀が四方からのしかかってきた。邑主もすぐ立ち上って大刀を振り回したが、衆寡敵せず、無念にも彼は討死した。従者は非常に悲しみ、その首を持ち帰って、八並の地に手厚く葬った。そして石の塔（五輪塔）を建てて、その冥福を祈った。今も彼の頭骸骨が塔の中に眠っているといわれ、八並の人たちは、「八並さん」と呼んでたいせつに祭っている。この石塔は武雄保育園の運動場のすぐ東側に建っており、傍の小さい五輪塔は、邑主の家族の墓といい伝えられている。

邑主の戦死後、八並では馬を飼うことが禁止され、この掟は明治維新後も長く守られていた。また、邑主の馬

は、藷のつるに引っかかって転んだともいい、八並の人たちは甘藷は作らなかったし、甘藷を食べると腹が痛むといって食べもしなかったという。

(16) 貴船神社の雨乞い

元亨元年（一三二一）の夏、杵島郡一帯は数十日も天気が続くという空前の大旱ばつで、水田にはひびが入り、畑からはかげろうが上っていた。作物という作物は打ちしおれて枯死寸前の状態である。農民たちは空を見上げて嘆息するばかりで、人力ではどうにもならない。そこで農民たちは、潮汲みをして黒髪山に雨乞いの祈願をしたり、御船山に登って鉦・太鼓をたたいて祈禱をしたり、あらゆる祈りをしたが、それでも天気は続くばかりであった。

時の領主武雄第十一代の後藤光明も大変心配して、神官、社僧に命じて、武雄神社と黒髪神社に雨乞いの祈禱をさせた。それでも雨雲は一向にやってこない。どうしたものかと途方にくれているある夜、武雄社下宮の祭神木菟明神が夢枕に現われて

「このままでは、まだまだ旱ばつは続きます。早く山城国愛宕郡の貴船明神の神霊を勧請して、雨乞いの祈願をしなさい。そうすれば雨が降って、万物は蘇生するでしょう」

と告げた。

光明は神のお告げに従って、早速古志貴川のほとりの清浄の地を選んで一堂を建て、貴船明神の分霊を奉祀した。



貴船神社　第一鳥居の銘

そして、領主は農民たちと一緒に雨乞いの祈願を捧げた。神主がうやうやしく

「かけまくもかしこき貴船神社のおおまえに……」

と、祝詞を奏上しはじめると、西天が俄かにかき曇って、大雨がやってきた。車軸を流すように、ごうごうと音をたてて、雨は数時間降り続いた。ひびの入った田圃は満水し、神社裏の川には黄色い水が溢れるように流れだした。農作物は見るみるうちに元気を取り戻していく。山の木々も緑を濃くしていく。領主をはじめ農民たちは、霊験あらたかな貴船神社に感謝しながら、農作物の蘇生していく様を、じっと見つめていた。やがて祈願成就の酒盛りが神前で開かれた。歓喜のあまり、土地の寄進を申出るものも出た。農民たちは、夜の更けるのも忘れて飲み交していた。この話は、今の東川登町袴野にある貴船神社のことである。

(17) 円満寺の下馬落し地蔵

武雄町下西山の円満寺に地蔵尊が祭ってある。この地蔵さんは、はじめ上の海峠の頂上に勧請してあった。昔、この峠で戦争があり、そのとき武雄の大将が落馬して討死した。大将が落馬したのは、乗馬のまま地蔵さんの前を通ったので、地蔵さんの怒りにふれたのだという噂が、いつとはなしに里人たちの間に拡がった。それからはこの峠にさしかかると、下馬して地蔵さんに礼拝して行くようになった。里人たちは下馬落し地蔵と呼んでいた。しかし、戦国時代のことであるから、この峠は武士たちの往来がはげしい。通る都度下馬するのは不便この上もない。里人たち



円満寺の「下馬落し地蔵」

もまた、どんなことで地蔵さんの怒りにふれるかも知れないと恐れていたので、すぐ近くの円満寺の境内に移すことにした。

ところが、この下馬落しの地蔵さん、どうしたわけか里人たちの知らない間に、台木山の麓の南の谷に移転していた。丁度その頃、この里に熱病が流行して、いっこうに下火にならない。里人たちは、あちらこちらに願をかけたり、おまじないをしたりするが、少しもその効顕はあらわれず、里人たちの憂いは深くなるばかりだった。

ある夜のこと、地蔵さんが庄屋の夢枕に現われて

「自分は上の海の地蔵である。ここは自分のおるところではない。早くもとの円満寺に戻しなさい」

と告げた。里人たちは、この話をきいて驚いた。この熱病もきっと地蔵さんの怒りにふれてのことであろうと思ったからである。里人たちは、さっそく協議した。そして地蔵さんにお詫びをいって、円満寺に戻し、改めて病気の平癒を祈った。地蔵さんの希望を叶えてやったからであろうか、さしも猖獗を極めていた熱病も間もなく熄んで、里はもとの平和に帰っていった。

(18) 荒踊り領主の難を救う

永禄六年(一五六三)、肌寒い風が吹きはじめた十月初めのある夜、武雄領主後藤貴明は家臣を遠ざけて、読書に耽っていた。

「殿、申しあげます」

控えの間から声をかけたのは、家老秋月治明であった。

「只今、島原の僧と申すものが、是非お目にかかりたいと玄関に参っております」

貴明は島原に武雄出身の僧正がいることを思い出した。こんな夜更けにくるからには、重大な用件があるにちがいないと思った貴明は、僧を通させた。虚無僧姿の老僧は初対面の挨拶をしてから

「殿には今月の末、有馬仙岩の招きで島原に行かれることになっているそうですが、実はそのことにつきまして……」

と、有馬の計画を詳しく話すのであった。北部肥前に進出したい有馬仙岩は、武雄の貴明が邪魔で仕様がない。弟の純宗を隣りの長島庄に駐屯させて隙をうかがわせるが、隙はなく、貴明の勢力は伸びるばかりで、逆に龍造寺隆信と組んで島原を窺う気配さえ見えてきた。そこで、貴明を島原に招いて宴会の席上で討つ計画である。貴明はじっと老僧の話をきいていたが

「私はすでにゆくことを約束したのだ。行かなければ、卑怯者のそしりを受けるだろう。こちらからこそ、仙岩を計略にかけてくれよう」

と、いいきった。そして治明に命じた。

「屈強の若者を二百五十人選んでくれ。島原に大勢の兵士を連れて行くわけにはいかない。二百五十人に花衣裳を着せ、荒踊りで乗り込むのだ」



荒踊り

準備は隠密のうちに進められ、約束日より十日前の払暁を期して出発することになった。夜半から集まってきた若者たちは、紫の向鉢巻、黒脚絆、白足袋に草鞋をはき、揃いの花衣裳に大小を帯び、鉤索をつけていた。一行は貴明の駕籠を先頭に、長い月影を投げかけながら、しゅくしゅくと塩田に向って進んでいった。塩田津で五隻の船に分乗するときは、月は既に西の山にかくれ、太陽が昇る頃は船は遙かの沖合いに出ていた。船足は早く、島原に着いたのは昼過ぎであった。

一頭の早馬が島原城に向った。

「申しあげます。只今、武雄の後藤殿が花衣裳を着けた二百五十人を引き連れて入港しました」

「なに、後藤が来たとな」

仙岩は貴明の不意の来城に、一瞬狼狽の色をあらわしたが、長い間戦場で錬えた千軍万馬の老将だけに、次の瞬間、貴明を討ち取る方法を考えていた。

「ハッハハ……青二才めが」

人を食った大きい笑い声を残して、仙岩は奥の間へ消えていった。やがて安徳忠純らが呼び出されて対策が協議された。

三の丸に案内されていた貴明に迎えの使が来たのは、薄暮迫る夕刻であった。貴明の一行はしずしずと本丸の方に歩を進めて行く。仙岩は忠純以下大勢の家臣を従えて、玄関に出迎えていた。花衣裳の一行を中庭の一隅に待機させ、貴明は治明以下三名を従えて仙岩の前に進み出た。初対面の挨拶がすむと、貴明は

「お約束の日はやんごとなき用件ができましたので、今日取り急いでお詫びの言葉言上に参りました」

と、来意を告げた。仙岩は書院の間に案内した。宴会が始まった。献盃がすむと、貴明は

「今日は参上はいたしたものの、何の手土産も持参しておりませんが、古くから武雄に伝わる荒踊りなるものを

御披露いたしたく、踊り子を連れて参りました。御観賞賜わりたい。では」

といって、さっさと玄関に立っていく。仙岩たちも仕方なくついて出る。

「荒踊り御披露」

合図とともに、中庭には用意してきた松明がともされた。ぴーひょろろ、笛が鳴りだし、太鼓が鳴る、鐘が鳴る。二百五十の花衣裳が動きだす。無言の「道行き」が始まる。二重、三重、円陣ができていく。円陣ができ終ると、浮立も止んで森閑となった。

「しーっ」「もっしょ」の合図の声

へ春の始め、音に鶯の……

朗々たる歌声に合わせて舞が舞われる。勇壮である。重厚である。一分の隙もない。島原の城内は、ために圧せられたようである。一番が終わったとき、もっしょがつかつかと出てきて、貴明らを円陣の中に連れこんだ。

へ夏になりた早や谷川の……

二番目の踊りが続けられた。踊りがすんで、浮立が始まり、円陣が解かれだした。若者たちは貴明らを巻きこんだまま、舞い続けて中門の外に去って行く。

計画の裏をかかれた仙岩は、苦りきった顔で見送っていた。浮立の音はしだいに遠くなって、あとには客のない宴席と、踏みにじられた中庭が淋しく松明に照らされていた。

(19)　山の精霊と円応寺

永正十六年(一五一九)、第十八代の領主後藤純明が川良(今の浄円寺の東)に建立した円応寺は、天正四年(一五七六)佐賀の龍造寺隆信が武雄を攻めたとき、兵火にあって焼失してしまった。十九代の領主貴明は、かねが

ね円応寺の復興を考えていたので、ある日養嗣子の家信を連れて、円応寺の勝岩和尚を訪ね、一緒に寺地を探しに柏岳に登った。そして、寺を建てたいと思う場所で、宴を張った。宴が酣になろうとする頃、一人の童子が酒肴を持って、お酌に出てきた。貴明と家信は寺の小僧であろうと思い、勝岩和尚は領主の小姓であろうと思って、別に怪しみもしなかった。すると童子は

「この山に寺を建てようと思っておられるようですが、この山は実に霊山です。昔、弘法大師はここに仏殿を開き、地蔵千体を作って堂宇に納めました。また頂上に池を掘って、小鏡池と名づけました。この寺は後に臨済宗になって廃滅しましたが、もしここに曹洞宗の寺を建てられるならば、門徒は増え、寺の栄えることは間違いありません。私がいつまでも見守っておりましょう」

と、いったかと思うと、姿が見えなくなった。三人は顔を見合わせて不思議がったが



参道の眼鏡門から円応寺を望む

「これは山の精霊が現われて、お告げになったのだ。円応寺は曹洞宗であるから、ここに再建することにしよう」

と、話は一決した。かくして円応寺が今の所に再建されたのは文禄年間のことといわれる。

寺には、その後山門、廻廊、石垣などがつぎつぎに整備され、文化年間には参道もつけ換えられて、見事な石畳が敷き詰められた。石畳が完成したので、時の住侍二十五世梅信和尚は、石畳の寄進者大串儀左ェ門に石門の建立を所望した。儀左ェ門は一言のもとに承諾した。こうしてできたのが、参道第二の門として偉容を誇る眼鏡門である。文化十四年（一八一七）のことである。この門は、儀左ェ門が一言即諾して建てたことから、〝一諾の門〟と呼ばれていた。

この門に掲げてある額の「西海禅林」という書は、武雄二十八代の領主鍋島茂義の筆になるものである。ある日、筑前の使者が円応寺に参詣して、この額を見つめていたが

「この字は、定めし高貴の方の筆になるものでしょうね」

と、尋ねた。案内役の住僧は感心して

「どうして高貴の方の筆ということがわかりますか」

と、反問した。使者は答えようとしない。住僧は

「これは領主の筆になるものです」

と、誇らしげに話した。使者は大きくうなずいて

「そうでしょう。そうでなければ、こんな拙い書を掲げるはずがありませんからね」

といった。和尚は赤面した。これを伝え聞いた茂義は、それから書画に励み、大変上達したと伝えられている。

次の話は、まだ円応寺が焼けないで、浄円寺の東にあった時の話である。天文の頃、沙弥（仏門に入って剃髪し、受戒したばかりの男）竜覚というのがいた。彼は本尊の十一面観世音像を非常に敬まい、いつも普門品を読誦し、香花を手向け、燈明をあげ、食事を供えて、供養を怠らなかった。ある日、和尚は大工に頼んでお寺の修理をしていた。大工が梁の上で、手をすべらせて、のみを落してしまった。「あっ」といったがもう遅い。丁度その時竜覚が下にいて、上を仰ぎ見た瞬間、のみが落ちて、竜覚の右の目にぐさりと刺さったのである。血がほとばしり出る。竜覚は声をあげて泣く。寺僧たちはびっくりして馳せ集まる。寺僧たちは竜覚を抱きかかえて寮に運び、目の手当てをした。そして床を敷いて寝かせておいた。しばらくして、急に泣き声が止んだ。寺僧たちが怪しんで、

そっと窺ってみると、竜覚は平素と変らない安らかな顔で寝ていた。ほっと安心しているところに、竜覚も床から起き出してきた。僧呂たちが竜覚の目を見ると、疵一つなく、怪我をした目とも思えない。不思議なこともあるものだと話しながら、寺僧たちが本堂にお詣りして、本尊の観音さまを見上げると、その右の目から血がほとばしり出て、尊像は血だらけである。

「ああ、勿体ない」

竜覚はその目を拭いてやった。観音さまの右の目に疵があって、目の中が大豆の大きさほどに腫れあがっていた。

(20) 草野御前（そうのごぜん）

今から四百年ばかり前、天正二年（一五七四）八月のある日、東松浦郡浜玉町五反田の草野鎮永の館は、龍造寺の大軍が攻めてくるという情報がはいって、上を下への大騒ぎをしていた。夜も更ける頃、館を落ちて行く数人の男女の群れがあった。島原へでも落ちるのであろうか、道を南へとってゆく一行には、若い奥方らしい女をいたわるように、年老いた老女と、家来らしい五人の男がついていた。

朝日町川上まできたとき、旅なれない奥方はすっかり弱ってしまい、これ以上旅をつづけることは無理と思われたので、しばらくこの地で休養することにした。奥方の身分はあかされず、ただ草野御前とだけ呼ばれ、侍女の老婆の名はお仙といった。川上に落着いたものの、妊娠数か月の草野御前の顔色は日一日と悪くなるばかりで、やがて眠られない夜が続くようになった。そして、静養の甲斐もなく、御前は産褥のため、とうとう若い一生をこの地で終わったのである。お仙は長らく御前の菩提を弔い、冥福を祈っていたが、彼女もまた老衰のため死んでいった。

御前は小高い丘に葬られ、今は土地の妊婦たちが安産を祈願している。お仙の塚は、県道から宮司山への入口の路傍にあり、三角形をした自然石に屋根型の笠石をのせた板碑が建っている。碑の上半部には、上段に錫杖を持った地蔵尊の座像が一体、下段には持物を持った地蔵尊の立像五体が半肉彫りに彫ってある。そして下半部の中央には妙心禅尼、その左右に宥実敬白と陰刻がしてある。里人たちは、上段の一体は草野御前を、下段の五体はお伴人をあらわしており、妙心禅尼はお仙の法名だといい伝えている。この地方には、円筒形の石のまわりに地蔵尊像六体を半肉彫りにした六地蔵石幢は多いが、板碑に六体の地蔵尊を彫んだのは実に珍しく、おそらく県内唯一の存在ではないかと思われる。しかし、土地の人たちは、これを六観音と呼んでいる。



六地蔵板碑　通称〝お仙の塚〟といわれる

お仙が住んでいたところは、その名もお仙屋敷（字中小路一〇二六八番地）として残っているし、御前の〝あかの水〟を汲まれた池（字沼口一一一六四番地）や火葬場の跡といわれる場所（字中小路一〇五〇八番地）なども残っていて、毎年八月二十三日には、御前を祭ってある小高い丘で祇園祭りが行なわれている。また下平、北川、梶原など、五人の家来たちもここに住みついたといわれ、川上に下平、北川の姓が多いのは、そのためといい伝えている。

(21) 甘久の閻魔(えんま)王と蓮葉の地蔵さん



朝日町甘久　えんま王

朝日町甘久の外久保丘の東端、旧長崎街道の上に、幾百年この方雨露に曝されて立っている〝えんま王〟の石像がある。豊臣秀吉の朝鮮征伐に従軍した武雄二十代の領主後藤家信が、名護屋に凱旋したとき、船のおもしとして、朝鮮から持ってきた石仏の中の一つである。

家信は、これらの石仏を武雄に運ぶことにした。石仏を積んだ車が重い軋(きし)りの音をたてながら、兵士たちの後に続いていた。野を越え山を越えて来ること三日、夕日に映えて御船山が見えてきた。兵士たちが元気を取り戻したとき、家信は突如、外久保の丘で休憩を命じた。そして、えんま王の石像をこの丘に据えさせた。えんま王は四千年の昔から地獄の王様として、悪をためこらす役を受持つ仏とされている。外久保は武雄の東の入口に当たる峠であるから、ここに立っていて、悪人たちが武雄に入ってこないように番をして貰うためであった。

盆の十六日は地獄の釜の蓋が開く日で、この日えんま王にお詣りすると、地獄に落ちないといわれている。このいい伝えにあやかって、外久保のえんま王様では、盆の十五日の夕方から十六日にかけ、通夜で夏祭りが行なわれ、近郷の善男善女の参詣者で賑わっている。えんま王峠の名も、えんま王堀の名も、えんま王像がここに安置されてから生まれた名である。



東川登町二又　蓮葉の地蔵さん

東川登町二又の田んぼの中に、石の地蔵さんが立っている。もと、ここは古祥寺というお寺の境内だったといい、その名も蓮葉の地蔵さんと呼んでいる。この地蔵さんも、二又の観音堂に祭ってある阿弥陀如来像も、えんま王像と一緒に朝鮮からお連れしてきたものといわれている。

この地蔵さんは、はじめ〝いぼ地蔵〟と呼ばれ、「いぼを治して下さると、大豆を炒ってあげます」といって、願をかけていたそうであるが、あとでは、夜泣き、寝小便など何でもきいて貰えるといって、参詣者が非常に多かったといわれている。武雄二十八代の領主鍋島茂義の娘もいぼができたので、この地蔵さんに願をかけたところ、きれいに治った。茂義はその願成就のお礼に、田地八畝を寄進し、石燈籠一基を奉献した。その田地は地蔵さんの田といって、祭り田にしてあったが、終戦後解放されてなくなった。

「蓮葉の地蔵さんな物言んさあ」という話がある。昔、田原の中に稲盗人がやってきた。そして地蔵さんに「わしが盗人ということは口外しないでください」と頼んだ。盗人が稲をかついで帰っていると、地蔵さんが「わがどん言うな（お前こそ言うな）」といわれた。三年ばかりも経ってから、その盗人がこの話をしたので、「蓮葉の地蔵さんな物言んさあ」（蓮葉の地蔵さんは物を言われる）というようになったというのである。

二又部落では、毎年八月二十三日の夜、地蔵さんの燈籠掛けをして、二十四日にお祭りをする。お祭りは部落の家が輪番で営所になって行ない、地蔵さんにも来て貰うことになっている。このときは「地蔵さん、軽うなんさい」といって、お連れするという。十二月二十四日に行なわれていた地蔵相撲は、非常に有名で、近郷の若者だけでなく、玄人の力士まできて、大変賑わっていたが、六十年ほど前から中止になった。

(22) 宮本武蔵と静馬の仇討ち

今から三百五十年ほど前のある日の夕方、宮本武蔵は武雄湯町の平戸屋（今の東洋館）で草鞋の紐を解いた。その翌日、武雄の温泉場では、武蔵の話でもちきっていた。

「宮本武蔵が湯町にきたそうだ」

「二刀流の武蔵がかね」

「そうだ。豊前の船島で佐々木巌流を討ち殺しての帰り、湯治にきたそうだ」

「いつきた?」

「昨日きて、平戸屋に泊っている」

湯槽の中で、この会話を熱心に聞いている十五、六歳の少年がいた。彼は

—宮本武蔵—

—平戸屋—

と、心の中で何回か繰り返した。湯から上った少年は、平戸屋へ急ぎ、やがて裏二階の一室で武蔵と対座していた。

「私は多久村の静馬と申す百姓の倅でございます。心願あって、諸国修行の旅に出かけたのですが、計らずも貴方様のご逗留のことをきき、飛んで参りました」

「して、その心願とは何か」

静馬は、去る日父与四兵衛が佐賀城下に近い扇町畷で、鍋島の家臣蒲原右膳のために殺害されたこと、そして自分はその仇を討つため、母一人を残して、武芸修行に出かけたいきさつを詳しく話した。これを聞いた武蔵は、いたく静馬に同情した。

「親の仇討ち、殊勝な心がけだ。でも相手は剣客として名のある蒲原右膳では、今すぐには相手になるまい。お前の年はいくつか」

「はい、十六でございます」

「よし、では俺が武芸を一通り教えてやろう。熊本に来るがよい」

「有難うございます」

心ゆくまで湯治をした武蔵は、五日後の朝早く、少年静馬を連れて湯町を立ち去った。それから五年が経った。一を聞けば十を知るほど賢い静馬、親の仇を討ちたい孝心の一念も手伝って、彼の武芸はみるみる上達して、今では一かどの剣客になっていた。ある日、静馬は武蔵に尋ねた。

「まだ仇討ちはできないでしょうか」

武蔵は静馬の腕前を知っているので、「よかろう」と即座に許した。そして翌日、訣別の盃を交わして

「静馬、めでたく本望遂げよ」

と、励まし、餞別に粟田口国久の三尺一寸の名刀、衣服上下、それに路銀として金十両を与えた。

国元に帰った静馬は、佐賀の家老伊東四郎左ェ門を頼んで、領主に仇討ちの願書を提出した。領主はかねてこのことを知っていたので

「仇討ちの場所は肥前目達原

時は八月十八日午前九時」

との許可を下し

「静馬も百姓では、晴れの仇討ちに肩身が狭かろう。新地百石を与え、武士として勝負させよ」

と、有難い言葉まで賜わった。静馬はさっそく佐賀表に呼び出され、御用人円城寺造酒之助が名付親となって、祖

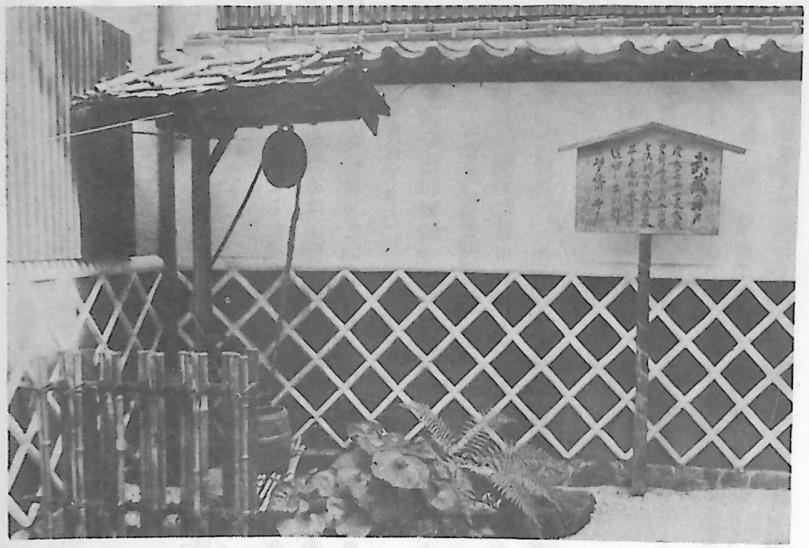

武蔵の井戸
旅館東洋館には、宮本武蔵が平戸屋に逗留した折、朝夕使用したという井戸があり、これを〝武蔵の井戸〟と名づけてある。

先の石井氏をとって、石井主馬と名乗らせた。

目達原の仇討ちの場所には、桟敷が設けられ、用意万端整えられた。城中の者は残らず前日から目達原に出張し、敵の蒲原右膳は乗物で、大勢の警固に守られて乗り入れた。石井主馬も駕籠で、これまた十人に余る足軽に前後を守られながらやってきた。熊本の宮本武蔵も静馬の晴れの仇討ちが気になって、その夕方馬で駆けつけた。そして、静馬を小高い場所に連れ出した。

「静馬、この地面を見るがよい」

「はい、何でございますか」

「ここに蟻が沢山おるが、見えるか」

「見えません」

「では、明日仇討ちが始まる一時間前に、ここに来て、蟻を見つけろ。蟻が目についたら、明日の勝負はお前の勝ちだ」

静馬は翌朝、武蔵にいわれたように、八時に現場に行って地面を見た。蟻はなかなか見付からない。じっと見ているうちに蟻が目にとまりだし

た。そして、見れば見るほど蟻は多くなっていく。地面には至るところに蟻が往来していた。静馬の心はすーっと静まった。

―よし、これで勝てる―

自信に満ちて、静馬は所定の場所で、時間の来るのを待っていた。見物人はしだいに増えてきた。佐賀はいうに及ばず、博多、熊本、遠くは中国辺からも押しかけ、さしもの広い目達原も、立錐の余地がないまでに埋まった。勝負や遅しと待ち構えていると、合図の太鼓が鳴り渡った。東の木戸からは静馬が、西の木戸からは蒲原右膳がしずしず入ってきて、ともに桟敷の領主に一礼する。試合開始の太鼓が再び鳴りひびいた。万余の見物人は声もなく、固唾をのんで見守っている。かっと二人の刃が合った瞬間、右膳は頭髪を逆立てながら、静馬目がけて打ち下した。見物人は思わず一せいに「危ない」と叫んだ。しかし、静馬は飛馬のごとくさっと身をかわし、「えいっ」とばかり右膳を真向うに斬り下した。右膳は飛び退って、刀を投げ捨て、「南無阿弥陀仏」と合掌したかと見る間に、胴は真二つに割れて、かっぱと左右に倒れた。領主はすかさず采配を振り

「でかした主馬、天晴れ、天晴れ」

と、声をかけた。万余の見物人はほっと安堵し、次の瞬間、静馬を誉めたたえる声は目達原の天地を揺り動かしていた。静馬はにっこと笑い、「父の敵、思い知れ」と、右膳の首を切り落した。

(23)　十八夜観音

橘町南楢崎に木造金箔塗りの観世音の座像を祭った観音堂がある。この観世音は二百年ばかり前、東川登町に祭ってあったが、どうしたものか大変怒り易く、ちょっとしたことでもとがめて、村人たちを困らせていた。折角祭っても、こんなに怒られては仏様でも仕方があるまいと、村人たちは相談して、観世音像を川に流すことにした。あ



八夜観音堂

る夏の夜、観世音像は蓮の葉に乗せられて、潮見川を下っていった。

ちょうどその頃、南楢崎の中山某という人が

「自分は観世音菩薩である。今潮見川に流れ着いているので、早く勧請しなさい」

という夢を見た。しかし、中山さんは朝になると、夢のことは忘れたかのように、朝食をすますと畑仕事に出かけていった。夜になると、また昨夜と同じ夢を見た。中山さんはまだ信じようとしない。そして、翌晩寝につくと、またまた同じ夢を見た。三晩も続けて同じ夢を見る不思議さに、中山さんは雨のしょぼしょぼ降る暗い夜道を、潮見橋へ出かけていった。橋の上から川を見ると、浅瀬に光るものがある。じっと見つめていると、観世音が蓮の葉に乗って、浅瀬に流れ着いているのであった。

中山さんは非常に喜び、早速拾いあげて家に連れ帰り、小さいお堂を建てて勧請した。そして、その日が旧暦の七月十八日の夜であったから、十八夜観音と名づけた。観音さんはここへ移ってからも、とがめることは止めなかった。侍たちが馬に乗ってお堂の前を通ると必ず落馬したので、武士たちはそこを通るときは、下馬して礼拝していたといい伝えている。観音さんのお祭りは八月十八日であるが、観音さんは気が進まないと暴れるというので、御開帳はめったにないし、この日はよく雨が降るともいわれている。

(24) 鐘つけ道広

武内町柿田代から多々良の方に入って行くと、右に折れる細道がある。これを通称駄道といい、この道を登りつめたところを陣の平と呼んで、その平坦地が武雄第三代の領主後藤高宗（助明）の生誕地であり、その居館のあった跡ではないかといわれている。ここには高見櫓があったという跡も残っており、真手野千石といわれた真手野一帯はもちろん、若木方面までも一望のもとに俯瞰することのできる要衝の地である。この陣の平から北方に当たるところ、武内町と若木町の境に架かっている界橋から左を望んだ山の中腹に昔、真言密教の建福寺という寺があった。

建福寺には和尚と道広という小僧の二人が住んでいた。お寺からは、朝な夕なに諸行無常の鐘の音が四方にひびき渡っていた。ある夏の夜、和尚が夜の勤めを終えて寝についてから間もない頃、覆面をした強盗が忍び入って、和尚を揺り起こした。抜身の刀をひっ下げて、突つ立っている強盗にびっくりした和尚は、平素の修行も忘れたように慌てて、小僧の道広に

「鐘つけ道広、鐘つけ道広」

と、連呼した。夜半の静寂の中に大声で騒ぐ和尚に、強盗はたまりかねて、おどすつもりで抜いていた刀を振り上げ、「えいっ」とばかり和尚の首を一刀のもとに切り捨てた。首はすうっと竹林の方に飛んで行き、大きい木に止まって、なおも

「鐘つけ道広、鐘つけ道広」

と、連呼しつづけていた。連呼の声は、夜のしじまを破って、遠くの村人たちの夢を破った。和尚はそれから梟（ふくろう）（ドウコウ）になって、昼はかくれ、夜になると出てきて、人の声そっくり「ドウコウ、ドウコウ」とか、「カネ

ツケドウコウ」と啼くようになった。それから人びとは、梟の啼き声をきくと、人の臨終の前触れだといって、忌みきらうようになったのである。

建福寺は廃寺になっても、諸行無常を告げていた鐘は吊されていたが、ある年その鐘は、山の下を流れている真手野川の川渕に転がり落ちてしまった。鐘の落ちた渕は、川が山の方に弯曲したところで、今に「鐘が渕」という名で呼ばれている。

(25) 関取〝松浦川〟

「がん漬けやいらんかんたあ」

ある夏の朝、がん漬け売りが通りかかった。

「おい、がん漬けくれ」

三軒長屋から大きい声が飛び出してきた。

「いくらあげましょうか」

「五合くれ」

がん漬け売りが五合枡に入れて持っていくと、蚊帳の中から大きい大きい手がにゅーっと出てきた。人間の手とも思われない大きい手にびっくりしたがん漬け売りは、代金も貰わずに逃げるように行ってしまった。

大きい手の持ち主、それは松浦川という関取りで、数年前から武雄に住んでいた。松浦川というしこ名から、唐津方面の出身だろうと思うだけで、彼の素性を知る人はいなかった。春秋の宮相撲では、いつも五、六人の田舎力士が束になってかかっていくが、問題にならない程の力の持ち主であった。松浦川の強力はたちまち評判になり、とうとう領主の耳にまで入ってしまった。

ある日の午後、領主は松浦川の力を試してみようと、城内の館に彼を呼び出した。領主が家臣たちと、秋陽のいっぱいあたる前庭に出て待っていると、松浦川はいつもと変わらない筒袖の袷(あわせ)に下駄ばき姿で、取り次ぎの侍に案内されてやってきた。領主は松浦川の立派な体格に見とれながら、世間話をしていたが、やがて尋ねた。

「そちは大変な力持ちと聞いているが、米は何俵ぐらいかつげるか」

「二俵かついで江戸までも、ざっと持ちゃ八俵」

松浦川はためろうことなく、即座に答えた。余りにも期待とかけ離れた大きい返事だったので、若い領主は、茶目っ気も手伝って、松浦川を困らせてやろうと思いついた。



墓の浦川松

「では、二俵かついで、おれの行くところについて来い」

といって、立ち上った。家臣たちの止めるのもきかず、自ら先頭に立って、山を登り、谷を下って歩き続けるが、松浦川は二俵かついだまま平気でついて行く。休むときも米俵を下におろそうとしない。太陽は西に傾いてきた。困らすつもりの領主が、先に疲れだした。この調子だと江戸までも米俵をかついで行くかもわからない。領主も松浦川の力持ちにはすっかり感心してしまった。そして、館に帰ると、褒美をやることにした。

「お前の望むものがあったら、何でもやるから申してみるがよい」

「私は貧しいものですから、飯もろくろく食べられません。外に望みはありませんが、腹いっぱい食べさせて貰いたいものです」

「そうか、たやすいことだ。腹いっぱい食べて貰おう」

領主は家臣に耳打ちした。やがて庭にバンコが持ち出され、それに米俵

がつぎつぎに十二俵積み重ねられた。松浦川はじっとそれを見ていたが、つかつかと進み出て、十二俵の米俵をバンコもろとも抱えあげ、お礼を述べて、さっさと退出していった。領主はじめ家臣たちは呆然とそれを見送るのみであった。

松浦川の墓は、武雄小学校の北にある崇福寺前の墓地に建っている。高さ一・六メートルほどの自然石で

天明二壬寅八月廿九日
松浦川之墓
中島牧右ェ門

と刻んである。この墓は、もと正法寺の西の墓地にあったが、大正のはじめ墓地移転のとき、現在の無縁墓地に移されたもので、墓石は松浦川自身が御船山から担いで下ったものだといういい伝えがある。

(26) 犬切谷の由来

ある秋の日、一人の猟師が愛犬を連れて猟に出かけた。あの峰、この谷と歩き回ったが、この日ばかりは何一つ獲物がなかった。猟師はがっかりして、日当たりのよい谷間で腰を下した。ぼんやり澄みきった秋の空を眺めていると、生ぬるい風が吹いて、しきりに眠気を催すのであった。猟師はうつらうつら眠りかけた。犬がわんわん、大きい声で吠えだした。折角いい気持ちで眠りかけたところを吠えられたので、癪にさわった猟師は犬を追いやった。そして、またうつらうつら眠りかけると、また犬が大声を張りあげる。追っても追っても犬はすぐ戻ってきて、ますます大きく吠えたてる。睡魔に取りつかれた猟師は、とうとう怒って、愛犬の首を「えいっ」とばかり一刀のもとに切り捨ててしまった。

首はすーっと空に飛び上って樹の間を飛んで行く。あれよあれよと首の行く方を見ていると、樹の間に大きい大きい大蛇が目をむき出し、真紅の舌をべろべろ出して、こちらを睨んでいるではないか。猟師がぞっとして、「あっ」と声を出した瞬間、犬の首がさっと大蛇の喉元目がけて喰いついていった。不意に急所を噛みつかれた大蛇は、犬の首を振り離そうと、のたうち回って暴れる。犬はいよいよ強く歯を食いしばる。大蛇の喉から赤い血が流れだした。だっ、だっ、だっ、血は滝のように流れる。さすがの大蛇も暴れる力が失くなり、ぐったりその場に白い腹を伏せて、とうとう死んでいった。息をころして見守っていた猟師は、ほっと我にかえって、「おお、よかった」とだけ叫んだ。そして何秒かたったあと、やっと彼は犬に感謝する心の余裕を取り戻すことができた。

「可愛そうな犬よ、許してくれ。俺はお前を殺した。お前の心も知らずに。それだのにお前は怨みもせず、わたしの命を守ってくれた。これも仏の思召しであろうか。神のおもんばかりであろうか。有難い。わたしの犠牲になった愛犬よ、安らかに眠ってくれ」

彼は手厚く犬を葬り、聖観世音を勧請して、その冥福を祈るのであった。里人たちはこの話をきいて、犬の忠節をたたえ、犬観世音と呼んで深い信仰を捧げていた。広福寺の釈迦堂の西側の赴感堂に安置してある聖観世音菩薩がそれで、寛文年間の建立というから、三百年程前の話である。犬の首を切った谷は、それから犬切谷（いのきんたん）と呼ばれるようになった。



通称〝犬観音〟と呼ばれる聖観音

(27) 湯の谷とびくんさん

武雄町上西山に新設された洌の尾ダムの東の谷を湯の谷と呼んでいる。湯の谷一帯には、数年前十ヘクタールの牧野が造成され、数十頭の牛が放牧されている。牧場への道を湯の谷に入って行くと、右側に牧場の管理棟が見える。その前を小さい谷川が流れている。川は管理棟の少し下で右に曲り、曲ったすぐ下に滝壺のようになった広さ六平方メートル程の深みができている。



湯谷牧場

その昔、この小川には暖かい湯が流れていて、滝壺のようになった深いところが湯壺になっていた。里人たちは、この湯壺で一日の疲れをいやし、また病いの保養をしていた。そして、いつとはなしに、ここを湯の谷と呼ぶようになり、楽しい集いの場所にもなっていた。ある古老は「子どもの頃までは湯が出ていた」というくらいだから、湯が出ていたのはそんな遠い昔のことではないようである。

よく晴れあがった秋の日、里人たちは、せっせと田んぼ仕事に精出していた。その昼さがり、一人のびくんさん（比丘尼―尼さん）が湯の谷に入って行った。あたりに人影はない。彼女は湯壺に降りてゆく。浴みすることしばし、心のやすらぎを覚えだした頃、びくんさんは、ふと思い出したように、湯壺でおこし（腰巻き）を洗いだした。暖かい湯での洗濯は楽しい。びくんさんが洗濯を楽しんでいると、湯がだんだん冷たくなっていった。びくんさんは、どうしたことかと不思議に思っていたが、やがて「し

まった」と叫んで、おこしを外に放り投げ、湯から飛び出した。でももう間に合わない。びくんさんは自分の不始末を仏に謝るのであったが、谷川からはもう暖かい湯は流れてこなかった。それから、この湯の谷の小川からは暖かい湯は永遠に消え失せ、平凡な谷川となってしまった。

(28) 剣の達人、佐々木平馬

午前二時、御船山の頂きの森閑と静まりかえった森の中から、激しい竹刀の音がひびいてくる。

「えいっ」

「やっ」

一寸先きも見えぬ闇の中、一歩踏みはずせば千仞の谷である天狗岩に、命をかけた修練の剣士佐々木平馬が、懸命に振る悲願の竹刀であった。

平馬は、背丈僅かに五尺、鼻が太くて「天狗」と呼ばれたほどの醜男であったが、武雄第二十九代の領主鍋島茂昌に仕えていた剣道指南番であった。剣道の奥義をきわめるために、人知れぬ苦心を重ねた人で、御船山の住吉神社に百日の祈願をかけたのもそのためであった。

今日で九十八日、雨の夜も風の夜も一心に登りつづけた細道であったが、今夜はなんと暗い道であろう。いつものように住吉神社に参拝を終えて、天狗岩の断崖の上で竹刀を振ってもう半刻、平馬はあふれる汗をふきながら山を下りかけた。その時、ふと下を見た平馬は、思わずはっと足を止めた。真白な着物を着て、髪をふり乱した美しい女が、ゆう然と坂道を登って来る。足音も聞えないし、息苦しそうでもない。顔は雪のように白く、目は平馬をみつめて動かない。しかもその早い足、ぐんぐん登って来る、目前に迫る！

平馬はかっと目を見開いて、右手に竹刀をしっかりと構えていたが、目前数尺のところでぱっとかき消すように

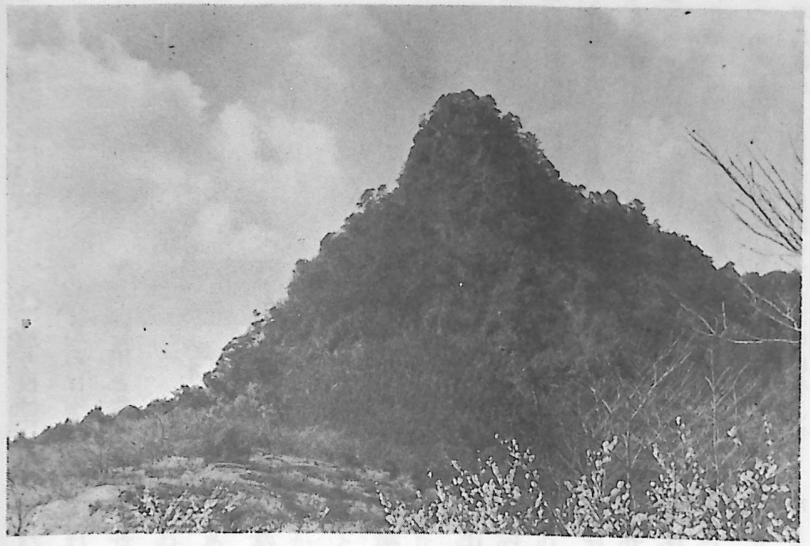

頂上に住吉神社（武雄社上宮）がある

失せてしまった。平馬はしばらく様子を見ていたが、森閑とした森の中には、ただ虫の声が残っているだけだった。

明くれば九十九日目、明日こそ結願の日であると、平馬は期待に胸おどらせながら住吉社に参拝し、天狗岩で竹刀を振って山を下りかけた。午前二時を少し回った頃である。ふと見ると、下から大きな黒牛がのそりのそりと登ってくる。平馬はしかし驚かない。また昨日のように狐か狸の仕業であろう。今日こそ一竹刀あびせてくれようと竹刀を構えた。

「えいっ」

近寄ってきた牛の頭めがけて力いっぱい振りおろした竹刀に、不思議や何のてごたえもない。そして牛の姿は消えてしまった。暗闇の中にたたずみながら平馬はじっと考えた。これはきっと住吉明神の使者天狗が、自分の腕を試しているのだ。百日の祈願がやっと神に聞き届けられようとしているのだ。そうだ、それに違いないと意を強くして山を下るのであった。

いよいよ百日目の結願の日、平馬は御神酒と供物を

持って山に登り、神前に平伏して無我の境に入ることしばし、遂に人知らぬ神のお告げを受けることができた。かくて平馬の魂は百錬の鉄の如く、わざは天狗のカナシバリに至るまで、ことごとく奥義をきわめることができたのである。

天狗岩で竹刀を振るのも今夜限りと、平馬はむじんに腕をふるい、妙技の極を会得して山を下りかけた。丁度そのとき、二人の虚無僧が澄んだ音色で尺八を吹きながら登ってきた。結願をすまして下山するわが腕を試す天狗の仕業か、よしそれならばと電光石火

「えいっ」

竹刀をふるえば、虚無僧はぱっと右と左に別れてしまった。しかも今夜は消えようともせず、尺八を逆手に構えて向かってくる様子、平馬は寸分の隙もない構えでじりじり近寄って行く

「やっ」

烈しい気合いで面と胴にうまく入ったかと思われたが、二人とも尺八で受け流してしまった。平馬はすかさず気合一声、不動のカナシバリをかけた。二人の虚無僧は共に身動きができないで、石のように立っているばかり。ついに平馬の勝ちである。しばらくして平馬はカナシバリを解いたが、途端に二人はふっと消えてしまった。

かくて平馬は多年の望みを達することができた。

古跡と伝統編



一　古城砦趾

かつての塚崎（武雄）領内には城跡が五つと砦趾が五つある。

城跡は領主後藤（のちの鍋島）の築造した塚崎城、武雄神社の神主の築いた武雄城、領主がおもに在城した住吉城、長島荘の地頭橘薩摩の居城だった潮見城、橘薩摩十三代の渋江公勢が拡張して居城とした日鼓城である。

砦趾は白木峯、富岡砦、磐井砦、諏訪砦、猪熊砦の五つで、猪熊砦だけは後藤の重臣が警備したが、その他は後藤の分家の居館を兼ねていた。

―備考―砦は城のような大きな規模ではなかったが攻撃を受けた時応戦できる備えであった。

塚崎城　塚崎城は御船山城、後藤山城とも呼ばれ、武雄領主後藤の居城で、御船山の北麓、現武雄高校の位置にあった。



塚崎城跡、石門

築城年代や築城者は不明であるが安土桃山時代には本丸、二の丸、三の丸の規模を備えており、武雄川を引いて笹川という内堀をつくり、武雄川を外堀としている。塚崎の沈み城ともいわれたが、それは新緑の頃には周囲の樹木が若葉に覆われ城を隠したからだといわれている。

豊臣秀吉の天下統一により、塚崎城は破却を命じられ、領主は住吉城を本城とした。

慶安二年（一六四九）に佐賀藩主から徳川幕府の目付で、長崎奉行だった井上筑後守に差し出した「肥前国道則帳并古城間数其外委細」の武雄古城のところに

前はから堀、形ばかりあり、腰目に城跡あり、凡三反二間程、下の段広凡三反、いずれも今は山林に罷成候

と、ある。

また、寛文十年（一六七〇）の鍋島茂和、同茂紀年譜には

本丸荒敗、二の丸破損甚し、三の丸役所、十一月十二日三の丸を解体、殿様館を新築

と、ある。

一六四九年の記録には城の面影なしとあるのに、それより二十一年あとの一六七〇年の年譜には荒廃してはいるが本丸も二の丸も、三の丸もあったとしている。

どちらがほんとうかは別として、この二つの文献から判断して江戸時代のはじめには、もう城らしくはなかったことは確かである。

三の丸を役所として使っていたが一六七〇年には解体して、その跡に領主の館を新築したのである。

木造建築の寿命から逆算すると、本丸、二の丸、三の丸を備えた規模の城は安土桃山時代の初期か、室町時代後期の戦国時代に築造されたものと考えられる。

三の丸跡に建てられた領主館は慶応四年（一八六八）三月十六日の明け方、火災で焼失している。

武雄城　武雄城は武雄神社の神主の城であった。

武雄社本紀によれば、武内宿禰の子、平群木兎宿禰を祀った下宮のあったところ、御船山の西北麓の峡にあったと記されているだけで、いつ築城されたかは書かれていない。

神主は文永、弘安の元軍来襲の時や南北朝にも参加出陣しており、城が必要であったと考えられる。

応安四年（一三七一）十二月五日の小鹿島文書の橘薩摩公世軍忠状の一節に

於潮見山、初構城、致合戦、同二十三日、寄武雄之城

と、ある。

これは武雄神社神主の城の「武雄城」であると解すべきであろう。恐らく当時、まだ塚崎城はなかったものと考えられる。このほかには武雄城に関する記録は今のところみつかっていないため不明である。

武雄神社の神主はのちに後藤の家臣になったので、その時点に武雄城は廃城となり、塚崎城が築城されたものと思われる。

住吉城　住吉城は黒髪山城ともいわれ、黒髪山の前峰の台地にあった。伝承によれば塚崎領主後藤三代の助明が、鎮西八郎為朝の援助で黒髪山に住む大蛇を退治したのち築城したといわれているが後藤三代までは実在したという証拠はなく、四代宗明からは実在を証する遺物、文献などがある。

住吉城の城跡は昭和四十二年武雄歴史研究会員、浦郷博義が詳しく調査し、四十四年には市史編さん委員も踏査した。浦郷会員の調査によれば登城口に至る幅二間（三・六メートル）の道があり、大手門は北に面し、から堀は幅三間（五・四メートル）で正方形に本丸跡を取り巻いている。

古井戸と堀の石垣がところどころ残っているが雑木と雑草が繁っていて全体の規模はわからない。西と北は険しく傾斜しており、南、西、北の三方に山峰がそびえ、東だけが開けている。

この城は要塞堅固であったから戦国の頃は領主後藤氏は、この城にあることが多く、島原の有馬勢に攻められた時、十八代純明は住吉城に在城していた。塚崎城は秀吉から破却を命じられたが住吉城は存置を許された。住吉城は慶長四年（一五九九）に焼失し、再建はされなかった。

潮見城　潮見城は橘薩摩（のちの渋江）の居城で、武雄市橘町の潮見山にあった。

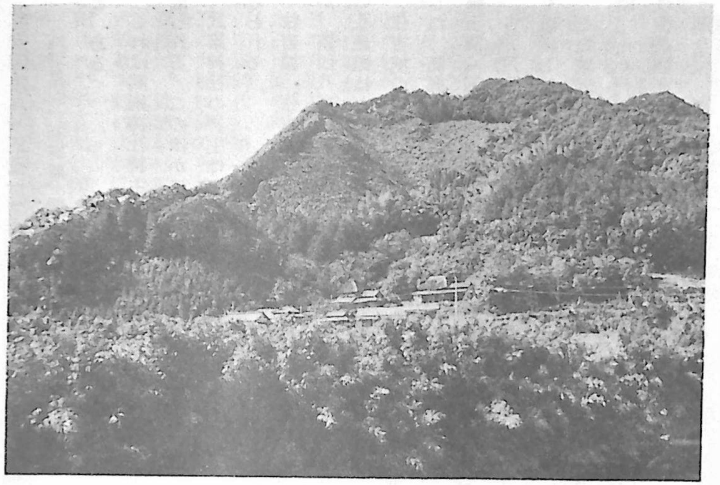

潮見城跡

この城は山そのものを利用して造られたもので山の急坂に石をころがり落し、寄せ手を防いだといわれ、今も、頂上近くには石や岩が残っている。

阪本綱市の「肥前長島戦史」には

〝山の高さ百四十米、北、西、南ともに急峻で、潮見川が麓を西南から東へ、曲って流れており、自然の堀を形づくっている。山の北の高地に本丸跡、南の高地に二の丸跡がある。東麓の台地に城主の館や家臣の住居があったようだ〟

と、記されている。

嘉禎三年（一二三七）伊予国宇和郷の地頭から長島荘の地頭に転封となった橘薩摩公業が着任して築城したと伝えられているが実際には応安四年（一三七一）ごろと推定される。

同年十二月五日の橘薩摩公世軍忠状の一節に

〝応安四年十二月五日、於潮見山、初構城、致合戦〟

と、あるので、城はその時点に初めて構えられたものであると思われる。

永禄三年（一五六〇）島原の有馬晴純の家臣西右京

が潮見神社の神主を買収し、神の託宣として、潮見城から鉄砲を撤出しなければ大変事が起こる、といわせた。

当時の城主、渋江公師は反対したが父公親がそれを信じ、鉄砲を潮見城内から他の場所に移した。すると翌々日、有馬勢が潮見城を急襲したため落城した。これを聞いた塚崎城主後藤貴明は直ちに出陣し、潮見城の有馬勢に反撃をかけ、潮見城を奪還したと伝えられている。その頃、果たして潮見城に鉄砲が備えられていたであろうかと疑問に思われるであろうが渋江は長島荘の地頭であるとともに種子島の地頭でもあった。

種子島にポルトガル船が火縄銃を伝えたのは天文十二年（一五四三）であるから潮見城に鉄砲を備えていたとしても不思議ではない。

日鼓城　日鼓城は一名椎葉城とも呼ばれ、武雄市若木町嘗牟田と川内の境にあって、現在もから堀の一部が残っている。標高約二百メートルの山の中の要害であった。橘薩摩の一族、備後守公泰の築城といわれるが構築の年代は不明である。

橘薩摩十三代の渋江公勢が明応年間（一四九一―一五〇〇）に城を拡張して居城とした。

大永七年（一五二七）三月十五日、公勢は誤って毒の入った水を飲み、次子公政と共にこの城で死亡した。

公勢の子で祖父後藤職明の養子となっていた後藤十八代の純明（すみあき）は、公勢、公政の死を知ると日鼓城を急襲して、これを奪った。公勢の嫡子公親はかろうじて城を抜け出し母の父、岸岳城の波多盛を頼って落ちのび、時機の到来を待った。

天文十一年（一五四二）八月十一日、公親は祖父波多盛と平戸領主松浦肥前守の援兵を率いて、長島荘の失地回復のため日鼓城攻撃に岸岳城を出発した。これを知った後藤純明は住吉城を出て、公親軍を迎えて戦ったが後藤軍は敗北した。同年十一月、後藤純明は大軍をもって日鼓城を包囲、襲撃して奪還に成功した。

純明は日鼓城を残しておいては将来に禍根を残すことを悟り、城を破壊してしまった。



白木寨

白木寨　白木寨（しらきのさい）は一名白木城（しらけんじょう）ともいわれ、武雄市武雄町上西山と山内町永尾の境付近にあり、後藤四代宗明の次男、西山後藤公明の居館を兼ねて構築されたもので、島原の有馬勢と後藤純明が戦った古戦場でもある。江戸時代になって武雄領の刑場となり有名な西洋砲術士平山醇左ェ門や儒者河原幡平が最後の処刑を受けたところである。

富岡砦　富岡砦は武雄市武雄町永払の丸山にあって後藤宗明の三男、富岡後藤信明の居館でもあった。

諏訪砦　諏訪の砦は後藤清明の次男八並共明の居館で武雄市武雄町八並の諏訪神社の丘にあった。

中野砦　中野砦は磐井の砦ともいわれ、武雄市朝日町中野の磐井八幡社の丘にあった。後藤七代政明の次男、墓崎後藤定明の居館として築造させたものである。

六世紀に筑紫の君、磐井が、大和朝廷に謀反をおこした時、この丘に砦を築いたといい伝えられている。

猪熊砦　猪熊砦は武雄市朝日町の猪熊山にあって同所にのろし台も置かれた。

塚崎領の北東の要地で、東は白石平野をのぞみ、北は多久領に、山一つ越して接している。この砦は後藤の重臣が交替で警備に当たっていた。



中野砦（磐井の砦）

おつぼ山神籠石　おつぼ山の神籠石を城跡とするのはどうかと思ったが朝鮮式山城であるとの結論が出されているので別格城跡として取り扱うことにした。

おつぼ山神籠石は橘町小野原にあり、約千三百年前に外敵に備えるため朝鮮の百済（くだら）国の技術者の指導で、大宰府が構築したものであると考えられる。

神籠石の発見は昭和三十七年で、おつぼ山をみかん園にするため開墾した際、列石の一部がみつかり、露出していた水門に連絡していることが判った。

発見者は江口真一郎武雄市文化財調査委員で、再三踏査して確信を得たため武雄市教育委員会を通じて県教育委員会に報告したものである。



おつぼ山神籠石北側土塁下の列石



おつぼ山柵柱下部（柱根）

県教委では国の文化財保護委員会に報告し神籠石が神域として築造されたものか、山城であるかを確かめるため史跡指定の前に学術的発掘調査を行なうという諒解を得て、昭和三十八年七月発掘調査を行なったのである。

おつぼ山の神籠石は全国で八番目に発見された神籠石で、それまでに福岡県の高良山、女山、雷山、鹿毛馬、御所ヶ谷、山口県の石城山、佐賀県の帯隈山で発見されており、いずれも国の重要史跡に指定されている。



おつぼ山神籠石第二水門

おつぼ山神籠石の発見後、福岡県の把木町で把木神籠石が発見され、全国で九つとなり九州、山口県だけにあるわけである。

おつぼ山神籠石は発掘調査の結果、列石の前に一定間隔で柵柱の穴がみつかり、第一水門からは柵柱の根元、約一メートルのもの三本と横木一本、さらに東門跡から炭化した柵柱一本が発掘された。このほか要所には幅九メートルの土塁があったことが明らかにされ、朝鮮式の山城であることが裏付けられた。

列石線が取り巻いている山は三つの峰からなっており、最高峰で六十六メートルである。

列石線は谷の部分は低いところを通り、峰の近くは八合目付近を通っている。谷には水門が築かれ、湧水や雨水を排水する通水孔が設けられている。現在残っている水門は二か所であるが、推定水門はなお二か所ある。

列石の高さは大体七十センチ、厚さが三十センチでほぼ一定しているが小さい石を二段重ねている個所もある。石の幅は最も大きいものは一・五メートルもあり、いずれも綺麗な仕上げ加工である。

列石線の総延長は一・八七キロメートルで、このうち列石が取り除かれている分が八百七十三メートル、残存列石数は千三百十三個である。

このような山城が何を目的として、誰が構築したのかを考えてみたい。

構築の年代を明らかにする遺物は、発掘調査でも出土しなかったが調査責任者の鏡山猛九州大学教授は千三百年前ごろの築造とみている。

日本書紀に記されている朝鮮式山城、太宰府の大野城、水城、基山町（のち基肄と地名がかわる）の基肄城は六六四年に造られたとなってい

る。これらの城は外敵の襲撃から〝遠の朝廷〟と称された大宰府を守るためのものであった。

その頃の国際情勢は日本にとってきびしいものがあったのである。

中国の唐は朝鮮半島に勢力を伸ばし、朝鮮の新羅は日本の朝鮮経営の足がかりであった任那を攻略し、唐と同盟を結んで、朝鮮の親日国だった百済を攻撃しはじめたのである。

百済は、唐、新羅連合軍を相手に戦う自信がなかったので日本に援兵の派遣を要請してきたのである。時の斉明天皇（女帝）は重大会議を開いて百済救援のため、朝鮮に出兵すべきかどうかを協議した。

皇太子であった、のちの天智天皇の中大兄皇子も、この廟議に出席した。議論は沸騰したが百済救援を決定した。

六六一年正月六日、六十八歳の女帝、斉明天皇は中大兄、大海人の両皇子らを従えて軍船で難波の海から筑紫に向かった。同年三月二十五日、船団は九州に着き、博多港（那の津）に入港した。

斉明天皇は朝倉橘広庭宮（福岡県朝倉郡宮野村）に移ってまもなく、旅の疲れと暑さのため亡くなった。

中大兄皇子は母の死を十分いたむいとまもなく、筑紫にとどまって遠征軍の指揮に全力をあげなければならなかった。

皇子は本宮を交通に便利な那の津（博多）に近い長津宮に移し軍務に精励した。百済救援軍の集結、兵糧の確保、軍船の艤装、水夫の訓練、武器の修造、百済の将軍福信との連絡など、かつてない海を渡っての大出兵のため処理しなければならない仕事は山ほどあった。

六六二年正月、百済救援の第一陣五千余名の兵士は船団を組んで出発した。

翌六六三年三月、第二陣兵団二万七千も朝鮮に向かった。

日本、百済連合軍と唐、新羅連合軍の決戦の時が迫った。

六六三年八月二十七、二十八の両日に亘って白江河口で大激戦が展開された。日本でいう白村江（はくすきのえ）の戦いである。激戦の結果を「旧唐書（くとうじょ）」は

〃四度戦って勝ち、その舟四百隻を焼く煙と炎、天に漲り、海水皆赤し〃

と、記し「日本書紀」は

〃ときの間に官軍敗績し、水に赴きて溺死する者多し、艫舳廻旋（へともめぐら）する得ず〃

と、述べている。

三万二千の出征兵のうち逃げて日本に帰った者は僅かに千五百名といわれている。

これで三百年に亘る半島経略は終わり、唐、新羅の日本本土への来襲の危機を迎えた。

中大兄皇子は大宰府防衛のため直ちに大野城、水城、基肄城の構築を命じ、大宰府の責任において、その他の防衛施設の急造を命じて急いで大和へ戻った。

大宰府では、百済から亡命してきた築城の技術者を指導者として、まず、大野、基肄の山城と水城の築城にかかり、引続き、九州防衛のための山城の構築をきめた。

大和朝廷が直接築かせた山城は「日本書紀」に記されたが、大宰府が決めて構築した山城（神籠石）のことは書かれなかったものと思われる。

その後幸い唐や新羅の来襲がなかったので九州防衛のための山城は防人（さきもり）が駐屯した程度で実戦には使われなかったのである。

佐賀県には橘町のおつぼ山と佐賀市久保泉町の帯隈山と神籠石は二つある。国土防衛上必要だった山城が県内に二つもあるということは、奈良時代すでに佐賀県は重要な土地であったことを裏書きするものである。

二　神社と寺院

〃この神社と寺院は執筆担当の浦郷博義氏が昭和四十五年十二月十二日急逝したため、浦郷氏が蒐集していた資料をもとに担当者が替わって執筆したものである〃

㈠　神　社

神社を書くに当たって、日本における神社の発祥について調べてみた。

人間は生存をはじめてから信仰をもち、宗教は人間と共に長い歴史を経てきたのである。

自然崇拝から始まった原始宗教は、やがて氏族の始祖を祀る氏神として形を整え、祠を設けたのである。しかし、自然現象である火、水、風は人間にとってはなくてはならないものではあったが災をもたらした。

自然の偉大さを崇拝すると共に畏敬の念は薄らぎはしなかった。日本神話は自然や自然現象を神格化して語り継がれてきたものである。

武雄地方に神社が生まれたのは平安時代前期の十世紀からであるが、弥生時代、古墳時代ともに集落を中心に祭祀が営まれていたことは遺跡や遺物によって判明している。

神社ははじめ氏神的性格として創建され、仏教の伝来によって、神仏混淆となり、後代には地元住民を氏子とするようになった。

豊臣秀吉の朝鮮出兵に際しては、神社の社領はほとんど取りあげられて、朝鮮遠征の費用に使われてしまっ



旧武雄神社

た。

江戸時代には、徳川幕府は各寺院に宗門人別改帳を備えさせ、キリシタン撲滅をはかった。このため寺院は現在の役場の戸籍係の役目を命じられたのである。

神社は弾圧は受けなかったが軽視され、秀吉に社領は召しあげられ、徳川からはそっぽを向かれ、泣面に蜂という苦境に立たされた。

明治維新は廃仏毀釈を断行し、日本神道は復活期を迎えた。

明治政府は、日本神道を庇護し、各地の神社を、官幣大社、中社、県社、郷社、村社などに格付けを行ない、維持費の全額または一部を補助金として与えてきたのである。

第二次世界大戦の敗戦後は信教の自由によって特定宗教に対して、政府や自治体の援助は一切打ち切られたのである。

各宗教は同じ条件のもとで自由に布教活動ができるようになり、国民はどのような宗教を信仰しようと自由になったのである。

(1) 武雄神社

武雄神社のなりたちを記した武雄社本紀は神主二十三代の伴信門が編さんしたもので、今から約三百年前につくられたものである。

その全文については資料篇に収録されると思うが概要は次のとおりである。

「武雄社は武雄市の御船山の南嶽にあって、鎮座の年月は不明であるが聖武天皇の天平七年（七三五）に、伴行頼という人に神託があった。〝われは武内大臣なり、昔神功皇后が朝鮮の新羅を征した時、自分もそれに従ったが、御船山の南嶽は住吉（すみのえ）神の指揮をとるところであり、その社に私を祀れば、この地に幸福が訪れるであろう〟と、いうので、伴行頼は、大宰府を通じて朝廷に奏請して許されたため、武内宿禰を主神に、仲哀、応神両天皇、神功皇后、武内宿禰の父、武雄心命を合祀して、御船山の北麓に神殿を建築して、そこに祀った。御船山の南嶽の頂上には住吉の三神、底筒男、中筒男、表筒男を祀り上宮とした。また、御船山舳の岳の北の峡には、武内宿禰の子、平群木兎宿禰（へぐりつくのすくね）をまつり下宮とし、のちに、朝日町黒尾に黒尾明神を創建して、武内宿禰の母影媛をまつった。

塚崎領主後藤の祖先、藤原章明が塚崎庄米守名温泉里に館を建てて住んだが武雄社のある御船山の北麓に城を築きたいと勅裁を仰いだ。許しがあったので、杵島郡中に公課して、武雄社の現在ある場所に土盛りをして丘陵をつくり、神殿を新築して遷座したのである。武雄社のあった北麓には塚崎城を築き、領主は長島荘茂手村の十町歩を城敷田として寄進した」

このように本紀によると天平七年（七三五）の遷座、創祀ということになるが、これは伝承であって史実ではないように思われる。

しかし、非常に古い創祀であることは、佐賀県に現存する最も古い文書が証明している。

この古文書は天暦五年（九五一）二月十一日の日付けの四至実検状である。

武雄神社の主神は武内宿禰、副神は武雄心命、仲哀、応神両天皇、神功皇后となっているが仲哀天皇と神功皇后は架空の人物で実在しなかったと日本歴史界の通説となっている。

主神の武内宿禰は、実在しなかった天皇を加えて五天皇に仕えたことになっているのでその名前は固有名詞ではなく、同じ呼び名の人が何人かおり、それを単一化して一人に絞ったのだといわれている。

もう一人の祭神の武雄心命は武内宿禰の父であると「日本書紀」に書かれている。

下宮に祀られた平群木兎宿禰は武内宿禰の子であり、黒尾明神の祭神の影媛は武雄心命の妻で、武内宿禰の母である。

武雄心命は、第八代孝元天皇の孫であると「日本書紀」は伝えている。

ところが日本歴史では、第九代の開花天皇までは実在が信じられていないのである。

このように見てくると、武雄神社は、武雄心命一族の氏神社であったといえるのである。

本紀にある祭神の説明を見ると「日本書紀」のとおりであるので、武雄神社が創建されたのは「日本書紀」ができたあとであるということができる。

創祀者と伝えられている伴行頼という人はどのような人物であったのか全くわからないのである。

延長五年（九二七）十二月二十六日にできた延喜式という本の延喜格式上表に署名している人の中に大外記紀伊権介伴宿禰久永という人と関係がありそうに思われる。

と、いうのは日本書紀巻第七の景行天皇のくだりに

「景行天皇の三年春二月、紀の国に行幸して、もろもろの天津神、国津神を祀らんと占うるに吉からず、即ち行幸やみぬ。屋主忍男武雄心命を遣わして祭祀しめ給う。ここに武雄心命いでまして、阿備相原に居て神祇を祭祀り住むこと九年あり、則ち紀直の遠祖、うじ彦の女影媛を娶として武内宿禰を生ましむ」

と、ある。

武雄神社の主神武内宿禰は武雄心命を父に影媛を母として紀伊国で生まれたわけである。もっとも、これは日本書紀の記述を信用した場合のことである。

古代日本では、それぞれの氏族が同族だけで集落を営み、その遠祖の中心の人物を祀り氏の上、つまり氏神とし、そこに住む同族を氏子と称して、同族の繁栄を祈ってきた。日本における神社の発祥は、このような形ではじ

まったのである。

創祀者であり、神主の始祖である伴行頼は日本書紀の記述を神託としたのであろうと考えられるのである。

創祀の年代と神官　武雄神社の成立が本紀のように奈良時代ではなかったとしても、天暦五年（九五一）の社域を定めた四至実検状が現存するので千二十年前には創祀されていたことは確実である。

この実検状に署名しているのは、神主、伴と実検使、加賀権守源朝臣、五所官長、大宰府使、図師僧、書生、郡司代僧の七名で、いずれも花押がある。

このような顔ぶれが社域を実検しているということは朝廷でも、武雄社を重要視していたことも確かである。

神主の始祖は伴行頼で、本紀によれば三百五十年は神主は不明となっているが、社域の実検が行なわれた頃を創祀とすれば、神主不明の期間は約百五十年ほどである。その間を飛び越えて神主一代を伴行貞とし、行貞の在職期間は寛治―嘉保年間（一〇八七―一〇九五）の約九年間である。行貞は黒髪神社の本司も兼ねた。

行貞には男の子がなかったので娘に婿養子を迎えて二代を継がせた。それが、藤原幸門で、元大宰府師、内大臣藤原高藤の子孫、藤原為門の子である。

幸門は伴姓をやめて藤原姓を名乗った。幸門の授職の年月は不明であるが永長元年（一〇九六）以後である。

彼が三代、藤原貞門に本司の職を譲ったのは康治二年（一一四二）となっているので在職年限は約四十五年である。

三代の貞門は康治二年から仁安三年（一一六八）二月十三日まで在職したから本司だった期間は二十六年である。

当時、神主の授職、解職は大宰府が行なったもののようで、府司証判の本司解状がある。

四代、守門は寿永二年（一一八三）の授職となっているので、貞門が本司の職を解かれてから十四年間は正式な

本司は居なかったようである。

守門が本司の時、源氏の平氏追討祈願が武雄神社で行なわれ、文治二年（一一八六）三月十日付けの源頼朝の御教書を持った使者がお礼参拝をしている。御教書は現存し、武雄市役所に所蔵されている。

建仁二年（一二〇二）に藤原家門が神主の五代を継ぎ本司となった。家門は、武内宿禰の母、影媛を祭神として黒尾明神を創建してその本司を兼ねた。

十代、藤原康門に男の子がなかったので、九代、国門の妹、諸久曽（もろくそ）に弥三郎員門を婿養子としたが十一代の本司は諸久曽が授職した。

武雄神社の本司で、女性は諸久曽ただ一人である。

この頃から南北朝が対立をはじめ、元弘二年、北朝正慶元年（一三三二）員門は南朝方に属して戦った。当時の神主は領主であり、地方豪族でもあったので武器をたくわえ、事実、戦いにも参加している。

神主の城であった武雄城は、この頃に築城されたものと考えられる。場所は御船山舳岳の北の下宮のあった峡の上の丘であった。

十二代の舎門は一時、北朝方に属し、塚崎領主後藤と敵、味方となった。

十六代の藤原豊門の時は、塚崎領主の勢力が増大していたので、塚崎領主十八代、後藤純明の家臣となり、以後、代々、後藤の家臣であり、武雄神社の本司を勤めてきた。

武雄社本紀の編さん者である伴信門は寛文二年（一六六二）二十三代目を授職した。

武雄社の神仏分離が行なわれたあとなので、神仏習合の時代の仏教関係のことについては詳しく記していない。

本紀の編さんに当たって、信門は、神主の姓が伴であることを知り、伴姓に戻り、父二十二代豊門の歴代神主の頃には、旧姓、伴姓に復すと書いてある。

現在の神主は三十三代、三十二代武雄泰門は昭和四十五年十一月死去した。

武雄神社の神仏習合はいつの頃からかはっきりしないが、社域の実検に加わった人の中に図師僧や郡司代僧がいるところから、四至実検の天暦五年（九五一）の直後ではないかと思われる。神仏習合時代には武雄社の境内に神宮寺、経蔵の宝蔵寺、神主の墓地に法伝寺が建立されていた。

本紀には、このほか本地堂が建てられ、行基作の丈六の薬師如来像を安置した。場所は本宮の北の丘であると記されている。丈六薬師如来は、伊勢の内宮にも安置されたということが伝えられているので、それにならったのかも知れない。行基の作かどうかは別として、行基は神仏混淆の本地垂迹説の主唱者であったから、行基作となったものであろう。

武雄社が現位置に遷宮した時、本地堂だけは、現在地の東北の丘に移されただけで、宝蔵寺はそのまま残され、塚崎城の築城後も、城内に残った。武雄領主二十代後藤家信の正室の館に改造されたという記録がある。

武雄の地名　武雄神社ができた西暦九五一年以前には武雄という地名はなかった。

武雄神社は室町時代までは武雄社とか、武雄宮と呼ばれたり、書かれている。

これは、武雄のやしろ、武雄のみやと読むべきで、祭神の名前からきているものと思われる。

したがって、はじめの祭神は武雄心命であったと考えられるのである。のちに武雄社の社域を「武雄のうち」と呼びならされていたことと関連して、武雄心命の一族の氏神であり、武雄という地名がそこから始まったのだと考えることは無理ではないと思うのである。

現在地への遷宮　塚崎後藤の正史といわれる「藤山考略」には仁平年間（一一五一―一一五三）に、領主二代の後藤資茂が塚崎城を築城するため武雄社を現在地に移転させたとあるが、武雄社本紀には藤原章明とある。章明は後藤の初代で戦功によって賜わった塚崎には来られず、二代の資茂がはじめて塚崎にやってきたと伝えられてい

る。

それはとにかく、武雄社の移転に際しては杵島郡中に公課して土盛りに郡民を使役し、城敷田として長島荘茂手村の十町歩の田地を寄進したとなっている。

しかし、仁平年間には、まだ長島荘は成立していなかったし、茂手村は、後藤の領地ではなかった筈である。そのような田地をどうして寄進できるか、また、杵島郡中に公課したともあるが、後藤はまだ、そのような身分であったとは常識として考えられない。

小鹿島文書の橘薩摩公世軍忠状に

「応安(北朝)四年(一三七一)十二月五日、於潮見山、初構城致合戦、同二十三日寄、武雄之城」

と、ある。

公世は長島荘地頭、橘薩摩の分家の中村家三代目である。この古文書に見える武雄之城は、塚崎城ではなく、神主の武雄城であったのである。

武雄社神主十六代、豊門の時、領主後藤の家臣になっており、豊門が神主であったのは延徳―明応の間であるから一四八九―一五〇一の八年間である。

この頃の領主は十七代の職明で戦国時代の入口であった。

武雄神社の拝殿を遷宮後はじめて改築したのは慶長十七年(一六一二)となっているから木造建築の寿命から判断して、一四〇〇年代ではなかったかと思う。

したがって、武雄社本宮のもとの場所に塚崎城が築かれたのは一五〇〇年代で、領主十八代の後藤純明の築城であろうと思われる。

武雄神社は昭和三十九年一月二十日の白昼不審火によって炎上した。氏子の手でバラックの仮社殿が設けられ、

四か年間、そのままであったが昭和四十三年(一九六八)十二月武雄神社再建期成会が設立されて、浄財の寄付金募集に乗り出し、昭和四十五年四月、伊万里市黒木組の請負いで再建に着手した。昭和四十五年十二月、鉄筋コンクリート、銅葺屋根の神殿と拝殿が竣工した。

武雄神社の鳥居は三基あり、拝殿の前にあるのが第三の鳥居で、元和三年(一六一七)武雄領主二十一代の鍋島茂綱が再建した。

第二の鳥居は中間にあって、寛文十二年(一六七二)に藤原頼続の建立であり、参道の入口にある第一の鳥居は寛永十八年(一六四一)領主二十二代の鍋島茂和が建てたものである。

第一と第三の鳥居は、肥前鳥居で、肥前国だけにある石造物であり、第二の鳥居は肥前鳥居と神明鳥居の折衷型である。

(2)　潮見神社

潮見神社は橘町潮見の潮見山東麓に鎮座している。現在は上宮と中宮があり、下宮はその跡が残っているだけである。左宮といわれた梅の宮は橘町片白の鎮守社として残っている。

祭神は上宮が伊邪那岐、伊邪那美両神と橘諸兄(もろえ)。中宮は神功皇后、応神天皇、武内宿禰、橘奈良磨、橘薩摩公業。下宮は渋江宮に渋江公村、中村宮に中村公光、牛島宮に牛島公茂の三兄弟が祀られた。

潮見神社のおこりについて神主の故毛利竜一は「潮見神社由緒」の中に左のように記述している。

「昔は長崎県波佐見村、佐賀県神六村より、今の西川登村、東川登村、大草野村、志田、橘村及び武雄町の内永島村、花島村及び橋下村の内、医王寺、椛島、芦原、大渡等の一帯の土地は山付きの海岸で、これを総称して島見郷といった。この島見郷の鎮守のお社として、今の潮見山の絶頂に島見社というお社があって、わが国をお創め下さいました伊邪那岐、伊邪那美命

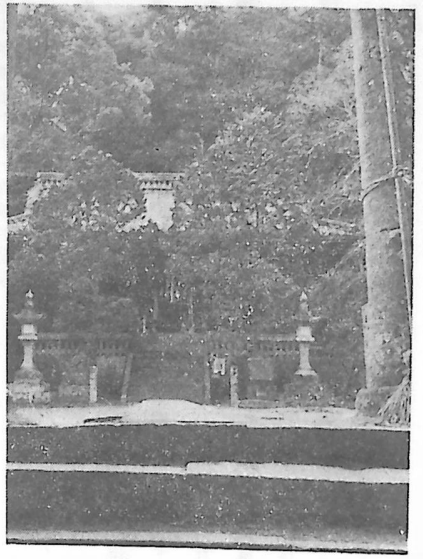

潮見神社

二柱の神様を祀ってあった。ところがだんだん年をへるに従って土地や海岸が海の方につき出て、海の入江が狭くなって潮の満ち引きが急になってきた。丁度、鎮守の社の島見社から見ると、この潮の満ち引きする有様がよく見ゆる。それで島見という名は変じたか、訛ったか潮見という名称になった」

潮見神社の前身と思われる島見社はいつ頃の創祀か、全く不明である。実際にはなかったのかもしれない。

嘉禎三年（一二三七）橘薩摩公業が長島荘の地頭として、伊予宇和郷から着任し、先祖の橘諸兄を合祀してから潮見山の東麓に遷宮した。これを上宮とし、中宮を新たに建てて神功皇后、応神天皇、武内宿禰、橘奈良磨を祭神として祀った。橘公業も死後に中宮に祀られたのである。

中宮の創建はこのいきさつから考えて、嘉禎三年（一二三七）以後であることは確かである。

橘薩摩三代の渋江公村、その弟、中村初代公光、三番目の弟牛島初代、牛島公茂は、のちに創建された下宮に祀られた。

上宮と中宮は現存するが下宮は跡が残っているだけである。

潮見神社の左宮といわれる梅の宮は現在でも橘町片白にあるが、これは、山城国の梅の宮の分霊を祀ったもので公業が、長島荘に来る時、持ってきた分霊であると伝えられている。梅の宮建築の棟札に

「奉新建、元亀四年首夏二十八日」

と、あり、元亀四年は天正元年で一五七三年である。梅の宮の分霊は一時、上宮に合祀されていたものを、新築して移したものと思われる。

山城国の梅の宮は、戦前は官幣中社であって橘氏の遠祖を祀った神社であり、橘一統の氏神であったのである。

上宮は橘諸兄、中宮は橘奈良麿、公業が祭神であり、更に下宮の渋江、中村、牛島各宮の祭神も橘一族である点から潮見神社は橘一族の氏神であったことは明らかである。

下宮の創建は、橘薩摩四代の渋江公遠の時といわれるので永仁年間（一二九三―一二九九）であろう。

潮見神社も神仏混淆の時代があり、神社が遍照山神宮寺といわれた。

神社再興の棟札に

「潮見大明神再興、宝殿一宇」

大旦那橘公直並公勢女、大施主

永正三年（一五〇六）丙寅霜月公直敬白

宮司　阿闍梨□□（二字不明）

と、ある。

その後、寛文十一年（一六七一）と宝永五年（一七〇八）の二回に亘る再建の棟札もある。寛文三年（一六六三）神仏分離のため感応院を建立し、上宮の宝殿にあった仏像、棟札などを感応院に移した。仏像の毘沙門像は高さ五十五センチあり、その背面に次のような銘がある。

「二天、潮見宮、奉寄進、施主頼唵敬白文亀二年（一五〇二）壬戌六月吉日」神　主

潮見神社の前身である島見社は長島荘の成立以前からあったと思われるが、はじめの荘園主であった京都の蓮華

王院（三十三間堂）との関係については資料がないので何もわからないのである。

元亀四年（一五七三）ごろまでは神職は山城国梅の宮の神官の縁者であった橘系の山崎末盛の子孫が代々受け継いできたもので、現在の毛利が神主となったのは、それ以後であると考えられる。

長島荘が三十三間堂の荘園であった当時、総執行職を吉末という者に沙汰した「預所代上道施行状」がある。

長島御庄
可早令沙汰物執行職事
右、於職者、任本庄下文之状、吉末沙汰五箇之村無其相違、可令致沙汰之状如件
建暦元年（一二一一）十月二十二日　　預所代　上道（花押）

吉末という人は、山崎の一族で、吉、末という文字は必ず山崎一族につけられている。

潮見神社の神主の縁者であると思われる。

現在の潮見神社の神官は毛利潮である。

潮見社上宮の拝殿の前に、二本の橘の樹があった。いい伝えによると、橘奈良麿が遠国追放となった時、先祖の橘諸兄が元明天皇から賜わった橘の樹の実を持ってきて芽生えさせたものだとのことである。

潮見神社が橘氏の氏神として祭祀されたのであるから橘を境内に植えたのは当然であっていい伝えを信じるわけにはいかない。

潮見神社の北の山麓に、菊地経直の墓があり、五輪塔と六地蔵が建っている。これは、潮見神社の祭礼に来て流鏑馬（やぶさめ）を行ない、落馬して死んだものといわれている。

経直は肥後の菊地経隆四代の孫である。経直がなぜ、潮見社の祭礼に招かれたのかはわからないが、橘薩摩二代の公義が鎌倉幕府から流鏑馬役の勤仕を仰付けられたことと関連があると考えられる。このことについては次のような「関東御教書案」がある。

九月九日流鏑馬事、為薩摩入道定役令勤仕来之処、其跡人ニ依相論致対捍云ニ、仍為薩摩十郎（公義）沙汰催足件跡人ニ、随分限被勤仕也、若猶於致難渋人者、可注進交名之由、所被仰下也、仍執達如件
寛元ニ年九月六日　　武蔵守在判（北条経時）
薩摩十郎殿

以上、武雄、潮見両神社のことについて書いたが、その他の武雄市内の神社については史実を探ることは不可能に近いので伝承や伝説によって書くことにした。

(3) 武雄町の神社

祇園社　小楠にあり、小高い丘陵上に鎮座している。

この丘は弥生時代の墓場で、かめ棺群である。

伝承によれば、もとスサ神社といわれ、祭神はスサノオノ命である。ある日命が畑に出るとまむしがいたので、つまんで掌に乗せたところ指にかみついた。

そこで、命は、悪い奴だ、この地に住むことを禁じる。といって放してやった。それ以来、小楠にまむしはいないといわれている。（伝説の項詳述）

後年、領主二代の資茂が、塚崎に赴任する時、京都の祇園社と比叡山の日吉神社の分霊を鎧の両袖に入れてきた。丸限山に館をつくり、東にあたる岩富名（小楠）のスサ神社に祇園社の分霊を祀り、祇園林と名付けた。

山王社　下西山にある。丸限山の館の西にあたる岩次名（西山）の山王神社に山王権現の分霊を祀った。現在の比叡山麓、大津側の山王権現は日吉神社である。

毎年四月の申（さる）の日が祭礼日で、十二年目毎に来る申年には大祭が行なわれ、田打ち、種蒔、代踏み、田植など古式の行事が繰り展げられる。五穀の豊作を祈る祭りである。

諏訪神社　八並の丘陵にある。ここには領主の分家、八並後藤の居館もあった。武勇の神として諏訪神社の分霊を祀ったものと考えられる。

神社の裏手に碑がある。これは、元冠の役に出陣し、白馬に乗って奮戦したが、敵は白馬に乗っているので、名のある武将であろうと集中して矢を射かけた。白馬は驚いてつまずき、そのはずみで落馬して戦死した。その首を、そこに葬り、家族もここに葬り砦の守護としたといわれる。それ以来、八並村では馬を飼う者がなかったと伝えられている。

淀姫社　本町の桜山にあり、武雄のお湯の鎮守神として祭祀され、塚崎明神と呼ばれていたことがある。この社の祭りは七月二十六日で、夏祭りである。本町、宮野町、新町が輪番で祭主となり、非常に賑わった。

淀姫は治水の神で、鯰をお使いとしている。だから、三町の人たちは明治時代まで鯰を食べなかった。

明治三十八年（一九〇五）夏、二週間にわたる大雨で桜山の山上から大岩が落ちて境内に止った。今の手洗い水盤は、その石である。

英彦山社　川良の柏岳山麓にある。

正保三年（一六四六）武雄領主二十一代鍋島茂綱が英彦山の分霊を勧請した。

天満宮　川良のほぼ中央にある。

祭祀の年代は不明であるが、菅原道真を祀ったものである。

(4)　橘町の神社

橘町の神社は前記の潮見神社のほか、同町鳴瀬山麓に鳴瀬神社がある。同社は和銅四年（七一一）の創祀と一部に伝えられているがそれを明らかにするものはなく、創祀の由来なども後代に記したもので信じられない。

おつぼ山の八郎さんや靱（うつぼ）神社は小祠で鎮西八郎為朝に関する伝説が残っているにすぎない。民間人である前田伸右衛門を祀ったお宮というには規模の小さな祠（ほこら）が大日の大内にある。

前田伸右衛門は塩田町の人で、蓮池藩の家臣であり、蓮池領の大日付近の灌漑用水の不足を充たすため、武雄領の池の内溜池のかさ上げを断行して、灌漑用水を確保したのであった。

その恩義を感じた大日の人々は、前田の死後、祠を建て、毎年十一月八日に前田祭りを行なうが、その日は前田伸右衛門の子孫を招待しており、現在も行なわれている。

前田伸右衛門は文化八年（一八一一）十一月八日に死去しているので、その命日に前田祭りを催しているわけである。したがって、祠に祀ったのは今から約百五十年前である。

(5)　朝日町の神社

八幡社　北上瀧にあり、境内は一町歩、創祀の年代は不明であるが氏子は旧上瀧村全部であった。

猪之隈権現　境内地三反歩あり、もとは八幡社と同じ社人で旧黒尾村の大須賀岩城であった。

淀姫神社　川上にあって、祭神は神功皇后の妹、豊姫といわれている。

日本歴史では神功皇后は実在しない架空の人物で物語りのヒロインにすぎないというのが通説である。架空の人物の妹に実在の人物が居る筈はないから、やはり、豊姫も架空と考えるのが正しいようである。淀姫神社は伝説の



姫神社

ようなロマンチックな神社ではなく、治水の神として祀られたものである。この神社も神仏混淆であった。その証拠には、表正面の鳥居に、妙福寺唯遍の名が彫られ、正徳六年（一七一六）三月吉祥日との銘がある。

昭和三十九年十月、同神社の改築の時、棟木に天明六年（一七八六）宮司山妙福寺、番満寿院代と墨書してあった。天明六年にも改築されたことを証明している。

神仏混淆である点からすると創建は江戸時代よりさかのぼると考えられる。

黒尾明神　黒尾に鎮座しているが、現在の場所は遷座したもので創建の時は三百メートルほど南の田圃中であったようだ。低地のため湿気が強く、社殿の腐食が甚だしかったので改築の時、移転したのである。武雄神社のところで記述したように、武内宿禰の母、影媛が祭神で、武雄社五代の神主家門の創建であるから、今から約七百年前である。

磐井八幡社　中野の独立した丘陵の頂上にある。筑紫の国造（くにのみやつこ）、磐井君が新羅と通じて大和朝に対し反乱を起こした時、砦を築いたのでそれ以来、磐井の砦と呼ばれるようになったと伝えられている。塚崎領主後藤の分家である中野後藤はここに館を建てて、代々住居としていた。領主二十代の後藤家信が入婿の際佐賀の龍造寺八幡社の分霊を祭祀したものである。今から約三百九十年前に祭祀されたものと考えられる。

(6)　若木町の神社

まず、川古に鎮座する伏戸（ふしど）神社がある。祭神は武内宿禰の身がわりとなった壱岐の直真根（あたい）子であるといわれている。



伏戸神社

武内宿禰の弟、甘美内宿禰（うましうち）は兄が朝廷の親任が厚いのをねたみ、失脚させてやろうと「兄、武内宿禰は朝鮮の新羅と通じ謀反を企てようとしている」と、中傷した。

大和朝廷では、その真偽を確かめるため調査吏を派遣し、「それが事実ならば殺してしまえ」と命じた。

調査使は、真根子に命じて朝鮮を調査させた。その結果、そのような事実のないことが判明したので、その旨を復命した。しかし、調査使は復命を信用せず、武内宿禰を斬ろうとしていることを知った真根子は、自分が宿禰によく似ているので切腹して身替りとなった。

朝廷の派遣吏は首だけを持って都に帰った。真根子に付添っていた人たちは、せめて遺体だけでも壱岐島に運ぼうと皮籠（かわご）に包んで若木町まで来たが、余り重いので、川古に埋葬した。真根子を祀った伏戸神社から南西約一・五キロメートルの地点に塚がある。

地元の人々は「づうめき」と、呼んでいる。胴埋地が転訛したもので、真根子の遺体を埋めた場所といわれている。皮籠は皮古となり、さらに現在の川古の地名となったと伝えられている。

さて、伏戸神社の創祀はいつ頃か、ということだが、真根子が死んだ時点よりよほど、後代であろうと考えられる。



武内神社

前記のような伝説が伝わり、それをもとに創祀されたとみるのが正しいようである。

同社は武雄神社の末社で、元禄八年（一六九五）祠官、土佐少掾克長が鳥居を建立している。本部にある大明神は、中野後藤の一族、中野治明が本部村を所領として与えられた時勧請したといわれる。

川古には伏戸神社のほか、天神社、七郎権現、下ノ宮、山神、立花権現、道祖神などがある。

(7) 武内町の神社

武内町には梅野に武内神社があるだけである。明治四十三年と大正二年に町内に鎮座していたお宮を全部一か所に集めて合祀したのである。

梅野大神宮のあった場所で、多々良大明神、柚木原の八幡社、真手野大明神と四社をまとめたもので、いずれも創祀の年代は不

明である。

多々良大明神には次のような伝承がある。

陣ノ平山を誕生ヶ丘ともいうが、これは武雄領主三代の後藤助明の奥方が花見の宴の中途で気分が悪くなり、墓崎の丸隈館へ帰る途中、陣ノ平山で早産をしたからである。陣ノ平山には後藤の館があったとのいい伝えもある。このあたりを繁昌ヶ里とも、昔はいっていたとのことである。

明治政府が小さなお宮の合祀を勧奨したのは境内地を住宅敷地や耕地に転用するためであった。武内町は素直に、それを受け入れたのである。

(8) 東川登町の神社

羽根木神社　永野字今藤里の田圃中にある。

祭神は橘諸兄で、いい伝えによれば塚崎領主十九代の後藤貴明が元亀三年（一五七二）に創建したとのことであるが、諸兄は長島荘地頭橘薩摩の始祖であり、後藤の所領となる前に渋江（橘）が勧請したものではないかと思われる。

貴明の婿養子家信の四男、武雄十兵衛頼続が永野村を与えられた時には、羽根木神社の社殿は荒廃して修理田、供田などが残っていたにすぎない。頼続の子頼章が復興したという記録がある。

明治四十年（一九〇七）三月、浦松の妙見社、下館の天満宮を、明治四十三年（一九一〇）五月、天竜庵の天満宮、出口八幡社、大神宮、溝の権現社、天照皇大神を、さらに明治四十四年（一九一一）六月には皆木の天満宮、亀道の天満宮、立石の天照大神宮、袴野郷原の正一位社を合祀している。

幕末、この羽根木神社の境内から洋式野戦砲の試射を行なっている。



貴船神社

内田天神社　内田水上山の南麓に鎮座している。

塚崎領主十代の後藤幸明が鎌倉の柄柯（えがら）天神の分霊を勧請したもので、中央に菅原道真、左に孫の参議中将輔正、右に正室吉祥女を祀ってある。幸明の父、九代の氏明が死去すると、辻後藤秀明が、自分こそ十代を継ぐ資格者である旨の訴状を鎌倉幕府に送り、相続争いとなった。幸明は武雄神社に勝訴を祈願すると共に鎌倉に行き、秀明の訴願は無根である旨を陳述し、鎌倉柄柯天神に参籠して勝訴を祈った。

幕府の裁決は幸明の勝訴と決定したので、幸明は柄柯天神の分霊を受けて塚崎に帰り、内田天神を創建したのである。

勝訴が決まったのが応長元年（一三一一）七月二十二日であるから、数年後には社殿ができあがったと思われる。

貴船神社　袴野の古志喜川の川端にある。塚崎領主十一代の後藤光明が山城国の貴船神社の分霊を勧請したものである。

元亨元年（一三二一）は未曽有の旱魃で田畑の耕作物は枯死し、雨の降る気配がなかった。そこで光明は、武雄神社や黒髪神社に雨ごい祈願をした。武雄神社下宮の神託があり

「山城国貴船神社を勧請して祈らば霊験たちまちなるべし」

とのことであった。

貴船神社の分霊を祀り、雨乞いをしたところ、降雨があり、領内を潤し、生気を取り戻した。それ以来、風雨の神として尊崇してきた。明和元年（一七六四）に建立の貴船神社の鳥居に以上のことが銘刻されている。

武雄鍋島文書の中に

「慶応三年（一八六七）九月、貴船社之御由緒之宮柄は五百五十年御年祭に付御物成二石被御附候、寄附状は武雄宰輔へ相渡候」

とある。

安永九年（一七八〇）社殿を改築、明治四十年（一九〇七）四月、再改築している。

明治四十一年（一九〇八）七月、北田の山神社、一町田八竜の海童社を、また明治四十三年（一九一〇）五月、浦川の矢房神社、金比羅社、山場の熊野神社、百木の天満宮を合祀した。

老松権現　大山路にあり、創建の年代は不明である。

享禄三年（一五三〇）一月十六日、島原の有馬晴純の大軍が後藤純明の住吉城に襲来した。両軍の激しい戦いが半月も続いたが、後藤軍の有利に展開し、一部の後藤勢は宇土手付近まで有馬勢を追撃して帰途についたが、戦い疲れた侍たちは権現の社前で休憩した。

付近の百姓たちは労をねぎらうため、大根なますをつくり、濁酒を出した。侍たちは大喜びで祝盃をあげ、渕の尾峠を越えて帰っていった。

それから四百五十年ほどの歳月が流れたが現在でも、なます祭りとして十二月十一日に行なわれている。

(9)　西川登町の神社

大明神　矢筈にあり、祭礼は九月二十三日と十一月十一日である。



庭木神社

伝承によれば、織田信長の家臣、備前守利清が、信長が本能寺で暗殺されたのち家来十余人を従えて、唐津に上陸し、矢筈に潜伏した。戦国の世に弓矢執る身の無常を感じ、山伏となり、名前を勇与と称して、唐津の鏡山大明神の分霊を祀り、矢筈を御神体とした。御神体の矢筈がのちに地名となったと伝えられている。

大明神　神六にあり、矢筈の大明神と同じ矢筈が御神体で、勇与の勧請といわれている。

江戸時代には神殿は九尺四方、拝殿は二間と三間であった。

寛文六年（一六六六）、文化五年（一八〇八）、文政十一年（一八二八）、明治三十二年（一八九九）大正十二年（一九二三）の五回に亘り改築されたという記録がある。

庭木大明神　庭木にある。

庭木隼人佐、藤原宗頭という者が出雲国からきて居住し、故郷の杵築大神を祀ったといういい伝えがある。武雄神社の末社である。

松尾神社　高瀬にあり、酒の神様として酒造家の信仰が厚い。

酒の神として名高い、京都の松尾大社の分霊を祀ったといわれ、黒髪山の大蛇退治でおとりとなった万寿姫の、弟の小太郎も合祀されていた。

昭和四十一年（一九六六）五月、改築が行なわれ、平安朝様式の拝殿と銅葺屋根の神殿が完成し、見違えるほど立派になった。例祭日は五月二十二日で酒まつりが行なわれる。

(二)寺院

印度に興った仏教が中国、朝鮮を経て日本に正式に伝えられたのは五三八年である。

仏教は伝来とともに大和朝廷の庇護をうけて、仏教文化と共に急速に、全国に拡まった。

朝廷は五八八年に法興寺を建立し、同五九四年には推古天皇が仏教興隆の詔（みことのり）を発布している。

武雄市内に寺院が建てられはじめたのはいつ頃からかは資料がなく不明であるが、日本の国府が置かれた各地に国分寺と国分尼寺が建立されたのは七四一年からで、佐賀県（肥前国）では佐賀郡大和町に建立された。

僧、行基がとなえた神仏同体説は朝廷に受け入れられ、平安時代の中ごろには本地垂迹説に発展した。

本地垂迹説というのは、仏は神の本地で、神は仏の教えを拡めるものというのであった。

そのため、神社は境内に神宮寺を建て、寺院は神社を祀り、神官と別当と称した僧侶が同居したのであった。このことを神仏習合または神仏混淆といった。

日本の神社というのは世界に類をみない独特のものであるが、はじめの頃は氏族の氏神として祭祀され、絶対者としての神ではなかったので、後から伝えられた仏教に、その本地を譲らなければならなかったものと思われる。

武雄神社は平安時代のはじめに創建されているので、境内に神宮寺が建立されている。武雄市内で一番早くできたお寺であったといえよう。ついで資料があってはっきりしているのは武雄市内ではないが旧橘下村医王寺の千軒寺で、本尊の薬師如来の背面に

永島庄医王寺
藤原宗明並藤原氏

橘　宗友並平　氏

承安弐年（一一七二）十月

勧進僧、静覚

との銘がある。八百年前のものである。

この薬師如来像は佐賀県の重要文化財であり、医王寺の歓喜寺の本尊となっている。

本地垂迹説では神を菩薩、権現などとも称した。

江戸時代になって、徳川幕府は、キリシタン撲滅の方策として、各寺院に宗門人別改帳を備えさせ、信者家族の結婚、旅行、死亡、出生、奉公などを詳細に記帳させた。今の役場の戸籍係の仕事を寺院に行なわせたのである。

このため、日本人であれば必ず檀家寺をもたなければならなくなり、国民全部が仏教信者となったのである。

お寺は裕福になり、仏教は繁栄した。

明治維新は神仏分離を進め、明治政府は神社神道を擁護したため、神社と寺院は、その位置を入れ替わった。

第二次世界大戦の敗戦後、信教の自由が憲法によって保証され、仏教も、神道も、その他の新興宗教も同一条件のもとに布教のスタートを切ったのである。

時の政府や幕府の庇護に甘えてきた仏教や神道はスタートにおいて立ち遅れ、自立経営が困難となり、保育園の経営や、他の職業につき僧侶の仕事は副業となったものが多くなっている。

蓬莱山広福寺　武雄町蓬莱町にある。

開山は約七百年前の鎌倉時代で、武雄領主八代の後藤直明の開基により聖一国師（弁円）が創建した。臨済宗である。

護国禅寺と呼ばれるのは、弘安の役の時、後宇多天皇から敵国降服祈禱の勅額を賜わったからで、現在も仁王門に掲げてある。

創建当時、山門は本町と宮野町の分岐点にあり、丸隈山には庫裡（くり）と鐘楼があって本堂と廊下でつながっていた。

柚ノ木谷には末寺十一庵が建てられ、雲水寮であった無量寺は、春慶屋旅館のところにあった。現在の内町は広福寺の境内地であったので内町と呼ばれるのである。

元亀元年（一五七〇）と天正二年（一五七四）の二回、本堂が兵火のため焼かれ、境内が縮小された。昭和八年（一九三三）六月十三日、怪火により全焼し、現在の本堂は、その後、再建されたものである。

釈迦堂には仏師、運慶作と伝えられる中立の釈迦像と四天王像の玉眼、極彩色の木彫があるが、四天王像は大正四年（一九一五）三月二十六日、甲種国宝に指定され、文化財保護法の改正により、昭和二十五年（一九五〇）八月二十九日、重要文化財に指定替えとなった。



広福寺

昭和四十五年（一九七〇）十二月、四天王像を盗難や火災から守るため、国庫補助を受けて収蔵庫を建設し、釈迦堂から収蔵庫に移した。

当時の一流仏師であった運慶作の木彫が、肥前の武雄に現存することに不審がもたれており、文部省文化庁では作者不明で取り扱っている。

しかし、これには歴史的な理由がある。開基の武雄領主後藤直明は、かつて京都の閑院殿修理を命じられ、修復を行なっている。

これについては、平経時と藤原親実連署の左のような書状がある。

閑院殿修理内、本築垣一本事、但新造、右、塚崎後藤次郎所課、無懈怠、令終其功之状如件

寛元二年（一二四四）七月二十六日　前周防守　藤原朝臣（判）
相模守　平　朝臣（判）

広福寺の総本山は京都の南禅寺であり、聖一国師は南禅寺を訪れたことがあり、その際、直明と会っていて、聖一国師の斡旋で、直明が釈迦像と四天王像を手に入れて、京都から帰国の時運んできて、広福寺に収めたものではないかと考えられる。

中立の釈迦像は、重要文化財に指定されていないが、四天王像と同一人物の作と考えられている。いずれも鎌倉時代の木彫仏像の特徴が現われている運慶作でなければ快慶の作ではないかと思われる。

広福寺の中庭に「実相院玉光日映大居士」の石碑がある。これは、長崎代官、井上図書守源正賢の碑で、寛政三年（一七九一）九月十二日、長崎への赴任の途中、塚崎宿の脇本陣で赤痢のため急死したので広福寺に葬ったものである。

広福寺の全盛の時は末寺も二百余りもあったが豊臣秀吉の朝鮮出兵に際し、その戦費に寺の所有地や什器などを取りあげられたため寛政元年（一七八八）の調書によれば十六か寺に減っている。

これは広福寺と直接関係がある訳ではないが武雄領主二十八代の鍋島茂義は西洋火術の摂取と研究を、全国で一番早くはじめた時、研究所ともいうべき細工場を広福寺の境内の山の中に設けた。大砲鋳造や雷管の研究、部品の製作が行なわれたようである。

天保のはじめであったので、徳川幕府には極秘だったから細工場を寺の境内につくったのだとみられる。

寛政元年（一七八八）の調べによる、広福寺の末寺のうち武雄市内の分は左の四か寺である。

西谿山貴明寺（武雄町永島）、上滝山高峯寺（朝日町南上滝）、金華山長泉寺（橘町二又）、霊松山長宝寺（橘町



寺

片白）

貴明寺には武雄領主十九代の後藤貴明の木像が安置されている。貴明は養子、龍造寺隆信の三男、家信に家督を継がせると、橋下村芦原の館に去り、天正十一年（一五八三）八月二日死去した。貴明の木像は、裏書きによれば天正十六年（一五八八）十一月、芦原の光明寺に安置すとあるからその後貴明寺に移したものである。

普門山円応寺　曹洞宗で、武雄町川良にある。はじめ建立されたのは了然禅師で、永正十六年（一五一九）四月十五日といわれ、現在の川良字寺内にあった。

円

兵火のため焼失し、現在の柏岳南麓に再建されたのは文禄年中（一五九二―一五九六）である。

本尊は十一面観世音で、弘法大師の作と伝えられているが、色彩や光背、のみ跡から判断すると江戸時代の制作であろうと思われる。

応

江戸時代に修復したもので、原像はひどくいたんでいたためかも知れない。本尊の開帳は十年に一度行なわれている。



浄泰院

円応寺は武雄領主の菩提寺で二十代から代々のお霊屋があり、位牌堂もある。

参道の敷石と中国風の石門は文化年間に建てられたもので、門標の「西海禅林」の文字は武雄領主二十八代の鍋島茂義が十五、六才の時書いたものである。元禄のはじめの調べによれば、武雄市内の末寺は左の十一か寺である。

東禅寺(武内町真手野)、満徳庵(朝日町黒尾)、秀岩寺(若木町川古)、清正寺(同)、清竜院(同)、善福寺(朝日町川上)、浄円寺(武雄町川良)、崇福寺(同)、浄泰院(東川登町永野)隆信寺(同)、浄雲寺(同)

月湖山浄円寺　武雄町川良にある。現在の場所は、もと円応寺の境内であった。はじめ照叡寺と名付けられていた。この寺の創建については次のような伝説がある。

大永二年(一五二二)に柏岳の東南の中腹に大きな楠があり、毎晩、光を出すというので、その楠を伐採して寺を建てた。

現在でも梁や桁は楠材である。本尊の薬師如来は武雄領主十八代の後藤純明の作といわれている。

純明の父、潮見城主十三代の渋江公勢(きんなり)は大永七年(一五二七)若木町川古の日鼓城で、次男公政の乳母に毒殺されたので、父の菩提を弔うため純明は入道し、法名を月湖浄円と称した。その法名をとって、照叡寺を、月湖山浄円寺と改称したのである。純明の墓は同寺にあり、六地蔵を墓の上に建ててある。

慈門山崇福寺　武雄町川良にある。はじめ円応寺の隠居寺として建てられたが寛文元年(一六六一)武雄領主二十二代の鍋島茂和の妻、潔心純貞が独立の寺として創設寄進した。堂宇のない寺名だけの寺としての期間が前後七十年もあった。現在の本堂や庫裡は昭和五年(一九三〇)に再興したものである。



清正寺

清涼山浄泰院　東川登町永野にある。武雄領主二十代の後藤家信の別邸で、豊臣秀吉の朝鮮出兵の時家信も出征し、朝鮮で神経病になり、帰還後、静養所としていたが元和八年(一六二二)に死去したので、その菩提を弔うため妻の槌市が円応寺の末寺としたものである。

隆信寺　東川登町永野にある。加藤清正の建立したものといわれ、龍造寺隆信の冥福を祈り寄進した。本尊は如意輪観世音菩薩で、開山は円応寺六世和尚、一叟勝鈍である。社寺台帳によれば、後藤家信が亡父隆信の菩提を弔うため建立したとあり、これが事実であろう。

清正寺　若木町川古にある。武雄領主後藤家信は朝鮮に出征の際、懇意

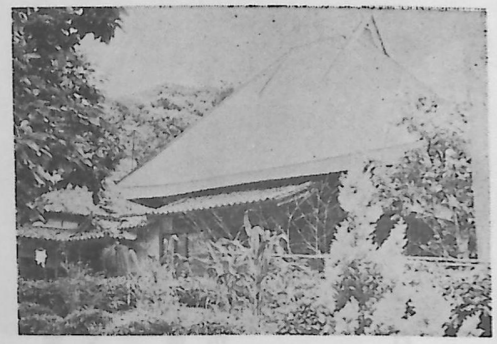

隆信寺

となった加藤清正の死後、追福のため、家信が建立したものである。

広岡山円満寺　武雄町下西山にあり、日蓮宗である。天正五年（一五七七）田中朝門が母の追福のため建立した。朝門は武雄領主十七代の後藤職明の甥である。

文政元年（一八一八）の大風で本堂が倒壊して火災を起こし、庫裡や仏像、什器まで一切を焼失した。武内町真手野の大庄屋、宮原忠勝が日蓮宗の信者であったので再建に努力し、翌年、仮本堂を建て、檀徒の山下嘉蔵の協力を得て、数年後に本堂の新築を完工した。

本堂に日蓮宗の信者であった加藤清正の木像を安置している。武雄市内の日蓮宗のお寺は円満寺一か寺である。

厭欣山西福寺　武雄町下西山にあり、浄土宗である。

天正十九年（一五九一）山内町宮野に着工し、文禄三年（一五九四）に完工した。慶長四年（一五九九）領主の命で現在地に移転したもので山内町宮野にあったのは僅か七年であった。開基は西誉意外で現在は二十四世である。

境内に大きな石造りの蓮台があるがこれは十九世永誉祐随が大仏の銅像を建てるために造ったもので、佐賀藩から貴重な銅で大仏を鋳造することを禁じられたためそのままになっているものである。仏教も藩主には勝てなかった一例であろう。

円照寺　朝日町中野字都郷にある。

浄土真宗で、元筑後の三井郡にあったが領主有馬から東本願寺派となることを命じられたので、それを嫌い、現在地に来て、一世善明が草庵をつくったのがはじまりといわれている。正保二年（一六四五）の建立で、本尊は阿弥陀如来、寺宝として開基の印章の巻物を所蔵する。

金蔵山福生寺　武内町梅野字海正原にある。

永正年間（一五〇四―一五二一）快憲法印が開基した真言宗の寺である。本尊は聖観音で、本堂は明治二十三年（一八九〇）、庫裡は昭和元年（一九二六）、客殿は昭和四十四年（一九六九）にそれぞれ改築している。

高峯寺　臨済宗で朝日町甘久にある。創建年代は不明、開山は南山紫雲で、現在は十五世であり、本尊は阿弥陀如来である。

金華山長泉寺　橘町潮見にあり、臨済宗である。創建は弘和年代（一三八一―一三八三）と伝えられているが確かなことはわからない。本尊は十一面観世音菩薩で、住職は現代が二十八代目である。

この寺に成富兵庫が潮見川の再改修の際、宿泊しており、その供養塔と位牌が現存する。なお潮見城主渋江の菩提寺で城主の墓もある。中国風の石像二体があり、これは秀吉の朝鮮出兵の時、船の安定をはかるため、朝鮮からもってきたものと思われる。

本堂は昭和五年（一九三〇）新改築した。



長泉寺

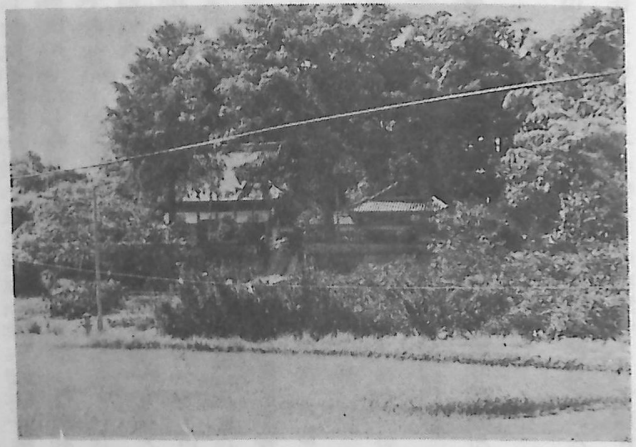

高峯寺

西岸寺　橘町鳴瀬にある。浄土真宗で、弘治元年（一五五五）春山が創建した。本尊は阿弥陀如来、寺宝として親鸞の真筆といわれる浄土和讃一句と蓮如の真筆といわれる六字名号がある。現住職は十三代目である。二代貞玄が住職の時、北方町大渡から移転してきたもので、移転の理由は、鳴瀬が長崎街道の駅場となったが本陣となるような建物がなかったので、西岸寺を移転させ、本陣としたのであった。

西岸寺の客間は、なげし、天井棹、柱などすべて四隅に木肌を残した桧材が使われており、他に類を見ない建築である。これは、杵島山が佐賀藩の猟場で、藩主が狩を催した時休憩所にしたもので、藩の手で造ったものであるといわれている。しかし、事実かどうかは文書などもないので不明である。

なお、同寺の裏山には数個の洞穴があり、いずれも深さ三十メートルを越えるもので、人工的に掘ったものと考えられ、石炭採掘の穴とも、狩猟の時の獲物の貯蔵用の穴ともいわれている。同寺の中門の屋根には抱みょうがの瓦がふいてあるので佐賀藩との関係があったことはたしかである。

長宝寺　橘町片白にあり、臨済宗南禅寺派である。康暦二年（一三八〇）に創建され、本尊は木彫の観世音菩薩である。現住職は二十九代目で、大正八年（一九一九）本堂を改築したが庫裡はいつ頃の建築か不明で再三修繕し、かろうじて雨露をしのぐ程度である。

木造の地蔵菩薩二体と達磨大師像一体を安置しているが、いずれも作者不明である。

崇専寺　橘町南片白字茂手にある。

浄土真宗で性空の開基、慶長二年（一五九七）の創建である。本尊は阿弥陀如来で、寺宝として蓮如の真筆といわれる書がある。現住職は十五代目で、保育園を経営している。

慶長二年には、佐賀藩内の西本願寺派寺院の総支配寺だった佐賀市の願正寺を、佐賀藩主勝茂が創建している。茂手村はその頃、蓮池支藩の領地で、蓮池の家臣は全部、茂手村に住んでいた。その侍たちの檀家寺として建立された

れたものと考えられる。

浄土真宗の十一か寺

武雄領内に西本願寺派の真宗寺が多いのは佐賀藩主一代の鍋島勝茂が慶長元年（一五九六）に、佐賀市に願正寺を建立して領内西本願寺派の寺院の支配寺としたことと慶長五年（一六〇〇）の天下分目の関が原の戦いの時、佐賀藩祖の直茂が、西本願寺の准如上人に万一、鍋島一党が戦死した場合は家族の保護を依頼した因縁もあり、佐賀藩内の真宗寺を全部西本願寺に所属させたからである。

武雄領内で一番早く建立された浄土真宗の寺は明宗寺であった。

ついで常念寺、信行寺、西教寺、円楽寺、妙輪寺、正覚寺、徳円寺、善念寺、正法寺、法林寺と、八十八年間に十一寺が建立されている。慶長四年（一五九九）武雄領主の居城であった黒髪山の住吉城が焼失すると、領主の後藤家信は、豊臣秀吉の命によって破却してあった御船山麓の塚崎城の三の丸を修復して、それを居館にした。

そこで、黒髪山麓の宮野にあった真宗（一名一向宗）の寺を全部、武雄の宮野町に移転させたのである。なぜ、そのような措置をとったかといえばかつて、一向宗一揆が全国各地で起こり、三河の一揆には徳川家康も手こずったことを知っていたので居館のある武雄に集め監視するためと、城がなくなっているので一朝有事の場合に家臣の宿舎にするためであった。

移転、建築の費用は領主が負担し、敷地も提供したのであった。

各寺に小孟宗竹の生垣をめぐらせ、その竹は戦いの場合、矢の柄に利

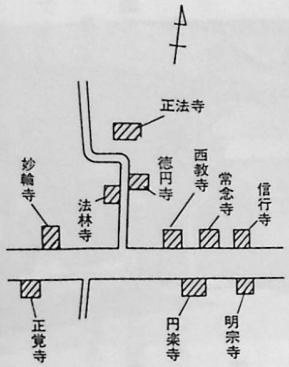

宮野町の寺院集中路図

用するという用意周到なものであった。

護城山正法寺　武雄町宮野町にある。文禄元年（一五九二）黒髪山麓の宮野に建立され、当時、住吉城下の宮野の浄土真宗の寺の取締り寺であった。初代住職は善明師で現在は十七世であり、保育園を経営している。



正法寺

飛雲山明宗寺　武雄町宮野町にある。永正四年（一五〇七）山内町今山字重川内の草庵から寺となり、一時、武雄町下西山に移転し、更に、慶長五年（一六〇〇）宮野町に移ったのである。開山は平盛胤で仏名を常入と称した。

安菱山円楽寺　武内町真手野にある。天正十九年（一五九一）武内村真手野字早ノ原に創建した。開基は藤井源十郎正信で、寺号の允許を得たのは寛文四年（一六六四）四月十五日である。慶長十二年（一六〇七）武雄町宮野町に移転しているので、寺号の允許があったのは宮野町にある時であったわけだ。明治三十二年（一八九九）十月十八日、現位置に再移転したのである。

恵日山妙輪寺　朝日町南上滝にある。元亀元年（一五七〇）慶安が開基し、慶長四年（一五九九）武雄町宮野町に移転し、更に明治十三年（一八八〇）現在地に復帰した。現住職は十三世である。

成等山正覚寺　武雄市宮野町にある。はじめ丸隈山に仏教道場として開かれた。加々良哲僧の建立で、創建の時は現在地の県道を距てた向側（元警察署跡）であった。

明治十七年（一八八四）十月、妙輪寺のあった現在地に移転したのである。住職は現在も加々良姓である。

慈光山徳円寺　東川登町宇土手にある。天正三年（一五七五）西川登町弓野に建立され、第二世覚了の時、慶長四年（一五九九）武雄町宮野町に移転し、明治十七年（一八八四）十一月二十六日、現在地に復帰した。

文化四年（一八〇七）火災のため、正法寺とともに焼失し、再建された。

獅子吼山法林寺　武雄町宮野町にある。はじめ（文禄四年）朝日町高橋に建立され高橋山光明寺と称したが、同町上滝に真言宗の同名の寺があったので法林寺と改称し、慶長四年領主の命に従い現在地に移転してきたのであった。

教証山信行寺　若木町御所にある。はじめ武雄町小楠に創建され、慶長五年（一六〇〇）武雄町宮野町に移り、明治二十八年（一八九五）現在地に再移転した。本尊は阿弥陀如来、開基は了然である。

牛鼻山善念寺　武雄町新町にある。はじめは寺小屋で、寛文五年（一六六五）三月十四日、浄土真宗の寺となった。そのため慶長五年の真宗寺集中政策の時より、あとで寺になったため移転をまぬがれた。

このほか大悲山常念寺と長岡山西教寺も慶長五年（一六〇〇）領主の命によって武雄町宮野町に移転したが、常念寺は山内町三間坂に、西教寺は山内町犬走に、それぞれ復帰している。

修験道系の寺院

武雄市内には修験道だった寺が現在でもいくつかある。明治維新の廃仏毀釈により既成仏教のいずれかの宗派に属さなければならなくなり、天台宗または真言宗になった。

最澄の開いた天台宗と空海が唱えた真言宗は、中国仏教は日本人に適さない点があるとして、日本化した新仏教であった。

仏教が伝来した奈良時代は政教一致を理想としていたから寺院は国家的な事業として、都市や都市の周辺に建て

られた。国分寺も国々の首都である国府の付近に建てられ、国司の保護を受けたのである。奈良時代の仏教が都市仏教といわれるのは以上のような理由からである。

最澄は比叡山に、空海は高野山に、延暦寺と金剛峯寺をそれぞれ創建したのである。だから、平安時代の仏教を山嶽仏教と呼ぶようになったのである。修験道はこのような山嶽仏教の影響を受けて生まれたものである。

修験道の行者を山伏といい、寺とはいわず院とか坊と呼んでいたのである。山伏は一般庶民への布教は第二義に置き、自らを錬磨し、超人となることを第一義としたのであった。忍術の祖先は山伏であるといわれている。

武雄領内に修験道が進出し、山伏の寺ができはじめたのはいつ頃か不明であるが、領主二十代の後藤家信は龍造寺隆信の三男で、隆信と家信の養父、領主十九代の貴明が交わした起請文には修験道で有名な英彦山神社の奥付きがあり、更に家信が近隣の領主たちとかわした起請文にも同様英彦山の奥付きがある点から考え、安土、桃山時代ではないかと思われる。

修験道系の市内の寺院は次のとおりである。

吉祥院　武内町真手野にある。もと修験道で、今は天台宗である。平治年間（一一五九）に柚ノ木原に創建、一世を智光坊という。寛文十年（一六七〇）八月、旧院が焼失したので、同十二年（一六七二）真手野に移転、新築する。本尊は不動明王、寺宝は木造の弁財天女坐像と三宝大荒神坐像がある。現住職は三十四代である。

円正院　武内町真手野の赤穂山麓にある。真言宗で童謡にまでうたわれた寺であるが建立の年代不明である。

もと、梅野の福和山に宝性院という修験道の寺があり、盲僧がいたと伝えられるが、これも、筑前国三笠郡成就院の玄清流の末孫の建立といわれている。吉祥院と同系統で、琵琶法師の寺ではなかったかと思われる。

その童謡の一つを紹介する。

〃赤穂山円正院の浦にゃ、一の木、二の木、三で桜、椎の木、五葉松、柳、柳の緑に喧嘩ができた。大砲担いで吉野山に屈



円　正　院

んだ。よしからせかれて屁はぷんぷん〃

円寿院　武雄町八並にある。真言宗で明治四十五年（一九一二）五月七日、武内町真手野から現在地に移転してきたがはじめの建立は慶長十四年（一六〇九）といわれている。開山は祐慶、本尊は不動明王である。

安竜院　武雄町富岡にあり真言宗である。開山、創建は不明といわれているが調査によれば若木町川古に建立され、ついで住吉城下の山内町宮野に移転、更に慶長五年（一六〇〇）頃、武雄町下西山に再移転した。明治十三年（一八八〇）武雄町富岡の現位置に深江寛海が自宅を建てたものが現在の安竜院である。本尊は不動明王で真言宗醍醐派である。

福寿院　若木町本部にある。もと修験道であったが珍しく現在は曹洞宗である。

海雲無量大姉の開基となっており、女性の開基である。延宝五年（一六七七）の創建で本尊は千手観音で、現住職は十二代目である。

同寺の門前に薬師地蔵があり、大豆を供えて祈れば「いぼ」がとれるとの伝説があり、また寺宝の袈裟を着て本尊を祈れば「ほやけ」（あざ）がなくなるとも伝えられている。

感応院　橘町潮見にある。潮見神社の神仏混淆の寺として建立されたのであるがその前は遍照山神宮寺と称しており、一時、衰微していた。寛海が再興し、感応院とした。寛文三年（一六六三）の建立である。

明治維新の神仏分離の際、潮見神社の上宮にあった仏像は全部感応院に遷した。

そのうちの木造毘沙門像は高さ約五十センチで次のような銘がある。



潮見宮、奉寄進、施主頼晵
文亀二年壬戌六月吉日

文亀二年は一五〇二年であるから感応院が建立された時より百六十年も前の制作である。

感応院

このほか市内の寺院は橘町上野の東漸寺、同町片白の興隆寺、朝日町上滝の光明寺、同町黒尾の満徳寺、同町川上の成鎮寺などがある。

武雄市内には宗教施設としては各宗教の教会がある。

武雄町竹下町のキリスト教会、同町西浦町のカトリック教会はいずれも保育園や幼稚園を経営している。

天理教の教会は武雄町八並に杵島分教会、同町武雄に武雄分教会、同町下西山に朝京分教会、朝日町高橋に上橘分教会、橘町鳴瀬に鳴瀬分教会、武内町梅原に分教会がある。

金光教は武雄町永松に教会があり、生長の家の道場、創価学会の支部もある。

㈢ 広福寺の寺宝

武雄市武雄町の名刹、逢萊山広福禅寺には国指定の重要文化財の四天王像と指定文化財ではないが涅槃の画像の大掛軸がある。

四天王像は中立の釈迦像と共に、同寺の釈迦堂に安置されていたが万一の火災などに備え、昭和四十六年二月、

本堂裏に防火、防湿の設備を施した収蔵庫を新築し、昭和四十七年三月、京都の美術館で修理を行なった四天王像を安置した。

この四天王像は鎌倉時代の作で、同時代の特色をよく示しており、保存も非常によいので文化財として価値の高いものである。

鎌倉期の忿怒像としては復古的作風に属するものであり、眼玉を嵌めた面貌の生々とした表現、全体に残る彩色や截金の華麗な趣がよくこの時代の特色を表わし、九州にある鎌倉時代天部像の代表作である。

作者は寺伝によれば仏師、運慶作といわれているが、重要文化財指定書には作者不明となっている。

これは、運慶が武雄にきたことがあるという記録がなく、その点に疑問があるためと思われるが、広福寺の発願は武雄領主八代の後藤直明で、開山が聖一国師であり、本山は京都の南禅寺であるので、京都で作成され、運んできたものではないかと推測される。

後藤直明は寛元二年（一二四四）京都御所の閑院殿の修築に当たり、九州の諸領主と共に京都に登り公課を勤めている。

その功を賞でた感状が下付され、古文書として残っている

閑院殿修理内、本築垣一本事、但新造
右塚崎後藤次郎所課、無懈怠、令終其
功之状如件
寛元二年七月二十六日

前周防守　藤原朝臣　判
相模守　平朝臣　判

広福寺の開山は仁治三年（一二四二）といわれるので、直明が京都に登った時は広福寺の建立は始められていたと考えられる。

直明が南禅寺を訪れて釈迦像と四天王像の制作を依頼して帰ったのではないかと想像されるのである。

○増長天王＝像高、一三九センチ

単髻正面に花飾りをつけ、瞋目、開口、著甲、両肩および腹前に獅噛鐙衣をつけ広袖の端をくくり、左手をあげて戟をつき、右手掌を開いて腰脇に当て、左足を踏み上げて立つ。

○持口天王＝像高一三九・五センチ

左手掌を開いて腰側に当て、右手で刀を振り上げ、右足を踏み上げて立つ。その他は持国天に同じ。

○広目天王＝像高一三五・二センチ

口を閉じ両手屈臂、左に経巻、右に筆を執り、右足をやや踏み開いて立つ。外は持国天と同じ。

○多聞天王＝像高一三五・六センチ

口を閉じ、左手やや屈臂戟をつき、右手屈臂、掌上に宝塔を載せ、両足を揃えて立つ。外は持国天に同じ。

いずれも寄木作りである。

○涅槃画大掛軸＝約横二メートル、縦二・五メートル。

寺伝によれば慶長三年（一五九八）豊臣秀吉の第二次朝鮮出兵から帰国の際、武雄領主二十代後藤家信が朝鮮から持ち帰り、広福寺に寄進したものとされている。

文禄、慶長の両役には、家信に従って、広福寺第四十世別宗和尚も従軍して戦死者を現地で弔った。

帰国の船の安定をはかるため船底に載せてきたびんづる石仏や石碑なども広福寺に寄進され、現存している。

朝鮮の陶工、深海宗伝を中心とする陶工団を連れてきたのもこの時で、しばらく広福寺の僧房に住まわせたと伝

えられている。

朝鮮から持ち帰った涅槃画の大軸の図柄はどこにもある涅槃の絵で、菩提樹の下に釈迦が横たわり、その周囲に弟子たちをはじめ象や虎などの猛獣から小鳥まで集まり、悲しみを越えた澄んだ表情で釈迦をみつめる寂滅の瞬間が描かれている。その描かれた人間の顔が日本人らしくない点からも渡来品という感じを受けるのである。

昭和四十七年二月、九州大学の美学、美術学研究室から調査にきて、使われている絵具が日本のもので、朝鮮からの渡来のものとは考えられないとのことであった。

同寺にある由来書に第五十二世住職、一獅明曼和尚の時、開山、聖一国師の五百年忌に当たり、天明六年（一七八六）涅槃の軸が寄進されてから百八十八年目に補修を行なった。

顔や手などの色がはげていたので絵具を塗りなおしたと記されている。そのため現在の軸の絵具は補修の時、日本のものが塗られているのである。

だから、広福寺に現存する涅槃の大掛軸は朝鮮からの渡来品であり、秀吉の朝鮮出兵の第二次の慶長の役は今から三百七十五年前であるから、それ以前に朝鮮で描かれたものに間違いないと思われるがなお念を入れて、補修前の絵具を調べてみる必要がある。

㈣　第二次世界大戦と梵鐘

昭和十二年（一九三七）七月七日に始まった日中戦争は昭和十六年（一九四一）十二月八日には第二次世界大戦に発展した。

政府は民間に所蔵されている金の買上げを行なうと共に、一般家庭から銅、鉄製品の回収を強行した。

昭和十七年（一九四二）には吊鐘の供出に進展し、杵島郡内の神社、寺院から供出された鐘は五十一個にのぼった。

同年十二月一日、武雄町西浦町（現公会堂の場所）の空地に集められ、梵鐘告別式が行なわれた。

広福寺の吊鐘は豊臣秀吉の朝鮮出兵の時も徴発されたが鋳つぶされずに戦後返還された。しかし、供出した鐘とは異なった鐘がかえってきたということである。第二次世界大戦に供出した鐘も、また返還され、鐘楼につるされているが、銘はないが肥前鐘であることが確認されており、数少ない肥前鐘として高く評価されている。寺の梵鐘が兵器となり、人殺しに使われようとしたことは皮肉である。

三　古窯跡と陶業

人間とやきものの歴史は一万年前にさかのぼる。隆起線文や爪形文の土器を考案して造り出したのは早期の縄文時代人である。このことは、出土土器の放射性炭素による年代測定の結果で判明している。

人間の生活とやきものとの関係は、このように長い間続けられてきており、人間社会に文化が発生した石器と共に古い文化財でもある。

縄文時代の土器は、やがて、やや薄手になって弥生式土器に発展し、古墳時代にはろくろを使用していっそう薄い土師器がつくられるようになった。

この古墳時代に、質の硬い須恵器が、突如出現する。古墳の副葬品として、土師器と須恵器がよく同伴して出土する。

武雄地方にも、現在、ただ一か所ではあるが須恵器を焼いた窯跡が見つかっている。

朝日町の猪限山麓の朝日ダムの中である。

ダムが満水の時は水中に没するが渇水期に調査した結果、三室ののぼり窯であることが確認された。

須恵器はコンクリート色の硬質なもので、叩けば金属性の音がし、すでに土器ではなく後につくられるようになった陶器の前身であるといえるのである。

これは当時の日本でつくられていた土器の発展、進歩したものではなく、朝鮮からやってきた帰化陶工たちによって造られたものであると確認されている。

土師器や土師器以前の土器は、平地を少し掘ってつくった平窯で焼成されたので、焼成温度も低く、素焼の域を脱するような硬いものはできなかったが須恵器は天井のあるのぼり窯で焼成されたので、温度も千度を越え、硬質なものができたのである。

当時、やきものの技術は朝鮮の方が秀れていたのである。

須恵器が日本でつくられはじめたのは古墳時代（四世紀）の中期からであろうといわれている。

七世紀から十五世紀頃まで、武雄地方のやきものの製造は中絶していて空白状態となっている。

その間、わずかに瓦焼きの窯跡が少数、わかっているに過ぎない。

おつぼ山神籠石の発掘調査の際、水門付近から出土した瓦器の釜、土鍋や灰釉（かいゆう）のかかった壺や鉢などの陶片は、平安時代から室町時代のものと推定され、磁器は南中国製の青磁で南宋末（一一八九）と明（みん）（一三六八）ごろのものと認められただけである。

何といっても、武雄市内で窯が造られ、陶器の製造が盛んに行なわれ出したのは慶長のはじめで、四百年ほど前からである。武雄市内の古窯跡は発見されているものだけで六十を越えている。

しかし、現在なお、製陶が続けられているのは、武内町黒牟田、多々良、西川登町小田志、最近再び開窯された



東川登町小山路、西川登町弓野で、いずれも民芸陶器の製造である。かめや陶管のような大振りものを焼いている橘町小野原では、最近、民芸品の茶器や一輪差し、壺などの製造を始めている。

西川登町弓野の古陶器窯の系統を引く業者たちは現在、ほとんど弓野人形の制作を行なっている。

大谷窯跡

(一) 武雄の古窯跡

武雄市内の古窯跡は安土、桃山時代の末期から江戸時代中期につくられたものが多く、武雄南部系と武雄北部系に分けられている。

文禄、慶長の豊臣秀吉の朝鮮遠征の時、佐賀藩主、鍋島直茂、勝茂の親子が藩内の殖産業を発達させるため、技術のすぐれた朝鮮の織物工、鍛冶工などと共に陶工たちを連れて帰った。その時従軍していた武雄領主後藤家信や多久領主多久長信は朝鮮陶工団を伴って凱旋したのである。

武雄領主後藤家信が連れ帰ったのは、朝鮮深海村の

宗伝を中心とした陶工団であった。領主は宗伝に築窯の場所を選定させた結果武内町内田を選んだのである。

内田では大谷、小峠などに窯が設けられ、のちにこれらの窯を総称して内田皿山と呼ばれるようになり、現在、国の史跡として指定されている。同じころ築窯された武内町の鯖谷、向家の古窯跡、黒牟田の土師場物原山も国の指定史跡である。

国鉄佐世保線を境に北の地域の古窯跡を北部系、南の地帯を南部系と区分しているが、物原の陶片からははっきり区分する色彩、形体はなく、西川登町弓野、小田志のものと武内町内田の大谷窯のものともに三島手があり、濃い緑の色調は同じであるように思われる。



大谷窯陶器　三島手

築窯の年代については北部系が古いという説と南部系が古いという意見があって、全く対立しており、はっきりした資料が少ないのでどちらともいい難い現状である。

一説によれば北部系の窯は多久領主が朝鮮から連れてきた鐘ヶ江新兵衛（日本名）を中心とした陶工団が、多久から良質の陶土を求めてきて築窯し、そこから磁器の製造をめざして有田町に転住したものだといわれ、南部系は深海宗伝の陶工団の築窯であるというのである。

しかし、武内町は武雄領であり、特に武内町は領主後藤にはゆかりの深い領地であったから、多久領主が連れてきた陶工たちを受け入れたであろうかという疑問が残る。

もしも、そうであったとすれば、武雄領主と多久領主の間に了解を証する文書があってもいいと思う。武雄鍋島家から武雄市に贈られた古文書の

中には見当たらないし、佐賀県史料集成の多久文書の中にもないのである。

江戸時代初期の時点では、他領に入ることは簡単ではなかった。殊に多人数の陶工が同時に他領へ移動することは、当時の政治的関係から考えて不可能であったように思われる。

武雄市内の古窯跡を南北系に分けて列記すると次のとおりである。

▽北　部　系

内田皿山、錆谷、向家、繁昌、川古、窯谷上下、七曲、広幸泉、見上り尾、戸別当、火口、商人山、土師場、祇園社、猪ノ古場、山崎御立目、祥古谷、季祥古場、杉元、古那甲、丸尾、水無、物原、小峠奥、小峠前金山谷、古屋敷、大谷、茸ノ谷、二位樹山、呉須焼、高麗墓、長吉谷、永尾、宇土ノ谷、姥ヶ原、黒牟田、多々良

▽南　部　系

内田皿屋、小山路峠、庭木窯屋、祖頭先、梅木原、庭木甕屋、土井木原、弓野山上下、甕屋谷一、二、三、白木原一、二、下松原、野菜谷、樫木山、窯頭、新立山、板屋物原、板谷、小田志

（以上は佐賀県文化館発行の肥前古窯跡史付図より）

このようにおびただしい古窯跡が存在するということは、武雄領内において江戸時代の初期から中期まではいかに窯業が盛んであったかを物語るものである。

さて、武雄市内で一番早く築窯されたのは東川登町小山路峠と内田皿屋ではないかと物原の陶器から判断しているやきもの研究家もある。

武雄鍋島家にあったといわれる古文書によれば、帰化朝鮮陶工団、深海宗伝一統は、当時の領主後藤家信の庇護のもとに、武内町内田に築窯したと記されていたという。

いずれにしても、武雄領内に築窯したのは慶長三年（一五九八）以降であることは確かである。

この項を執筆するに当たって、武内町内田の大谷古窯跡、黒牟田の土師場物原山、西川登町小田志の古窯跡の踏査をしてみた。

その結果から判断すると南部系も北部系も同じ陶工団の築窯のように思われる。

武雄市内の古窯跡は古いもので約四百年前、比較的新しいものは二百年前位の築窯と考えられ、そのあとは、日本人によって継承されたようである。この二百年の間に、良質の陶土と、窯を築く立地条件の備わった場所に移動したもののようである。焼成用の燃料である薪も、移動に際しては見逃せない条件であったと思う。

近くの山の立木が伐採し尽されると、燃料補給の距離が遠くなり、労力のロスが大きくなっていったからである。

(二)　武雄領の窯業の推移

後藤家信が朝鮮から連れて来た帰化陶工団はどの位の人員であったか。

毎日新聞記者の武内町出身の大宅壮三は、著書の「季朝風の窯跡と油壺の研究」の中で総人員は九百人にのぼったと記している。

もちろん、これは陶工だけではなく、燃料の伐採者、雑役とそれらの家族を含めての数字である。これだけの人員が同一場所で製造に従事したとは思われない。数か所に分散して窯を築いたと考えられる。

現在、古窯跡のある場所の多くはきわめて辺境にある。四百年も前は、もっとひどく、人跡未踏であったと想像される。

このような辺境を選んだのは次のような理由からであったと思われる。

第一に原料の良質の陶土のため。
第二には燃料が豊富で容易に入手できること。
第三には陶器の製法が他に洩れないため。
第四には地着きの日本人の圧迫から遁れられるため。
第五には近くに川か、湧水があること。
以上の五つで、古窯跡を踏査してみると、必ず川があり、水が湧いている。水は製陶にも陶工たちの生活にも欠かせないものであった。

古窯跡で焼かれた陶器は、日用食器類をはじめ油壺、徳利などで、物原の陶片がそれを裏書きしている。

帰化陶工団の中心人物であった深海宗伝は元和四年（一六一八）十月二十九日、病気で死去した。東川登町小山路の山中と武内町内田皿山には高麗人の墓がある。帰化陶工たちのものである。

帰化陶工たちは中心人物の宗伝を失い動揺した。陶工たちは窯場ごとに去就をきめた。宗伝の妻、百婆仙は宗伝の遺志に従う陶工たちを集めて、今後のことを協議した。その頃、すでに有田町では、多久領主が連れて来た季三平たちの帰化陶工が磁器の製造を始めていた。彼は陶器の時代はやがて磁器の時代に移ることを察知し磁器の研究を始めた。

まず、磁器の原料の陶石を探すため、幾人かの陶工を武雄領内の各地に派遣した。そのうち、朝日町繁昌の山から採取して来た白砂を原料として磁器の試作にかかった。

その窯は、内田の大谷窯である。陶器より薄手につくるため、窯の中で流

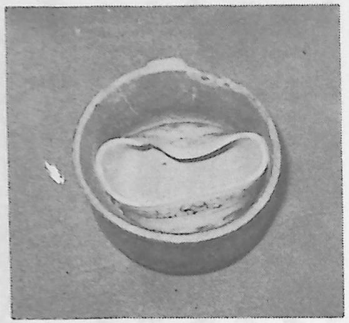

大谷窯磁器　武内町内田



高麗帰化人の墓

れたり、用具や壁に付着したり、変形するものが多かった。

これらは焼成温度の調整によって防ぐことができたが致命的なのは、有田でできる磁器のように純白にはあがらなかったことだ。

地肌からうっすらとした青みが、どうしても抜けなかった。これが原料の白砂によるものであることを突きとめると有田町泉山への移動を決意したのである。有田町泉山の一部は武雄の領地であったことも幸いした。

武内町内田の大谷古窯跡の物原には青みをおびた磁器の破片が陶器の破片にまじって無数にある。有田町泉山に移住する直前に焼いたと思われる完全な磁器の湯呑茶碗が、武内町真手野の円楽寺に所蔵されている。

藍の釉薬で、月夜の岩陰から走り出す兎とわらびが描かれている逸品である。磁器の完成をめざして、有田町泉山に移住した百婆仙を中心とした帰化陶工団の主流は泉山のほか上幸平、黒牟田にも分住した。

現在の有田町の上幸平や黒牟田の地名は百婆仙一派の居住したところで、無名だった地帯に武雄領での名前をつけたものと思われる。

有田町泉山の雪竹家の庭園の一隅に、

高麗帰化人
陶工、陶祖の墓

と、刻んだ石碑が建っている。百婆仙の碑ではないかと思われるが、それを裏付ける資料はない。

(三) 受け継がれた技術

帰化朝鮮陶工団の伝えた製陶技術は、やがて地着きの武雄領民たちによって受け継がれた。釉薬の調合、叩き手技法、ろくろによる整形、三島手など季朝風のものである。百婆仙の一行が、有田町に移住していったあとには、窯とおびただしい陶片の山が残されていた。

みかん園造成のため破壊されることになった朝日町繁昌の焼峰古窯跡の発掘調査が昭和四十一年（一九六六）二月に行なわれた。

調査指導責任者は当時の佐賀県文化館長永竹威で、同氏の推定によれば江戸時代中期の築窯で二百五十年ほど前のものであった。

焼峰の麓から頂上へ、のぼり窯が築かれており、確認された室数は十七室であった。十七室は連続して吸煙口でつながっておりいずれも砂床であった。

窯の各室からは焼成用具だけが出土し、物原の陶片を調べてみると、大胆なタッチの刷目、目の覚めるような緑と茶の色調が弓野や小田志、内田大谷の古窯跡のものと同一系統であることを教えてくれた。

内田皿山と共通する一刷毛描きの三島手もみられた。

十七室ののぼり窯を有する窯場は、武雄市内にもまれな大規模なものである。この窯を築いたのは年代的に考えて、日本人の陶工たちではなかったかと思われる。江戸時代中期には、帰化陶工団の大部分は有田町に移住してしまった。

焼峰から県道を距てて、旧道の峠に高麗人の墓があると地元の人々は伝えているが、これは、安土、桃山時代末期ごろに築かれたと思われる繁昌古窯跡の頃のものと思われる。

特殊な古窯跡では、柄崎城三の丸に築かれた三の丸窯がある。これは天保のはじめ（一八三〇頃）、領主鍋島茂義が、西川登町小田志の陶工たちに造らせたものであると伝えられている。

築窯当時は武雄領主の御庭焼窯としてやきものを焼いたが、洋式砲の鋳造の時には反射炉に使った耐火煉瓦を焼き、薬品などの調合にも使われている。この窯の規模は、五室ののぼり窯で、上部の窯ほど室が広くなっている。

現在は武雄高等学校の図書館の下に砂を詰めて埋められてしまった。

「叩き手」の技法は千四、五百年前の須恵器の製法にもみられ、武内町多々良、橘町上野や小野原で醸造用の大がめや陶管などに用いられた。いまなお、巻き積みと叩き技法が、橘町小野原で一部行なわれ



三の丸窯跡
大砲を作るため耐火レンガを焼いたと言われる。
現在武雄高校図書館の下のあたり

ている。

地着きの日本人たちがどのようにして、製陶技術を学びとったか、それをはっきり知ることはできないが幕末ごろになると帰化陶工に劣らない製品をつくっている。

明治時代には、武内町黒牟田には四十軒の窯元があり、土瓶、摺り鉢、茶出し、茶碗など一般庶民用の雑器が製造され、佐賀県内をはじめ、大村、柳川、熊本県などに販路が拡がっていった。

生活用雑器の黒牟田焼きが盛んだったのは明治二十年頃までで、それからは斜陽化していった。その原因は磁器が大衆化したことと鉄瓶、鉄釜などがどんどん進出してきたからである。

明治十年（一八七七）頃は黒牟田の人口は三百人を越え、宿屋も数軒あり、陶器の仲買人や行商人が仕入れに押しかけて賑わったと古老が伝えている。

毎年三月十五日に行なわれた高麗祭と十一月九日の山の神祭りは、窯元や陶工たちにとって楽しい祭りであるとともに帰化陶工ややきものの神への感謝を捧げる行事であった。

黒牟田における窯業者の仕組みと作業内容は次のようであった。

山師＝燃料の薪の伐採、運搬

窯やき＝窯の火炊き、窯詰め、温度調整

技工＝原料土を練り、ろくろを蹴って成形し、うわぐすりを塗る。

窯元＝原材料、燃料の買付け、生産管理、販売、計画など一切

以上で、これも帰化陶工団から学びとったものであろう。

陶境、黒牟田で日本人の手により陶器の製造が行なわれ出したのはいつ頃か、はっきりしたことはわからないが、同部落の天照太神宮の碑には、元禄九年（一六九六）五月吉日とあり、講衆三十一名の名が刻まれている点から考え、その時点にはかなり繁栄していたことがわかる。

また、西川登町小田志の地神社（ぢがしんや）の碑には宝暦六年（一七五六）九月二十四日の銘があるので小田志でも二百年前には日本人の手で製陶が行なわれていたといえるのである。

なお、小田志には奥川嘉右ヱ門が作った松絵の水甕があり、これは、宝暦元年（一七五一）の作といわれ、同部落の窯元、故奥川政次が所蔵している。

同氏の宅には天保十二年（一八四一）に山神社に奉納するためにつくった花立てがあるがこれは磁器で、武雄鍋島家の家紋の銀杏を図案化したものが描かれている。

山神社というのは窯元や陶工が崇拝したやきものの神を祀ったもので、帰化陶工から受け継いだ敬神思想である。

その山神社の石の祠には天明三年（一七八三）再興とあり、その隣りに半分壊れた石祠があり、それには享保十二年（一七二七）と刻（しる）されている。

天保年間（一八三〇―一八四三）には現在小田志にあるただ一つの奥川窯は武雄鍋島家の委託御用窯で、オランダ向け輸出磁器を焼いていたようである。同家にはオランダ貿易の出荷札の銅印が残っている。

このような点から総合判断すると武雄領でも佐賀本藩とは別に、輸出



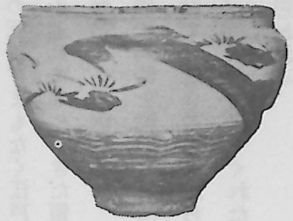

弓野焼き　松絵の水ガメ　奥川嘉右ヱ門作

人物編

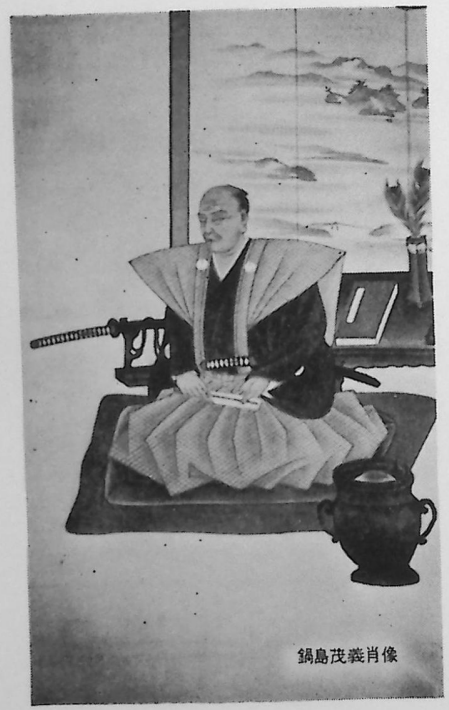

鍋島茂義肖像

用磁器をつくり、伊万里港から船積みしていたことがわかる。

四　むすび

以上、武雄領内における窯業の推移をみてきたが、古墳時代の須恵器の製造から奈良、平安、鎌倉、室町と四時代、約八百五十年間は中絶してやきものの空白時代がある。

この空白時代は源平、南北朝、戦国という一大社会変動期がはさまり、やきもの製造というような平和的文化は忘れられていたためであろう。安土、桃山時代の末になると豊臣秀吉が天下を握り、小康を得たのである。

秀吉の朝鮮遠征で出征した武将の目に、朝鮮のやきものの美しさがしみ込んで、安らぎをおぼえた。冷たいやきものの肌は理性を取り戻し、出征していた領主たちは、領内の殖産事業を考えた。日本に帰るに当たって、朝鮮から陶工を連れて帰ったのである。

秀吉の死後、まもなく江戸時代を迎え、日本国内に平和が訪れた。

陶工を連れて帰ってきた領主たちは、かれらに陶器製造を命じたのである。やきものの進歩は陶器では満足せず磁器の製造へと飛躍した。

武雄領で陶器を焼いていた帰化陶工たちは磁器の魅力に引かれて、磁石のある有田町へ移住していった。残された古窯跡で地着きの領民たちは見よう見まねで覚えた陶器の焼成をはじめたのである。

幕末、武雄領ではすぐれた外国兵器をどんどん買い入れた。その資金の一部にやきものの御納戸収入が費されたものと思われる。

人物編

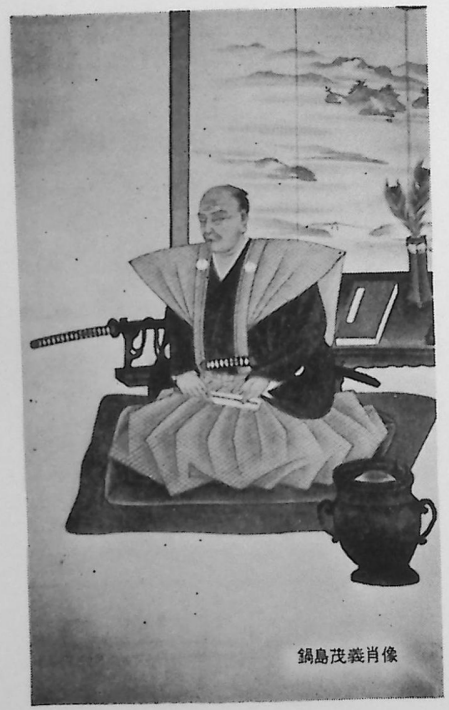

鍋島茂義肖像

用磁器をつくり、伊万里港から船積みしていたことがわかる。

四　むすび

以上、武雄領内における窯業の推移をみてきたが、古墳時代の須恵器の製造から奈良、平安、鎌倉、室町と四時代、約八百五十年間は中絶してやきものの空白時代がある。

この空白時代は源平、南北朝、戦国という一大社会変動期がはさまり、やきもの製造というような平和的文化は忘れられていたためであろう。安土、桃山時代の末になると豊臣秀吉が天下を握り、小康を得たのである。

秀吉の朝鮮遠征で出征した武将の目に、朝鮮のやきものの美しさがしみ込んで、安らぎをおぼえた。冷たいやきものの肌は理性を取り戻し、出征していた領主たちは、領内の殖産事業を考えた。日本に帰るに当たって、朝鮮から陶工を連れて帰ったのである。

秀吉の死後、まもなく江戸時代を迎え、日本国内に平和が訪れた。

陶工を連れて帰ってきた領主たちは、かれらに陶器製造を命じたのである。やきものの進歩は陶器では満足せず磁器の製造へと飛躍した。

武雄領で陶器を焼いていた帰化陶工たちは磁器の魅力に引かれて、磁石のある有田町へ移住していった。残された古窯跡で地着きの領民たちは見よう見まねで覚えた陶器の焼成をはじめたのである。

幕末、武雄領ではすぐれた外国兵器をどんどん買い入れた。その資金の一部にやきものの御納戸収入が費されたものと思われる。

一　中世末期・近世初期における後藤家歴代

(一)　後藤職明と純明

十七代職明、名は兵部太輔、伯耆守に任ぜられた。法名盛岩浄憲。室は法名幻如妙心。一女あり、橘公勢の室となる。法名幻如妙真。職明は子が無いため公勢の長男を養って家督とした。即ち孫に当たる。十八代純明がこれである。職明時代の古文書は往々現存する。これによって史実を記述すると次のようになる。

契諾之事

一、此人衆自今以後、就公私、無余儀、可為同心事、
一、於此寄合中、万一自敵方、雖有如何躰故実、無各同心之儀候半者、不可召置事、
一、有存寄篇目者、相互不残心底可申承事、
一、弓箭之時者、何方か、任先立候て、可令合力之事、
一、内談之儀、不可有他言之事、
若有此旨相違者、可罷蒙神明御罰候、仍状如件、

文明十五年五月吉日

渋江　公直　判（花押）
伊万里　仰　判（花押）
後藤　職明　判（花押）

藤原　胤明　判（花押）

応仁の乱後、天下麻の如く乱れ強食弱肉をほしいままにし、東には有力な千葉氏あり、南には高来の有馬氏あり、北西部には松浦氏が待機しており、その間に介在する橘氏（潮見城主）、伊万里、武雄、藤津大村（胤明）の四家は自衛のために攻守同盟を締結した。藤津大村氏は鹿島の蛾尾山に在城して鹿島を領し、常に小城の千葉氏としばしば雌雄を争ったものである。彼杵郡大村における大村氏とは全く別である。

明応五年十二月十三日、職明より黒髪山大宮司黒髪右京助家俊への統目允許の古文書は黒髪神社に現存する。職明は黒髪山の法印頼憲を射殺して祟があり松原大明神に奉祀した。川良の字赤尾に古城と称する小丘があり頂上の平地は城趾という。職明の居館であって、永正六年純明は円応寺を創設するに当たってその石垣を取毀し、建築に用いたと言伝える。当時既に廃滅に帰したものと思われる。

十六代純明は幼名を千代童丸といい、後藤兵庫頭と号し伯耆守に任ぜられた。天文二十二年三月十八日卒した。墓は浄円寺にあり、法名円応寺殿月湖浄円。室は有馬尚鑑の女。天正十八年六月二十五日卒した。法名銀室妙金。永正十六年四月十五日純明は円応寺を草創した。大永六年四月純明は武雄城防備のため、武雄社大宮司武雄三郎峰門に命じ武雄社の旧域宮崎川（笹川または西田川という）の土井を築造させた。その築堤は現在の高等女学校と御船山の間にありいまなおその形蹟を存する。武雄城の外郭堀塁の上流で武雄神社の神地であるため、同社大宮司に築造させたものである。千葉氏の進出に備えたものと思われる。

大永七年三月十七日、純明は河古郷日鼓岳の城主橘氏渋江右馬頭公勢が誤って毒水を含み暴死したのを好機とし、これを攻略し長島庄をその有とした。全く親子の戦いである。同年純明は剃髪して月湖浄円と号した。父公勢の暴死を憐れみその冥福を祈ったものと思われる。

享禄三年有馬修理大夫晴純入道仙岩、塚崎城を攻め黒髪城に迫った。純明は背水の陣を張り勝利を黒髪山に祈

り、正月十六日三間坂村白水原の有馬陣を夜襲して奇勝を得た。明治維新に至るまで毎年正月十六日には黒髪山の法印登城して大般若経を転読する恒例となったのはこれがためである。

家臣白河新左ヱ門はさきの日鼓岳の戦において殊勲あり、梅野村曲淵の地七反三丈を賜わりさらに追賞せられたが、今度の戦においてまた殊勲を奏したため犬走村峯分一町と居屋敷を賜わり、恩賞三回に及んだ。

有馬仙岩は先敗を憤りさらに復讐の計画をしたが、両雄の争いは漁父を利するのみであるため仲裁するものがあって双方和睦し、有馬左ヱ門尉尚鑑の女（仙岩の妹）を純明の室とし、有馬武雄は兄弟の関係となった。

天文四年正月有馬晴純（仙岩）は龍造寺家兼と藤津郡に戦い、純明は有馬を援助し勝利を得た。杵島郡樺島砦の城代馬場豊前守経良戦功あり、純明、焼米村の田地四町一反を与えてこれを賞した。

中村文書

肥前国杵島郡内、山口八十町、小城郡内原分二十四町之事、

右任先例之旨、御知行、不可有相違之状如件、

天文五年三月五日　　平　興常

後藤殿

平興常は千葉氏である。千葉氏は久しく西肥前の貫主であったが、有馬氏の台頭するにしたがいしだいにその勢力衰え、さきに大永五年有馬仙岩と戦い敗北しその配下であった須古の平井氏は離れ、わが武雄もまた享禄三年有馬と戦い和睦したため千葉氏の配下であるとはいうことができないが、千葉氏としてはまだその配下にあるものと考えていたものと思われる。当時武雄の領地は東牛津川に至り小城郡の一部をも領したものである。先例の旨に任せとあり、それ以前より武雄の領地であったことは明瞭である。

天文九年千葉胤喜胤杵島郡に進出し、有馬仙岩と横辺田に戦った。純明は白石、前田（佐留志）井本、富永、畑

中、馬渡、大町、芦原等の兵を率い有馬軍に属し、須古の平井氏またこれに参加し、平井山城守経則（経良とするものもある）出陣し、千葉軍が敗走したため西肥前の五郡は完全に有馬の旗下に属することになった。わが武雄は有馬方であったため牛津川以西が武雄の領有であることは変わりなかった。

天文十年、有馬仙岩はその子義直と共に横辺田を経て千葉氏の本拠小城に進出しようとした。多久宗時もまたこれに属した。千葉胤頼は救いを少弐ならびに龍造寺に求めこれを撃退した。少弐冬尚の舎弟胤頼を喜胤の養子とし、鍋島直茂（当時の名彦法師）を千葉胤勝の養子としたのはこの時である。

天文十一年、長島の地頭橘氏と渋江公勢の子息下野守公親は旧領を回復しようとして岸嶽の城主波多隠岐守と平戸の城主松浦肥前守の援兵を乞い長島庄に進出した。純明はこれを聞き、八月十一日黒髪城を出で長島の庄内各所において戦ったが、勝つこと能わず黒髪城に退却した。よって公親は旧領を回復し、再び日鼓山城に入った。今度は兄弟の戦いである。

同年十一月五日、純明は再び日鼓山城を攻略し、公親は小城に遁れ牛尾山に隠れ、のち龍造寺隆信を頼り、佐賀に住んだ。その旧領を回復したことは僅かに三か月であった。本年純明は黒髪城を去り武雄城を居館とした。長島庄警戒のためであろう。

天文十二年、馬場肥前守頼周は神代大和守勝利と談合し、少弐冬尚を奉じ詐略をもって龍造寺氏を討伐しようとして純明の協力を求めた。有馬、須古、多久、波多、鶴田、草野等にも密旨（佐賀の逆徒とは龍造寺を指し有馬晴純（仙岩）と協議せられたいとの意である。）を伝え兵を起こさせた。

佐嘉逆徒急度取詰、可加退治候、仍其表之事、一衆被差出、於馳走者、諸方之覚、累年入魂首尾肝要之由、至晴純申候、別而被副心候半者、可為祝着候、猶老共可申候、恐々謹言、

八月六日

（少弐）　冬尚　判

後藤伯耆守殿

計画は案のとおり進行し、翌十三年、家兼入道剛忠は少弐冬尚より命ぜらるるまま西肥前に発向し、まず多久および上松浦に打ち入り、十四年正月藤津郡に入り、同月十六日有馬、須古の軍と戦って破れ退却を開始したところ、前田志摩守と畑中左近太夫はその帰路を遮り、武雄と須古の兵は敗軍を追撃したため龍造寺の軍は惨々に敗北し、敵兵は佐賀城を包囲した。馬場頼周はさらに計画を進め、龍造寺家兼を説得して一時筑後に避難させ、その避難の途中、正月二十三日の夜、河上の淀姫神社においてその一部を虐殺し、翌二十四日の未明、尾崎村祇園原を過ぐる時一部を虐殺した。龍造寺剛忠入道は僅かに難を免れ筑後に遁れた。実にこれは龍造寺の一大悲惨事であった。

天文十四年、純明は子がなかったので大村丹後守純前の次男又八郎を養子とし武雄に引き取った。時に年十二。これが武雄十九代後藤貴明である。

―脚注―大永七年、純明が了然禅師より戒を受けた古文書はいまなお浄円寺に現存する。しかるに純明の活躍したのはそれ以後であって、有馬仙岩を三間坂村に破り武雄の危機を脱したのは受戒の後三年に当たり、卒去したのは受戒後二十六年である。室の卒去は純明受戒後六十三年に当たる。純明が入道となったのは壮年時代であったことは明らかである。

（昭和一四、一二、二六稿）

系譜

⑯正明……⑰職明……
- 女子（渋江公勢の室、法名幻如妙真）
- ⑱純明（公勢の嫡男、養子となる）以下妾腹
  - 刑部少輔――富岡貞明（山城守）――新九郎
  - 雪明（一名茂明、松尾近江の養子、松尾和泉守、豊前守）
  - 則俊（松尾日向守、心巴和尚）
- ⑲貴明（大村純前の男、養子となる）
  - 女子（貴明の室）
  - 以下妾腹
  - 兼明（加々良上総介広明）
  - 近明（松尾周防守、名は藤左ェ門桃川へ住す）

—田中大蔵亟（妾腹）
天正二年惟明に同心す

(二) 後藤貴明

十九代後藤貴明は天文三年三月生まれ。天正十一年八月二日卒、年五十。大村丹後守藤原純前の次男、名は又八郎、一時佐純と称し、伯耆守に任ぜられた。法名貴明寺殿天峰自運。室は純明の女、名は瑠璃、天文十八年十二月晦日卒した。年十七、法名自伝妙性。後室は伊福刑部少輔の女、慶長十一年五月五日卒した。法名泰然妙邦。

系譜

十九代貴明——二十代家信（養子）
- 女子（伊万里兵部太輔家利の室）
- 女子（飯盛城主松浦丹後守親の室、幸松丸の母なり、丹後守死去の後、相浦城主大野伝兵衛の室となる）
- 女子（諫早城主西郷刑部太輔信久の室）
- 惟明（養子）松浦隆信の次男、後離縁
- 晴明（後藤弥次郎、少字甫子丸、永禄六年龍造寺隆信の養子となり五郎次郎家均と号す、元和九年十二月二十三日多久に卒す年六十一、法名月峰浄芭、室は龍造寺長信の女）
- 女子（龍造寺政家夫人）
- 女子（名は稲、家信の室）
- 女子（神埼郡、蒲田郷領主、犬塚三郎左衛門家広の室）
- 女子（家臣、河原勘之允成行の妻）
- 信明（八並新三郎、初の名は新助、家族八並右ェ門太夫和明の家を継ぐ）天正十二年三月二十四日島原役において戦死

天文二十二年三月十八日純明は卒した。同年八月十日其の居館を寺とし照叡山浄円寺と号した。南縮開山となる。永禄三年貴明年二十七、子がなかったので平戸城主松浦隆信の次男惟明を養子とした、年十六。惟明初の名は弥二郎、須古城主平井経治の女を娶り惟明と改めた。

同年九月二十一日、貴明は長島庄潮見城を攻落し城主橘氏は滅亡した。さきに大永七年養父純明は長島庄をわが有としたが、有馬仙岩（純明室の兄）は勢力を拡張し、藤津郡横造城に深町佐渡掾を置き、鷺巣城は岩永和泉掾に守らせ、更に壁岩、有尾の両城を構えて、しばしばわが長島庄内を脅すので、永禄二年貴明は長島の旧主渋江下野守公親の子息豊後守公師を招いて潮見城を守らせた。しかるに有馬仙岩は詐略を用いて武器を城外に搬出させ、同三年九月二十一日未明、俄かにこれを襲い同城を略取したため、貴明は大いに憤り直ちに士卒を率いて出陣し、有馬軍と戦ってこれを回復した。主将有馬丹後守純宗は城下の堀端において戦死した。いまなおその堀を丹州堀という。

これがため渋江公師は貴明の怒りに触れることを恐れて肥後の山鹿に奔った。これでさきに享禄三年住吉戦の後、有馬仙岩と締結した兄弟の誼は全く反古となった。

同年十二月十九日貴明須古城を攻めて利あらず、全軍散乱したため、一兵をも具せず上瀧村に遁れ武雄に帰った。この役において武雄神社神主武雄敬門が戦死した。

永禄四年二月貴明塩田を攻め、領主原山城守直景を降伏させ籾岳城を築いた。

大村城主大村純前は実子貴明を武雄の養子とし、有馬城主有馬仙岩の次男純忠を養って家督としたため、譜代の家臣中にはこれを快としないものがあり、且つ純忠が基督教を奉じたために、自然に武雄に款を通ずるもの続出し、波佐見、川棚、彼杵等は遂に貴明の麾下に属することになった。

同年九月十三日、上佐賀山内の城主神代勝利は龍造寺隆信と日を期して河上に戦い、敗れて波佐見に遁れ貴明に

投じた。神代勝利が敗走するや龍造寺隆信は後顧の憂がなくなったため、その西進するは必然であり、また有馬仙岩は潮見城を回復しようと企て、須古もまた有馬に属していたので、貴明は永禄五年陰かに款を豊後の大友宗麟に通じた。宗麟これを諒し、翌六年の夏法印慶徳を遣して和談するところがあった。

永禄五年四月貴明は有馬に備えるため、再び渋江公師を肥後の山鹿より招いて島山の寨を築いてこれにおらせ、原山城守と交番で籾岳城を守らせた。

永禄六年貴明は西進して針尾島の佐志方城を攻略し、更に佐世保、日宇、早岐、針尾島の四か村を己れの所領とし、早岐、日宇の二城を築き城番を置いてこれを鎮めさせた。

同年七月二十五日、龍造寺隆信果して西進し、多久城を陥し塚崎に押寄せ旗を北方村百堂原に立て、もし和平せんと欲せば速やかにきたりて聘せよと強制した。貴明到底その抗すべからざるを知って七月二十七日、使者猪隈半助を北方在陣の隆信に遣して和平を結んだ。翌日隆信須古を攻めたが利を得なかった。

同年八月十二日、龍造寺隆信が再び須古を攻めるに当たってはわが軍は先鋒となったが、城主平井経治善く防いでわが軍の犠牲は甚大であった。一門の中野秀明そのほか重なるもの十三名、一族三十七名が戦死した。これが隆信第二回の須古攻めである。

同年平井経治使者を発して曰く、「隆信の須古を攻むること甚だ急なり、結局傾覆の外あるべからず、然れども須古の転落は貴境の危難なるべし、唇破るゝ時は歯寒しと謂う、熟慮せられんことを乞う」と。貴明これを諒して攻守同盟を結び、須古からは一族桂橋若狭守を質とし貴明は家弟松尾周防守近明を質とした。

同年九月、貴明は須古との同盟を堅めるため平井経治の女を嗣子惟明の妻室とした。経治の割地五町を九月六日馬場豊前守経良へ、四町を同二十一日都知木神次郎へ、二町を同二十四日黒髪彦右ェ門へ附与した旧記がある。思うに惟明妻室には持参地がある。三人は結婚に功労があったためそのうちより分譲したものであろう。

永禄七年二月、龍造寺隆信は舎弟長信に命じて多久城を出で兵を白新田に出し須古城を攻めさせようとした。貴明は猪の熊本城の河原豊前守、掛橋若狭守にその側面を衝かせた。両軍鋒をまじえること数日にわたったが、勝敗を決することができずおのおの退陣した。同年三月貴明は平戸、諫早と協力し彼杵城を攻め落とし、城主中尾勘解由を捕虜として武雄に伴い帰り、大村城主の弟左京を捕えて平戸に送った。

同年八月二日、有馬および大村の兵船は川棚に乗り込み彼杵の回復を企て、貴明は平戸から兵船の援助を求めてこれを撃破した。同年八月十九日有馬の軍勢は大挙して塩田の籾岳城に迫った。渋江公師、原山城守は援兵の派遣を求めた。よって貴明は躬から兵を率いて楢崎、志田を経由し塩田に至り、養子惟明は宇土手、大草野を経て双方より有馬軍を挟み討ち、戦いの酣な時公師、直景の兵は城を出て戦い、有馬の軍勢は三方から攻め立てられて大敗を招き鹿島に退却した。この戦いにおいて馬場豊前守経良、同新四郎良晴の父子が戦死した。貴明はこの戦いを大友宗麟へ通報した。

去夏慶徳坊法印遣候、其堺無異儀由、（虫喰）尤肝要相存候之処、去月十八巳来、有馬大村西郷其外申組衆、以陣付従海陸取懸、防戦及度々候歟、依遠方、無其聞候之処、前々被遂一戦、敵城為始、城督宗徒之者、数輩討捕、現形之人数、切崩之由、預注進候、被得勝利候次第、感悦此事候、仍此節一稜可加下知之通承候、得其意候、当時年寄共多分在宅之条、急度召寄、可令相談候、雖無申迄候、其間之儀、弥堅固之御才覚、専要候、爰元聊非油断之趣、猶臼杵越中守可申候、恐々謹言

九月三十日　　宗麟　判

後藤伯耆守殿

永禄八年貴明は名を佐純と改めた。同九年河古の馬渡甲斐守俊明入道秀岩、有馬に通ずるの状あり、貴明は兵を出し正月二十日これを討伐した。秀岩は鳥坂に出て迎え戦い大敗した。これを鳥坂の戦いという。貴明はこの地を河原豊前守高へ附与した。

同年七月下旬貴明は兵を率いて大村を攻めたが勝たず。八月一日僅かに身をもって松原に走り船に乗じて武雄に帰った。藤山考略に永禄六年としたのは誤りである。同年貴明は龍造寺隆信と和平して須古攻めに参加したので、大村を攻める余裕は無かったはずである。

諸書皆永禄九年のこととしている。これを野岳の戦いと号する。

永禄十二年己巳夏、大村純忠は宮村を回復しようとして兵を出した。貴明これを防いで七月四日葛の峠に戦って撃退した。

元亀元年三月、平戸城主松浦隆信、鎮信の父子ならびに大河野城主鶴田因幡守勝が誓書を貴明にいれた。

同年の夏貴明は笹川の辺に茶店を構え、親族家人を招いて自から茶を賜い、また美酒佳肴を備えて、太刀、刀、金銀財物を与え、年来の軍労を慰め歌って曰く。

武雄山、御船の岳の麓には、流れ絶へせぬ波の笹川、

これが貴明全盛の時代である、年三十七

元亀二年冬十一月、貴明の兵、志久峠から多久を侵した。元亀三年七月晦日、貴明は平戸や諫早の援兵と申し合わせ大村の三城（今は陸軍墓地となる）を包囲した。籠城の士僅かに七騎で諸士の妻子を加えて僅かに七十二人だったという。しかし皆決死の勇を振い奇策を用いて奮戦したため、平戸勢まず退却を始め、大村より諫早の陣中に放った間者は大将に深手を負わせたためこれまた退却し、貴明もまた兵を旋した。

天正元年正月元日貴明の兵、再び志久村から多久の辺境を窺った。同年秋九月貴明は女山の鶴崎源太左ェ門と示し合わせて多久を侵し、龍造寺長信の梶峰城を囲んだ。しかしこれを落とすことができず、十月鶴崎の守城山下の塁に帰陣した。天正二年二月、龍造寺隆信は第四回目の須古攻めをしようとして、まず兵を出して女山の一族を討伐し白丹田に陣した。わが兵は猪隈の塁を出て桜木において戦い、須古城主平井経治は兵を久津具に進め、わが軍

はさらに大兵を北方竜石に送って龍軍と対抗し、遂にこれを撃退した。同年六月二十三日、貴明の養子惟明が反逆を企て、武雄における前代未聞の大騒動を惹起した。これがためわが武雄は遂に龍造寺の有に帰した。その経過を略記すると

六月二十四日未明貴明、黒髪城に遁れた。

七月三日惟明自ら西谷峠から進み、同類小楠兵部太輔は赤穂山から兵を出し、福和山、長谷、白水原の会戦があった。

七月八日貴明は援を龍造寺隆信に求めた。

八月二十日隆信躬から大軍を率い多久を経て白新田を本陣とした。

八月二十一日龍軍の先鋒、塚崎に入り天神崎に陣す。貴明の兵は西谷峠を越え西山村より進み塚崎城に迫った。

惟明これを望み見て到底勝算のないことを知り、天神崎の龍軍に至って降伏した。よって貴明は白新田の本陣に至り隆信に会して謝意を表した。

八月二十五日貴明は隆信と和平の契約を結び、牛津川以西、横辺田、志久一円を隆信の舎弟龍造寺長信へ割譲し、実子晴明（十二）を質とした。

八月二十八日隆信は三男家信（十二）を同伴して武雄に入り、後藤の一族および従臣に面謁した。（藤山考略は天正三年とするが誤りである）

天正三年乙亥八月二十八日、さきに締結した佐賀と武雄の和平が破綻し、隆信は質として佐賀瑞雲庵に置いた貴明の実子晴明を武雄に送り返した。貴明はさきに隆信と和平中、東顧の憂がなくなったので、南方嬉野氏の地を略取しようと兵を出し対陣中であったが、本年九月九日重陽の日に当たり、領主嬉野越後守直通が城を出て戦いをいどんだのでこれを倒し、嬉野氏は始祖日向五郎通益以降十七代三百八十九年で滅亡した。

同年十二月十三日貴明の兵は志久を出で多久を侵した。天正四年春正月十三日、貴明は鶴田越前守前の三男、久善坊豪海に多久の南境を侵させた。同年三月龍造寺隆信は兵を出してわが塚崎城に肉薄した。貴明は諸塁を焼き払い本城に潜んで出ず、隆信の先鋒は火を郷閭に放って軍を班した。

―脚注―藤山考略には佐賀と武雄の和平が破れたことを記さず、また隆信の塚崎城に肉薄放火したことを省略する。これを憚ったものであろう。

同年九月隆信伊万里を討伐し、鍋島信房の末子（直茂の舎弟）をその城主とした。伊万里六左ェ門茂成がこれである（のち家俊と改む）。城主伊万里兵部太輔治は遁れて貴明によった。

天正五年二月、佐賀と武雄の和平が再び成立した。貴明の実子弥二郎晴明は隆信の猶子となって長信の長女を室とし、隆信の三男家信は貴明の家督を継ぎその女を室とすることを誓約した。同年五月家信は佐賀から家臣五十人を引き連れて塚崎城に入り、貴明は黒髪城に移り住んだ。爾来わが武雄は龍造寺となった。

同年十二月十一日、龍造寺隆信は大村を征した。貴明は嗣子家信と共に吉田村を経て郡村の野岳に陣し、大村の兵と龍福寺畷に戦い勝利を得た。しかし渋江公師が大村と内通し、同盟軍松浦鎮信の兵を引き返させたため、隆信は兵を払って伊佐早に帰り、貴明父子は吉田山を越え武雄に帰陣した。

翌六年六月隆信は再び大村を攻めた。貴明父子またこれに参加し、麻生岳に陣した。大村純忠は、防ぐことができず、七月二日降参した。天正十一年八月二日貴明は芦原の館に卒した。年五十。徳名貴明寺殿天皓自運居士。墓は同所にあり、館を寺とし光明山自運寺と号する。今は自運山光明寺となっている。（昭和一四、九、二四稿）

㈢　後藤家信

二十代後藤家信は永禄六年六月五日生、元和八年四月二日卒。年六十。法名浄泰院崇雲。実は龍造寺山城守隆信の三男、少字鶴仁王、善次郎と称し、伯耆守に任ぜられた。また名を十左ェ門と唱え家統、生成は別称である。墓は円応寺にあり、浄泰院の墓は分骨を葬ったものである。

室は貴明の女、名は槌市、寛永十八年辛巳十一月十三日卒した。年七十八、法名泰雲瑞陽。

系譜

- 龍造寺隆信
  - 長信（多久祖）
  - 信周（須古祖）
  - 女子（養女）小田鎮光の室、後波多三河守の室
  - 女子（龍造寺家晴の室）
  - 政家（慶長十二年十月二日卒）
  - 家種（江上貞種の家督、慶長二年二月二日朝鮮にて卒す）
  - 家信（武雄二十代の城主）
    - 茂綱（武雄二十一代の城主）
    - 茂教（鍋島六左ェ門茂成（伊万里家利の嗣）の家督）
    - 茂延（鍋島大膳亮）
    - 頼続（武雄十兵衛）
    - 女子（太田弾右ェ門茂歳の室）
  - 女子（西郷信尚の室）

天正七年龍造寺隆信は筑後肥後を征した。家信は多兵を督して三月、三池の古賀城を囲んだ。城主三池河内守鎮実は出奔した。家信年十七。同年八月肥後の衆相良・米良・宇土・麻生等、相会して龍軍と接戦数合に及びいずれも敗走した。家信の兵の斬獲した首級は八百有余を数えた。

天正八年、隆信功成り名遂げて須古に退隠した。同年の春、柳川の蒲池鎮並が龍府に叛くとの説があり。隆信は嫡子政家を遣わしてこれを伐たせた。家信また従軍し、多兵を出してこれを圧した。鎮並は力屈し十一月二十八

日、和を乞うた。

天正九年五月二十九日鎮並は佐賀の与賀馬場において隆信から謀殺された。これ以後隆信の信望は俄かに衰えた。同年隆信は更に政家、家種、家信の三子に命じて肥後を討たせた。限部城主、赤星統家は力尽き家信によって降参し、求麻、三船、隈本の城主もまた参陣したため、いずれも本領を安堵させた。

天正十年蒲地鎮並の一族田尻鑑種は筑後国鷹尾城に立て籠り、同国河内城主戸原親運と心を合わせ龍府に叛いた。同年八月隆信は兵三万を発しこれを伐たせた。嫡子政家を大将とし家信と鍋島直茂が副将である。田尻鑑種は容易に降らず、よって、これを遠巻きとしさらに戸原河内城にかかる。政家は筑州の兵を率いて大手に向かい、家信は肥州の兵を統べて搦手に廻り、両軍競い戦うこと数合、親運遂に力屈し十月十四日落城した。しかし田尻鑑種は敢えて降らず籠城すること五百有余日に亘ったので遂に和を講じ、佐賀郡巨勢の内二百町を与えることとし、天正十二年二月二日鑑種は城を下った。

天正十一年十月、薩摩の島津義弘、肥後八代に進出し、更に北上を志向した。秋月長門守は隆信との衝突を憂い双方に斡旋して、肥後を両分し高瀬川を境界とし、おのおのその半国を領することに協定させた。しかし結局は衝突を免れなかった。

天正十二年三月二十四日隆信、島津軍と島原に戦い討死した。島原は有馬晴信の領地で、晴信は嫡子政家と姻戚の関係(政家の室は有馬仙岩の女で晴信は仙岩の孫)にあったので手緩いと考え、自ら出馬して禍を招いたものである。家信また従軍したが全軍敗績したため空しく帰陣した。同十四年二月家信、塚崎城から住吉城に引き移り家中の面々もまた宮野に引越した。島津軍の進撃をおもんばかり要害の地に立て籠って決戦の覚悟をしたものと思われる。

同十五年豊臣秀吉の島津征伐に際して、佐賀は去る十二年三月島原において龍造寺隆信戦死の敵であり、柳川の立花宗茂もまた去年四月筑前岩谷城において実父高橋紹運惨死の讐敵であったので、いずれも先陣を許せられ、

佐賀、諫早、多久、武雄、神代の軍が先鋒となり、筑後から肥後を経て薩摩の湯浦まで打ち入った。あるいは本城の式台まで馬で乗り込み亡父の恨みを散らすと高声にて呼んだともいう。同年六月豊臣秀吉凱旋の途次筑前箱崎において九州侯伯の知行を定めた。この時佐賀の領地柳川は没収せられ立花宗茂に賜わり、龍造寺政家には本領の内三根、神埼、佐嘉、小城、杵島、藤津、松浦の七郡を与えられ、基肄郡のうち九千余石と養父郡のうち一万余石は鍋島直茂に与えられ、両郡のうち一万石は宗対馬守義智へ交付された。

龍造寺家晴は其領地柳川を没収せられ領地を与えられなかったが、豊臣秀吉の帰路を下の関に追い掛け愁訴したところ、西郷信尚の領地諫早を没収して家晴に交付せられることになった。信尚は無念に堪えず、同年十月家晴の肥後出張中、諫早を横領したため、龍造寺政家は藤津の衆を遣わして鎮撫に務めさせ、家晴は急ぎ帰って信尚と戦い本領を回復した。後藤家信、多久安順亦兵を出して七浦の辺疆を守った。一番は家信、二番は安順、三番は藤津の衆とし、各弓、銃槍三百挺をもって日詰交代守備に務めた。蓋し、諫早の西郷信尚は秀吉の出陣に際し、参礼しなかったため領地を没収せられたものである。信尚は家信の妹婿であり家晴は姉婿である。

天正十六年十一月二十八日、龍造寺政家は病気のため退隠を希望し、嫡子藤八郎高房が幼少(三歳)であるため鍋島直茂へ国家の諸務代官を委嘱した。よって直茂は蓮池より佐賀二の丸に移り住み蓮池を江上家種に譲った。

天正十八年正月八日、豊臣秀吉から藤八郎へ御朱印をもって次のとおり鍋島直茂へ分地を仰せ出された。

神埼郡田畑三千九百四十二町　高四万四千五百石
三根　藤津両郡の内　高九千石

天正十八年三月七日政家は退隠したため隠居料として久保田の地を与えられ、武雄、諫早、多久等へも知行目録を交付された。

領地方目録

肥前国佐賀郡大侯五千二百二十四石之事、為隠居分、令扶助候条、全可領知、軍役令免除者也、

天正十八年三月七日　　判

龍造寺民部太輔（政家）殿

領知方目録

一、三千三百七十九石弐斗　きしま郡の内、長島方
一、九千三百六十四石八斗　同郡塚崎庄
一、三千六百五十九石弐斗　下まつら郡の内、有田
一、三千三百石七斗　おぎ郡の内、東郷

合壱万九千七百三石九斗

右於肥前国、令扶助之訖、可令領知、然上者、藤八郎江致随遂、軍役等可相勤者也、

天正十八年三月七日　　判

後藤善次郎（武雄、家信）殿

領知方目録

一、壱万四千八百二石八斗　高来郡の内、伊佐早庄
一、弐千弐百五石五斗　藤津郡の内
一、九百九拾壱石　彼杵郡の内
一、四千五百参石壱斗　小城郡の内

合弐万弐千五百二石五斗

右於肥前国、令扶助訖、全可領知、然上者、藤八郎へ致随遂、軍役等可相勤者也、

天正十八年三月七日　　判

龍造寺七郎左ェ門（諫早、家晴）殿

―脚注―水江事略に曰く、

天正十八年三月七日長信多久の封印を太閤殿下より賜わる

小城郡の内、　多久、別府、納所、北浦、深町、江里山、初田ヶ里、
杵島郡の内、　志久、北方、医王寺、福母、喜佐木、大渡、焼米、山口、砥川、樺島、
佐嘉郡の内、　尻寺の内、上嘉瀬、荻野、八戸、真木、木原、竹藤、南里、新郷、鹿子、
三根郡の内、　矢侯

以上総高知行三万二千八百余石なり、本禄壱万六千四百余石なり

文禄元年三月二十六日家信、伊万里津を出帆し朝鮮へ出陣、加藤清正に従って兀良哈（満州）に入り、朝鮮の二王子を捕え帰り、徳原城を衛り、同三年正月命により帰朝した。同三年十一月二十三日朝鮮在陣中の家臣、橋口九兵衛、野中主水、犬走勘左ェ門、中山勘九兵衛の四人虎狩りをし、橋口九兵衛一頭を打ち止めたので同月二十五日御汁に料理し一同へ賜わった。

慶長二年二月家信は再び渡鮮した。同年二月二日江上又四郎家種（家信の兄）は朝鮮で卒去した。年四十八、法名一機浄天。その知行は鍋島直茂の嫡男勝茂が相続した。そのうち隠居分として一千二百石は保留されたため、八百石は実子江上孫太郎へ遣わされ名を佐野右京亮と改め、残り四百石を弟江上左近允へ下され名を勝山大蔵と改めた。

同三年正月二日の夜、家信、蔚山籠城中の加藤清正を救援するに当たり殊勲を奏した。清正その手を執り謝して曰く、「吾死を千百に免れ首頭を全うすることを得たるは一に吾子の賜なり」と、即ち大刀一振り大砲三十挺を家信に贈った。同年三月十五日嫡子茂綱は父に代わって渡鮮した、年十七。家信が病気のため帰朝したからである。

慶長七年家信は質として三男大膳亮茂延（十四）を江戸に送り、茂延は元和九年四月二十九日彼の地で卒した。年三十五。さきに慶長五年関ヶ原の戦いがあり、天下は徳川家康の有に帰し翌六年諸国より質を徴された。同年鍋島直茂は次男和泉守忠茂を江戸に送ったが、本年また多久、武雄、須古、諫早の質を要求されたためである。これが西国大名江戸証人のはじめである。元和八年四年二日家信は長野の館に卒した。年六十。（昭和一四、一一、四稿）

㈣ 鍋島茂綱

二十一代鍋島茂綱は天正十年九月十七日生。承応三年十二月四日佐賀の邸において卒した、年七十三。少字初竜丸、喜清次、左金吾、左ェ門太夫、主殿、茂英といい若狭守と称した。法名徳叟浄賢、墓は浄泰院と円応寺にある。茂綱は後藤の姓を改め一時武雄と称した。慶長五年しばらく龍造寺を名乗ったがのち鍋島氏を賜わり爾来今日に至っている。前室は永田純家の女、元和二年十月二十五日卒、年二十二。法名月窓昌心。後室は鍋島和泉守忠茂の女、延宝四年八月三日卒、年七十三。法名鏡室元妙。

系譜

――二十一代鍋島茂綱――二十二代茂和（前室の出）
- ―茂久（後室の出）鍋島伊勢松（夭）
- ―茂明（鍋島民部、貞享二年十月十七日卒、六十一）
- ―女（彦市）鍋島山城守直弘の室
- ―茂種（鍋島平吾、正保二年三月二十一日卒）

- ―綱吉（武雄小平太、元禄十年六月十八日卒、七十）
- ―女（彦菊）鍋島式部貞経の室
- ―女　武雄十兵衛頼章の妻
- ―康延（家族となる、武雄久太夫、子なし）
- ―英経（家族となる、鍋島八兵衛、後武雄と号す）
- ―吉親（家族となる、武雄栄女）
- ―女（名は福、家臣、立野八右ェ門元規の妻）

慶長二年五月九日、豊臣秀吉、大坂玉造の鍋島直茂屋敷へ臨み、茂綱は置太刀で御礼を遂げた。父家信が渡鮮中のためその代理の資格である。年十六。慶長三年家信は病気のため帰朝したので、三月十五日茂綱代わって伊万里から渡海し竹島の側城を守り、同年八月秀吉薨去したことにより十二月帰朝した。同四年六月後藤山城を修築して住吉の塁から移住した。また厭欣山西福寺を西山村に、正法教寺を塚崎駅に移した。黒髪城焼失のためである。

慶長五年茂綱は龍造寺政家から龍造寺の姓を賜わった。同年九月関ヶ原の役には茂綱病にかかり、日高左京進信助を代将とし兵士二百七十余人を率いて東行させたが期におくれ、その関ヶ原に到着した時は既に家康帰陣の際であったが、家康の問いに答えて、主人病気のため龍造寺若狭守茂綱の陣代日高左京参上のとき、船中存の外延引の旨言上したところ、家康喜んで栗毛の馬を拝領した。この馬を武雄では公方栗毛と唱えた。左京進は壱岐の国主日高甲斐守喜の男である。武雄の重臣として禄二百石を食んだ。帰陣後同年十月の柳川陣には従軍したが、もし関ヶ原の役において期日に着陣した時は鍋島勝茂に属して西軍となっていたであろうから、いわゆる日高は怪我の功名を成したとうたわれ、恥入って遂に平戸に退去した。

同年十月柳川陣には茂綱先鋒となることを懇請し殊勲を奏した。斬獲の首級三百六十余、敵の主将立花三太夫を

討ち取った。

慶長十二年三月三日龍造寺藤八郎高房は自殺をはかり、同年九月死去した。年二十二。同年十月二日父政家が卒した、年五十二。同年七月二十三日茂綱は鍋島勝茂より佐賀郡賀世郷のうち知行六百石を賜わった。

慶長十六年正月、本藩勝茂の命により諸家各其の領地の三部（三割）を上地した。朝鮮陣跡始末のためだという。本年勝茂の令弟忠茂鹿島藩主となりその領地は諫早と武雄の間に介在する。のち小城および蓮池の両藩を設置せられた。

―脚注―本藩および鹿島、小城、蓮池の略譜は次のとおりである。

佐賀鍋島氏略譜

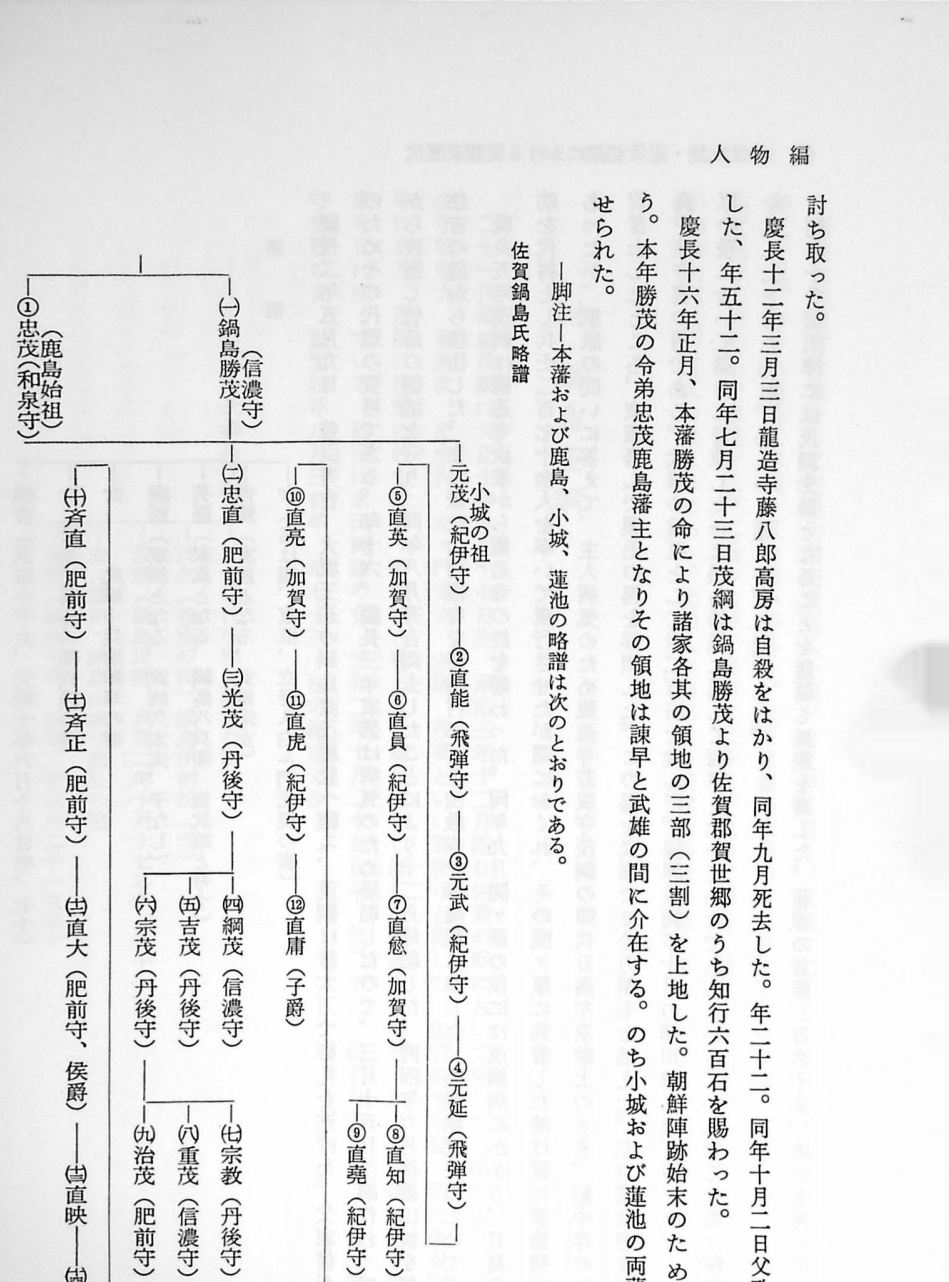

同十九年大阪冬の陣には勝茂は、江戸から大阪に下り、佐賀からは多久図書頭茂富（貴明の実子晴明の嫡男）および茂綱が参陣した。天王寺口から船場に移り六条屋敷まで進出した。多久の兵は七百一人で武雄もほぼ同一であろう。

翌元和元年夏の陣には勝茂佐賀を発し多久長門守安順、茂富の父子が随従した。しかし播州室津に至った時、大阪落城の報に接し、戦争に参加することができなかった。武雄からも相当の将士が出陣したのであろう。直茂から茂綱に発した書面がある。

一書令啓上候、仍大阪表之様子、今月六日仕合之義は、持永相越候書状、懸御目申候、然処夜前福岡町人より申来候は、翌七日於天王寺口、大合戦御座候而、大阪衆敗軍候而、尽御城へ逆入、同七日之夜、天守に火を掛け、秀頼様御事、腹をきらせら

れ、其外城内之衆、不残被討果候由、申来候、実左右無之候得共、先以御吉左右申入候、重而信濃守（勝茂）所より可申越候間、重て可申入候、恐惶謹言、

五月十七日　　加賀守　直茂　書判

十左ヱ門様人々　御中

元和元年閏六月十三日、一国一城の外は破却するよう仰出され住吉城、塚崎城の塁壁をこわした。

同七年八月本藩の財政不如意なため、多久、武雄、諫早、須古の四家申し合わせ再び領地の三部を献上した。初めは両三年にて復旧の約であったが遂に還らず、十年の間に領地は半減してしまった。

寛永元年大阪城の普請あり、本藩より諫早右近、人夫二百人組五組都合一千人を率いて上阪し本丸石垣の築造に従事した。山本神右ヱ門の主宰である。同五年茂綱普請奉行を命ぜられ、二百人組四組都合八百人および役人四十三名を率いて上阪し、山本神右ヱ門もまた同伴した。

寛永十二年十月中旬、茂綱、江戸城経営のため諸家の衆を率いて江戸に登った。

寛永十四年後の島原陣には嫡子茂和と共に出陣し、同十五年二月二十一日夜襲を受けた時、敵を斬ることが甚だ多かった。勝茂これを賞して、羽織一領白銀百枚を賜い、江府よりもまた白銀二百枚を下賜された。

同十七年長崎御番を松平筑前守へ仰せ付けられ、同十九年佐賀へもまた仰せ付けられ、爾来隔年交代となる。佐賀より警備した人員は次のようである。

当番の時、　番頭三人、物頭十人、人数千三百人、船四十六隻、
非番の時、　番頭一人、侍九人、人数五百人、船二十四隻

承応三年十二月四日佐賀の邸において卒した。年七十三。

（昭和一四、一一、四稿）

二　武雄の旧家

㈠　潮見城主

潮見城は橘村潮見神社背後の山頂にあり、嘉禎三年丁酉の歳、橘公業、伊予国宇和郡より肥前にきて長島庄に移り居城としたものである。長島庄は南に有馬氏あり北に塚崎の後藤氏あって互いに覇を争い、東には小城の千葉氏、西には松浦氏あり、いずれも西肥における重鎮であったので、その間に介在し左顧右視せざるを得ない状勢にあった。第十三代の城主公勢の時代においては一時その勢力を拡大し四隣を睥睨したが、その死後、やがて塚崎後藤氏より併呑せられた。爾来三十有三年の間後藤氏がこれを領有したが、有馬氏がしばしばその辺境を脅かすので後藤氏はその押えとして公勢の子孫を潮見城に復帰させた。しかるに永禄三年有馬軍のため襲撃せられ亡命した。在城僅かに一か年であった。よって後藤氏は再びこれを回復し、明治維新に至るまでその領有するところであった。実に橘氏は公業入国以来十五代三百三十四年で滅亡した（系図は次節「橘氏の支族中村氏」にあり、参照）。橘氏は十五代で、その一族を薩摩党と称するのは初代より三代まで薩摩守であったためである。第三代公村に至り姓を渋江と改めた。牛島、中村、中橋はその一族である。

初め橘公業の領地は伊予国宇和郡であったが、嘉禎二年正月二十日これを常盤井入道関白太政大臣の領地とし、その代地として肥前国長島庄および大隅国種ヶ島、肥後の久米郷、豊前の副田庄を賜わったため、公業は一族郎党を率いて肥前にきたり潮見城を築いて居館とした。これが即嘉三年丁酉の歳であった。

第一代　橘　公業

橘の始祖諸兄は敏達天皇五世の孫である。諸兄八世の孫を橘好古という。逆臣藤原純友を四国の日振島において討取り、その勲功により伊予国宇和郡を賜わって在住の地とした。爾来為政、行資、行平、行順を経て公盛に至り鳥羽院より公の一字を賜わり、それよりその一族は公の一字を通り名として用いることになった。公盛の子を公長といいその子を公業とする。公業は騎射をよくし源頼朝に寵愛せられ左衛門尉薩摩守に任ぜられた。法名公連。摂州一の谷の合戦には公業は源氏に属し、元暦元年四国打手の大将となり讃岐に至り同国の住民を帰伏した。建久元年泰衡誅伐の賞として頼朝より出羽国秋田郡のうち、楊田、豊巻、小鹿島、伊森、桃河、吉田、滝川、砥公、大島の地を賜わった。これは長島入城以前のことである。

その長島庄に入城するや、潮見神社の流鏑馬施行に際し、住民がその指図に従わなかったので幕府の指揮を乞うたところ、寛元元年九月六日、薩摩十郎の沙汰として堅く勤仕すべき旨を命ぜられた。これは入城後七年目のことであって潮見神社の流鏑馬は以前より挙行せられたものと思われる。その御教書が十郎公義宛であることから見れば、公業は入城後間もなく退隠したと思われる。（橘氏の神社と寺院参照）

橘中村文書

九月九日流鏑馬事、為薩摩入道定役、令勤仕来之処、其跡人々、依相論致対捍云々、仍為薩摩十郎沙汰、催具件跡人々、随分限、可被勤仕也、若猶於致難渋人者、可被注進交名之由、所被仰下也、仍執達如件。

寛元元年九月六日　　武蔵守在判

薩摩十郎殿

第二代　橘十郎　公義

薩摩守に任ぜられ、弟公員と共に鎌倉在番中、宝治元年三浦泰村が鎌倉幕府へ反旗を挙げるや、その討伐に従事し、第一番に筋替橋の北辺に馳せ付け軍忠を抽（ママ）でた。弟公員はにわかのことで物具をつけるいとまがなく、狩装束で一陣に進み門の庇の本まで攻め寄せたところ、三浦の郎党小河次郎が櫓の上より射放った大矢で頸の骨を射られ、馬より真倒に落ちた。中村馬五郎これを引き取らんと馳せ寄ったところ、片切助五郎が放った矢でこれまた真甲を射られ、主従共に戦死した。これは長島入城後十一年目のことである。東福寺院主道覚は同寺相伝の知行を公義が自己の郎党に給付したと上訴し、未だ判決を見ないうちに道覚が死去したため、後継の住僧良慶は再び上訴に及んだ事実があり、また釈迦寺および光明寺の領地は前院主応秀より道覚に譲り、現在の院主寛寿が知行していたにも拘わらず、公義がこれを郎党に給付したのは仏法破滅の基（もと）であると上訴した記録があり、また久地布留村の内平倉名五十町は諸明の領地であったが、諸明はそのうち四十町を他人に売却したのは甚だ不都合なりとして、これを公義の所領とし、残り十町は今後決して売却しないという誓状を徴して諸明の知行とした幕府の文書があり、いずれも建長二年七月七日の日附であるため、公業入国後十四年に及んでもなお未だ領地の紛議が絶えなかったものと思われる。諸明は塚崎後藤氏の一族らしく、久地布留村は現今の橘下村附近で芦原は其内にあり、橘氏の領地は須古境に及び、後藤氏と橘氏の領地はその境界犬牙相交っていたことが知られる。

長島庄惣公文名は肥前国住人岩永三郎重直法師寂心より自分の所領なりと上訴したが敗訴となり、また同庄内の勢智名は本主諸明売買の地にして公義の知行たるべからざる旨を上訴したが、これまた敗訴し、公義これを領すべしと宗尊親王より御教書を交付された。これは建長五年八月二十七日のことであるから公業入国後十七年目に当たる。

第三代　橘薩摩左衛門尉　公村

文永九年十一月晦日公村は父公義の領地を兄弟四人に分配した。舎弟三人には牛島、中村、中橋の姓を唱えさせ、自らも渋江と改めた。第一弟を牛島三郎左衛門尉公茂とする。知行百二十町を分譲した。法名慈蓮。その子を公有としその子を公俊とする。康暦二年四月十六日花島村祈願田一反を武雄神社へ寄進した古文書があり、石見守公茂と署名する。時代から考えれば牛島公茂でなく、その一門に石見守公茂があったものであろう。その墓は北方村字西浦にあるという。第二弟を中村五郎左衛門尉公光とする。采地一百町を譲り受けた。法名性蓮。その子孫は武雄城主第十九代後藤貴明の時武雄の家臣となり、その苗裔はなお現存する。その墓は橘村長泉寺に在るという。第三弟を中橋七郎時業という。その子中橋三郎公幸、その子中橋参河守公森、その子が中橋弾正忠公景でそれ以下は不明である。徳治二年丁未の歳、潮見神社の神主森吉茂が下宮を建立するに当たり、渋江公村、中村公光、牛島公茂の三租を奉祀し、中橋時業を除外していることから見れば、当時既に中橋氏は亡命したものと考えられる。中橋氏が兄公村より領地を分譲されたのち三十五年を経たばかりである。

第四代　渋江左衛門次郎　公遠

永仁六年十月大嘗会御禊用五貫文を陸奥守、相模守に献上した。翌七年六月五日現今の西川登村高瀬の地を東西に区分し、東を橘氏の所領とし西を蓮華王院の御領とした。元来この附近は蓮華王院の御領であったが、その一部を橘氏は完全に自己の所領としたわけである。

―脚注―蓮華王院の俗称を三十三間堂（京都）と唱える。人皇第七十七後白河法皇の御願いにより、御所のうち法住寺殿の中に建立されたものである。天台宗の寺院である。同天皇の保元三年、天皇は一国一伽藍の造立を考え、鹿島に金剛勝院を造営した。同院は一般に蓮華王院と唱えた。高瀬は其の御料地であって現今の誕生院（真言宗）は金剛勝院の旧趾である。

橘中村文書

蓮華王院御領、肥前国長島御庄、高瀬山、田畠山野等中分事、

合

――東分牓示

東限　楠村直尾下、対干南大野直尾、至干岩崎堺、

西限　犬走本大道下、専当上園筑紫獄園等之西、副道下渡谷河、而専当屋敷内、東小路下、山神前道下、対干南而大道下、至干宇土手堺、但雖為西分牓示内、檀山東直尾限谷、而於東片山者、自次郎殿、鹿倉直尾、対干南至干仁和木堺、令分附干東方畢矣、

南限　仁和木宇土手堺

北限　墓崎堺

一、山神田弐段事（雖為西牓示内、令等分之間、北依壱段者東分、南依壱段者西分也、）

一、用水互不可有違乱焉

右任上総介殿御下知之旨、田畠山野等中分之状如此、但田畠者、各為堺内、可領知之間、不及坪々園々注顕之状如件、

永仁七年六月五日　　右衛門尉行忠（花押）

塚崎庄五か村のうち岩富名は三間阪十郎入道乗願と中村弥二郎公有との共有であり、その得分は折半すべき筈であるが、乗願これに服従せず遂に裁許を仰いだところ、曽祖父橘公業以来折半のこと相違なき旨、正中二年八月二十九日修理亮平朝臣（北条英時）より裁決せられた。岩富名の位置は明らかでないが、想うに現今の中通村船の原附近のことであって蓮華王院と中分したる附近のことであろう。

第五代　薩摩弥二郎　公経

第六代　渋江弥二郎　公重
第七代　渋江下野守　公治

この三代は南北朝時代であって終始一貫足利方に属し、東奔西走、寧日がなかった。また新田義貞討伐のため出征を命ぜられ、菊池退治の勲功により本領安堵の証判を下賜され、また大隈国種ヶ島は旧領なるをもって安堵状を賜わった。（南北朝の武雄の節参照）

橘中村文書

被誅伐新田右衛門佐義貞由事、如去月二日関東御教書者、相催一族以下軍勢等、可馳参者、任被仰下之旨、不日可致参上候、仍執達如件。

建武二年十二月廿三日　　大宰少弐

橘薩摩弥二郎殿（渋江公重）

同　上

下　橘薩摩一族

大隅国――種ヶ島地頭職之事

右以人、為勲功之賞、所補任也、任先例之旨、可有知行之状如件、

建武三年四月七日

第五代公経の時代において橘氏の領地、種ヶ島は舎弟公次に分譲し、また副田の庄は三男若鶴丸公多に分譲し、渋江氏の領地は長島の庄のみとなった。さきに久米郷は第二代公義の舎弟公員の領地であったが、公員が戦死したためその嫡子公綱が承継した。その子孫は島津家の臣となる。本江、宮原の両家これである。秋田の領地はさきに第二代公義よりその妹伊豆守妻へ与えたが、妻不順であったので延応元年十一月五日舎弟公員に与えられたもので

ある。興国元年五月菊池武敏、山鹿城に立て籠った。公経は軍勢を率い討伐に従事し、一族郎党の数輩が戦死した。公経もまた延文二年一色入道の催促に応じ、菊地武重、阿蘇惟澄を肥後に攻め、四月十九日益城郡の犬塚原に戦死したという。しかしその史実を発見することができない。正平三年長島庄宮裾城（北方村の北部にある）に菊池方は立て籠った。公重は軍勢を催しこれを討伐した。正平五年庚寅の春、足利直冬、西肥前を征せんと杵島郡に打ち入った。塚崎の地頭後藤兵庫光明は一族を率いてこれを迎え、三月二十三日橘弥二郎公経の塩見城を攻めた（治乱記）。正平二十三年より文中元年に至る五か年間にわたり、第六代公重がわが塚崎城を攻めたことは「南北朝の武雄」に詳かである。

天授二年四月、松浦の波多野某が肥前国松浦に拠り、官軍に応じて兵を起こし今川貞世（了俊）の兵と戦った。七月五日貞世は自ら兵を率いて杵島郡妻山城（須古村）を攻めこれを陥れた。これよりさき、貞世は二月二十五日塚崎に入り後藤氏と戦い、間もなく長島に移り渋江公作の潮見城を抜き、稲佐に入り、七月十九日妻山城を攻めたのである。（征西府史）永和二年丙辰の春、今川了俊入道は杵島郡に打ち入り、二月二十五日塚崎に在陣し後藤と戦い、それより長島に陣を移して渋江公治の潮見の城を攻め落とし、稲佐に至り白石弥次郎の須古の妻山城を攻め破り、先ず府中に帰陣した。（北肥戦誌）

―脚注―天授二年（南朝）と永和二年（北朝）は同一年である。征西府史の記事と北肥戦誌の記事は多少の差があるが、潮見城は足利方に属し武雄と須古がこれに対抗したことは明らかである。

天授四年十一月、菊池の一族が蜂起し、肥後国詫摩原、筑後国山本、同国黒木、三奈尾山城に立て籠った。これが誅伐のため尊氏が発向するや、公重は名代として同族上村対馬守公直を派遣した。天授五年菊池の一族肥後国各所に蜂起するや、公治は名代として大崎但馬守公次を派遣し、弘和元年には公次の嫡子、大崎又四郎公安が名代として馳せ向かった。応永十一年探題渋川満頼は少時小城へ在陣して、五月高木の砦、深江以下探題の陣へ馳せ参じた。

その後長島庄に移り、吉見兵部少輔をもって渋江氏の潮見城を攻めて渋江氏を降し、探題はまず綾部へ帰城した。

（北肥戦誌）

安富修理亮泰行申、軍忠事、

右去五月十九日馳参肥前国小城郡、致宿直警固、自爾差遣長島庄塩見之御陣之間、属于吉見兵部少輔殿御手、致忠節之上者、然早下賜御判、為備後証之亀鏡、粗謹言上如件。

応永十一年八月　日　　承　了（花押）（満頼）

寄附　武雄大明神　　肥前国杵島郡長島庄花島村内、三隈因幡入道跡半分除山事、

右為天下泰平、九州静謐、殊凶徒等誅伐、所奉寄附之状如件。

応永十一年八月　日　　右兵衛佐　源朝臣　満頼（花押）

第八代　渋江左衛門佐　公親

第九代　渋江左馬頭　公朝

第十代　渋江左馬頭　公匡

この三代はさらに文献の徴すべきものが存在しない。しかし支族中村氏六代左衛門五郎公廉は小城に進出し、千葉家より重用せられ遂にその国家を左右したものである。永享九年丁巳、公廉はその主千葉胤鎮を廃しその弟胤紹を樹立した。しかるに本家渋江氏は支族牛島氏と骨肉の争いをなし、藤津大村家徳は河棚方と申談じその葛藤を調停したが、牛島方が出兵したので渋江方から田地九十一町を交付した消息文がある。

橘中村文書

（前略）牛島方の事、渋江へ催促候て、過半道行候処に、又牛島方こらえ兼ね、長島へ勢遣候、無是非候得共、牛島方身上いたわしく、又渋江方へ催促申し、九十一町先づ牛島方へ知行させ申候、（以下略）恐々謹言

十月二十八日　　家　徳（花　押）

追て、渋江方は其方へは等閑なき様に承り及候、牛島方こそ少々怨みけるか也

元来橘氏の領地は現今の橘町を中心とし、西は西川登村に及び、東川登村も南永野に諸兄公を祀った羽根木神社があることからすれば川南は橘氏の所領であったものと思われる。旧武雄町花島区および永島区は橘氏の本領にして、更に東は旧橘下村北方村にわたり、その全盛時代には若木村もその領地であった。藤津郡塩田町のうち大草野は橘公業入国以前は嬉野氏の所領で、その一族白石大草野左衛門四郎通秀が在住した。

橘中村文書

下　白石大草野左衛門四郎通秀

肥前国伊佐早庄、永野村内福久名参拾町、宗像七郎跡、同庄内、小野村拾伍町、武藤豊前々司入道跡事

右為勲功之賞、所宛行也、早守先例、可領知、但本主参御方者、可宛下替地之状、如件、

貞和六年四月二十一日　　（花押）（足利直冬）

貞和六年は南北朝の初期に属し、足利直冬武雄にきて宮方、足利方、直冬方の三方が対陣中で、橘氏は未だ旗色が判然としない時代であったため、足利方に属した宗像七郎、武藤入道の領地を没収し嬉野氏へ下賜せられたものと思われる。もし両人が宮方に参加する時は替地を下賜すべしとの沙汰である。

その後、鹿島の蛾尾山に在城した藤津大村氏は、北方に進出して大草野を占領し、武雄もまた、旧東川登村に属する橘領を占有したため、橘氏の支族、中村公廉は藤津大村氏に交渉して大草野の北方をその有とした。左の古文書には中村公廉の名がないが、永享十一年は中村公廉がその主千葉胤鎮を廃しその弟胤紹を樹立した翌々年のことであって、文面より見ると中村公廉と大村家徳の交渉であることは明らかである。当時千葉氏と藤津大村氏は犬猿の間柄であって、中村公廉の立場は甚だ有力であった。もし御等閑候はば大草野の北方は取り戻すべしと藤津大村家徳が附言したのはもっともなことである。

橘中村文書

大草野北方事、雖御本領候、依此方も由緒候、別而申承被属申候上者、公私可為一味同心候、殊出陣時、自身指合事候者、名代可進候、惣而大小之事、無二可申談候、若無沙汰候者、可有御沙汰候、其時聊不可申一儀候、欲背此条候者。（後略）

永享十一年巳未八月二十五日

―脚注―公廉より大村家徳に発した誓言である。

橘中村文書

憑候て被越候間、大草野北方事、先差置候、自今已後、一味同心候者、可然候、若又御等閑候者、如本可知行候、恐々謹言

十二月十七日　　家　徳（花　押）

中　村　殿（中村公廉）

中村家六代左衛門五郎公廉の大草野北方領有は、大村家徳の没後、その子家親の時代に至り、平井氏の斡旋により無条件でその領有に帰し、橘氏十一代渋江公直、武雄十七代後藤職明ならびに藤津大村家親の息胤明もこれを公認することになった。

―脚注―平井氏は少弐の一族である、時代より考え須古城主平井経治の祖父あるいは曽祖父に当たると思われる。

橘中村文書

此間平井方より承子細候間、申談候之処、御懇通承候、本望候、於自今以後、無二可申承候、雖然任先例儀、大草野北方村事、置進候、於後日相違不可有候、恐々謹言。

九月八日　　家　親（花押）

中　村　殿（公貞なるべし）

橘中村文書

肥前国藤津郡能古見庄、大草野村北方事、令勤仕諸公事、可有知行状如件。

五月二十二日　　談岐守　胤　明（花押）（藤津大村）

兵部太輔　職　明（花押）（武雄）

右馬頭　公　直（花押）（橘氏）

中村弥次郎殿（公連）

―脚注―中村文書は年号の記載がないが、藤津大村家親は家徳の息で文明八年春二月没落したので、それ以前のことである。

南大草野に鎮座する十六善神は、もと北大草野と永野の間に突立する上戸獄の番丸山にあったのを、現在の位置大草野川の右岸の田圃の中に移転した旧記がある。永野が武雄領に帰属し大草野の北方また中村氏の所属となったため移転したものであろう。嘉吉二年二月十八日宮司祐栄の時代に改築した棟札があり、大願主通惟とあるのは嬉野氏であって、藤津大村氏家徳、橘氏公貞、同公続が尊信したことが明らかである。思うにこれが同社移転当初の棟札であろう。公貞は中村公廉の孫で嘉吉二年は公廉が小城の千葉家の郡代であった時代である。公続は本家渋江氏の一族である。（公義の舎弟公員四代の孫宮裾四郎）

―脚注―橘氏の系図に中村氏十四代公顕が武雄の家臣となったのは元亀、天正年中とあるが、棟札三に元亀四年（天正元

年）十一月貴明、惟明父子の連名があることより見れば、その元亀年中であったことは明らかである。その間に一度嬉野氏が改築したものと見える（棟札二）。その後は皆武雄領主の改築である。

橘中村文書

十六善神棟札調一（文政九年調）

大檀那平家徳並橘公貞、同公統、大願主通惟、
嘉吉二年二月十八日
金剛仏子増祐　当宮司　祐栄
同　上

大檀那宇連志野治部太夫藤原朝臣澄通
明応九年十月二十六日　当宮司　重印僧
同　上

大檀那後藤伯耆守貴明並同惟明
元亀四載十一月　宮司坊　重誉
同　上

大檀那鍋島若狭守茂綱　大宮司　中野九郎右ヱ門
同　左京亮茂和　長学坊　竜学坊
正保三（丙戌）霜月　大宮司　宮村甚左ヱ門
同　上

大檀那鍋島相模守藤原茂正公（茂和なるべし）
寛文元年四月吉祥日
大工　池田李之允賀正
大宮司　中野宮内少輔
宮司　権大僧都大越家、本行院
同　上

大檀那十左ヱ門藤原朝臣茂正嫡子藤九郎藤原朝臣茂昭
享保十三年九月
大宮司　中野甚太夫
宮司　大仙坊
大工　池田九郎右ヱ門
同　上

大檀那鍋島十左ヱ門信順（茂順公の前名）
安永九年十一月

第十一代　渋江右馬太夫　公代
第十二代　渋江右馬頭　公直

第十一代渋江公代の時代までは渋江氏は牛島氏と骨肉の争いがあって振わず、支族中村氏はむしろ本家渋江氏を凌ぎ羽振りをきかせたものである。左の古文書は本家より支族に呈した誓書としては甚だ丁寧である。

橘中村文書

申　定　条　々　事

一、牛島方と雖和与候、夫様と我々事者、一味同心申承、所領なと就何事候ても、相互に被尋可申談事。

一、若いか様の方よりも、夫様を背可申子細、相工候て、雖引入候、同心不可申事。
一、就何事候ても、大小事尋申候て、可申談候、於己後も、若いか様の雖雑説候、此書替之状を、差出候而、相互に無親疎可申談事。此条背申候者、

伊勢天照太神、武雄、潮見、八幡天神、可蒙罷御罰候、仍状如件。

享徳四年十二月廿一日　　渋江公代（花押）

中村殿（公頼）進之候

―脚注―享徳四年は康正元年に当たり中村公廉戦死後十年にして、公廉が廃止したる千葉胤鎮の嫡子千葉元胤が家督を相続した年である。公廉戦死したとはいえその嫡子中村公頼は相当の勢力を有したことは明らかである。

文明八年春二月、千葉胤朝大挙して大村家親を攻め蟻尾城は陥った。文明十五年五月、渋江公直は大村家親の子息胤明および武雄の後藤職明、伊万里仰と攻守同盟の契約を締結した。この同盟は千葉氏の侵略に備えるためと号せられる。

―脚注―誓約書は武雄十七代後藤職明の項に登載する。藤津大村氏の家系は次のようである。

藤津大村氏系図

○家一――原讃岐守、法名元千、勅命に依り肥前国藤津郡能古見荘金剛勝院御建立の時、能古見荘に下向、子孫此地に住す

―慶聖（原沙弥）――景家――元称沙弥、実姓梶原氏の子なり。笈を掛け短刀を帯ひ尺八一管を持して肥前国藤津郡に来る。武略の名誉あるに依り慶聖入道之れを留めて聟とし家跡を譲る。是れより当家梶之葉紋を用い平氏に改む。然りと雖も本名を称せず大村氏と号す。

―家信――

大村又次郎、徳治二年八月卒、持運入道、弘安四年蒙古合戦の時、軍忠を抽て忠賞として肥前国神埼郡内を給ふ。

―家直――大村平太郎、刑部太輔、妙意入道、正安三年十一月二十四日肥前国神埼郡尾崎村を賜ふ。父の譲を受けたるものなるべし、家直官軍に属したるを以て武家方より領地を没収せらる。

「龍造寺文書」―建武三年四月五日大村平太郎の跡を下三池杢入道に賜ふ。
「同上」―延元四年（五月九日大村又次郎入道跡の田地十町を深堀又五郎に与ふ。
正平十四年大保原の戦には軍忠を抽つ。

―家有――中務大輔、応永十八年辛卯正月二十九日千葉右京太夫胤基、杵島郡白石に於て中村中務大輔と戦ひ中務大輔藤津に退く千葉勢追撰して之れを討取る（北肥戦誌）
明応三年有馬貴純は家有の死を憐み古枝村大村方に若宮神社を建立して之れを祭る。（若宮神社社伝）

―家徳――丹後守、嘉吉二年二月二十八日十六善神を改築す棟札存す。同社は元と上戸嶽に在りしを大草野村田圃に遷座すと云ふ。想ふに家徳の時なるべし、大草野の北方を中村氏に移譲した結果なるべし。文正元年蟻尾城を築く（河上文書）
文明二年有馬より討伐せられ上松浦の草野に落去し程なくして同所に卒す（北肥戦誌）

―家親――日向守、有馬氏に属す、文明元年六月中旬千葉教胤多兵を率ひ大村家親を征す、家親藤津を出で相防ぐ時に炎天俄に暴風となり降雹雷鳴轟く。千葉勢大町に退却せんとしたるに船忽ち転覆し教胤以下軍士百余人篠島の潮水に溺死す教胤年十八、六月十五日の祇園会を怠り神罰を蒙つたと云ふ。（鎮西志）
文明九年（鎮西要略は八年とす）丁酉春二月千葉胤明蟻尾城を攻む内田何某主将たり、日向守防ぐこと能はずして没落し内田軍を旋す（北肥戦誌）
永正五年将軍義植上洛の時大村日向守も御伴申上ぐ（鎮西志）

―胤明――讃岐守、大村氏及渋江氏に属す、文明十五年五月吉日渋江公直、伊万里仰、後藤職明と四家契諾の古文書存す、

―清房　原左近太夫（跡目相続なるべし）
―元　順（原氏）原沙弥―元雄―行徳―行一―行音―純家（豊後守）―尚家（豊後守、天正十二年三月二十四日島原戦死）
―家　順（永田氏）備前守、入道覚蓮、尊氏に属し多良岳の軍功あり――家　元（永田左京亮）

―脚注―諸系図皆、大村家徳の子を家有とす。しかれども経歴を見る時は年代相違に付き、筆者は家有の子を家徳とし父子を顚倒した。下西山の原氏（藤原姓）は筑後の原邑に住し姓とす。原貞光はじめて藤津に移る。けだし藤津の原氏は平氏なるをもって全く別系なりとす。

また藤津郡志田村志田又太郎の旧領地を永正三、四年に亘り橘氏十二代渋江公直より中村家十代公連および同十一代公集へ与えた古文書がある。武雄の甘久に志田家ありその祖を志田日向守盛春とする。天文十四年十九代の領主後藤貴明が大村より武雄に引越の時随従した一人である。思うに志田又太郎の子あるいは孫であろう。

橘中村文書

長島庄志田村之内、志田又太郎先知行分七町之事、一段申合候間、付進候、弥無二以御心中、已後為無相違、堅可有知行候、諸軍中之事、応彼地、可有了簡候、恐々謹言。

永正三年丙寅六月二十日　　右馬頭公直（花押）

中村弥三郎殿（公連）

橘中村文書

長島庄志田之村、二拾壱町之事、不残申合処也、弥以忠節、堅可有知行状如件、

永正四年丁卯卯月拾日　　橘　公　直（花押）

中村三河守殿（公集）

第十三代　渋江右馬頭　公勢

公勢の時代は橘家の全盛であった。室は武雄十七代後藤職明の長女である。職明は子がなかったためその嫡男を養って嗣とした。十八代後藤純明がこれである。公勢がいかにして勢力を扶殖したかはなんの記録もないが、彼杵大村の城主大村純伊が有馬のために領地を横領せられ落魄七か年の後、渋江公勢の援助により本領を回復したのは顕著なる事実であるから、その有力なる地頭であったことは確実である。渋江由来記は宝暦三年の著述にして公勢以降の記事甚だ詳なるをもって左に転載する。同書は史実に一致しないところがないではなく、かつ誇張の甚だしいものがあるが、大体においては橘家の歴史であるに相違ない。渋江家の菩提寺は臨済宗長泉寺であった。同寺背後の山林中に板牌数十基がある。渋江家代々の墳墓で武雄の武士がこの林に入る時は必ず怪我をすると言い伝えられる。

橘家渋江由来記

公勢武威を振ひければ隣端の諸大名悉く公勢に属しけり、上松浦の領主波多興信、杵島郡塚崎領主後藤職明、藤津領主原越後守、全郡内吉田の領主吉田右馬太夫、白石の領主白石道勝、多久太郎、須古の平井、各和睦し人質を差出す。興信、職明越後守、右馬太夫の四家よりは女子を出しければ公勢これを愛し男子三人女子二人出生す。嫡子は職明の息女に出生しけるを後藤の家に世継ぎなきにより職明養ひて家を継がしむ、純明と号す。次男は右馬太夫息女に出生しけるを公政と号す。三男興信の息女に出生しけるを惣領に立て渋江下野守公親と号す。二人の息女は原越後守息女に出生しけり。一人の息女は一族公直の妻としまた一人の息女は白石道長の妻とす。白石、多久、須古の人質は男子なりし。

―脚注―当時武雄と有馬は互に覇を争った雄者である。橘氏は元来有馬の党にして武雄より人質を送るべき筈はない。公勢の前室が武雄城主第十七代後藤職明の女にして継室が波多興信の女であったためこれを誇張したものである。また一人の息女は一族公直の妻とするとあるも公直は公勢の父であり孫女を妻とする理由はない。あるいは父公直の外に一族中公直

と号する人があったのであろうか。

永正元年公勢は大番役にて三か年在京しければ御暇を賜り、直に伊勢太神宮に参り下向の節、大津に着す。しかるにその頃肥前国彼杵郡主大村純伊は同国高来の領主有馬尚鑒（尚鑒の父貴純正当）と数度戦ひ純伊の一族郎等ことごとく尚鑒に属しければ、つひに純伊討ち負け同国松浦の内、加々良島に忍び住す。此所に年月を送り一度本領に帰参の念願を発し故郷の諸神諸仏に祈誓を掛け、中にも伊勢太神宮を信仰し自身の参宮を思ひ立ち主従五人、加々良島より船に乗り日数を経て難波の浦に着き夫れより大津の関（逢坂の関所）に着きにける。其頃此所の関所は関銭とて物詣での者より銭を取り通しけり、純伊は関銭持たざれば暫く留められける。折節、公勢の一族、中村日向公景は関所に行きけるが、由ある人と見へければ潜に立寄り、何国の人ぞ、悉く語り給へと問ひたるに、我は肥前国彼杵の郡主なりしが同国高木郡主、有馬尚鑒と数ヶ度戦ひ一族郎党悉く逆心を遂げければ終に打負け本領を立去り同国松浦郡の内加々良の島に忍び居るものなり、一度本領安堵の誓願を起し太神宮へ参らばやと是まで登り候得共、斯く浅間敷体なれば暫く留められ候と涙痕両眼に浮びける。公景この由を聞き急ぎ旅宿に帰りて公勢へ此由を申しければ、公勢難儀を思ひ、公景に申付け、汝は関所に行き関銭を出し純伊を通し申せとなり、公景急ぎ関所に行き関銭を出し純伊を打連れ公勢の前に参りければ純伊は始終の事を語り給ふ。公勢申しけるやうは某今度御暇を賜り下国致し候間、智略を廻らし本領安堵させ申すべし。貴方は参宮を仕舞ひて急ぎ国に下り給うべしと、純伊悦び限りなく、是即ち太神宮の感応なりと、参宮を仕舞ひ、公勢は国に下りけり、実に公勢は三ヶ年在京し大番勤めければ、妻子一族郎党悦ぶこと限りなく万歳を祝ひけり。

永正四年公勢は大村の一族中に潜かに廻文を遣し、純伊帰参の合戦思立候間各帰服し給へと触れければ、皆悉く従ひて合図をぞ待居たり。然るに純伊は程なく下向し公勢方に来り帰参の由を頼まれける。公勢は軍勢を催ふし先手は宮村の能登守、二の手は中村公景、後陣は有田勝山とし、純伊の旗本には軍勢壱千八百余を附し二の手に続き彼杵より出陣しければ所々の地侍悉く純伊に従ひける。先づ福重城を追落し鈴田村並に日野々峠まで追討し、敵数多討捕り其他は悉く降人となる。純伊多年の

本望安堵して喜悦の眉を開き万歳を祝ひける。更らに公勢は千五百余の軍勢を率い鹿島を討従へて能古見まで敵を追討し三百余の首を捕り塩田の内大陸村に首塚を築きたり。純伊合戦勝利を得、安堵の恩を為し、公勢方に使を立て、申しけるやうは、某今度本領安堵の儀、偏に中村公景心遣の故なり、此恩賞に公景の子を一人給はれかしと有ければ、公勢は此由を公景に申しけり、公景申しけるやうは、某子供幼稚なれば、遣し難く候。是非にとあらば某共に参るべしと申ける。公勢は此由を純伊に告げたるに純伊斜ならず悦びて、公勢方へ公景父子を所望し給ひ父子供大村の家人となる。大村に在る中村一家は其の末葉なり。純伊大村へ打入の時、宮村先陣を致し勲功を励しめるに、勝山は後陣なればさしたる働もなかりしかば、勝山無念に思ひ公勢へ讒言しけるやう。宮村は純伊と密談し逆心を企る由申しける。

公勢は是を事実と思い、さらば汝討手に参るべしとなり、勝山喜びて軍勢を率い宮村に押寄せたり、宮村兼て此由を聞きければ大村に行き、純伊へ此由を申しけり。純伊は聞き給ひ別心なき由を公勢に申すべく候間心易く思ふべしと有ければ、宮村は悦びて帰りける。折柄既に勝山の軍勢押寄せ来りて、宮村の郎党悉く討死しなければ、宮村は叶はじと遂に自害し給ふ。

―脚注―北肥戦誌にも純伊が本城を恢復したのは永正四年とする。しかし亡命の原因は文明三年純伊十三の時、父純治卒去し純伊の姉婿鈴田越前入道道意後見中のことで、道意が有馬貴純より誘惑され反逆を企たためである。その亡命したのは文明六年十二月二十九日純伊十六歳の時で、渋江公勢の援助により本城を恢復したのは文明十二年庚子八月十六日純伊二十二歳の時である。大村家家譜にこれを明記する。本記の永正四年とは二十七年の差がある。これがため本書は有馬貴純の子息尚鑒より攻略されたと記述したのである。これらが由来記の史実に合致しないところである。純伊と公勢が大津の関にて邂逅したのは文明六年純伊十九、公勢二十歳の時である。

公勢は川古村日蔵山に要害を構へ在城しけるが、大永七年三月十五日公政、公親の両児と鞠を興行し公親水を望み給へば、公政の乳母、予て嫡子公親を害し兄の公政を惣領に立つべしと思ひければ、此時を能き幸ひと葛水に毒を入れて持来る。公親取つて呑んとし給ふを公勢取つて呑み、少し残りたるを公親に遣すところを公政取つて呑む。公親運強かりけるにや、常の水

来れるを呑み給ふ。公勢毒に当り浅間敷死することを無念に思ひ、甲冑を帯び長太刀を杖につき、一族郎党を集め云ひけるようは、我は運命つき果て候。此姿を直に埋むべし。公親若年たる間、深く頼むと云ひて果てにける。則其姿を日皷山の絶頂に埋めたり。時に公勢年七十、公政十七歳、公親十三歳なり。

―脚注―日皷城は橘氏の一族井手備後守公泰が築造したものである。公泰は北方村大崎に居住し、文明元年十一月十五日自家の武運長久を祈りその領地大崎に樋口神社を創祀しその祖諸兄公を鎮祭した。奉仕の僧は大聖寺（杉岳）であった。公勢が日皷城を拡張しこれを居城としたのは後土御門天皇の明応年中のことである。

後藤職明（純明正当）は公勢、公政死亡の由を聞き、時機到来せりと直に軍勢を率ひ日皷の城へ押寄せたり。城中よりも打出で火花を散し戦ひける。然るに公親の一族郎党等職明に心を合せ残りし者ども大略討死を遂げければ、公親は城の北門より出で松浦を差して落ち行き、職明は日皷の城を追落し領地を鎮め住吉城に引きにける（兄弟の戦なり）

―脚注―後藤職明とあるのは純明である。他の文献はみな純明とする。職明の女は公勢の室であり、公勢七十歳の時まで職明が生存する筈はない。

公親の母は波多興信の息女なるを以て公親は興信の許に行き頼みければ、本領打入の儀は時刻を暫く待つべし、其間は壱岐の島へ在留し給へと壱岐の島に送りける。其後興信より妻を給はり男子二人、女子一人誕生す。嫡子は豊後守公師、次男三郎公重、娘は妙蓮なり。

―脚注―渋江由来記の末文に公勢死亡の時、齢七十歳と記載されている。大村純伊と伊勢参宮の途次邂逅したのは文明九年で、その後満五十年を経過しているので、公勢は相当長い間羽振りをきかせたものである。

第十四代　渋江下野守　公親

第十五代　渋江豊後守　公師

天文十一年八月十一日公親年二十八、波多興信、松浦鬼、肥州より三千余の軍勝を付し長島の庄へ打って出づ。（旧領回復のためであったことはもちろんである。）後藤純明は此由を聞き黒髪城より軍勢を率い出陣し散々に戦ひける。純明討負け黒髪城に引入る。公親会稽の恥辱を雪ぎ本望を遂げ日皷城を要害として之れに居る。同年十一月五日純明は再挙を計り大勢を率ひて日皷城に押寄せたり。城兵打って出で死力を尽して戦ふと雖も、寄手は大勢、入替り攻め戦ひ、城は俄かに拵へたる城なれば要害宜しからず、寄手は此処彼処より攻入ければ、城中の者共大略討死を遂げ、公親叶ひ難しと西の門より忍び出で小城を指して引き牛尾山に暫く忍び給ふ。別当坊は一族たるに依って家の系図弐通の内、壱通を預け置き、夫れより佐賀の与賀に行き竜造寺隆信を頼み住しける。嫡男公師此の時七歳なりしが祈願の僧忍び出し、肥後国山鹿郡談義所寺に運行き、住僧に預け置たり。純明は今戦勝利を得、武雄に要害して居城し給ひ、長島を鎮め給ふ。

―脚注―龍造寺隆信は未だ宝琳院の僧時代で年十四、天文十一年は龍造寺家廉法名剛忠の時代である。

公親は隆信より庇護せられ年月を送り、公師は談義所に住ひける。然るに公師の乳人子供（乳兄弟）二人諸国武者修行し談議所に行きけるが、公師を見給ひ、住僧に申しけるは、玆処にまします稚き人は何国の人ぞと問ければ住僧曰く、此のもの七歳の時、肥前国の僧、連れ来りて預け置候なりと申されける。二人のもの申すやう、是は我々譜代相伝の主君にて候間出家には成し候まじと、能く能く頼みて帰りけり、其後二人の者は波多、松浦方に行き、年来由縁の者に近づき、公師の在所をぞ告げける。波多、松浦は聞給ひ、気の毒に思ひ、太刀、刀、衣服をぞ送られける。二人の者は是を受取り急ぎ談義所に行き公師に大刀、刀、衣服を参らせければ、公師も住僧も喜び給ひけり。二人の者申すやうは暫らく時刻を待って本領安堵し給へと暇申して帰りけり。

天文十九年諸国大飢饉七ヶ年打続く。是れ四百四年に当りたる飢饉とぞ申伝へける。餓死するもの多く談義所等十二坊の内本坊のみ残りて他は悉く死果て或は逐電しけり。公師思ひけるやうは、斯の如き飢饉なれば父母の在所心許なしとて住僧に暇を請ひ、波多松浦より給ひし大刀、刀、衣服を持って肥前国佐賀の与賀に尋ね行き、両親に対面し互に悦びの中に涙を流しけ

る。波多松浦より給ひし衣服を父母弟妹に参らせ、刀一腰、塩塚の某に送りければ、白籾二十俵持ち来る。脇指一腰、犬塚の某に送りければ、白籾三十俵持ち来る。是れにて飢を凌ぎ給へと云ひ、公重を打連れ、談義所へ帰りける。住僧は悦びて山鹿重行に公師、公重を深く頼み、重行は公師公重を養育し給ひ、妻をも賜りけり、公師の妻は重行の姪、大友宗麟よりも姪に当る。公重には合志中務の息女を妻に賜はり、年月を送り給ひ、公師にも公重にも息女出生しけり。高来領主有馬仙岩武威を振い、肥前国四五郡を従がえ、同国佐賀の領主龍造寺隆信は同国東六郡を領し、筑後、肥後までも勢力を拡げける。大村純忠は仙岩の二男なれば有馬と力を協せ、藤津、白石、須古亦た同心しければ仙岩、藤津の壁岩、有尾には海を渡りて躬から要害を固め横沢に深町佐渡、鷲巣に岩永和泉を置き、東は牛津橋を限り西は塩田を境にして屢々貴明の領城長島、武雄に打出けり。貴明一族郎党を招き申しけるは、有馬は大敵なれば油断成り難し、元来長島の庄は渋江の本領なれば、公師を呼出し長島の庄を治めさせ、潮見にて敵方を防がしめなば、此方は恚なかるべしと申しける。一族郎党皆な尤もと同じ、公親は老人なればとて、公師肥後の山鹿に有る由を聞き給ひ、使をぞ立てにける。

永禄二年七月十八日公師、公重は貴明より帰参の使を聞き重行、中務に其由を告げければ互に悦び武具を用意し、供人数多打連れ山鹿を出にけり、渋江の一族郎党、先年の一乱に玆処彼処に有りけるが、此由を聞き、都合百七十人肥後の川尻に馳来りて公師公重に従ひ、公師公重悦んで一族郎党を連ね直に佐賀の与賀に行き、公親に帰参のやうを語る。両親喜び限りなし。公師は父母を打連れ武雄に来り貴明に対面す。貴明申けるは、有馬方、折々塩田、長島に出張り候。長島は其方本領なれば何卒鎮め給ひて潮見を要害し敵方を防がるべし。公親は老人なれば花島へ住し給へと有りければ、公親、公師、公重忝しとて公親息女を貴明方へ人質に出し、公親は花島に居住し公師公重は潮見に要害を構へ在城し、一族郎党に領地を充行ひて喜悦の眉をぞ開きけり。実に日鼓城落城の時より三十三年に当り、時に公親年四十五、公師二十四歳、公重は二十歳なり。

永禄三年九月十九日提子河と云ふ所に潮見明神の神子あり、青稲を嚙み荒れ廻りて申けるやうは、我は忝なくも潮見大明神なり、和光の塵に交つて此山に跡を垂れ、渋江氏を守護すること既に数百年を経たり、然るに城中に鉄砲あり、之れを飛ばして人を殺すこと当城の穢れなり、敵押寄なば神力を以て退治すべきに依り、急ぎ鉄砲を城外に運び出すべし、若し隠し置くに

於ては家の長久有るまじと、汗水に成りて口走りける。公師公重是を聞き給ひ、仮令ひ神託とても、大敵を引受くる所なれば、鉄砲は持出すべきに非らずと云ふ。公親この由を聞き、祖神の託宣疑うべきに非ず、三十余年の間落魄の末、旧領を安堵したるも全く祖神の庇護に依る、夢にも違脊すべきに非ずとて悉く鉄砲を城外に運び出さしめたり。蓋し是れ神託に非ずして有馬方よりの智略なり、未だ世間に鉄砲とても有らざりしが、旧領種ヶ島より伝来し、城内に蔵したるを恐れての智謀なり。

―脚注―鉄砲が初めて日本に渡来したのは天文十二年八月葡萄牙の船が種ヶ島に漂流した時、島主種ヶ島時堯が鉄工八坂金兵衛に製作させたのが最初である。十七になる娘若狭を犠牲に供したとの伝説もある。永禄元年大村純忠が須本を征するに当たり使を平戸へ遣し鉄砲を能くするもの三十人を借用した旧記あり、平戸には天文の末年より弘治年中の頃に当たり文明の利器多く輸入され、中に鉄砲三挺、ハラカン（石火矢）三個および万力若干も輸入されている。領主松浦隆信が製作に苦労し、万力の製法は大工庄之助その秘法を授けられたが鉄砲「ハラカン」の製法を知らない、当時南蛮人に「エキレンシヤ」というものがあって、彼は耶蘇教徒であったがこの製法所望ならばわが宗旨に帰依すべしと要求したため、隆信は家臣籠手田左ェ門、一部勘解由とその宗門入れその伝授を受けたという。それゆえ永禄三年鉄砲が多数潮見城に輸入されたのはなんら不思議のことではない。潮見城は始祖公業が種ヶ島を領した関係により同島より輸入したものと思われる。はじめて種ヶ島へ輸入してから十七年を経過した後のことである。

「エキレンシヤ」は、南蛮人の平戸入津禁止されるに至り、豊後に至り大友宗麟を以上の手段をもって教徒に引き入れたという。永禄四年八月大友宗麟が毛利元就の主将仁保常陸介隆康が籠った門司城を攻めるに当たり、たまたま南蛮の商船数隻が門司に入港したため、これは天の助けと招き寄せ、大鉄砲をもって海上より攻め掛けたところ、城内の兵ども顔を出すべきようもなく辟易したと言うことがある。けだしこれは大砲であろう。鉄砲が実戦に供せられた戦争は天正三年武田信玄の一子勝頼が長篠城主奥平信昌を包囲した時、救援に赴いた織田信長と徳川家康の聯合軍が鉄砲三千挺を携え武田軍を撃破したのが有名であるが、これに先だつこと十五年、潮見城には既に鉄砲を用意したものである。

文永十一年元軍が博多に押し寄せた時、鉄砲を使用したことは確実である。種ヶ島に渡来前、二百七十年に当たる。し

かしながら日本に渡来した記録はない。この時代の鉄砲は燃焼物を鉄玉に詰め、火を点じて投げつけたものである。北条五代記に小田原にあった玉滝坊という老山伏が、「愚老は毎年関東より大峯（吉野の奥）に登るが享禄の始まる年和泉の堺に下りしに、あらけなく鳴物の声する。是れは何事ぞやと謂へば鉄砲と云ふ物、唐国より永正七年に初めて渡ったと云ふ。我是れを見て扨も不思議奇特なるもの哉と思ひ、此の鉄砲一挺買取り屋形北条氏綱公へ上進す」とある。果たして事実ならば種ヶ島渡来よりも三十三年以前のことである。しかし製作を開始したのは種ヶ島の八坂金兵衛であろう。

佐賀における文献は弘治三年九月龍造寺隆信の金敷峠合戦に見える。「隆信、神代勝利を攻めんと金敷峠へ馳せ登り互に入乱れて相戦ふ処に、勝利の近習に薩摩より来り仕へたる阿含坊と云ふ山伏あり、大木の蔭より立現れ、其の頃稀なる鉄砲を以て択び打に射倒し、佐賀方色めきたつ処に、阿含坊大長刀を振って斬入った。神代勢力を得て透間もなく一度に懸りたれば佐賀勢敗北した。此阿含坊は薩摩伊集院氏にして鉄砲を射習ひ其妙を得た。或る時人を殺し出奔して山伏となり、当国に来りて神代氏に扶助せられ、数度の戦に勇功を抽んでた。嘗て阿含坊遊行し鉄砲にて柿の木に居た鳩を射たが、山民驚き色を失ひ今弁慶と呼んだといふ。」（佐賀藩鉄砲沿革概要）これはこの役前三年に当たりもとより一挺であったと思わねばならない。けだし潮見城には多数の鉄砲を用意したものと考えられる。

既に鉄砲を城外に運び去りしことを知りたる有馬方は、九月二十一日、西右京を大将とし三千余の軍勢を率ひて潜かに夜中潮見近くまで押寄せ、夜明には城を取巻き俄かに鬨をどっと挙げにける。城中にては上を下へと騒ぎ、城外に有りし者共も我先きにと玆処彼処より馳せ来り、南北の門に手を分け打って出で火花を散し戦ひける。有馬方は人数を二手に分け、一手は右京大将にて隠し置き、一手は北の搦手に押寄せければ、城中の衆は敵は残らず搦手に寄ると見て搦手を専一に堅めたり、右京之れを見て時分は能しと軍勢を率い南の大手に押寄せたり。公師、公重大手に敵の寄するを見、搦手の人数を分け、大手搦手を防ぎけり。敵は大勢にて入替り立替り攻戦しければ、公師公重は十死一生の合戦を為し討死する外なしとて、本丸には中村公明を留め置き、兄弟二人甲冑を帯し長太刀を持ち切って出づ。戦酣にして公重大勢に捕籠められ、赤熊の甲を着たる武者の

為めに首を取られんとす、公師之れを見て眼前に弟の首を敵に渡しては弓箭の恥辱なりと、長太刀を打振い赤熊武士の小腰を切り落し弟の敵を討取り、最早本望是までなり自害せばやと具足を脱ぎ捨て二、三間立ち退きたるところに、不動寺但馬馳せ来り何国へなりとも落させ給へと引立て、三岳鬼源左ェ門は敵の小旗を手に持ちて主従六人敵の中を通り抜け武雄の方へ落ち行きける。是の戦は辰の刻（午前八時）より酉の刻（午後六時）までの合戦なれば、敵も味方も惨々にして公重は討死し敵の大将西右京も亦討死したり。

主従六人は武雄に入りて夜を明かし、明れば広福寺に落着き、貴明へ合戦の次第を委細に申しけるも返答もなかりけり、公師も郎党も疵を蒙りければ暫く広福寺に滞留し湯治を為し、夫れより多久の庄屋、福王丸へ落行き、公親は花島より佐賀の与賀に引きにける。

―脚注―

一　潮見城の陥落に対し貴明無関心なような記述であるが、事実はそうでなく、貴明は有馬軍の来襲を聞き自ら精兵を率いて後方から有馬軍を攻め、大将有馬丹後守を討ち取り城を回復したものである。

二　潮見城の陥落については異説あり、「北肥戦誌」は永禄六年十月二十三日とする。「潮見神社由緒」は神主毛利竜一の編纂で「北肥戦誌」記載の永禄六年十月二十三日を正しとする。しかし永禄四年二月貴明は塩田を征し、原山城守直景を降し籾岳におらせ、同五年四月には再び公師を山鹿から招き島山の柵に置き、直景と隔月交代して籾岳を守らせた事実があり、武雄の正史「藤山考略」および「渋江由来記」が永禄三年九月二十一日としたのが正確である。

三　「後藤通鑑」は永禄六年十月二十三日貴明の有馬仙岩と島原において会見の帰途、城将有馬丹後守を討ち取ったと記載し、また「藤乗」は同上の日後藤氏、有馬丹後守（潮見在城）を征伐し直ちに武雄神社へ参籠、黒塗の幕串を宝殿に納めたところ、享保十八年丑六月（日欠く）朝六ッ半（午前七時）武雄社宝殿火災に罹り焼失したと録する。しかし有馬丹後守の戦死は潮見城陥落の時であって、のち有馬と和平を約諾し、貴明は仙岩の招きに応じ島原に至り会見したことは事実であろう。

永禄四年二月貴明塩田を征し、領主原山城守直景降参しければ、大草野境の籾岳に要害を構へ直景を城番たらしめ、有馬方若し出張せば此方より後詰めすることに定めける。永禄五年四月八日、貴明は肥後の山鹿へ使いを立て公師早々帰参致さるべしと申しければ、公師悦びて山鹿重行と打合せ、武具を用意し供人多数打連れ再び武雄に参られたり。一行百二十余人と聞ゆ。貴明申しけるは、先年の不運気の毒に存ずるも、今度籾岳に要害を構へたれば原直景と月代に在番し敵方を防がるべし、敵打出候はば後詰致すべし、今度は長島塩田近隣を鎮め領地して、居館を島山に構へ居城し給へと有りければ、公師了承し夫れより公師、直景隔月に籾岳に在番し、公師は島山に要害し、公親井に肥後より妻子を呼び寄せ三たび旧領を鎮むることとなる。

永禄七年十月九日、公師方より貴明へ注進しけるは、明日有馬方より大勢押寄する由聞え候間後詰し給へとありければ、貴明委細心得候と返事せられたり。明くれば果して有馬方より深町佐藤を大将とし弐千七百の勢を率ひ籾岳に押寄せたり、公師は兼て用意のことなれば、士卒を励まし大手に討って出で攻め戦ふ。貴明は弐千余の勢を二手に分け、一手は養子惟明を大将とし七百人大草野より打って出で、貴明自から千二百の勢を率ひて志田原より押寄せたり。有馬方前後より取籠められ叶はじとや思いけん。武雄勢の近かざる先きに籾岳の麓、田舎道より横沢指して引きにける。公師之れを追ひ詰め打ち給ふ。貴明父子も塩田川を越へ追ひ掛け敵多数討捕り、閧を挙げて孰れも居城に引上げける。

―脚注―この戦いは永禄七年八月十八日のことである。同年九月三十日大友宗麟より貴明に発したる感状に「去月十八日以来有馬其外海陸より取懸け防戦云々」とあり「後藤家戦功記」は永禄七年八月十八日と録する。

天正元年島山城にて公種誕生し給ふ。

仝三年公師の妻室卒去し給ふ。依て翌四年貴明の媒介にて原直景の妹を娶る。前妻は山鹿重行の伯母なり。

天正六年十一月龍造寺隆信大村を征せんとす。松浦肥前守鎮信は海上より、後藤伯耆守貴明は陸上より之れを攻め、一挙して大村純忠を打崩す方略なり。十二月四日平戸勢は兵船数艘にて大村の内大崎三つ越に着船し、先陣は松原に出張す。然るに純

忠は一族郎党に申しけるやうは、松浦方既に大崎三つ越に出張候。追付け隆信、貴明も打出すべき由に聞へ候。今度三方の大敵を防ぐことは到底叶ふべくもあらず。渋江公師を頼み松浦方と和談し兵船引き取らせ申すべし、又隆信へは人質を出し置きたれば、何とか和睦は叶ふべし、貴明一手は心易く防ぐべきこと掌の内に在りと申しければ、一族郎党皆この議に賛成しけり。純忠は急ぎ公師に使を立て申しけるやうは、松浦勢某領地に攻入り候、其方と松浦は好身の由聞及候、其方の計ひにて松浦の麾下に属するよう取成し呉れ間敷哉、某娘二人あり、一人は松浦へ一人は其方へ参らせ申すべし。以来は入魂に願ひたきに依り、此際帰陣致され候様に頼入る由申しければ、公師の方よりは叶間敷とぞ申けり。純忠重ねて使を立て申けるは、某祖父純伊は其方の祖父公勢心遣にて本領安堵仕候、今度の儀是非にも松浦陣を引取らすやう才覚頼入ると申ければ、公師此上は辞する能はずとて純忠へ心得たる由返事を為し、三百有余の軍勢を率ひ島山より彼杵俣坂へ打出で、中村公明を大将に留め置き、公師は不動寺但馬と従僕一人を伴ひ、主従三人打物にて彼杵浜辺に至り、海上を見れば、二つ引竜に三つ星の船印を立たる小船一艘見へけるを招き寄せ、某は渋江公師より松浦方へ参る使なり、陣所は何処ぞと尋ねければ、先陣は松原に在り、旗本は大崎三ツ越と云ふところに在りと云ふ。公師さらば大崎へ使船を給はれと頼み入れば、いと易きことなりとて、公師を乗せ大崎へ漕ぎ出し松浦の船に乗移れば、松浦鎮信は何の用にて来り給ひしかと驚き給ふ。公師は純忠頼みの次第を物語り帰陣を勧めたりしが鎮信聞き給ひて、今度の出陣は竜造寺隆信、貴明と申合せてのことなれば、独りにて退陣の義叶ひ難しと申されける。

公師重ねて申けるは、倩々隆信の始終を考ふるに驕強く邪欲の将なり、斯の如き大将に従って松浦の家恙なきことあるまじ、純忠を麾下とし其の息女を嫡子鬼八郎へ娶せなば、家の相続之れに過ぎずと申しければ、鎮信同意し一族郎党共も尤なりと之れに賛し、公師は悦びて某早速大村に参り証文取交すべしとて案文を認め鎮信に差出す。鎮信一覧し一段然るべしとて印形を押し公師に渡し給ふ。公師は俄に自分の船印を造りて小船に乗り、大村久出津に着船し、山城に行く途中にて嬉野喜順、今道遠江に出合ひ、両人より山城へ急使を発したれば、城よりは庄和泉迎ひの為め出られける。程なく山城に着給へば純忠悦びて袴を着し門外まで出で迎へ、今度のこと生々世々忘れ難しとて手に手を取りて内に入り様々の馳走し、純忠の妻室も出

酒を進め、公師持参の証文に印形を押し備前兼重の刀を進上せられける。其時嫡女は公師に末女は松浦にと定めける。公師は証文を受取り大崎三つ越に帰り鎮信に渡しければ、鎮信は大崎の山に放火して平戸に引上げ給ひ、公師も彼杵俵坂に帰りて軍勢を島山に引上げける。

―脚注―これは天正五年のことである。大村純忠は翌天正六年七月二日龍造寺隆信に降伏したので、天正六年十一月にこの事実はあるべき筈がない。

龍造寺の勢は十二月十一日皆是村麻生岳に着陸す。皆是村の衆は菅牟田山に要害を構へ楯籠る。同十二日の辰の刻（午前八時）鍋島直茂軍勢を率い大手より押寄せ、菅牟田よりは今里弁戸、峯栄女、同弾正、庄善助、一ノ瀬、薩摩、一族味方を励まし防ぎ戦ひければ、直茂打負け引きけるを矢淵まで追撃し、数多の敵を討捕りて菅牟田へ引上げけり。十二月十三日寒気強く雪亦降る。辰の刻（午前八時）鍋島直茂復た大手より押寄せ搦手より神代民部寄せ来る、菅牟田の衆前後より挟まれ命を惜まず戦ひけれども弁戸、栄女、弾正、善助、其外討死するもの数多なりしかば一同今留城に引入る。龍造寺方にも味方大勢討たれける。さる程に松浦勢半途より引上げたるを心許なく、早岐へ忍びの者を遣し聞き訂したれば、公師扱にて松浦と大村と和睦の由確かなるを以て、佐賀表心許なしと思ひ、同十五日の早旦に尾和谷を経て諫早指して引き給ふ。純忠追手を掛け敵を討ち首を取りて純忠の実検に供しぬ。

十二月十六日貴明は軍勢を率ひ吉田を経て郡村野岳に着陣し、同十七日今留城を攻むべしと龍福寺田原まで兵を進めけるところに、今留城より大勢打って出で散々に戦ひける。貴明討負け敗走するを弥勒寺小路に追詰めたれば、吉田に掛り武雄に引上げたり、公師は貴明出陣を聞き再び五百余の勢を率ひ、十六日島山を出立し、十七日松原荒平まで打出たるところ、貴明敗軍し給ふと聞き荒平より引返さんとしたるも、彼杵村の衆松岳山に楯籠りければ通り兼ね、波佐見村を経て不動山越しにて島山に引きにけり。

―脚注―（後藤家戦功記）には天正五年十二月十一日、後藤貴明、家信の父子は龍福寺畷で戦い、十六日弥勒寺小路にて敗軍

したる旨を記し、天正六年七月二日さらに貴明父子は松浦の伊万里の諸将と共に大村を攻め、大村理専降参の次第を記す。

貴明と公師直景とは不和に成り給ふ。其の根元は隆信、松浦と談合し純忠討取るべき所に、公師の才覚に依り松浦、大村縁組し入魂の契約致したる事、又公師は両度まで帰参したる恩を忘れ、貴明に味方せずして天正二年養子惟明の反逆に際し密談したる疑ある事、直景と公師は外縁の兄弟なれば素より一味同心たり、所詮二人共に討取るべしと一族郎党に申含めけり。

天正七年八月十二日公師、直景は貴明へ別心なき由申すべしとて住吉城に行きけるも、貴明出会せざりしが、公師の妹人質として住吉城に在りしが潜かに申しけるやうは、各を討取るべき企あり早々立退き給へと、公師、直景思うやう、是れにて無下に討れんこと是非もなし、一応申開きせんと貴明の郎党を呼出し、我々惟明同心の疑を受け居る由を聞き及びたるも、全く無実の疑なれば、貴明に直談し別心なき通り申開きせん為め是れまで参上仕り候得共、対面なければ是非もなし、如何なる讒言にて候哉、我々今までの城番を明渡し申候間、貴明心のままに治めらるべしと謂ひ置き両人共立帰りける。貴明は討手の勢を双方に向はしめたるに、直景は追手の来らざる前に大村の宮村に引き給ふ。公師は一応須古に引上げ嬉野を廻りて宮村に落付き給ひ、貴明の討手は塩田まで来りて引き上げられけり、宮村は大村三河守の領地にして三河守は直景の姉婿なるに依り、其縁に因りて公師、直景両人とも宮村に参られけるなり。

同年龍造寺隆信方より公師直景へ両度までも使を立て、貴明と不和になり其地に引取られたる由、我等存ずる子細あり早々此方へ参らるべしと申送られける。直景は之れを諒し佐賀へ帰参したりければ、鍋島加賀守の弟助右衛門尉を其養子に押入れられたり。公師思ふやう、長島、塩田は有馬と武雄の争地なれば、有馬方より討入たる機会を見計ひ、唐津の波多親、平戸の松浦法印、大村純忠を頼み、之れに加勢して敵を討ち従がへ本領復帰すべしと、三所へ密談し時節を待たれける。公師は千綿村成願寺を屋敷に仕立て之れに居住し、此所にて渋江公茂誕生しけり。是れより隆信の勢力は日に増し雄大となり、有馬晴信は衰へ、隆信は有田舟の原へ次男家種を置き有馬を押へしめ、貴明は波佐見村に智略を廻し金屋、小岑の両所に要害を構へたり。於是大村純忠は東漸寺後の岳山に要害を構え、公師をしてこれに居らしめ波佐見村の押へとし給ふ。

―脚注―隆信の次男家種は江上家を相続し蓮池の城主であり、天正五年筑前早良郡に内野城を築き大友の押たり、有田船の原に居住したという事実は信ずることができない。同年隆信は須古に退隠し、長男政家を相続させて、三男家信は武雄城主であり、次男家種が三男家信の領内船の原に在住すべき理由がない。あるいは家信の家臣を船の原に駐在させたのだろう。

大村純忠は息女を隆信に差出し質とせり。隆信之れを次男家種の妻とし、更らに嫡子喜前を質に差出すべく督促せられたるに依り、天正九年八月十八日喜前は佐賀に行き給ふ。公師よりは次男喜四郎公茂を遣はされける。其他大村一族よりも夫れ〳〵質を送りたるに依り、隆信之れに面会して船の原に遣し家種の預りとなる。天正十年大村純忠は嫡子喜前を取戻したき旨公師に相談ありしかば、公師は船の原に行き家種に対面して申しけるやうは、某こと純忠に頼まれ波佐見の押へに参り居候。然れども地侍共貴明に属し治め難く候間、喜前を帰し給はれかし、矢岳に要害を置き喜前を差置きたらば地侍共悉く従ひ申すべし、既に純忠とは外縁のことなれば何の子細もあるまじ、隆信へは然るべく申し給へと乞ひければ、家種同意し喜前幷びに公師の次男公茂をも帰されける。公師悦びて三人打連れ大村に帰り、喜前を矢岳へ置き智略を廻しければ、地侍共悉く大村に従ひ金屋小岑の両城をも遂に大村に帰従しける。

天正十二年甲申、隆信島原に於て戦死し、原直景も亦一緒に討死せり。

天正十三年乙酉、岳山にて渋江公延誕生す。

天正十五年、太閤秀吉天下を統一し給ひければ、公師の念願旧領恢復の望みも空しくなりにける。

仝年八月二日、喜前妹を公師嫡男公種の妻とし給ふ。

仝年十一月二十一日、波多参河守より公師を招かれたれば、公種を喜前に頼み置き、妻子を引連れ大河野草富村に移り給ふ。

知行千石菜色料として給はる。此の所にて渋江公記出生しけり。

文禄元年太閤秀吉三韓を征し、波多参河守渡海しければ、公師留守居して名護屋に在陣しけるが、参河守朝鮮にて不首尾と成り、同二年領地召上られ流人とぞ成り給ふ。公師は参河守妻子を伴ひ大阪に登りけるが龍造寺政家の預けと成り給う。公師は

鍋島加賀守の妻より扶助せられ年月を送りける。加賀守妻は掛橋佐渡の娘にして渋江の一族なりしを以てなり。

慶長元年松浦法印の名代として弟信実大阪へ参向せられ、公師之れに対面し公茂、公延の兄弟を頼みければ、之れを父道可（隆信）の側に召使はるることとなれり。慶長三年太閤秀吉薨去し給ひ日本の諸軍勢帰朝す。平戸法印も帰朝せられ大阪へ参向、公師対面しければ法印宣給ひけるは、公師老体なれば平戸へ参られなば万事お世話申すべしと。公師喜びて一応大村に下り公種へ面会し、妻子を伴ひ平戸へ行かれける。法印之れを壱岐島へ置き扶助せられたり。此時渋江の系図は嫡男公種へ譲り、祖先伝来の水神の行法は公茂、公延、公記の三人へ附属し給ひける。

公茂は松浦隆信へ仕へ、公延は其嫡鎮信法印へ仕へたるも、公延は辞して大阪に登り新影流の兵法を執行す。公茂も亦上坂して新影流を習ひ、更に紀州和歌山にて宝蔵流十文字を学び、後ち兄弟相揃ひて鑓兵法を執行し数ヶ年廻国を為し給ひける。慶長十九年大阪冬の陣に当り、秀頼公籠城し給ひ諸国の浪人召抱へらるるに当り、公茂は大野主馬組に入り騎馬十二騎、足軽三十人石火矢五挺、大筒十挺を預り籠城し金の櫓を受持ち、公延は城外に在りて池田武蔵守の郎党伊木長門の陣所に詰め給ふ。大野主馬は城内より阿波座へ出掛け戦ひけるが、蜂須賀阿波守の襲撃に逢ひ退却の時、石火矢三挺を残し置きたるを無念と思ひければ、公茂は郎党十人を引連れ阿波座に至り、右石火矢三挺を城内に引入れ比類なき働らきとて賞讃せられける。

大阪和睦の後ち公延亦城に入り兄弟対面し給ふ。時に大野主馬申しけるは、近国に大事の廻状を遣し候間兄弟打連れ廻国し給へと。依て両人は廻状を受取り三月二十一日城を出で丹波、丹後、但馬を廻り四月の末に摂津有馬に来りける所に、大和口より将軍御馬を出され五月七日落城す、公茂公延は此上は帰国の外なしと兵庫に出で、加藤肥後守の厚意にて肥後の売船に乗り伊万里へ着船し、波佐見村に来り此処に忍び、公延は大村家に仕へ荒瀬村に居付きけり。

―脚注―その後公茂は波佐見に隠居し、公延は晩年長崎建水神社へ隠居したという。渋江家の系図は、公師の四男公記へ伝えられ公記は嬉野に居住した。その十代目を渋江保雄とする。保雄には長男益見、次男良次郎あり。明治二十五年七月嬉野より祖先居住の地橘村に転住し、大正三年八月東京に転居した。益見は会計検査院に奉職し従七位勲六等に叙せら

れ、大正十五年九月二十八日死去した。未亡人「ッナ子」長女千鶴子、次女貞子三女尚子は東京市小石川区（東京都文京区）小日向台町に居住する。次男良次郎は明治三十六年十二月海軍兵学校を卒業し、海軍少尉に任ぜられ軍艦初瀬に乗り込み、明治三十七年五月十五日名誉の戦死を遂げた。

〈追記〉渋江公師、公重の兄弟を庇護した談議所は山鹿町の江上氏金剛乗寺にして、公師は邑主隈部氏の一族山鹿彦次郎重行の伯母聟となり、公重は合志中務の聟となる。公重一子あり、始は公実と称し、後公成と改む。幼時より母方たる合志家（現今の菊池郡合志村）に於て養育せられ、後隈部氏の故地西迫間（菊池郡迫間村）に移った。公成の一子公通は寛永十一年水神を隈府に勧請した。今尚、存する。寛文二年二月公通西迫間より隈府町に移転した。

渋江氏は旧藩以来菊池一郷に於て欽仰せられた名家である。渋江紫陽（贈従五位）の一子松石は旧幕時代の儒者であって菊池正観公の碑を建立し、又菊池風土記を著述した。

渋江晩香は教育家で藍綬褒章を授与せられ、その子公寧は代議士として明治二十九年菊池、合志の合併の際危く菊志郡と郡名を変更せられんとしたのを、菊池郡の名を保存する必要を唱えその目的を達した。とに角その一門は菊池一郷の先覚者である。（大正一五、七、二一菊池郡隈府町植田均氏報）

渋江由来記後書

右馬頭　公勢　法名、歓喜院殿覚玄道本居士
　大永七年丁亥三月十五日多久日蛟城にて卒す。七十歳
妻　室　　法名、慈光院妙玄大姉、波多興信の女
　享禄三年庚寅六月十五日壱岐国にて卒す。
下野守公親　法名、随心院道智居士
　慶長五年庚子十一月二十四日波佐見にて卒す。八十五
妻　室　　法名、円真院妙智大姉

天正七年己卯八月二十二日大村の内宮の村にて卒す。

豊後守公師　法名、公観宗三居士
　慶長十九年甲寅九月二十三日波佐見村にて卒す。七十九
妻　室　　法名、栄樹院芳林大姉　原直景の妹
　慶長十五年庚戌八月九日波佐見村にて卒す。六十四
公師初の妻室　法名、観智院遮月妙清大姉、山鹿重行の伯母
　天正三年乙亥九月二十日藤津嶋城にて卒す。

（以上）
（昭和一四、二、一六稿）

(二)　橘氏の支族中村氏

潮見城主橘氏の没落以来既に四百年に及び、その事蹟湮滅し文献また稀である。たまたま昭和十三年中、橘氏の支族中村氏の苗裔の中村公道よりその女婿中尾義彦（旧住吉村立野河内住）に伝わった中村氏の古文書百七十通を発見し、中村氏の事蹟を知り得たとともに本家橘氏の事蹟をも窺知し得たのは誠に欣快にたえない。原書は東京帝国大学史料編纂所で買い上げられた。前記潮見城主ならびに本文は該古文書を資料として記述したものである。橘氏の始祖諸兄十五代の孫裔公業が伊予国から潮見城に入ったのは嘉禎三年で今よりおよそ七百年前のことである。二代の城主橘公義に四男あり、長男公村が本家を相続し姓を渋江と改め、次男公茂に牛島を、三男公光に中村を四男時業に中橋を与え、四家が分立した。牛島の苗裔は諫早にあり、中橋の子孫は滅亡した。渋江の末路は前項に記述した。中村氏は十四代公顕の時代に武雄の家臣となった。諫氏および中村氏の系譜は左のごとくである。

橘氏系図

○諸　兄（天平八年十月朔日賜橘姓）――奈良磨（為藤原仲磨見殺）――

―清　友

―島田磨―真材―峯範―広相―公材

―好　古（太宰権帥、天禄三年於太宰府卒）――為政―行資―行平―行順

―公　盛（鳥羽院賜公字）――公　長

―①公　業（少字次郎、称橘次公業、任薩摩守、賜肥前国長島庄、豊前国副田庄、肥後国久留郷、大隅国種島）地頭職、於是嘉禎三年下向長島庄、而住潮見山、法名公蓮

―②公　義（十郎、宝治元年三浦泰村叛鎌倉、公義先登有功、建長中岩永重直入道寂心争長島庄内惣公文名、）勢智名地頭職、五年八月宗尊親王賜御教書始得安堵

―公　員（領羽州秋田郡港）―公綱（宮裾余一）―公代（宮裾次郎三郎、改公村）―公続（宮裾次郎）

―公　泰（宇和島庄三間領主）―公政―公教―公信

―公　行―公茂―公方（木佐木五郎太郎）

―③公　村（渋江次郎左衛門尉一名公遠）――④公　遠（渋江次良）――

―⑤公　経――⑥公　重（渋江孫次郎）――

―⑦公　治（下野守）――⑧公　親（左衛門佐）――

―⑨公　朝（左馬頭）――⑩公　匡（左馬頭）――

―⑪公　代（右馬太夫）――⑫公　直（右馬頭）――

―⑬公　勢（右馬頭）――⑭公　親（下野守）――

―⑮公　師（豊後守宗三）――⑯公　重（妻大村純忠女）

―公　種――公　茂

――公　延

――公　記

―公　茂（牛島三郎左衛門尉、文永九年百二十町之地領之）――公　有――公　俊

―①公　光（中村五郎左衛門尉、文永九年栄地百町分之）――

―時　業（中橋七郎）――公幸―公森―公景（中橋弾正忠）

―公　平（中村五郎太郎）――公頼―公時―公綱

――公房―公広―公弘（三隈越後守）

―②公　有（東福寺中村弥次郎、元弘三年五月二十一日卒氏族、伐武蔵修理亮英時、少弐妙恵、大友具簡与証状、）（且尊氏卿亦賜証判）

―公　実（片峯中村三郎）――公仲―公清

―公　益（伊豆守）――公　安（中村房丸下野権守、有正平十三年八月一色範光証文）

―③公　世――

（改公与、四郎次郎、尾張権守、掃部助、号東福寺中村、応安四年冬、今川貞世入道了俊下向肥前国、橘氏族等迎之、戦西山砦（塚崎庄）潮見城（長島庄）烏帽子岳、柏獄（共在塚崎庄）所々、抽軍功焉、同五年属少弐頼泰、筑後国北郷筑前国壱岐寺、肥后国関以下戦場多功矣）

定円（野副祖甲坊、文和応安中属今川氏有軍忠、仍応安五年三月賜奉行所証判、同年七月得少弐頼泰判物）

④公明（中村房丸、掃部助有応永二年証文）――⑤公勝（中村九郎、帯刀、応永二十五年正月申状、渋川右兵衛佐満頼証判有焉）

公頭（中村次郎）

⑥公廉（中村左衛門五郎、永享十年冬従大内修理太夫持世、伐千葉介胤鎮、仍得奉行所賞状、）

⑦公頼（改公通、中村次郎、播磨守、有享徳四年三月右馬太夫代与長島庄内小野原村十五町、上ノ村岩藤四町余、志田村廿一町状並長禄三年十一月千葉元胤本領安堵之状在焉）

公昌（中村五郎三郎）

⑧公貞（中村五郎次、播磨守、応仁二年公利、公種、公弘等親族契諾之連署有焉、又有渋川教直、少弐頼忠之状）

⑨公忠（中村民部少輔、大和守、有少弐政尚之状）――

⑩公連（中村船童丸、弥三郎、主馬佑、文明三年正月伯火公貞授遺領、永正三年六月渋江公直、令領長島庄志田村地、同十年十二月千葉介興常賜杵島郡山口村浪打、今里、所領二十五町任先規不可有異変之状）

⑪公集（中村細童丸、弥三郎、式部少輔、参河守永正八年十一月渋江公勢加冠、永正十一年十月千葉興常無違杵島郡樋口分十八町、大村分旧領二町状有焉）

⑫公継――

（中村細童丸、九郎、弥二郎、主馬佑、大永六年二月渋江公勢加冠、渋江公直、後藤職明、大村胤明同判、令領藤津郡大草野村北方状、永禄十二年己巳五月二十三日卒、法名玉伝浄栄、）

⑬公康（中村弥二郎、宮内少輔有馬義直、有令領杵島郡横辺田砥川村之地八町之状）――

⑭公顕（中村太郎次郎、宮内少輔下野守、元亀、天正中属後藤家而有戦功、法名泰雄浄宗居士、葬千円応寺、）

明室（西堂和尚、塚崎広福寺三十九世住持、慶長五年庚子四月二日卒）

―脚注―公顕以下は武雄中村氏本家系譜に録する。

初代　中村五郎左衛門尉　公光

二代　東福寺中村弥次郎　公有

中村氏初代公光は文永九年父橘公義の領地一百町を分与された。石高にすれば約二千石であるため大身ということはできないが一廉の豪士であった。長男五郎太郎公平その家を継ぎ、次男公有は東福寺中村弥次郎と号した。これが武雄中村家の始祖である。福岡市在住の中村惣次郎宅に、二代中村弥二郎が元冠の際勤仕した古文書二通が現存する。おもうに長男家五郎太郎公平の代わりに、舎弟中村弥二郎公有が勤仕し、その古文書が長男家より福岡市在住の中村氏へ伝えられたものであろう。元弘三年五月二十一日官軍が北条英時を博多に討伐するに当たっては橘氏は官軍に属し、また建武二年足利氏の残党上野四郎入道以下のものが長門国下山に立て籠ったとき、中村弥二郎公有はこれが討伐のため馳せ参じ官軍に加わった。しかし南北両朝の対立するに当たっては橘氏は概ね足利方に属し、公有もまたこれに随従した。

橘中村文書

上野四郎入道以下、長門国下山立籠之由、依承及、橘薩摩性空（中村弥二郎公有）令馳参、付御着到候畢、以此旨、可有御披

露候、恐惶謹言、

建武二年正月　日　　沙弥性空（公有）（裏花押）

進上　御奉行所

承　了（花押）

三代　東福寺中村四郎次郎　公世

二代公有三男あり、長男伊豆守公益は本家を継がず、次男公世が東福寺中村を継ぎ、三男定円は僧となり野副祖甲坊と号した。国事に奔走した傑僧である。さきに官軍が元弘三年、北条英時を博多に討った当時は、橘氏は塚崎城主後藤光明、武雄社神主武雄員門と共に一致の行動を取り官軍であったが、貞和六年右兵衛佐直冬がきて武雄に入った時に当たり、足利氏の探題一色入道道猷は潮見城に入り武雄の直冬と対抗し、橘氏はこれに属したため、わが武雄と敵味方の関係となった。同年五月一日探題一色道猷が宮方の白石入道通臣（嬉野氏の祖）を須古に攻めるに当たっては橘氏はその主将となり、公世もまた従軍した。爾来筑前、筑後、豊前、豊後に転戦し、応安四年今川仲秋の九州下向に際し、公世はこれを中国安芸に迎え、弟野副祖甲坊定円と共に塚崎城を攻めた。翌五年少弐頼泰に従い筑後国北郷、筑前国壱岐寺、肥後国関山等の戦に参加し、爾来終始一貫して足利方のために活躍したものである。

橘中村文書

橘薩摩東福寺四郎次郎公世申、軍忠事、

右去五月一日令発向須古城、致合戦之間、中間孫八討死訖、然則下賜御証判、為備将来亀鏡、恐々言上如件、

貞和六年六月二十日

承　了（花押）（今川直良）

橘中村文書

橘薩摩東福寺四郎次郎公世申、軍忠事、右為朝敵御退治、御発向肥前国小城郡之間、最前馳参、其後致用立、日田御陣令参着候訖、仍迄于豊後、豊前、博多、属于御手、致忠勤候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

正平十年十一月　　一見了（花押）（五条良氏）

同　上

橘薩摩東福寺掃部助公与（公世改名）申、軍忠事、右為九州退治、依大将軍（今川仲秋）御発向而、去年七月九日中国参安芸国、而自供奉仕以来、同十一月十九日肥前国上松浦呼子津罷着、同二十四日馳加塚崎庄西山而、致度々合戦、其後大将軍志保田仁御越之時、案内者之御供申、同十二月五日於潮見山、初構城楯致合戦、同廿三日寄武雄之城抽忠節畢、次今年十三日於烏帽子山、昼夜御合戦之間、随仰而潮見城警固仕、抽軍忠訖、然早下賜御判為備向後亀鏡、粗言上如件、

応安五年三月　日

承　了（花押）

四代　中村掃部助　公明

五代　中村帯刀　公勝

六代　中村左衛門五郎　公廉

南北朝時代における橘氏の所領は現今の北方村大崎村に及び橘下村に達し、中村氏四代公明は長島庄内久地布留村ならびに芦原の平倉村永池村を領した。五代公勝は足利方に属し、応永二十五年各所に転戦し、探題渋川満頼より感状を授与せられた。

―脚注―応永二十五年は南北朝統一後二十六年に当たる。探題渋川満頼の嫡子義俊が父に代わって新探題となった年である。当時未だ九州の各地に余賊蜂起し、これを討伐したものと思われる。いまその史実を知ることはできない。

橘中村文書

橘家東福寺太刀帯公勝申、軍忠事、今度属御曹司御手、小田御陣、其後百合野御陣、其後平瀬御陣、次鏡獄御陣、同十八日本取獄城落去、籠同日椿御陣、同二十三日小城大城落去、其後秋限河原御陣、致大忠畢、後々将来為備亀鏡、粗言上如件

応永廿五年正月廿九日　　承　了（花押）

中村家六代左衛門五郎公廉は傑物で策士であった。小城郡に進出し肥前の守護代千葉胤鎮に重用せられ、その国家を左右したものである。永享九年中国の大内氏に内通して、その主胤鎮を廃し舎弟千葉胤紹を擁立して、小城、佐賀、杵島三郡の惣領職につかせ自ら郡代となった。またさきに記述したように千葉氏の怨敵藤津大村氏を籠絡し、その領地大草野村の北方を己れのものとした。（潮見城主の項参照）

―脚注―小城、佐賀、杵島の郡代中村左衛門五郎の諱は胤宣であって、橘氏の中村左衛門五郎公廉とは全く別人と考えていたが、今回発見した古文書により同一人であることが判明した。胤宣の諱は千葉家より賜わった別称であろう。中村公廉の系図に永享十年冬、大内修理太夫持世に従い千葉介胤鎮を伐ち賞状を得たと記載があり、その御教書は中村家に伝わり現存する。

橘中村文書

小城要害事、御一左右之間、籠置被官人等之旨、大内修理大夫持世注進到来、尤神妙、弥令談合持世、可被忠致節之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享十年十二月二十九日　　大和守（花押）（飯尾貞連）
肥前守（花押）（飯尾為種）

中村左衛門五郎殿（中村公廉）

橘中村文書

千葉介胤鎮事、尋究落所、厳密可被致其沙汰、若有許容族者、可為同罪之旨、触催国中、於令物惜者、共以不日可被加退治之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享十一年閏正月廿五日　　大和守（花押）
肥前守（花押）

中村左衛門五郎殿（中村公廉）

「鎮西要略」に曰く、永享九年丁巳肥前国千葉家の家宰中村左衛門五郎（公廉）逆心を発し、中国の大内氏と通じて千葉胤鎮を廃してその弟胤紹を立てた。大内氏、中村左衛門五郎を助け、翌十年その軍勢千葉胤紹の兵と会して千葉胤鎮に迫り胤鎮は遂に没落した。よって千葉胤紹を郡司とし中村氏を郡代とする。

―脚注―「北肥戦誌」に曰く、胤紹即ち当家（千葉氏）の嫡流に立って先祖相伝の知行小城郡を下し給り、中村も御家人に召成され小城の郡代と称した。斯くて中村が方へ御教書を下され、千葉介胤鎮こと多年少弐に一味し公儀に対し不忠の者なり速に誅伐すべき由仰出さる。

「北肥戦誌」に曰く、斯かりし程に胤鎮は居所を閣まし山賤の庵に身を寄せけり、然る処に文安元年の冬、譜代の家人岩部、仁戸田、田原以下の者共相集り、斯くては然るべからずと、胤鎮を大将に仰ぎ、恩顧の輩駈催して国府の牛頭城（祇園岳）へ押寄せんと議す。胤紹、中村公廉は是を聞きて勢を率い、戦度々に及びしが、翌くる文安二年乙丑八月十七日、上佐賀春日の軍に胤紹大に利を失ひ国府を指して退きしに、天罰寔に遁れ難く、胤紹（三十八）嫡子政胤並に中村左衛門五郎立所に討たれにけり。

―脚注―「鎮西要略」に曰く、文安二年乙丑秋八月、千葉介胤鎮、其弟胤紹を追討し、東の方河上に至り胤紹を山田に破る。胤紹国府に退き春日山、高山城に拠る。胤鎮之れに迫りて府城を陥れ、同月十七日胤紹を討殺し其所封を併せ小城、佐賀、杵島の三郡を領す。

「西肥古蹟詠」に曰く、千葉胤鎮の将、中村胤宣（公廉）叛し胤鎮の弟胤紹を奉じ胤鎮を逐ふ。文安二年胤鎮之れと戦ひ大

に克つ。胤紹敗走す。胤鎮能く祖業を修め兵勢大に振ひ、南は佐賀に至り西は杵島に至る。享徳の初め自から国主と号す。「肥前国誌」に曰く、永享九年胤鎮の士、中村胤宣（公廉）足利に属し胤鎮の弟胤紹を将とし胤鎮と戦ふ。胤鎮遁る。胤紹自から家を嗣ぎ其地を領す。文安二年胤鎮国府城を攻め胤紹を殺して之れに代り、三郡の領地を攻め且つ今川氏の旧領に及ぶ。胤鎮の子を元胤と云ふ。千葉氏此の時を以て全盛とす。

ここにおいて中村公廉も失脚した。その小城郡代であったのは僅かに八か年である。公廉は小城に居宅を有したのはもちろんであるが居村楠村にも邸宅があった。中村家に現存する消息文中に小城より御帰宅の由云々の文句がみえる。

―脚注―千葉胤鎮は房州千葉の豪族千葉常胤九世の苗裔である。常胤は治承四年源頼朝石橋山に敗れ房州に奔るやこれを援護したため頼朝より重用せられ父と呼ばれたものである。常胤六男あり、領地各方に分布し下総六党と号せられた。肥前国晴気庄またその領地であった。千葉家の曩祖平忠常は逆乱を企て、長元四年頼朝五代の祖源頼義より誅せられた。その在世中父もなく、母もなき男児忽然として屋外小笹の上に現われた。忠常これを吉祥なりとて姓を千葉としこれを嗣としたと伝える。屋外に生まれたので、月に星を家紋とし、替紋には根笹を用いたという。千葉常将がこれである。

千葉家略系譜（鎮西要略およびそのほかの文献によって作成）

○桓武天皇（人皇五十代）―葛原親王―高見王―高望王（寛平元年賜平朝臣姓）――良文―忠頼―忠常（千葉氏の祖、長元元年逆乱を企て同四年源頼義より誅せらる）――常将―常永―常兼―常重―①常胤（男六人あり下総六党と号せらる）――②胤正―③時胤―④胤頼（文永十一年元寇の時疵を蒙り翌年八月十三日卒す、年三十七）――⑤宗胤――⑥胤貞――⑦千葉胤泰（応永十三年秋七月卒す、八十六）――⑧胤基（対馬守）――⑨胤鎮（永享十年弟胤紹より討伐せられ、没落したるも文安二年秋八月恢復す、康正元年九月二十五日卒）――胤紹（中村左衛門五郎逆心を起し胤紹を擁立したるも文安二年兄胤鎮と戦ひ八月十七日戦死す）――⑩元胤（康正元年家督を継ぐ、寛正五年犬追物を興行し猿楽を行ひ庶民と共に楽む、同年十月廿九日卒す）――⑪教胤（寛正五年家督、年十四。越前の乱あり。文明元年大村家親討伐の為め発向の途中大町江に於て渡船転覆し卒す年十九）――⑫胤朝（⑨胤鎮の弟胤紹の子なり、文明元年教胤の跡を嗣ぐ。文明八年春二月大村家親を討伐す。文明十八年弟胤将の為めに撃殺せらる。）――胤将（文明十八年十月兄胤朝を撃殺し少弐政資の舎弟胤資をして兄の跡を継がしむ）――㈠興常（興胤とも云ふ、少弐政資の弟胤資没落したるを以て肥前の守護代となる、永正八年杵島、藤津の地を略す、千葉代と称するはこの時代なりとす、後ち東千葉と称す。）――㈡喜胤（嘉胤とも作る、大永五年有馬氏と横辺田に戦ひ殲滅したるも大内氏の援護に依り天文元年六月小城に帰入し屋形号を授けらる、天文九年有馬晴純と封彊を争ひ平井、後藤、白石等有馬に属す、杵島以西を有馬代と唱ふ。）――㈢胤頼（実は少弐政資の次男なり、喜胤の養子となる、永禄二年正月十一日同姓胤連と戦ひ討死年二十八。）――㈣胤誠（父討死の後、神代の家臣となる、永禄二年九月十三日卒す、依て神代勝利、千葉平氏の系統を継ぐ。）――㈤胤資（少弐政資の弟なり、文明十八年十月千葉胤朝の跡を継ぎ晴気城に入る、明応六年春正月大内介義興大兵を率ひ少弐を攻む、政資遁れて晴気城に入り晴気城陥る、政資は多久に至り自殺し胤資躬ら出でて戦ひ遂に討死す。）

―胤盛（千葉胤朝の実子なり、明応元年父の仇叔父胤将を攻撃すと雖も千葉胤資和平を計りたるを以て応諾す。）
―⑭胤治（胤資の子なり、文亀二年晴気城を修築し父の跡を継ぎ西千葉と称す、永正七年庚午春三月十三日同姓興胤の為に逆殺せらる。）
―⑮胤繁（永正十一年夏四月子息胤勝と共に父の仇千葉興常の重臣東尚艦の城地を攻略す、同十三年春三月尚艦復讐に来ると雖も敗れて其跡を失ふ。）
―⑯胤勝（天文十三年春二月龍造寺と共に多久宗利の梶峰城を略取し冬十一月大河城を攻め二十二日立川にて戦死す。）
―⑰胤連（天文十八年有馬晴純小城へ出向するに当り牛尾山に出でて之れと戦ひ有馬勢を退撃す、胤連子なかりしを以て鍋島清房の次男彦法師丸（後の鍋島直茂）四才を養子したるも実子出生に付離縁す時に年十四、胤連天正元年十二月草野鎮永に与し、龍造寺隆信より討伐せらる。）

―脚注―千葉家の末葉に左の人あり

千葉胤明（従四位勲四等　元治元年六月生、神宮神部署主事、御歌所寄人たり）
胤明の次男　胤茂（明治三十二年生、明治神宮主典）

七代　中村播磨守　公頼

「鎮西要略」に曰く、「康正元年乙亥秋九月二十五日千葉胤鎮卒し、嫡子元胤家督を相続するや、家宰中村播磨守政を行ふ。」この家宰中村播磨守は中村公廉の子息播磨守公頼に該当するようである。さきに父中村公廉は千葉胤鎮を廃しその弟胤紹を擁立して討伐され、その後僅かに十年を経過したのみであるのに、公廉の子息が胤鎮の嫡子元胤より重用される理由があろうかとも疑われるが、左の古文書が中村家に現存することより見れば全くこれを否定

することはできない。千葉元胤時代は千葉家の全盛時代で、小城において犬追物を興行し、また猿楽を設け、群臣庶民に観覧させ民衆と共に楽しんだものである。

橘中村文書

愁訴事、度々承候、得其心候、本知行分事、不可有子細候、其段石井越後守、中村越前守、申付候、恐々謹言、

八月十一日　　元胤（花押）

―脚注―石井越後守は千葉より下向した重臣である。中村越前守は橘氏中村家の一門であろう。

橘中村文書

以前御出候、申承候、令悦喜候、仍屋形ヨリ御書如此候、為御披見進候、中村越前方、我等同前候、いかにも御談合可然候（中略）於心中少も非疎略候、先元胤被応異見可然候、不可過御了簡候、委細重而可申承候、恐々謹言、

三月三日　　光澄（花押）

「表書」中村殿　　石井光澄

―脚注―石井光澄は石井越後守であろう。

橘中村文書

肥前国杵島郡長島庄、橘家領之内、本知行分所々事、右任先例之旨、其沙汰不可有相違状如件、

長禄三年十一月六日　　平元胤（花押）

橘家中村播磨守殿（公頼）

千葉家における越前の乱といえば有名な騒動であり諸書に登載されている。寛正五年甲申十月二十九日、千葉元胤の卒するや中村越前守胤頼は幼主教胤を輔弼し、翌六年自ら教胤の代将として東征し、今川仲秋の遺子今川伊予守胤秋を討伐せんとし、河上山において戦い利あらず、矢に中りて殪れ、子息中村弥六郎妙胤、同名伯耆守および武雄神社神主第十四代武雄加賀守胤門、同名大蔵亟等戦死を遂げ、越前守の弟仁戸田中務少輔等の仲裁により和

平となった。

―脚注―武雄神社神主十四代加賀守胤門、名は小三郎、永享五年八月六日千葉教胤より佐賀郡平尾村二十町、神野村三十町の知行を交付せられ、其子武雄次郎嘉門は第十五代の神主となり、文明十年旧領平尾、神野の知行五十町安堵の状を千葉胤朝より交付された。千葉家より重用せられたことは明らかである。同名大蔵亟は武雄神社系図に見当たらない。

武雄神社神主は南北朝時代より常に橘氏と一致の行動を取った。越前の乱において神主胤門は同名大蔵亟と共に戦死し、主魁者中村越前守胤頼の一門三名に殉じたことから考察すれば、中村越前守胤頼というのは中村播磨守公頼に該当するかと疑われ、たとえ該当しないまでも橘氏の一族には相違なかろう。幼主教胤の執権に中村弾正少弼胤明があり、また文明十二年三月に卒去した重臣中村伊予守あり、中村氏の勢力は当時千葉家を左右したものと思われる。筆者は数回にわたり小城における中村家の由来を詮議したがなんら史料の存するものがなく徒労に帰した。しかし中村左衛門五郎公廉が御家人に召し出されるまでには相当の歳月を要し、その郡代就任以来既に二十七年を経過しているため、その一族が小城に分布したことはあり得ることである。これらを総合して小城における中村氏は橘氏であろうと考察するのである。

現今武雄にいる中村氏は皆橘氏である。独り下西山の中村氏のみは千葉の家臣であって、中村越後なるものが武雄二十代の領主後藤家信より聘用せられて小城より移住したため、橘家の中村氏ではないと思惟したが、以上の経緯より見れば下西山の中村氏もまた橘氏の支族であろう。その系譜は左のごとくである。

○中村越後（知行三十石）―勘兵衛（知行二十石、慶長五年柳川陣に於て敵二人討取り戦死す）――

―橘右ヱ門（永尾村にて二十五石、寛永十四年有馬陣にて殊勲あり知行、十石加増）―伝左ヱ門（知行二十五石）――

―郡左ヱ門（別に知行十五石を賜ふ）

―宗信（名は勘兵衛、知行二十五石）―安豊（名は勘兵衛、知行二十五石）―安詳（名は運之允、知行二十石）――

―橘之助―雄将（名は運之允、維新当時の人なり）―安将――四郎　養子

―不二郎　養子

文明元年六月中旬、千葉教胤は西南に発向し、大村家親を討たんと横辺田に出張し、まさに大町江を渉ろうとした。炎天であったが、にわかに寒氷雷電交々発して渡船転覆し、教胤は八条島の江水に溺死した。年十八。これ祇園恒例の参礼を廃怠した祟りだといい伝える。ここにおいて千葉家の嫡流は断絶したため、時の執権岩部播摩守常楽、中村弾正少弼胤明の両人は右京太夫胤紹の次男胤朝を迎えて教胤の遺跡を継がせ、国府に迎い入れた。

八代　中村播磨守　公貞
九代　中村大和守　公忠
十代　中村主馬佑　公連
十一代　中村三河守　公集
十二代　中村主馬佑　公継
十三代　中村宮内少輔　公康

中村氏と千葉家の関係は引続き継承せられ、中村氏十代公連、十一代公集は千葉興常より杵島郡山口、小田の地合計六十五町を附与せられた。思うに中村氏は千葉家と本家橘氏へ両属したものであろう。

橘中村文書

肥前国杵島郡山口八拾町之内、浪打、今里、弐拾伍町之事、右任先例之旨、知行不可有相違之状如件、

永正拾稔拾弐月拾伍日　　平興常（花押）

中村主馬允殿（公連）

橘中村文書

肥前国杵島郡小田之内、樋口分拾参町、同小田之内七町之事、右任先例之旨、知行不可有相違之状如件、

永正拾壱年八月十日　　平興常（花押）

中村三河守殿（公集）

橘中村文書

肥前国杵島郡樋口分拾八町、並大村分之内、弐町之事、右任先例之旨、知行不可有相違之状、如件、

永正拾壱年拾壱月弐日　　平興常（花押）

中村三河守殿（公集）

平興常は千葉別家の始祖であり、爾来千葉家は東西に分立した。興常は大内氏に通じ、本家千葉は少弐と睦じく、大内と少弐は怨敵であったから東西の両千葉も自然に反目した。中村氏は元来大内氏の援護があったため千葉興常に加担したものである。その後千葉氏は同族間の軋轢甚だしくしだいにその勢力を失墜し、高来の有馬氏が勢力を拡張し、有明湾を越えて杵島郡に進出し、遂に小城郡砥川に至るまで自己の有とした。この間にあって橘氏の本家第十三代公勢は一時台頭したが長続きせず、中村氏は有馬に属し横辺田（江北村）砥河村の地を与えられた。

橘中村文書

態用一書候、子細者、先日至肥許、申述候之條、不及口能候、仍於横辺田砥河村、八町預進之候、雖少地候、頭志計候、向後倍無御等閑、可申承候、恐々謹言、

九月十六日　　義直（花押）

中村宮内少輔殿（公康）御宿所

義直は有馬仙岩の子息で中村公康は中村氏十三代である。この時代においては渋江十三代公勢既に卒し、長島の

庄は武雄十八代後藤純明のために攻略され、中村氏の勢力もしたがって衰え、遂に二十四代中村公頭に至って武雄の家臣となったものである。

十四代　中村下野守　公頭

永島の庄が全く武雄の所領に帰したのは永禄三年九月、潮見城陥落以来のことであるが、それ以前において大永七年、武雄十八代の領主後藤純明は渋江公勢の日鼓城を攻略しその領地を奪取した。爾来中村氏は有馬より庇護され、中村公頭の父公康は有馬義直より領地を寄贈された。武雄十九代の領主後藤貴明はこの状勢の間に外交政策を用い、遂に中村公頭を武雄の家臣としたのである。専ら家老河原豊前守高を以てこれに当たらせ、中村公頭は子息九郎（公規）をして応答させた。当時未だ公頭の祖父公継存命中であった。

―脚注―公継は永禄十二年己巳五月二十三日卒した。

橘中村文書

けん〳〵一籠まいらせ候、御子供たち、めさましにもや、おかしく候

一昨日以九郎殿、如申入候、虎口前之儀、別而御気懸之通承及候、御憑敷存候、被改先非候上は、譜之事にさこそ有度事候涯分御精に入、御入魂もなされ、万端可被入御情候、我等も随分可頼存候、又豊前守方へ、御内儀之辻、慥承候、我等弓箭めでたく候はば、何様御内存之趣相調、御外聞実儀、宜可申談事、不可有別儀候、為後日候之条、直御返事申せの由豊前申候間、染筆候、恐々謹言、

九月七日　　貴　明（花押）

中宮　参　申給へ（中村宮内少輔公頭）

弱肉強食の時代において彼より持ち掛けたのか、これより誘致したのかは明瞭でないが、貴明の毅然たる態度は

文面に活躍し、一廉の外交家であったことを知るに足る。その一面に秋虫を贈った武将の優美も窺われるのである。交渉の結果は神文を徴し中村分四十町、高瀬（西川登村）十町合計五十町を交付し、居屋敷として梅坂（橘村）の地を交付した。

橘中村文書

今度以御神文、預御入魂候、畏存候、弥自是茂、不可存別儀候、然者中村分之儀承候附、今以進入候、公継少も様躰者、御同前令申候、能様御心得頼申候、かしく、

六、廿一　　貴　明（花押）

中宮殿　参　申給（中村宮内少輔公顕）

橘中村文書

中村分四十町、高瀬十町に相定、以上五十町之辻、預け進之候、弥御入魂御忠節、頼入状如件、

六月廿一日　　貴　明（花押）

中村宮内少輔殿

以上の古文書は年号の記載がないが、中村氏の系図には元亀、天正の頃貴明の家臣となると録する。しかし大草野の十六善神の改築棟札には既に元亀四年十一月、貴明、惟明父子の名を録するより見れば元亀四年以前のことであって、貴明が小竹川辺に茶店を構え自ら家臣に酒を賜わったのは元亀元年夏のことだから、これは永禄の末年のことと思わねばならぬ。元亀四年は天正元年に当たり織田信長が天下を統一した時で、佐賀は龍造寺隆信時代である。

中村氏十四代公顕が武雄の家臣となった時の知行は五十町草高約千石で、これが家中の筆頭であったと思われる。これを武雄中村氏の初代とする。舎弟明室は広福寺第三十九世の住持となった。従来同寺は開山聖一国師以来

の世代が明瞭でなかったが、後日に至り明室第三十九世住持となるとの記録を基礎とし世代を訂正したものである。公顕の帰参直後、武雄には天正二年養子惟明の変があり、公顕は貴明の帷幕に参画した。明室は後藤家信の朝鮮陣に従軍し、公顕の嫡男武雄中村氏二代九郎公規は慶長二年正月五日加藤清正籠城の蔚山を救援するに当たり、先鋒後藤家信の先駆となり、韓南人二名を討ち取り自らも戦死した。その塔は広福寺にある。二代中村公規戦死したため舎弟九左ェ門公道家督を継ぎ、その子息中村氏四代与三右ェ門公景は寛永十四年の有馬陣に当たり賊首二級を得て創を蒙った。

享保四年の事変は中村家の一大革命であって一族悉く廃滅の不幸に陥った。この事変は鶴田、河原の両家老が武雄の羈絆を脱し独立しようとした事件である。両家老は武雄譜代の家臣に非ず、唐津より帰属したものであり、中村氏もまた独立に参加したのである。これがため当主中村氏六代吉左ェ門公員は切腹を命ぜられ、長男公満次男公一三男政道また浪人となり領内の端に居住を命ぜられた。知行はもちろん没収せられたため長男公満次男公一は医師となった。中村氏が辺鄙の各地に散在し医師の多いのはこのためである。その墓は小田志、永尾、大草野、伊万里の中野原等に散在する。六代吉左ェ門公員の次男公一は医師を志し鎌倉で修業中であったが、帰還して小田志に浪居し医を業とした。長命して九十歳で卒した。名医であったため武雄二十五代鍋島茂昭より新たに知行を交付せられて再び士籍に列せられた。知行僅かに五石である。これを中村氏第八代とする。嫡子公武へ対し、医は病に対し親切なるべし、家の貧富を顧みるなかれと訓戒した金言がある。九代公武は御匙料を加え知行十六石となる。天保十四年領主に直諫し斬に処せられた中村俊碩は中村家九代道祐公武の三男にして、西洋医の開祖中村涼庵公定は俊碩の甥である。その系図を左にのせる。

武雄中村氏本家系譜

—①公　顕——

中村太郎次郎、宮内少輔、下野守、橘氏の始祖諸兄三十代の孫、潮見初代の城主公業より十六代なり、元亀年中武雄の家臣となり、後藤貴州より長島の庄中村分四十町、高瀬村に於て十町を与へらる、永禄七年八月十九日有馬勢と塩田合戦の時は貴明の軍に属し、天正二年惟明逆意の時は貴明の帷幕に参じた、法名泰雄浄宗居士、円応寺西の墓に葬る、

―明　室（広福寺三十九世の住持、西堂和尚、慶長五年庚子二月二日卒す、）

―②公　紀（中村九郎、左兵衛佐、六右ェ門、知行七五石、慶長二年より三年に渉り翰南勢蔚山を囲む、本邦の諸将之れを援ひ後藤家信先鋒たり、公紀前駆となり翰南の兵士二人を殺し己れも亦命を殞す、妻は鶴田因幡守勝の女、広福寺に塔あり、法名了山宗崑居士、）

―③公　道（中村九左ェ門、知行袴野村にて五十石、甘久村にて五石、寛永十四年六月朔日卒す、法名海翁源心）―

―④公　景（中村甚右ェ門、後ち与三右ェ門と改む、実は大井喜右ェ門通次の次男なり、妻は公道の女、知行富岡村にて六十石、寛永十四年有馬陣にて敵二人を打取り三ヶ所手負、知行六十石の内四十石を養子牧之助へ二十石を実子平六兵衛へ分地す、延宝七年十一月二十二日卒す、法名悟叟海心）

―⑤和　道（中村牧之助、幼名慶法師、三保之助、実は大隈彦右ェ門教門の長男、領主茂和の近習たり、茂和より和の一字を賜り浪丸の紋拝領、一代限り公を名乗らず宝永二年乙酉三月十四日卒年七十五、法名輝山了湖）

―公　友（中村六兵衛水尾村に葬る（分家その一、別系図あり）――公通）

―⑥公　員（中村吉左ェ門、幼名慶法師、知行四十石相続、享保四年の夏に連坐し切腹仰付らる、同年壬寅二月二十六日逝く年六十六、墓は船の原に在り、法名快翁独慎）

―⑦公　満（中村岡之亟、小字官太郎、父吉左ェ門の行懸にて浪人となり伊万里郷中野原村に居住し医師となり名を喜覚と改む、享保十八年癸丑七月二十一日卒す年五十二、法名清浦浄流、墓は中野原に在り、妻は久間休兵衛道賢の女）

―公　邦（中村牧之助、字喜太郎、領主茂昭の命に依り松永運専の養嗣となり名を運碩と改め浪華の公館に務む、妻は其女、後医を辞して彦右ェ門と改む）

―公貫（松永彦右ェ門、前名三平、実は山口左平次の三男、妻は公邦の女）―公民（天保十年亥八月六日卒七十九）―

―公民（松永義蔵、字弥太郎、彦右ェ門）

―公溥（中村道意、宇弥次郎、前名道堅、実は久間盛澄の次男（分家其二別系図あり）

―盛　澄（久間休兵衛、字弥次郎、領主の命に依り外祖久間道賢の嗣となる）

―⑧公　一（中村道祐、小字三平、四郎太夫と改め又道湖と称す、前の名は公惟、医学修業の為め鎌倉に在り父吉左ェ門の行懸にて召寄せられ浪人となり家中の端に住居を命ぜられ小田志村に居住す、後領主茂昭より召出され知行五石を賜ひ士籍に列せらる、嫡子道哲に対する訓戒状今尚ほ存す医は病に親切なるべし家の貧富を顧みる勿れの語あり、天明元年辛丑十一月二十四日卒す年九十、法名天林道祐、墓は小田志に在り、）

政　道（山口左平次、父吉左ェ門の行懸にて浪人となり、山口津右ェ門の養嗣となる）――公哉（中村元柏）―文益（大草野住）

―⑨公　武（中村道祐、前名道哲、道循と改む、実は森太郎左ェ門氏矩の次男、御匙料を加えて知行十六石）――

―⑩公　共（中村道祐、字祐太郎、道珉と改む、知行十四石）――

―公　辰（中村道泉、文化十五年寅年正月召出され士籍に列し三人扶持下さる（分家其三別系図あり）

―中村俊碩（天保年中打首）

―⑪公　充（中村道祐、前名袈裟人、道仙）――

―⑫道　祐（中村道祐、小田志村眼科医）――

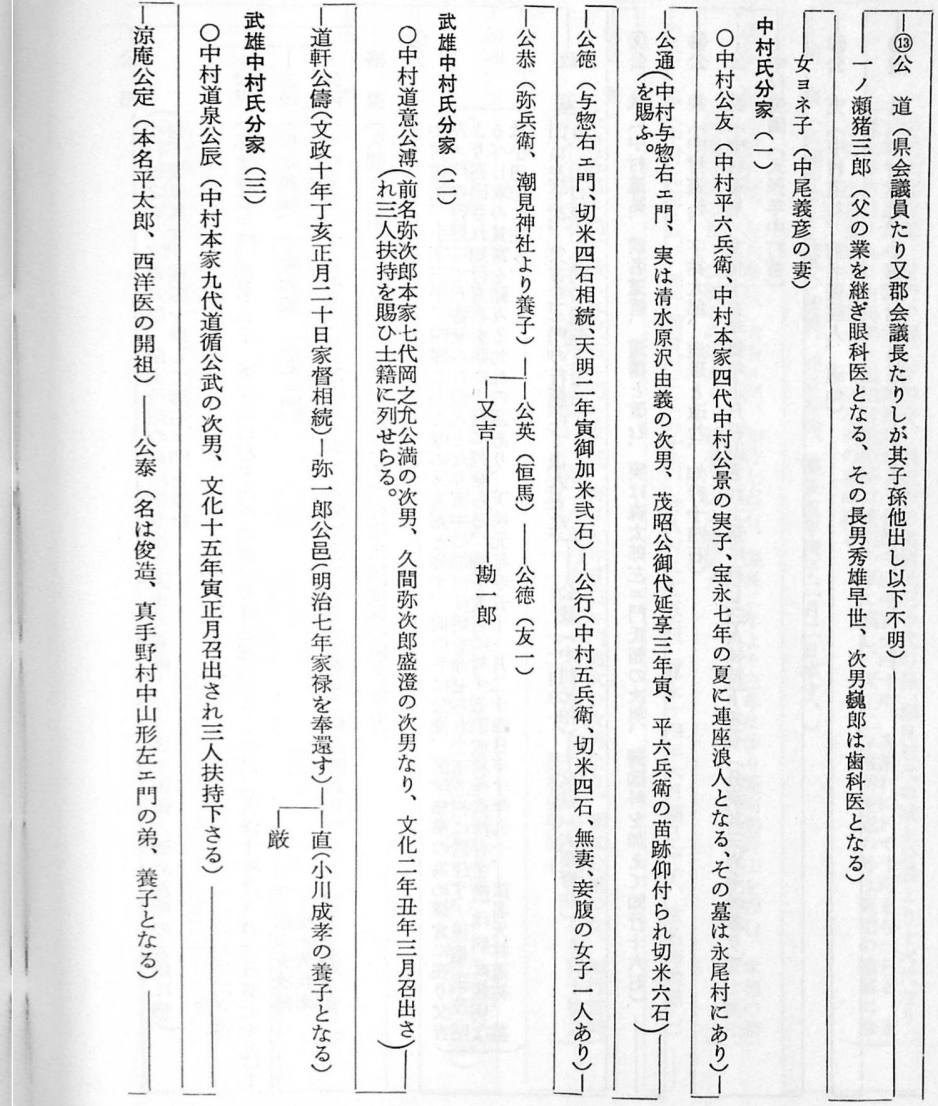

公規（現代）

（昭和一四、四、二一稿）

㈢　富岡城主とその後胤

武雄町の丸山公園は富岡城趾である。男爵家四代より十九代に至るまで約四百年にわたり富岡領主の居館であった。往時は領主の居館を城といいまた館と唱えた。しかし一般には城郭を構えない塞または柵なども城と呼んだものである。富岡城には相当の防備はあったものと思われる。その南麓に天満宮を祀ったため、一般にはこれを天神山と呼んだ。明治の末年までは鬱蒼たる椎樹全山を蔽い、半円形をなし頗る美観を呈したため、丸山とも唱えた。大正三年これを開拓して町立公園とし、爾来これを丸山公園と呼ぶことになった。

武雄男爵家四代後藤宗明は次男公明に西山村を与え、三男信明に富岡村を分譲した（西山後藤は武雄姓と後藤姓に記述する）。これが男爵家分家の嚆矢である。宗家と混同しないため信明は富岡後藤と唱えた。名は六郎、これが富岡城主の初代である。その子孫累世富岡城主である。男爵家十九代後藤貴明の時、天正二年六月二十三日養子惟明の変あり、一族中において中野監物、八並新介、小楠新左ェ門、上西山弥三郎等皆惟明の反逆に加担したが、独り富岡信右ェ門貞明は貴明に加担し、弟新九郎友明は戦死した。年二十二。墓は兄貞明の墓の南一町林の裏にあり、戦死の場所であろう。貞明は富岡城主第十五代で父を兵部太輔、越後守尚明という。貞明禄千石を食み後藤山城守と号しのち富岡中務太輔と改めた。室は武雄神社神主二十代刑部少輔武雄秀門の妹である。惟明の変に当たり一時貴明より猜疑せられたとはいえ、その他意なきを弁明して誓書を呈し、嫡子清右ェ門幸明（前名善七郎）を質として事なきを得た。その墓は天神山の東麓にある。法名歯固玄徹。天正五年龍造寺隆信の三男家信が佐賀より来

て武雄二十代の城主となるや、清右ェ門幸明は知行三百五十石を給せられたが、後藤家譜代の家臣あるいは禅門に入りあるいは退出したため、清右ェ門は長崎に退出した。

―脚注―清右ェ門が長崎に退出するに当たり、弟二人妹一人は久池井弥五左ェ門これを引き取り養育し、久池井姓を名乗らせた。弥五左ェ門の室が父貞明の妹だからである。貞明の次男久池井彦兵衛貞成は朝鮮陣出軍に当たり後藤善七郎と名乗り、また富岡清右ェ門と改めた。知行二十五石。女婿久池井作兵衛吉政、その女婿新右ェ門政信相継ぎ、吉政の一子一八政久、久池井家を相続したが、武雄二十四代茂正時代の事変に連坐して切腹仰付けられ、その家は断絶した。貞明の三男久池井勝左ェ門は朝鮮陣出軍中後藤太郎次郎と名乗った。その子源兵衛姓を勝永と改め娘二人あり、男子がなかったためその家は断絶した。一女は広福寺住持の母で一女は於保七郎右ェ門の母である。貞明の末女は勝屋八左ェ門の室となり、離縁後再び武雄五郎兵衛の室となり、武雄における富岡氏の系統は全く滅亡した。

長崎に退出した後藤貞明の嫡男幸明は長崎最初の町年寄に挙げられ、しばしば南洋に渡海し外国貿易に従事した。幸明は基督教を奉じたため、寛永年中拘引せられ、同四年十一月二十四日獄中において病歿した。長崎皓台寺にその墓があり歳八十余歳とある。年八十として逆算すれば天正五年武雄を退出した時は三十歳であった。長崎町年寄は初め長崎頭人と唱え、明治維新に至るまで継続した。元亀二年南蛮船の長崎に入港するや、藩主大村純忠は長崎の頭主長崎純景に謀って近国の商人を招致し、島原町、大村町、平戸町、文知町、横瀬町の六町を創設して貿易を奨励し、天正十五年に至り、長崎町中におけるおも立った諸国の浪人中より四人を選抜して町々を支配させ、長崎頭人と唱えた。この時後藤幸明はその選に当たった。文禄元年これを町年寄と改めた。

最初の長崎頭人名簿に後藤総太郎貞之とあり、後藤中務太輔貞明の子と録せられている。これが富岡清右ェ門幸明であって長崎へ退出後、名を改めたものと思われる。総太郎のち庄左ェ門と改め剃髪して宗印と号した。文禄元年頭人総代として、肥前名護屋に至り豊臣秀吉に謁し、長崎支配に辛労した功を賞せられ、特に猩々緋の陣羽織を

賜わった。宗印はつとに基督教に帰依し教名を「トーマス」という。慶長年中南洋貿易を営み同五年「キリスト」の教義書「ドチリナ、キリシタン」を印刷した。同書は耶蘇教要旨ともいうべき書籍であって美濃紙摺り草体漢文交り平仮名文である。長崎学林の出版にかかる。標題の下にある拉丁語を訳すれば、長崎耶蘇会活版所、後藤幸明書院出版という意味になる。宗印は同十一年徳川氏の朱印状を得て「ボルネオ」島「ブルネイ」（茭萊）に渡り翌年暹羅（シャム）に赴いた。寛永年中に至り基督教の禁令が出されると直ちに拘引せられ、獄に繋がれ病歿した。これが富岡城主の正系である。

―脚注―

一　慶長五年宗印が長崎において印刷した原版は、幸田成友博士が発見し、昭和十六年八月一日発行の同氏講演速記録に宗印の事跡を発表せられたと聞く。また新村博士や川島元次郎の「朱印貿易史」にも宗印の事跡は登載ある由、筆者は未だこれを見たことがない。

二　文禄元年五月一日、豊臣秀吉が比律賓（フィリピン）の来翰に対する返書の漢訳（天覧に供せらる）が富岡文書に登載せらるると、大正三年南満州鉄道株式会社発行の「文禄慶長之役」に見える。専ら原田孫七郎および其主人原田喜右ェ門が彼の地との間に往復斡旋したという。これは耳寄のことで攻究したが、富岡文書というのは豊臣秀吉の佑筆山中橘内より伝ったのを、富岡謙三氏が買収して所蔵するものであって、武雄の富岡家に関する文書ではない。両原田と富岡幸明とは直接の関係はなさそうである。

寛永年中の耶蘇禁令は甚だ惨酷であった。同五年戊辰五月水野日向守守信へ下附せられた書付の一節に曰く。

一　去年火あぶりに被仰付候伴天連、方々乗あるき候船の船頭、万事肝煎候者、並に宿仕候者は火あぶり可申付候

一　当地にて相果候後藤宗印家財の事、家は庄左ェ門相残し、財宝は庄左ェ門、半三郎両人に被下候事

宗印も極刑に処せらるべき一人であるが、八十余歳の老人なので獄中で病死したものと思われる。嫡男は庄左ェ門を襲名しその弟が半三郎であった、その苗裔を知らない。天神山の東麓にある東浦墓地の下段に富岡さんの墓と唱える大なる古塔があり、触れると病気になるとの口碑があり、長い間荊棘の内にあって顧みるものがなかったが、明治の末年に至り、富岡区の青年会は名家の墳墓を尊重するためこれを整理し参拝に便利にした。墓銘に歯固玄徹とあり、これが富岡貞明の墓である。かたわらにまたやや小さい塔があり華岳と題する。円応寺の七世華嶽宗芸大和尚の墓であろう。華岳は曹洞の中興と号せられる武雄出身の名僧月舟和尚の師であり、その墓は東川登村浄泰院にある。富岡村の出身樋渡氏であるから村内にもその分骨を葬ったものであろう。寛文五年乙巳八月二十三日に寂した。昭和十一年初夏、富岡区民は貞明の墓側に石標を建ててこれを表示した。石標は高さ五尺幅七寸横五寸の角柱である。文は筆者の撰で書は佐賀市中町の書家中島雅明の筆である。

（表面）富岡城主後藤山城守貞明之墓

（他の三面）山城守貞明は塚崎城主第四代後藤宗明公の末子信明の子孫にして代々富岡城主たり、禄千石を食む。天正二年の変に際会するや、貞明孤忠を守りて善謀善戦、克く宗家第十九代後藤貴明公を扶けて順逆を明にし、弟新九郎節に死す。嫡子清右ェ門幸明も亦清節を持し、天正五年龍造寺家信公入りて塚崎城主となるや去って長崎に隠る。長崎最初の頭人後藤宗印是れなり。

石井良一撰　中島雅明書

昭和十一年初夏建立　富岡区

明治十年西南の役に当たり熊本県令として令名を挙げた小城の富岡敬明、及びその分家佐賀市城内富岡千春は富岡城主の苗裔という。その家紋は武雄男爵家と同一であるため富岡氏の一族であることは疑ないところである。その始祖を富岡喜左ェ門賢明という。賢明が天正二年惟明の変に当たりこれに与し、武雄を退出したことが旧記に見

える。賢明は龍造寺隆信の家臣となり、筑後征伐に従軍の後、鍋島直茂に属して鎮西の各地に転戦し勲功あり、直茂が多布施に退隠するに当たりこれに随従し、その嫡子五郎兵衛生明は小城藩の始祖鍋島元茂が小城に封ぜられる際に小城に移住したものである。富岡喜左ェ門賢明は元和元年大阪夏の陣に出戦し六月朔日戦死した。年六十三。これより逆算すると天神山において討死した富岡貞明の弟新九郎と同年である。富岡喜左ェ門賢明の父を栄明とする。武雄男爵家の系譜には登載しないが、多久孫六所蔵の後藤系図には武雄十七代後藤職明の子に刑部少輔栄明あり、職明これを嗣とせずその女の産んだ渋江公勢の嫡男純明を家督としたことより見れば栄明は庶出であろう。富岡城主後藤貞明が知行千石の大禄を有するより見れば、栄明が富岡城主となり、その子が後藤貞明の父兵部太輔であろう。小城富岡氏の略譜に喜右ェ門賢明は職明の第二子刑部少輔栄明の第二子とあり、年代および年齢より推考すればその関係は左記の通りであろう。

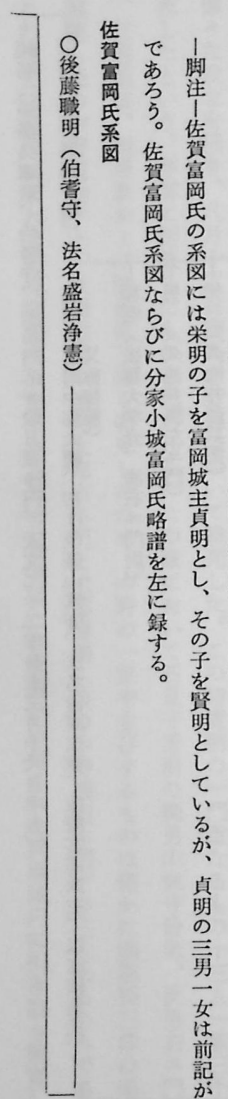

―脚注―佐賀富岡氏の系図には栄明の子を富岡城主貞明とし、その子を賢明としているが、貞明の三男一女は前記が正当であろう。佐賀富岡氏系図ならびに分家小城富岡氏略譜を左に録する。

佐賀富岡氏系図

○後藤職明（伯耆守、法名盛岩浄憲）

純明（後藤兵庫頭、伯耆守、法名円応寺殿月湖浄円、天文二十二年癸未三月十六日卒去）
栄明（後藤刑部少輔）
貞明（富岡中務大輔、初は後藤山城守、法名歯固玄徹、塚崎富岡城主、以富岡為氏、又称後藤）
和明（後藤大学介、清右ェ門尉）
男（久池井勝左ェ門）
男（久池井彦兵衛）
女（初は勝星八左ェ門の室、後、武雄五郎兵衛に嫁す）
賢明（富岡善ェ門、法名高甫道善元和、元年乙卯六月朔日卒、年六十三、天正の初頃、佐賀に赴き、龍造寺隆信公に属し同十年壬午筑後国蒲地益種の居城蒲地、船津を攻めらるる時一番に進み之れを攻落し軍忠他に抽づ）
女（武雄貞右ェ門室）

小城富岡氏略譜

○富岡賢明――生明――生清――則昌――景明――貞明
家明（佐賀富岡の祖）
古明――陳明――孫明――敬明

広福寺の名字が富岡なのは、明治維新の際、戸番を設定するに当たり富岡一番地としたため寺の姓としたのであって、後藤富岡氏とはなんの関係もない。

（昭和一一、八、二八稿）

㈣ 中野の磐井城主

さきに武雄城主第四代後藤宗明はその二男、三男へ西山村と富岡村を分譲したが、第七代後藤政明は次男十郎定

明へ中野村を分与し、東目防備として磐井城を築きこれにおらせた。いま磐井八幡社のある所である。上滝の猿の熊城はその支城であった。磐井は今よりおよそ千四百年以前、人皇第二十六代継体天皇の御宇、筑紫の君磐井が肥筑の間に横行し、西方を平げ玆処に屯営したため、今に至るまで磐井の岡というとの伝説がある。現在の磐井八幡社は武雄城主第二十代後藤家信が佐賀よりきて入城するに当たり、佐賀龍造寺八幡社の分霊を奉祀したものである。

中野城主の略譜

（その一）

①中野後藤定明（墓崎後藤十郎）
②頼明（五郎）――③盛明（中野五郎と称す）――④時明（中野八郎）
⑤潔明（中野五郎）――⑥師明（中野八郎）――⑦氏明（中野五郎）――⑧秀明（石見守、兵庫助、中野監物）

初代定明、二代頼明は父子共に弘安四年蒙古合戦に出軍し、正応二年三月勲功の賞として各神埼郡の地を賜わった。勲記は「元寇と我が武雄」に記載する。第八代石見守秀明の嫡男山城守治明は若木村本部を領し本部大明神を建立した。石見守秀明は永禄六年龍造寺隆信が第二回目の須古攻めに当たり、武雄城主後藤貴明の代将として出軍し惨々な敗北を招き、八月十二日樺島の野辺において戦死した。この時貴明の一門重なるもの十三人一族三十七人戦死したという。非常に苦戦したものと思われる。この戦において石見守秀明の嫡男山城守治明、次男右ェ門佐忠明、三男蓮城、四男東および嫡孫孫三郎も戦死したため、中野の一族中生存するものは僅かに嫡孫孫三郎の弟新七郎模明（後の中野監物）と、次男忠明の遺児太郎右ェ門と式部清明（後の中野福右ェ門）の三人あるのみである。

この遺児三名はいずれも石見守秀明の孫であるため、貴明はこれを憐れみ皆これを武雄城内に引き取り養育した。

しかるに遺児太郎右ェ門は病弱にして早世し、新七郎と式部は天正二年貴明の養子惟明の反逆に際し、惟明に加担して貴明を謀殺せんとしたものである。これが武雄城に引き取られてから僅かに十二年目に当たる。しかも新七郎は反逆の張本人であった。

（その二）

⑧中野秀明（戦死）―⑨治明（八郎太郎、山城守（戦死）重明とも云ふ）―孫三郎（戦死）
　　―⑩模明（新七郎、石見守、監物、兵庫助）―
　　―美明（越前守）―模元（善太郎）
　　―⑪成明（権右ェ門、三郎右ェ門）
　―忠明（右ェ門佐（戦死））―太郎右ェ門（早世）
　　―清明（式部神右ェ門）―重澄（山本神右ェ門）―常朝（神右ェ門）
　―蓮城（戦死）
　―東（戦死）

山城守治明（重明）を中野家九代とし、その次男新七郎模明兵庫助、監物）が跡目を相続したためこれを中野家十代とする。十代新七郎は貴明より養育せられ長じて模明と号した。祖父秀明の名を襲用し、石見守、兵庫助、中野監物と号した。貴明の養子惟明の反逆の際にその張本人となり貴明と戦い敗軍の後、亡命した。こうして武雄の中野氏は滅亡した。新七郎模明と共に貴明より養育せられた式部清明もまた惟明の反逆に加担し、敗軍ののち佐賀の家臣となった。佐賀論語葉隠の著者山本神右ェ門常朝の祖父である。中野城主第十代中野監物模明亡命のため中野家は滅亡した。しかし武雄二十代の城主後藤家信は、名門の跡であるため模明の次男権右ェ門をして中野家の苗籍を継がせた。これが中野家十一代成明である。慶長七年の知行調に中野成明上瀧村にて知行三十石とあり、

惟明反逆事変後間もなく召出されたものと思われる。その苗裔第十九代中野忠兵衛正宗六十四歳の時明治維新となった。その子清之助があったがその行方を知らず。代々中野区に居住し明治の末年真手野に転居したという。若木村、武内村の戸籍を調査したが遂に発見できなかった。

（その三）

⑩中野模明（新七郎、石見守、兵庫助、監物）―美明（越前守、平五左ェ門）―模元（善太郎）
　　―⑪成明（権右ェ門、知行三十石）―⑫成喜（藤五兵衛）――
　―⑬成元（藤五兵衛）―⑭成之（弥八兵衛、知行五石となる）―⑮成貞（弥八兵衛、五郎右ェ門、鶴田吉太夫の次男婿養子）―
　―⑯充昌（五郎右ェ門、弥八郎、養子なり、松尾甚五左ェ門）―⑰成久（権右ェ門、文化七年物成を切米に変更せら（る）
　―⑱成房（八太郎）―⑲正宗（忠兵衛、六十四才の時明治維新となる）―⑳清之助

武雄より亡命した中野家第十代兵庫助模明（新七郎監物）は鍋島直茂の家臣となったが、再び亡命し遂に伊万里「コジキ」島において自殺した。反逆者の末路がそこにある。

中野神右ェ門清明（式部）の三百年祭に当たり、大正九年その苗裔中野礼四郎の記述した「中野神右ェ門」と題した少冊子あり、模明と清明の経歴を語っているので左に録する。

―脚注―中野神右ェ門清明の次男重澄、山本助兵衛宗春の養子となり、父の名を襲用して神右ェ門と号し、その次男山本常朝また神右ェ門と号した。佐賀論語の著者である。この三代を中野神右ェ門三代と唱え加判家老として代々年寄役を務めた。山本常朝の編述した「中野神右ェ門清明、法名照真院浄道一代奉公の荒増聞書」という自筆の伝記はその直系山本助一が保存する。中野礼四郎著述の「中野神右ェ門」はこれに因ったものである。その一節に曰く

「此頃神右ェ門（山本常朝の祖父清明幼名式部）の一族中野兵庫（新七郎）は筑後江の浦の守将として彼地に派遣せられ

て居ったが、天正十三年薩摩の島津方から種々の手段を用い利を以って之れを誘ったから、兵庫も心動き遂に佐賀に背いて島津方に味方することとなった。兵庫は神右ェ門（清明）の叔父山城守重明（治明）の孫（重明の次男であるが兄、三郎の跡を相続したから孫と謂ったものである）で神右ェ門とは再従兄弟（家は従兄弟）の間柄であるが、年令も上で、仲々の働き手であったから、神右ェ門が武雄の後藤氏に寄食して居た頃から、兄とも頼み、父とも思って師事して居った老功の武士である。それが人もあろうに恨み重なる島津氏に降り、一身の安穏栄達を計ったとあっては神右ェ門が無念千万に思ったのも無理もないことである。義を立つれば親を滅し、親に従えば義を失う。神右ェ門は実に進退両難の岐路に立った。然し神右ェ門は情の為めに忠節を忘るるものでない。決然として其所信を変へず、一意専念直茂公に奉公した。」

中野兵庫（新七郎）が貴明より引き取られた時は年九歳であった。天正二年惟明の反逆を主張した時は二十歳である。天正十三年江の浦の守将であった、これがまた薩摩の島津氏に降った。天正十三年といえば龍造寺隆信が島津軍のために討ち取られた翌年である。神右ェ門重澄が憤慨するのももっともである。常朝の記録はなお続く。

「中野一門より謀叛人を出したとあっては家内の恥辱此上もない。何とかして元々通り味方に引戻さうと日夜心を砕き、親ら彼地に馳せ向い五十挺の鉄砲隊を以て川端に備へ、いざと謂はゞ直に撃込む手筈を定め単身城中に乗込み、兵庫に面会し情理を尽して説得し再び之れを味方に引入れ、兵庫の子初千代といふ当年纔かに三才の子供を人質に取って佐賀に連れ帰った。之れが後の中野平五左ェ門である。（越前守美明に当る）中野兵庫は佐賀に帰国の後、家来助成の為め、扶持の加増を申出たが、此頃は所領も減じ島原戦死者遺族の扶持さへも未だ定って居らぬ時分であるから、暫く時節を待つようにと諭されたけれど、兵庫は承知せず、再三これを強要し、希望達成の見込がないと諦めて中国に遁走し一時は毛利氏に仕へたが、待遇が悪いと又々毛利氏を去り、再び九州に下り筑後の立花氏に仕へたが、佐賀との合戦（慶長五年の柳川陣）に七ヶ所の負傷を受け療養の為め平戸に落延びた。」

その平戸に落ち延びたのは反逆者後藤惟明をたよったものであろう。彼は貴明公より養育せられながらこれに刃向い、さらに佐賀の家中として当の敵たる島津氏へ内通し、後には柳川の家来となって佐賀軍と戦い、七か所の手疵を負ったなど、実に利のためには何物をも顧みない下劣千万の人物である。常朝先生の記録より見るも彼は忠義の何物たるを知らず、利欲のためには志を二、三にし叛服常ならず、貴明を殺害し惟明を武雄城主にしようと主張した発頭人であることが窺われるのである。さてその最後は如何。常朝の記録はなお続く。

「此事が佐賀に聞こへたから、或は伊万里地方に来るかも知れぬ。其時には有無を言はせず唯一打に討取れとの厳命が下った。当時神右ェ門は西目一帯の心遣を命ぜられ桃川に在ったから、注意を怠らず人を四方に派遣して之れを探らしめた。然るところ兵庫は此の厳命を漏れ聞いたものであろう。遂に伊万里の「コジキ」島で切腹した。兵庫は才智もあり、胆略もあり、一方の大将として恥からぬ立派な武士であったが、余りに利に鋭く遂に悲惨なる最後を遂げた。我が一門の人々は互に相戒むべきことである。兵庫の子平五左ェ門は父に随って平戸に行ったが、松浦家でも用ひなかったから其後行衛不明となった。」

中野右ェ門佐の次男式部は佐賀に落ち延び中野神右ェ門清明と唱えた。天正二年惟明の変に際し、宗家兵庫助模明とともに反逆に組し、七月三日宮野において十八か所の手疵を受け、芦原に隠れた。特に大矢野万左ェ門の撃った銃丸は腹部に残留し、終身疼痛を覚えたという。貴明これを聞き直ちに逮捕せんとしたが、裏山の密林中に逃げ込み、須古に走って負傷の治療をし、平戸に落ち延び浪居中、佐賀の家中石井伊豆その子修理父子の招聘によりその領地杵島郡横辺田の福母村にきて、さらに小城の今山に居住した。その後石井父子の推挙により鍋島直茂公の家臣となったものである。文禄年中朝鮮征伐に当たっては直茂公の旗本となり、その後伊万里代官を命ぜられ桃川村瓶山に居住し、元和六年七月十八日急病にて卒した。年六十六。墓は居館の一隅山の手にある。法名照真院元心浄通。

佐賀中野氏略譜

○中野秀明（戦死）―治明（重明とも云う（戦死））―模明（新七郎兵庫助、監物）
　　　　　　　　　―忠明（右ェ門佐（戦死））―太郎右ェ門（早世）

―清明（式部神右ェ門、知行三百六十八石、之れを両分し）―
（て養子と実子に譲る。）

（女婿）
―茂利（配は清明の長女、水町平右ェ門茂成の次男）――政利（名は数馬）――――――

―利明（数馬）――幸明（数馬）（佐賀中野致明の祖にして致明の子を礼四郎とす）
―宗明（平右ェ門）―就明（甚右ェ門）

（長男）
―正守（将監知行五百石）――正邦――澄明（正包、切腹、家潰る）――安明（山本神右ェ門常朝の養子となる）

（次男）
―重澄（山本助兵衛宗春の養子となる、山本神右ェ門）――武弘――――――常治
―常朝（山本神右ェ門）―安明（養子中野澄明の子）

中野神右ェ門清明（式部）の本家はその女に水町平右ェ門茂成の次男茂利を婿養子とし、代々数馬を名とする。加判家老の家柄で現代中野礼四郎、先代中野致明は鍋島候爵家の家職である。

長男中野又右ェ門正守は鍋島勝茂より重用され禄五百石を食んだ。しかしその孫将監正包（澄明）は罪あって元禄三年九月切腹仰せ付けられ家名断絶した。しかしその子安明は次男家中野重澄の次男山本神右ェ門常朝の家を継いだ。

次男中野重澄は父清明（式部）の神右ェ門を襲名し山本助兵衛宗春の養子となり、寛永十五年の有馬陣に従軍し手疵を負った。後西目代官となり知行四百三十七石五斗を食む。伊万里へ牧場を設けたのはこの人である。

山本神右ェ門重澄の次男山本神右ェ門常朝は彼の有名な佐賀論語葉隠の編者であって父神右ェ門七十の子である。一日多久図書を訪ね、「拙者七十になって息子が生まれました、塩売にでもくれて仕舞えと申し付けて置きました」と談じたところ、「いや人にくれてはならぬ、ゆくゆくは御用にも立つであろう。老後の子息だからめでたい名を附けるがよい」と諭され、松亀と命名され、かつ武者絵の祇園扇に白麻を添え下して祝われた。これが案にたがはず立身出世し、元禄三年五月請役所附役を命ぜられ翌四年五月には光茂公の御側に召成された。時に年三十三。

元禄十三年光茂公の薨去されるや、落髪して法体となり佐賀市の北方、北山の菴室に移り享保四年十月十日卒した。年六十一。閑居すること二十年である。この間に田代又左ェ門がしばしば訪問して談ぜられた要領を筆記し編纂したものが佐賀論語葉隠である。要するに中野家は永禄六年須古の戦においては武雄の忠臣であったが、天正二年惟明の反逆に際しては謀叛人となり、遂に武雄の中野氏は滅亡したが、佐賀の中野氏はその子孫連続し現今に至ったのである。（昭和二三、一〇、二七稿）

㈤　芦原領主

橋下村芦原の地は元来武雄の領地であったが、天正二年惟明の変に当たり志久、北方、横辺田一円を龍造寺に割譲した時、芦原の地もまた龍造寺の有となり、後西松浦郡山代領主山代孫七郎貞に賜わったものである。これが芦原領主の初代であり、孫七郎は鍋島姓を与えられ鍋島茂貞と号した。天正十五年七月三日豊臣秀吉より山代孫七郎貞に賜わった朱印状には「今度為御恩地、肥前国之内、当知行分之事、被宛行畢、全致領知、下々合着龍造寺、向後可抽忠勤之由也、」とある。これは天正五年龍造寺隆信より討伐せられその家臣となったためである。

―脚注―佐賀における龍造寺配下の多久、武雄、諫早等に対する御朱印状は天正十八年三月七日であることから考察すれば、これは西松浦郡山代の領主としてその知行を附与せられたものと考えねばならぬ。

山代孫七郎貞は松浦党で先祖代々西松浦郡山代の領主であり、始祖松浦源太夫久、初めて久安元年乙丑肥前国下

松浦に下向し梶谷城に入り、嫡子源四郎直、父の譲を受け御厨荘七百五十町を領した。直に六男あり、五男源六囲へ山代を与えた。これが山代家の初代である。

芦原邑主略系図（その一）

○松浦久（松浦源太夫判官、久安元年乙丑下向、下松浦郡梶谷城に入る、久寿元年甲戌九月十五日卒）――

―直（下松浦源四郎太夫、久安年中御厨荘七百五十町父の譲を受く）―①囲（山代源六、直の五男、建久三年下文を賜ふ）―

―②固（山代源三郎）―③広（同源三郎）―④階（同弥三郎、文永十一年異賊合戦討死）――

―⑤栄（同又三郎童名亀丸、亡父討死の賞として筑後八院府を給はる、弘安四年辛巳蒙古合戦の時、疵を被り恩賞に預り神埼庄内の地を賜る）―

―⑥正（同三郎童名亀犬丸）―⑦弘（同称三郎童名亀鶴丸）―⑧勒（同民部允童名定亀丸）―⑨栄（同豊前守）――

―⑩清（同豊前六郎）―⑪直（同因幡守、童名弥八郎、法名春翁源陽、元亀四年癸酉四月十四日卒、二十三）――

―⑫貞（山代孫七郎、童名虎王丸、鍋島喜左ェ門尉茂貞と改む、法名海雲宗覚、母は馬渡甲斐守俟明の女、寛永十五年六月六日卒六十九、天正十五年丁亥七月三日大閤殿下より御朱印を賜ふ。初めて龍造寺の附臣となり太守鍋島直茂に属し鍋島茂貞の名を賜ふ。）

―女（鶴田兵部大輔明の室）

山代家四代山代弥三郎階は文永十一年異賊入寇の際出陣し戦死した。これがため五代山代又三郎栄に対し恩賞あり筑後国八院府を賜わった。栄は弘安四年蒙古合戦の際、防戦に努め疵を蒙り、また神埼庄内の地を下賜せられた。同十二代山代孫七郎貞は鍋島主水の手に属し朝鮮征伐に出陣し、慶長三年戊戌正月二日家臣討死二名、手負十八名を出した。慶長五年、関ヶ原の戦争には鍋島勝茂に従い出陣し、敗戦の後帰国に際し供船少なく難義をしたた

め、孫七郎は泉州堺に至り自分にて船一隻を買い取り大阪川口より御供し下った。同年柳川陣には鍋島七左ェ門の手に属し家臣討死二名手負四名を出した。貞は柳川陣に勝利を得、また川口出船の時その働き神妙なりとて褒美として勝茂より赤毅五百俵を拝領した。

山代孫七郎貞が芦原に転封し来った年月は不明であるが、天正十一年八月二日、武雄十九代後藤貴明は芦原の館において卒した。その墓は光明寺にある。貴明の卒去後その館を寺とし光明山自運寺と号した。（山門に棟札があったという）自運は貴明の法名である。これを自運山光明寺と改称したのはこの地が山代貞の領地となったからと思わねばならない。天正十六年霜月に彫刻した貴明の木像には既に芦原の光明寺に安置すとあり、天正十五年には既に山代貞は転村したものであろう。その祖渡辺綱を祭った青幡神社の建立が天正十五年であることから考えれば、山代貞は豊臣秀吉より領地の御朱印を与えられ間もなく転村したものと思われる。貞は寛永十五年戊寅六月六日卒した。法名は光明寺殿海雲宗覚大禅定門と号した。墓は光明寺にあり爾来その菩提寺となった。孫七郎貞の室は平戸領主松浦鎮信の女で、貴明の女婿丹後守および貴明の養子惟明とは同胞であるから武雄とは姻戚の関係がある。孫七郎貞に芦原の地を与えられたのはこれらの因縁によるものと思われる。孫七郎貞の妹は武雄の室老鶴田因幡守勝の嫡男兵部大輔明の室である。芦原に転村後の系譜は左のごとくである。

芦原邑主略系図（其の二）

①鍋島茂貞（前出）―②方教（鍋島勝右ェ門、法名高峯宗泉、寛文三年卯五月十五日卒、母は松浦肥前守鎮信の女）―

―③武（同喜左ェ門、童名千之允、法名一如玄清、母は鍋島若狭守茂綱の養女、元禄五年申十月二十八日卒、七十五）――

―④契（同十太夫、童名伊勢王、法名心了一法、宝永四年丁亥正月二十二日卒、七十三）――

―⑤清（鍋島十太夫、童名彦八、喜左ェ門、弥平兵衛、実は弥平兵衛樹茂の弟、養子）――

⑥昭（十太夫、童名又三郎、右京、隼人、享保三年四月弥平左ェ門茂延の養子となり弥平左ェ門嵩興と改む）――
⑦有（鍋島喜左ェ門、実は喜左ェ門武男、十太夫昭の跡を継ぐ、享保十五年庚戌三月十五日卒、七十一）――
⑧明（鍋島十太、夫始は村上源太夫有久、宝暦十年庚辰六月二十九日卒、七十）――
⑨棟（鍋島喜左ェ門、始は千之允、牧太、十太夫、天明五年乙巳正月十六日卒、五十八）――
⑩繁（鍋島十太夫、十太左ェ門、法名操節大儀禅定門、天保三年壬辰七月二十九日卒）――
⑪栄（鍋島十太夫、初は孫七郎、童名武丸、文化九年壬申六月十六日誕生）――
⑫崇（鍋島千之允、童名虎吉郎、妻は鍋島安房の女、元治元年子九月十四日卒）――
⑬篤（幼名辰太郎、安政四年巳八月十五日生、妻は田中清輔の女、名は鶴）

芦原領主初代鍋島茂貞の芦原へ転村後の天和三年の知行調には鍋島勝右ェ門方教（同上二代）一千八百石とある。二代鍋島方教は寛永十四年、有馬「キリシタン党」の徒が蜂起した時悴千之亟を同伴出陣し、十二月九日の晩鍋島淡路の手に属して原城向いの山に陣取り、翌十日手勢三百五十人、内鉄砲三十挺、弓十張、鑓二十本をもって山際まで一番に押し寄せ矢入れ、鍋島甲斐守より懇ろの沙汰を受けた。この戦いにおいて方教は陣所の山に竹勢楼を組み立て大筒小筒を打ち出し、国許より石火矢到来に付きこれをもって打ち懸けた。同十五年正月元日城乗の陣触あり、父子ともに本丸に押し詰め方教は差物三段、鳥毛の上一段を打ち折られ、悴千之亟は持鑓十文字ならびに持弓の裏裏打ち切られた。この時城中より矢が千之亟左の籠手に当たりその矢は今に保存するという。この戦いに

おいて方教の舎弟山代伝之亟、山代左五右ェ門の両人負傷し、家臣中討死四名、手負四十五名を生じた。同日暮六ツ時（午後六時）城中より敵大勢押し出し来たが、方教父子および家中一同駈けつけ鉄砲を強く打ち懸けたため敵は城中に逃げ入った。本丸および三の丸の塀両所へ坑道を掘穿し、出丸は勝茂心遣にて工作するよう松平伊豆守より沙汰あり、方教は心遣頭人を命ぜられた。よって国許より金山掘、加瀬社人の弟八太夫、佐留志村九左ェ門と申すものを召し寄せ七、八間も掘入れた。城中よりは鉄砲を打ち、石を投げ色々防いだがこれに屈せず、作業を継続した。二月二十一日敵数多夜懸をして多久美作の陣所を襲い、又方教の陣所にも押し寄せたため強くこれを防ぎ敵を数多く討ち取った。敵は山際の柵を披き城中に逃入った。味方の手負い五名。翌二十二日未明大守勝茂夜懸の場所を巡検し討ち取った首級を上覧せり、榊原飛騨守殿へも御目に懸け候よう仰せ付られたため御覧に入れた。二月二十七日、明日辰の刻（午前八時）城城の吟味相すみその段御触れあり、方教父子、弟伝之亟、左五右ェ門、家臣一同乗入の場所に打ち入り敵を数多く討ち取った。この時討ち死七名負傷二十四名を出した。帰陣の後白銀五十枚を下賜せられた。四代鍋島十太夫契の時代において白石堤（現今の永池の堤）が築造せられた。よって貞享四年九月二十九日杵島郡下蓑具、永池二箇村の内地米四百二十三石八斗二升二合を返上し、代地として左の土地を交付せられた。

同郡坂田村の内　地米百三十七石壱斗二升二合
同郡楢崎村の内　地米百壱石九斗四升壱合
同郡室島村の内　地米拾六石七斗壱升四合
藤津郡志田村の内　地米百六十八石四升五合
計　地米四百二十三石八斗二升二合

十代鍋島十太夫繁の時代において寛政十一年己未の歳、焼米の堤が築造せられた。当時は竜王堤と号した。同所

には多久領の堤四か所があったのを潰したため、その使用水量を定め、又は永池の堤使方用法をも規定する必要を生じ、享和三年厳重なる規定を定めた。（規定略す）

十三代鍋島辰太郎篤の時代に明治維新となった。当時の知行壱千石より壱石を減じ九百九十九石であったという。ことさら壱石を減じたのは何か理由あることと考えられるがこれを知る由がない。明治二年その筋へ呈出した五か年平均の実収高は五百九十二石八斗二升二合四勺とある。これが実際の収入高である。

（昭和一一、一二、一三稿）

(六) 武雄姓と後藤姓

武雄において武雄姓を名乗り、また後藤姓を唱ふるものはみな名門である。これ武雄姓は古来より武雄神社の独有で他は一切これを名乗ることを許さず、後藤姓は領主の姓であるため、その分家するに当たってもこれを禁じたためである。この制度は明治維新と同時に消滅した。武雄領主第四代後藤五郎宗明の二男公明が分家するに当り、宗明は西山村を与えて西山後藤と唱えさせ、三男信明へは富岡村を与えて富岡後藤と唱えさせた。西山後藤はのち上西山と下西山に分れ姓を上といい下と唱えたが、上は亡び下は姓を木下に改め、富岡後藤は姓を富岡と改めた。

（富岡城主参照）

○武雄第四代後藤宗明―①西山後藤公明―②行明―③通明―④衛明

- 西山上五郎胤明―豊明の時亡ぶ。
- ⑤西山下五郎親明―⑥倫明―⑦重明―⑧房明―⑨公英―⑩公満―⑪生明―⑫公晴

- ⑬満明―実明（平戸退去）
  - ⑭下四郎左ェ門紀明―⑮木下忠兵衛公之（知行十石）―⑯公長（彦左ェ門）―⑰公通
    - ⑱公昌（知行二十石）―⑲公規―⑳公恕―㉑公成―㉒公与―㉓公章（儀一郎）―㉔五八―㉕兵三

十三代下満明の長男実明は天正二年惟明の反逆に加担し平戸へ退去したが、筋目の家柄であるため武雄十九代後藤貴明は次男下四郎左ェ門紀明に満明の家督を相続させた。しかし第二十代後藤家信が佐賀から来て貴明の嗣となると紀明は神埼に退隠した。よって家信の嫡男後藤茂網は名門の断絶を惜しみ、さらに紀明の息、下忠兵衛公之を武雄に招いてその苗籍を継がせて姓を木下と改めさせ、甘久村において知行十石を支給した。第二十三代木下儀一郎公章の時、明治維新となった。

武雄領主、第五代後藤清明は二男共明へ八並村を与え八並後藤と唱え、のち八並氏と称した。武雄領主第十九代後藤貴明の末子新三郎信明は八並右ェ門和明の嗣となり、天正十二年三月二十四日島原陣において戦死したためその家は亡んだ。年十九。

武雄領主、第六代常明の次男篤明はかって鎌倉に勤仕した。功労により神埼郡田手村を賜ってここに転住し、田手後藤と称したがのち単に田手と唱えた。

- 篤明（田手次郎、法名等仏）―政明―宣明―長明
  - 邦明

同、第七代政明は次男定明へ中野村を与え世々磐井城主であった。佐賀の重臣中野氏はその一族である。（中野の磐井城主参照）

同、第九代氏明は次男宗明へ辻後藤の姓を与え分家したが、その曽孫俊明は入って本家を相続し、武雄十三代の

領主となる。また三男準明へ小楠村を与え小楠後藤と称させた。その苗裔はつまびらかでない。分家の略譜は左のごとくである。

武雄城主の分家略譜

○第四代後藤宗明―清明（第五代城主）―常明（第六代城主）―政明（第七代城主）
　　公明（西山後藤）　　共明（八並後藤）　　篤明（田手後藤）
　　信明（富岡後藤）

直明（第八代城主）―氏明（第九代城主）―幸明（十代城主）―光明（十一代城主）―朝明（十二代城主）
定明（中野後藤）　　宗明（辻後藤）―秀明―経明（室は光明の女）
　　準明（小楠後藤）　　俊明

俊明（十三代城主、辻後藤経明の子）

以上のように往昔はしばしば分家したものも後藤姓を名乗ることがなく、爾来一回も分家した事蹟を認めず、次男以下は概ね他家の養子となったものである。武雄神社神主の家は一回も分家したことがない。したがって後藤姓と武雄姓は男爵家の始祖後藤章明以来ほとんど八百年にわたって、わが武雄領内においては男爵家と武雄社神主の外には存在するものはなかった。しかるに武雄二十代の領主後藤家信が佐賀より来って入城するや、その四男頼続へ初めて武雄姓を賜わった。これが武雄領内における武雄姓の始まりであり、爾来明治維新に至るまで御親類として取り扱われた。本小路武雄孟太郎の家がこれである。

頼続の庶長子正常にも武雄姓を許可せられ、その次男常政にもまた武雄姓を許可せられたが、正常の家は亡び、常政の家は後藤姓に改めたため、武雄姓は家信の四男家のみ残存することとなった。

家信の四男武雄家六代頼貞の次男頼永にまた武雄姓を許可せられた。十間堀町武雄清の家がこれである。武雄孟太郎の屋敷は今なお現存し、武雄清の屋敷は先代与一の時代に永尾好太郎の住宅敷地となった。

武雄略譜（その一）

◎後藤家信―二十一代茂綱―二十二代茂和―二十三代茂紀
　　鍋島茂教
　　鍋島茂延
　　①武雄頼続―武雄正常―常喜―信明―紀澄（二十三代茂紀の庶子）―澄長―信盛（自殺して家亡ぶ）
　　　武雄常政―常照―常則―信貞（二十三代茂紀の庶子、後藤姓に改む）
　　②武雄頼章―③頼長
　　④頼久

⑤頼雄
頼陽
⑥頼貞―⑦頼央―⑧高敬―⑨高恭―⑩頼之―⑪頼均―⑫孟太郎
　　㈠武雄頼永―㈡通政―㈢伯比―㈣衛守―㈤与一―㈥清

また武雄第二十一代の領主茂綱は三男民部茂明、五男小平太綱吉、七男八兵衛英経、八男采女吉親の四人へ武雄姓を許可した。しかし三男と五男家は佐賀藩士となり、八男家は亡び、武雄に在住するものは七男家のみで、明治維新に至るまで御親類として取り扱われた。西田小路西田屋敷は其住宅で現代を武雄貞紀とする。武雄神社神主の外に武雄領内において武雄姓を名乗るものは以上の三家だけである。

武雄略譜（その二）

○鍋島茂綱
- 武雄領主二十一代
- 廿二代茂和―廿三代茂紀
- 三男
- 武雄民部茂明……権太夫―俊明（二十八代茂義の次男）―英明―俊一
- 五男
- 武雄小平太綱吉
- ①七男
- 武雄八兵衛英経―②紀貞（二十三代茂紀の庶子）―③貞喜―④貞斡
- ⑤延貞
- ⑥貞徳―⑦貞盈―⑧貞良―⑨易之助
  - ⑩貞軌
  - ⑪貞紀
- 八男
- 武雄采女吉親―吉高―紀長（二十三代茂紀の六男、女子二人あるのみにて家亡ぶ）

三男武雄民部茂明の苗裔は、武雄権太夫の時に武雄領主二十八代茂義（法名浄夫）の次男左平太俊明（天保五年三月朔日生）を嗣とした。知行百三十五石佐賀の直士であったが、その子豊一郎英明の時明治維新となった。英明は伯父茂義より時計師の稽古を命ぜられて長崎で修業し、九州鉄道の開設とともに同社の時計師に採用され福岡へ移住した。嫡男陸軍少将俊一は籍を武雄に移し、武雄男爵家三十代鍋島英昌の長女を室とした。嫡男砲兵少佐武雄勝紀は支那事変に出征し、昭和十三年五月九日蒙城東門外の陣地において戦死した。年三十一。室は陸軍中将柳川平助の女である。初めて後藤姓を許可されたのは武雄第二十三代の領主鍋島茂紀の庶子信貞が武雄常則の嗣となり、（武雄略譜其一参照）寛政二年後藤姓に改めたのが最初である。信貞の名は長之進、初め久間休兵衛道賢の養子であったが離縁の後武雄常則の苗籍を継いだものである。知行三十石、さきに武雄領主二十一代後藤茂綱は慶長五年鍋島姓を賜わり、爾来、百九十年の間武雄に後藤姓はなかったが後藤信貞に至り復興したものである。のち二家と

なった。

○後藤信貞―方貞（第二十五代の領主、茂昭の庶子）―義知（長之進）
- 官左ェ門（初の名国三郎）―積善（兵之進）
  - 積之（文一郎）―勝
  - 悦市
- 後藤音人―常助―俊一

後藤積善、同名常助の時代において明治維新となった。その男後藤悦市、同名俊一は九州鉄道の社員であったが、明治四十年国有に帰し官吏となった。維新当時の御親類格に東後藤、西後藤あり、西後藤は第二十五代鍋島茂昭の庶子家で、東後藤は同二十八代鍋島茂義の五男家である。西後藤は男爵家裏門の西にあった。東後藤は東にあり今なお現存する。

○後藤忠敬（二十五代の領主茂昭の庶子、知行百石）―敬成―敬房―清英（二十七代の領主茂順の庶子）
- 安一郎―寛吉郎―乕太郎（西後藤と称す）
- ○後藤保明（二十八代の領主茂義の五男）―祐明（東後藤と称す）

西後藤安一郎、東後藤保明の時に明治維新となった。維新前に後藤姓を名乗ったのは以上の四家だけである。

（昭和一四、二、一五稿）

三　各界に活躍した人々

後藤貴明　貴明は大村領主、大村純前の次男で十二歳の時、塚崎領主十八代後藤純明の養子となり天文二十二年

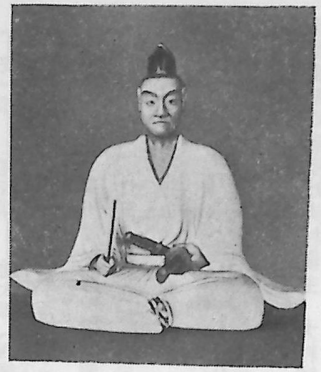

公明　貴

（一五五三）十九代の塚崎領主となる。彼の在世は室町時代末期の戦国の世で、西肥前の雄将として戦いに明け暮れた生涯であったといえる。

天文二十二年（一五五三）後藤十九代を継ぐと、九月には長島領主渋江の居城、潮見城を攻略して長島荘を手中に収め、引続き、同年十二月には平井の須古城を攻めたが敗戦の憂き目を見た。

永禄四年（一五六一）二月、塩田の原直景を攻めて降伏させた。波佐見、川棚、彼杵の大村領主の家臣たちは貴明の武勇を慕ってぞくぞく彼の麾下に加わった。上佐賀領主、神代勝利も龍造寺隆信に敗れ波佐見に逃れてきて貴明に投じた。

永禄六年（一五六三）には針尾島の佐志方城を攻略して、佐世保、日宇、早岐をも領有した。貴明の勇名は西肥前に知られ、平戸領主松浦隆信や大河野城主鶴田勝も誓書を貴明に送って盟約した。

元亀元年（一五七〇）の夏、貴明は塚崎城内に親戚や盟主、家臣を招いて年来の軍労を慰さめる宴遊会を催し、自ら

武雄山　御船の岳の麓には
　流れ絶えせぬ波の笹川

と、詠じたと伝えられている。

この時、戦功行賞が与えられた。

天正二年（一五七四）六月、貴明の養子、平戸領主松浦隆信の次男惟明が、野心を抱く家臣らとともに叛逆を企てたので、貴明は身をもって住吉城に逃れ、それまで敵対していた龍造寺隆信に救いを求めた。

惟明の反逆を押えることはできたが龍造寺の勢力下に入ってしまった。

龍造寺隆信の三男、家信と長男、晴明を交換養子とし、家信に家督をゆずり、北方町芦原の館に移り住んだ。貴明が領主の時代が戦国の世であったためもあり、支配版図を一番広げたのであったがそれも僅かに二十年ほどであった。

西肥前の英雄も晩年はあわれで、天正十八年（一五九〇）八月二日、芦原の館で寂しく死んでいった。五十歳であった。



碑の子父勢公

渋江公勢　渋江公勢は長島荘の地頭、橘薩摩公業（きんなり）から数えて十三代目である。代々潮見城を居城としたが彼は若木町川古の日鼓城を居城とした。彼の事蹟、生立ちなどについては詳しいことはわかっていない。

正妻は塚崎城主十七代の後藤職明（もとあきら）の娘であり、その子が塚崎城主十八代の後藤純明である。「橘家渋江由来記」によれば、公勢は四囲に武威をふるい、西肥前の城主たちは、公勢に娘を質として送り従順を誓った。

公勢は若い頃、室町幕府の大番役となり、三年間京都に在住した。帰国の途次、大村城主であった大村純伊に逢い、大村城が島原城主有馬に奪われたことを聞き、純伊の領地回復に力を貸すことを約束した。

帰国すると公勢は島原の有馬を攻め、大村城とその領地を奪還してやったので、西肥前の城主たちは彼と盟約を結んだのであった。

公勢は七十歳の時、居城の若木町の日鼓城で息子たちとまり遊びをしていた際、嫡子の公親が乳母に持って来させた毒入りのくず湯を次男公政と

共にのみ死去したといわれる。

鍋島茂義　茂義は武雄領主二十八代で、江戸時代後期に西洋科学の吸収に力を注ぎ、西洋砲術、種痘の実施など日本の先覚者である。江戸時代の鎖国制度の中にあって、よくこれだけの先進科学を摂取したものと敬服に価する。彼は殿様というより、学究的な科学者であったといえよう。

洋式大砲の鋳造、西洋銃陣の採用、硝子の製造、エレキの研究など家臣に行なわせたとはいえすばらしい成果をあげている。輸入した蘭書も多く、現在残っているものだけで百三十八冊にのぼっている。

彼は二十三歳の若さで、佐賀本藩の執政（請役）に就任している。おそらく佐賀藩の執政では最年少であったと思われる。このほか、書、画に趣味をもち、画は素人の域を脱しており、墨絵や彩色の各種別のぼたんの画が現存している。

彼は寛政十二年（一八〇〇）十月生まれで、文久二年（一八六二）十一月、六十三歳で、その特異な生涯を終わった。

鍋島茂昌　武雄領主二十九代、鍋島茂昌（しげはる）は幕末から明治時代の当主であった。

天保十年（一八三九）九月一日、八歳で家督を継ぎ、嘉永五年（一八五二）には佐賀藩の長崎警固仕組方頭人となった。

その頃、ロシアやイギリスの軍艦が長崎に入港して交易を迫った。彼は鎮撫のため長崎に出張し、新鋭武器の必要を痛感した。父茂義が開発した西洋兵器の製造や輸入に力を注ぎ、彼が輸入した武器、弾薬は、当時の金額にして六万両にものぼった。

明治元年（一八六八）六月には佐賀藩を通じて特に朝廷より御沙汰があり、新鋭兵器を装備した武雄隊を率いて奥羽に出陣した。秋田県では今でも肥前兵の小銃や大砲の素晴しい威力のあったことが語られている。

明治三年（一八七〇）明治政府から陸軍兵部大輔に就任を懇請された。兵部大輔は今の少将で、西郷隆盛は中将級であったので、薩摩藩の軽輩の下で勤務することを嫌って辞退して帰郷、武雄にあって悠々自適の生活を送り、明治三十年（一八九七）男爵を授けられた。明治四十三年（一九一〇）三月十五日、七十九歳で死去した。

平山醇左ヱ門　平山醇左ヱ門は別名山平ともいわれ、鍋島茂義に見こまれて、天保三年（一八三二）八月、長崎の町年寄で、西洋砲術研究家の高島秋帆の内弟子となり、

1火打銃の銃陣　2臼砲および野戦砲の射撃法　3ボンベ、ガラナード、焼玉、照明弾、箱玉等の製法　4火薬の製造法など修得して、天保五年（一八三四）武雄に帰り、洋式砲を鋳造した。しかし、第一回目は試射の結果は失敗であった。

翌年七月、高島秋帆の直接指導で臼砲と野戦砲をつくり、これは成功であった。

天保十二年（一八四一）五月、高島秋帆が徳川幕府の命により、江戸西郊外の徳丸原で洋式火砲の火技を演じた時に参加し、将軍家慶の面前で演技に従事した。



平山醇左ヱ門打首の跡

天保十三年（一八四二）五月には佐賀本藩の蘭砲術稽古方、製造方に取り立てられ、月のうち半分は本藩に勤務した。彼は火薬の製造にも非凡な腕をみせ夜照玉を開発して佐賀藩主から激賞された。

天保十四年（一八四三）十一月二十一日、三十四歳の若さで打ち首の刑に処せられた。

その罪名、原因については記録がなく、全く不明であるが、師の高島秋帆が大砲密造の容疑で幕府に捕えられ

たので、武雄領主や佐賀藩主に迷惑の及ぶのを恐れ、自ら犠牲になったものと解されている。

中村涼庵　中村涼庵は名を平太郎といい、文化六年（一八〇九）十二月十二日、西川登町弓野で生まれた。十五歳の時、京都の漢法医吉益北舟の門人となり、四年間漢法医薬を学び武雄に帰ってきた。

武雄領主鍋島茂義は涼庵を見込んで、西洋医術を学ばせるため長崎に派遣した。

彼ははじめ、通詞、名村貞五郎についてオランダ語の教えを受けたのち、蘭医、楢林栄健に入門。その頃、シーボルトが栄健の医院に出張して治療を行なったので、それを見、聞きして西洋医術を習得して種痘の研究に力を注いだ。

天保八年（一八三七）牛痘を施した母子を武雄に連れて帰り、その種苗を、領主の嫡子茂昌や家臣二名に接種した。これが武雄における種痘の第一回目で、わが国では一番早かったと思われるが、それを裏付ける記録がまだ見つかっていない。

中村涼庵は、医術の手腕が認められ、明治三年（一八七〇）佐賀好生館（現在の県立病院の前身）小病院長に抜擢され、翌年には中察監となった。

明治十年（一八七七）二月十八日六十九歳で中察監の在職中に死去した。

山口尚芳　武雄町花島の太政官跡というのは山口尚芳屋敷の跡である。

彼は武内町真手野で天保十年（一八三九）五月十一日に生れた。武雄領主二十八代の鍋島茂義に見出されて蘭語、蘭学を学ぶため長崎に派遣され、蘭語を修得すると今度は、長崎の致遠館に入学して、フルベッキから英語を教えられ、武雄に帰ると佐賀本藩の翻訳掛兼練兵掛となった。

討幕の動きが活発になると尚芳は京都に出て、近衛公に近づき、岩倉具視とも親交をもつようになり、薩長連合の陰の力となった。

明治元年（一八六八）、明治新政府の外国事務局御用掛となり、明治四年（一八七一）八月三日付で外務少輔に

任命された。

諸外国に日本国政の変革を知らせるとともに旧幕時代に結ばれた条約の改正をはかるため政府は欧米に使節団を派遣することになり、山口尚芳は副使に選ばれた。

大任を果たして帰朝後、尚芳は、佐賀の乱に際しては鎮撫のため長崎に出張、海軍警備隊を率いて佐賀城に入城した。

明治八年（一八七五）四月二十五日、元老院議官となり、明治十四年（一八八一）には会計検査院長となった。

明治二十三年（一八九〇）帝国議会が開設されると貴族院議員に勅選された。

明治二十七年（一八九四）六月十二日、五十六歳で世を去ったが勲一等を授けられた。

山口尚芳の長男、俊太郎は、尚芳の別名、範蔵とアイの間に生まれた。母は朝日町甘久の医師志田春庵の娘で、尚芳が長崎や東京で勉学中は武雄町花島で留守を守っていた。当時、山口家は貧乏で、俊太郎を背負って薪を採って暮していた。

尚芳が欧米に派遣される時、俊太郎を連れていき、英国に置いて帰った。その時、俊太郎は九歳であった。滞英九年で帰朝したが、彼の英語は英国人とかわらない発音であったといわれている。

明治二十年（一八八七）東京大学工科を卒業してアメリカに留学、ペンシルバニア州の大学に入り、鉄道運輸と地下水利用を研究した。

明治二十三年（一八九〇）九州鉄道会社の運輸課長となった。以来、鉱山、物産などの会社に勤めたが自ら会社を設立して、電気器械や石油発動機の製造をはじめたものの成績があがらず欠損続きで財産を失ってしまった。

大正十三年（一九二四）十月十三日、六十二歳で一生を終わったが彼の生涯は普通人とは異なり、波乱に富み、日本人ばなれした多彩なものであった。これは英国で幼少の頃身につけたものであろう。武雄生まれの一異才であ

ったといえよう。

渋川玄耳　武雄市出身としては珍しい文筆家であった渋川玄耳の本名は柳次郎といった。

明治五年（一八七二）四月二十八日、杵島郡山内町で生まれ、武雄市西川登町小田志で成長し、十一、二歳の頃、山内町宮野の定林寺の小僧として預けられた。

長崎商業学校から東京法学院、国学院に学び、高等文官試験、弁護士試験に合格して、熊本第六師団法官部に勤務した。

明治三十七、八年の戦役には同師団の法官部理事として出征し「従軍三年」という陣中記録を出版している。



渋川玄耳の生家　（西川登町小田志）

明治四十年（一九〇七）法務官を辞して、朝日新聞社に入社し、まもなく社会部長となった。新聞編集技術の改革を断行し、家庭欄を新設したり、石川啄木を朝日歌壇の選者に抜擢した。大正二年（一九一三）二月、朝日新聞を退社して文筆に専念し、「閉耳目」や「東京見物」を出版して好評を博し、名文家として評判となる。その後、薮野椋十のペンネームで「上方見物」「故郷他郷」などの著書を出した。大正三年（一九一四）の日独戦争のときに「国民新聞」の従軍記者として青島に渡り、戦後、青島政署顧問となり、大正十一年（一九二二）春、帰朝、「大阪新報」の主宰となったが病気のためやめ、著作生活に入り、中国珍書の蒐集や翻訳をしていた。

大正十五年（一九二六）四月九日、五十四歳で病没した。

死去の場所については安房の鴨川と東京駒込林町の二説があるがいずれ

にしても小さな借家で寂しく逝ったようである。

墓は黒髪山麓の山内町下筒江にある。

ここに埋葬したのは玄耳の遺言によったものである。

丹宗冲右エ門　丹宗家は七代まで冲右エ門を襲名した大工の頭梁である。初代冲右エ門は佐賀の宗重より飛騨工の墨と曲尺の秘伝を授けられた。

武雄の名匠として、七代に亘って手がけた建築物は武雄神社、黒髪神社の本殿、拝殿をはじめ広福寺、西福寺の本堂など神社、仏閣は七十以上にのぼり、名匠、丹宗冲右エ門の名は不滅のものとなっている。



広渡心海　法橋の称号を賜わった広渡心海は武雄領の絵図方で、絵の勉強のため京都に滞在中、朝廷の御用を命じられ、寛文四年（一六六四）五月十二日、法橋の勅許を得た。（法橋とは当時の画家の最高の格称であった）

心海には女の子だけしかなく、広渡家は一時つぶれたが武雄領主二十七代鍋島茂順の時、僧籍にあった加々良良寛を還俗させて絵図方に採用し、広渡家を再興させ、良寛は広渡心海の名心を襲名した。

良寛心海は狩野良信について画風を学び、二十八代領主鍋島茂義の画の先生でもあった。

月舟　僧、月舟は曹洞宗の中興の祖といわれ、武雄領の家臣、原田蔵人の次男である。十二歳の時、円応寺八世の華岳和尚の弟子となり、円応寺で修業し、三十一歳の時、京都府の瑞厳寺で万和和尚に参禅した。

その後、各地を修業して廻り、承応元年（一六五二）後光明天皇の勅命で能登の曹洞宗本山総持寺に入り、明暦元年（一六五五）万燈山長円寺の住職となった。

泉南の禅徳寺、住吉の興禅寺を開山したが月舟の法話がある日は参禅者が多く、寺の前は禅市をなしたと伝えられている。元禄九年（一六九六）七十九歳で遷化（せんげ）した。

栗原心斉　武雄領主、後藤家の正史といわれる藤山考略の撰録者で武雄領の学問方であった。

晩年には知行三十石の馬上格となった。

藤山考略のできたのは寛永十五年（一六三八）以降と考えられるがはっきりした年代は不明である。

成松治右エ門　享保十三年（一七二八）に藤山考略の増補を書いた人である。

増補の分はおもに、十九代後藤貴明の事蹟である。彼は領校身教館の創立に参与し、教官となった。

知行は二十石、馬上格であった。

一ノ瀬正助　一ノ瀬正助は前名を弥吉といい、武雄村社屋久太夫の子であった。

幼少の頃は神童と呼ばれ、天明二年（一七八二）武雄領主鍋島茂昭が儒者として士分に取り立て、身教館の教授に任じた。

のち佐賀藩校、弘道館の教職員に抜擢（ばってき）された。

元武雄町長、衆議院議員一ノ瀬俊民の先祖である。

清水竜門　山内町大野で生まれた清水竜門は名を由孝といった。

若い頃は、医者になるため医術を学んだが中途で儒者を志して、筑前の亀井南冥（なんめい）の塾に入門し、帰郷後、自らも塾を開いて子弟に儒学を教えた。

天保六年（一八三五）武雄領校、身教館の教授となり、その年、武雄ではじめて鋳造された洋式野戦砲の銘を書いた。

竜門日誌を残しており、郷土史解明の史料として高く評価されている。

日記の大半は九州大学に寄贈され、文学部の収蔵庫に保管されている。

竜門は清水家分家の五代で、礼儀正しい品行方正な人であった。

嘉永四年（一八五一）一月十九日、五十八歳で永眠した。

立野元定　立野家はもと龍造寺の家臣であったが元定の時、武雄領主二十一代鍋島茂綱に召抱えられ、領校、身教館の教授となった。

身教館が火災で焼失したのちは、自宅を静好堂という私塾にして子弟を教育、明治五年（一八七二）の学制発布と同時に小学校を設立し、明治十二年（一八七九）には変則中学校を創立、明治十三年（一八八〇）正則中学校とし、その教諭となった。

明治十九年（一八八六）四月十九日彼は教育家としての一生を貫いて六十歳で世を去った。

平吉誠舒　平吉誠舒は武雄領校から佐賀藩校弘道館に進学した儒者である。

武雄領が日本ではじめて実施した種痘を、二十九代の鍋島茂昌とともに受けた人でもある。

慶応年間、山内代官をつとめ、明治二年（一八六九）武雄副郡令、翌三年、郷学校の副教導となり、明治十七年（一八八四）公立、武雄中学校の校長に就任した。

彼は西洋化学の研究を行なっており、洋式銃の雷管は輸入に頼っていたので雷管の製造に心血を注ぎ、輸入品に

劣らない雷管の製造に成功した。

彼の考案した雷管は、戊辰の役に奥州で使われ威力を発揮した。さらに彼は養蚕を武雄に導入する基礎をきずいた。

彼が教育はもとより化学、産業に幅広い知識を郷土発展のため駆使した業績は忘れてはならないと思う。

明治二十三年（一八九〇）五月三日逝去した。



二位景暢　二位景暢は武雄領の家臣で戊辰の役には奥州に出征した。

初代の杵島郡長となり、十一年間在職、第一回の衆議院議員選挙に立候補して当選、以来四期代議士をつとめた。

代議士をやめて、武雄郵便局長に就任、大正四年（一九一五）郵便局長現職の時死去した。

松尾芳道　松尾芳道は明治十二年（一八七九）はじめての県会議員選挙に立候補して当選、長崎県議会の副議長となった。

明治十七年（一八八四）長崎県より佐賀県が分離独立し、佐賀県議会の初代議長となる。

県議をやめ、東松浦郡長に就任したが四十三歳で他界した。

五十村良行　五十村良行は嘉永二年（一八四九）十一月二十五日武雄で生まれた。父は武雄領の家臣で二十石の知行取りであった。

明治維新後、熊本警察署長となり、明治二十五年（一八九二）、二位景暢と競い、衆議院議員に当選した。その後代議士を断念し、税務管理局長、区裁判所長などを歴任し、明治二十八年（一九〇五）八月八日、東京で死去した。

岩谷竜一　岩谷竜一は武雄町川良の出身で、領校、身教館の監事で洋式兵術を教えた。

戊辰の役には、鍋島茂昌にしたがって羽州に出征、帰還後、武雄軍団の幹事となった。

明治九年（一八七六）六等判事、同年九月大審院判事となり、明治十七年（一八八四）名古屋始審裁判長となったが明治三十三年（一九〇〇）五月二十三日、七十一歳で死去した。

光岡威一郎　光岡威一郎は朝日町甘久の出身、昭和二十六年（一八九三）早稲田専門学校を卒業すると大日本実業学会を創設し、実業の通信教育に乗り出した。

農科講義録と商科講義録を発行して通信生に配布した。これは日本ではじめての講義録であった。

明治三十年（一八九七）六月、雑誌「実業之日本」の第一号を発行した。

現在でも「実業之日本」は発行されている。

明治三十三年（一九〇〇）九月六日、彼は三十二歳の若さで他界した。

山口小一　山口小一は天保十年（一八三九）武雄町小楠の足軽の子として生まれた。

あだ名を狆とか小一狆と呼ばれた。それは天皇が朕というのを真似て、自らちんといったので、そう呼ばれるようになったといわれている。



一小山口

教養のないのを自ら表明したようなもので、彼は正式な教育は受けていない。

しかし、幕末の頃、武雄領の時報役を仰せつけられた。

当時、時報に太鼓を鳴らすことができたのは佐賀本藩と武雄領だけであった。

毎日、九つ（正午）八つ（午後二時）七つ（午後四時）の三回、太鼓を打って領民に時を知らせたのである。だから、この役は名誉の役とされていた。

明治維新によって門閥が打破され、衆望を担って小一は、明治十三年（一八八

○）長崎県会議員に当選した。

同十六年（一八八三）佐賀県会議員となり明治二十年、時の鎌田佐賀県知事に見込まれて佐賀県土木課長になった。

退官後、再び県会に出て、明治三十五年（一九〇二）には県会議長となり、同三十七年（一九〇五）衆議院議員に立候補して見事当選した。

明治四十四年（一九一一）八月二十七日、七十三歳で死去した。彼は生前、小楠区に尽したので頌徳碑が建てられた。その頌徳碑は小楠に現存し、高さ約五メートルの自然石である。

有田源一郎　伊万里城主、松浦治の末裔である有田氏はもとは河原姓であったが、天保十四年（一八四三）一族の河原蟠平が打首になって、武雄領内で河原姓が禁じられたので有田と改姓したのである。

松浦治六代の孫、河原橘左ェ門弘の次男、吉蔵貞が別禄を与えられ、それを受け継いだのが有田源一郎で、祖父の代に分家したのが河原蟠平であった。源一郎には弟がおり、それが一ノ瀬伝三郎で、一ノ瀬俊民（元衆議院議員）の父である。

明治十九年（一八八六）に同志四名と米二百俵宛を出して甘久共同会社を設立して金貸業をはじめた。これが武雄銀行の前身である。



有田源一郎

同年県会議員に当選し、県議を五期つとめ、明治四十一年（一九〇八）五月に衆議院議員に当選した。

大正三年（一九一四）再び県議となったが同年十二月、県会議場で人事不省となり、同月十六日、六十二歳で逝去した。

武雄の政、財界の重鎮であり、人を見る目も鋭く、家が貧しかったため上級学

校に行けず小学校の教員をしていた池田秀雄の秀才を見込んで、上京させ大学に学ばせた。池田秀雄は有田の目に狂いがなく、北海道長官、商工政務次官になった。

有田靖太郎は源一郎の長男である。

石井良一　明治二年（一八六九）九月二十六日、武雄で生まれた。同十八年（一八八五）九州鉄道会社に入社し、同四十年（一九〇七）七月、帝国鉄道庁参事となり、同四十三年（一九一〇）九月には大阪市電気局に迎えられて鉄道部長となった。

大正三年（一九一四）四月から同十一年（一九二二）三月まで福岡県若松市長を二期つとめ、その間、株式会社蓬萊銀行を設立して頭取を兼務し、昭和十七年（一九四二）県内銀行の合併により蓬萊商事株式会社を設立して社長となった。

若松市長を退任後、一時、留萌鉄道株式会社の専務取締役にも就任している。

大正十四年（一九二五）から佐賀県史跡名勝天然記念物調査委員、また、昭和二十三年（一九四八）からは佐賀県中央公民館専門委員を歴任し、昭和二十五年（一九五〇）一月六日、八十歳で死去した。

石井氏は略歴が示すように、政治家であり、鉄道マンであり、理財家でもあったが郷土史の解明に大きな努力を払った人で、立派な郷土史家でもあった。

氏が二十七年もの歳月をかけて、本職のかたわら書きあげた原稿は一万枚に及ぶといわれており、そのうちの約五十パーセントを集録して、有名な「武雄史」が刊行されたのである。

しかし、生前に発刊せず原稿のまま収蔵されていたのを孫の石井義彦氏が佐賀県立図書館に史料として寄贈し、出版について相談したのであった。その結果、佐賀県郷土研究会や佐賀大学の三好、城島両教授、小出図書館長の協力を得て出版が実現したのである。

雑集編


武家屋敷の遺構

石井良一の半生は正しい郷土史の究明であり、それに注いだ情熱の結晶が「武雄史」であるといえるのである。氏の専門分野は文献史学の立場から郷土の史実を探り、先祖との対話をめざしたものであった。

お国自慢の昔話や伝説を語る人は多いが、先祖のほんとうの姿を知るための史実を探る人は少ない。それは資料も少なく、大へんな努力が必要だからである。

旧武雄領内に散在している古文書類の発掘から武雄神社の古文書、鶴田文書などの整理、その上自費で裏打ちまで行ない、文化財の散逸の防止と保存にも心を配っているのである。

氏が研究のために蒐集した参考文献は三千冊にものぼり、その寄贈を受けた県立図書館では「石井文庫」と命名し、貴重な郷土資料として多くの研究者に利用されている。

雑集編


武家屋敷の遺構

石井良一の半生は正しい郷土史の究明であり、それに注いだ情熱の結晶が「武雄史」であるといえるのである。氏の専門分野は文献史学の立場から郷土の史実を探り、先祖との対話をめざしたものであった。

お国自慢の昔話や伝説を語る人は多いが、先祖のほんとうの姿を知るための史実を探る人は少ない。それは資料も少なく、大へんな努力が必要だからである。

旧武雄領内に散在している古文書類の発掘から武雄神社の古文書、鶴田文書などの整理、その上自費で裏打ちまで行ない、文化財の散逸の防止と保存にも心を配っているのである。

氏が研究のために蒐集した参考文献は三千冊にものぼり、その寄贈を受けた県立図書館では「石井文庫」と命名し、貴重な郷土資料として多くの研究者に利用されている。

一　武雄近世史における諸問題

(一)　武雄領の石高と村名

武雄四十八か村と唱えた。里十四か村、山内十六か村、川登十二か村、三部所六か村であってその石高は次のとおりである。

。村名と石高は維新直前のものである。
。小村と地名は貞享四年の調を基礎とし、安永三年と文化八年の調査書により校正した。
。小村と地名に◎を冠するものは、かつて一村だったものである。

村名	石高	小村と地名
里、十四か村		(旧武雄町、朝日村一円)
武雄村	一四二石二八三	平原、浦、前田、尾の上、迎田、◎武雄湯町(柄崎と云う)本町、宮の町、十間堀町、牛の鼻町、新町、清水堂、原畑、鷹屋、宿、西谷、下山、
上西山村 下西山村	三九九、五〇四	永松村、稗浦村、枯木の田尾、岩倉、戸石川、岡、宿、上の海、北の浦、宝来
富岡村	三四一、二一五	谷村、西松浦村、東浦、永松、内町
小楠村	二〇七、六一五	竹の下、坂口、梶原、蓮和
花島村	四三二、二三二	◎島崎村、馬場、牟田口、稗田、田中、藤木、松崎、仏崎

永島村	三五一、〇七四	古屋敷村、貴明寺谷村、古賀屋、古熊、野田、西谷、大谷
八並村	一六二、四五九	山伏谷村、稗田村、桜町、庄屋畑、宿、上古賀
川良村	三四七、〇二二	辻村、山野上村、山下、馬場、山口、三関、多子
甘久村	三四九、六九六	松久間、栗原、堀切、石木、久保◎高橋宿、横町、茶碗町◎新堀村、船手町、野田、垣割◎筒井村
ほかに高橋		
中野村	二六七、二三八	笹尾、原口、志久、丑の谷、中通、森園
黒尾町	八九、〇四七	丑の谷、中通、山の神、下の原、多子
繁昌村	四六、四三七	戸坂峠、坂下、積田、山留原、白辺田
南上瀧村	二七九、六九三	森崎、坂本、北原（武雄領の分）
小計	三、四一五、五一五	
山内十六か村	（旧中通村、武内村）	
犬走村	三三四、九八九	河内村、岡形村、岡方、白木、蓮和、山口、馬場、川浪、中郷、森、小林
踊瀬村	七六、五五七	永尾村の小村となる
永尾村	一〇五、六〇七	宝の内、姥ヶ谷、西谷峠、小山口、北原
鳥海村	二七一、五〇四	北村、駄地、黒土原、宿田、橋口川、小越、小川内、古子、椿原、館山、中原
三間坂村	三四〇、四四五	葛籠村、津々良、泉原村、白水
船の原村	二六六、一三七	都合村、浦川内、中通、通り山、辰石、四郎屋敷、辺田、古門、桑木原、山頭、井手坂、戸引、中島、柿古場、下山、境の、森
立の川内村	一九八、八二六	水尾村、板野河内村、狩立

宮野村	三七二、八二六	筒江村、蜂巣村、赤田、網の内、牛の首、大砂、古場、馬場の田、上原、宿、在郷、少路、中島
筒江山		
大野村	二一七、七四五	糟子村、阿闍梨、小谷
下黒髪村	一〇四、五一一	樋渡、古場、さのゑ、大刀矢、愛立、黒尾堂
東梅野村		福和、永谷、桑原、森木、糸尾山、鯰淵、五本松、立野川、海正原、宮の瀬川、梅の原
西梅野村四	八二、五七一	臼の川内、瀬道、境、山の上、臼久保、前原、松尾、石原、東谷、上の原、梅の原
今山村	七五、〇〇〇	瀬道、松原、薬師谷、名森、野林、八本木、小林、小砂、古小場、重川内
真手野村	四一七、二八四	平古場、亀の甲、新屋敷、姥の原、大久保、井手口、馬場、池の平村、鬼木村、赤穂山村、内田皿山、柿田代村、繁昌、三の川内、早の原、山わた林手古賀、鳥越村、野田代、清水、馬渡、陣内、黒牟田、内田、梅原、黒尾、松尾崎、平越、若林
柚の木原村	八〇、〇〇〇	黒牟田村、陣の平、あさみ、大平、毛ぬき田、西の平、山口、中山、淵の上
多々良村	四〇、〇〇〇	
小計	三、三七四、〇〇二	
川登十二か村	（旧東川登村、西川登村と藤津郡塩田町の内南大草野、北大草野）	
矢筈村	五〇、三七八	久保、戸太郎、尾崎、西川
神六村	四一、九六〇	井上、原屋敷、門口、山下、祭田原
庭木村	八二、四四五	梅木原村、板屋村、遠所原

高瀬村　八〇、七九〇
小田志村　七三、九八六
南大草野村　二三六、八五三
北大草野村　二四一、一五〇
字土手村　二一〇、六六二
弓野原山
袴野村　二二二、〇六〇
大甕屋山
内田村　二六九、一三九
南永野村　三四一、五〇八
北永野村
小計　一、八五〇、九三一
通計　八、六四〇、四四八

三部所六か村（三部所村と唱う）領地三割献上の時、侍屋敷、山林、原野、畑等の残地があったものである。

武雄郷水尾村
三方潟郷小野原村
仝上上野村

蜂の巣、枝松は武雄領である。献地は有田郷に編入され本藩の領地となる
郷の木村、潮見
溝の上村、二潮見、舞山（以上三か所は武雄領である）市場、御所殿、狩原、桜畑、中小路、玉江

―脚注―一　小野原村、上野村、三法方は蓮池領である。

大坂、辻屋敷、井堀、古坊、後谷、小屋敷、持山、鶴柴、けの原、
◎大河内山村（皿山なり）白木原山村、白木原、瓶屋谷、肩尾、ブラム、山下
寺内里、宿原、橋山
五代村、万歳村、中通、家谷、辺田
葉山村、二反田、水無村、水無川良、構、姥子の原村、◎弓野原村、溝口
天竜庵
赤名村、高原、北田、浦河内、白木、蔽尾
◎大甕屋村、亀屋、山揚
大山路村、小山路村、楠峰村、大野原村
谷浦村、江野原村、藍園村

二　大田村、片白の一部、成瀬の一部に武雄領がある。
三　片白の一部、成瀬の一部および二股は本藩の領地である。

川古郷上瀧村
同川上村
同川古村

坂下馬場、堤の上、西馬場
戸郷谷、小原（以上は武雄領）小法谷、下浦通、上前通、下前通、赤松谷
◎中野河内村、山中村、嘗牟田村（以上四か所武雄領）

同本部村

上揚、前田、小路、嘗牟田本村、田迎、中山村、本村、中山峠、御所村、永野村、北の川、千田、川古宿
百堂原、山中、山崎（以上三か所武雄領）黒岩村、本部、宿、原、小川内、寺の元

伊万里郷提川村

岩野、下の原（以上二か所は武雄領）提川内村、武村、梅坂、坂口、獄、泉水、松原

―脚注―一　川古郷四か村、伊万里郷提川村は献地して蓮池領となり、一部本藩領となる。
二　献地のうち桃川村、山方村は本藩の領地となる。

以上三部所村八か村のうち川上村は南上瀧村にて支配し、水尾村は立野川内村にて支配するので、他の六か村を三部所村と号したものである。

ほかに左の二か所も武雄領である、四十八か村のほかである。

伊万里郷脇田村
同上浜の町

紙漉谷、亀屋

明治維新後しばしば村の合併行なわれ、明治二十二年町村制施行に際し、旧町村名に変更された、いまなお大字として存在するものは町村制施行直前の村名だったものである。町村制施行の県令を左に記すことにする。

佐賀県令第十四号

町村制施行に付町村の区域、名称、別冊の通相定め、内務大臣の認可を経て本年四月一日より之を施行す

但旧町村名は大字として之れを存し、飛地は各其所在の町村に編入す

明治二十二年三月廿三日　　佐賀県知事　石井邦猷

杵島郡

武雄町　武雄村の内字柄崎、下西山の内竹下、北の浦、富岡村の内字富岡、八並

武雄村　武雄村、富岡村、永島村の内字永島、花島、溝の上

朝日村　甘久村、中野村、芦原村の内字射場の元（残りは橘下村に入る）片白村の内字二俣（残りは橘村に編入される）

若木村　川古村、本部村、西松浦郡桃川村の内字下朝追（残りは松浦村となる）

武内村　三間坂村、真手野村

住吉村　大野村、宮野村

中通村　鳥海村、犬走村、三間坂村の内字三間坂

西川登村　小田志村、神六村

東川登村　永野村、袴野村

橘村　大日村、片白村、永島村の内字成瀬

橘下村　大渡村、芦原村

須古村　堤村、馬渡村、湯崎村

北方村　大崎村、志久村

大町村　大町村、福母村

小田村　上小田村、下小田村

山口村　山口村、八丁村

佐留志村　佐留志村、総領分村

六角村　東郷村、今泉村、廿治村

福治村　福吉村の内字大戸分の内福田村、福吉村、廿治村の内字南廿治、北廿治

福富村　福富村、福富下分村

北有明村　築切村、遠江村

南有明村　牛屋村、横手村

錦江村　戸ヶ里村、辺田村、田野上村

竜王村　深浦村、坂田村

藤津郡の内

塩田村　馬場下村、大草野村

西松浦郡の内

伊万里町　伊万里町、松島搦の内字三本松、新田村の内字浜の浦

牧島村　木須村、脇田村、松島搦、瀬戸村

松浦村　山形村、中野原村、桃川村、提川村

大坪村　今岳村、町裏村、新田村、脇田村の内字陣内、松島搦の内字三本松の内

―脚注―杵島郡の全部と藤津郡および西松浦郡は武雄領に関係ある分を記す。

旧武雄町における大字名ならびに字名は次のとおりである。

公称大字と字名

大字	区名	字名
武雄	武雄区	平原、四十九重、白岩、馬場崎、狩祭、尾の上、迎田、小路
同上	上西山区	乙田、木の下、忠四郎、鐘突、前田、原畑、童堂、清水堂、稲荷免、本堂、瓶屋、本堂浦、素桶田、三坂、柳の内、大柳内、明山（あきやま）、鵜蘇谷、冒肺谷、福和、深谷、大久保、白木城、西谷、岩名口、長畑、長谷、八反田、山副、下山、砥石谷、大谷、石原、笹の谷、松原、梨木谷、立山、中の間、曲尾、笹の元、木折、鷹の巣、開田、清水原、永葉、淵尾、小淵尾、塔の原、湯の谷、正光寺、管牟田
同上	下西山区	枯木の塔、竹の下、永松、六の坪、山王川内、稗の浦、上砥石川、下砥石川、北の浦
同上	柄崎区	柄崎
富岡	富岡区	内町、鷺田、筈町、一の坪、黒尾町、五反田、西浦、永松、天神崎
同上	八並区	一の角、二の角、三の角、四の角、五の角、六の角
同上	川良区	鍋倉、赤尾、向、明音谷、内の子、平原、山口、赤坂、中島、寺内、八反田、山の上、水谷、山下、野田、竹の下、内町、楠町
同上	小楠区	梶原、野田、竹の下、内町、五反田、六田、山下
永島	永島区	前田、野間、十仏、一本松、代地、竹政、五本松、丸熊、知財、山田、北ヶ倉、大別当鳥越、幸牟田、古屋敷、梅坂、潮見
同	溝の上区	池の上、溝の上
同	花島区	戸井渡、杉橋、水町、牛飼、中剃、屋敷坪、会町、木の下、村内、和田

大正十年、武雄町内の市街地の部分の町名を定めた。すなわち次のとおりである。

市街地町名（四十五箇）

旧称	市街地町名
本町	温泉通一丁目、同二丁目、同三丁目、石垣町、人馬屋町、修路町、十間堀町、松原元町
新町と下西山区の内	東新町、西新町、朝日町（俗称聟女町）西山町、武下町一丁目、二丁目、三丁目、女学校通り、劇場通
宮野町	東宮野町、西宮野町、正法寺馬場、春日町
富岡区の内	松原町一丁目、二丁目、三丁目、中町、蓬萊町、内町一丁目、二丁目、三丁目、山の手町、丸山公園通、丸山公園下、東浦町、西浦町、天神町、永松町
八並区と富岡区の内	若宮町、桜町一丁目、二丁目、八並町一丁目、二丁目、三丁目、祇園町
武雄区の内	本小路、西田小路

（昭和八、六、一一稿）

(二)　武雄領の歳入歳出

武雄の知行高は八千六百四十石であった。実際の収入高は一万二千石に達するが幕府に対しては、徹頭徹尾、八千六百四十石で推し通した。これに反し他国に対しては二万一千六百石と唱えた。これは草高であり、領内における米の収穫高をいい、四公六民の制度より割り出したものである。豊臣秀吉以前の知行高は反別を以て表示したため、一反歩二石の収穫として約一千八十町の領地を有したものである。嘉永六年癸丑十二月本藩より発せられた達書がある。

都合地米八千六百四十石
　内
除役米　百七十二石八斗　　大庄屋料

同　六百九十一石二斗　小庄屋料
同　二十八石三斗三升五合　高橋宿継料
同　四石六斗六升七合　矢筈村山留料
同　二十八石三斗三升五合　湯町宿継料
同　三石四斗六升七合　湯町人馬屋敷
同　三十四石五斗六升　湯町諸色使夫料
同　八百四石九斗七升二合　竹木買料
　合除米千七百六十八石三斗三升六合

残役米六千八百七十一石六斗六升四合

右御点役、除役米員数、小百姓迄懇に申聞、無紛御点役可相整候、以上

丑十二月　松永　五左ェ門
　中村　彦之進
　丹羽　久左ェ門

江口　卯之助殿

松永五左ェ門ほか二名は本藩の銀方であり、江口卯之助（下西山の江口）は武雄の銀方である。銀方とは現今の会計課に相当する職務を司どったものである。領主は上納の内よりまず公共用に対する費用を差し引き、その残余を収入とする建前であった。公共の費用は除役米または除米と号した。

除役米として大庄屋の給料は知行一石に付き二升、小庄屋の給料は石に付き八升の定めであった。そのほか駅逓に要する費用、道路、堤防等に要する竹木の費用等を控除し、残り六千八百余石をもって領主の収入とし、これを

役米と唱えた。

国政を統治する費用なりとの意である。道路、堤防等に要する人夫はもちろん夫役として徴発するのである。この次第を一般民衆に周知せしむべしとの達書である。

―脚注―庄屋給を四十八か村に分割する時は平均一か月米三俵（四斗俵として）に当たる。相当の待遇を受けたものである。矢筈には本藩の山林があったのであろう。また湯町諸色使夫料は駅逓以外に宿泊した諸役人に要する費用である。

「御点役相整ふべし」とは、米六千八百七十一石余をもって軍役に充当せよとの意味に解すべく「小百姓に至るまで懇々申聞けよ」とは御念の入った達書である、右に対する同年（嘉永六年）の実際収入および士卒に交付する知行を見ると左のとおりである（石以下四捨五入）

		地米　石	士卒の知行米	差引御蔵入
里　十四か村	田	三、七四〇	一、三四六	二、三九四
	畑	二八七	―	二八七
	計	四、〇二七	一、三四六	二、六八一
川登十二か村	田	二、二〇三	六二三	一、五八〇
	畑	一八四	―	一八四
	計	二、三八七	六二三	一、七六四
山内十五か村	田	三、四八五	七四三	二、七四二
	畑	二七九	―	二七九
	計	三、七六四	七四三	三、〇二一

真手野村	田	四四八	―		四四八
	畑	二四	―		二四
	計	四七二	―		四七二
其	湯町	三三	―		三三
	高橋	二九	―		二九
他	新堀	九	―		九
	計	七一	―		七一
総計		一〇、七二二	二、七一二		八、〇〇九

除役米を差し引いた地米は、表面六千八百七十一石に対し実際の収入一万七百二十一石であってそのうち士卒に給与する知行二千七百十二石を差し引き、残り八千九石が領主の収入すなわち御蔵入である。これが武備その他国政処理の費用に充当すべき額となる。

しかるに本藩は領主の実収高に比例し献米を要求するに当たり別に課査するところがあり、武雄領内の知行は除役米を差し引き実収額一万一千百九十四石としてこれに対する献米を要求した。その差四百七十三石は理由なしとして武雄の御蔵方は愚痴を零した。その実はほかに御内々御見出として相当の増収があったため、これを拒むことはできなかった。内々御見出の増収は左のとおりである。

里	一三三石
川登	三三二
山内	三九九
真手野	七三
同村池の平	五〇

三部所		三〇〇
計		一、二八七

内々御見出額一千二百八十七石に対し四百七十三石を摘発されたが、まだ八百十四石の余裕があった。

真手野と同村池の平を山内十六か村より分離し別に計上したのは、往古以来、真手野は世子の御領地であり、池の平は墳墓の地であったため、見出米の著しきものがあったものと思われる。よって武雄領内の知行実収高は除役米を差し引き見出米を加えて嘉永六年一万二千八石となる。四斗俵にして三万俵の収入である。三部所とは慶長十六年および元和七年の二回に亘り、知行三割の上地を命ぜられた村々をいう。同村は田地を上地したとはいえ、畑、旧屋敷地、山林原野等の留置せられたものがあり、その知行が三百石に上ったものである。

湯町（武雄温泉所在地）、高橋（朝日村）新堀（高橋の内）よりは、米を徴収するほかに銀納の運上、冥加金等の収入があった。これは現今の事業税に相当する。そのおもなものは酒屋、糀屋等には冥加金を課し、諸物品の販売、問屋、紺屋水車、綿打、油絞等には運上を課した。物品の触売に対しては㊫札を交付し、運上を徴したものである。

―脚注―

一　これより百五十二年前、元禄十四年の各村知行調あり、三部所村の二千七百余石を合わせて一万四千六百余石にして、武雄領主の収入に属するもの一万一千九百石となる。当時も矢張り四斗俵約三万俵の収入があったものである。

二　嘉永六年より三か年を経過した安政三年の実収高は一万九百九十七石二斗と録せられる。これに内々御見出の増収千二百八十七石を加算するときは、実収一万二千二百八十四石二斗となる。もちろん年には豊凶あり、年々の収入高は不同であるが、武雄領知行の目安は大体四斗俵三万俵に相当するものとみてよい。

安政三年辰五月調にかかる武雄領内の表面石高と、武雄で調べた実際石高と、本藩の目安と三者を対照する時は

左表のようになる。これは四公六民の制度によったものであるから、これを二倍半する時は収穫高となる。現在の収穫高と対照すれば農業の進歩したか退歩したかを知ることができる筈だ。

武雄領内石高調　安政三年辰五月調（斗以下は四捨五入する）

里十四か村

	表面石高	武雄調	本藩目安	双方の差
武雄村	一四二石三	一七八、六	一七九、七	＋　一、一
上西山村	三九九、五	二四五、八	二五五、〇	＋　九、二
下西山村		二三四、八	二四二、七	＋　七、九
富岡村	三四一、二	三八二、六	三八二、六	―
小楠村	二〇七、六	二五二、三	二五二、三	―
花島村	四三二、二	四八四、六	五一〇、〇	＋　二五、四
永島村	三五一、一	四二八、六	四三九、九	＋　一一、三
八並村	一六二、四	一九二、二	一九五、二	＋　三、〇
川良村	三四七、〇	四一五、三	四一五、三	―
甘久村	三四九、七	四二〇、六	四二〇、六	―
中野村	二六七、二	三二〇、七	三二〇、七	―
黒尾村	八九、〇	一一〇、六	一一〇、九	＋　、三
繁昌村	四六、四	六〇、七	六二、二	＋　一、五
上滝村	二七九、七	二八九、二	二九五、四	＋　六、二
計	三、四一五、三	四、〇一六、六	四、〇八二、五	＋　六五、九

川登十二か村

	表面石高	武雄調	本藩目安	その差
矢筈村	五〇、四	六〇、四	六〇、四	―
神六村	四二、〇	五四、五	六二、四	＋　七、九
庭木村	八二、四	一〇三、九	一二四、〇	＋　二〇、一
高瀬村	八〇、八	一一二、五	一二五、三	＋　一二、八
小田志村	七四、〇	一〇〇、二	一一二、六	＋　一二、四
南大草野村	二三六、八	二八六、八	二九八、九	＋　一二、一
北大草野村	二四一、二	二九二、三	三〇五、五	＋　一三、二
宇土平村	二一〇、六	二六三、〇	二六三、〇	―
袴野村	二二二、一	二八〇、二	二九一、一	＋　一〇、九
内田村	二六九、一	三五一、四	三五八、七	＋　七、三
南永野村	三四一、五	三五二、七	三五二、七	―
北永野村		一一七、七	一二四、八	＋　七、一
計	一、八五〇、九	二、三七五、六	二、四七九、四	＋　一〇三、八

山内十六か村

	表面石高	武雄調	本藩目安	その差
犬走村	三二四、九	三八〇、二	三八五、三	＋　五、一
踊瀬村	七六、六	一〇〇、三	一〇〇、三	―
永尾村	一〇五、六	一二九、四	一二九、四	―

鳥海村	二七一、五	三四八、六		三四八、六	
三間坂村	三四〇、四	四二四、三		四二四、三	
船の原村	二六六、一	三二二、六		三三〇、三	
立の川内村	一九八、八	二四九、四		二五八、八	
宮野村	三七二、八	三八五、一		三八五、一	
大野村	二一七、七	二七〇、五		二八〇、七	
下黒髪村	一〇四、五	一五〇、三		一五〇、三	
東梅野村	四八二、六	三二二、八		三二五、八	
西梅野村		三一七、二		三一七、二	
今山村	七五、〇	一〇五、三		一〇五、三	
真手野村	四一七、三	四七一、九		五八九、五	
柚の木原村	八〇、〇	一三六、七		一五〇、四	
多々良村	四〇、〇	七七、一		八二、三	
計	三、三七三、八	四、一九一、七		四、三六三、六	
通計	八、六四〇、〇				

三部所そのほか

	表面石高	武雄調	本藩目安	その差	
上野村	—	二三、六	一五、七	(一) 七、九	
小野原村	—	二、三	、九	(一) 一、四	
川上村	—	四一、三	三二、四	(一) 八、九	
東川古村	—	五三、四	三七、二	(一) 一六、二	
西川古村	—	六三、二	四〇、〇	(一) 二三、二	
本部村	—	五一、五	三五、八	(一) 一五、七	
黒岩村	—	二八、九	二、四	(一) 六、五	
提川村	—	四五、二	三、四	(一) 一二、八	
脇田村	—	二、一	、二	(一) 一、九	
水尾村	—	五七、三	三七、三	—	
湯町	—	三二、三	三二、三	—	
高橋町	—	二六、五	二六、五	—	
新堀	—	五、七	五、七	—	
計	—	三九三、三	二九八、八	(一) 九四、五	
総計	八、六四〇、〇	一〇、九七七、二	一一、二二四、三	+ 二四七、一	

—脚注—真手野村において一百十七石六斗の大差があるのは、内々御見出の増収を本藩が見逃さなかったものと思われる。三部所の収入において実収の約四分の一を見逃したのは、零細な飛地であって査定が行き届かなかったのであろう。

庄屋の給料、逓送および道路堤防等の除役米も実際は本藩銀方通達額の約七、八割で足りたようである。その差額は大庄屋小庄屋より毎年献米として上納させて御蔵入とした形跡があり、その数量は明瞭でないが、除役米一千七百六十八石余は一千三百石内外で足りるため、その差四百六十石余は献米として領主の収入に属したものである。

要するに旧藩時代における知行の見方には三様あり、幕府に対しては徹頭徹尾八千六百四十石をもって押し通

し、本藩に対しては除役を差し引き一万七百二十一石なりと唱え、本藩はこれを認めず、一万一千百九十四石の実収ありとし、これに対する献米を上納させたが、その実際は一万二千八石の収入があり、ほかに諸運上、冥加金および大庄屋、小庄屋の献米があった。士卒に対する給禄は本藩が容喙すべき限りに非ず、二千七百十二石と報告したが、その実際は一千八百石であったようである。これは約七割に当たる。

嘉永七年の調書に御配分定米二千七百三石、この現米千八百七十五石三斗一升八合とあり、これが確実な支給米である。その後士卒は増加し、禄高は加増したが、実際の支給米は毎年一千八百余石を越えなかった。明治二年郡令所に提出した調書には、定米五千四百三十九石、現米一千八百五十九石と明記されている。その実際の支給高が一千九百石を出なかったのは確実である。蓋し嘉永七年より明治二年に至る十五か年の間に定米が増加したのは明らかであるが、嘉永七年の定米は従来の慣例を踏襲し、明治二年の調べは金禄公債証書下附の資料であるため実際額を報告したものと思われる。もっとも多少の潤色があったのは確かである。

武雄の士卒に対する知行の支給額は三つ成半と唱えた。知行一百石に対し三十五石を支給する義である。士卒の禄高総計五千四百石に対し、実際の支給額は千八百九十石であるから約三割五歩に当たる。蓋しこれは均一に非ずして禄高の高いものに対しては三割以内を支給し、薄禄に対してはやや禄高に均しき現米を支給されたものである。

本藩の知行三十六万石というは、三支藩四家老および一般士卒の禄高を包含したものであって、四公六民として草高にすれば約九十万石の収穫があるものと見ねばならない。蓋し三支藩四家老といえども本藩の家臣であるから、藩全体に関する経費は分担する制度であった。その負担額は献米と唱えたものである。その分担率は年々多少の異動があるが、武雄の負担額は概ね毎年四千二百石内外であった。嘉永七年の調書によれば、本藩において否定した武雄の知行目安高一万一千百九十四石余に対する献米高四千二百二十五石九斗四升であって、率三割七分七厘五毛と録せられる。

結局武雄の知行実収額は除役米を差し引き一万二千石（四斗俵三万俵）であって、そのうち士卒の俸禄一千九百石を扣除する時は領主の収入は一万一百石となり、そのうち毎年四千二百石の献米をなす時は残額五千九百石に過ぎず、もし旱魃、暴風雨、虫害等の損害がある時はその経済は困難であったことが知られる。

収入に対する支出の概要は左のとおりである。

嘉永七年予算書

米拾八石四斗七升七合　大旦那様（茂義）御台所、且つ御砲術方料
米百五十七石弐斗壱升　御同人様御衣裳料其外御臨時入て
米弐百五十七石壱斗八升三合　佐賀屋敷御出方御台所其外御臨時入て
米千六百四拾五石五升　御蔵方渡、武雄社歩射御祭其外御臨時入て
米弐百拾五石壱斗六合　武雄屋敷台所其外御臨時入て
計　米弐千弐百九十三石二升六合

別に銭にて支払ふべきもの

一、銭三百十四貫三十七匁五分　御二方様（茂義、茂昌）御台所其外御臨時入て
米に直し八百三十七石四斗三升三合
一、銭百二十五貫七百七十七匁　大旦那様（茂義）御年始、御祝其外御臨時入て
米に直し三百三十五石四斗五合
一、銭七百四貫五百四十三匁　御蔵方渡、武雄社歩射御祭其外
米に直し千八百七拾八石七斗八升二合
計　千百四十四貫三百五十七匁五分
米に直し参千五十一石六斗二升に当たる。

―脚注―当時は米三俵を一石とし三つ俵と号した。米一俵の値段は銭百二十五匁を建値としたため、米一石の値段は銭三百七十五匁である。金一両は銭三百三十八匁に相当し銀六十八匁に相当する（金一分は一両の四分の一にして一朱は一分の四分の一であり、金子千疋と号するは金一分のことである）。よって銀一貫は金十四両七余に相当し、銭四貫九百七十匁余に相当する。

御蔵方渡の現米千六百四十五石五升、銭七百四貫五百四十三匁（米に直し千八百七十八石七斗八升二合）、新米三千五百二十三石余は武雄領内の武備および教育行政一般の費用に充当し、人に対する役米もまたこれに含蓄するものである。御蔵方は現今の大蔵省に該当し、財政一般を掌理する役人であった。以上の二項の支出を合計する時は米五千三百四十四石余にして、実収五千九百石に対比し五百五十六石を余すこととなる。これは予備費に充当するものであろう。ほかに領主は概ね本藩の役務を掌るので役米を支給せられるが、請役（執政）の俸禄が三百石であるからその他の俸禄は推して知られる。

以上はどれも予算で実際の支出はこれより超過しがちであったので、勢い各種の冥加金を徴収するか、士卒の俸禄を削減するか、あるいは献米を要求するほかなかったものである。献金侍の生じたのもまた理由がないではない。旧記によれば、嘉永三年以来わが武雄は佐賀の御用達鶴丸兵右ェ門、水町寿兵清、下村辰右ェ門等より借金をして歳入の不足を塡補してきたが、万延元年に至ってはその額七千両に達した。よって毎年米三千石（九千俵）を交付する時はその代金三千三百両余に相当するので、三か年以内で元利完済の計画を立てたが、これを実行することができず、金利一割を六歩に引き下げ数年に亘って完済したものである。これはおそらく西洋文化の輸入に消費した金額であろう。

明治元年の知行調に鶴丸兵右ェ門御扶持二十七石、御切米十石、水町、下村各御扶持方九石とありこれは侍として優遇したものである。以上を総合すると、武雄の知行一万二千石は概ね左のとおり支出されたのである。

士卒の知行	壱千九百石
内庭の費用	壱千八百石
御蔵方渡し	参千五百石
本藩へ献米	四千弐百石
計	壱万壱千四百石

嘉永七年といえば米国の使節「ペルリ」が浦賀に来て通商貿易を求めた翌年である。内庭の経費と士卒の俸禄がやや匹敵するのは、封建時代の余弊として領主の生活がいかに豪華であったかは想像できるが、領主は不時の用意として相当の米穀を貯蔵し、戦費として相当の金銀を蓄積する必要があったことも考慮に置かねばならぬ。士卒の給禄がいかに貧弱であったかもまた想像するに足る。当時における士卒の数は知ることができないが、十二か年後の慶応二年の調によれば、平士以上二百六十六人、徒士以下六百八十一人、合計九百五十七人であるからおよそ九百人を下らず、一人平均一か年の給禄二石では到底家族の食糧にも足らない勘定である。粗衣粗食に甘んじ倹約一点張りで推し進むほかはなかったことが偲ばれるのである。

本藩に対する献米の四千二百石はほとんど領主収入の半額に相当し、領主の経済を脅かした重課であった。さきに慶長十六年領地の三割献納を命ぜられ、十か年を経て元和七年さらに残地の三割を献納し、既に領地は半減されたのに、いまなお毎年収入の半額を搾取されるので、勢い苛斂誅求（かれんちゅうきゅう）せざるを得ず、「百姓と種油は搾れば搾る程出る」というがごとき評語はこれらの情勢より生じたものと思われる。筆者はこの文を草し、前に記述した慶応三年十月より明治元年三、四月に至る約半か年間に外国より輸入した武器の代金六万両の出所を研究しなければならぬ。これは実に不可解である。万延元年、金七千両の借金に対し、毎年米三千石（九千俵）を交付し、三か年に償却の方策を講じながら実行に困却した究境において、僅かに七か年を経過した慶応三年に至り、金六万両という大

金を支出し得べき財源があるはずがない。

しかし、事実は事実であって畢竟多年に亘り非常準備金を蓄積し保有したものと解釈するほかはない。当時領主はもちろん侍といえども金銭に関する念慮は無頓着であって武備一点張であったため、窮境にあっては借金をしてまで利子を支払うとはいえ、毎年必ず一定の戦争準備は蓄積せしめたものと思わねばならぬ。慶応三年は明治維新革命の前年に当たり非常時であるため、領主茂昌は戦争準備の蓄積金を支出したものと思われる。

（昭和一三、八、二稿）

㈢ 知行と軍容

今日においては国民皆兵の制度であり、現役、予備役、後備役の軍人があって国防に従事するが、明治五年徴兵令の施行せられる以前においては、国防の任務は専ら武士の担任するところであった。また現今の戦争は必ず外国を相手とするが、封建時代においては国内の戦争絶ゆることがなかったので、防備のため邑または藩の武士は四六時中警備を厳にし、武芸を鍛え、調練を行ない、一朝事変ある時はすぐに出軍し、後れを取らないように留意したものである。その俸禄を知行と唱えた。

維新前後における武雄領の兵備は侍二百六十六人がその主脳者であった。現今の将校および下士に相当するものである。兵卒に相当するものは徒士（歩行）と足軽であってその員数五百六十三人あり、合計八百二十九人が常備軍であった。徒士は主君に随従し、足軽は組頭の武士に附属して戦闘に従事したものである。彼等は知行によって衣食する建前であるが、薄禄の侍は給禄だけでは家族を扶養することが困難であったので内職をし、徒士、足軽は農業に従事し、事変に際し出軍する制度であった。徒士は御城の附近に駐在し、足軽は四方に散在し警備に充て

た。今足軽の配置を見るに一組を二十五人として十三組あり、宇土手（西川登村）に三組、内田（東川登村）に一組を常置して大村方面の防備をさせ、三間坂（中通村）に二組を置いて伊万里方面に備え、中野（朝日村）二組、川良（武雄）二組は佐賀方面を押えるとともに川古（若木村）方面の防備に充てた。花島、永島、武雄（どれも武雄町）の各一組は鹿島方面の防備に備えたものである。侍の大部分は城下に駐在したが足軽統率のため各方面にもまた二人ないし三人を配置した、軍の編成を着到と号し、また将卒表とも唱えた、一朝事変ある時はすぐに着到のとおりすぐにその任務についたものである。慶応三年の着到は左のごとくであり、これが最後の将卒表である。

将卒表

御先手左、　大組頭　武雄要人（親類壱百石）
　組頭　立野円次郎（上士五〇石）　三間坂足軽二十五人
　同　同人預り　◎宇土手足軽二十五人
　同　執行増吉郎（上士二七石）　◎内田足軽二十五人
　同　木下儀一（上士二五石）　中野足軽二十五人
御先手右、　大組頭　武雄一之進（親類壱百石）
　組頭　松尾沢右ェ門（上士三五石）　中野足軽二十五人
　同　原田八郎（上士二〇石）　◎宇土手足軽二十五人
　同　小川源吾（改名平吉誠舒）（上士二〇石）　三間坂足軽二十五人
　同　久池井七左ェ門（上士二〇石）　花島足軽二十五人
御側左　大組頭　後藤道之輔（親類壱百石）
　組頭　千綿左仲太（上士三七、五石）　里掛り大筒、歩行三十三人
　同　古賀作太輔（上士二三石）　山内掛り大筒、歩行三十三人

同　松尾太兵衛（上士二三石）　川良足軽二十五人
同　小川内蔵之進（上士二〇石）　武雄足軽二十五人
御側右　大組頭　小川雄一郎（改名土肥新十郎）（家老八〇石）
同　成松新左ェ門（上士二〇石）　川登掛り大筒、歩行三十三人
同　久間鉄之進（上士二五石）　昇之者二十人
同　岡部善太夫（上士二〇石）　永島足軽二十五人
同　鷺田礼之助（上士二五石）　◎宇土手足軽二十五人
同　野口寛三郎（上士三五石）　新組並山足軽心遣
御留守居　大組頭　鶴田邦衛（家老壱百石）
屋敷　番組頭　二位小七（上士二〇石）　二十人心遣
同上　同上　原五左ェ門（上士二〇石）　二十人心遣

―脚注―一　大筒は砲兵であって御歩行三十三人を一組とする。里、山内、川登の三組あり、三十匁火縄筒掛りとする。

二　昇之者は現今の旗手に当たる。精練のものを選抜して任ずる。

三　屋敷番の衆は皆宮野より出た。黒髪山城以来の慣例である。

四　新組は平素御猟の用を務める筒持ちその他の関係者とする。

五　山足軽は犬附と号する。御猟の犬を司どるものである。

右の陣容は時々改定される。上記のほかに士隊がありまた御船手あり、これらは随時編成したものであって、わが武雄には海軍の準備がなかったため御船手は単に船を操縦するのみで、もし海戦となる時は如上の将卒は乗船して戦闘する定めであった。

将卒に給与する知行は古来田地何町と唱えたが、豊臣秀吉が石高に改め、爾来知行何石と呼ぶことになった。田地何町というのは知行地の面積を指し、石高はその地域より徴収する年貢の数量をしめすのである。大体田地一町歩に対する米の収穫高は約二十石で、年貢の重いのは六割に及ぶものであり、これを六公四民といい、軽きは三割ぐらいのものがあり、これを三公七民と唱えた。普通は四公六民であったから田地一町歩の知行は石高にすれば約八石に当たる。米の収穫高二十石を指す時は草高二十石と唱えた。

知行　知行は禄と称し物成、切米、扶持三種があり、役米、加米等の職務または勤労に対する俸禄もあった。

物成（ものなり）　一定の地域を指定し土地を附与したものであって、何誰の知行地と唱え、その年貢の高を物成何石と称した。物成は庄屋において取り立て、庄屋より知行主に納入する制度であった。したがって物成は年の豊凶により増減があった。庄屋の受け入れた物成はその全部が知行主の収入になるわけではなく、そのうちより六割ないし六割五歩を領主に上納し、残り四割ないし三割五歩を知行主の収入とした。本藩では四割を収納したのでこれを四つ成と唱え、武雄は三割五歩を収得したので三つ成半と唱えた。よって知行一町歩は草高二十石であって、そのうち十二石は百姓の所得とし、知行八石のうちより五石二斗を領主に上納したから、知行主の所得は二石八斗であった。

切米（きりまい）　切米は領主の米庫より支給される。これまたその実収入は物成と同じく石高の三割五歩見当であった。元来知行は物成を原則としたが、既に領内に下附すべき土地のない時は廩米を支給されたのである。

扶持（ふち）　扶持もまた廩米を支給され、切米とそれほど変わらない。何人扶持知行何石と唱えた。一人扶持は一日米五合の割とし知行一石八斗に当たる。即ち十人扶持は知行十八石に相当し、その実収は三つ成半であり六石三斗であった。扶持は初め医師、茶道、鷹司、その他諸職人に支給したが、後には武士にも支給すること

になった。

役米、加米（やくまい、かまい）　役米は、職務に対し給与し、その職務を免ぜられた時は自然に消滅する。加米は、功労に対する加米であるため世襲ではなく一代限りであった。その実収の割合は御墨付（辞令書）の三割五歩たることは物成と異なることはない。

知行は元来世襲であって直系相続の制度であったため、家督相続は願い出て許可を受けねばならなかった。もし家督以前にて軍務に服する時は部屋住料として別に知行を給されることがあるが、家督を相続する時は自然に消滅した。

また家督を譲ったものに対し特に隠居料を支給されることがありこれは終身続くものであった。家督相続人ない時は知行は消滅し、その家は潰れたものである。よって養子の制度が盛んに行なわれ、女子は一切家督を相続することができなかったので婿養子を迎えたものである。

家督を相続すべき男子があってもその十五歳に達するまで家督を許可せず、知行は減額された。もし病気等のため十八歳に達するまで軍役に服することができない時は、陣代と称し、代人を軍務に従事させることを許可せられた。したがって概ね早婚であって男女とも十四、五歳ないし十七、八歳に達すれば結婚し、夫婦の年齢はやや均しく、むしろ妻が一つ年上なのを最良とした。もし二十歳に達してもなお結婚しないと不思議に思われたものである。

これは武士のみならず一般の習慣であった。武士の次男以下は他家の養子となるか、または特に召し出されるのでなければ知行を有しないため、多くは医師または儒者となり、あるいは僧侶となったものである。

旧幕時代は家を本位とし、嫡子があっても養子は随意であり、家督はその養子たると実子たるとに拘わらず、身体強健にして技能あるものに相続させる慣例であった。ために医師、儒者、茶道、鷹司、諸職人等のごとき職能により

知行を給　られるものにおいては、その子は専ら世襲の家業に丹精を凝らし、知行の承継に努力したものである。武雄の知行高は僅かに八千六百四十石であったが知行取りはほとんど千人に近かったために、附与された知行高は甚だ少額であった。慶応元年における知行取り人員および知行高は左のとおりである。

親類格三名、家老三名

侍の最上位で現今の将官に相当する。御親類はいずれも知行百石、御家老の内一名は百石、一名八十石、一名七十石であった。

上士（馬上格）二十七名

二十石以上の侍を上士といい普通は馬乗通りと唱えた。馬に乗って軍隊を指揮する意味である。現今の将校に相当する。筆頭の一人を侍頭と唱えた。

五十石		侍頭一名	
三十七石五斗以下三十石まで		四名	
二十八石より二十三石まで		九名	
二十石		十三名	
平士	百九十二名	現今の下士に相当する。	
十一石四斗以下		五名	
十石		十三名	
九石以下七石以上		三十一名	
六石六斗以下五石四斗		二十三名	
五石		四十名	

四石より三石まで　八十名

平士（組外）八名　老年または廃疾等で戦闘に従事できないものを組外という。

二十石　一名

九石　二名

三石六斗　四名

一石八斗　一名

小侍十五名

小侍とは小領主に近侍する鷹師、茶道、料理人等のような非戦闘員をいう。医師は戦闘員であった。小侍のうち三名は献金したため一代限り侍に取り立てられたもので普通は献金侍と唱えた。

七石　一名

五石四斗　二名

四石　五名

三石六斗　四名

三石　三名

徒士（かち）百一名

普通は御侍士と唱え御歩行（ごぶぎょう）とも呼んだ。領主に附属する歩卒であって現今の近衛兵に相当するので一般から尊敬せられ、徒士、歩行と呼ばずして必ず「御」の敬称を附けた。

六石　二名

五石五斗　一名

五石　五名

四石　九十三名

足軽四百六十二名

歩兵で卒と呼んだ。足軽のうち領主の狩猟に随従するものを山足軽といいまた犬附とも唱えた、近年特に足軽に取り立てられたものを新組と呼んだ。

四石　五名

三石　四百五十七名

新足軽六十二名

明治元年戊辰の戦役に際し領内の強壮者六十二名を選抜して足軽に採用し、知行各一石を与えた。明治維新に際しこれらもまた士族に編入され公債証書を下附された。

中小姓八名

佐賀一名、轟木一名、成瀬二名、高橋二名、小田志一名、本部一名あり、領主宿泊の旅館主である。

十二石六斗（佐賀）　一名

三石六斗　二名

三石　二名

一石八斗　一名

一石　二名

諸職人三十名

大工、左官、その他の職人にして領主の御用職人である。

九石四斗　一名
五石　五名
四石　五名
三石六斗　六名
三石　二名
二石　十一名

船手二十八名

新堀（高橋津ともいう）伊万里その他の津に常置する。

五石　二名
三石　一名
二石　一名
一石八斗　五名
一石　十八名
三斗　一名

以上給人の合計九百五十七人にして知行の総高四千六百八十八石二斗である。一人平均五石に満たず、その三割五分を支給されるのであるから到底一家数口を支えることのできないのはもちろんである。常職あるものは役米を加えて生活し、常職を持たない徒士、足軽のごときは商業または農業に従事したものである。

武雄の侍は他領に対比しその知行高甚だ貧弱なため、常に外部に対しては草高を唱えた、知行一百石をちょうだいしていると自称してもその実は四十石であり、その実収は僅かに十四石だったのである、当時の物価が非常に低

廉だったとはいえ、その生活は甚だ窮屈だったと思わねばならぬ。

維新後六十余年、現今旧士族の末路を見ると、高禄のものの多くは没落し、裕福なものはむしろ薄禄のものにある。これは高禄のものは武術のほかに芸能を有しなかったが、薄禄のものは内職をなしたため相当の技能を有し、かつ勤倹辛苦をなめた結果であろう。

（昭和五、四、一七稿）

㈣　軍役に従事せぬ知行取り

封建時代における国防は専ら武士の担当するところであるため、侍より徒士、足軽に至るまで皆知行を与えられ、これらを一般には知行取りと唱えた、しかるに軍役に従事しないが知行を与えられたものがあり、神社、仏閣をはじめとし諸被官、船手、舸子、諸職人ならびに御用達等である。被官とは重臣の召仕いをいい平素主家に往来し雑役を務めたものである。神社、仏閣の知行は国家の安泰、一家の無病息災、子孫の繁昌を祈禱するための年額の寄進と解すべく、被官は主家の出陣に際しては常に随従したものである、その手当は主家より支給する建前であるが、そのおもなるものに対しては特に領主より知行を附与されたものもある。

武雄には海軍の常備がないため、新堀（朝日村高橋）と相応津（佐賀）には舸子を置き不時の用意に備えた、新堀には二十三人の舸子があり、相応津にもまた舸子二十三人があった。御用船高橋丸は新堀に常置し、船頭一名役者三人を附属させた。現今の新堀は河底埋没して船舶の碇泊を許さないが、鉄道開通以前は武雄領における唯一の港であり、かつ有名な市場であった。諸職人御用達は領主の御抱えであり、知行は甚だ少ないがこれを名誉としたものである。明治元年における軍役に従事しない知行高を左に記す。（神社仏閣は㈣に記載）

諸被官其外扶持人　明治元年九月調

扶持米壱石	山北貞四郎伯父船原村	山北	伊之助
仝 七石弐斗	武雄一ノ進召仕	福田	幸左ヱ門
仝 五石四斗	同 上	中尾	佐助
仝 壱石八斗、御蔵米壱石、	後藤道之輔召仕	川久保	儀助
御蔵米壱石	同 上 （新町）	田代	忠右ヱ門
御切米九石四斗	大工 棟梁 （上西山）	馬場	栄次郎
同 五石	同 上 （内町）	池田	平吾
同 四石	同 上 （上西山）	馬場	儀右ヱ門
同切米四石、御蔵米壱石	大 工	原	吉次郎
御切米四石、御蔵米壱石	同	山口	兵蔵
御切米四石	同	樋渡	儀八
同 四石	同	樋渡	儀吉
同 弐石	同	野田	藤助
同 弐石	同	原	利助
同 弐石	同	中尾	亀三
同 弐石	同	山口	定吉
同 弐石	同	山口	熊之助
同 弐石	同	北川	才三
同 弐石	同	石橋	富太郎
御切米弐石	同	松尾	休吾

同 弐石	同	白浜	伊惣太
御蔵米弐石	同 一代	北川	民三
同 弐石	同 一代	野田	久五郎
御切米五石	刀鍛冶	橋本	良作
同 五石	研師	福地	善七
御切米三石、御蔵米壱石	畳職棟梁	山辺	要次郎
御切米四石	切皮師	池田	佐吉郎
御扶持米三石六斗	火術鍛冶	深川	恒三
同 三石六斗	鋳物師	谷口	竜吉郎
御扶持米三石六斗	鋳物師	谷口	宗一
仝 三石六斗	仝 一代	谷口	清兵衛
御切米三石	鉄砲師	吉村	弥一跡
御扶持米三石六斗	仝 一代	松尾	新兵衛
御切米三石	金具師	岡崎	弥兵衛
御扶持米三石六斗	鍛冶 一代	橋本	又七
御切米壱石五斗	武雄山留		幸吉
同 壱石五斗	脇田村山留		万左ヱ門
同 壱石五斗	本部村		定平
同 弐石	川古村東西		惣右ヱ門
同 壱石五斗	片白村		平右ヱ門

御切米三斗但現米　片白村小山留　庄蔵
御切米三石　湯町別当　逸平
同　壱石　湯町寺散使　庄吉
同　三石　高橋町別当　与右ヱ門
同　三石　船手　高橋丸船頭　徳田　岩助
同　弐石　相応津舸子心遣　新ヶ江　支吉
同　三石但現米　相応津　徳久　忠平
壱人前壱石八斗宛御切米九石　相応津舸子五人
壱人前壱石宛御切米拾八石　同　新舸子十八人
御切米弐石七斗　高橋丸役者　斉藤　米蔵
御切米五石　池田　甚蔵
仝　五石　楢崎　吉蔵
壱人弐石四斗宛御切米五拾五石弐斗　新堀舸子二十三人
諸所用達出入
三つ高二十石御扶持方六石　大阪屋代　尾張屋七兵衛
三つ高二十石御扶持方六石　長崎屋代　竹林　祐作
同　上　御扶持方三石　右同人
三つ高二十石御扶持方六石　大阪日雇頭　尾張屋判兵衛
御扶持方五石四斗　長崎時計師　金子　吉兵衛
同　五石四斗　長崎　原田　宗兵衛

御扶持方三石六斗　長崎　下田　喜代助
御切米拾八石　佐嘉　池田　理右ヱ門
御扶持方二十七石　鷺丸　兵右ヱ門
御切米拾五石但現米　右同人
御扶持方九石　水町　寿兵衛
同　九石　下村　辰右ヱ門
同　七石弐斗　大島　恵助
同　五石四斗　嘉村　覚右ヱ門
同　三石六斗　久我　多一郎
同　三石六斗　横尾　長三郎
御扶持方三石六斗　長崎薬目利　野田　源三郎
同　三石六斗　香月　清蔵
同　三石六斗　島　辰之丞

女中

御扶持方五石四斗　さだ
同　三石六斗　松井

銀扶持

銀弐枚　長崎　竹林　祐作
銀百匁　本町　神宮　久也
同　百三十六匁　友　智

私領被官

御扶持方三石			樋口　儀惣太
御切米弐石		小田志	樋口　馬多平
御扶持方壱石八斗			山崎　判三
同　壱石			古川　儀兵衛
御蔵米壱石			鳥屋　源一
御扶持方三石六斗		轟木被官	北村　判六
同十弐石六斗		佐賀被官	大串　長左ヱ門
同　弐石六斗		成瀬被官	前田　利三兵衛
同　壱石八斗		同	野田　郡八

外に従来知行を給せられたるも御免の人々

定米五升		一代	池田　幸蔵
同　五升		一代	寺田　忠蔵
同　五升		一代	山口　政六
同　壱斗		一代	馬渡　儀蔵
同　五升		一代	山北　文右ヱ門
同　五升		一代	仁戸田　郡助
同　五升	上西山村	一代	山崎　甚右ヱ門
同　五升	内田村	一代	清五郎
同　五升	下黒髪村	一代	忠右ヱ門

同　壱斗五升	柚ノ木原村	一代	郡左ヱ門
同　五升	今山村		志津右ヱ門
同　五升	高橋町		米助
同　三斗五升三合	仝		御厨　嘉左ヱ門
定米弐斗四升六合四杓	湯町酒屋		本山　三左ヱ門
屋敷地料の内定米壱斗	湯町大村屋		山口　定右ヱ門

以　上

御用大工、畳師、刀鍛冶、研師、鋳物師、鉄砲師、金具師、切革師に至るまで御用職人があり、佐賀、長崎、大坂轟（三養基郡）には御用達あり、長崎の時計師金子吉兵衛、薬目利野田源三郎は西洋の文物輸入のため必要があったもので、同地の竹林祐作は専らその輸入を司ったものである。三つ高二十石御扶持六石とあるのは高の三割を給すとの意である。佐賀における霰丸、水町、下村は銀主であって常に武雄の御用金を調達したものである。武雄においても御用金調達のため知行を与えられた被官があり、また百姓町人であって特に姓を唱えることを許可されたものもあり、これは名誉の表彰であった。

㈤　社寺の知行

明治維新前の神社は概ね寺院と混淆し単独なる寺院は存在するが独立した神社はほとんど存在しなかった。徳川幕府が基督教を厳禁するに当たり、寺院に国民の戸籍を管理させ、寺請を発行して身分を証明させたため、寺院は行政上欠くべからざる機関であった。しかるに明治維新に際し神仏の混淆を禁止し、戸籍法を制定して戸籍

は町村役場において管理することに変更したため、神仏混淆の社寺は悉く分離し、維持の困難な神社は他の神社と、寺院は他の寺院と合併するものもあり、あるいは廃止した社寺も相当数であった。

旧幕時代の社寺は国民指導の中軸であった。信者檀徒よりの寄進少なくなく、藩主または領主から知行を給せられた社寺も相当多かったため、社寺はほとんど衣食の患なく専ら精神上の指導に全力を尽したものである。徳川幕府の末葉に至っては各藩においても概ね財政困難に陥り、社寺に対する知行の交付額は漸次減額せられたが、なお国民尊崇の中心たる資格を喪失することはなかった。しかし明治維新に際し一切の知行は廃止せられ、武士に対しては公債証書を下賜されたにもかかわらず、社寺に対しては公債の下賜がなかったため、これまで知行を有した社寺はもちろん檀徒信者の少ない社寺はその維持に困難を究め、従来の体面を保つことができず、同時に国民の尊信もまた減殺された。

蓋し社寺は知行によって生活すべきに非ずとされ知行といえども元来寄進の性質であったため、これを没収されることはやむを得ないであろうが、これがため社寺が国民の精神指導の中軸たる資格を喪失したことは甚だ遺憾である。わが武雄における知行を受けた社寺は左のとおりである。

社寺寄附並社人山伏給録

川良村	円応寺	七十石	定米の二割六歩三厘　一八石四一〇
宮野村	大智院	六十五石	同　三割壱歩　二〇、一五〇
	黒髪山	拾石	同　三割七歩六厘　三、七六〇
	黒髪山大宮司	九斗六升四合	同　七歩五厘　、〇七二
	同　下坊	壱石八斗六升	献米差引き残り　一、四五〇
	松原社	拾五石	定米の七歩五厘　一、一二五

武雄村	武雄社	三十五石二斗二升八杓	同上の六割一歩　二二、四〇〇
	塩竈社	三石	同上の二割五歩一厘　、七五三
	庚申社	五石	同上の一割五歩一厘　、七五五
	武雄社武雄宰輔	拾石	定米の二割二歩七厘　二、二七〇
	同社社家九人	六石九斗	同上の七歩六厘　、五二四
	川良村出元給	四斗五升	同上七歩五厘　、〇三三
	中野村無所給	八斗七升壱合七杓	同上七歩六厘　、〇六六
	三間坂射手給	三石	同上七歩六厘　、二二八
富岡村	広福寺	二十五石	同上七歩五厘　一、八七五
川良村	英彦山	十五石	同上七歩五厘　一、一二五
	山口番人	三石	同上二割六歩二厘　、七八六
真手野村	吉祥坊	十二石	同上二割二歩七厘　二、七二四
下西山村	舜乗坊	十二石	同上二割二歩七厘　二、七二〇
永野村	浄泰院	十石	同上七歩五厘　、七五〇
下西山村	安竜院	十石	同上二割二歩七厘　二、二七〇
下西山村	西福寺	八石九斗	同上七歩五厘　、六六七
川良村	秋葉社	五石	同上二割六歩三厘　一、三一五
川良村	若宮社	五石	同上　一、三一五
鳥海村	天神社	三石	同上七歩五厘　、二二五
南大草野村	十六善神	三石	同上　、二二五

川良村	崇福寺	三石	同上
三間坂村	東光寺	三石	同上
川古村	清正寺	二石五斗	同上
下西山村	円満寺	二石五斗	同上
永島村	貴明寺	二石五斗三升五合	同上
袴野村	貴船社	二石	定米の七歩五厘
小楠村	素盞社	二石	同上
下西山	山王社	二石	同上
川良村	浄円寺	壱石三斗五升	同上
上滝寺	光明寺	八斗六升	献米差引残り
湯町	正法寺	七斗二升四合	献米差引残り
真手野村	法性院	三升八合	献米差引残り
	合　計	定米三百六拾壱石六斗六升三合五杓	
	基収納米	八拾九石九斗壱升五合	

外に従来知行を交付せられたるも御免の社寺左の如し

宝憧院	御物成　参石	
金剛院	御扶持方三石六斗	
酒智院	一代御扶持方壱石八斗	
清正公（円満寺）	御物成弐石五斗	

武雄社、円応寺、大智院（今は佐世保に移る）のほかは知行があったとはいえその支給額は甚だ少なく、特に宝憧院以下の四院は知行御免の名の下に現米を支給されなかった。吉祥坊、舜乗坊、安竜院、法性院、宝憧院には山伏が在住し、戦時には法螺貝を携えて従軍し、進退指揮の合図を務めたものである。（昭和一三、三、一八稿）

二　原始・杵島文化

㈠　武雄地方の遺跡と遺物

原始時代といえば弥生式文化時代からそれ以前であるが、その頃の武雄地方にはどのような文化があったのか。いままで全くわかっていなかったし、先輩郷土史家も、考古学に属することなので手をつけていなかった。ところが近年、遺跡や遺物が発見されて、われわれの想像以上の文化があり、杵島文化圏が形成されていたことがわかってきた。

武雄地方には旧石器時代や縄文式文化時代の遺物や遺跡は皆無ではないがきわめて少なく、その時代の文化を知ることは困難であるが弥生時代になると遺跡、遺物が非常に多くなり、かなり高い文化が存在したことが判明しつつあるのである。

武雄地方で現在までに発見され、調査が行なわれた弥生時代の遺跡は次のとおりである。

▽武雄町小楠、祇園社カメ棺群。
▽朝日町甘久、カメ棺群。（箱式石棺を含む）
▽橘町釈迦寺、カメ棺群。
▽同町小野原、おつぼ山カメ棺。

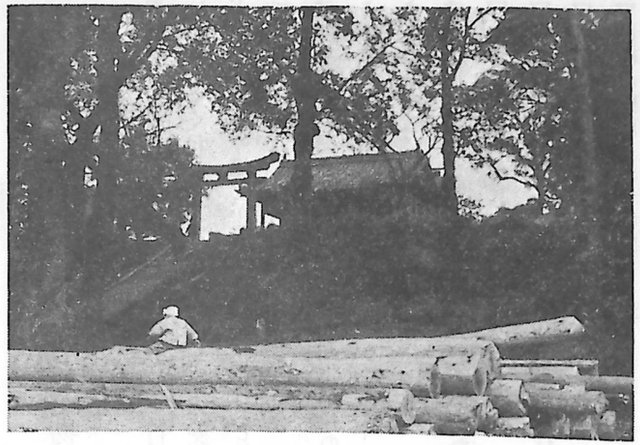

祇園社の丘

▽同町南楢崎、カメ棺。
▽北方町桃島山、カメ棺と箱式石棺。
▽同町東宮裾、カメ棺。

以上の七か所はいずれも、弥生時代の中期(一世紀―二世紀)と後期(三世紀から古墳文化時代まで)のものである。

橘町南楢崎とおつぼ山、北方町東宮裾と桃島山のカメ棺は群をなしておらず、二基ないし数基であった。箱式石棺は桃島山だけで、時代が下って古墳時代の箱式石棺はおつぼ山や武雄町永島や野間で発見されている。

武雄町小楠の祇園社、朝日町甘久、橘町釈迦寺の丘陵はカメ棺群で五十基以上百基が埋葬されているものと推定されている。これらは一部が発掘調査されただけなので、今のところ全貌を明らかにするには至っていない。

だが、このカメ棺群の近くには必ず当時の集落があったはずだから住居跡も、だんだん発見されるものと思っている。

カメ棺が群をなして埋まっている丘陵は当時の共同墓地であって、カメ棺の数量によって弥生時代中、後期の人口、戸数などを推測することができるのである。

しかし、カメ棺や箱式石棺だけでは当時の文化を知ることは困難である。

そこで、カメ棺や箱式石棺、住居跡などから出土する遺物が当時の文化を知るために重要視されるのである。

弥生時代遺跡分布図

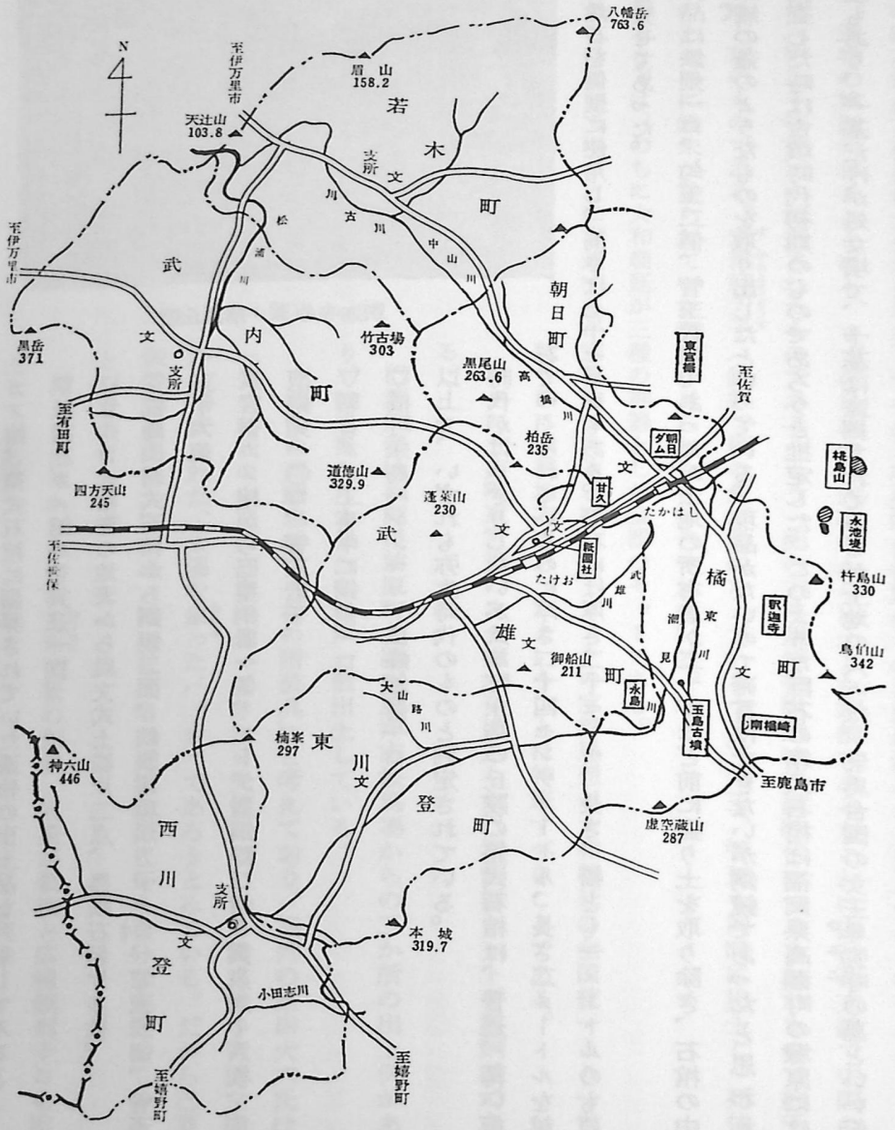



釈迦寺のカメ棺群丘陵

カメ棺、箱式石棺に副葬されていた遺物の出土品を列挙してみると、

▽祇園社カメ棺から貨泉一枚。

▽甘久カメ棺群の地表から縄文式土器片二点、黒曜石剝片多数。

▽桃島山箱式石棺から銅鏡二面、鉄製素環頭刀子一口、勾玉三個、管玉三十六個。

東宮裾カメ棺から巴型銅器一個、ヒトデ型銅器二個、貨泉六～八枚、広型銅剣一〇口、管玉若干。

▽朝日ダム工事中に銅剣一口。

▽橘町永島ハンノマエ、広峰銅鉾一口。

以上で、いずれも弥生時代のものと判定されている。

時代がはっきりしないが武雄町永島の丘陵の箱式石棺は、普通、薄い板石でつくられているのに厚さ二十四センチメートル、長さ二メートルを越える自然石を側壁に使用し、高さは七十センチもある。蓋石には厚さ二十センチ、長さ、幅とも一メートルのもの二つを乗せてあった。

副葬品は鉄剣一口、勾玉二個、管玉数個であったが土地の所有者が二十年ほど前に盛り土を取り除き、石棺の中から薬罐の蓋のようなものを取り出したといっている。現品がないので確言はできないが銅鏡であったと思われる。調査した時は古墳時代初期のものであろうと推定した。このような巨石の箱式石棺は福岡県高瀬町の塚原には十一基もあり、一基だけが処女墳で、十基は盗掘されているが土地の人々は、邪馬台国の女王卑弥呼の墓といい伝えている。卑弥呼は魏志倭人伝に記されている実在の人で弥生時代の後期、二四八年に死んでいる。

永島の巨石箱式石棺は出土品から考察してやはり弥生時代後期のものと思われる。

さて、遺物の検討に移ることにし、まず桃島山の箱式石棺から出土した銅鏡であるがこれは内行花文鏡で中国の前漢時代（約二千年前）に鋳造されたものである。もう一面の方格規矩神獣鏡は後漢時代につくられたもので約千八百年ほど前のものである。素環頭刀子（鉄製で柄の先が輪になっている小刀）勾玉、管玉も同時に出土し、死体の頭部のところに鉄朱が塗られていた形跡が見られたと報告されている。

鏡と勾玉と刀は、のちに大和朝廷が三種の神器とした宝器のセットである。

このことについてはあとに詳述するが宗教的であるとはいえ、セットの宝器思想が大和朝廷の全国統一より一世紀も前に武雄地方にあったということは特筆すべきことである。

つぎに北方町東宮裾のカメ棺から出土した巴型銅器とヒトデ型銅器である。



甘久遺跡の露出カメ棺

巴型銅器は福岡県前原町井原、唐津市桜馬場からの二か所の出土例があり、岐阜県からも似たものが一個出土している。

文部省の斉藤忠氏は「楯の附装具」と考えており、福岡の原田大六氏は「弥生時代の中期に日本へ入ってきた日光鏡といわれる漢式鏡の背面文様から構成された、太陽を象ったバッチ」であろうとみている。だから巴型銅器を副葬していたカメ棺の被葬者は太陽の子という身分を象徴しているというのである。

同じカメ棺から中国の王莽前後の銅銭、貨泉が数枚と広幅銅剣十口も出土している。

祇園社のカメ棺からも貨泉一枚が出土した。これらを併せ考えてみると武雄地方の支配的地位にあった権力者は直接あるいは間接に朝鮮の楽浪郡と交易していたと考えられる。朝鮮の楽浪、帯方両郡は当時後漢の光武帝が中国の属国として置いたのである。したがって中国製品や中国文化がもたらされているのである。

橘町のハンノマエから出土した広峰銅鉾や東宮裾の広型銅剣はいずれも鋭利な実用的な武器ではなく、祭祀用のものであったのである。それほど当時は祭祀が重んじられていたことがわかる。

さらに銅鉾や銅剣が実用的でなく、宝器的なものとなった裏には鉄器の使用が盛んになり、鉄の精製技術が進歩したためでもある。

農具も鉄製のものを使うようになって、水稲栽培は向上し、余剰の米は蓄積されて、交易はますます活発になっていったのであろう。

(二) 武雄地方の部族

武雄地方の同じ弥生時代中、後期にカメ棺と箱式石棺という二つの異なった埋葬が行なわれていたということはどう解釈すべきであるか。

次の古墳時代になるとカメ棺埋葬は全く見られなくなるが箱式石棺の墓制は古墳の築成と並行して行なわれているのである。

同一部族が二様の埋葬形式をもっていたとは考えられない。身分の高下によったものでないことは、どちらの棺の副葬品にも甲乙がつけられないものが出土しているからである。

そう考えてくると、当時、武雄地方には異なった部族が住んでいたということになる。

箱式石棺の墓制は早くから朝鮮にあったので同時代に、多数の朝鮮族が渡ってきたと考えられるのである。

一時、朝鮮で強大な勢力をもっていた濊族や貊族は後漢に敗れて南下し、やがて歴史の上から姿を消してしまった。一部が海を渡って日本にやってきたとしても不自然ではない。

戦後まもない頃、江上波夫氏は大陸の騎馬民族東征説を唱え、わが国の歴史界にセンセーションを巻き起こした。それを略記すると、

「朝鮮半島から海を渡って九州にやってきた騎馬民族の首長はミマキイリヒコといわれた崇神天皇である。数代後、九州から大和へ進出して行き、はじめの大和朝廷を打ちたてたのが応神天皇で、これが神武天皇の東征の神話を生んだのである」

というのである。

一時代あとの古墳時代ではあるが須恵器の陶工たちが多数朝鮮から迎えられ、全国各地で登り窯を築き、硬質の須恵器を焼いたのである。朝日ダムの北岸に須恵器の窯跡が発見されており、佐賀市の神籠石のある帯隈山麓にも須恵器の窯跡がある。

当時の日本の焼ものは土器で、焼成度の高い登り窯の技術はなかった。

以上述べたように、弥生時代から古墳時代にわたって朝鮮半島から日本にきて帰化した朝鮮人は予想外に多かったのである。

箱式石棺の墓制が弥生時代から古墳時代にまで及んでいるということは、弥生時代に帰化した者も、古墳時代に帰化した者も昔の母国の墓制を継承したからであろう。

そこで武雄地方における箱式石棺墓制は朝鮮帰化人のものであり、先住の部族たちはカメ棺で共同墓地に埋葬されたのである。

当時はまだ身分の高低によって墓地を別にするということはなく、首長クラスでも共同墓地に埋葬されたのであ

った。

たくさんのカメ棺の中の一つか二つの中にのみ副葬品があることでわかる。

「魏志倭人伝」に当時の葬儀のことについて伝えているので次に書いてみる。

「人が死ぬと十日余り喪に服して肉食をせず　喪主は泣き明し、他人は酒を飲んで歌って踊る。埋葬が済むと家族全部が水中に入って身を清める。屍体は棺に入れて土中に埋め、土を覆い塚をつくる」

夜とぎを十日も続け、通夜の客は賑やかに飲んで歌って踊ったのである。喪主が泣き明かすのは中国や朝鮮の泣き男の風習を思わせるものがある。

帰化人と先住民との間はどのようであったか。同じ丘陵にカメ棺と箱式石棺が同居しているところから判断すると融和していたように考えられる。

帰化人たちは、鉄製農具を使う水稲栽培の新技術を身につけていたから先住民は、いろいろと教えられたにちがいない。

先住の部族民は、採取経済の縄文時代は、木の実や獣を捕獲して生活していたので山間に住んでいたが稲作が伝えられると湿地帯へ移動し、近くの丘陵に家を造り、集落を営み農耕に従事したのであった。

カメ棺のある、釈迦寺、甘久、祇園社の各丘陵は前面に水田がひろがり、背面には山が連なっている。

この三か所を三角形につなぐと、その中央は現在でも武雄地方の穀倉地帯であり、雨期には水びたしになる低地帯でもある。

有明海の陸化が進み、白石平野に農耕地が増加すると帰化人たちは、その方に移動し、先住民との交流も行なわれ、やがて固有の日本民族となったのである。

この地方では杵島山を境として、東側と西側とでは、余り顕著ではないが異なった文化要素がある。

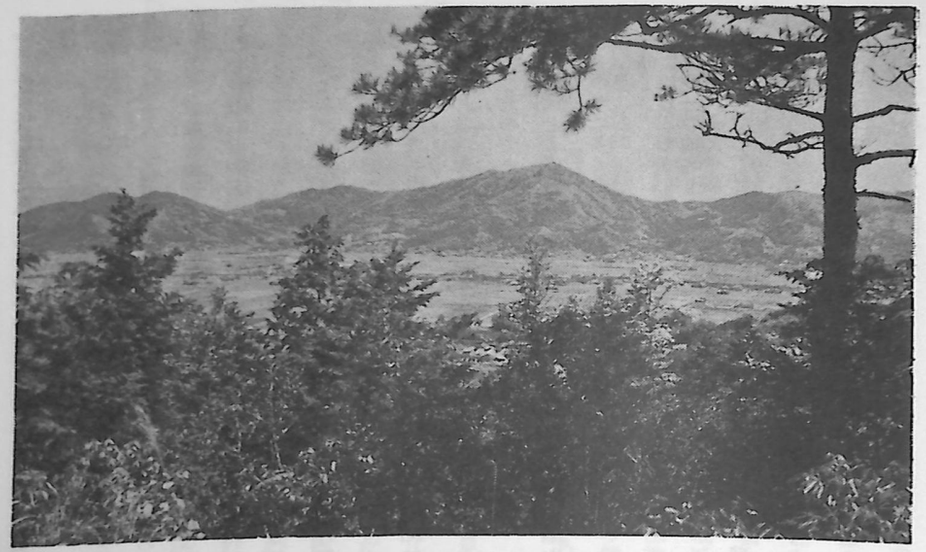

杵島山

たとえば、東側の古墳は山の中腹以上の高いところに多く、西側はほとんどが山麓である。

副葬品も西側は武器や武具、馬具などがあるのに反し、東側は鈴や耳環や水晶の首飾などの装身具の高価なものが多い。

白石町の妻山丘陵の箱式石棺から、かつて素環頭大刀が出土している。

東側の古墳の壁面には線刻文様を施したものが多いが西側ではまだ線刻文様の壁画のある古墳は皆無である。

杵島山の北側、北方町の勇猛山の古墳には壁面に線刻文様のあるものがあり、武器や馬具も副葬されていた。

日本人のふるさとといわれている飛鳥（あすか）地方は大和朝廷の発祥（はっしょう）の地である。

奈良県高市郡明日香村の観光用の小冊子である「飛鳥」に、青山茂が解説を書いているがその一部を転記してみよう。

＝国のはじめ＝

〝さだかな記憶など、もちろんあるわけではないが、だれしも自分の生誕の地については　深い興味とかぎりない郷愁とを持つ。

それは国家についても同じである。自分の国がいつ、どこで、どのようにして誕生したのか。時代の如何んを問わず　国民の一人、一人が心の底に懐いている関心事である。飛鳥の地が、われわれの心をとらえるのも、そのためであろう。わが国がはじめて全国的規模の国家形体を整えたのは四五世紀のころ、国のまほろば、大和を中心としてであった。もちろん、それまでにも各地に小国家は存在した。トリやケモノを追って狩猟に明け暮れた縄文時代から　稲作による共同生活で生産力をあげた弥生時代にいたり、集落（ムラ）の共同作業によって農耕を進めていくうち、富は蓄積されムラの指導者も出現する。大きなムラは小さなムラを勢力下に入れやがて各地に小国家群ができたのである。ながく、われわれの興味をとらえてはなさない「邪馬台国」の出現したのはこの時代である。

小さなクニグニの集団は、北九州、瀬戸内海沿岸、大和盆地などでそれぞれ力を蓄積し、三世紀後半から四世紀にかけて、やがて大和盆地を中心とした全国統一の気運が出てくる。いわゆる大和朝廷の出現である。青垣めぐらせる大和盆地でわが国が誕生したのであった。

古墳時代とよばれる、国家誕生のこの時期は国の指導者たちがその国力を誇示し、死後の蘇りを信じて壮大な墳丘を築かせ、その中に多くの副葬品とともに埋葬された。

＝中略＝

＝「飛鳥（あすか）」の地名＝

「飛鳥」（とぶとり）と書いて「あすか」と読む。なぜ、飛ぶ鳥が「あすか」なのであろうか。そして「あすか」というのは、いったいどういう意味を持っているのであろうか。「あすか」の地名の起源については諸説がある。だが、次の説は、飛鳥の土地がらとともに、飛鳥時代の時代背景を踏まえて、まことに魅力のある説ではないだろうか。それは「あすか」は「安宿」からの転化だという説である。大陸からの帰化人たちは、波荒い玄界灘を乗りこえて北九州にたどり着き、さらに瀬戸内海の

島々の間を縫って大阪湾へ。ここからまた、舟で大和川を遡（さかのぼ）るか、陸路大和路に入り、やっとたどり着いた安住の土地として、ここを「安宿」とよんだ。それは、あたかも季節の渡り鳥がはるかな飛翔（ひしょう）の末に、羽根を休める安住の木立を見つけたにも似た気持ちであったにちがいない。だから「あすか」という地名は、必然的に飛ぶ鳥を連想させたのだ。その連想がいつしか、飛ぶ鳥を「あすか」の枕詞とし、さらに「飛鳥」と書いただけで「あすか」と読ませることになったのだ、というのである。その真偽は今後の学問的検討に譲るとして、飛鳥の地に多くの帰化人が住みつき、この地を舞台にして大陸からの新しい文化である仏教をめぐるさまざまの政治劇が演じられた土地がらと歴史を考えるとき、この説は強い説得力をもって迫る。飛鳥という土地は、そのような国際的な視野のもとで歴史の舞台なのである。〟

このように、地元の人たちは、日本国家の生誕地である飛鳥は大陸からの帰化人によって開かれ、発展したものとみている。

地球は丸いと考えなかった当時の人々は、大陸から見れば、日本列島は海の向こうの吹き溜りであると考えていたであろう。

大陸に興った後進の強大な部族に追われた古い部族たちは、新天地を求め、あるいは行き着く場所として、吹き溜りの日本列島に渡ってきたのである。当時の幼稚な航海術でも朝鮮を経て対島海峡を渡れば容易に北九州に着くことができた。なかには対島暖流に乗って山陰の海岸にたどり着いた者もあろう。そして、その大陸からの渡海人たちは、製銅、製鉄の技術を運び、稲の栽培をもたらしたのであった。

古墳時代には、のぼり窯で須恵器を焼く方法を、更に安土桃山時代には、すぐれた陶器の焼成を伝え、帰化陶工たちは磁器をつくることを考案、製作したのである。

(三) 武雄地方の所属国

中国の晋の宮廷官吏陳寿が三世紀の日本のことを書いたものを編纂した「魏志倭人伝」によると

「倭人は帯方の東南の大海の中にあり、山や島に依って国邑を為くる。旧、百余国なり、漢のとき朝見する者あり、今、使訳して通ずるもの三十国なり」

と、あり、その三十国を統属させていたのが女王卑弥呼の邪馬台国で

「その国に行くには朝鮮の北岸の狗邪韓国から海を渡って対馬に至る。また海を渡って一支国に至る。次に末盧に至る。四千余戸あって、山や海浜に住み、海に潜って魚や貝を捕って生活している。道は細く草木が繁っていて先を行く人が見えないほどだ。東南に陸路を五百里行けば伊都国に到着する。この国は千余戸あり、外国の使節はここに常駐する。また東南に百里行けば奴国に至る。戸数二万余あり、なお東へ百里行けば不弥国に至る。千余家あり、それより南へ、水行二十日、陸行一月で投馬国に至る。戸数五万戸ばかり、なお南へ、水行十日、陸行一月で邪馬台国に至る。七万余戸ばかり、女王国の以北は戸数、道里を略載するが次に斯馬国に至る（以下略す）」

と、なっていて残りの二十一国を順次書いている。

邪馬台国が筑後の山門地方であったとすれば、邪馬台国の以北であり、それに最も近い位置に当たる武雄地方が斯馬国であったとみることは可能である。

八世紀にできた「肥前風土記」の杵島郡の項に

「昔、景行天皇が巡幸したまいし時、御船この郡の磐田杵村に船泊りした。時に船かしの穴より冷水自ら出でて一つの島となる。天皇が御覧になり、群臣に詔りたまわく、この郡はかしましまの郡というべし。と、今杵島郡というはよこなまれるなり」

と、ある。

また、「肥前風土記」の補遺に

「県（あがた）の南二里に一つの孤山あり、坤（ひつじさる）より、艮（うしとら）を指して三つの峰相連る。これを名付けて杵島と曰い、坤なるは比古神と曰い、中なるは比売神と曰い、艮なるは御子神と曰う、またの名を軍神という、動く時は兵興る」

と、ある。

県はあがたと読まれ、奈良時代に行政区画として置かれたのであるが弥生時代に部族国家のあったところに置かれたのである。

県が置かれたということは、もと、そこに小国があったことを証明するものである。

県より二里というのは県主の居所からの距離を示すもので、北方町の大崎付近から杵島山までは十四、五町である。奈良時代の一里は六町であったから距離も合うし、更に方位も南に当たるのである。

坤（ひつじさる）は西南、艮（うしとら）は東北だから杵島山に合致する。

艮の峰は御子神と呼ばれ、動く時は兵興るとあり、部族国の首長の居所に最も近い峰であるから物見台やのろし台が置かれていたと考えられる。

この峰には、NHKとSTSのテレビ塔が建っており、現在は鳴瀬山と呼んでいる。

テレビ塔建設の時に頂上で破壊された古墳が発見され、調査をしたが、天井石は石室に落ち込んでいて明らかに盗掘されたものであることがわかった。横穴式の余り大きくない円墳であった。頂上からは武雄市の中心部と北方町の全域が一望できる峰である。

動く時は兵興る、というのは、物見に兵が増員されたり、のろしが掲げられることをいったもので山自体が動く

のではないのである。

邪馬台国の統属国と考えられる地方からのみ巴型銅器が出土しているが、呼称は同じでも、大きさや脚の数がそれぞれ違っている。

巴型銅器の類型的なものは中国、朝鮮にはないということなので、当時日本でつくられたものであると考えられている。

弥生時代の後期には広峰銅鉾や銅剣が日本で鋳造されていた。佐賀県や福岡県からその石の鋳型が出土していることでわかる。

その頃、巴型銅器が日本でつくられたからと言って技術的に不可能ではなかったのである。

福岡県井原の巴型銅器は径が十五センチもある大型で、脚も八個と九個である。

唐津市桜馬場のものは径六センチで脚は六個、北方町東宮裾のものは径五センチで桜馬場のものと大体かわらないが脚が五個である。ヒトデ型銅器は日本でただ一つの例なので比較はできないが脚は六本直線で径は六センチである。同一の鋳型で鋳造されたものでないことははっきりしている。当時、砂鋳型を使ったことが知られているので、砂鋳型で鋳造したものであろう。

砂鋳型は一回毎に壊れてしまうからである。

巴型銅器は邪馬台国が統属国の首長に与えたものではないかと思うのである。

大きさや脚の数は、宮中席次を意味するのではなかったかと思う。

大きくて脚の多い巴型銅器を与えられた伊都国は外国使節が駐留し、貢物や文書を中つぎする重要な国であったからである。末盧国は外国船や倭船の出入りする港があったので伊都国につぐ重要国であった。

そこへゆくと斯馬国は、前記二国に比べると重要性がうすかった。農産物を供給する経済的立場の国であった。

だから、統属国としての席次は低かったのだと判断する。ヒトデ型銅器は経済的な立場に対して与えられたものと思考するのである。

㈣　大和朝廷への服属

日本の三、四世紀は謎の時代といわれている。弥生時代までは、まだ日本は統一国家ではなかった。

日本と呼称されるようになったのは大化改新以後で、それまでは日本列島を総称して倭と呼ばれていた。

中国の「新唐書」に

「咸享元年（六七〇）に日本から高句麗平定を祝う使者がきた。この国はこれまで倭といっていたのを日本と改めた。使者がいうには国が日の出るところに近いからそう名づけたのである」

と、ある。

中国の咸享元年は日本の天智九年である。この頃は、日本全土は大和朝廷によって統一されていた。

邪馬台連合体国家があった弥生時代後期ごろは部族小国家三十国の連合体であり、一国の広さは現在の一郡程度であった。

部族小国さえできていない地方がまだ沢山あったのである。

武雄地方にあったと考えられる邪馬台国の統属国であった斯馬国はいつ頃、邪馬台連合から離れたか。何しろ、邪馬台国が、いつ、どのようにして解体したか全く不明であるため古墳時代の初期の武雄地方のことがわからないのである。

四世紀のはじめに畿内の大和地方に進出した豪族が武力によって他の諸氏族を征服して大和朝廷をつくり、全国

統一に踏み出したのである。それがハツクニシラススメラミコトの崇神天皇だと説く学者もあるが崇神天皇の実在性についてはまだ疑問が残っている。

明らかに実在したと考えられている天皇は日本天皇系譜の十五代応神天皇である。

同天皇は三七〇年頃の人で、大和朝廷の基礎を固めたのである。

奈良時代にできた「古事記」「日本書紀」には応神天皇は仲哀天皇と神功皇后の間に生まれた子で譽田別尊（ほんだわけのみこと）といわれた人である。

しかし、神功皇后も仲哀天皇もおとぎ話の中の人物で実在しなかったことは通説となっている。

したがって応神天皇の両親が誰であったかはおそらく永久に不明であろう。全国統一のために天皇は各地に転戦し、小国を平定したのである。

斯馬国が大和朝廷に服属したのは四世紀の末ではなかったかと思われる。

大和朝廷は朝鮮の新羅征討の軍を送り、これを降服させ、朝鮮南部の任那（みまな）に日本府を置いた。

当時、朝鮮への出兵には北九州は基地として必要であったから、北九州の小国は大和朝廷から服属させられたものと考えられる。

「古事記」「日本書紀」の景行天皇の九州巡行と嬢子山（おとめな）の土蜘蛛八十女討伐の記載はその頃の事を書いた伝説であろう。

嬢子山は八幡岳とも大町の聖山（ひじり）ともいわれている。

応神天皇が逝去すると、大和朝廷は全国制覇と朝鮮経営の権力と支配力を誇示するため巨大な前方後円墳を築造して、そこに葬った。

現在、河内に応神陵として残っているのがそれであるといわれている。四世紀から古墳文化時代に入るが、全国

統一という偉業は、新しい文化を生み、全国にひろがっていったのである。

武雄地方で最も古いと考えられている古墳は橘町上野の玉島古墳で、武雄市が買収し、昭和四十五年七月、発掘調査を行なった。

その結果、横穴式の円墳であることが確認され、羨道はほとんどなく、袖石に閉塞石が置かれていた。竪穴式墓制から横穴式へ移る過渡期のものと推定され、五世紀末の築成であると考えられた。

大和朝廷に服属してから約一世紀後に、大和文化が浸透してきたわけである。

三世紀に亘って築かれ、開花していた弥生時代の杵島文化は根強く、大和朝廷に服属してから百年も経なければ大和文化を受け入れることができなかったのである。

郷土の考古学は、歴史に比べて非常に遅れていたが、建設ブームやみかん園の造成によって原始時代の遺跡、遺物が相次いで発見され、数年間に飛躍的な進展を見せた。

今まで全くわからなかった武雄地方の原始時代は薄紙をはがすように判明しつつある。

三世紀に杵島文化圏が形成されていたことは、われわれの郷土の誇りとすべきである。

年表

西暦	年号	国内事項	県内事項
前一九〇万ころ？	旧石器〔先土器〕時代	○人類の出現＝アウストラロピテクス類アフリカに出現	
前八〇万ころ？		○藍田原人（中国）出現	
前六〇万ころ？		○ジャワ原人（インドネシア）出現	
前四五万ころ？		○北京原人（中国）出現	
前三〇～二〇万ころ？		○ネアンデルタール人型人類世界各地に発展	
		○栃木県星野遺跡（礫器）？	
		○大分県速見郡日出町早水台遺跡（礫器）？	
		○牛川人（愛知県）出現？	

西暦	年号	国内事項	県内事項
前三万ころ？		○群馬県岩宿遺跡下層（握槌・大形石刃）	○小城郡三日月町下古賀遺跡（握槌他）他
前一四〇〇〇ころ？		○長野県杉久保遺跡（石刃・ナイフ形刃器他）	●橘町北楢崎草場遺跡（握槌） ○伊万里市二里町平沢良遺跡他 ●橘町おつぼ山神籠石第一水門北方遺跡他
前一三〇〇〇ころ？		○群馬県武井遺跡・長野県馬場平遺跡（尖頭器）	○多久市三年山遺跡・茶園原遺跡他 ●若木町池ノ平北方遺跡
前一一〇〇〇ころ？		○静岡県休場遺跡（細石器）	○唐津市枝去木牟田辺辻遺跡他 ○藤津郡嬉野町大野原遺跡 ●東川登町袴野北東丘陵遺跡・武内町多々良東北方遺跡他
前一〇〇〇〇ころ？以降	縄文	○草創期（細隆線文土器・爪形文土器） ○長崎県吉井町福井洞穴遺跡第三層～第二層	○唐津市西唐津海底遺跡 ○東松浦郡玄海町今村遺跡
前七〇〇〇ころ？以降		○早期（撚糸文土器・押型文土器・轟式土器曽畑式丸底土器）	○神埼郡東脊振村戦場ヶ谷遺跡（押型文） ○佐賀市金立町大門墓地付近遺跡（轟式） ○西松浦郡西有田町盗人岩洞穴遺跡（押型文） ●若木町池ノ平北方丘陵遺跡（押型文） ○唐津市西唐津港海底遺跡（曽畑式） ○佐賀市金立町西隈遺跡（曽畑式）
前		○前期（曽畑式平底土器他）	○唐津市西唐津港海底遺跡（曽畑式）

西暦	年号	国内事項	県内事項
三〇〇〇ころ？以降	縄文時代	○熊本県曽畑貝塚（曽畑式）	●朝日町黒尾神社付近遺跡（曽畑式）
前二六〇〇ころ？以降		○中期（並木式土器・阿高式土器他） ○熊本県城南町西阿高貝塚（阿高式）	○佐賀市金立町来迎寺遺跡（阿高式）
前一八〇〇ころ？以降		○後期（鐘ヶ崎式土器・北久根山式土器・西平式土器・御領式土器） ○福岡県宗像郡玄海町上八鐘崎貝塚（鐘ヶ崎式）	●橘町おつぼ山神籠石第一水門前遺跡（阿高式）
前一〇〇〇ころ？		○熊本市大江町北久根山遺跡（北久根山式） ○熊本県竜北村西平貝塚（西平式） ○熊本県城南町御領貝塚（御領式）	○藤津郡嬉野町川畔遺跡（鐘ヶ崎式） ○西松浦郡西有田町坂ノ下遺跡（北久根山式） ○小城郡三日月町東分遺跡（御領式）
前三〇〇ころ	弥生時代	◎弥生前期＝最古の弥生式土器出現。稲作農耕開始	●東川登町袴野東北側遺跡（黒川式）
前二〇六		○前漢帝国成立	○東松浦郡浜玉町五反田支石墓遺跡 ○杵島郡北方町下蔵堂遺跡

西暦	年号	国内事項	県内事項
前一五〇ころ		○朝鮮半島より金属（青銅器・鉄器）文化伝来	●朝日ダム甕棺遺跡（銅剣出土）
前一〇八		○前漢が朝鮮に楽浪郡など直轄領四郡を設置	●（武雄町小楠祇園社境内と北方町東宮裾で、後期甕棺より貨泉発見さるという）
前八〇ころ		◎弥生中期	‖このころより甕棺墓盛行
前五〇ころ		○部落国家分立し、楽浪郡を介し前漢と通交	
西暦元年			
八		○王莽、前漢を滅ぼし、「新」を建国	●朝日ダム甕棺遺跡（銅剣出土）
一四		○王莽「貨泉」を鋳造	●（武雄町小楠祇園社境内と北方町東宮裾で、後期甕棺より貨泉発見さるという）
二三		○王莽敗死し、「新」滅亡	
二五		○光武帝「後漢」を建国	
		◎弥生後期	
五七		○倭奴国王、後漢に朝貢し、印綬を授かる	‖青銅器の国産化進行
一〇七		○倭王帥升ら、後漢に朝貢	●このころ武雄町祇園社境内・橘町釈迦寺・北方町東宮裾などの甕棺墓遺跡。橘町上野玉江の中広銅鉾の埋蔵か？
一六〇		○このころ倭国大乱	‖このころ鉄器普及・甕棺墓衰退し、箱式石棺

一九〇〜		○邪馬台国に女王卑弥呼立ち大乱終結	
二二〇		○後漢滅び魏おこる。これより三国時代	
二三九		○邪馬台国女王卑弥呼、二九の小国を服属させ魏に朝貢し、親魏倭王の称号と金印紫綬を授かる	
二四七		○このころ卑弥呼死没	
二六六		○女王壱与、西晋に遣使、以後百四十七年間中国との関係中絶	
三五〇		○このころ大和朝廷ほぼ全国を統一	
三六九		○このころ日本軍、南鮮に出兵し、任那日本府成立	○北方町椛島山箱式石棺墓他
三七二		○（高句麗に仏教伝来）	
三八四		○（百済に仏教伝来）	
三九一		○朝鮮半島に出兵、百済、新羅を服属させ、以後高句麗としばしば交戦	●墓・土壙墓盛行
四〇〇		○このころ大陸の影響による横穴式石室古墳出現	

西暦	年号	国内事項	県内事項
四一三		○倭王讃(仁徳天皇)、東晋に遣使→倭の五王の中国南朝との交渉始まる	
		○このころ畿内の前方後円墳築造最盛期	
四三九		(中国の南北朝時代始まる～五八九)	
		○このころ玉島古墳築造か	●
四五〇		○倭王武(雄略天皇)中国南朝の宋へ遣使・上表す	
四七八			
五一二		○大伴金村、百済に任那の四県を割与	
五二七			
			○筑紫国造磐井の反乱
			●(朝日町中野磐井八幡の岡に磐井の伝説)
五二八		○諸処に屯倉を設置	○物部麁鹿火が磐井を討滅
五三四		○大宰府の前身の那津宮家(福岡市三宅)設置	○筑紫春日部屯倉設置
五三六			
五三八		○百済聖明王、仏像経典を欽明天皇に献上(仏教公伝)	○このころ彩色壁画の装飾古墳発達
五五四		○日本、百済を援け新羅と交戦、百済聖明王戦死	●このころ潮見古墳、成鎮寺東北方古墳など築造か
五六二		○任那日本府、新羅に滅ぼさる	
五八七		○蘇我氏(馬子)、物部氏(守屋)を滅ぼし、専横化す	
五九二		○推古天皇即位	
五九三		○聖徳太子、摂政となる(～六二二)。四天王寺建立	
五九四		○仏教興隆の詔	
六〇〇		○隋に遣使	
六〇二		○来目皇子、新羅征討の将軍として今の福岡県糸島郡に至り屯す	
六〇三		○冠位十二階を制定	
		○来目皇子今の糸島郡にて病死	
六〇四		○十七条憲法を制定	
六〇七		○小野妹子らを隋に派遣(～六〇八)。敬神の詔を発布	
六〇九		○九州を管轄し、外交を掌る「筑紫大宰」の名の初見(隋滅び唐起る～九〇七)	
六一八		○聖徳太子没す、蘇我氏の専	
六二二			

西暦	年号	国内事項	県内事項
六二八		○横再現 推古天皇崩御、舒明天皇即位	
六三〇		○犬上御田鍬を唐に派遣（第一回遣唐使）	
六三一		○百済王子豊璋、人質として来朝	
六四三		○蘇我入鹿、山背大兄皇子（聖徳太子の子）一族を滅す	
六四五	大化 元	○中大兄皇子、中臣鎌足らにより蘇我氏滅亡	
六四六	二	○大化改新始る、難波（大阪）に遷都 ○大化の改新の詔発布、薄葬令発布	
六四九	五	○蘇我日向、初の大宰帥に任ぜらる	
六五二	白雉 三	○班田収授法を施行	
六六〇	斉明天皇 六	○百済、唐・新羅に敗れ、求援	
六六一	七	○天皇、中大兄皇子らと共に百済を救援のため朝倉宮（福岡県朝倉郡）を本営として指揮	
六六二	天智天皇 一	○斉明天皇朝倉宮にて崩御 ○阿曇比羅夫ら、豊璋を百済に送る	
六六三	二	○日本の水軍、唐の水軍と白村江に戦って大敗 ○日本軍、百済の遺民とともに内地に引揚ぐ	
六六四	三	○対馬・筑紫に防人・烽を置き、水城を築く ○このころ大宰府を今の太宰府町に移転	
六六五	四	○近江の大津京に遷都	
六六七	六	○高句麗、唐・新羅に滅ぼさる）	
六六八	七	○全国的に戸籍（庚午年籍）を作成	
六七〇	九	○天智天皇が筑紫観世音寺の建立を発願 ○近江令を施行、天智天皇崩御	
六七一	一〇		

● このころ神籠石山城の築城（おつぼ山神籠石）

○大野城（大野城市）・基肄城（基山町）を築く

西暦	年号	国内事項	県内事項
六七二		○壬申の乱、大海人皇子（天武天皇）即位	
六七六	天武天皇 五	○（新羅、朝鮮半島を統一）	
六八九	持統天皇 三	○浄御原律令を頒布	
六九〇	四	○浄御原令の官制を実施	
六九四	八	○藤原京に遷都	
六九七	文武天皇 一	○持統天皇譲位、文武天皇即位	
六九八	二		○この間に火（肥）国が肥前・肥後の二国に分立
七〇〇	四	○僧道昭死し、火葬（火葬の始）	○大野・基肄・鞠智（熊本県）の三城を修治
七〇一	大宝 元	○大宝律令完成	
七〇二	二	○諸国に大宝律令を頒布	
七〇七	慶雲 四	○文武天皇崩御、元明天皇即位	
七〇八	和銅 元	○和銅開珎鋳造（鋳造貨幣の始）	○米多国造の子孫従五位下米多君北助、奈良県高松塚の壁画の画家として有力視されている黄文連本実とともに天皇御葬儀の御装司となる
七一〇	三	○平城京（奈良）遷都	
七一二	五	○古事記を撰上	

七一三	六	○諸国に風土記の撰進を命ず	
七一五	霊亀 元	○里を郷と改称し、郷の内部を二～三里に区分（郡里制を郡郷里制に改む）	○この年から七三九までの間に肥前風土記完成
七一八	養老 二	○養老律令を撰上（七五七施行）	○この年の藤津郡よりの調綿の荷礼の木簡平城宮址より一点出土
七二〇	四	○日本書紀を撰上	
		○大伴旅人、征隼人持節大将軍、ついで大宰帥に就任	
七二三	七	○三世一身法を制定	
七二五	神亀 二		○この年の神埼郡よりの調綿の荷礼の木簡平城宮址より二点出土
七二八	五	○このころ山上憶良、筑前守に在任	
七三〇	天平 二	○大伴旅人、大納言に任ぜられ大宰府を出発	
七三五	七	○（新羅、朝鮮半島の統一達成）	○このころ辛上廃寺（東背振村）既存
七三九	一一	○郡郷里制を郡郷制に改む	
七四〇	一二	○大宰少弐藤原広嗣の反乱、北九州戦場化す	
七四一	一三	○国分寺・国分尼寺創建の詔	
七四二	一四	○大宰府を廃止	
七四三	一五	○墾田永代私有法を発令	

西暦	年号	国内事項	県内事項
七四五	天平一七	○筑紫鎮西府を設置	
七四六	一八	○大宰府を復置	
七五〇	天平勝宝二	○筑紫観世音寺完成	
七五一	三	○吉備真備を遣唐副使に任命	
七五六	八	○吉備真備、怡土城を築く（福岡県糸島郡前原町高祖山）―七六八完成	○右京大夫吉備真備、筑前守に左遷され、次いで肥前守に遷任（肥前国司の初見）
七七一	宝亀 二	○このころより七八〇年代にかけて「万葉集」なる	
七八四	延暦 三	○長岡京（京都府）に遷都	
七九〇	九	○大宰府管内飢民八万八千余人でる	
七九二	一一	○九州・東北を除き、兵士（軍団）を廃し、健児を置く	
七九四	十三	10 都を新京に移す	
七九七	十六	11 新京を平安京と称する	
八〇四	二十三	2 続日本紀できる	
		3 遣唐大使渡唐する、僧最澄・空海らこれに従って唐へ行く	
八〇五	二十四	6 僧最澄帰朝する	
八〇六	大同 元	8 僧空海帰朝して真言宗を唱える	
八一〇	弘仁 元	3 初めて蔵人所が置かれる	
八一三	四	3・18 これより先、新羅人が肥前小値賀島に来寇する、この日大宰府はそのことを朝廷に奏上する	
八一六	七	○この年、空海高野山に真言の道場を開く	
八二二	十三	6 僧最澄没する	
八三三	天長 十	2 令義解できる	
八三五	承和 二	3 僧空海没する	
八四一	八	12 日本後紀できる	
八四二	九	7 伴健岑・橘逸勢ら謀反の疑いで捕えられる	
八六六	貞観 八	閏3 應天門の変	
		8 藤原良房摂政となる	
八六九	十一	5 新羅人博多津に来寇し豊前国の年貢を掠奪する	
		8 続日本後紀できる	

西暦	年号		国内事項		県内事項	
八七〇	貞観十二	2	大宰府の守りを固くさせる			
		6	筑前・肥前・壱岐・対馬等の守りを固くさせる			
八七三	十五	3	山陰道や大宰府に令して外敵にそなえさせる			
八七六	十八				3	松浦郡平戸に上近、五島に下近の二郡を置さ、値賀島とする
八七九	元慶 三	11	文徳天皇実録できる			
八九三	寛平 五				5	新羅人、松浦郡に来寇する
八九四	六	4	新羅人対馬に来寇する			
		9	菅原道真の建議によって遣唐使の発遣を停止する			
九〇一	延喜 元	1	右大臣菅原道真を大宰権帥に左遷する			
		8	三代実録できる			
九〇三	三	2	菅原道真太宰府で没する			
九〇五	五	4	古今和歌集できる			
九二七	延長 五	11	延喜格・延喜式できる			
九三九	天慶 二	11	平将門関東で叛する			
		12	藤原純友南海で叛する			
九四〇	三	2	平将門誅せられる			

西暦	年号		国内事項		県内事項	
九四一	四	6	藤原純友誅せられる			
九四五	八	7	大宰府から唐船が肥前に来たことを報ずる			
九五一	天暦 五	10	後撰和歌集を作る			
九七二	天禄 三	9	僧光勝(空也上人)没する			
九八四	永観 二	4	筑前に高麗人が来着する			
九八五	寛和 元	4	僧源信往生要集を著す			
九九七	長徳 三	10	大宰府、南蛮人が壱岐・対馬に来寇したことを奏する			
一〇〇一	長保 三	0	この頃枕草子成る			
一〇〇五	寛弘 二	8	大宰府、宋商人の来着を奏する			
一〇〇六	三	0	この頃、源氏物語成る			
一〇一七	寛仁 元	6	源信(恵心僧都)没する			
一〇一九	三	3	刀伊の賊、対馬・壱岐・筑前に来寇する			
					2	実検使加賀権守源朝臣某ら、武雄社領四至を検して大宰府に言上する
一〇二八	長元 元	6	平忠常、下総で反乱をおこす、長元四年四月、乱治まる			
一〇五七	天喜 四	8	源頼義を派遣して陸奥の安倍頼時を討たせる(前九年の役)			
					4	前肥前介源知ら、松浦郡に襲来した刀伊の賊を撃退する

西暦	年号		国内事項	県内事項
一〇六二	康平	五	9 前九年の役平定する	
一〇六九	延久	元	10 記録荘園券契所を置く	
一〇八六	応徳	三	11 白河上皇政務をみる、院政始まる	
一〇八七	寛治	元	12 源義家、清原武衡・同家衡らの誅伏したことを奏する（後三年役）	
一〇九一		五	6 宣旨を諸国に下して、源義家に諸国の百姓が田畠を寄進することを禁ずる	
一一〇五	長治	二	○ この年、藤原清衡、平泉に中尊寺を建てる	
一一一八〜一二〇	元永年間			○ この頃、後藤資茂はじめて塚崎に来て温泉里に住んだと伝える
一一一九		二年		12 平正盛、朝命を受けて家臣を藤津郡に遣わし、前庄司平清澄の子直澄を討って、この月、その首ならびに縁故の者らを京にのぼせる
一一三〇年代の頃	保延前後			○ この頃、藤原貞門、武雄社本司職を生母伴太子からゆずり受ける
一一三三〜四〇年代	長承	二	8 平忠盛、鳥羽上皇の院宣と	

				冬・日向太郎通良、肥前の国で反乱を起す
一一五五	久寿	二	4 朝廷、大宰府に命じて鎮西諸勢力の源為朝に与力することを禁じさせる	春・平清盛、命を受けて族臣平家貞を肥前に派遣し、日向通良を討たせる
一一五六	保元	元	7 保元の乱起こり崇徳上皇方敗戦する	4 家貞戦いに勝ち、通良らを斬り、あるいは捕える
			○ 上皇、讃岐に流される	
一一五八		三	8 源為朝伊豆大島に流される	
			8 平清盛、大宰大弐に任ぜられる、永暦元年（一一六〇）十二月まで在任する	
一一五九	平治	元	12 平清盛、藤原信頼・源義朝らと戦ってこれを破る（平治の乱）	
一一六〇	永暦（平治二年）	元	2 源頼朝、平氏に捕えられ、三月伊豆の国に流される	
			5 平家貞、日向通良らの首をたずさえて京にかえる	
			6 日向通良討伐の功によって、平清盛正三位に、清盛の弟教盛従四位上に、それ	

西暦	年号		国内事項	県内事項
一一六四	長寛	二	9 平氏一族、法華経を書写して安芸の厳島神社に奉納する	
			12 平清盛、後白河上皇のために蓮華王院を造営し、この月、落慶供養が行なわれる	
一一六六	仁安	元	10 清盛の弟平頼盛、大宰大弐となり、同三年十一月まで在任する	
一一六七		二	2 平清盛太政大臣となる	
			8 清盛に播磨・肥前・肥後等の内において大功田を与える	
一一七二	承安	二年		4 日向太郎通良の娘と推定せられる藤原太子という者、杵島北郷福面村の田畠の領知を願い出る
				8 平清盛、杵島郡内に大功田を与えられる
一一七七	治承	元	6 藤原成親ら、平氏打倒を図る(鹿ヶ谷事件)、成親・僧俊寛らそれぞれ配流される	10 藤原宗明ら、長島庄医王寺に薬師如来像を造立する
				○ 長島庄の庄名がはじめて史料に見える
一一七九		三	11 平清盛、後白河法皇を鳥羽殿に幽閉する	
一一八〇		四	4 源頼政、以仁王を奉じて、平氏打倒の兵を挙げる	
			8 源頼朝、伊豆に挙兵する	
			9 源義仲、信濃に挙兵	
			10 頼朝、富士川に平氏の軍と対戦、平氏敗走する	
			12 橘公業(当時公成)父公長、兄公忠と共に初めて頼朝に仕える	
一一八一		五	閏2 平清盛没する	
一一八三	寿永	二	7 平氏一族、天皇と神器を奉じ、京を出で西海に向う	
			○ 源義仲京都に入る	
			8 平氏太宰府に入る	
			10 豊後の緒方惟義ら太宰府の平氏を攻める、平氏、太宰府を出て讃岐の屋島に拠る	
一一八四	元暦	元	1 源範頼・義経ら、源義仲の軍を破る、義仲粟津で敗死する	
			2 範頼・義経ら、平氏を一の谷に破る	

西暦	年号		国内事項	県内事項
一一八五	文治	元	2 義経、平氏を屋島に破る	
			3 平氏、壇の浦の戦に敗れ、一族滅亡する	
			11 頼朝、諸国に守護地頭設置の勅許を得る	
一一八六		二	○ この年の初め頃、天野遠景鎮西奉行となる	
				3 これより先、武雄社、源氏のためにその勝利を祈る。頼朝これを賞して御教書を下す
				8 高木宗家、佐賀郡国分寺の地頭となる
				9 南二郎季家、佐賀郡龍造寺村の地頭となる
一一八九		五	閏4 藤原泰衡、源義経を衣川の館におそって自殺させる	
一一九一	建久	二	7 僧栄西、宋から帰国する	
一一九二		三	3 後白河法皇崩ずる	
			7 源頼朝征夷大将軍に任ぜられる	
一一九五		六	3 東大寺再建供養が行なわれ、後鳥羽天皇行幸、源頼朝もこれに臨む	
				6 源囲、松浦郡山代の地頭となる
一一九八		九	● この年、僧源空、撰択本願念仏集を著わし、また僧栄西興禅護国論を著わす	
				8 この頃、肥前の御家人ら鎮西守護所番役を勤める
一一九九	正治	元	1 源頼朝没する	
一二〇四	元久	元	7 前将軍源頼家伊豆修善寺で殺される	
一二〇五		二	3 藤原定家、新古今和歌集を選進する	
一二一二	建暦	二	1 僧源空(法然)没する	
一二一五	建保	三	7 僧栄西没する	
一二一九	承久	元	1 将軍源実朝、鎌倉鶴岡八幡宮社頭で公暁に殺される	
一二二一		三	5 後鳥羽上皇討幕の兵を徴する(承久の乱)	
			6 幕府の軍、官軍を破って京都に入る	
			○ 京都六波羅に探題を置く	
			7 後鳥羽上皇を隠岐に、順徳上皇を佐渡に配流する	
一二二二	貞応	元		

○ この年、松浦党山代囲ら五人、所領のことについて幕府に出訴し、裁許を得て帰る

1 源重平、伊万里浦および津吉島の地頭となる

10 これより先、武雄社司家の同族実直という者、武雄社司職について訴える。この月、将軍家政所下文を下して実直の訴えをしりぞけ、家門を社司とする

○ この頃、長島惣地頭中原季時在任

○ この頃、武雄社大宮司家門、長島庄地頭日向太郎

西暦	年号		国内事項	県内事項
一二二四	元仁	元	○この頃、僧親鸞教行信証を起草する	
一二二六	嘉禄	二	○この年、九州の辺民、高麗沿海の地に侵寇する	
一二二七	安貞	元		
				3 これより先、佐賀郡末吉名の小地頭南次郎季家、地頭得分のことについて惣地頭蓮沼忠国と争い、これを幕府に訴え出る。この月、幕府の裁許を得て下国する
				4 後藤政明、富岡村永松内の園地を武雄社に寄進する
				○この秋、松浦郡鏡社の住人、高麗を侵す
				○この年、弁円円爾・神子栄尊、宋におもむく
				○この年、橘公業、長島庄惣地頭となる
				12 橘公員、父公業のゆずりを受けて、長島庄上村の地頭となる
				6 これより先、武雄社大宮司家門、武雄黒髪両社々司職の領有をめぐり、同族貞永・貞信・実直らと訴論を続けて三十余年にわたったが、この
一二三二	貞永	元	8 北条泰時、御成敗式目（貞永式目）を制定する	入道が武雄社を長島の内と号して質人を押取ったことについて訴える
一二三五	嘉禎	元		
一二三六		二		
一二三八	暦仁	元		
一二三九	延応	元	2 後鳥羽上皇隠岐で崩ずる	

西暦	年号		国内事項	県内事項
一二四一	仁治	二		
一二四二		三	6 執権北条泰時没する	
一二四七	宝治	元	6 北条時頼、三浦泰村とその一族を滅ぼす（宝治合戦）	
一二四九	建長	元	3 京都大火、蓮華王院など焼ける	
一二五〇		二		
一二五三		五	4 僧日蓮、安房小湊から鎌倉に移って法華経を唱え説く	
一二六〇	文応	元	7 僧日蓮、立正安国論を北条時頼に呈する	
一二六二	弘長	二	11 僧親鸞没する	
一二六三		三	11 北条時頼没する	
				月、幕府下知して実直らの非論を止め、家門を両社大宮司とする
				○仁治元年末頃から、この年の初めにわたる頃、肥前国は東大寺造営料所となる
				7 後藤直明、所領を妻子らに配分譲与する
				○この頃、後藤直明、温泉里の舘を寺とし円爾（聖一国師）を招じて広福寺を開創したと伝える
				2 後藤氏明墓崎村の地頭となる
				○後藤氏明、三浦氏に加担の疑いを以て一時所領を没収されたが、翌年再び安堵される
				6 幕府、蓮華王院造営用途を豊前・筑前・肥前・対馬などの御家人に課する
				7 これより先、長島庄東福寺住僧良慶、地頭橘公義と、東福寺院主職・釈迦寺および正光明寺院主職・久布留村平倉名等の領有について幕府に訴える。この月、幕府下知状を下してこれを裁決する
				8 岩永重直法師、地頭橘公義と長島庄惣公文名同勢智名知行のことについて争う、この月幕府下知状を下してこれを裁決する

西暦	年号		国内事項	県内事項
一二六六	文永	三		8 この月、幕府下知状を下して、長島庄雑掌重幸と地頭橘公義との訴論を裁決し、下地は長島庄領家の進止とする
一二六八		五	1 高麗の使者、蒙古王の国書を持って大宰府に来る	○ この年、潮見社において外患を攘うために七日七夜の祈禱をしたと伝える
			2 幕府、讃岐など沿海の地域に令して外敵に備えさせる	
一二七一		八	9 幕府、鎮西に所領を持つ御家人をその地に赴かせ、警備に当たらせる	
			○ 幕府、僧日蓮を佐渡に流す、文永十一年これを許す	
			○ 蒙古の使者筑前に来着する	
一二七三		十		
一二七四		十一	10 蒙古軍来襲する（文永の役）	8 蔵山順空（円鑑禅師）佐賀郡尊光寺院主となる
				10 白石六郎通泰その他肥前の武士ら蒙古軍と戦う
一二七五	建治	元	2 幕府、異国警固番役の制を定める	冬 西松浦の山代氏、東松浦の石志氏ら、戦功によって恩賞を受ける
			9 幕府、蒙古の使者を鎌倉竜ノ口で斬る	
			冬 幕府、文永の役の論功行賞をする	

一二七六		二	3 幕府、鎮西の将士に命じて博多湾沿岸に防塁を作らせる	3 少弐経資、武雄社大宮司に高麗出征の幕命を伝える
一二八〇	弘安	三	10 僧弁円、円爾（聖一国師）没する	
一二八一		四	5 元軍対馬を侵し、翌六月博多湾頭に迫る元軍つづいて壱岐を襲う	2 少弐経資、幕命を受けて武雄社大宮司らに石築地上の垣楯を用意し博多湾沿岸に参集させる
			閏7 元の艦船、伊万里湾頭鷹島近海で暴風にあい、多く覆滅する	5～閏7 橘・後藤らの一族をはじめ、いずれも元軍と戦う
一二八二		五	10 僧日蓮没する	○ この年北条時定（為時）肥前守護となる
一二八四		七	4 北条時宗没する	
一二八五		八	11 北条貞時、安達泰盛一族を滅ぼす（霜月騒動）	11 幕府、松浦庄領家職を庄内の地頭らに分与する
			○ 大宰少弐景資、筑前岩門に兵を挙げ敗死する	
一二八六		九	7 博多に鎮西談議所を置く	
			○ 鎮西御家人が関東へ参訴することを禁ずる	
一二八七		十		
一二八九	正応	二	3 幕府、弘安の役の論功行賞	1 肥前国内の御家人ならびに本所一円の庄園の預所らを六番に分けて警固に当たらせる
				3 後藤氏、武雄社大宮司その他、神埼庄内に配分

西暦	年号		国内事項	県内事項
			を行ない、肥前神埼庄内を分与する	地を与えられる
一二九三	永仁	元	3 鎮西探題を置く	3 鎮西探題、筑前・肥前などに烽火を設置する
一二九四		二		2 橘氏一族中村弥二郎、異国警固博多番役を勤仕する
一二九六		四		
一二九七		五	3 幕府徳政令を出す	7 これより先、橘公遠、長島庄大崎村の領有について、同族橘公綱と争う、この月幕府下知状を下して公遠の訴えを非とする
一三〇一	正安	三		○ この年、武雄社大宮司頼門、異国警固博多番役を二百六十日間勤める
一三〇五	嘉元	三	9 亀山法皇崩ずる	7・22 これより先、後藤氏の一族秀明・善願・明貞ら、塚崎村地頭職の知行などについて嫡家幸明と争う、この日鎮西探題北条政顕、裁許状を下して幸明の知行をみとめる
一三〇六	徳治	元		○ この年、塚崎庄成立する
一三一一	慶長	元		
一三一七	文保	元	4 幕府、持明院・大覚寺両統の迭立を奏する（文保の和談）	

西暦	年号		国内事項	県内事項
一三一八			3 後醍醐天皇即位	10 武雄社大宮司代藤原安門等、幕府の召に応じて鎮西探題府に馳参する
一三二四	正中	元	9 幕府、天皇の倒幕計画を知り、これに参画した朝臣・武士らを捕え、あるいは斬る（正中の変）	
一三二八	嘉暦	三		3 鎮西探題北条英時、橘公有法師に長島庄下村の田畠在家山野および皮古山の地頭職を安堵させる
一三三一	元弘	元	5 天皇の討幕の計洩れ、幕府、これに参画した朝臣らを捕える	9 鎮西探題、京都の騒乱に依り、武雄社その他の社寺に命じて祈禱させる。武雄社等しばしばこれを祈禱する
			8 天皇奈良に移り、ついで笠置に移る	10 これより先、九州の御家人ら、召しに応じて鎮西探題府に参集し、今月に至るまで博多に留まる
			9 光厳院践祚する	
一三三二	（正慶元）	二	3 幕府、後醍醐天皇を隠岐に配流する	1 これより先、佐賀郡河上社大宮司と同社座主、社務管領、社領支配などについて争い、この月さらにまた訴論する
			11 護良親王、吉野に兵を挙げ、楠木正成河内千早城に拠る	
一三三三	（正慶二）	三	2 後醍醐天皇隠岐を脱出する	
			3 菊池武時・阿蘇惟直ら、鎮西探題北条英時を攻めて勝たず、武時戦死する	

西暦	年号	国内事項	県内事項
		5 六波羅陥る ○ 新田義貞、鎌倉を陥れ北条氏滅ぶ 少弐・大友らの諸氏、鎮西探題府を攻め、英時自殺する	5 武雄大宮司代藤原幸門ら少弐氏に従って戦う。後藤光明・中村公有ら亦少弐氏の軍に属して戦うと伝える 7 龍造寺・山代その他肥前の御家人ら相ついで上京する
一三三四	建武 元	6 後醍醐天皇京都に還る 11 護良親王鎌倉に配流される	5 後醍醐天皇綸旨、後藤光明に塚崎庄内ならびに杵島北郷福母村、松浦西郷瀬ノ浦等を安堵させる
一三三五	二	1 北条氏の余党上野四郎ら長門下山に拠る、少弐貞経、諸氏に令してこれを討たせる 7 北条時行鎌倉を攻める（中先代の乱） ○ 足利直義、護良親王を殺して西走する 10 足利尊氏鎌倉において新政府に叛する 12 新田義貞、足利尊氏と箱根竹の下で戦って敗れる	1 橘薩摩性空、長門下山の上野四郎ら討伐の軍に従う 12 大友貞載・少弐頼尚ら、足利氏の要請をうけて肥前の御家人を召す

西暦	年号	国内事項	県内事項
一三三六	延元 元 （建武三）	1 尊氏・直義入京。ついで敗走する 2 尊氏・直義西走して九州に入る 3 菊地武敏・阿蘇惟直ら、尊氏・直義と筑前多々良浜に戦って敗れる ○ 尊氏太宰府に入る 4 尊氏・直義博多を発して東上する 5 摂津湊川の戦、楠木正成戦死する 8 豊仁親王践祚する（北朝光明天皇） 12 後醍醐天皇京都を出て吉野に潜幸する ○ この頃、吉田兼好の徒然草できる	3 後藤貞明・龍造寺善智らあいついで太宰府に至り、尊氏の軍に入る 武雄社大宮司代藤原員門ら、足利氏の軍に属して筑後黒木城等を攻める。 尊氏東上について馬・武具・兵士などを武雄社大宮司その他の御家人らに命じて供出させる。 尊氏・肥前の諸社寺に命じて武運長久を祈らせる 4 尊氏、種子島地頭職を橘薩摩氏一族に与える 7 武雄社大宮司代員門、一色氏の軍に属して白石で戦い戦死する 10 一色道猷、武雄社に菊池武敏の誅伐を祈らせる
一三三七	二 （建武四）	3 越前金崎城陥り、尊良親王ら戦死する 8 北畠顕家、陸奥の霊山を発し、義良親王を奉じて西上	2 一色頼行、菊池武重の挙兵により肥前の兵を召集する。武雄社大宮司らも召を受ける 7 一色道猷、菊池武重を討つために橘氏の兵を召集する

西暦	年号		国内事項	県内事項
			する	9 一色道猷・肥前相智・豊前曽祢庄内等における地頭職を辻後藤五入道浄金に与える。また肥前神辺庄における地頭職を後藤朝明に与える
一三三八	延元	三	5 北畠顕家、和泉堺および石津で高師直の軍と戦い敗死する	4 一色道猷、武雄社大宮司らに北畠顕家の戦死を伝え、その与党人を捜査させる
	(暦応元)		閏7 新田義貞、越前藤島で戦死する	5 一色道猷、武雄社に神埼郡石動村内の田地十町の地頭職を寄進する
			8 北朝、足利尊氏を征夷大将軍とする	8 少弐頼尚、菊池武重を討とうとして橋氏の兵を召す
			9 懐良親王、征西将軍となって九州に向う	
一三三九		四	8 義良親王吉野で即位(後村上)し、後醍醐天皇崩ずる	8 一色道猷、宮方の軍を討とうとして橋氏の兵を召す
	(暦応二)		○ この秋、北畠親房の神皇正統記できる	
一三四〇	興国	元	7 一色範氏、菊池武敏を討つために筑後に赴き、ついで豊福原・竹野等に戦う	9 武雄社大宮司代通幸、後藤遠明ら一色道猷の召に応じて筑後豊福原等に戦い、ついで赤司城に到る
	(暦応三)			○ 後藤光明・中村公有らまた一色道猷の軍に従うと伝える

西暦	年号		国内事項	県内事項
一三四二	興国	三	5 懐良親王薩摩に着く	4 一色道猷、筑後の宮方を伐とうとして肥前の兵を召す
一三四三	(康永元)			5 武雄社大宮司代通厚、一色氏の軍に属して筑後竹井城の宮方の軍と戦う、肥前の諸氏多く一色氏の軍に従う
	(康永二)	四		後藤光明・渋江公重・中村公有ら、また一色氏に属して戦うと伝える
一三四八	正平	三	1 懐良親王、肥後の宇土に着く	1・29 足利直冬、橘氏の族内田大夫房を招く
	(貞和四)		○ 楠木正行、河内四条畷で戦死する	3・18 足利直冬の将今川直貞、長島庄に入り、二十三日一色氏の軍と宮裾原に戦って勝つ(後
			高師直吉野を攻めて行宮を焼く	
一三四九		四	○ 後村上天皇賀名生に移る	
	(貞和五)		9 足利直冬、肥後の河尻津に着く	
			阿蘇社に願文をささげて所願成就を祈る	
一三五〇		五	2 邦民高麗の諸地を侵す、以来しばしば侵寇する	
	(観応元)		10 足利尊氏、九州における足	

西暦	年号	国内事項	県内事項
一三五一	正平六（観応二）	利直冬討伐のために京を出立し、程なく京へ引返す	藤光明、直貞の軍に属す、考略、戦功記）、武雄社、直貞のために祈禱して巻数を送る、直貞、肥前の諸寺に禁制をかかげる
			○橘氏の族、直貞の招きに応ずるものあり（橘薩摩公経の党一色氏に属して直冬の軍と戦う、考略、戦功記）
			4 足利直冬、肥前伊佐早庄内の地を白石大草野通秀に与える
			5 橘氏の族東福寺公世、直貞に属して須古城を攻める
		9 懐良親王の軍筑後に入る	9 足利直冬、肥前村田庄・筑後竹野新庄・日向都於郡等における地頭職を後藤光明に与える
			12 一色直氏、武雄社大宮司の兵を召す
一三五二	七（文和元）	2 足利尊氏、弟直義を殺す	2 一色直氏、武雄社に命じて祈禱させる、武雄社その巻数を捧げる
		11 足利直冬九州を退去して長	3 足利直冬、長島庄吉田村内の地を武雄社に寄せる
			8 足利直冬、武雄社に命じて祈禱させる
			10 懐良親王、神埼郡妙法寺に禁制をかかげる

西暦	年号	国内事項	県内事項
一三五三	八（文和二）	1 門に逃れる	
		菊池武光、少弐頼尚を援けて筑前、浦城に、ついで針摺原に一色氏の軍を破る	
一三五四	九	4 北畠親房没する	
一三五五	一〇（文和四）	9 懐良親王、肥前より進んで豊後・豊前・筑前等を伐つ	
		10 九州探題一色道猷、九州を脱して長門に逃れる	
一三五八	十三（延文三）	4 足利尊氏没する	
一三五九	十四（延文四）	8・6 菊池武光、懐良親王を奉じて少弐頼尚と筑後大保原に戦ってこれを破る（筑後川の戦）	
一三六一	十六（康安元）	7 菊池武光、懐良親王を奉じて少弐氏を討ち、八月大宰府を攻略してここに入る	
		10 九州探題斯波氏経、豊後に着き府内に入る、正平十八年九州を去る	
一三六四	十九（貞治三）		

県内事項
8 懐良親王、軍をひきいて肥前に進み、十八日国府に入る、橘氏の族東福寺公世ら、親王の軍に属して肥前に戦い、つづいて豊後・豊前・筑前等に転戦する
8 塚崎後藤光明ら宮方に属し、武雄社大宮司代通厚ら、少弐氏の軍に属して大保原に戦う
12 菊地武頭、武雄社および佐賀郡河上社に田地を寄進する

西暦	年号	国内事項	県内事項
一三六八	正平二十三	3 後村上天皇崩ずる	
		6 幕府半済の法を定める	
		12 足利義満、征夷大将軍となる	
一三六九	二十四（応安二）	○ この年明の洪武帝、懐良親王に使をおくって倭寇の禁圧を求める	
一三七〇	建徳一（応安三）		9 菊池武平、武雄社に田地を寄進する
一三七一	二（応安四）	12 九州探題今川了俊、豊前門司に着く	11 今川仲秋、松浦に着く、橘氏・龍造寺・深堀らの諸氏を始め、肥前の武士多くこれに来属する
		○ この頃、太平記できる	12 仲秋、唐津・相知等を経て杵島郡に入り、しらげ嶽・椿・塚崎・柏嶽等に戦う
一三七二	文中一（応安五）	8 懐良親王、太宰府を去って筑後高良山に陣する	2 菊池武政・今川仲秋と杵島郡烏帽子岳に戦う
一三七三	二（応安六）	11 菊池武光没する	4 仲秋・佐賀を経て綾部に陣する
一三七四	三（応安七）	5 菊池武政没し、武朝嗣ぐ	2 菊池武政ら、神埼本告城を攻める
		9 菊池武朝・懐良親王を奉じ、高良山の陣を撤して肥後の本領に引き揚げる	
		12 今川仲秋・同貞臣、肥後岩原に陣する	

一三七五	天授一（永和元）	3 今川了俊、肥後山鹿に陣する	10 今川了俊、塚崎に入る
		7 今川了俊、肥後水島に陣する	6 この頃、菊池武朝、良成親王を奉じて肥前に入り国府に陣する
		8 了俊、少弐冬資を水島に誘殺する、島津氏久これを怒って了俊に離反する	7 今川了俊の軍、潮見城に渋江氏を攻め、ついで須古妻山城に白石氏を討つ
		9 了俊、水島の陣を撤しついで肥前に退く	1 菊池武朝、今川氏の軍と佐賀郡千布附近に戦い、敗れて肥後へ帰る
一三七六	二（永和二）		3 懐良親王、自筆の梵網経を神埼郡妙法寺に納めて亡母の冥福を祈る
一三七七	三（永和三）	6 今川了俊、肥後に入り志々木原に陣する	9 橘薩摩氏の族上村公直、今川了俊に属して筑後の所々に菊池氏の軍と戦う
一三七八	四（永和四）	9 菊池武朝・良成親王、今川了俊と肥後託間原等に戦う	6 橘氏の族大崎公次、今川仲秋の軍に属して肥後の所々に菊池氏の軍と戦い、八月に及ぶ
一三七九	五（康暦元）		3 橘氏の族大崎公安、今川氏に属して肥後の所々
一三八一	弘和元	6 今川氏の軍、菊池武朝の肥	

西暦	年号	国内事項	県内事項
一三八三	弘和三（永徳三）	3 後の本拠を攻略する 懐良親王没する	8 今川了俊、御禊大嘗会反銭を肥前国内にあてる 5 武雄社大宮司跡代新兵衛尉、今川貞世に従い、肥後の諸所に戦って六月より七月にわたる
一三八四	元中元（至徳元）		
一三九一	八（明徳二）	5 今川貞世、肥後八代に至り諸城を攻める 12 明徳の乱	
一三九二	明徳三	閏10 南北両朝合一する	
一三九五	応永二	8 今川了俊、失脚して京に帰る	
一三九六	三	4 九州探題渋川満頼博多に来着する	12 幕府、渋江下野入道性淳にその所領志久村を安堵させる
一三九七	四	○ この年足利義満金閣寺を造る	
一三九九	六	○ この冬、応永の乱おこり、大内義弘和泉堺で敗死する	
一四〇〇	七		2 佐賀郡河上社、久しく中絶していた祭礼を行なう
一四〇二	九	2 今川了俊難太平記を書く	5 九州探題渋川満頼、菊池武朝の軍と千栗に戦う
一四〇三	十		8 九州探題渋川満頼、長島庄花島村内の地を武雄社に寄進する
一四〇四	十一		

西暦	年号	国内事項	県内事項
一四〇六	十三		12 将軍義満、橘氏の一族牛島房童丸に長島庄下村のうち牛島の地を安堵させる
一四〇八	十五	5 足利義満没する	6 渋川氏重、将軍義持の意をうけて後藤英明に塚崎長島両庄内における所領所職を安堵させる
一四一五	二十二		
一四一六	二十三	10 上杉禅秀の乱起る	
一四一七	二十四	1 上杉禅秀ら敗死する	1 橘氏の一族東福寺公勝、渋川氏の軍に従って椿・ついで小城等で戦う
一四一八	二十五		
一四一九	二十六	6 朝鮮兵対馬に襲来する（応永の外寇）	7 渋川氏重、長島庄花島村内の地を武雄社に寄進する
一四二一	二十八		
一四二三	三十	5 少弐満貞・千葉胤鎮ら、九州探題渋川義俊を博多に攻めてこれを破る	
一四二八	正長元	○ この頃、近畿内外の諸国に土民一揆起る	11 渋川義俊、後藤正明に本領を安堵させる
一四三一	永享三		6 大内盛見、肥前に入り、少弐満貞の軍と佐賀郡下で戦って敗れる
一四三三	五		8 大内持世、少弐氏を佐賀に破る
一四三四	六		1 九州探題渋川満直、少弐満貞の弟横岳頼房らと

西暦	年号		国内事項	県内事項
一四三七	永享	九	1 大内持世、大友・少弐氏らを伐って周防に帰る	
一四三九		十一	2 永享の乱	
一四四一	嘉吉	元	6 赤松満祐、将軍義教を殺す(嘉吉の乱)、九月、満祐自殺する	
			8 土一揆、幕府に徳政を要求する	
一四四二		二	9 幕府徳政令を出す	
一四四七	文安	四	7 畿内各地に土一揆起る、この頃土一揆しばしば起る	
一四五五	康正	元		
一四五六		二	4 太田道灌江戸城を築く	
一四五七	長禄	元	1 応仁の乱起る	
一四六七	応仁	元	7 大内政弘、西軍に応じて上洛する	神埼に戦って敗死する
				10 渋川満直の子教直、九州探題となって綾部に居る
				4 渋川教直、渋江公代に長島庄の惣地頭職以下を安堵させる
				12 渋江・中村両家一味同心を誓約する
				2 牛島・中村両家一味同心を誓約する
				6 今川胤秋、千葉教胤の軍と佐賀・小城両郡下で戦って敗死する

西暦	年号		国内事項	県内事項
			○ この年から翌年にわたって京都多く兵火にかかり、洛内外の社寺も多数焼失する。また公卿、僧侶らの地方に避難する者も多い	
一四六八		二		
一四六九	文明	元	5 少弐頼忠(政資)大内氏の軍を破って太宰府に入る	
一四七三		五	3 西軍の将山名持豊(宗全)没する	
一四七四		六	5 東軍の将細川勝元没する	
一四七六		八	11 加賀に一向一揆起る	
一四七七		九	11 大内政弘、京都の陣を解いて周防に帰る	
			○ 応仁の乱一応しずまる	
				○ この年、少弐教頼、千葉教胤ら、東軍に応ずる
				○ 渋江薩摩守、千葉胤盛に通ずる
				○ 渋江兵庫頭、大内政弘に通ずる
				6 千葉教胤、大町江上に事故死する
				7 東軍大友氏の軍、東肥前に侵入して諸城を攻略する
				9 千葉胤朝、岩部常楽を国府の城に攻める、以後、岩部常楽と中村忠胤度々佐賀・小城郡下で戦い、諸寺の堂塔多数焼ける
				2 千葉胤朝、藤津に大村家信を破る

西暦	年号		国内事項	県内事項
一四七八	文明	十	○秋・大内政弘、兵をひきいて九州に入り、少弐頼忠を破り、筑前・豊前をしたがえて帰る	10 大内政弘、神埼郡代官職を補任する
一四八〇		十二	○秋から冬にわたって京・大和などに土民一揆つづく	○これより先、大村純伊、有馬貴純の攻撃をうけて本領を逃れ、他郷に在ること数年、この年、橘氏らの援けを得て本領を恢復し、大村に帰る
一四八二		十四		○この年、少弐政資、龍造寺氏に擁せられて佐賀の西郊与賀に拠る
一四八三		十五	○この年、足利義政銀閣寺を造る	5 渋江公直・後藤職明、藤津の大村胤明・伊万里の伊万里仰らと攻守同盟を契諾する
一四八五		十七	○冬、山城の国一揆起り、翌年にわたる	○この年秋、少弐政資、綾部城を襲い、渋川氏を筑後に敗走させる
一四八六		十八	8 京都に徳政一揆起る	
一四八八	長享	二	6 加賀に一向一揆、守護富樫氏を討つ	
一四九一	延徳	三	○この年、北条早雲伊豆を攻略する	

西暦	年号		国内事項	県内事項
一四九二	明応	元	5 少弐政資、大内氏の将陶氏と筑前箱崎で戦う	○この年、少弐政資、下松浦の諸氏を討つ
一四九三		二		○この年、少弐政資、上松浦の諸氏を討つ
一四九四		三		4 大内氏の軍、少弐政資らを小城晴気城に攻める
一四九七		六	1 少弐政資ら、大内氏の軍と太宰府に戦って敗れる	城主千葉胤資戦死し、少弐政資は多久に逃れる
				大内氏の軍つづいて多久を攻め、政資自殺する
一四九九		八	3 僧蓮如没する	大内義興、千葉興常を肥前守護代とする
一五〇〇		九	○春、前将軍足利義尹、周防に行き大内氏に頼る	8 渋川氏の遺子養父郡に居り、この月元服して尹繁と名乗る、ついで足利義尹から九州探題の補任状を受ける
一五〇二	文亀	二	7 連歌師宗祇没する	
一五〇五	永正	二	10 幕府撰銭令を出す	6 渋川尹繁・千葉興常その他肥前の諸氏、足利義尹に従って上洛したと伝えられる
一五〇六		三	8 画僧雪舟没する	
一五〇八		五	6 足利義尹、大内義興に擁せられて京に上り、七月再び将軍となる	○この年、後藤純明柏岳南麓に円応寺を建立する
一五〇九		六		12 千葉興常、中村主馬允に杵島郡山口八十町の内二十五町を安堵させる
一五一三		十		千葉興常、中村三河守に杵島郡小田の内に合せて二十町を安堵させる
一五一四		十一		8

西暦	年号	国内事項	県内事項
一五一九	永正十六		11 千葉興常、中村三河守に杵島郡樋口分十八町と大村分の内二町を安堵させる
一五二七	大永 七	8 北条早雲没する	3 川古日鼓城において、橘公勢・公政父子変死する。ついで後藤純明、日鼓城を攻め、渋江公親城を捨てて亡命する
一五二八	享禄 元		○ この年、後藤純明、円応寺の了然に就いて戒を受け、法号を浄円と称する
一五三〇	三	12 大内義興没し、子義隆継ぐ	1 有馬晴純、住吉城に後藤純明を囲む、純明奇襲して晴純の軍を破る
一五三四	天文 三		8 大内氏の将杉興運、兵をひきいて東肥前に入り、神埼郡田手附近において少弐氏の将龍造寺家兼らと戦い、敗れて太宰府に退く
一五三六	五	7 天文法華の乱起る	○ この春、大内氏の将陶興房兵をひきいて肥前に侵入する
一五四〇	九		7 龍造寺家兼ら、陶興房を神埼郡三津山に破る
一五四一	十		3 千葉興常、後藤純明に杵島郡山口八十町、小城郡原分二十四町の地を安堵させる
			3 有馬晴純、兵を杵島郡横辺田に進めて千葉喜胤の軍を破る
			1 少弐冬尚、神埼郡勢福寺城に入る

一五四二	十一		11 これより先、渋江公親、波多氏らの援けをうけて日鼓城を奪還したが、この月後藤純明、再び日鼓城を攻略する
一五四三	十二	8 ポルトガルの商船種子島に漂着し、鉄砲を伝える	1 有馬氏その他の諸軍佐賀の龍造寺氏の居城を攻囲する
一五四四	十三	11 龍造寺氏の軍、多久・鶴田・波多・有馬その他の諸軍と各地に戦って敗れる	3 龍造寺家兼、筑後に亡命し、その諸子ら、河上や祇園原などにおいて馬場頼周の兵におそわれて戦死する
一五四五	十四		3 龍造寺家兼筑後から佐賀に帰る
			4 家兼、馬場頼周を小城に攻め、頼周敗死する
			5 後藤純明、大村純前の子又八郎（のちの貴明）を迎えて養子とする
一五四六	十五		3 龍造寺家兼（剛忠）没し、胤信（のちの隆信）跡をつぐ
一五四七	十六		○ この秋、龍造寺胤栄、胤信と共に少弐冬尚と戦い、冬尚筑後に敗走する
一五四八	十七		3 龍造寺胤栄没し、胤信その跡龍造寺惣領家を継承する

西暦	年号		国内事項		県内事項
一五四九	天文十八	7	宣教師フランシスコ・ザビエル、鹿児島に来てキリスト教を伝える	7	龍造寺胤信、大内義隆の偏諱を受けて隆信と改名し、山城守を称する
一五五〇	十九	2	豊後の大友義鑑、家臣に殺され、義鎮(宗麟)あとを継ぐ		
一五五一	二十	9	大内義隆、家臣陶晴賢におそわれて自殺する	10	龍造寺氏の将土橋栄信、諸氏と謀り、隆信を逐う、隆信、筑後にのがれる
一五五三	二十二	○	秋、越後の長尾景虎(上杉謙信)上洛する	3	後藤純明死去し、養子貴明跡を継ぐ
一五五四	二十三			7	龍造寺隆信、筑後を発し、翌八月佐賀に帰る
一五五五	弘治 元	10	毛利元就、陶晴賢を安芸厳島におそう、晴賢自殺する	1	龍造寺隆信、大内義長に通じる
一五五九	永禄 二	2	織田信長上洛する	8	将軍足利義輝、大友義鎮に肥前守護職を与える
		4	長尾景虎(上杉謙信)上洛する		
一五六〇	三	5	織田信長、桶狭間に今川義元を討つ	1	少弐冬尚、神埼郡勢福寺城に敗死する
				○	この年、後藤貴明、渋江公師を肥後から呼びかえして潮見の旧城に居らせる、公師の父公親は佐賀から帰って花島に居る
				9	有馬氏の軍、潮見城を急襲する、城将橘公師は逃れて再び肥後に赴き、弟公重は戦死する、後藤貴明、有馬軍を破って潮見を奪回する

一五六一	四	9	上杉謙信、武田信玄信濃川中島に戦う	12	後藤貴明、須古の平井経治と戦って敗れる
				2	後藤貴明、藤津郡塩田の領主原直景を降す
一五六二	五			4	後藤貴明、渋江公師を肥後から呼びかえして花島に居らせる
				7	大村純忠、ポルトガル人のために横瀬浦に港を開く
				○	この月、龍造寺隆信、有馬氏らの軍を小城郡丹坂などに破り、また、多久城を攻略する、多久宗利城を出て須古平井氏を頼る
				○	隆信の軍、つづいて須古を攻める、後藤貴明、平井氏を援けて隆信の軍を破る
				5	龍造寺長信多久に居城し、兵を出して後藤氏の軍と戦う、のち和する
一五六三	六	○	この秋、三河の国一向一揆起る	○	この月、大村純忠洗礼を受け、教名をドン・ベルトラメウと称する
				8	大村市街や大村領横瀬浦などに戦乱が起る、後藤貴明がこれに関係ありと伝えられる
				○	貴明、龍造寺隆信の要請によって須古城を攻める

西暦	年号		国内事項		県内事項
一五六四	永禄	七			8 後藤貴明、平戸の松浦氏と共に大村を攻める ○ 貴明、養子惟明らと共に有馬・大村らの軍と塩田附近に戦ってこれを破る
一五六六		九			7 後藤貴明、大村純忠を討とうとして野岳に陣する、二十八日夜純忠、これを襲い、貴明敗退する ○ この年、大村純忠、ヤソ会堂を大村等に建てる
一五六八		十一	9 織田信長、足利義昭を奉じて入京する		
一五六九		十二	10 大友義鎮、兵を周防に出して大内輝弘を援ける		○ この春、大友宗麟、筑後高良山に陣し、その将戸次鑑連ら肥前に進入する 4 大友氏の軍佐賀北方に陣し、諸寺の堂塔を焼く 7 後藤、松浦両氏の軍、大村領宮村で大村軍と戦う 3 大友宗麟再び龍造寺氏を伐とうとして筑後高良山に来陣する ○ 夏・後藤貴明、御船山城の外郭笹川のほとりに茶亭を設け、一族家臣達を招いて饗する 8 大友親貞、兵をひきいて佐賀の北郊今山の後山に陣する、鍋島信昌（のち直茂）夜襲して親貞を討つ
一五七〇	元亀	元	6 織田信長、浅井・朝倉両氏を近江姉川に破る		

一五七一		二	5 織田信長、伊勢長島の一向一揆と戦う 6 毛利元就没する 9 織田信長、比叡山延暦寺を攻め、堂塔を焼く		10 大友・龍造寺両氏和を結ぶ
一五七二		三	12 武田信玄、徳川家康と遠江三方原に戦ってこれを破る		7 後藤貴明、大村に兵を出し、純忠をその居城三城に攻める ○ 夏・後藤惟明、有馬氏の軍と塩田に戦う、有馬軍敗退する
一五七三	天正	元	4 武田信玄没する 8 浅井長政、織田氏の軍に攻められ近江小谷城で自殺する		7 後藤貴明、養子惟明と白水原に戦う 8 後藤貴明、龍造寺隆信に援けを求める、隆信これに応じて塚崎城に惟明を攻め、惟明降る 惟明、城を出て平戸に行く 11 後藤貴明、貴明寺を建て菩提所とする 12 龍造寺隆信、須古に平井経治を攻め、平井氏滅ぶ
一五七四		二	9 織田信長、伊勢長島の一向一揆を討伐する		○ 春・後藤・龍造寺両氏の和破れ、のちまた和平する、貴明、隆信に随う 8 後藤・龍造寺両氏起請文をとりかわす ○ 春、龍造寺隆信、須古に築城して居城とする
一五七五		三	5 織田信長、徳川家康と共に三河長篠に武田勝頼を破る		
一五七六		四	2 織田信長、安土に城を築い		

西暦	年号		国内事項	県内事項
			てここに移る	○隆信、軍を藤津に出して有馬方の城を攻める、
一五七七	天正	五	11 織田信長右大臣となる	後藤貴明もこれに従う
				6 久間衆、後藤貴明に起請文を入れる
				10 山内衆、後藤貴明に起請文を入れる
				○この年、龍造寺隆信、大村氏を攻める、後藤貴
				明もその軍に従う
一五七八		六	3 上杉謙信没する	○春・鶴田勝、同明ら、後藤貴明に起請文を入れ
			11 島津義久、大友義鎮と日向	る
			耳川で戦ってこれを破る、	5 これより先、龍造寺隆信の一子家信を後藤の養
			ついで義久の軍豊後に入る	子とし、後藤貴明の一子晴明を龍造寺の養子と
				することを契約、この月家信武雄に来る
				6 龍造寺隆信、大村氏を攻める、後藤貴明、同家
				信もこれに従う
				○冬・龍造寺隆信、有馬氏を攻める、後藤家信も
				これに従う
				○春・龍造寺隆信、再び有馬氏を討つ、有馬氏降
				伏する
				6 龍造寺隆信再び大村氏を討つ、大村氏降伏す
				る、後藤貴明らもこれに従軍する
				8 後藤貴明、渋江公師と原直景を招く、公師と直
				景招きに応ぜず大村へ逃れる

西暦	年号		国内事項	県内事項
一五七九		七	5 安土法論	○この頃、後藤家信ら、私年号光永を用いる
				11 龍造寺隆信、筑後に兵を入れる、後藤家信もこ
				れに従う
				○春・龍造寺隆信、軍を下筑後に進め、さらに肥
				後に入って諸城を攻撃する、後藤家信もこれに
				従う
				8 肥後隈部親永、後藤家信に起請文を入れる
				○平戸の松浦道可・同鎮信父子、後藤家信に起請
				文を入れる
一五八〇		八	1 織田信長の将羽柴秀吉、播	11 龍造寺隆信、筑後の蒲池鑑広を降伏させる
			磨三木城を攻略する	○この年、大村純忠、長崎の地をキリシタン教会
			○別所長治自殺する	領として寄進する
				4 龍造寺鎮賢兵をひきいて肥後に入る、後藤家信
				もこれに従う
				○赤星親隆、家信を通じて龍造寺氏に降る
				○秋・龍造寺隆信、筑前の西南部に侵入して諸城
				を攻略する
				11 蒲池鎮並、龍造寺氏に降る
				12 龍造寺隆信、後藤家信の妻楢市に筑前桧原の地
				二十八町を仮粧田としておくる
				○この年、島津氏の勢力肥後南部に伸びる

西暦	年号	国内事項	県内事項
一五八一	天正 九	○この年、島津氏の軍南肥後に入り、相良氏の属城水俣城を攻めて降す	3 肥後の城親賢ら龍造寺氏に起請文を入れる 5 龍造寺隆信、筑後の蒲池鎮並を佐賀に誘殺する
一五八二	十	1 大友・有馬・大村の三氏、使いをローマ法皇に派遣する 6 織田信長、明智光秀におそわれて自殺する（本能寺の変） ○羽柴秀吉、明智光秀を山崎に破る	8 岸岳の波多鎮、後藤家信に起請文を入れる ○この頃、龍造寺鎮賢（政家）肥後の経略に当る ○この年、鍋島信生（直茂）羽柴秀吉に音信する 7 これより先、鍋島信生、羽柴秀吉に音信する、この月秀吉返書する 9 後藤貴明、養子家信に起請文を入れる
一五八三	十一	4 賤ケ嶽の戦い、秀吉、柴田勝家を破る ○この年、秀吉大坂城を築く	○冬・筑後の田尻鑑種、龍造寺氏に叛する、龍造寺の軍、田尻氏を攻める、後藤家信もその軍に従う ○有馬鎮貴、龍造寺氏に叛し島津氏に通じる
一五八四	十二	4 秀吉の軍、徳川家康と尾張長久手に戦って敗れる	7 龍造寺氏、田尻氏と和する 8・2 後藤貴明没する 3 龍造寺隆信、島津・有馬の軍と島原で戦って敗死する ○後藤家信もこの戦いに従軍する
一五八五	十三	6 秀吉、四国の長宗我部氏を討つ 7 秀吉関白となる	4 大村領波佐見衆中、後藤家信に起請文を入れる 3 大友氏の軍筑後に入り、高良山に陣する、龍造寺政家久留米に着陣してこれに当る、後藤家信もこの軍に従う
一五八六	十四	4 秀吉、大仏殿を京都東山にたてるため、その用材を諸国に求める 10 島津氏の軍、豊後に攻め入る 12 秀吉・島津氏を討つために諸国の兵を徴する ○秀吉太政大臣となり、豊臣の姓をうける	6 大村純重ら十六名・永田通貞ら三十名・岡通晴ら十七名、それぞれ連署の起請文を家主（貴明の子晴明）に入れる 2 後藤家信、後藤山城（塚崎城・御船山城）から黒髪城（住吉城）に移る ○この年、夏から秋にかけて島津氏筑前に軍を進めて筑紫・高橋・立花らの諸氏を攻める、龍造寺氏、島津氏に従って兵を出し、後藤家信もこれに従軍する
一五八七	十五	3 秀吉、島津氏を征しようとして大坂を出発し、やがて九州に入る 5 島津氏、秀吉に降伏する 大友宗麟没する 6 秀吉、凱旋の帰途、博多において九州の諸氏の封土を決める ○秋・肥後の国侍限部氏ら、	4 これより先、龍造寺政家は兵を筑後に出して島津氏方の諸城を攻めたが、この月、高良山で秀吉に謁し、以後秀吉の軍に入って南下し薩摩に進入する、後藤家信もこれに従軍する ○秋・龍造寺氏の軍、肥後に入って一揆の諸城を攻める

西暦	年号	国内事項	県内事項
一五八八	天正十六	○ 新領主佐々成政に抗して一揆して戦う ○ 秀吉、近隣の諸氏に命じてこれを討たせる 10 秀吉、京都北野に茶会を開く	○ 夏・秀吉、長崎のヤソ教徒を追う、鍋島信生(直茂)を長崎代官とする
一五八九	十七	○ 春、肥後の国侍一揆鎮圧される 夏、肥後隈本に加藤清正が、宇土に小西行長がはいる ○ 秀吉、佐々成政に自殺を命ずる 7 秀吉諸国に刀狩りを始める	1 鍋島信生、名を直茂と改め、加賀守と称する 10 鍋島直茂の子伊勢松(勝茂)江上家種の養子となってその家に入る、後藤家信これにかかわる
一五九〇	十八	3 秀吉、北条氏を討とうとして京都を発する 7 北条氏秀吉に降る、秀吉関東を徳川家康に与える	1 龍造寺政家隠居する、子高房家督をつぎ、鍋島直茂国務をみる 3 秀吉、後藤家信に長島庄、有田、小城東郷等において一万九千七百石余の地を与え、龍造寺藤八郎に随逐を命ずる

西暦	年号	国内事項	県内事項
一五九一	十九	2 千利久自殺する 9 秀吉朝鮮を征しようとして、そのことを下令する	○ 家信、子初竜丸(のち茂綱)を証人として大坂へ上らせる 10 秀吉松浦郡名護屋に築城の工を起す、鍋島直茂もその工事を分担する
一五九二	文禄 元	3 秀吉、朝鮮に兵を出す 5 小西行長ら朝鮮京城に入る	○ 春・名護屋城一応完成する 3 鍋島直茂佐賀の軍勢をひきいて渡鮮する 4 秀吉名護屋に来る。後藤家信、手勢をひきいて渡鮮し、五月四日釜山に着く
一五九三	二	6 秀吉、和議の条件七か条を明の使者に示す	6 秀吉、塚崎温泉に掟書をかかげる 9 後藤家信、朝鮮咸興から国許の重臣らにあてて長文の手紙を送って近況を知らせる 5 明の使者名護屋に来る ○ 夏、波多親、秀吉の怒りに触れて除封される、ついで秀吉、波多氏の旧領を寺沢正成(広高)に与える
一五九四	三	○ この年、秀吉伏見城を築く	○ この年、鍋島直茂ら一時帰朝する。後藤家信もまた一時帰朝する
一五九五	四	7 秀吉、養子秀次を高野山に追い自殺させる	鍋島清茂(のち勝茂)叙位任官、信濃守を称する 2 鍋島直茂、後藤家信らに起請文を入れる ○ 後藤家信ほか龍造寺氏一族老臣ら、鍋島清茂に起請文を入れて忠誠を誓う
一五九六	慶長 元	9 秀吉、明の使者を引見する、表文の無礼を怒って使者を追いかえし、ついで朝鮮再出兵を決する	6 後藤家信ほか龍造寺氏一族老臣ら、鍋島清茂に起請文を入れて忠誠を誓う

西暦	年号	国内事項	県内事項
一五九七	慶長 二	1 秀吉、再び諸将に渡鮮を命ずる	1 鍋島清茂初めて渡鮮する、後藤家信も渡鮮する
		6 小早川隆景没する	
一五九八	三	8 秀吉没する	1 蔚山城を包囲する明軍を破る、後藤家信の献策によると伝えられる
		○ 在鮮の将兵を召還する	3 後藤家信病によって帰朝し、子喜清次(茂綱)渡鮮する
			11 喜清次茂綱、後藤家の家督をつぐ
			○ 後藤氏の重臣ら鍋島直茂父子に起請文を入れる
一五九九	四	○ 春、加藤清正・黒田長政らの武将、石田三成と不和	12 鍋島直茂、清茂父子ら、朝鮮から帰朝し、上洛する。後藤茂綱(この頃龍造寺氏を称する)も帰朝する
		閏3 前田利家没する	
一六〇〇	五	9 関ケ原の戦、東軍勝つ	6 茂綱、黒髪山城(住吉城)から後藤山城(塚崎城)に移る
			9 鍋島勝茂西軍に属し、伏見および伊勢の東軍の諸城を攻める
			○ 黒田孝高、豊後の石垣原で大友吉統と戦ってこれを破る
			10 家康、鍋島氏の西軍加担の罪をゆるし、柳川の立花宗茂を討たせる

西暦	年号	国内事項	県内事項
一六〇一	六	2 家康、諸代の功臣を関東・東海の諸地に封ずる	○ 龍造寺茂綱もこの軍に従い、八院表で戦う
		9 家康、伏見に円光寺を建てて元佶に管させる	11 黒田長政、筑前五十二万石を与えられて名島に入る
一六〇二	七	4 家康、島津氏に薩摩・大隅・日向の本領を安堵させる	12 加藤清正、小西氏の旧領を加えられて肥後五十四万石を領する
		5 家康、二条城を築く	○ この年、黒田氏筑前名島に城を築き、鍋島氏もその工事の一部を手伝う、福岡城と称する
一六〇三	八	2 家康征夷大将軍に任ぜられる	
		4 長崎奉行が置かれ、小笠原一庵がこれに任命される	
一六〇四	九	3 黒田孝高(如水)没する	
一六〇五	十	4 徳川秀忠征夷大将軍に任ぜられる	2 養父郡のうち二千八百石対馬領となる
			4 幕府、鍋島直茂・松浦鎮信らに南蛮渡航の朱印状を与える
一六〇六	十一	3 江戸城を増築し、諸大名にその工事を分担させる	○ この年、ルソンから商船来航して深堀に入港する

西暦	年号	国内事項	県内事項
一六〇七	慶長十二	2 家康、諸大名に課して駿府城を修築し、江戸から移る 4 諸大名に課して江戸城を修築する 5 朝鮮の使節初めて江戸へ来る 12 新築の駿府城焼失する	○ その船長フランシスコ・モレノ・ドノソ、のち佐賀に来て鍋島勝茂に会う 3 龍造寺高房、妻を刺して自殺をはかり、未遂に終る 7 鍋島勝茂、龍造寺茂綱に上嘉瀬の内六百石の地を与える 9 龍造寺高房没する 10 龍造寺政家没する ○ この年、鍋島勝茂、江戸・駿府両城の工事を分担する
一六〇八	十三	3 駿府城の修築成り、家康移る 12 幕府永楽銭の通用を禁ずる	6・16 佐賀城の堀を掘り始める ○ 佐賀城総普請、総家中の屋敷、町立できる ○ この頃、ルソンから渡来したドミニコ派神父スペイン人アロンソ・デ・メーナ、鍋島氏の許可を得て藤津郡浜と佐賀に教会を建てて布教する
一六〇九	十四	7 幕府金銀銭三貨の比を金一両銀五十匁・銭四貫文とする 8 オランダ人平戸に商館を造る 9 幕府西国大名の五百石以上の大船を没収する 12 有馬晴信マカオの定期船マードレ・デ・デウス号を長崎で撃沈する	○ 佐賀城天守閣完成する ○ 佐賀藩尾張名古屋城普請手伝を命ぜらる ○ 初代藩主鍋島勝茂武雄に長期間滞在し、温泉で湯治する
一六一〇	十五	2 名古屋城普請のために諸大名に手伝を命ず 6 家康メキシコとの通商を許可する ○ 幕府諸大名、重臣の人質をとる	○ 鍋島忠茂、鹿島を領する ○ 鍋島直茂、多布施に隠居する
一六一一	十六	3 豊臣秀頼上洛して家康と会見する 4 家康法令三カ条を定め西国大名から誓書をとる	1 佐賀藩私検地を行う、三部上地行なわれる。(含武雄領) 3 佐賀藩禁裏普請手伝を命ぜられる 6 佐賀城普請完成する
一六一二	十七	1 家康法令三カ条につき東国大名よりも誓書をとる 4 幕府、岡本大八を駿府で火刑に処し、有馬晴信を甲斐に流す	○ 佐賀藩江戸城普請手伝う 5・20 円光寺元佶没す ○ 佐賀藩江戸城普請を手伝う
一六一三	十八	9 イギリス人平戸に商館を開く、伊達政宗遣欧使節支倉	2・8 鍋島勝茂の妻、高源院、日田に化粧田千石を給わる

西暦	年号	国内事項	県内事項
一六一四	慶長十九		8、9月にかけて藩領の水田に虫害
		7 方広寺鐘銘事件おこる	○秋、鍋島氏、領内から神父らの追放を令する
		10 大坂冬の陣初まる	1 佐賀藩江戸城普請手伝を命ぜらる
一六一五	元和 元		12 鍋島勝茂大坂冬の陣に参加、武雄領主鍋島茂綱もこれに従軍し、大坂城を攻める
		4 大坂夏の陣おこる	
		6 幕府一国一城令を発す	6 鍋島勝茂幕府の一国一城令にもとづき、佐賀城以外の城砦の破却を命ず
		7 幕府武家諸法度・禁中并公家諸法度・諸宗諸本山法度を定める	
一六一六	二	4・17 家康没する	2 佐賀藩肥前国絵図を幕府に提出する
		8・8 中国船以外の船の寄港を平戸・長崎の二港に限定する、ヨーロッパ人の大名領内の商業を禁ずる	○唐津藩検地を行なう、大渡鏡の新田を開発する
一六一七	三	4 家康を日光に改葬する	12・1 鍋島元茂一万六千六百九十七石余の知行をうける
		6 秀忠上洛する	○鍋島直茂耳の腫物治療のため武雄温泉に入湯する
		8 イギリス商館長リチャド・コックス伏見で秀忠に謁する	
一六一八	四	1 幕府大奥の法度五カ条を定める	6・3 鍋島直茂没する、家臣十三人殉死する
一六一九	五	6・2 幕府、福島正則を改易する	○帰化鮮人深海宗伝ら武内町真手野より有田稗古場天神山窯に移動する
		7 浅野長晟を広島に、徳川頼宣を和歌山に、松平忠明を大和郡に転封する、伏見城番を廃し、大坂城代を設置する	8・10 藩内大洪水
		8 キリシタン六十人を京都七条河原で火刑にする	12・10 鍋島元茂(初代小城藩主)元服する
		○菱垣廻船始まる	
一六二〇	六	1 幕府諸大名に大坂城修築を命ずる	○佐賀藩大坂城玉造口を普請する
		6 将軍秀忠の女和子入内する	○佐賀藩財政難のための手明鑓制度を創設する
		11・27 立花宗茂再び柳川城主となる	
		⑫・8 有馬豊氏久留米に転封さる	○鍋島忠茂下総矢作に入部する
一六二一	七	8 諸浦に難船に関する制札を立てる	○第二次の三部上地が行なわれる
		9・1 秀忠、江戸城にシャム	

西暦	年号	国内事項	県内事項
		の使節を引見する	
		○この年、諸国で伊勢踊流行する	
一六二二	元和 八	6 幕府使者を諸国に派遣して巡視する	○佐賀藩、楠久・伊万里・有田に牧地を設ける
		8 出羽山形城主最上義俊改易となる	
		10 宇都宮城主本多正純改易となる	
一六二三	九	2 越前北ノ庄城主松平忠直隠居を命ぜられ、豊後荻原に流刑さる	6・17 川上山実相院と千栗妙覚院一の宮を争い幕府の裁決を仰ぐ
		7 家光将軍職をつぐ	
		⑧ 幕府、皇室御料一万石を献ずる	
一六二四	寛永 元	11 イギリス平戸商館閉鎖さる	
		2 幕府二条城の修築の助役を諸代大名に命ずる	8・4 鍋島忠茂没する。正茂家督を相続する
		8 徳川忠長を甲府より駿府に移す	○佐賀藩大坂城普請を手伝う
一六二五	二	4 幕府二条城番を置く	8 藩主鍋島勝茂財政難のため家臣に七部段銭を課

		9 幕府諸大名領内の鉄砲の数を報告させる	そうとして諫止される
一六二六	三	11 江戸上野寛永寺創建される	○成富兵庫橘町茂手に石井樋を設け潮見川の水を永田・茂手の部落にひく
		4 松永忠輝信濃諏訪に移される	○筑前姪浜に佐賀藩米倉をたてる
		9 秀忠太政大臣、家光は左大臣に任ぜられる	7・27 佐賀藩衣裳制度ノ祝儀音信制度・過代条目をだす
一六二七	四	2 蒲生忠知伊予松山に加藤嘉明会津若松に、丹羽長重白川に移さる	
		4 仙台領内の農民秋田領内に逃亡する	
		8 東海・南海方面洪水	
一六二八	五	6 浜田弥兵衛台湾でオランダ人総督と紛争をおこす	4・19 佐賀藩知行五百石の給人に在郷許可、二百石以下の給人に馬立飼勝手次第、家売買勝手次第とする
		○松永尺五、京都二条に私塾春秋館を開く	○佐賀藩大坂城普請役手伝を命ぜらる
一六二九	六	1 江戸城修築工事開始さる	1・8 直茂夫人陽泰院没す、追腹者八人
		6 紫衣事件により大徳寺沢庵らを出羽に配流する	
		9 幕府武家諸法度を改定する	
		10 幕府女歌舞伎を禁止する	

西暦	年号	国内事項	県内事項
一六三〇	寛永 七	4 幕府日奥、日受らの不受不施派を流罪す	○ 龍造寺伯庵出国する
		○ 幕府キリシタン数十人をルソンに追放する	
一六三一	八	6 幕府奉書船制度を定める	7・29 鍋島忠直、松平下総守忠明の娘(恵照院)と結婚する
		8 安芸・肥後・筑前・筑後に大風	
		○ 江戸・大坂の商人糸割符に加入する	
一六三二	九	5 幕府熊本藩主加藤忠広を改易する、10月、細川忠利を小倉より熊本に移す	4・22 佐賀藩、諸郷村諸津諸町の者に耕作者に限らず十人組をつくる
		9 旗本法度を定める	
		10 駿府城主徳川忠長改易される	
一六三三	十	2 幕府奉書船以外の海外渡航と在外五年以上の日本人の帰国を禁ずる	4・11 寺沢広高没する
一六三四	十一	6 家光上洛し京都市民に銀五千貫を与える	⑦・9 龍造寺伯庵龍造寺再興を幕府に訴える
		⑦ 家光仙洞御料七千石を贈献する	9・18 成富兵庫没する
一六三五	十二	5 日本人の海外渡航と海外在留日本人の帰国を絶対的に禁止する	1・28 鍋島忠直没する、追腹五人
		○ 五百石積の大船建造を禁止する	○ 園部村天領となる
			○ 龍造寺伯庵幕府に再訴する
一六三六	十三	6 武家諸法度を改定して外様大名の参勤交代制を定める	
		5 長崎に出島を築き、ポルトガル人を出島に隔離する	○ 龍造寺伯庵幕府に再々訴する
		6 初めて寛永通寶を鋳造する	
		8 難船救助の制札を浦々に立てる	
一六三七	十四	10・25 島原のキリスト教信者蜂起する	2・20 佐賀城下十八町に駄賃馬六十疋を置く
		10・29 天草のキリスト教信者蜂起する	3・19 唐人を除き有田皿山の焼物師男女約八百人を追放する
		11・9 幕府、板倉重昌・石谷貞清を島原に派遣する	4・13 佐賀領上下のものの他国出を禁ずる
		11・27 幕府・松平信綱・戸田氏鉄を島原に派遣する	12・7 武雄領主鍋島茂綱・茂和父子原城攻撃軍佐賀勢鍋島元茂の指揮下に布陣する
		12・3 天草四郎時貞原城址に	12・22 鍋島茂綱ら諸将佐賀軍総指揮官鍋島直澄・元茂に対して血判の起請文を提出す

西暦	年号	国内事項	県内事項
一六三八	寛永十五	拠る	
		1・1 幕府軍原城総攻撃に失敗、上使板倉重昌戦死する	1・1 武雄勢、前線より撤退中、殿役木島形右ェ門戦死する
		2・21 糧道を絶たれた一揆軍、幕府軍を夜襲する	2・27 佐賀軍原城二の丸の一番乗りを敢行する
		2・28 原城陥落	3・3 武雄原城攻撃軍、武雄に凱旋する
		7・17 幕府松倉勝家を斬刑に処する	6・29 佐賀藩主鍋島勝茂軍令違犯により閉門となる
一六三九	十六	7・4 幕府ポルトガル人の来航を禁ずる	12・29 鍋島勝茂閉門を赦さる
一六四〇	十七	6・16 幕府貿易再開を求めてきたマカオの特派使節の船をやきポルトガル人六十一人を斬る	○ 支藩蓮池藩成立
		○ 幕府宗門改役を置き寺請・宗旨人別帳をつくる	○ 鍋島勝茂鹿島藩主鍋島正茂と不和になり、鹿島領を直朝に与える
一六四一	十八	2・8 幕府黒田忠之に長崎御番を命じる	○ 鍋島勝茂・元茂隔年交代に参勤となる
		4 幕府、オランダ商館を平戸より長崎出島に移し、オランダ人に糸割符制を適用する	

		○ この年諸国大凶作となる	
一六四二	十九	2 幕府人身売買の禁令を各街道に布達する	
		5 幕府譜代大名に参勤を命じる	
一六四四	正保 元	7 保科正之、山形より会津に封ぜられる	
		2・20 幕府東国西国に巡見使をだす	
		○ この年よりオランダ風説書提出される	
一六四五	二	11 日光東照社に宮号を賜わる	
		○ この年、赤穂藩塩田開発を始める	
一六四六	三	3 将軍家光の要請で日光例幣使が始まる	
		10 明人鄭芝龍、清打倒の援軍を求めるが幕府応じない	
一六四三	二十	3・14 幕府田畑永代売買の禁を出す	
		3・26 佐賀藩幕府より長崎御番を命じられる	
		○ 龍造寺伯庵会津保科正之に預けられる	
		○ 春より秋にかけて飢饉、佐賀藩領四部落ちの損毛	
		○ 武雄領内地米一万八百四石五斗九升七合五勺八札(諸村田畠斛積帳)	
		○ 今年より長崎御番鍋島・黒田一年交代となる	
		6 唐津藩唐津湾内で異国船を焼打する(疑問あり)	
		○ 佐賀藩飢饉のため二万石の未進米の徴収を延期する	
		7 諸国巡見使小出対馬守ら佐賀に来る	
		○ 龍造寺主膳千俵米訴訟をする	
		11・14 鍋島勝茂、家中侍四十人を無借銀につき表彰する	
		○ 龍造寺主膳本多能登守預となる	
		○ 佐賀藩肥前国絵図を幕府に提出する	

西暦	年号	国内事項	県内事項
一六四七	正保 四	6・24 幕府通商再開要請に長崎に来航したポルトガル船を拒絶し九州諸藩を召集し警備させる	6・24 ポルトガル船警備のため佐賀藩八千三百五十人長崎に出兵する
一六四八	慶安 元	4 幕府大坂に江戸市中諸法度をだす	11・26 寺沢氏遺領八万石幕領となる
一六四九	二	2 幕府、慶安の御触書および検地条令を公布する	12・22 鍋島光茂元服する
一六五〇	三	6・20 江戸大地震	○ 大風、高潮
		1 江戸城西の丸造営始める	7・4 大久保忠職播磨明石より唐津へ転封する
		7 近畿地方暴風雨	8・16 大風吹き佐賀城下まで大潮
一六五一	四	4・20 将軍家光没し、老中堀田正盛・阿部重次ら殉死する	○ 長崎御番所創建する
		7・26 由井正雪の乱	3・29 鍋島勝茂西の丸の普請に勝茂金箔五十枚を献上する
		12 幕府末期養子の禁を緩和する	○ 秋、大風雨、鹿島藩領津浪
一六五二	承応 元	6 若衆歌舞伎を禁ずる	1・26 佐賀藩の借銀一万三千二百二十七貫六百目になる
		10 江戸市中の牢人を調査する	6・19 佐賀藩美麗制度をつくる
一六五三	二	1 玉川上水敷設工事を許可する	6・22 佐賀藩領大洪水
		9 江戸市中の日傭人足は日傭頭に統制させる	
		○ 佐倉騒動(木内惣五郎の事件)が起ったと伝える	
一六五四	三	4 幕府五万石以上の大名に皇居造営費を課す	4・17 佐賀藩皇居造営を手伝う
		7～8 西国大風雨	6・5 佐賀藩以後加増は一代限りとして切米のみ支給する
一六五五	明暦 元	4 幕府糸割符法を廃して相対貿易とする	11・11 小城藩主鍋島元茂没する
		8 西国大雨、洪水おこる	8・25 佐賀家中の者三年替りに佐賀在住とする。
		○ 幕府人身売買を禁ずる	8・22 鍋島舎人佐の佐賀神埼両山内の各被官に両腰を許可する
一六五六	二	10 幕府浅草に鋳銭座を設置する	○ 田代領百姓一揆勃発
		12 関東諸国に盗賊取締条例を発布する	○ 田代瓜野村、町となる
		○ 岡山藩主池田光政の藩政改革始まる	2・19 佐賀藩主鍋島勝茂隠居、孫光茂家督を相続する
一六五七	三	1 江戸大火(振袖火事)	3・24 鍋島勝茂没、追腹者三十六人
		8 幕府江戸職人の賃金を公定し、暴利をおさえる	○ 江戸大火のため佐賀・唐津両藩邸も焼失する
一六五八	万治 元	6・24 明室復興をはかる鄭成功の使船、長崎にきて援軍	5・12 鍋島光茂御代初めの書出をだす
			○ 田代領百姓一揆解決する

西暦	年号	国内事項	県内事項
		11 凶作により幕府、今・明年の酒造を禁ずる	
一六五九	万治 二	1 幕府江戸市中の振売りを改め新に商札を出す	○ 佐賀藩以前の長袴衆を着座と名付け、御家誓詞は着までとする
		7 長崎商人新銭を鋳造し、外国貿易に使うことを許可する	
		○ 金沢藩津留めを始める	
一六六〇	三	7 伊達騒動初まる	2・23 鍋島市正没し、小城藩の付家を廃止する。
		10 佐倉城主堀田正信幕政批判の書をだし11月改易となる	
一六六一	寛文 元	1 京都大火皇居・上皇御所炎上	7・7 鍋島直弘没する、藩主光茂、家来の殉死を禁ずる
		8 諸大名の普請役で皇居を造営する	○ 対馬本藩検地を実施する
		○ 福井藩、藩札を発行する	
一六六二	二	2 幕府中絶の若年寄を再びおく	8 鍋島光茂向陽軒を建てる
		3 方広寺の金銅仏を木像にかえ銅像で銭を鋳る	10・19 光茂家中の追腹を禁止する

		5 畿内大地震、亀山・篠山などの諸城くずれる	
一六六三	三	5 武家諸法度を改定し武家と公家の婚姻、キリスト教禁止などを追加する。殉死を禁止する	
一六六四	四	4 幕府、大名に所領安堵の判物・朱印状をだす	
		7 長崎貿易の半額を金貨で払うことを許可する	
		11 幕府大名に宗門改役をおくことを命ず	
一六六五	五	3 江戸に日傭座・日傭人足を統御させる	
		7 徳川家康五十年忌を理由に大名が幕府に出していた人質を廃止する	
一六六六	六	7 幕府諸役人の役料を制定する	
		11 幕府酒造の半減を命じ、新規の酒造を禁止する	
一六六七	七	② 幕府本田畑に煙草の栽培を禁じ新墾地は許す、諸国に	8 鍋島忠茂北山の寺々に薪山を寄付する
			6・11 佐賀一里四方に大雷あり
			4・19 鍋島吉茂生まれる
			2・28 蓮池藩主鍋島直澄隠居、直之家督を相続する
			10 佐賀藩家老四家(多久・諫早・武雄・須古)を定める
			5 佐賀に雷三百か所に落ちる
			○ 華蔵庵建立
			○ 鹿島高津原に東西二の堤を築く
			7 国廻巡使・津廻巡使佐賀に来る
			○ 長崎両番所瓦葺となり、七か所台場石垣の上木

西暦	年号	国内事項	県内事項
		10 巡検使を派遣する	
		江戸で武家屋敷を商人に貸すことを禁じる	
一六六八	寛文 八	3 幕府、農民に衣食住・冠婚葬祭の倹約を命じる	
		7 幕府、京都町奉行を置く	
一六六九	九	2 淀川の浚渫費を西国大名に課する。斗量制を定め京枡に統一する	
一六七〇	十	5 米穀欠乏につき秋まで全国の醸造を禁じる	
		6 農民法度、町人法度を出す	
		○ 箱根用水完成する	
一六七一	十一	3 幕府伊達騒動を裁決する	
		7 河村瑞賢東廻航路を開発する	
		○ 岡山藩閑谷黌を創設する	
一六七二	十二	3・23 幕府京都・大坂・堺の商人に長崎貿易の期日、金銀兌換等の規則を出す	
		○ 河村瑞賢西廻り航路を開く	
			3・1 江戸大火・佐賀藩桜田屋敷焼ける
			○ 佐賀藩領十郡となる
			3・5 蓮池藩主鍋島直澄没する
			8～12 佐賀藩台風洪水により四十二万石余不作
			4・19 唐津藩主大久保忠職没する、養子忠朝相続する
			5・4 長崎奉行松平甚三郎長崎奉行を辞する
			12・9 鹿島藩主鍋島直朝隠居、直條家督を相続する
			○ 佐賀藩追掛馬法度を出す

西暦	年号	国内事項	県内事項
一六七三	延宝 元	5・25 イギリス船三隻長崎に来て貿易再開を求め、拒絶される	5・25 イギリス船長崎着岸につき佐賀藩長崎港の警備を厳にする
		10 幕府分地制限令を出す	
		三井高利、江戸に越後屋呉服店を開く	
一六七四	二	2 幕府貨幣比価厳守、キリスト教禁止等に関する高札を立てる	○ 唐津藩庄屋の転村制初まる
		○ この年諸国風水害、凶作となる	
一六七五	三	2 幕府、大和・摂津・河内の飢民五万人に救米を与える	4・20 太上天皇（＝上皇）より小城藩士鍋島直能御製歌をいただく
		6 代官、伊奈忠易、小笠原島を探検する	○ 賀島兵介田代副代官となる
一六七六	四	5・19 長崎代官末次平蔵親子密貿易の疑いで隠岐に流される	○ 田代客屋四軒になる
一六七七	五	3 幕府、畿内・近国の幕領の総検地を始める（翌年終了）	7・28 唐津藩主大久保忠朝、幕府老中となる
		11 日向大風雨、洪水	12 鍋島光茂、江戸における供人数を減らす
一六七八	六	1 幕府失火罪をきびしくして斬罪、名主・五人組は入牢	1・23 唐津藩主大久保忠朝下総佐倉へ転じ、松永和泉守乗久、一万石加増して佐倉より唐津に転

西暦	年号		国内事項	県内事項
			とする	じる
		2	初代坂田藤十郎大坂で伊左衛門を演じて好評を博する	12・3 江戸桜田屋敷出火
一六七九	延宝	七	5・29 江戸大火	1・16 小城・蓮池・鹿島の三家、本藩へ口上書を提出する
			7 幕府日傭座の札をうけない日傭を禁じる	12・27 小城藩主鍋島直能隠居、嫡子元武、家督を相続する
一六八〇		八	10 越後騒動おこる	⑧・6 鍋島光茂、佐賀城に鍋島直能、直朝を招き、本藩と三家のことについて談じる
			5 将軍家綱・綱吉を後嗣と決定する	○ 田代領洪水
			8 幕府江戸府内に非人の居住を禁止する	
			⑧・6 東海西海諸国大風雨	7 巡見使奥田八郎右ェ門ら佐賀にくる
一六八一	天和	元	1・28 幕府巡見使を諸国に派遣する	8 蓮池藩主鍋島直之・鹿島藩主鍋島直條八朔祝儀として幕府に太刀を送り、本藩との間に不和を生ずる
			6 将軍綱吉、越後騒動を自ら裁決し、小栗美作父子に切腹を命ずる	○ 基肄郡を基肄郡と改める
			9 幕府、酒造半減令を出す	○ 小城藩領山代郷海山の領域権を佐賀藩と小城藩で争う
一六八二		二	4 幕府、番頭その他諸役人の役料を知行商にくみいれる	
			5 諸国に高札を立て人身売買	

			禁止、キリスト教禁止、毒薬、贋金を禁止する	
一六八三		三	2 長崎貿易の奢侈な輸入品を禁止し、百姓・町人の衣服を制限する	2・22 佐賀藩三家格式をつくり、本藩と三家の紛争解決する
			7 幕府、武家諸法度を改定して五十歳以後の末期養子を吟味の上、許す	2 田代領に衣服法度できる
一六八四	貞享	元	2 河村瑞賢、淀川下流の治水工事に着手する	5・2 神代家知行の一部を分け、村田鍋島家を創設する
			10・29 幕府、安井算哲の上表をいれて新暦（貞享暦）を採用する	5・15 佐賀城天守閣修理完成する
一六八五		二	1 糸割符制を再興する	○ 賀島兵助田代副代官を辞職する
			8 幕府金銀の国外流出を抑えるため長崎貿易を制限する	3・5 佐賀火事、侍屋敷二十軒、町家五百七十六軒焼く
一六八六		三	8 朝鮮貿易を制限する、長崎奉行を三名に増員し、一名を江戸詰とする	4 武雄領主、武雄温泉入湯の掟をだす
			10 信州松本藩の農民、租税増徴御用金賦課に反対して強訴する	○ 武雄領主江戸詰のため財政難となり、物成千五百石の土地を指定して大坂町人より銀百貫目を借りる

西暦	年号		国内事項		県内事項
一六八七	貞享	四	1	幕府生類憐みの令をだす	○ 高橋市たばこ売十八名営業の継続を歎願する
			4	田畑永代売買の禁止を再令す	3・16 佐賀城の向陽軒完成する
一六八八	元禄	元	9	幕府酒造半減令をだす	2・28 佐賀藩桜田屋敷家老小屋より出火する
			11	柳沢吉保側用人となる	
一六八九		二	4	長崎に唐人屋敷を設ける	3・24 鍋島勝茂三十三年忌
			○	渋川春海江戸本所の邸内に天文台を設ける	8・26 小城藩主鍋島直能没する
一六九〇		三	1	幕府大坂諸川船に運上銀を賦課する	○ 旱害で雨乞いする
			7	聖堂を湯島に移す	2 ドイツ人医師ケンプエル嬉野・佐賀を通過する
一六九一		四	1	林信篤を大学頭に任じる	○ 佐賀白山町の武富市郎右ェ門聖堂建立を請願する
			4	日蓮宗不受不施派を禁じその僧を流罪にする	○ 飢饉のため武雄領内割符山で山芋・葛根を掘ることを許可する
一六九二		五	3	東大寺大仏再建、開眼供養行なわれる	2・9 唐津藩主松平乗邑志州鳥羽に転じ、鳥羽より土井利益唐津に転じる
			5	幕府江戸市中の百人講・富突講を禁じる	○ 鍋島光茂佐賀城内二の丸に聖堂をたてる
					3・8 小城藩主鍋島天武幕府公家衆馳走役を命ぜられる
					7 肥筑境界の脊振山弁財岳につき、筑前藩より幕府に訴える

西暦	年号		国内事項		県内事項
一六九三		六	4	幕府猪・鹿・狼はおどし鉄砲で追わせる	○ 武雄領主郡方手頭をだす
一六九四		七	○	関東幕領の総検地を行なう	10・22 背振山弁財岳争論佐賀藩の勝訴となる
			12	柳沢吉保を老中に准じ評定所式目に出座させる	○ 小城領内に蝿打製造の禁止令をだす
一六九五		八	○	江戸十組問屋できる	2・3 蓮池藩主鍋島直之勅使接待役の命をうける
			2	江戸大火、六万七千四百戸を焼く	2・8 江戸火事で麻布屋敷類焼する
			8	荻原重秀の意見により金銀貨を改鋳する	11・29 佐賀藩主鍋島光茂隠居嫡子綱茂家督を相続する
一六九六		九	11	江戸郊外、中野に犬小屋をつくり野犬を収容する	○ 武雄領足軽大井孫大夫生活苦より足軽与知行の返上を願出る
			2	幕府、伏見・堺の両奉行を廃止する	3・9 芦刈弁財搦、冲搦、西宮搦、権現搦などできる
			○	この年飢饉、米価高騰	○ 黒牟田山釜焼伊勢講衆天照大神碑をたてる
			○	宮崎安貞「農業全書」を著す	3 背振山弁財天像を京都で彫刻、上宮に安置する
一六九七		十	4	幕府一年間の猶予で旧金銀貨を新貨幣と交換すべきことを命じる	
			10	酒価に五割の運上を賦課する	

西暦	年号	国内事項	県内事項
一六九八	元禄十一	2 幕府諸国に金銀銅山の試掘を奨励する	2 久留米領荒瀬村と田代領水屋村の境界論争解決する
		7 側用人柳沢吉保を老中の上に列する	9・21 佐賀地方大地震
		12 二十年以上の小作には永小作を認め、奉公人の年季十年の制限を廃する	○ 佐賀藩西屋敷(観頤荘)建設初まる
一六九九	十二	9～12 江戸大火	
		6 長崎奉行を四名とし隔年二名交代とする	5・26 武雄・多久・諫早・須古の四領主親類同格となる
		9 風損凶作につき酒造額を前年の五分の一とする	8・13 洪水、鹿島・吉田・塩田地方の田畠民家破損する
一七〇〇	十三	7 幕府うなぎ・どじょうの売買を禁ずる	○ 多久領主多久茂文学校東原庠舎を領内にたてる
		11 金銀銭三貨の比価は金一両＝銀六〇匁＝銭四貫文とする	5・15 鹿島藩主鍋島直條江戸鍛冶橋門番を命じられる
		12 徳川光圀没する	5・16 鍋島光茂没す
一七〇一	十四	3 赤穂城主浅野長矩、殿中で吉良義央を傷つけ改易・切腹を命ぜらる	11・27 佐賀城本丸内の聖堂を西屋敷に移す(鬼丸聖堂)
		12 幕府西国・中国筋に金貨通用を促す	12・19 長崎で深堀騒動起る
一七〇二	十五	3 幕府米穀不足につき全国の酒造米高を調査する	7・4 佐賀藩肥前国絵図を幕府に提出する
		4 盗賊改役を再置する	8・5 幕領野母高浜村と佐賀藩深堀蚊焼村との島論おこる
		12 赤穂浪士大石良雄ら吉良義央を討つ	7 北山所々大潮洪水
一七〇三	十六	2・4 幕府大石良雄ら四十六人に切腹を命じる	8・29 大風、佐賀城三の丸櫓吹き落とされる
		2・15 幕府長崎巡見のため稲垣重富を派遣する	9・1 鹿島大洪水
		11 南関東大地震、江戸市中被害甚大	2・12 鹿島藩主鍋島直條公家衆接待役を命じらる
		○ 萩藩藩営製蠟所を設ける	6・18 佐賀城下道祖元町より出火長瀬町八戸町まで焼失
一七〇四	宝永 元	7 幕府閉門・逼塞・遠慮の制を定める	7・12 佐賀藩独礼を着座同格とする
		12 甲府城主徳川綱豊を養嗣子とし、家宣と改名させる	11・29 小城藩主鍋島元武幕府より神田橋門番を命じらる
		柳沢吉保を甲府城主(十五万石)とする	12・8 佐賀中町より出火、米屋町まで百余軒焼失する
	二	2 禁裏御料一万石を増献する	3・22 蓮池藩主鍋島直之、幕府より江戸修繕工事を命じらる
一七〇五			4・30 鹿島城主鍋島直條没する

西暦	年号	国内事項	県内事項
		4 幕府、金銀箔の売買を箔座に限る	6・5 鍋島直堅鹿島藩の家督を相続する
		5 大坂の豪商淀屋三郎右ェ門（辰五郎）闕所にさる	○ 田代領煙草栽培を禁止する
		○ 近畿諸国より伊勢御蔭参りするもの数万に及ぶ	
一七〇六	宝永 三	6 元禄銀の改鋳を発令する	3・5 伊万里出火、町家百四十六軒、船九隻、船蔵一、旅船三隻焼失
		7 諸街道の宿駅困窮のため人馬賃銀を引き上げる	12・2 佐賀藩主鍋島綱茂没
一七〇七	四	10 幕府、大名・旗本に藩札の発行、年貢先納を禁止する	5・27 鍋島吉茂佐賀藩家督を相続する
		11 富士山噴火、宝永山できる	10・18 佐賀藩石火矢方鉄砲稽古人、古役のほか四十人新稽古を増加する
一七〇八	五	降灰の被害多し	
		① 幕府、富士山噴火による降灰地救恤費用を全国に賦課する	2・16 蓮池藩主鍋島直稠、幕府より勅使接待役の命をうく
		3 京都大火	5・21 大雨洪水、佐賀領倒家二百四十一軒
		7 京畿大風雨	6・15 佐賀藩主鍋島吉茂御代始条目をだす
一七〇九	六	1・10 徳川綱吉没する	8・14 多久聖廟成就する
		1・20 幕府生類憐みの令を廃止する	○ 武雄領内の家臣知行地四千二百八十石（配分帳）
		4・27 幕府藩医師湯川寺三幕府の奥医師となる	8・11 鍋島吉茂御印帳御手頭を諸役へ渡す
		7・25 巡見使小田切靱負ら蓮池に止宿する	11・19 前鹿島藩主鍋島直朝没する
		⑧・18 鹿島藩主鍋島直堅幕府より幸橋御門番を命じらる	
		②・5 佐賀藩郷村石高帳と領知目録を幕府に提出する	
		3・15 佐賀中ノ小路より出火、翌日まで侍屋敷十六か所、町家三百三十八軒、寺六か所、など焼失する	
		○ 唐津藩家中法度できる	
		○ 対馬領園部村検地行なわれる	
		1・26 小城藩主鍋島元武隠居、嫡子元延家督を相続する	
		2・16 鹿島藩主鍋島直堅幕府より新女院御馳走役をうく	
		6・13 佐賀藩領洪水、潰家五千五百三十軒、流家三百十軒、溺死百五十一人、死牛馬五十二匹	
		7・13 鹿島領津波	
		5・17 鍋島直英小城藩主の家督を相続する	

西暦	年号	国内事項	県内事項
一七一〇	七	3・1 幕府諸国に巡見使を派遣する	
		4・15 幕府武家諸法度を改める	
		○ 幕府金銀を改鋳する（乾字金・永字銀・三宝銀）	
一七一一	正徳 元	2 幕府、新井白石の建議で朝鮮使節の待遇を改める	
		7 九州・東海道大風雨	
		11 安房北条藩の農民江戸に出訴する、藩主屋代忠位改易される（万石騒動）	
一七一二	二	9・11 勘定奉行荻原重秀罷免	
		10・14 徳川家宣没する	
一七一三	三	3 長崎奉行を三名に減ずる	
		4 幕領の大庄屋・割元惣代を廃止する	
		6 貿易支払のため諸国産銅の大坂・長崎廻送を命じる	
		7 長崎の町民ら米商を襲う	
一七一四	四	2 幕府長崎における外国船と	

西暦	年号		国内事項	県内事項
一七一五	正徳	五		
			3 奥女中絵島を処罰する（絵島生島事件）	5・30 小城藩主鍋島元延没する
			○ 近畿諸国不作、米価高騰する	8・18 蓮池藩主鍋島元稠幕府より梶井宮御馳走役をうく
			1・11 幕府正徳の新令をだし、長崎貿易を制限する	○ 武雄領蔵入地五千六百九十七石八斗余
			4 幕府人身売買、永年季奉公、田畑永代売買の禁止を再令する	2・11 小城藩主鍋島直英、幕府より勅使御馳走役をうく
一七一六	享保	元	1・11 江戸大火	8・17 佐賀藩領大風高潮、潰家二千七百軒、流家百軒余
			5 吉宗将軍職をつぐ	3・10 畑瀬川川猟につき佐賀藩と小城藩の百姓争論する
			7 大坂大火・諸国へ巡見使を派遣する	○ 「葉隠聞書」完成する
一七一七		二	2・3 大岡忠相江戸町奉行となる	4・9 蓮池藩主鍋島直弼隠居、嫡子直恒家督を相続する
			3・14 幕府武家諸法度を天和の条文にもどす	6・3 日峯公百年忌施行
			5 江戸十里四方の鉄砲をとりあげる	7・6 巡見使妻木平四郎ら佐賀に止宿する
一七一八		三	2 小倉・福岡・長州の三藩、筑前白島の中国商船を追い払う	4・14 鍋島吉茂軽石火矢十挺鋳造を命じる
			⑩ 享保金銀（新貨）を鋳造し、旧貨の交換比率を定める	8・5 蓮池藩主鍋島直恒幕府より梶井宮御馳走役を受く
			11 江戸に町火消の制度をつくる	○ 鹿島干ばつ、津波の被害をうける
一七一九		四	○ この年お蔭参り流行	○ 佐賀藩財政難のため参勤交代の行列人数をへらす
			○ 将軍吉宗江戸城吹上苑に測天儀を設立する	9・7 佐賀藩領大風、倒家五千三百九十七軒、社二か所倒れる
			1 松前矩広を大名に列し、蝦夷地渡海、蝦夷との通商規則を示す	○ 佐賀藩財政難により参勤交代における行列の装備を倹約する
			6・13 幕府密貿易調査を西国大名に命ずる	6・19 大雨洪水、流家百十六軒、倒家二百九十二軒、溺死五人
			11 幕府金銭貸借、買掛についての出訴を不受理とする	
一七二〇		五	3 江戸大火	
			4 江戸市中に倉造り、塗屋、瓦屋を奨励する	
			10 会津幕領の農民大庄屋不正追及の一揆をおこす（会津蔵入騒動）	
			12 キリスト教以外の禁書の輸	

西暦	年号	国内事項	県内事項
一七二二	享保 六	3 江戸大火	
		6 全国の人口・耕地を調査する	2 田代領に天然痘流行する ○ 鹿島領浜山で焼物細工初まる
		8 目安箱を評定所門前に置く	
		11 牢人山下幸内上書する	
		12 室鳩巣、荻生徂徠に命じ「六諭衍義」など訳し、流布する	
一七二三	七	4 幕府土地兼併防止のため田畑の質流しを禁止する	8・28 鍋島吉茂火燃気を見物する ○ 武雄鍋島家財政難により武雄領主の参勤交代の随行員を九十五人より六十人に減じる
		7 諸大名に上米を命じ参勤期間を短縮する	
		12 幕府、小石川薬園に施薬院を設く	
一七二三	八	3 幕府諸国の人口調査を以後六か年ごととする	2・22 慶長以来佐賀藩が参加した普請・作事について幕府に報告する ○ 唐津藩校「盈科堂」建つ
		6 足高の制を定める	
		8 流地禁止令を撤廃する	
一七二四	九	2 幕府、米価下落につき全国に諸物価の生産者値段の引き下げを命じる	④・6 佐賀城下火災、士屋敷二十一か所、町家四百五十六軒、社寺四か所、土蔵二十一か所焼ける 8・14 佐賀藩領大風雨、潰家二千三百九十軒、溺死二十三人 ○ 佐賀藩領旱ばつ、大風雨による損毛、田畑あわせて十万二千六百五十石余にのぼる
一七二五	十	2 江戸大火	8・3 佐賀藩主鍋島吉茂轟木へ山狩に出張する。久留米領二千余の軍勢で領域を警戒する
		3・10 罹災地に塗屋・瓦屋を奨励する	11・12 皿山町人嬉野次郎左ェ門朝鮮へ密貿易の科により長崎で御仕置の旨を立札さる
		10 享保大判を鋳造し、12月より通用させる	○ 本藩財政難のため武雄領より銀二百貫を献上する
		11 米価引上げのため江戸町人に買米をさせ、為替米会所設立を許可する	
一七二六	十一	2 第二回目の全国の人口調査を行ない、これより六年ごとに行なう	3・4 佐賀城下片田江より出火、二の丸に延焼し、天守以下焼失、南堀端・鬼丸・水ケ江まで延焼
		6 中井竹山大坂に「懐徳堂」を建てる	4・24 佐賀居城焼失により、一か年間、上米を用捨さる
		8 幕府新田検地条目を定める	7・5 佐賀藩領大雨高潮、潰家千九十八軒、流家九十六軒、溺死十四人
		12 幕府諸物価の引下げを命じる	
一七二七	十二	2 大坂堂島米相場会所設立さる	2 田代領飢饉のため伊勢参宮を禁止する
		5 幕府菜種問屋を指定し、専売制をする	12・11 鍋島直郷鹿島藩の家督をつぐ ○ 佐賀藩財政難により長崎警備費を節約し、番所詰足軽百二十人を七十七人に減じる
		6 幕府倹約令をだす	
		7 甲府勤番を置く	
		11 近松門左ェ門没する	

西暦	年号	国内事項	県内事項
		9 目安箱を大坂町奉行所にも設立する	○ 武雄領地米高一万千百九十四石五斗四升五合
一七二八	享保十三	4 幕府年貢を四公六民より五公五民にする	3 田代領民対馬へ越訴する
		5 肥後国八代郡五か庄の百姓一揆をおこす	4 蓮池領三法潟川上村鳥坂と武雄領中野村との用水争い和議なる
		6 久留米藩の農民ら年貢減免要求の一揆をおこす	6・5 嬉野・塩田地方洪水
一七二九	十四	4 米価下落のため、米商人に米の買置を奨励する	8・9 佐賀城二の丸普請完成する
		10 米価下落により幕臣困窮のため借金の利息の引き下げを命ずる	9・26 鍋島吉茂参勤発駕
		12 金銀貸借に関する訴訟を再び受理する	5・3 佐賀城下火災、高寺・白山町・夕日町まで焼失
		○ 石田梅岩、京都で心学の講席を開く	8・3 佐賀藩領大風雨、潰家四千二百九十軒余、死人八人
一七三〇	十五	1 幕府乾字金の再通用を許可する	8・19 佐賀藩領大風雨、潰屋敷十九か所、潰家九百七十軒余、死人七人
		4・15 諸大名の上米を停止し参勤を旧に復する	11 田代領償金利子の引下げを行なう
			2・8 小城藩主鍋島直英、幕府より勅使御馳走役を命じらる
			3 田代領民が久留米領の富くじを買うことを禁じる
			3・18 佐賀藩主鍋島吉茂没する

		6 従来使用せる所のみ藩札発行を許可する	
一七三一	十六	8 諸大名に貯米を命じる	
		2・28 米価下落につき幕府経費三年間の倹約令を下す	
		6 幕府米価下落につき大坂の富商に買米を命じ、江戸大坂への廻米を制限する	
一七三二	十七	5 吉宗、尾張藩主徳川宗春の奢侈を譴責す	
		9 西海・山陽・南海の諸国に蝗害より飢饉、餓死者多数、幕府施米などの対策をたてる	
		10・1 幕府、幕領、私領よりの江戸輸送を禁じる	
		10・7 幕府蝗害状況巡視のため勘定目付を派遣する	
一七三三	十八	1 蝗害地の大名の進献物を減少させる	
		江戸市民、米問屋を襲撃する、各地に打ちこわしおこる	
			5・16 鍋島宗茂佐賀藩主の家督を相続する
			5・15 佐賀藩江戸屋敷焼失する
			12・22 鍋島宗茂、家中に倹約令を出す
			○ 大旱魃、蝗害
			2・1 鍋島宗茂代替りの条目を立てる
			⑥・20 佐賀藩、究め掛り日、拷問日、御仕置月などの定法を立てる
			12・23 佐賀藩幕府より金二万両と大坂米を借りる
			○ 佐賀藩損毛七十二万九千二百四十八石餓死者二万人
			5・29 佐賀大財村仏心寺において餓死人大施餓鬼施行
			6・7 佐賀藩勝手方を廃止する
			12・1 佐賀藩御印帳御手頭を改訂する
			○ 蓮池領川上村と武雄領中野村と川上村豆板井樋

西暦	年号	国内事項	県内事項
		3・22 幕府紀伊藩主徳川宗直を戒告する	の水分けを争い、本藩に訴える
		5 江戸市内に米の買い占めを禁じる	5・23 佐賀藩貫物改役を設置する
一七三四	享保十九	7 幕領に大庄屋の再置を許可する	9・15 佐賀藩幕府より二十年間銀札遣いを許可される
		8 幕領の一揆勃発の際、代官の要請で近隣大名が出兵することを許可する	○ 唐津唐人町御用窯初まる
一七三五	二十	3 幕府江戸に唐人蔘座を設置する	2・16 佐賀藩御堀端石搦、願の通り許可される
		10 米価下落を防ぐため、最低価額を定める	7・25 佐賀藩御境目役を請役所より御山方に移す
一七三六	元文 元	6 輸出銅不足につき長崎入港の中国船を年間二十五隻とする	5・28 前蓮池藩主鍋島直稠没する
		12 越後紫雲寺潟新田の小作人地主と争い幕府に越訴する	11・26 唐津藩主土井利実没、12・27嫡子利延相続する
一七三七	二	2 幕府田畑質入売買について規定する	7・13 佐賀藩旱ばつ、金立権現沖下りの御願あり
一七三八	三	2 幕府諸国に人別改の提出を命じる	○ 田代領壮年者の出稼ぎを禁じる
		4 大坂に銅座をおき、諸国産銅を専売して長崎貿易にあてる	9・23 佐賀城櫓台石垣築直しを幕府へ願い出る
		11・19 朝廷大嘗祭を再興する（中絶五十一年）	12・9 佐賀藩主鍋島宗茂隠居、嫡子宗教相続する
一七三九	四	1・12 幕府尾張藩主徳川宗春に蟄居を命じる	○ 潮見川筋井手数増加し樹木減少により三方潟郷洪水、渇水多し
一七四〇	五	3 大坂町奉行稲垣種信収賄により免職・閉門を命じらる	2 田代領寺の修補を許可制とする
		11 徳川宗尹に一橋門内に屋敷を与える（一橋家初まる）	9・1 佐賀藩請役所に御格式帳渡す
一七四一	寛保 元	4 蝗害のとき思貸金返済を翌年十一月までと命じる	2 田代領の櫨の栽培を奨励する
		4 幕府取退無尽・寺社建立講を禁じる	2・23 佐賀城下絵図を作製する
一七四二	二	11 産銅減少のため輸出銅を減少する	○ 武雄領上滝・高橋・新堀の三村摂待村井樋の修築を蓮池藩に願う
一七四三	三	2・22 水油不足のため菜種栽培を奨励する	○ 武雄領内で日雇労賃の上昇、引下げをはかる
		④・16 華美な火事装束を禁じる	○ 田代領で富札を売り出す
			7・1 大風雨
			8・13 鹿島領大風雨

西暦	年号		国内事項	県内事項
一七四四	延享	元	9 米価引上げのため江戸・大坂町人に買米を命じる	7・18 唐津藩主土井利延没する
			○ 田畑永代売買の禁を緩和する	9・23 土井利里唐津藩家督を相続する
			○ 幕府天文台を神田佐久間町にたてる	9・12 小城藩主鍋島直英没する
一七四五		二	2・12 江戸大火	10・23 鍋島直員小城藩家督を相続する
			4 摂津・河内大和川筋新田の農民、検地による増徴に反対して京都・江戸に強訴する	2 唐津藩庄屋処遇で紛争おこる
一七四六		三	1 幕府分限高、役料の支給をきめる	3 田代の市の繁栄策として狂言見世物興業許可申請する
			3・21 幕府武家諸法度を改定する	9 長崎奉行松波正房長崎下向に際し武雄を通過する
一七四七		四	8 寄合板倉勝該、熊本城主細川宗孝を江戸城中で刺殺する	5 唐津領洪水、家屋流失、死者でる
			9 田沼意次小姓組番頭格となる	7・11 巡見使小笠原内匠ら塩田にくる
一七四八	寛延	元	6 長崎奉行を勘定奉行がかねる、田沼意次小姓組番頭となる	10 佐賀藩油蠟酒の商人の郷村居住しての商売を禁止する
				○ 田代上郷の百姓徒党をくみ強訴する
				5 田代領新富札を発行する

一七四九		二	1 幕府長崎貿易の中国船を十五隻に制限する	9・2 鹿島領風雨。五十年以来の洪水
			5 定免制を全面的に施行する	2・16 佐賀藩主鍋島宗教、重茂を代継とするの願、幕府より許可さる
			8 関東大風雨	10・16 蓮池藩主鍋島直恒没する
一七五〇		三	1・20 幕府農民の徒党・強訴を禁じる	12・3 鍋島直興蓮池藩家督を相続する
			10 細川重賢熊本藩主となる	5・27 諫早百姓佐賀強訴の噂たつ
一七五一	宝暦	元	2 京都大地震	6 諫早一揆
			6 徳川吉宗没	4 田代領園部下村新田開発を願い出る
			12 御側役大岡忠光五千石加増一万石となる	11・1 佐賀城下会所全焼する
一七五二		二	2 長崎奉行を勘定奉行が兼ねることをやめる	7 田代代官所人員費用の節減をはかる
			○ 中津藩に金銀札の発行を許可する	8・11 神埼町祇園祠内に鐘楼を設け時鐘をうち初める
一七五三		三	4・25 幕府大名に年貢米の十分の一を貯蔵させる	6・15 筒江山庄屋権左ェ門立野川内山の奥ノ田山肩境の土の採取願をだす
			11 米価下落につき困窮の千石以下の旗本・御家人に金を貸す	8・22 蓮池藩財政難のために藩士に出米を命じる
			○ 熊本藩藩校時習館を創立す	

西暦	年号		国内事項		県内事項
一七五四	宝暦	四		2・22	島津重年、木曽川改修工事に着手する
				3・13	久留米藩領に十七万人の百姓一揆おこる
				11	醸酒の制限を緩和する
一七五五		五		4	加賀藩銀札を発行する
				○	鹿児島藩の木曽川改修工事完成する
一七五六		六		2	幕府大坂安治川・木曽川口浚渫のため諸船に石銭を課する
				5	若年寄大岡忠光を側用人とする
				9	近畿・東海に大洪水
				11	阿波徳島藩の農民、藍の専売反対の一揆をおこす
一七五七		七		4	東海道洪水
				12	洪水等により臨時支出増大したので幕府諸部局の倹約を命じる
一七五八		八		7	京都所司代、尊王思想家の竹内式部を捕え関係した公家を処罰する(宝暦事件)
一七五九		九		2	幕府西国郡代を初めて置く
一七六〇		十		2	江戸大火、日本橋、京橋より深川におよぶ
				7	賀茂真淵「万葉考」を著わす
一七六一		十一		5	幕府諸大名に蓄穀を命じる
				12	大坂の諸藩蔵屋敷の空米切手、過米切手発行を禁じる
一七六二		十二		2	幕府みだりに田畑を寺院に寄進することを禁じる
				3	諸大名領米の江戸輸送は前年同様二割減少させる
				10	大坂町人の買米の売却を許す
				○	長崎運上を復活
一七六三		十三		4	朝鮮信使の大坂・江戸間の人馬宿駅を宗義暢に引き請けさせる
				8	広島人蔘は功能がないために江戸市中で売ることを禁

				3	久留米領百姓一揆につき田代領警戒を厳にする
				11・25	佐賀前藩主鍋島宗茂没する
				○	田代領の売薬博多で販売さる
				12	田代領代官所、職人の賃銀の引き下げを命じる
				5	当年より十五年間の期間で銀札の発行許可さる
				6・28	佐賀城三の丸普請完成する
				12	蓮池藩五人組の連座制を認める
				○	佐賀本藩蓮池藩の反対を無視して佐賀城三の丸御用材木の潮見川川下しを行う
				○	武雄領主三部所代官の掟において他領の者に田畑を貸したり、他領の田畑を借りることを禁じる
				5・29	蓮池藩主鍋島直興没する、直寛家督相続する
				9	田代領庄屋給米二十六俵となる
				2	田代領壮年者の旅稼を禁止し、病弱者には許す
				2	田代領宿村にも小商売を許す
				○	吉武法命没する
				11・26	佐賀藩主鍋島宗教隠居、嫡子重茂家督を相続する
				1	田代領壮年者の売薬稼業を禁止する
				5	唐津領旱害、雨乞いの神事行なわれる
				9	唐津藩主土井利益古河へ、水野忠任岡崎より唐津へ転封する
				9・22	佐賀藩参勤費不足のため進上銀・御用銀を提出さす
				12	幕府、佐賀領内凶作により、鍋島重茂に一万両を貸す
				○	佐賀本藩蓮池藩の反対を無視して再び井樋方御用材木の潮見川川下しを行なう
				3・14	佐賀藩銀札の再度通用を命じる
				4・7	鹿島藩主鍋島直郷隠居、養子直煕家督を相続する
				4・25	佐賀藩諫早宿旅人宿熊五郎の万人講を許可する

西暦	年号		国内事項	県内事項
			じる	
		11	江戸神田に朝鮮種人蔘座をおく	
一七六四	明和	元		4・18 鹿島藩江戸神田橋御番を命じらる
		3・11	中国輸出用の煎海鼠・干鮑の製造を奨励する	
		5		田代領他領の田の請作を停止する
		12	日光例幣使下向時の助郷重課反対の二十万人の大一揆おこる	
一七六五		二		
		8・5	幕府大坂で米切手通用を命じる	
		9・1	五匁銀発行する丁銀・豆板銀を鋳造する	
一七六六		三		
		6	長崎銅会所を廃止、銅座を設け、荒銅の脇売買を禁じる	
一七六七		四		
		8	山県大弐・藤井右門を死刑に処し、竹内式部を八丈島に流罪する(明和事件)	
		9	西国筋の幕領諸藩に逃散百姓の帰村を厳命する	
一七六八		五		
		12	幕府朝鮮の要請により銅二	
				1・3 銀札通用せず、札方請之野口太左ェ門、中町堤伊右ェ門など打毀しにあう
				2 田代領より他領への芝居見物禁止する
				1 田代領貧民へ地主からの食糧援助を命じる
				8・24 鹿島領勝手差支え、本藩より四百石の合力をうける
				6・2 日峯公(鍋島直茂)百五十年忌を高伝寺で挙行する
				7 田代領油の共同購入により害虫駆除に当る
				2・10 深堀領脇津で二百七十一戸火災

西暦	年号		国内事項	県内事項
			十万斤を輸出する	
		○	上田秋成「雨月物語」できる	
一七六九		六		
		1	農民徒党強訴の際、最寄の領主に出兵鎮圧を命じる	
		10	青木昆陽・賀茂真淵没する	
一七七〇		七		
		2	幕府再び諸大名・旗本に徒党の弾圧を命じる	
		7	石代金納制の基礎となる市場相場の申告の作為を禁じる	
		12	大坂蔵屋敷の空米切手の発行をかさねて禁じる	
一七七一		八		
		4	幕府諸部局に五か年の倹約令をだし、大名・公家にも拝借金等を許さない旨を達する	
		5	幕府農民の江戸強訴を厳罰にすることを再令する	
		○	前野良沢ら千住小塚原で死刑囚の腑分けを行なう	
		○	この春御蔭参り流行する	
一七七二	安永	元		
		2・29	江戸行人坂大火(明暦	
		3・1	鹿島藩鰥寡孤独(かんかこどく)の者に介抱米一斗を給する	
		6	鍋島治茂本藩主に代り長崎警備につく	
		8・1	佐賀表地震	
		1・26	小城藩仙洞御所普請手伝を命じらる	
		6・10	佐賀藩主鍋島重茂没する	
		8	佐賀藩臨時費増加によって親類家老以下新徒行より御馳走米を徴集する	
		○	本藩、本年秋切米渡方三万石のうち三千九百石不足	
		1・15	佐賀藩銀札十五年間の通用願を幕府に提出する	
		7・20	唐津藩虹の松原一揆おこる	
		7・29	鹿島藩主鍋島直宣財政難につき、本藩三百両補助する	
		8・7	有田皿山陶器細工人の他領に赴くことを禁じる	
		11・15	武雄領主領内の代官に掟をだし田畑耕作給人の納税の励行、一般農民の倹約を命じる	
		1・14	鬼丸聖堂式日講釈実松林左ェ門一人につ	

西暦	年号	国内事項	県内事項
		以後最大の大火）	き、他に二名追加する
		4 長崎以外の密貿易を厳禁する	2・29 江戸目黒より出火、桜田、溜池佐賀藩両屋敷類焼する
		9 南鐐二朱銀を発行する	5・31 三法潟郷永田村、作水難儀、年々干損につき釈迦寺谷に新堤築立を命ず
		○ 幕府樽廻船問屋を公認する	11・21 佐賀藩諸郷に村横目をおき庄屋、村役を監視させる
一七七三	安永 二	3 飛騨で検地反対の一揆おこる	1 佐賀藩旅日傭の領内滞在を許可する。余田を切米取に渡す
		4 幕府菱桓廻船問屋株を公認する	8・2 佐賀藩諸町へ介抱米百石をだす
		6 大坂蔵屋敷の蔵出延滞の米切手は幕府で買い上げ、幕府で米を取り立て町人の損失を防ぐ	8・12 佐賀藩鳥ノ子帳調子方を廃止する
		○ 鹿児島藩藩校造士館を創設する	9 遊行上人佐賀に来り、願正寺に逗留する
一七七四	三	3 水戸藩鋳銭を再開する	
		9 江戸・伏見の鋳銭座で真鍮銭を半減し、物価下落をはかる、年貢米の十分の一貯	

西暦	年号	国内事項	県内事項
		蔵を幕領・私領で行なう	8 有田釜焼辻喜平次禁裏御用を勤め、常陸大掾源朝臣愛常に召し成さる
		10 幕府二朱判銀の通用を強制する	
一七七五	四	4 幕府参勤供衆の員数を制限する	1・15 伊万里郷瀬戸村黒崎、七浦郷西葉村・諫早郷永田村の干潟の築立を命じる
		5 銀・銀箔は銀座の専売とする	2 薪払底につき今宿町孫六に石炭問屋の開業を許可する
		8 石灰会所を増設して二か所とする	5・3 佐賀藩熊本藩にならって穀物その他の俵銭を増加する
		12 西国大名の参勤に際し大坂を通らず山崎路をとるを禁じる	7・18 御境目方・御絵図方を請役所に併合する
		○ 恋川春町「金々先生栄華夢」刊行される	7・21 佐賀城下下今宿町平次郎・紺屋町治兵衛に米相場と金銀相場を許可す
一七七六	五	○ 加賀千代女没する	○ 有田上幸平山の細工人禁を犯して武雄領弓野山に陶技を伝える
		3 幕府対馬藩主宗義暢に朝鮮貿易の手当金を与える	3・10 佐賀藩白石郷秀村の田作用水なく旱損勝りにつき、新水道掘立願いを許可する
		諸大名の江戸府内往来の従者数を制限する	5・24 大雨洪水で佐賀藩内田畑・汐土居・井樋の被害多し
		5 諸大名の参勤交代に大坂を通らず山崎路通行を再禁する	9・18 伊万里有田川末に新搦築立につき作水用として有田郷大里村郷古山に堤を築く
		12 幕府水油の脇製造を禁止す	12・7 鍋島治茂中院通枝の娘当姫と結婚する

西暦	年号	国内事項	県内事項
		る	
		○米沢藩興譲館を再興する	
		○平賀源内「エレキテル」を完成する	
一七七七	安永 六	1 信濃高井・水内両郡幕領に貢納延期要求の一揆おこる	1・23 小城藩主鍋島直愈大手組防を命ぜらる
		5 幕府、農民の江戸出稼を禁じる	2・26 佐賀藩安永四年以来禁止されていた領民の伊勢参宮を許す
		8 長崎大風、波浪あり、死者多し	3・8 佐賀藩家中困窮により人別銀を免除する
		9 幕領の囲米をやめ大名にも随意とする	5・3 佐賀藩上米積不足で下国料調達困難につき親類同格以下家中に献金を命じる
		11 摂河泉各郡村繰綿延売買会所の廃止を要求する	7・25 大風雨により佐賀藩の田畑・川土井・汐土居に被害あり
一七七八	七	12 大坂大火	12 佐賀藩財政難により当秋、切米支給二部を減じる
		3・23 幕府輸出用の海鼠・干鮑の製造を奨励する	3・22 神埼町出火、百二十世帯被災する
		4・8 幕府江戸および近国の無頼者禁圧を命じる	7・10 大風雨洪水
		6・9 ロシヤ船蝦夷地に来り、松前藩に通商を求める	8 有田皿山小島三郎兵衛奈良に赴き、皿山焼物釜の煤煙を以てつくり売る
			8 伊万里・有田境川筋に搦築立て、竜神を勧請する

西暦	年号	国内事項	県内事項
		10 幕府盲人・牢人の高利貸を禁じる	
一七七九	八	○三原山噴火	
		1・30 幕府二朱判銀のみを使って小判・小粒を貯えることを禁じる	
		5 松前領の漁民長崎漁民の俵物一手買い占めに反対して強訴する	
		8 松前藩、ロシヤ船の通商要求を拒否する	
一七八〇	九	6・10 幕府、道中宿駅人馬使用規程を定め、勝手に徴発することを禁止する	
		8・28 幕府江戸・大坂に鉄座・真鍮座を設置する	
一七八一	天明 元	⑤一橋治済の子、家斉将軍世子として江戸城西丸に移る	
		8 上州に糸綿改所廃止を要求して一揆おこる。幕府改所を廃止する	
		10 台風洪水で肥前領内三割八分減少	
		12 幕府鍋島治茂に一万両を貸す	
		3 伊万里川口土砂堆積し市中衰微につき、旅船・地船より貫銭、釜焼より俵銭を徴収し、川浚いをする	
		10 佐賀藩人別銀を徴収し、これを基金に米筈を発行する	
		11 佐賀藩市中屋敷売買の際、代銀高の三割を納付さす	
		6・6 佐賀藩勝手元不如意のため徳川一門への付届を断る	
		8 佐賀藩風俗悪化を理由に旅芸人の芝居を禁止する	
		9・23 佐賀藩御切米渡、年賦諸役米滞り前、支給分打ち切る	
		6 伊万里・有田地方旱ばつ、黒髪社で雨乞の祈祷行なわれる	
		9・5 小城藩主鍋島直愈、神田御門番を命ぜられる	
		12・6 佐賀城下松原小路の学校を弘道館と命名する	

西暦	年号	国内事項	県内事項
一七八二	天明 二	7・20 幕府、長崎の竜脳座を廃止する 8 幕府、大坂蔵屋敷の米切手の幕府買い上げを止める ○ 広島藩藩校修道館をたてる	○ 三法潟旱ばつ、納手・大日・茂手・片白の四村と永田・二又・成瀬の三村との間に水争いおこる 7 備中の蘭医、古川古松軒、九州巡歴中、武雄を通過する 7・6 弘道館東長屋手習所完成、蒙養社と名付ける ○ この秋参勤予定のところ、福岡藩主病気のため長崎防備を交代したため参勤を延期する 3・25 佐賀国産薬種屋白山町伊東利三郎に一手売捌を命じる 9 田代領民代官賀島兵助の頌徳碑の建立を願い出る 10・27 佐賀領内宿駅人馬賃安く、宿筋困難につき本馬一匹一里につき二十四文を四十文に値上げする 12 佐賀藩熊本藩にならい徒罪方を設置する
一七八三	三	1 工藤兵助「赤蝦夷風説考」を著わす 7・7 浅間山噴火、死者二万人におよぶ 11 田沼意知若年寄となる 12 関東・北国凶荒により無役の旗本・御家人に俸米を加給する ○ 未曽有の凶作、奥羽の死者数十万人に及ぶ ○ 大槻玄沢「蘭学楷梯」を著わす	
一七八四	四	1 浅間山噴火罹災地方の河川浚の助役を熊本藩に命じる 3・24 佐野佐言、江戸城中で田沼意知を刃傷する 4 仙台藩銀札を発行する 8 幕府大坂二十四組問屋、江戸積問屋の株仲間を公認する ○ この夏・秋米価騰貴して農民流亡して農地荒廃する 2 輸出用の煎海鼠・干鮑・鱶鰭・昆布等を廻国して買いとることを禁じ、長崎会所に買いとらせる 9 島津重豪に琉球凶作のため米一万石と一万両を貸す 12 幕府大坂町人へ御用金を命じる ○ 林子平「三国通覧図説」刊行する	4 肥前地方疫病流行、佐賀藩領民が施薬を願ったとき、医師の見はからいで粥米を支給する 5・18 疫病の伝染早く死者夥し 8・1 大風雨で田畠・川土居・潮土居破損夥し 11・29 田沼意次に肥前国名品を献上する 12・26 願正寺より六府方に新搦築立加勢を申入れ、許可さる
一七八五	五		2・20 佐賀藩石灰製造に支障をきたすため、蛎売旅出を停止する 2・24 佐賀藩諸郷石橋かけの石工不足のため、旅石工五十人の雇入を許可する 4 御境川(筑後川)利用について佐賀領と久留米領の争いおこる 12・29 佐賀藩、塩・明松・鰯・蟹漬のほかの行商を禁止する
一七八六	六	1・22 江戸大火、湯島聖堂類焼 6 江戸大坂はじめ諸国の寺社豪商へ御用金を命じ貸付会	7 嬉野郷大野原の領境をめぐって大村藩と佐賀藩との紛争おこる 7・24 佐賀城濠浅くなったので北堀端より掘浚を行なう

西暦	年号	国内事項	県内事項
		所の設立を計画する	8・28 佐賀領内人別帳提出する
		7 関東・陸奥未曽有の大水、江戸の被害大	10・24 佐賀城下運送駄賃公賃銀定める
		8 老中田沼意次、側役稲葉正明ら失脚する	
		○ 諸国大凶作	
		○ 隣領今福(大村藩)で百姓一揆	
一七八七	天明 七	○ 最上徳内千島探険する	
		5 米価騰貴のため大坂・江戸その他各地に打ちこわし起る	1・23 石井樋より新庄・嘉瀬大橋まで川土居に植林する
		6 幕府米穀の貯蔵を命じる、松平定信老中首座となる	7・16 諸富津旅船誘致のため旅女召抱えを許可する
		8 改めて幕府諸部商に三年間の倹約令を出す	8・3 佐賀城下長瀬町に空家多く、鹿木村の鍛冶職を移す
		9 鉄座・真鍮座を廃止する	9・20 佐賀藩牝馬三十匹を嬉野郷の百姓に飼わす
		11 江戸神田の朝鮮人蔘座を廃止する	10・2 徒罪者を下今宿江筋堀浚に従事さす
		12 本居宣長「玉くしげ」成る	12・10 佐賀城下盗賊多く、各組に夜廻強化を命じる
一七八八	八	1 京都大火、御所・二条城焼	1・29 佐賀藩七か年の節約令をさらに五か年延期する
		3 松平定信将軍補佐となる	2・1 京都烏丸鍋島屋敷類焼
		4 二朱銀鋳造をやめ、丁銀を鋳る	10・10 佐賀藩抱男四十人を二十人に減じる
		7 関八州菜種問屋、買次を廃止する	12・23 大坂銀主鴻池庄兵衛借銀二百貫目元利とも献金、佐賀藩これに十五人扶持を与える
		12 農民に風俗倹約令をだす長崎奉行に抜荷取締りを命じる	
一七八九	寛政 元	3 幕府家具・衣服等の奢侈品を禁じる	5・5 弘道館の馬責馬場を設置し、蒙養社を改築する
		5 クナシリ島のアイヌ叛乱する	6・10 巡見上使小笠原主膳ら四月から肥前国内を回わり、佐賀城下に止宿する
		7 幕府経費倹約令を五年間延長する	
		9 大名に高一万石に五十石の割合で貯米を命じる	2・9 福富新搦大半成就、福富新村と名付ける
一七九〇	二	2 幕府物価引下げ令を出す	4・26 佐賀藩米価下落に伴ない、諸物価引下げを命じる
		○ 人足寄場を江戸石川島に設置する	4・26 石火矢方稽古用に谷口弥右ェ門百目抱筒を献じる
		○ オランダ人の参府を五年ごとにする	○ 武雄鍋島家財政難により米筈千三百石の拝借願
		10 幕領・諸藩を問わず、諸国	

西暦	年号	国内事項	県内事項
		に郷蔵を造らせ、備荒貯穀を命じる	を本藩にだして断わられる
		11 在江戸農民の帰郷希望者に旅費を支給する	○当年、武雄領旱ばつのため武雄社・宮野社・貴船社の三社で浮立を催す
一七九一	寛政三	1 長崎港通船の役銭を停止する	○隣領今福で百姓一揆武雄領境を警備する
		5 「寛政重修家譜」編纂初まる	3・12 中津宿出火、百五十四軒焼く
		12 江戸の町式目を改定し、町会所をつくり、七分金積立を初める	5・24 蓮池藩主鍋島直温東海道および甲州川御普請を命じらる
		○山東京伝「仕懸文庫」を著わして処罰される	10・27 佐賀城下白山町、客屋惣兵衛・弥兵衛へ呉服類卸問屋を許可する
一七九二	四	9 ロシヤ使節ラックスマン漂尾光太夫らを送って根室に来り通商を乞う	1・17 古賀精里昌平坂学問所儒官を命じられる
		11 幕府の反対により典仁親王の尊号宣下を停止する	2・22 佐賀城下物騒につき、見廻を許可する
		○幕府「海国兵談」を絶版にし、林子平に蟄居を命じる	3・1 雲仙普賢岳山麓の前山爆発、地震津波で神代領・諫早領被害甚大
一七九三	五	3 諸大名に異国船取扱い海岸防備令を厳にする	12・24 佐賀藩当秋大損毛、飢者救助を大庄屋に命じる
			2 佐賀藩倹約令を更に強化する
			9・23 佐賀城北堀端東より土留石築立て取りかか

			る
		3～4 松平定信房総の海岸を巡視する	1・10 江戸麹町より出火、桜田鍋島屋敷類焼する
一七九四	六	7 塙保己一「和学講談所」を設立する	2 唐津藩山伏因観、竜左ェ門佐賀藩の米筈を贋造して、唐津で死刑になる
		1・10 江戸大火、山王社焼ける	5 諸郷疫病流行各地の社寺で祈祷行なわれる
		10 幕府倹約令を更に十か年延長する	1・9 佐賀城下唐人町に出火
一七九五	七	1 幕府酒造制限および下り酒制限を解除する	2・7 長崎番所石火矢の玉の大きさを福岡藩と相談してきめる
		11 南部藩で農民数千が強訴する	3・9 龍造寺家兼二百五十年忌慶雲院で施行さる
		江戸の女髪結を禁止する	12・9 佐賀藩長崎番所備付石火矢鋳立につき、大坂銅座より銅三万五千五百三十斤を購入する
一七九六	八	8 イギリス人ブロートン海図作製のため室蘭に来航する	4・16 佐賀領大雨流家十六、倒家五十九その他被害大
		女犯の僧を遠島に処する	6・19 小城藩主鍋島直知、濃州・勢州・東海道普請を命ぜられる
		12 伊勢一志郡の農民三万、津城下に強訴、打ちこわしを行なう	8・3～4、10～11 両度にわたり、大風雨、被害甚大
		琉球使節、将軍家斉に謁し、芭蕉布・焼酎の泡盛等を献じる	11・14 佐賀領内の百姓町民に衣裳の分限を守らしめる

西暦	年号	国内事項	県内事項
		○稲村三伯「ハルマ和解」を著わす	
一七九七	寛政九	⑦幕府、外国船漂着の処置を諸大名に指令する	2・11佐賀藩笞罪・打曝の刑を四月から実施することにする
		8江戸の日傭座を廃止し自由稼とする	9・20佐賀城下一里四方払における村々の境を定める
		11ロシヤ人択捉島に上陸する	
一七九八	十	4蝦夷調査団百八十名を派遣する	12・20佐賀城下八幡小路元使者屋敷跡へ町方役所を建てる
		12幕府諸藩に藩札の濫発を禁じる	幕府の藩札発行禁止令に基づき、佐賀藩も発行を控える
		○近藤守重択捉島に大日本恵土呂府の標柱をたてる	○佐賀藩福岡藩とともに長崎警備の大砲を鋳造して献上する
一七九九	十一	1・16幕府、松前藩から東蝦夷地を取りあげ、直轄地とする	8・13無類の旱ばつ、沖島の雨乞い行なわれる
		10幕府盛岡・弘前の両藩兵に箱館を守らせる	10・29小城藩主鍋島直知江戸桜田与防御役を命じられる
		11米価騰貴のため江戸・大坂に打ちこわしおこる	11・24鹿島藩主鍋島直宣幕府の聖堂再建を命じられる
一八〇〇	十二	4伊能忠敬蝦夷地を測量する	2蓮池領川上村、水不足により、武雄鍋島家の協力を得て武雄領がらん谷と戸板浦に堤を築く
			3・12佐賀城下呉服町野口恵助宅を改築して本陣とする
			12・27諫早領竹崎平井坊に沖通行船のため常夜燈を再建する
			3・13佐賀藩、国許外科医の養成に力をそそぎ長崎の医師楢林栄哲を召し抱える
			○唐津藩校、経誼館設置される
			3・8オランダ人佐賀領内通行の際に見物のため大勢駕篭脇に集らないように指示する
			4～5備後福山藩医、伊沢蘭軒長崎下向の途中、武雄温泉御前湯に入る
			8・23蓮池藩主鍋島直温、東海道筋川々御普請を命じられる
			2・19佐賀領内四十か所に両替屋を設け、旅人の銀銭の引替の便をはかる
			5・16佐賀領内に麻疹患者多く、御施薬方より郷医に療治を依頼する
			6・10極貧者に御施薬米を給する

		6江戸銀座改役を不正により追放し、京都の改役を呼び下し銀座を江戸に移す	
一八〇一	享和元	11南鐐二朱銀の鋳造を再開する	
		1幕府村入用の節約を命じる	
		3伊能忠敬、幕命により関東・陸奥の沿岸測量をする	
		7幕府、幕領・諸藩に百姓・町人にみだりに苗字帯刀を許すことを禁じる	
一八〇二	二	7・1諸国洪水・江戸被害大	
		7東蝦夷地を永久上知とする	
		12酒造米の十分の一を役米として諸民救済に積み置かせる	
		○十返舎一九「東海道中膝栗毛」刊行される	
一八〇三	三	7・8アメリカ船、長崎に来航、通商を乞うたが、拒絶される	
		10伊豆大島噴火	
		11伊能忠敬、幕命により東	

西暦	年号		国内事項	県内事項
一八〇四	文化	元	8 幕府、津軽・南部二藩に蝦夷地警衛を命じる	○ 成瀬西岸寺再び藩主狩猟のときの本陣となる
			9 ロシャ使節レザノフ、長崎漂流民を護送し貿易を求める	6・14 鹿島藩領の館毎度水害にあい凌ぎ方がないため、高津原に住居を移すことを許可さる
			7 幕府七か年の倹約令を発する	6・28 オランダ船入津、諫早茂図を派遣する
一八〇五		二	1・26 幕府ロシャ船来航につき沿岸諸大名の警戒を命じる	8・9 佐賀藩大坂堂島蔵屋敷を買収、陶器蔵に用う
			3 レザノフ通商を拒否され、長崎を退去する	1・12 佐賀藩主鍋島治茂、佐賀二の丸で死去
			6 幕府、関東の治安維持のため、関東取締出役を設ける	5・20 治茂世子斉直家督相続、佐賀藩九代藩主となる
			9 豊作のため、幕府大名に高一万石につき籾一千俵を貯穀させる	9 唐津藩主水野忠鼎隠居、忠光家督を相続する
一八〇六		三	1 幕府、ロシャ船来着の際の取扱処置を諸大名に指令する	11 翌年五月にかけて三法潟郷の大日村ほか五か村、本藩永田村と共同で上野村玉江堤のかさ上げを行なう
				1 佐賀藩財政困難のため長崎防備の費用を省略する

西暦	年号		国内事項	県内事項
			9 ロシア人、樺太のオフィトコリ・久春古丹を侵す	9 佐賀藩御馳走米の上に金五千両を家中へ献金するように申しつける
一八〇七		四	11 将軍家斉、琉球使節を引見する	11 古賀穀堂「学政管見」をささげる
			4 ロシヤ船、樺太およびエトロフ島に来航する	○ 佐賀藩藩吏選挙法をつくる
			10 幕府箱館奉行を発し、松前奉行を置く	
一八〇八		五	1 幕府、仙台・会津両藩に東西蝦夷地を守備させる	2 蓮池藩藩主前田伸右ェ門、大日村の水不足解消のため、武雄鍋島家と交渉し、池内堤のかさ上げを行ない、同堤の水利用の約定証文をかわす
			1 江戸と近国、五十年来の大雪、金沢城焼ける	8・15 英船フェートン号長崎港に侵入、長崎奉行自殺する
			4 間宮林蔵ら樺太探検に赴く	8 大河内山(小田志山)釜焼淵七右ェ門、南京焼別登塗立のため武雄鍋島家に銀五貫目の拝借を願う
			12 幕府、南部・津軽二藩に蝦夷地を守備させる	11・9 佐賀藩主鍋島斉直逼塞を命じられる
一八〇九		六	1 幕府烽火台を松前・津軽沿岸に設置する	1 長崎奉行砲台増築のため佐賀・福岡両藩と協議、五月佐賀藩より大筒十挺提出
			7 間宮林蔵北樺太を出発し、海峡を渡り、黒竜江を溯る(間宮海峡の発見)	3 佐賀藩、向う五年間諸役を併合し、経費節減令を出す
				11 蓮池領摂待村、武雄領川上村と共同で川上村八

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八一〇	文化 七	11 朝鮮人来聘について対馬藩に三万両を貸す	
		2 幕府白河・会津の二藩に相模・安房の海岸に砲台を築く	4 佐賀藩、御牧方・六府方を御相続方に併合する
			9 佐賀藩財政難につき親類はじめ家中に正銀百五十貫目の献銀を命じる
		10 米価下落につき大坂町人に買米を命じる	
一八一一	八	5・22 幕府朝鮮使節の聘礼を対馬で行なう	5 朝鮮使節の来聘に際し草場瑳助・古賀精里応待す
		6 ロシヤ艦長ゴローニンをクナシリ島で捕える	8 佐賀・久留米両藩の漁民、藩界に漁域を争う
			11・8 大日村の村人、前田伸右ェ門没後、その徳を偲んで前田宮をたてる
一八一二	九	1 幕府諸経費の二割以上を節約させる	7・12 佐賀藩経費節減のため藩士の役米そのほかを一割引にする
		4 松平定信致仕する	9 佐賀藩倹約令をだし、藩中の宴飲を禁止する
		8・14 ロシヤ船、高田屋嘉兵衛をクナシリ島の海上で捕える	9 唐津藩主水野忠光隠居、忠邦襲封する
			9 伊能忠敬佐賀領内を測量する
		10 豊作のため大名の江戸・大坂廻米を例年より二割減少する	○ 武雄領主大河内釜焼の南京釜の塗り立てを許可する

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八一三	十	12 米価下落したので幕府、大坂町人に買米を命じる	
		4 幕府、米会所設立を命じ、百二十人の株式とする	1 佐賀・久留米両藩民の漁場争い再びおこる
		7 幕府、米価下落につき諸大名に大坂廻米量の半額を国元囲籾を命じる	4 黒牟田山庄屋兵蔵、咾勘右ェ門御山方役人に薪払底により一昨年通り武雄領内での薪山伐採を願う
		10～11 越中富山領に一揆起る	5・18 日向佐土原の山伏野田成亮武雄に四泊し、毎日入湯す
		12 盛岡藩主に蝦夷地警備のため一万両を貸す	9・23 地理学者伊能忠敬武雄付近を測量する
		○ 広瀬淡窓豊後国日田で私塾「咸宜園」を開く	11 大河内山・弓野山の庄屋磁器焼成のため武雄領八並諏訪山の目砂の採掘を願う
一八一四	十一	6・23 イギリス船シャーロット号長崎に入港する	3 佐賀藩幕府の許可をうけ、囲米を売り出す
		6 幕府、唐薬、和薬ともに問屋のほか直取引を禁じる	6・16 佐賀領旱ばつ、斉直、金立社に参詣する
		○ 滝沢馬琴「南総里見八犬伝」刊行される	12・7 鍋島直正、江戸桜田屋敷で誕生する
一八一五	十二	1 諸国荒鉛の大坂銅座買い上げを廃止する	10・14 佐賀藩家中に十か年間定銀百五十貫献金を命じる
		4～5 南部藩に一揆おこる	12 幕府御囲籾高二千九百七十五石佐賀藩に届く
		○ 杉田玄白「蘭学事始」できる	

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八一六	文化十三	2・16 幕府諸国の人口を調査する 10 イギリス船琉球に至り、貿易を求める	7 久留米藩との藩界紛争解けず幕府に訴訟する ○ 武雄領主掟をだして御船山の樹木の伐採を禁じる
一八一七	十四	2 宗義質に朝鮮通交の功により肥前・筑前・下野で二万石を加封する 3 光格天皇譲位して院政を行なう	5 古賀精里江戸に没する 9 唐津領主水野忠邦浜松へ、奥州棚倉より小笠原長昌唐津へ転封する
一八一八	文政 元	4 幕府、諸役人に三年間経費節約を命じる 5 イギリス船浦賀に来て貿易を求める	8 佐賀領大旱ばつ 10 唐津領上知反対の動き起こる
一八一九	二	1・25 幕府、浦賀奉行を二名増員する 7 幕府、草分小判・一分判を鋳造する。幕府物価引下げを命じる 12 将軍家斉の娘、盛姫、鍋島直正と婚約する	4 幕府、役人を派遣し、佐賀・久留米藩境を検分する 8 江戸桜田鍋島藩邸焼失する 10 佐賀藩普通の御馳走米、献金の上に諸組に等級を以て石掛献金を命じる

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八二〇	三	4 大坂商人の買米の制限を止める 6 幕府、江戸馬喰町御用屋敷などの貸付金滞納分の利子を引下げる 10 幕府、諸役人へ三か年の倹約令を命じる	4 佐賀藩主鍋島斉直無礼講を催して重臣の融和につとむ 4 古賀穀堂、世子鍋島直正の侍講役となる ○ 佐賀藩御馳走米の賦課率を増加する
一八二一	四	4 幕府、銀座以外の銀売買を禁じる 11 幕府、真鍮四文銭を増鋳する 12 幕府、東西蝦夷地を松前氏に返付し、南部、津軽藩兵を撤兵する	4 佐賀藩大坂借銀方破綻の結果三千両の調達に苦心する 10・27 佐賀藩領家中年来困窮の末、文化五年以来の献米を猶予する
一八二二	五	2・12 幕府全国の人口を調査する 8～10 西国にコレラ流行する 12 丹後宮津藩農民、万人講先納銀に反対し、城下に強訴する ○ 蒲生君平「山陵志」を刊行する	2・8 オランダ商館書記フィッセル、商館長ブロンホーフに随行し江戸参府途中武雄温泉の藩主専用の浴場をみて壮麗さにおどろく 5 佐賀藩米筈不景気につき米筈四十万石を買いあげ、新米筈十万石を発行する 6 唐津領民再び上知地の返還を幕府に願いでる

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八二三	文政 六	7 摂津・河内・和泉の千三百七か村菜種売買自由を要求し、国訴する	3 佐賀藩家老武雄領主鍋島茂義ほかの重臣辞職を願う者多し
		9 幕府、五か年間の倹約令を発する	4 江戸佐賀藩邸に学問所、明善堂の建築に着手する
一八二四	七	○ シーボルト、出島に着任する	
		2 幕府、南鐐二朱判を改鋳する	○ 佐賀藩雑収入は小物成所でとりあつかい、たとえ藩主の借用でも証文をとり、その使途を明らかにする
		○ シーボルト長崎郊外鳴滝に塾を開く	
一八二五	八	2・18 幕府、諸大名に異国船打払令を命じる	8 佐賀藩内邸の破綻暴露し有田権之允・納富十右エ門切腹を命じらる
		5 水野忠邦大坂城代となる	11・27 鍋島直正将軍家斉の娘盛姫と結婚する
		○ 「東海道四谷怪談」江戸中村座で初演される	
一八二六	九	3・25 ドイツ人医師シーボルト、オランダ商館長に随行して江戸に参府する	1・11 ドイツ人医師シーボルト、オランダ商館長に随行して江戸参府、途中武雄温泉の藩主専用の浴場に入る
		9 幕府、関東の無宿者の長脇差を禁止する	3 佐賀藩の米筈・銀札不利となり、人心不穏につき非常措置として現銀を以て買い上げる
		11 水野忠邦、京都所司代となる	

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八二七	十	3 幕府、酒造制限令をとく将軍家斉太政大臣に任ぜられる	1 唐津藩日銭の制はじめる
		5 幕府、華美の衣服、髪飾りをした芸妓よりその品をとりあげ、過料に処する	3 佐賀藩家督相続の際、独学者には学力の考査をし、諸芸を稽古しない者には御馳走米を増加する達をだす
一八二八	十一	7 幕府、二朱判金を改鋳する	8・9 肥前領内暴風雨、高潮で三十一万石の損耗、死者三千余、有田大火で六百四十七軒を焼く
		10 シーボルト帰国に当り、持出禁止品発覚し天文方高橋景保連座して投獄される	12 幕府、秋の風雨損耗と長崎警備のために佐賀藩に一万両を貸す
一八二九	十二	1 柳亭種彦「修紫田舎源氏」刊行される	5 広瀬淡窓、田代学問所東明館で講義する
		2 高橋景保獄死する	7・27 蓮池藩主鍋島直興本藩主に代わって大砲演習を視察する
		6 幕府、南鐐一朱銀を発行する	2・7 十代藩主鍋島直正襲封する
		9 幕府、シーボルトに帰国を命じ、再入国を禁じる	4 鍋島茂義執政となる
一八三〇	天保 元	2 越前藩他国産輸入の禁をとく	6・27 直正、長崎に赴き唐館・蘭館を巡視し、蘭船に乗り見学する
		5 長州藩菜種、綿以外の商品の他国仕入を統制する	10・24 古賀穀堂御年寄相談役となる
		○ 徳川斉昭、藩政改革に着手する	12 佐賀藩、幕府その他諸家へ向五か年間の交際、贈答の廃止を報ずる
		○ 薩摩藩三島砂糖惣買入を開始する	

西暦	年号		国内事項		県内事項
一八三二	天保	二	2	幕府、輸入菜種・荒物の取引を奨励する	2・22 佐賀藩臨時方を設け商工業者より冥加銀をとる
			3	大坂町奉行新見正路、安治川口を浚渫して天保山を築く	6・14 古賀穀堂「済急封事」を差し出す
					9 佐賀藩長崎警備を強化する指令を出す
					12・15 伊東玄朴、藩御用一代侍に召し抱えられる
一八三三		三	11	幕府、諸国の石高を調べる	5・26 佐賀藩御側仕組所を設け、商工業者から冥加銀をとる
			7・27	イギリス船琉球に漂着する	
			8	鼠小僧次郎吉死刑になる	6・20 佐賀藩以後五か年間、城中諸役の倹約を令する
			10	幕府、天保二朱判を鋳造する	
			○	村田清風、長州藩に国政改革案を上申する	6 蓮池領摂待村武雄領三か村に共同で高橋新堀江頭の石井樋あと板井手とす
			○	為永春水「春色梅暦」初刊なる	6 蓮池領川上村その他の農民武雄領三部所村の草刈りについての協定なる
一八三四		四	8	大坂堂島建値、肥後米一石百匁となる	10・10 弘道館の経費を百七十石とする
			9～12	米価騰貴し、江戸・大坂などで打ちこわしおきる	2・19 鍋島直正砲術訓練を奨励巡視する
			12	幕府、倹約令を五か年延長する	6・11 佐賀藩七か年の財政建てなおし案をつくる
					7 武雄鍋島家財政難のため本藩より六千両を借用する
					9・12 古賀穀堂、藩政改革の意見をのべる

西暦	年号		国内事項		県内事項
一八三四	天保	五	1	幕府、関東諸国に江戸廻米させる	○ 武雄鍋島家財政難により本藩主の参勤の随行を断る
			2	江戸大火	1・15 佐賀藩主鍋島直正、家中に倹約蓄積を命じる
			6	大坂市中で米価騰貴のため打ちこわしがおきる	5～8 佐賀藩内旱ばつ
			7	大坂堂島新地大火、七千五百六十世帯焼失する	7・16 佐賀藩医学館を八幡小路に創立する
			12	幕府、関八州に菜種栽培を奨励する	9・29 佐賀藩市中郷村に「農商引分令」をだす
					10・14 佐賀藩富くじの発行を停止、諸冨の遊女を廃止する
					○ 鍋島茂義長崎に赴き、高島秋帆に入門、平山醇左エ門を「御稽古取次」となし、秋帆について西洋砲術を学ばさせる
一八三五		六	5・13	美濃国高須輪中の農民打ちこわしをおこす	○ 佐賀藩士南部長恒「疏導要書」を著わす
			9	幕府天保通寶(百文銭)を鋳造し、鉄銭を増鋳する	○ 早害黒髪山で雨乞が行なわれる
			12	長崎在留の中国人、暴動をおこし、役所を破壊する	5・10 佐賀城二の丸より出火、三の丸をのぞいて焼失する。武雄領主鍋島茂義「御城普請方」に任じられる
					6・6 佐賀藩仕組改革により四百二十余人の人員整理をする
					8・6 高島秋帆武雄を訪れ、自製の洋式大砲を献じる
一八三六		七	5	徳川斉昭、水戸に砲台を築く	1 佐賀江戸藩邸、節約により六千両の黒字できる
					3・13 一橋済停の家臣、川崎宿で直正宿所の関札

西暦	年号	国内事項	県内事項
		7 ロシア人エトロフ島に漂流民を護送する。越前勝山に打ちこわしおこる	
		8 駿府に打ちこわしおこる	
		○ 諸国凶作で米価騰貴し、各地に一揆、打ちこわしおこる	
一八三七	天保 八	2・19 大塩平八郎大坂で反乱をおこし、鎮圧される	2・11 佐賀藩、皿山代官を通じて有田・伊万里の商工業者に資金を貸しつける
		3 大坂・兵庫で米価騰貴のため打ちこわしおこる	2・19 佐賀藩大坂屋敷、大塩の乱に備えて出兵する
		6・1 越後柏崎で生田万の乱おこる	9・18 武雄領真手野台場で高島流大砲の試射を行なう
		6・28 アメリカ船モリソン号浦賀に入港し、砲撃される	
一八三八	九	3・10 江戸城二の丸より出火する	
		④・6 幕府諸大名以下に倹約を命じる	4 幕府巡見使曽我又左ェ門に唐津幕領の百姓直訴する
		4 江戸大火	6・23 佐賀城本丸竣功する
		○ 高野長英「夢物語」を著わす	9 松浦郡(幕領)百姓一揆の動き
			○ 武雄鍋島家財政難により五か年間地米一石につき五升の増徴を行なう

一八三九	十	3 江戸城西の丸の修築完成する	1・28 鍋島斉直没する
		5 幕府、渡辺華山・高野長英を捕える。小関三英自殺する(蛮社の獄)	2・28 松浦郡(幕領)百姓一揆おこる
		○ この年、奥羽飢饉、死者、流民多数	○ 唐津藩から五百人、佐賀藩からも岡部李之助の警固組鎮圧のため出兵する
		○ 柴田鳩翁「鳩翁道話」刊行する	2 佐賀藩蔵方諸商人への支払の十分の二を清算し、十分の八を献金させ、その他の借銀は五十年賦とする
一八四〇	十一	2・29 幕府全国の人口を調査する	7 高島流砲術試射場を真手野台場より永野台場に移す
		9 高島秋帆、長崎奉行に洋式砲術採用を建議する	○ 中村諒庵武雄において種痘を実施する
		12 横井小楠、帰国して実学党を組織する	5 弘道館を拡張し、執政鍋島安房学館頭人となる
一八四一	十二	3 徳川斉昭大砲を鋳造する	9・6 藩主直正神埼郡岩田で高島流砲術の試射を行なう
		5・9 高島秋帆武州徳丸原で洋式銃砲術の実演を行なう	10 武雄領野間山(武雄町永島)で石炭採掘開始さる
		5・15 幕府、天保の改革をはじめる	12 武雄領永島に石炭方役場設置さる
		8・1 水戸弘道館開館する	2 平山醇左ェ門高島秋帆に随行して江戸に赴く
		11・23 幕府昌平黌に庶民の聴	2 武雄野間山炭坑の農地補償費として地米五石を武雄蔵入地より補う
			9・21 弘道館の費用を地米千石ときめる
			10・17 大野原で異国船攻撃の大演習を行なう
			12・4 武雄野間山炭坑閉山する

西暦	年号	国内事項	県内事項
		講を許可する	
		12・14 幕府問屋仲間を禁止する	
一八四二	天保十三	6 幕府絵草紙等の出版を統制し、人情本を禁止する	
		7 幕府異国船打払令を止め薪水食料の給与を許す	3 藩主直正佐賀城下に蘭砲稽古所を設け、平山醇左ェ門に命じて本藩の士にも西洋砲術を教育させる
		9 幕府貞享暦を廃止し天保暦を用いる	7・19 佐賀藩諸郷村救済のため手許より一万両を支出する
		10 幕府、高島秋帆を投獄する	10 藩主直正、十五茶屋に大砲鋳造所をたつ
		12 幕府、府内の女髪結を禁じる	11 平山醇左ェ門・河原蟠平、武雄領上西山白木峯で死刑に処せらる
一八四三	十四	3・15 幕府、在方のものが江戸人別に加わることを禁じ、在府農民に帰郷令を出す	7・13 江戸佐賀藩邸の費を減じて武器を作り、貯蔵する
		9・14 幕府江戸・大坂十里四方の私領を幕領とする（上知令）	9・1 佐賀藩徒士にオランダ砲術を習得させる
		⑨ 幕府上知令を撤回する	○ 弓野山焼物、伊万里筋へ販路がひらかれる
一八四四	弘化 元	3 フランス船が琉球に来て通商を求める	○ 大川内山の窯業の燃料用材で武雄領へも伐採願がでる
			4・20 佐賀藩長崎伊王島に大モルチール砲を備えつける

西暦	年号	国内事項	県内事項
		7・2 オランダ軍艦、長崎に来航してオランダ国王よりの開国の勧告をわたす	5・5 佐賀藩火術方を設け、砲術研究を始める
一八四五	二	12 江戸城本丸大奥が竣功する	5・12 佐賀藩農工商の分離令を出す
		③ 幕府、漂流民護送のアメリカ船に鎖国の国法をつげ薪水を与えて帰らせる	8・6 佐賀藩オランダ式銃百挺の製造を命じる
		5・15 イギリス船琉球に来航し、貿易を強要する	3 佐賀藩御国産方を拡張し、煙硝その他の貿易品製造を奨励する
一八四六	三	6・1 幕府オランダ国王に鎖国を改めて返書する	11・13 佐賀藩、三支藩以下全家中の武器を検査する
		⑤・27 アメリカ東印度艦隊司令長官ビッドル浦賀に来て通商を求める	○ このごろ武雄領内の山々荒廃する
		浦賀奉行拒絶する	6 佐賀本藩、支藩鹿島藩の家計を整理する
一八四七	四	10 幕府徳川斉昭に藩地での大砲鋳造を許す	12 佐賀藩火術方を石火矢方に併合する
		1 肥後天草農民相続仕法改正を要求して打ちこわしをおこす	12 佐賀藩幕府に対して海軍創設について伺いを立てる
		3 幕府房総の砲台築造をきめる	○ 武雄領御山方四千五十本の植樹を行なう
一八四八	嘉永 元	3～4 外国船、対馬・五島・	5 唐津藩西ノ浜で地雷火実験を行なう
			9・8 佐賀藩長崎増築に対する伺書を提出する
			3・21 佐賀藩幕府に長崎外国築堡の必要を進言す

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八四九	嘉永 二	蝦夷地・陸奥沿岸にしきりに出没する	る
		5 アメリカ捕鯨船、西蝦夷に漂着する	7・9 佐賀藩山方に国産方を合せ牛馬繁殖計画をたてる
		12 薩摩藩家老調所広郷、琉球貿易の責任を問われて自殺する	12・27 佐賀藩火縄銃を廃して燧式銃に代える
		3 幕府外国船打払令の可否を三奉行以下に諮問する	2・11 佐賀藩火術方を石火矢方より分離して御側管轄とする
		8 幕府各藩の沿海の深さ防備などの書き上げを命じる	6・1 佐賀藩国産方に別局を設けて殖産興業の方法をつくすことを命じる
		9 広島藩の銀札乱発に苦しむ民衆、広島城下で両替屋を襲撃する	6・30 佐賀藩鉄製鋳砲局を築地に建設する
		11 イギリス船那覇に来航、貿易を要求する	8・22 楢林宗健佐賀に帰り世子淳一郎(直大)の種痘する
一八五〇	三	3 幕府、各藩に煎海鼠・干鮑の密売を禁じる	3・13 佐賀藩士木島藤太夫砲術稽古のため、伊豆の江川太郎左ェ門の門に入る
		6 オランダ船長崎に来航、風説書を提出、アメリカが日本と貿易を開く意志のある	5・24 義祭同盟成立する
			7・11 佐賀地方暴風雨
			8・7 佐賀地方暴風雨

西暦	年号	国内事項	県内事項
		ことをつげる	
		10 高野長英、幕吏に囲まれて自殺する	10・2 佐賀藩城北の築地に反射炉を築き、大砲を鋳造する
一八五一	四	1・3 中浜万次郎アメリカ船に送られ琉球に上陸する	2・21 備前宮ノ浦の石工清兵衛・万兵衛、神ノ島填海工事のため佐賀に招かる
		3・8 幕府十組問屋ほか株仲間の再興を許す	7・3 佐賀藩城北中折村に調練場を設けて火術方を移転させるために工事を起す
		8 島津斉彬、製煉所を鹿児島に設ける	7・20 佐賀藩郡方を新設し、領民の教化や道路橋梁の普請を管轄させる
		12・27 幕府会津藩主松平容敬・佐賀藩主鍋島直正の治績を賞する	12・26 幕府勝手掛より佐賀藩に五万両の拝借金を下付する
		○ 水野忠邦没する	
一八五二	五	2 幕府朱・朱墨の販売を朱座外にも許す	3・27 神ノ島填海工事竣功する
		5・22 江戸城西の丸全焼する	5・17 佐賀藩国老鍋島上総茂昌・多久長門茂族を長崎仕組方頭人に命じる
		6・24 ロシヤ船下田に来航する	11・10 佐賀藩国産方に精練方を設ける
		8・17 オランダ商館長クルチウス幕府に書簡を渡し、翌年アメリカ使節来航計画あるをつげる	○ 武雄家中前田徳右ェ門百両を献金し、物成五石を加増さる
			○ 武雄領内の兵力(士、歩行、足軽、船手)八百三十六名
一八五三	六	6・3 ペリー浦賀に来航する	6・17 伊豆韮山から八田兵助佐賀反射炉見学のた

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八五四	安政 元	7・1 幕府、アメリカ大統領の国書を諸大名に示して意見をきく 9・15 幕府大船建造の禁を解く 9 幕府オランダに軍艦・銃砲・兵書などを注文する 12・5 ロシヤ使節プチャーチン長崎に再来する	8・15 幕府大砲五十門を佐賀藩に注文する 9・20 江戸猿若町中村座において藩祖直茂の巷説を脚色した「花嫐峨猫魔稗史」の上演を中止させる 10・2 佐賀多布施に幕府使用大砲の反射炉を建設する 12・6 幕府勘定奉行川路聖謨一行ロシヤ使節応接のため長崎下向の途中、佐賀城下呉服町の本陣に宿泊する
	1・16 ペリー軍艦七隻を率い、再び神奈川沖に来泊す 3・3 幕府ペリーとの間に日米和親条約を締結調印する 3・23 プチャーチン再び長崎に来航する 8・23 幕府日英和親条約締結調印する 12・21 幕府日露和親条約を締結調印する	3・13 長崎の歌人中島広足、弟子相賀照忠の案内で武雄湯町長崎屋に二泊する 6・18 伊王島神ノ島の築堡完成する 6・24 佐賀藩蘭学寮を火術方に移す 11・26 幕府勘定奉行川路聖謨一行ロシヤ使節応接のため長崎に下向し、帰路武雄温泉に浴し肥前守茶屋に宿泊する

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八五五	二	1・16 江川英竜没する 3・3 幕府諸寺院の梵鐘を毀して鉄砲に改鋳するように布告する 6・8 オランダ国王蒸気船スンビン号(観光丸)を幕府におくる 10・2 江戸大地震 12・23 日蘭和親条約締結調印さる	5 弘道館南北寮生騒動を起す 7・1 佐賀藩士蘭船に乗船し、造船・射砲の諸技術を伝習する 8・1 佐賀藩精練方中村奇輔ら長崎奉行所の小蒸気船によって小蒸気船雛型と蒸気車雛型を製作する 10・2 江戸大地震、桜田藩邸倒壊する 12・27 幕府、佐賀藩に江川英竜の反射炉を援助するための人員の派遣を命じる
一八五六	三	3・12 幕府、府下駒場で洋式調練を行なう 4・25 幕府、江戸築地に講武所を開く 8・5 アメリカ総領事ハリス下田に着任する 8 長崎のコレラ武雄領内にも流行する	4・28 江戸藩邸の新築費補足のため国老以下足軽までに一石につき銀一匁宛の献金を命じる 5・6 藩主直正蘭船に乗じて蘭国教師について海軍創設の意見をきく ○ 武雄領地米高一万千二百二十四石三斗
一八五七	四	1・18 幕府蕃書取調所を開業する 4・11 幕府講武所内に軍艦教授所を設ける 8・5 ポンペ長崎海軍伝習所	3・18 佐賀藩国産方を廃止し殖産興業の奨励を各代官に託す 5・6 佐賀藩スクネール船購入を奉行所に出願する 10・1 佐賀藩オランダより購入のスクネール船を

西暦	年号	国内事項	県内事項
		教官となる	飛雲丸と命名する
		12・13 幕府、アメリカとの通商条約の締結すべき旨を朝廷に伝える	
一八五八	安政 五	3・20 孝明天皇日米通商条約調印を拒否する	1・23 佐賀藩三重津に船手稽古所を仮設し、洋船運用術を教習させる
		6・19 神奈川で日米通商条約調印さる	3・1 オランダ人によって飛雲丸の試運転を行なう
		8・10 日蘭通商条約調印さる	6・6 佐賀藩海軍費支弁のため銀札七万両を発行することを決定する
		8・11 日露通商条約調印さる	7・5 伊東玄朴将軍徳川家定の病を診察する
		9・3 日仏通商条約調印さる	8 唐津領にコレラ流行する
		9・8 安政の大獄初まる	10・9 佐賀藩オランダより電流丸を購入する
一八五九	六	1・26 幕府講武所を神田小川町に移転する	3・16 佐賀藩調馬の教習には蘭式の馬具を用い西洋馬術を兼習させる
		5・26 英駐日総領事オールコック着任する	8・1 鍋島上総請役と仕組所をかねる
		10・17 江戸城本丸炎上する	12・1 佐賀藩江戸城本丸炎上のため、二万両を献じる
		12・8 幕府下田港を閉鎖する	12 煙硝製造を精練方に属せしめる
		12・23 幕府外国銀銭の交換率を決定する	

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八六〇	万延 元	1・13 咸臨丸アメリカに向う	1・20 直正天草島御領願の斡旋方を井伊直弼大老に依頼する
		3・3 水戸・薩摩の浪士ら井伊直弼を桜田門外に襲撃する(桜田門外の変)	2・5 直正、江戸溜池邸に井伊直弼を招く
		③・19 幕府、五品江戸回送令を出す	4 佐賀領北山筋洪水、千栗堤防決壊して被害大
一八六一	文久 元	11・1 朝廷和宮の将軍家茂への降嫁を発表する	
		2・3 ロシヤ軍艦対馬占領を計画する	2・11 佐賀藩中牟田倉之助に長崎での英学研究を命じる
		7・23 英艦対馬に赴き露艦の退去を要求する	3・4 佐賀藩精練方の神野合薬所において新火薬を試験し、火術方に命じて造らせる
		10・20 和宮江戸に向う	7・25 佐賀藩三重津に汽罐製造所をたてる
		10・28 幕府、種痘所を西洋医学所と改称する	11・16 藩主直正隠居願を幕府に提出する
			12・7 直正隠居して閑叟と号する
一八六二	二	1・15 坂下門外の変	○ 武雄左門領内の改革意見書「愚慮之一得」を書く
		2・11 和宮将軍家茂と結婚する	2 佐賀藩士中野万蔵、幕府に捕えられる
		4・23 寺田屋騒動	5・8 佐賀藩軍制を改革する
		7・6 一橋慶喜、将軍後見職となる	6・27 江藤新平脱藩、上洛して姉小路公知卿と会談する
			8・15 枝吉神陽死す
			12・19 直正参内、江戸出府尽力すべき勅命を蒙る

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八六三	文久 三	8・21 生麦事件	
		⑧・1 松平容保京都守護職に任命される	
		5・10 長州藩下関米船を砲撃する、ついで仏・蘭艦も砲撃する	3・6 佐賀藩三重津で蒸気船の建造を命じる
		6・7 高杉晋作奇兵隊を組織する	4・17 武雄領主山方頭人への覚書をだし、領民の御船山出入を禁じる。武雄領主、湯町代官へ覚をだし湯町町民の心得を示す
		7・2 薩摩藩鹿児島湾で英艦隊と交戦する	10・11 佐賀藩三重津において幕府注文の蒸気機関を完成する
		8・17 天誅組の乱起る	11 武雄領主小納戸元〆（もとじめ）・小納戸役に手頭をだす
		8・18 公武合体派のクーデターあり、大和行幸中止、三條実美ら長州に走る	
一八六四	元治 元	10・12 但馬生野の乱起る	6・23 幕府佐賀藩の製鉄機械大砲献納を賞する
		2・15 松平慶永を京都守護職・松平容保を軍事総裁職とする	8 佐賀藩鍋島上総（茂昌）を上京させて、直正の宰相辞退の再願をなさしめ許可される
		3・27 武田耕雲斎ら挙兵する	9・12 佐賀藩イギリスより蒸気船甲子丸を購入する
		6・5 池田屋騒動	10・11 直正甲子丸に乗り、上洛し二条関白と会談
		7・19 禁門の変	
		8・5 四国連合艦隊下関を砲撃する	
		9・1 参勤交代の制を旧に復する	
		12・16 高杉晋作ら下関を襲撃する	
一八六五	慶応 元	1・12 高杉晋作ら下関を再び襲撃する	
		⑤・16 イギリス公使パークス着任する	
		9・19 フランス公使ロッシュ征長意見を幕府に提出する	
		10・5 条約勅許、兵庫開港は許可されず	
一八六六	二	○ 長崎の大浦天守堂落成する	1・14 佐賀藩征長軍帰国する
		1・14 高島秋帆没する	4 大隈重信ら努力して長崎に致遠館と称する英語学校を建てる
		1・21 討幕のため薩長同盟成立する	8 アメリカ領事フレンチ、宣教師フルベッキらと佐賀を訪れる
		5・13 幕府、英・米・仏・蘭と改税約書を調印する	9 直正、三重津で建造した蒸気船凌風丸に試乗する
		6・7 第二次長州征伐始まる	○ この年より明治元年にかけて十代藩主鍋島直正痔疾治療のため武雄温泉に入湯する
		7・20 将軍家茂大坂城で没する	2・22 将軍家茂親書を以て直正の上阪を求める
			2 小笠原長行征長全権となる
			8・30 徳川慶喜親書を以て直正の上京を促す
			10・4 医師ポードウィン伊万里に来る、直正診察をうける
			11・11 佐賀藩長州征伐のため、電流丸兵器輸送命じられる
			11 直正、三重津で建造した蒸気船凌風丸に試乗する
			9 直正、同十七日参内する

西暦	年号	国内事項	県内事項
		12・25 孝明天皇没する	
		○この年、農民一揆、打ちこわし未曽有に激化する	
一八六七	慶応 三	1・9 睦仁親王（明治天皇）即位する	
		5・24 兵庫開港勅許される	
		6・13 長崎奉行キリスト教徒を逮捕する	
		10・3 山内容堂大政奉還すべきこと将軍に建白する	
		10・14 長州藩に討幕の密勅下る、将軍慶喜大政奉還を上奏し、勅許される	
		11・15 坂本竜馬・中岡慎太郎暗殺さる	
		12・7 兵庫開港、条約勅許	
		12・9 朝廷王政復古の大号令を出す、将軍慶喜の辞官納地をきめる	
		12・23 幕府米国公使館員ポルトメンに江戸横浜間鉄道敷設権を与える	
		○東海・近畿方面にええじゃないかの踊りが流行する	
一八六八	明治 元	1・3 鳥羽・伏見の戦	2・22 パリー万国博覧会参加のため佐賀藩使節佐野常民ら佐賀出発する
		1・7 徳川慶喜追討令出さる	1・18 将軍慶喜親書を発して鍋島直正の上洛を求む
		1・15 新政府王政復古を各国に通告する	3・7 松原社二百五十年祭執行さる
		2・12 慶喜上野東叡山大慈院にこもり恭順謝罪書を提出する	5 武雄領主鍋島茂昌小路屋敷に対して竹木伐採・新規の土手の築立を禁じる
		3・13 西郷隆盛、勝海舟と会見し江戸開城の諒解なる	6・24 鍋島直正電流丸に乗じて大坂につく同二十七日入洛す
		3・14 五か条の御誓文・五榜の掲示、布達される	7・19 直正二条城で将軍および老中と会談する
		4・11 討幕軍江戸城に入り、慶喜水戸に退去する	7・27 直正大阪城で将軍と会談する
		4・20 政府軍参謀世良修蔵福島で仙台藩士に暗殺される	10・15 伝奏直正に将軍政権返上の旨と直正上京の命を伝える
		閏4・21 政体書公布さる	12・1 佐賀藩朝廷より来年一月より三月まで京都警備の命をうける
		5・3 奥羽越列藩同盟成立する	12・21 鍋島孫六郎藩兵をひきいて上洛する
		5・15 政府軍上野の彰義隊を攻撃する	
		2・6 佐賀藩、北陸道先鋒を命じられる	
		2・22 鍋島直大、議定となる	
		3・1 鍋島直正、議定となる	
		3・16 武雄城火災	
		3・19 藩主鍋島直大横浜裁判所副総督を命じられる	
		5・3 藩主鍋島直大野総鎮撫の命をうける	
		5・15 佐賀藩兵アームストロング号を以て上野の幕軍を砲撃し潰走させる	
		5・17 奥羽派遣の佐賀藩兵松島湾に上陸する	
		6 東北征討軍の救援隊出発	
		6・20 武雄領主鍋島茂昌に越後表進発の命が下る	
		6・28 武雄領士族、羽州戦争に出発	
		7・1 武雄鍋島軍伊万里港を出航し、兵庫に向う	
		7・4 武雄鍋島軍兵庫に上陸する	
		7・17 武雄領主鍋島茂昌参内し羽州出陣の勅諚をうける	
		7・22 武雄鍋島軍兵庫を出航し秋田に向う	
		7・26 翌二十七・二十八日にかけて武雄勢能代・	

西暦	年号	国内事項	県内事項
		6・22 江戸鎮台府近傍諸藩に農民一揆の鎮圧を命じる	秋田に上陸する
		7・17 江戸を東京と改称する	8・1 奥羽鎮撫総督府鍋島茂昌に院内進撃を命じる
		8・19 榎本武揚軍艦八隻をひきい品川沖より奥州へ脱走する	8・5 平沢の戦 8 前藩士鍋島閑叟、武雄領主鍋島茂昌に羽州派遣佐賀軍の総指揮権を与える
		9・3 米沢藩政府軍に降伏する	8・18 永浜の戦
		9・8 明治と改元、一世一元の制を定める	8・29 君川・松ヵ崎の戦 9・12 追分・永浜の戦
		9・14 政府軍、会津若松城を総攻撃する	9・27 翌日にかけて大師堂・観音森の戦 10・4 翌五日にかけて武雄軍酒田に集結する
		9・15 仙台・福島両藩政府軍に降伏する	10・7 茂昌、酒田を発し陸路東京へ向う 10・27 茂昌東京芝増上寺の宿所に入る
		9・21 南部藩政府軍に降伏する	11・10 軍務官副知事大村益次郎鍋島茂昌の帰国希望を認可する
		9・22 会津藩政府軍に降伏する	11・12 茂昌参内し、太刀料百五十石を賜る
		9・26 庄内藩政府軍に降伏する	11・20 武雄鍋島軍品川を発し帰国の途につく
		10・13 江戸城を皇居とする	11・25 武雄鍋島軍武雄に凱旋する

西暦	年号	国内事項	県内事項
		10・25 榎本武揚箱館五稜郭を占領する	
		10・28 新政府藩治職制を定める	
		12・18 米・英・仏・蘭・伊・独の六国公使局外中立を解く	
一八六九	二	1・20 薩長土肥版籍奉還	
		5・18 函館戦争おわる	
		6・17 版籍奉還	
		9・10 藩制改革を布告	
		12・25 東京・横浜間、電信開通	
一八七〇	三	1・3 大教宣布の詔勅	1 藩制改革に着手する
		5・28 集議院開会	2・13 身教館火災
		7・24 田方地租は米納、畑方は石代納とする	3 「藩治規約」できる
		9・10 藩制改革要項を定める	6 政府より藩主直大をとおして鍋島茂昌に五千円を下賜
		閏10・20 工部省設置	7・20 直正を北海道開拓使長官に、島義勇を同判官に任命
			10・28 藩治職制できる
			2・29 郷学校創設
			6・22 日進丸を政府へ献上
			7・11 高橋町火災(二十六軒焼失)
			閏10 「佐嘉」を「佐賀」と統一する。また「御城下」と称することを廃する
			11 唐津藩、藩政改革を行なう
			この年の秋、大風

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八七一	明治 四	2・13 薩長土の三藩親兵徴収	1・18 鍋島直正没(五十八歳)
		4・4 戸籍法制定	8・13 郷学校、武雄小学校となる
		7・14 廃藩置県の詔書	8 東原庠舎、多久小学校となる
		10・8 岩倉具視らを欧米へ派遣	8・3 山口尚芳、外務少輔となる
		11・2 三府七十二県となる	9・4 佐賀県を伊万里県と改める
		11・27 県治条例を定める	12 佐賀郵便局開局
一八七二	五	2・15 田畑永代売買許可	1 五十村良行、石鉄県十三等出仕となる
		4・9 戸長・副戸長設置	5・29 伊万里県を佐賀県と改称
		7・4 地券交付	7・1 柄崎郵便局開設(この月、旱害)
		8・3 学制を制定	8・12 国桝廃止、京桝採用(この月、害虫発生)
		11・9 太陽暦採用布告	この年、北方炭坑、一時的に廃坑
一八七三	六	1・10 徴兵令布告	4 大小区制で第三十六大区となり持永秀貫、区長(六小区に分ける)となる(武雄領四十八か村)
		7・20 日本坑法公布	5・2 五十村良行、司法省十二等出仕となる
		7・28 地租改正条例公布	6 この月、旱害
		10・10 内務省設置	10 この月、天然痘流行
		11・24 征韓論争盛んとなる	この年、ウィーン万国博に嬉野茶・陶磁器など出品
一八七四	七	1・17 民撰議院設立建白書	1・13 議事所開設

		5・11 大阪・神戸間鉄道開通	2・1 佐賀の乱おこる
		6・23 北海道屯田兵制度	3・1 佐賀の乱平定
		9・24 「朝野新聞」できる	4・13 江藤新平(四十一歳)、島義勇(五十三歳)ら処刑
		11・2 「読売新聞」できる	8・20 県下全般に暴風雨災害
一八七五	八	2・11 大阪会議	4 深川栄左ェ門、香蘭社設立
		4・14 元老院・大審院・地方官会議設置	4・25 山口尚芳、元老院議官となる
		6・20 第一回地方官会議	7・2 丸隈に男子小学校設置→10・10・25廃止
		11・30 府県職制章程	高橋小学校創立
一八七六	九	3・28 廃刀令制定	7 米国博覧会へ嬉野茶を出品
		9・13 府県裁判所廃止、地方裁判所設置	この年、公立柄崎黴毒病院開設(→十八年廃止)
		10・24 熊本神風連の乱、27日秋月の乱、28日萩の乱	2・25 佐賀県地租改正着手
			3 長崎国道、上西山淵の尾峠経由を廃し、平原経由となる
一八七七	十	2・15 西南戦争はじまる	4・18 佐賀地方を三潴県に合併(七月天然痘流行)
		4・12 東京大学創設	8 柄崎温泉改築
		5・26 木戸孝允没(四十三歳)	8・21 三潴県廃止、長崎県に合併(佐賀に長崎県支庁設置)
			この年、県下に害虫発生
			2・18 医学者中村涼菴没(六十九歳)
			5・3 佐野常民ら博愛社をおこす(日本赤十字社のおこり)

西暦	年号	国内事項	県内事項
		9・24 西郷隆盛(四十八歳)自刃	8 この月、県下に暴風雨
		10 全国コレラ流行	10 この月、県下にコレラ大流行
			この年、川上、井川小学校創設
一八七八	明治十一	4・10 第二回地方官会議開く	5 「蝮虫駆除法」示達
		5・1 パリ万国博に参加	7 坂本経懿、杵島郡長となる
		5・14 大久保利通(四十七歳)暗殺	7・25 内海忠勝権令、長崎県県令就任
		7・22 郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則	10・18 県令、営事振興を布達
			10・28 佐賀・厳原両支庁廃止
			11 長崎県議選板屋保教(北方)、渡辺源之助(橘下)、江口保和(須古)当選
一八七九	十二	3・20 東京府会開く	この年、杵島郡役所設置
		4・4 沖縄県設置	3・6 長崎県町村会規則布達
		9・29 学制廃止、教育令制定	3・15 小城第九十七国立銀行設立
		11・7 第三回愛国社大会	4・1 佐賀第百六国立銀行設立
		12・8 筑前共愛同衆会結成	4・5 鍋島直彬、沖縄県令就任
			7・31 長崎県町村連合会規則布達
			7 白石地方大旱魃
			8 県下にコレラ流行
			9・7 公立杵崎病院創設↓大正七年廃止
			この年、高橋、井川両小学校合併

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八八〇	十三	2・5 第三回地方官会議	1 松尾芳道県議当選(渡辺源之助退任)
		3・17 愛国社第四回大会で国会期成同盟と改称	3・1 変則武雄中学校設置(県立武雄中学校)↓十七年八月廃止
		4・8 区町村会法制定	4 この月、県下各町村会活発に開く
		5・28 府県に農事会・共進会の開催をすすめる	5・13 杵島郡役所(宇内町)落成
		12・28 教育令を改正	7 江口六蔵、杵島郡長となる
			9 二位景暢、杵島郡長となる(二十三年六月まで)
			11・16 柄崎郵便局、電信取扱開始
			12 県内物価騰貴
一八八一	十四	1・31 府県立学校・幼稚園・図書館設置規則	5・28 山口尚芳、会計検査院長となり、元老院議官を兼ねる
		3・1 第二回内国勧業博覧会	5 杵島郡豪雨水害
		5・4 小学校教則綱領	5 県議板屋保教辞任(江口決清補欠当選)
		10・12 国会開設を約する詔書(明治十四年の政変)	9・26 県下暴風雨で被害うける(橘小学校倒壊)
		10・29 自由党結成	9 県議江口保和辞任(中山熊一郎補欠当選)
			10・12 参議・大限重信ら免官となる
一八八二	十五	3・12 九州改進党結成	この年、県下各郡農事報告を行なう
		3・14 立憲改進党結成	1 県議松尾芳道辞任
		3・18 立憲帝政党結成	2 佐賀県再置運動おこる
		5・25 東洋社会党結成	3 県議江口決清退任
			5 吉田忠雄(補欠当選)、松尾光徳(補欠当選、即時

西暦	年号	国内事項	県内事項
		10・21 東京専門学校（のちの早稲田大学）設立	辞任）、黒木牧之助、山口六平ら県議に当選
		11 福島事件（河野広中）	5・2 九州改進党肥前部会開催
一八八三	明治十六	3・20 北陸自由党高田事件	1 十間堀の大火（二十軒焼失）
		5・25 官報による公布制度	5・9 県令鎌田景弼就任
		9 三池高島炭坑暴動	5・12 佐賀県、長崎県から分離独立
		11・28 鹿鳴館開館式	7・1 佐賀県庁開庁、武雄警察署設置
			7 佐賀県議に吉田忠雄、松尾芳道、渋谷清六、山口六平、山口小一ら当選（杵島郡）
			9・5 佐賀県議会開会
一八八四	十七	5・7 公選戸長を官選にする	11・25 御船山二人組強盗事件（二十日間包囲）
		5 群馬事件	5・15 戸長を官選にする
		9・23 加波山事件おこる	7・1 佐賀県師範学校開校、県立八中学校廃校（武雄中学校、郡立となる、十九年廃校）
		10・29 自由党解党	8・24 「佐賀新聞」（第一号発刊）
		10・31 秩父事件	8・25 県下大暴風（死傷者五十八名）
一八八五	十八	4・6 小作慣行調査	3 県議、吉田忠雄、渋谷清六辞任（武雄・木村登太郎、北有明村・西村文左ェ門当選）
		5・8 九州改進党解党	4・1 松尾致孝没（七十六歳）
		5・9 日本銀行兌換券発行	5 県議山口小一辞任（南有明村・黒木牧之助当選）
		12・22 太政官廃止、内閣制度設置	
一八八六	十九	1・4 正貨兌換を開始	6・25 県下大暴風雨、疫病おこる
		3・1 帝国大学令を公布	10 県内第一回種子交換会開催
		4・10 師範学校令・小学校令・中学校令公布	12 第二回県議選挙（半数改選）（西村文左ェ門辞任、小柳信助当選）
		7・13 日本標準時決定	この年、杵島貯蓄会社開業（二十二年武雄銀行、二十六年解散）
一八八七	二十	2 「国民の友」・「国家学会雑誌」など刊行	1・15 甘久共同会社設立（二十六年株式会社、四十三年武雄銀行、のち佐賀興業銀行）
		5・19 博愛社を日本赤十字社と改称	3・12 飯盛此面（常敏）没（六十四歳）
		12・25 保安条例公布	4・18 立野元定没（六十歳）
一八八八	二十一	4・25 市町村制公布	4 「肥筑日報」発刊（初代社長、武富時敏）
		4・30 枢密院設置	10 朝日村有田源一郎県議当選
		6・27 九州鉄道設立	この年、県下にコレラ・天然痘大流行（コレラ死亡者、九月十五日までに五百六十三名）
		7・10 「朝日新聞」創刊	1 第三回県議選挙半数改選
			7 県会議長武富時敏、佐賀郡長に就任
			7・12 大雨洪水
			8・3 県立測候所設立
			12・28 県庁舎落成、開庁式
			2・1 大隈重信、外務大臣となる
			4・1 武雄高等小学校開校
			6・28 県令鎌田景弼没、翌日石井邦猷、県知事となる

西暦	年号	国内事項	県内事項
		12・4 三府四十三県となる	10 コレラ流行
一八八九	明治 二十二	2・11 大日本帝国憲法・衆議院議員選挙法	12 武雄区裁判所創設(十一・一?) 1・8 武雄銀行、業務開始
		4・1 市制・町村制施行	4・1 武雄町、武雄村ほか町村制施行(一町七か村)
		7・1 呉・佐世保鎮守府開設	10・18 大隈重信、爆弾で負傷
		12・19 愛国公党結成	12・11 九州鉄道、博多・久留米間開通
一八九〇	二十三	1・21 自由党再興	12・24 樺山資雄、県令となる
		4・21 民法(旧民法)公布	5・3 儒者・武雄高等小学校長、平吉誠舒没(五十七歳)
		5・17 府県制・郡制公布	6 古川竜張、杵島郡長となる
		7・1 第一回総選挙	7 総選挙によって、第三区(杵島郡・藤津郡)から二位景暢当選
		10・30 教育勅語発布	9・29 山口尚芳、貴族院議員に勅選される
一八九一	二十四	3・19 立憲自由党を自由党と改称	この年、柄崎銀行(宮の町)設立、二十四年解散
		5・11 大津事件	1 阿部卯太郎、杵島郡長となる
		9・1 日本鉄道東京・青森間開通	7 暴風洪水
		10・28 濃尾地方大地震	9 古川竜張、杵島郡長となる
		12・25 第二議会解散	11・11 大隈重信枢密顧問官辞任

一八九二	二十五	1・28 選挙大干渉はじまる	2・15 小城町騒擾(流血事件)
		2・9 高知県下に保安条例	2・23 佐賀県下に保安条例第五条を適用
		2・15 第二回総選挙	2・29 総選挙で五十村良行当選
		6・21 鉄道敷設法公布	4・3 医師石井玄菴没(六十五歳)
			4・14 県下に馬鉄営業許可
一八九三	二十六	1・12 衆院、軍艦建造費否決	8・20 樺山知事免官、永峰弥吉知事就任
		5・24 三井鉱山合名会社設立	12 石井晋一、杵島郡長となる
		7・1 三菱合資会社設立	12・12 「佐賀新聞」を「佐賀自由」と改名
		7・16 東北本線全通	3・3 北白川宮殿下、県下来訪
		9・11 富岡製糸所、三井へ払下げ	5 この月、大旱害
一八九四	二十七	1・26 大阪天満紡績スト	7・1 甘久共同株式会社誕生(甘久共同会社を改め)
		3・1 第三回総選挙	10・14 暴風雨(死者五十六、重軽傷四十四、行方不明百二十八)
		6・5 大本営開設	12・26 武雄銀行解散
		8・1 清国に宣戦布国	1・15 田辺輝実、県知事となる
		9・1 第四回総選挙	3・8 総選挙で再び二位景暢当選
			3・15 県議半数改選(南有明・正宝兼吉当選、十五辞任)
一八九五	二十八	1・29 高等女学校規定できる	6 全県下に蛾の点火誘殺を実施
			6・12 山口尚芳没(五十六歳)
			9・8 総選挙、二位景暢当選
			11 六角村・山下義之県議当選
			5・5 武雄駅開業(佐賀・武雄間開通)

西暦	年号	国内事項	県内事項
		3・20 日清講和会議	7・10 「肥筑日報」を「西肥日報」と改称
		4・1 帝大に史料編纂掛を置く	11 平山晋、杵島郡長となる
		4・29 三国干渉受諾	12 この月に肥前米価格下落
		この年、豊田佐吉、自動織機を発明	
一八九六	明治二十九	3・1 進歩党結成	1 山口矯介、杵島郡長となる　佐賀県農会創設
		3・28 葉煙草専売法公布	3・16 第七回県議選挙
		6・15 三陸地方に大津波	8・12 大山綱昌、知事に就任
		7・21 日清通商航海条約調印	11・20 県会議事堂落成
		この年、綿糸輸出超過	12・11 好生館、県立病院として発足
一八九七	三十	3・2 足尾銅山鉱毒被害者上京請願運動	この年、武雄税務署創設
		6・22 帝大を東京帝国大学と改め、京都帝大新設	4・7 武内維積、知事に就任
		7・5 労働組合期成会結成	4 高橋・中野両小学校合併
		12・25 衆議院解散	5 大旱魃
			6・14 第一回郡会議員選挙
			7・10 武雄・早岐間、鉄道開通
			9 高島光太郎、杵島郡長となる
			9・1 佐賀に府県制実施
			9・15 第八回県議選挙（北有明・川崎辰一郎・佐留志・武富形左ェ門当選）（黒木牧之助辞任）

西暦	年号	国内事項	県内事項
一八九八	三十一	1・1 葉煙草専売法実施	1・20 早岐・佐世保間、早岐・大村間に鉄道開通
		3・15 第五回総選挙	3・24 総選挙で二位景暢当選
		7・1 日本美術院創立	6・25 平山靖彦知事就任
		7・16 民法全編施行	8 石井翼、杵島郡長となる
		8・10 第六回総選挙	10・10 武内小学校全焼
		10・8 社会主義研究会設立	11・27 大村・長崎間、鉄道全通（明治四十年七月一日国有鉄道となる）
一八九九	三十二	2・7 中学令・実業学校令・高等女学校令公布	1 巌谷忠順、杵島郡長となる
		3・16 府県制・郡制改正	3・22 「佐賀自由」を「佐賀新聞」と改称
		7・17 改正条約実施	5・1 兄弟地所合資会社設立（のちの蓬来商事株式会社）
		8・3 私立学校令公布	7・16 武内維積知事に再任
		10・20 小学校教育費国庫補助法公布	9・25 第九回県議選挙（西川登・中村公道、福池・吉田国松当選）
			9・26 大木喬任没（六十九歳）
			12・21 関清英知事就任
一九〇〇	三十三	3・10 治安警察法公布	2 金丸実、杵島郡長となる
		4 各地に金融恐慌	4 肥前米輸出同業組合創立（六月認可）
		7・26 津田梅子、英語塾創立	4 各郡農会改良苗代法（短冊型）奨励
		9・15 立憲政友会結成	8 県蚕糸協会設立
		12・25 九州に金融恐慌	9・6 「実業之日本」の光岡威一郎没（三十二歳）
			12・7 川原派、県会議長を退場させる
			12・18 憲政本党総理に大限重信就任

西暦	年号	国内事項	県内事項
一九〇一	明治三四	2・3 福沢諭吉没(66)	1・22 県会に解散命令
		5・27 山陽線全通	4・2 香川輝知事就任
		11・18 八幡製鉄操業開始	6 下井小太郎、杵島郡長となる
		12・10 田中正造、鉱毒事件で天皇に直訴	10 酒井茂馬、杵島郡長となる
一九〇二	三十五	1・30 日英同盟協約	11・20 政友会佐賀県支部発足
		2・16 最初の普選法案議会提出、否決	1 県下に森林会設立を勧奨
		8・10 第七回総選挙	8・10 総選挙で江藤新作・武富時敏・神崎東蔵・松田正久・川原茂輔・関清英が当選
		9・2 早稲田大学誕生	11・19 谷口藍田没(八十一歳)
		12・2 国勢調査施行公布	12・7 佐野常民没(八十一歳)
一九〇三	三十六	3・1 第八回総選挙	この年、高橋郵便局創設
		4・13 国定教科書制度確立	3・1 総選挙で江藤新作・神崎東蔵・武富時敏・川原茂輔・松田正久・兼松煕が当選
		8～9 明治・法政・日本各大学誕生	4・1 有田工業学校設置開校
		11・15 平民社「平民新聞」発刊	5 嬉野小学校内に製茶伝習科設置
		12・11 衆議院解散	12・13 唐津線全通
一九〇四	三十七	2・10 ロシアに宣戦布告	12・26 二位小七(景俊)没(八十一歳)
		3・1 第九回総選挙	この年、武雄地方、電燈つく。武雄消防組公設
		4・1 煙草専売法公布	2・7 祐徳馬車鉄道株式会社創立
		8・22 日韓協約調印	2・28 佐賀馬鉄運転開始
		11・10 京釜鉄道全線完成	3・1 総選挙で江藤新作・松田正久・山口小一・川原茂輔・神崎東蔵・武富時敏が当選
一九〇五	三十八	1・1 塩専売法公布	6・23 豪雨四日間大被害でる
		3・10 奉天会戦	7 旱魃、米不作
		9・5 日比谷講和反対国民大会	12・13 祐徳馬鉄五丁田付近で営業開始
		9・14 奥羽線全線開通	1・31 副島種臣没(七十八歳)
		12・20 韓国統監府設置	2・6 祐徳院門前・武雄間の馬鉄全線開通
一九〇六	三十九	1 日本社会党結成	4 九州鉄道、長崎まで開通
		3・31 鉄道国有法公布	8・8 暴風雨で九州鉄道顚覆事故(武雄相知間)、死傷者四十六名(武雄)。同日五十村良行没(五十六歳)
		6・1 日露講和条約	9～10 県下で講和反対集会開く
		6・7 満鉄設立勅令公布	3 九州沖縄八県連合共進会開催(佐賀市)
		12・1 山陽鉄道など国有化	6・12 相良知安没(七十一歳)
一九〇七	四十	2・4 足尾銅山暴動	11・4 広滝水力電気会社設立
		3・21 小学校令改正	2・10 県下に大雪害でる
		4・28 幌内炭鉱暴動	7・1 長崎線、国有化
		6・4 別子銅山暴動	7・15 武雄・高橋間、馬鉄開通
		8・29 立教大学設立	8・1 兄弟地所合資会社、長崎の紀内銀行(二十六年十二月二十五日創立)を買収
			8・17 祐徳馬車鉄道株式会社を祐徳軌道株式会社と改める

西暦	年号	国内事項	県内事項
一九〇八	明治 四十一	3・16 増税法公布（酒・砂糖・石油）	8 県下にコレラ発生
		4・20 台湾縦貫鉄道全通	この年、佐賀県の米反収、九州第一位となる
		5・15 第十回総選挙	1・1 兄弟銀行業務開始（前の兄弟地所合資会社改め）
		6・22 赤旗事件	3 杵島郡役所移転
		10・13 戊申詔書渙発	4・1 武雄郵便局、電話交換開始、武雄高女創立
一九〇九	四十二	4・14 種痘法公布	4・14 井上孝哉知事就任
		5・6 新聞紙法公布	5・15 総選挙で豊増竜次郎・松田正久・有田源一郎・川原茂輔・神崎東蔵・武富時敏が当選
		10・26 伊藤博文暗殺	12・28 西村陸奥夫知事就任
		11・21 門司・鹿児島間鉄道全通	3・19 第十二回県議選挙（非政友派優勢）
一九一〇	四十三	3・7 立憲国民党結成	4・24 鹿島・百貫間に馬車鉄道開通
		6・1 幸徳秋水逮捕	6・12 豪雨、県下に被害でる
		8・22 韓国併合・朝鮮総督府設置	8 音成源三郎、杵島郡長となる
		11・15 帝国農会設立	9・6 豪雨、県下に被害でる
		12・22 九州帝大発足	3・15 鍋島茂昌没（七十九歳）
			4 白仁賢捷、杵島郡長となる
			6・12 県下に豪雨被害
			7 株式会社武雄銀行誕生（前の甘久共同株式会社）資本金十万円

西暦	年号	国内事項	県内事項
一九一一	四十四	1・24 大逆事件刑執行	2・18 嬉野電車軌道会社創立
		3・29 工場法公布	3・7 第二十七議会で、江藤新平の賊名を除くことを可決
		4・7 市制町村制改正公布	8・27 山口小一没（七十三歳）
		7・13 第三次日英同盟協約調印	10・6 不破彦麿知事就任
一九一二	大正 元	3・1 山陰線全通	11 木村誠次郎、杵島郡長となる
		3 美濃部達吉の「天皇機関説」論争	3 石灰使用取締規則廃止
		5・15 第十一回総選挙	4 佐賀商業会議所、県物産品評会を開く
		7・30 明治天皇崩御（五十九歳）	5・15 総選挙で江副靖臣・武富時敏・川原茂輔・狩野雄一・八坂甚八・松田正久が当選
		8・1 日本労働総同盟友愛会成立	6 県下水稲栽培品種調査
一九一三	二	2・10 護憲運動ひろがる	2・8 立憲同志会佐賀県支部結成
		2・20 山本内閣成立	2・12 山本内閣司法大臣に松田正久就任
		9・1 南京事件おこる	3 武雄税務署移転
		10・6 中華民国を承認	3・19 県議選挙
		12・23 立憲同志会結成	5 中島五十男、杵島郡長となる
一九一四	三	1・12 桜島の大噴火	5・10 衆議院補欠選挙で長谷川敬一郎当選
		3・31 新戸籍法公布	6 旱害による被害でる
			8・26 大暴風雨
			2・7 松田正久にかわって西英太郎衆議院補欠当選

西暦	年号	国内事項	県内事項
		5・29 シーメンス事件判決	4・16 第二次大隈内閣成立
		7・28 第一次世界大戦おこる	6・9 若林賚蔵知事就任
		8・23 ドイツに宣戦布告	8・25 暴風雨、全県下に被害
一九一五	大正 四	1・18 対華二十一か条要求	11 甲斐由毅、杵島郡長となる
		3・25 第十二回総選挙	12・16 有田源一郎没(六十二歳)
		8・18 全国中等野球大会はじまる	1・8 石橋和知事就任
		9 米価大暴落	3・25 総選挙で川原茂輔・南里琢一・豊増竜次郎・西英太郎・武富時敏・井原喜代太郎が当選
		11・10 大正天皇即位式	4 熊野御堂宗次郎、杵島郡長となる
一九一六	五	1・12 大隈首相要撃される	4・24 江副靖臣没(六十五歳)
		3・30 米麦品種改良奨励規則公布	6・14 鍋島直彬没(七十二歳)
		7・3 日露協約調印	8・4 中林梧竹没(八十七歳)
		9・1 工場法施行	11 朝日村青年団創立
		10・5 大隈内閣総辞職	12・19 嬉野・塩田間の電車開通
			2・30 中牟田倉之助没(八十歳)
			4・11 江藤新平・島義勇に贈位
			5 朝日村処女会創設
			8 県下にコレラ発生
			10 憲政会佐賀支部結成
			10 高橋に電燈つく
			11・20 コレラ対策、牡蛎販売授受禁止

西暦	年号	国内事項	県内事項
一九一七	六	4・20 第十三回総選挙	1・17 岡田宇之助知事就任
		5・8 極東オリンピック大会(東京)	2・24 後藤敬親(漢学者)没(七十五歳)
		9・6 銀輸出禁止、—12金輸出禁止	3 徳永治吉、杵島郡長となる
		9・21 臨時教育会議官制公布	3 県会議員選挙
		11・2 石井・ランシング協定	4・20 総選挙で武富時敏・石川又八・川原茂輔・南里琢一・井原喜代太郎・西英太郎が当選
一九一八	七	4・1 丹那トンネル着工	12・17 大芝惣吉知事就任
		4・1 義務教育費国庫負担法実施	4 この年、塩田銀行支店、高橋に新設
		5・6 政府、米の買占に警告	4 武雄高女郡立となる
		8・2 シベリヤ出兵発表	8・20 米騒動、佐賀県にも影響
		8・3 富山県に米騒動	8・28 芳谷・岩屋炭坑暴動、軍隊出動
		12・6 大学令・高等学校令公布	9・23 旧制佐賀高等学校設置決定
一九一九	八	2・7 小学校令・中学校令改正	10 流感スペイン風邪流行、県下死亡者千六百九十三人この年、農産物価格上昇する
		3・27 結核予防法実施	4・18 沢田牛麿知事就任
		4・30 パリ講和会議	4 武雄警察署改築
		6・28 対独講和成立	8・1 県内新聞紙代値上げ
		8・4 教員組合「啓明会」埼玉県に誕生	9 川上軌道、佐賀馬車鉄道を買収
			11 森吉夫、杵島郡長となる
			11・28 佐賀農学校、杵島郡移転きまる

西暦	年号	国内事項	県内事項
一九二〇	大正　九	1・31　全国普選期成連合会結成	4・1　武雄実科高等女学校を武雄高等女学校と改称
		2・4　八幡製鉄スト	4・19　旧制佐賀高等学校開校（九月十一日授業開始）
		5・2　日本最初のメーデー	5・10　総選挙で副島義一・武富時敏・木下十四三・南里琢一・井原喜代太郎・川原英輔が当選
		5・10　第十四回総選挙	7　県下にコレラ大流行
		10・1　第一回国勢調査	この年、米価下落
一九二一	十	4・12　郡制廃止法公布	1・13　二位景暢没（七十三歳）
		9・16　鈴木文治らの日本労働学校開く	2　朝日村教育会設立、南北上滝に電燈つく
		10・3　日本労働総同盟生まれる	3　県会議員選挙
		11・4　原首相東京駅で暗殺	6・3　富永鴻知事就任
		12・13　ワシントン会議で四か国協約調印	6・18　鍋島直大没（七十六歳）
一九二二	十一	2・6　海軍軍縮条約調印	10・20　佐賀市洋服職工のストライキ
		3・3　全国水平社創立大会	1・4　嬉野温泉大火六十戸全焼
		4・9　日本農民組合結成	1・10　大隈重信没（八十三歳）
		7・15　日本共産党結成	5　天然痘発生
		10・20　政府、普選調査会設置	5・27　武雄町議会、上水道敷設を可決（昭和二年一月十七日認可）
			6　旱魃

西暦	年号	国内事項	県内事項
一九二三	十二	3・1　衆院普選法案否決	7　佐賀毎日新聞、西肥日報と合同
		4・1　郡制廃止	9　県下コレラ発生九十六名死亡
		9・1　関東大震災	3　土居晴見、杵島郡長となる
		11・4　西日本普選連合大会	4　武雄高女県立となる
		12・27　虎の門事件	5　肥筑軽便鉄道開通（高尾―崎村）
一九二四	十三	1・10　第二次護憲運動	6　水稲移植引下げ、平坦部一帯に実施
		1・29　政友本党成立	8・21　高橋駅開業
		5・10　第十五回総選挙	10　北九州鉄道第一期工事完成（浜崎―福吉）
		8・22　小作調停法公布	11　武雄警察署火災
		12・13　婦人参政権獲得期成同盟会結成	2・7　政友本党県支部を結成
一九二五	十四	2・3　全国労働組合協議会成立	5・10　総選挙で福田五郎・中野実・加藤十四郎・田口文次・西英太郎・川原茂輔が当選
		3・29　普選法案両院通過	7・23　斉藤行三知事就任
		4・1　中学師範高専軍事教練実施	9・11　暴風雨県下各地で被害
		4・22　治安維持法公布	10・13　山口俊太郎（工学者）没（六十二歳）
		9・18　帝国議事堂全焼	11・23　佐賀民衆新聞発刊
			3　戸上電機製作所設立
			5・1　佐賀五十五連隊廃止
			7・22　佐賀日日新聞（夕刊紙）創刊
			9・17　豪雨
			10・15　三養基郡基山村小作争議激化
			10　繁昌地区に電燈つく
			この年、北九州鉄道、東唐津まで開通

西暦	年号	国内事項	県内事項
一九二六	昭和 元	2・11 第一回建国祭	1・20 朝日小学校増築落成
		3・11 全日本農民組合同盟成立	4～5 県内各地の銀行休業
			5 高橋繭市場開設
		4・8 労働争議調停法	6・30 杵島郡役所廃止
		5・21 自作農創設維持補助規則	7・30 杵島炭坑ストライキ
			9・7 県下に豪雨被害でる
		6・24 府県制・市町村制改正	9・28 時永浦三知事就任
		12 革新政党結成さかん	11・4 名護屋城跡、特別史蹟に指定される
一九二七	二	12・25 大正天皇崩御(四十七歳)	
		3・1 全日本農民組合創立	1・17 上水道敷設認可(武雄町)
		4・22 モラトリアムの実施	3 高橋駐在所新築
		6・1 立憲民政党結成	4・1 祐徳軌道、自動車(バス)兼営
		7・24 芥川龍之介自殺(三五歳)	5・17 大島破竹郎知事就任
		10・2 全国婦人同盟結成	
一九二八	三	2・16 第十六回総選挙(最初の普選)	2・16 総選挙で福田五郎・石井次郎・田中亮一・大村峰一・西英太郎・川原茂輔が当選
		5・3 済南事件	4・1 県立武雄中学校開校
		7・3 内務省に特高課設置	5・25 新庄祐治郎知事就任
		5・21 野口英世没(五十三歳)	6・3 武雄町水道、通水式
		8・27 パリ不戦条約	6・24 県下に豪雨被害でる
			7・18 警察部に特別高等警察課を加える

一九二九	四	4・16 日本共産党員大検挙	1・30 吉村哲三知事就任
		6・3 中国国民政府を正式承認	3 高橋電話開通(三十余戸)
			4・29 佐賀市庁舎落成
		10・24 世界恐慌はじまる	5・19 川原茂輔没(七十一歳)
		11・1 新労農党結成	9・10 今宿次郎知事就任
		12・29 清水トンネル開通	
一九三〇	五	2・20 第十七回総選挙	2・20 総選挙で栗山賚四郎・福田五郎・石井次郎・森峰一・西英太郎・田中文次が当選
		4・22 ロンドン海軍軍縮条約に調印	3・9 肥前山口・竜王間の国鉄有明線開通
		7・20 全国大衆党結成	7・1 井上英知事就任
		9・10 米価暴落	8・4 西英太郎没(六十七歳)
		11・14 浜口首相狙撃事件	8・12 暴風雨県下に被害でる
			11・30 竜王・鹿島浜(肥前浜)間、国鉄開通
一九三一	六	1・26 日本農民組合結成	1・20 半井清知事就任
		4・1 重要産業統制法公布	2・24 久米邦武没(九十三歳)
		6・1 官吏減俸実施	4・28 祐徳軌道、営業廃止
		9・18 満州事変おこる	12・10 祐徳軌道株式会社解散
		12・13 金輸出再禁止	12・18 早川三郎知事就任
		1・28 上海事変おこる	2・22 肉弾三勇士戦死
一九三二	七	2・20 第十八回総選挙	2・20 総選挙で田中亮一・石川又八・池田秀雄・藤生安太郎・田口文次・森峰一が当選
		5・15 五・一五事件	3・28 空閑昇少佐江湾鎮で自決
		9・15 日満議定書調印	6・1 佐賀市庁舎焼失
		10・2 リットン報告書公表	

西暦	年号	国内事項	県内事項
一九三三	昭和八	2・2 国際連盟脱退	12・1 蓬来銀行設立
		3・3 三陸地方大地震大津波	1・1 蓬来銀行業務開始
		5・26 滝川事件	2 各郡で農会主催産米改良座談会開く
		8・9 関東防空大演習	6・23 藤岡長和知事就任
		12・23 政党解消連盟結成	この年、三菱芳谷炭坑廃坑
一九三四	九	3・1 満州国帝政実施	3・1 小城郡砥川炭坑開坑
		6・1 文部省に思想局設置	4・1 唐津線肥原駅を多久駅と改称
		9・21 室戸台風	11・10 古川静夫知事就任
		11・17 湯川秀樹、中間子論を発表	12・1 国鉄有明線、浜・諫早間全通 この年、久大線全通
		12・1 丹那トンネル開通	3・16 美濃部達吉の天皇機関説排撃大会開く
一九三五	十	4・1 青年学校令公布	4・23 佐賀県産業調査会設置
		8・3 政府国体明徴声明発表	5・25 佐賀線全線開通
		10・1 第四回国勢調査	6 豪雨
		11・17 全日本労働総同盟結成	7・6 佐賀市第一回防空演習
一九三六	十一	2・20 第十九回総選挙	2・20 総選挙で池田秀雄・中野邦一・田中亮一・中村又一・愛野時一郎・藤生安太郎が当選
		2・26 二・二六事件	6 佐賀県民歌制定
		5・7 斉藤隆夫、粛軍演説	7・27 佐賀県民歌制定
		9・15 帝国在郷軍人会令公布	

西暦	年号	国内事項	県内事項
		11 上海・青島の日本紡績工場大ストライキ	11・19 ジャッピー機脊振山で遭難
一九三七	十二	4・6 朝日新聞社神風号訪欧飛行	12・9 政友会九州支部大会
			3・2 北波多村に唐津炭坑開坑
			4・5 嬉野海軍病院落成
		4・30 第二十回総選挙	4・30 総選挙で池田秀雄・中野邦一・田中亮一・藤生安太郎・一ノ瀬俊民・愛野時一郎が当選
		7・7 蘆溝橋事件	7・7 小山知一知事就任
		11・5 日本軍杭州湾上陸	10・1 北九州鉄道を国鉄が買収
		11・6 日独伊防共協定	12・5 祐徳無尽株式会社設立
一九三八	十三	4・1 国家総動員法公布	2・1 祐徳無尽、営業開始
		5・13 東大航研機世界記録	3・26 天野為之没(七十九歳)
		7・15 張鼓峰事件	7・1 県学務部に軍事援護課設置
		10・12 日本軍バイアス湾上陸	11・3 「佐賀新聞」、「佐賀毎夕新聞」を合併
		12・16 政府、興亜院設置	12・19 藤山雷太没(七十六歳)
一九三九	十四	3・20 大学の軍事教練通達	4・17 加藤於兎丸知事就任
		4・12 米穀配給統制法公布	7 県下大旱魃
		5・11 ノモンハン事件	7・1 伊万里・有田・有田共益・武雄の四銀行合併、佐賀興業銀行となる
		7・8 国民徴用令公布	
		12・6 小作料統制令公布	8・7 佐賀興業銀行設立
一九四〇	十五	3・30 汪兆銘政府樹立	9・9 県に職業課を新設
		4・10 米穀強制出荷命令発動	9・23 岡田三郎助没(七十一歳)
			1・13 県警察部に経済保安課設置
			3・1 佐賀興業銀行、塩田・嬉野の二銀行を合併

西暦	年号	国内事項	県内事項
		10・12 大政翼賛会結成式	4・9 真崎長年知事就任
		10・24 米穀管理規則公布	7・1 県に総動員課設置
		11・23 大日本産業報国会設立	11・20 大政翼賛会佐賀県支部設置
一九四一	昭和十六	3・1 国民学校令公布	2・3 県経済部米穀課新設
		4・13 日ソ中立条約調印	2・4 武雄中学校火災
		6・30 国民徴用規則公布	3・1 佐賀興業銀行、鹿島・浜・伊万里実業・小城・多久の五銀行を合併
		9・15 米穀の国家管理実施	3・26 生悦住求馬知事就任
		10・18 東条内閣成立	10・1 佐賀興業銀行、佐賀百六銀行を買収
一九四二	十七	1・2 マニラ占領	12・12 県必勝国民大会（十二・八、対米英宣戦布告）
		2・21 食糧管理法公布	1 米穀・裸麦穀配給統制をはじめ、各種配給統制行なわれる
		4・30 第二十一回総選挙	3 武雄中学校新校舎落成
		5・20 翼賛政治会創立	3 農業生産統制令実施
		11・15 関門トンネル開通式	4・30 総選挙で真崎勝次・池田秀雄・田中亮一・藤生安太郎・愛野時一郎・松岡平市が当選
一九四三	十八	2・1 ガダルカナル島撤退	5・23 田中省吾知事就任
			7・1 郡役所跡、杵島郡事務所となる（郡単位に地方事務所）
			10・1 蓬来銀行、佐賀興業銀行に合併
			3・29 祐徳無尽、肥前無尽株式会社に合併（のち西日本無尽に吸収）
			4・29 日満「如蘭塾」開設
			5・21 古賀峯一、連合艦隊司令長官に就任
			12・30 系統農会産業組合、畜産組合、養蚕実行組合、茶業組合解散、市町村ならびに県の農業会設立
			2・1 県糧政課を食糧課と改称
			3 古賀峯一戦死
			6 佐賀県修練農場設置（杵島郡中通村）
			8・1 宮崎謙太知事就任
			9 県下中学校三年生以上勤労動員
			8・5 佐賀空襲
			8・11 鳥栖空襲
			9・17 枕崎台風県下大被害
			10・10 佐賀軍政部設置
			10・27 沖森源一知事就任
一九四四	十九	2・17 青年師範設置	1・15 伊万里立川炭鉱ガス爆発
		6・19 マリアナ沖海戦	5・1 供米の強権発動
		7・18 東条内閣総辞職	7・8 戸沢盛男知事就任
		7・22 小磯内閣成立	8・26 佐賀労組連合結成
		11・24 B二十九東京初空襲	9・1 県下耕作地主保有米取上げ実施
一九四五	二十	2・19 米軍、硫黄島上陸	
		4・7 鈴木内閣成立	
		8・6 米軍広島に原爆投下	
		8・9 米軍長崎に原爆投下（ソ戦対日宣戦）	
		8・15 終戦詔書放送	
一九四六	二十一	1・1 天皇陛下人間宣言	
		3・1 労働組合法施行	
		4・10 第二十二回総選挙	
		10・21 第二次農地改革諸法令公布	
		11・3 日本国憲法公布	
		4・18 山本五十六戦死	
		5・24 中学生以上勤労動員	
		6・1 改正府県制市町村制実施	
		10・21 学徒出陣壮行会	

西暦	年号	国内事項	県内事項
一九四七	昭和二十二	1・30 総司令部ゼネスト中止命令	2・25 農地委員会第一回選挙
		3・31 第一回農地買収	3・11 金山国治知事就任
		〃 教育基本法・学校教育法公布	4・5 公選知事、沖森源一就任
			4・30 戦後第一回県会議員選挙（中島規矩一・森俊亮）
		4・1 労働基準法公布	5・3 新制中学校発足
		4・17 地方自治法公布	11・28 佐賀県第一回農地売渡し式
		4・25 第二十三回総選挙	
		6・8 日本教職員組合結成	
一九四八	二十三	2・11 自治体警察発足	4・30 県立武雄高等学校開校式
		4・1 新制高校・大学発足	5・1 NHK佐賀放送局発足
		6・10 電力不足	6・22 上水道第二次拡張工事着手
		7・7 地方財政法公布	
		7・15 教育委員会法公布	
一九四九	二十四	1・23 第二十四回総選挙	2・18 佐賀県庁舎火災
		4・15 ドッジライン発表	4・1 武雄・朝日・橘三町村組合立武雄中学校設立、旧中学・旧高女二校統合
		7～8 下山、三鷹、松川事件	5・10 県立武雄高等学校開校記念日
		8・27 シャウプ勧告	10 武雄中学校、校歌制定
		12・2 税制改革三法案成立	11・12 佐賀大学開学記念式
			12・1 武雄市授産場事業開始

西暦	年号	国内事項	県内事項
一九五〇	二十五	1・1 千円札発行	6・4 参議院議員選挙に杉原荒太当選
		3・1 自由党結成	9・13 キジア台風県下に被害
		4・15 公職選挙法公布	12・15 新県庁舎落成
		6・25 朝鮮戦争おこる	
		8・10 警察予備隊設置令公布	
一九五一	二十六	4・1 米屋、民営復活	1 武雄高校東校舎四教室増築
		6・21 I・L・Oおよびユネスコに加盟	4・30 鍋島直紹知事就任
		9・1 民間放送開始	4 武内中学校落成、小学校地から分離独立
		9・8 講和条約安保条約調印	10・14 ルース台風県下に被害
		12・23 朝鮮休戦会談	
一九五二	二十七	1・19 韓国李ライン宣言	3・3 有明海総合開発協議会発足
		7・1 全国住民登録実施	4 農業改良普及事務所設置
		7・21 破防法公布	7・17 杵島炭鉱ダイナマイト爆発事故
		10・1 第二十五回総選挙	12 佐賀県自作農協会設立
		11・1 市町村教委発足	
一九五三	二十八	2・1 NHKテレビ放送開始	2 県林業会設立
		4・19 第二十六回総選挙	3・17 水道第三次拡張計画認可
		6・26 MSA援助発表	3・31 県解放農地国家補償期成同盟結成大会
		8・5 スト規制法成立	4・1 武雄高校、大町定時制分校開校
		9・1 町村合併促進法公布	6・27 台風十五号、県下大被害
			9・1 朝日村立養護老人ホーム開設（昭二十九・四・一武雄市立向陽園）

西暦	年号	国内事項	県内事項
一九五四	昭和二九	2・22 教育二法案国会提出	9・2 岩屋炭鉱争議、警官隊出動
		3・8 MSA協定調印	4・1 町村合併により武雄・伊万里・鹿島・鳥栖の四市誕生
		4・22 全日本労働組合会議結成	4・1 武雄市立武雄中学校など各小中学校市立となる
		6・24 日本エカフェに加盟	5・1 多久市・市制施行
		7・1 防衛庁、自衛隊発足	9・22 武雄高校、校歌校旗制定
一九五五	三十	2・27 第二十七回総選挙	11・1 県農協中央会設立
		4・23 統一地方選挙	11・30 県地方事務所廃止
		5・4 日中貿易協定	4・23 鍋島直紹知事再選（県議、長谷朋治・伊東喜代太当選）
		10・1 第八回国勢調査	7・10 佐賀興業、佐賀中央の両銀行合併して佐賀銀行となる
		11・5 砂川町強制測量	10 県自主財政再建計画策定
一九五六	三十一	2・9 国会原水爆実験禁止決議	2 武雄塵芥焼却炉火入
		5・19 科学技術庁発足	2 武雄市社会福祉協議会発足
		5・20 水俣病発見	3・2 武雄市報一号発刊
		5・24 売春防止法公布	3・31 佐賀県、地方財政再建促進特別措置法の適用をうく
		6・2 新教育委員会法成立	4・1 NHK福岡テレビ局開局
		10・19 日ソ国交回復共同宣言	6 武雄市地方財政再建促進特別措置法の適用をうく

西暦	年号	国内事項	県内事項
		12・18 国連総会日本の国連加盟可決	6 玄海国立公園指定
		○ 設備投資ブーム（神武景気）	8・16 台風九号県下に被害でる
一九五七	三十二	1・29 南極観測隊、昭和基地設置	11・12 杵島炭鉱、大鶴鉱閉山
		2・14 初の日ソ漁業委員会開く	12 県人口九十七万六千余人
		2・25 岸内閣成立	1 六角川直轄河川に編入
		7・1 国際地球観測年はじまる	2・14 佐教組三、三、四割休暇闘争にはいる
		7・25 諫早大水害	3・15 鹿島市で佐賀博覧会開催
		8・13 憲法調査会第一回総会	3 武雄電報電話局落成
		8・27 茨城県東海村原子炉（運転）	3 武雄市営住宅赤尾、北ノ浦、中野完工
		9・2 国際ペン大会東京で開催	3・30 北山ダム完工式
		11・19 前橋地裁、ジラードに懲役三年の判決	7・6 人形石山地すべり
一九五八	三十三	1・20 インドネシアとの平和条約、賠償協定調印	8・2 杵島炭坑企業整備に反対し無期限ストに突入
		3・9 関門国道トンネル開通	11・30 第一回武雄市文化祭開く
			12・20 武雄市有権者数二万二千六百二十一人
			1・23 武雄移動市役所始まる二・七
			2・22 NHK熊本テレビ局開局（県内受像鮮明となる）

西暦	年号	国内事項	県内事項
		4・1 売春防止法実施	4・7 武雄市長選挙中野氏再選さる
		5・22 第二十八回総選挙	7・12 北山ダム県立公園に指定
		7・31 文部省学習指導要領改正発表	7・25 武雄市敬老年金条例、奨学資金貸与条例できる
		8・16 和歌山で勤評阻止全国大会	10・1 佐賀市で騒音防止取締りはじまる
		12・1 一万円札発行	11・6 武雄市行政機構の改革で徴収課を設置
		12・27 国民健康保険法公布	11・13 武雄市蚊とハエの撲滅による模範地区として厚生大臣表彰
一九五九	昭和三十四		11 福岡・佐賀二十九市町村で筑後川利水研究会設立
		1・1 メートル法施行	1・15 武雄市新成人七百八十三名
		4・10 皇太子ご成婚	3・7 佐賀球場完成
		5・2 防衛二法改正案成立	3・30 武雄市議選挙
		5・5 東京国際見本市開催	4・4 市政五周年記念式典行なわる
		7・10 最低賃金法施行	4・27 池田知事就任
		9・12 ドル為替の自由化実施	10・22 杵島炭坑の長期争議解決
		9・26 伊勢湾台風	10 武雄小学校着工
		11・1 国民年金法施行	12・1 小城郡三ケ月村で農家の月給制を実施
一九六〇	三十五	1・12 貿易為替自由化の基本方針決定	12・10 佐賀県農協貯金百四億六千万円の新記録樹立
			1 塩田町分町紛争に警官出動
			2 建設省武雄工事事務所落成

西暦	年号	国内事項	県内事項
		1・19 新日米安保条約、行政協定調印	3 武雄市都市下水路工事完成
		1・24 民主社会党結成	3・31 武雄市財政再建計画終る
		6・23 日米新安保条約発効	3 武雄競輪十周年記念入場者総数百六万四千七百五十五人
		7・1 国鉄三等を廃止	3・24 武雄市荒踊り佐賀県重要無形文化財に指定さる
		7・19 池田内閣成立	3 武雄市集会所建設さる
		9・10 カラーテレビ放送開始	3・22 福岡・佐賀線（国道二百六十三号）全線改良開通
		10・12 浅沼社会党委員長刺殺さる	9 佐賀県産米改良協会発足
		11・2 三池争議二百八十二日ぶりに解決	11・8 佐賀県総合開発第一回審議会開催
一九六一	三十六		3・15 杵島炭鉱合理化案発表
		4・1 国民年金発足	3 佐賀県産業振興八か年計画発表
		4・19 ライシャワー駐日大使着任	3 若木保育所新築
		6・6 農業基本法成立	3・31 武雄小学校改築二期工事完工
		7・20 ソ連製小児マヒ生ワクチン使用開始	4・19 天皇・皇后両陛下県下ご巡幸
		9・26 文部省中学校一斉学力テスト実施	5・15 武雄市初の老人クラブ、東川登町に誕生
		11・2 第一回日米貿易経済合同委員会	5 佐賀県商工会連合会結成
		12・12 三無事件発覚	8・14 武雄市三の丸のぼり窯と青銅製臼砲および野戦砲発掘
		12・13 第一回日米科学委員会	8・19 第一回武雄市弁論大会
			9 佐賀市金立町で県下初のヘリコプターによる農薬散布

西暦	年号	国内事項	県内事項
一九六二	昭和三七	1・9 ガリオア・エロア返済協定調印	10 第二室戸台風
		2・1 東京都常住人口一千万を突破	11・3 第六回全国青年弁論大会(武雄市)
		5・10 新産業都市建設促進法公布	1・1 武雄丸山山頂に愛の鐘放送はじまる
		6・10 石炭鉱業調査団スクラップ・アンドビルド政策強化を推進	1 県下で初の家庭授産(武雄市)はじまる
		8・24 三宅島大噴火	4・22 武雄市長副島博氏当選
		9・12 原研国産第一号原子炉に火ともる	5 国道三十四・三十五号線全線開通
		9・29 貿易自由化を推進、自由化率八十八%となる	5 武雄小中学校給食開始
		12・1 配給米平均十二%値上げ	5・19 武雄郵便局新庁舎で業務始まる
一九六三	三十八	2・14 北九州市発足	7・6 武雄市文化財保護条例できる
		3・20 閣議、特定産業振興臨時措置法案決定	7・8 集中豪雨
			7・11 小城、北波多炭鉱閉山
			11 武雄市水道料金値下げ(約一割)
			12 武雄市公明選挙都市宣言
			1・12 県立図書館落成
			1 武雄営林署落成
			2・19 武雄中学校火災

西暦	年号	国内事項	県内事項
		7・13 新産業都市十三か所を決定	3・11 県体育館落成式
		9・12 最高裁、松川事件再上告を棄却、全員無罪確定	4・23 池田直知事就任
		10・28 三菱系三重工、合併に調印	4・30 武雄市議選挙
		11・1 新千円札発行	5 武雄警察署新庁舎落成
		11・9 三井三池鉱ガス爆発	8 武雄高校甲子園出場
		11・16 能研テストを初めて実施	10 武雄市低開発地域、工業開発地域に指定
		12・11 観測ロケット「ラムダ二号」打あげ成功	12・10 武雄市、佐賀・福岡と即時電話開通
一九六四	三十九	2・23 吉田茂国府訪問	1・20 武雄神社火災全焼
		4・1 日本I・M・F八条国移行	2・7 武雄中学校校舎落成
		4・24 戦後初の戦没者叙勲決定	3・30 武雄市橘小学校講堂落成
		4・25 沖縄援助日米協議会発足	4・1 武雄市消防本部設置
		4・28 日本OECDに正式加盟	8・11 新佐賀段階米づくり運動推進本部設置
		6・16 新潟地震	9 市史編纂委員会条例
		10・1 東海道新幹線営業開始	10・22 武雄市制十周年記念式典
			11・5 武雄みかん選果場試運転開始
			11・12 佐賀機械金属工業協同組合の高木瀬工場の団地落成
			○ 有明のり豊作

西暦	年号	国内事項	県内事項
		10・10 第十八回オリンピック東京大会開会	2・25 岩屋炭鉱、石炭鉱業事業団への買上げきまる
		11・9 佐藤内閣成立	3 武雄市消防署開設
		○ この年企業倒産、戦後最高四千二百十二件	5・22 武雄市衛生処理場完成
一九六五	昭和四十	1・1 消費者米価平均十四・八%引上げ	5・26 武雄バイパス起工
		1・13 粗鋼生産量米ソにつぎ第三位と発表	6・7 九州電力唐津発電所起工式
		3・6 山陽特殊鋼、会社更生法適用申請	10 武雄市対策協議会設置
		5・28 農地補償法成立	10・1 国鉄佐賀―鍋島間複線完成
		6・22 日韓条約、協定正式調印	11・3 武雄市朝日小健康優良校で全国特選
		8 松代群発地震の初め	12・1 佐賀玉屋新築落成
		12 朝永振一郎ノーベル賞を受く	12 武雄水資源開発審議会設置
一九六六	四十一	1・1 消費者米価平均八・六%値上げ実施	12・18 武雄市七農協合併仮調印
		1 第一回赤字国債発行	○ この年佐賀県米づくり日本一となる
			1 六角川一級河川に編入
			1 故副島市長の市葬
			2 富士町国民保養地に指定

西暦	年号	国内事項	県内事項
		2 航空機事故相つぐ	3・6 武雄市三代市長本山昌太郎就任
		3・5 国鉄運賃値上げ	4・1 武雄市農協合併実現
		6・25 敬老の日、体育の日祝日に決る	4・1 佐賀大学に経済、理工の二学部設置
		7・1 郵便料値上げ実施	5・7 武雄市役所新庁舎落成式
		12・9 建国記念日二月十一日に決る	7・1 伊万里湾開発計画発表
		12・16 交通事故死一万三千三百二十九名	8 武雄市上水道時間給水
一九六七	四十二	2・17 第二次佐藤内閣発足	9・20 九州急行バス武雄停車
		4・15 東京都知事に美濃部亮吉当選	10・26 唐津城天守閣をつくる
		10・8 佐藤外遊反対で羽田事件	○ この年も米作日本一となる
		11・12 日米首脳会議	1・1 武雄市第一回市政功労者善行者表彰
			3・17 名護屋大橋完成
			4 武雄市消防庁舎落成
一九六八	四十三	3 東大紛争のため卒業式中止	4・15 池田知事三選さる
		5・16 十勝沖地震死者五十二人	6・14～ 武雄市上水道完全断水(約一か月)
			6・30 佐大紛争無期限スト突入
			7・9 集中豪雨
			武雄市内の被害約十五億円
			9・7 国道三十四号線バイパス開通
			11・25 大臣二人誕生保利建設大臣、鍋島科学技術庁長官
			1 武雄市川登中学落成
			1 佐賀女子高武雄校舎開校
			1 三菱古賀山鉱閉山

西暦	年号	国内事項	県内事項
		6・26　小笠原諸島返還式	2　豪雪交通止め多し
		7・1　交通反則金、郵便番号制発足	4　武雄市交通災害共済事業発足
		8・8　日本初の心臓移植手術	4　武雄小学校屋内体育館落成
		8・18　飛騨川バス転落事故	4　東、西川登保育所開設
		10・17　川端康成のノーベル文学賞受賞決定	6　武雄高校六十周年記念プール弓道場完成
		11・10　屋良朝苗沖縄初の主席公選で当選	9・29　明治百年記念展(県体育館)
		12・10　三億円強奪事件	10　有明干拓有明工区完成
一九六九	昭和四十四	1・8　東大の封鎖解除（八千五百人の警官動員）	○　交通事故激増死者百七十五人
		1　能研テスト廃止	3　杵島向陽園建設
		3　予約米減税法成立	5・15　杵島炭鉱閉山
		4・28　沖縄デー事件	7　朝日小学校校舎改築着工
		5・26　東名高速道路全通	8　武雄小学校校舎落成
		8・15　日本登山隊アイガー北壁直登に成功	11・10　皇太子殿下県内ご旅行
		8　大学法施行	11・24　鳥栖・肥前山口間複線化完成
		10・29　厚生省、チクロの使用禁止、回収指示	12　第二次農業構造改善事業に武内町全域を指定
		11・21　佐藤・ニクソン会談終る、安保堅持、七二年沖縄返還の共同声明発表	12　鍋島邸(武雄)文化財保護に収蔵庫を設置
		12・27　第三十二回総選挙、自民議席増加	12・15　佐大学長、田中定氏三選
一九七〇	四十五	1・14　第三次佐藤内閣発足	2・10　武雄簡易保険保養センター完成
		2・3　核防条約に調印	4　武雄市長本山昌太郎氏再選
		2・11　国産初の人工衛星打上げに成功	5　渕の尾ダム(武雄)完成
		3・14　大阪万国博開会式	7　玉島古墳へ発掘調査
		3・31　日航よど号事件	7　佐賀県公害防止条例成立
		4・24　沖縄の国政参加法成立	10・14　県博物館開館式
		5・11　日本隊エベレスト登頂成功	11・4　県総合運動場落成
		7　東京に光化学スモッグ発生	11・21　佐賀駅高架移転工事認可
		11・1　中央公害審査会発足	○　米の生産調整(武雄市七百四十六トン減産)八年ぶりの不作
		11・25　三島由紀夫切腹自殺	

おわりに

私がはじめて武雄市史の編さんについて相談を受けたのは昭和四十年の初夏の頃であった。その時、示された書類によれば、その前年三十九年十月に武雄市史編さん委員会条例が作られ、委員会の組織・運営、編さんされる市史の規模などに関する大体の構想はすでにできていて、いよいよ執筆委員の委嘱と編さんへの具体的な発足の段階に入っていた。しかし私や私が執筆者として推選できる人々はみなその頃佐賀県史の執筆中であって、もし私たちが武雄市史の編さんに当たることになるとしても、県史執筆完了の予定されている二年後でなくては具体的に着手できない状態にあった。それにもかかわらず市当局はそのようなわれわれの立場を諒して、市史編さん完了の予定時期を二か年さきに延長された。その後も、委員の病気や止むをえない事情による辞任などのこともあつて、執筆は予定どおりには運ばなかつたが、その都度、市当局の示された理解のある態度には今更ながら深く謝意を表せざるを得ない。

県史にしても市町村史にしても、或る地域社会の歴史を編さんする場合、その最も適任

者は、その土地に生まれ育ち、且つ歴史的な学問研究を一生の仕事としている人である、と、私はかねがね思つている。そうした意味から云えば、私たちのほとんどは第一の条件には当てはまらない、いわゆる〝よそ者〟であつた。土地の人々の協力がなければ市史編さんの円満な達成は期せられないことであつたが、武雄歴史研究会々員の方々の心からなるご協力を得て、私たちは終始愉快に編さんに従事することができたのである。

今まで武雄の歴史について書かれたものには、本書上巻の本文中にもしばしば引用したように、「藤山考略」以下数種あるが、いずれも、ある家・ある社寺・もしくは事蹟・人物などについての云わば特殊史・部分史であつて全般史ではない。私たちは編さんに当たつて先ず次のような点に目途を置いた。

この武雄と云う地域と、ここに古い昔から住み付き、長い年月にわたつて絶えることなく続けられ受けつがれてきた人々の生活のあとを、発展史的に把握すること。

また、上述の諸書が見のがしていた諸問題や、十分に究明されていなかつた事柄については、さらに検討を加え、あるいは深く掘り下げて考えてみること、などであつた。

しかし問題の所在は広く多数であるのに、拠るべき史料は少ない。当初の念願がどれだけ果たされたか、いま振り返つてみて忸怩(じくじ)たるものがないではない。

しかしながら、私たち執筆委員は他に本務を持ち、市史編さんに専念することのできない立場にあつたが、与えられた条件下にできるだけの努力を続けた。いまその努力の成果を手にして無量の感慨をおぼえる。

いつの日かまたすぐれた市史の編さんされることを待望し、この私たちの書いた市史が、それへの礎石的な役割を果たすことを期待したい。

終わりに重ねて編さん委員長谷口助役をはじめ歴代の編さん室長・係長その他の諸氏、ならびに歴史研究会員各位のご好意とご盡力・ご協力に対して厚く感謝の意を表して擱筆する。

三好不二雄

武雄市史編纂委員会の構成

編纂委員長	武雄市助役	谷口雄市
編纂委員	佐賀大学名誉教授	三好不二雄
〃	執筆者主査 佐賀県立神埼高等学校教諭	七田忠志
〃	〃 佐賀県立伊万里高等学校教諭	原口静雄
〃	〃 佐賀県立佐賀西高等学校教諭	池田史郎
〃	〃 佐賀大学助教授	杉谷昭
〃	〃 佐賀県立佐賀北高等学校教諭	小宮睦之
協力者	〃 武雄歴史研究会員	眞名子磯夫
〃	〃 〃	中島平一
〃	〃 〃	故浦郷博義（昭和四十五年十二月十二日逝去）

編纂室事務局

在任期間	職名	氏名	在任期間	職名	氏名
昭和四十年四月六日	室長	中村元一	昭和四十年四月六日	係長	有田峰次郎
昭和四十一年一月三十一日			昭和四十一年一月三十一日		
昭和四十一年四月一日	室長	馬場達見	昭和四十一年四月一日	係長	松尾博二
昭和四十三年四月十日			昭和四十三年四月十日		
昭和四十三年四月十日	室長	山崎昇	昭和四十四年十二月一日	嘱託	山崎昇
昭和四十四年十一月三十日			昭和四十五年十一月三十日		
昭和四十五年五月二十一日	室長	辻逸雄	昭和四十六年四月一日	嘱託	辻逸雄
昭和四十五年十一月三十日			昭和四十六年九月三十日		
昭和四十五年十二月一日	室長	木寺清			

昭和四十八年三月三十日発行

編者 武雄市史編纂委員会

発行者 武雄市

印刷 株式会社 帝国地方行政学会（東京都中央区銀座七―四―一二）

営業所 東京都新宿区西五軒町五二番地 郵便番号 一六二 電話03(268)二一四一（大代）

九州支社 福岡県福岡市中央区春吉三―二四―一二 郵便番号 八一〇 電話092(75)二八六五

武雄市史 下巻

武雄市史　下巻

昭和56年11月15日　印刷
昭和56年11月25日　発行

揃定価 33,000円

著作権者との
申合せにより
検印省略

編　者　武雄市史編纂委員会

発行者　佐藤今朝夫

制作・川越泰博

〒170　東京都豊島区巣鴨3－5－18

発行所　株式会社 国書刊行会

電話 (917)8287(代表)　振替・東京5－65209

落丁本・乱丁本はお取替いたします。　印刷・セイユウ写真印刷㈱　製本・青木製本